

第365回高知県議会（2月）定例会日程

月 日	曜 日	会 議	行 事
2月21日	火	本会議	開会 会期の決定（30日間） 議案の上程76件（予算41、条例23、その他12） 提出者の説明 濱田知事
22日	水	休 会	議案精査
23日	木	休 会	
24日	金	休 会	議案精査
25日	土	休 会	
26日	日	休 会	
27日	月	休 会	議案精査
28日	火	休 会	議案精査
3月1日	水	本会議	質疑並びに一般質問 西内(健)議員 吉良議員 坂本議員
2日	木	本会議	質疑並びに一般質問 大石議員 黒岩議員 上田(貢)議員
3日	金	本会議	質疑並びに一般質問 橋本議員 田中議員 土居議員
4日	土	休 会	
5日	日	休 会	
6日	月	休 会	議案精査
7日	火	本会議	質疑並びに一般質問 森田議員
8日	水	本会議	質疑並びに一般質問（一問一答） 榎尾議員 米田議員 石井議員 武石議員 西森議員 上治議員 岡田議員
9日	木	本会議	質疑並びに一般質問（一問一答） 田所議員 依光議員 土森議員 下村議員 横山議員 加藤議員 桑名議員 委員会付託
10日	金	休 会	委員会審査
11日	土	休 会	
12日	日	休 会	

13日	月	休 会	委員会審査
14日	火	休 会	委員会審査
15日	水	休 会	委員会審査
16日	木	休 会	委員会審査
17日	金	休 会	委員会審査
18日	土	休 会	
19日	日	休 会	
20日	月	休 会	
21日	火	休 会	(祝日)
22日	水	本会議	委員長報告 討論 塚地議員 採決 新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員長報告 議案の上程（議発第1号—議発第6号） 採決 議案の上程（議発第7号） 討論 桑鶴議員 中根議員 採決 継続審査の件 閉会

第365回高知県議会定例会会議録目次

招集告示	1
議員席次	1

第1日（2月21日）

出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者	3
事務局職員出席者	4
議事日程	4
諸般の報告	6
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
議案の上程、提出者の説明	7
濱田知事	7
県政功労者表彰式	22

第2日（3月1日）

出席議員	25
欠席議員	25
説明のため出席した者	25
事務局職員出席者	26
議事日程	26
諸般の報告	28
質疑並びに一般質問	
西内(健)議員	29
1 政治姿勢（取組の評価、2期目への決意表明、当初予算編成での苦労や感想、物価高騰に対する認識）について	29
2 デジタル化・グリーン化・グローバル化（デジタル化の将来イメージ、原子力発電の利用、海外支援拠点の整備）について	30
3 県内経済の状況（認識、経営支援機関の取組、支援内容の周知と相談環境づくり、事業者のインボイス制度への対応、事業承継の傾向と取組、2024年度	

問題のトラック事業者の現状と対策、物流の効率化、労働生産性の向上) について	31
4 医師の働き方改革について	33
5 歯科医師の高齢化対策について	33
6 農業振興（園芸用ハウス整備における資材価格高騰への対策、四万十市新食肉センターの整備）について	33
7 水産業振興（デジタル化への取組と浸透、所得向上に向けた出口戦略、養殖における飼料価格高騰への支援、ウニ除去による藻場造成の成果と今後の取組）について	34
8 土木政策（地質調査業界への認識、地質調査業務における県外事業者指名選定への所見、入札制度見直しの必要性）について	35
9 教育政策（小中学校における不登校対策、学校運営協議会の設置促進と充実）について	36
10 地域スポーツ推進体制について	37
11 観光振興（観光博覧会への思いと期待、これまでの博覧会後の取組の成果と課題及び今回の博覧会への生かし方、キャッシュレス化への対応）について	37
12 歴史や環境などの貴重な資料の収集保管（生物標本の保管・活用、各施設における資料管理と活用の在り方）について	37
濱田知事	38
沖本産業振興推進部長	44
松岡商工労働部長	44
中村中山間振興・交通部長	47
家保健康政策部長	47
杉村農業振興部長	48
松村水産振興部長	49
荻野土木部長	51
長岡教育長	52
岡村文化生活スポーツ部長	53
山脇観光振興部長	54
豊永林業振興・環境部長	54
西内(健)議員	55
吉良議員	56
1 政治姿勢（台湾有事、日本独自の外交戦略、国によるスタンドオフミサイルの配備先・保管庫設置場所の検討、高知における自衛隊施設強靱化に関する国からの説明、強靱化の受け止め、国の来年度予算案）について	56
2 物価高騰対策（物価高騰の影響、年金生活の高齢者の暮らしを守る取組、燃料油価格激変緩和事業の継続と水道料金減免制度の拡充、子供の医療費無償	

化の拡充、学校給食費の無償化、GX実現に向けた基本方針の原子力政策方針、大手電力会社の料金値上げ、農業を守る取組、国の政策追随への所見、県予算への内発的発展の位置づけ) について……………	58
3 新型コロナウイルス感染症の5類への移行(医療費の公費負担継続、医療機関への支援継続、入院調整の継続、ガイドライン策定と県民への呼びかけ) について……………	61
4 教育問題(報告を受けた教育委員会の対応、協議の経緯とその後の処置、独立した調査・認定の組織・機関の設置と苦情相談員等の現状、公立高等学校の定員内不合格) について……………	62
濱田知事……………	65
山地子ども・福祉政策部長……………	72
家保健康政策部長……………	72
長岡教育長……………	72
吉良議員……………	74
長岡教育長……………	75
吉良議員……………	76
長岡教育長……………	76
坂本議員……………	76
1 政治姿勢(本県のあるべき3つの姿の実現、道半ばと述べた思い、県民の現状への認識、関西戦略における共感と前進、戦争を回避する外交や政治の必要性、実現に向け国に求めるもの、敵基地攻撃力保有による事態への覚悟、旧統一教会の主張の施策への反映、旧姓の通称使用と旧統一教会の主張、旧姓の通称使用の法整備、談合できない入札制度の構築、高知龍馬マラソン警備業務の事案への対応) について……………	76
2 これまでの新型コロナウイルス感染症対策の総括と今後の対策(総括と反省及びアフターコロナの県政運営に生かす教訓、新たな感染症パンデミックを想定した措置、今後の保健・医療提供体制の確保) について……………	79
3 住宅確保要配慮者の住宅確保と住まいの支援(取組の具体化と実効性の明示、公営住宅の供給目標値の妥当性及び優先入居やバリアフリー化の取組、福祉と住宅の連携) について……………	81
4 少子化対策・子育て支援(改正児童福祉法施行に向けた課題と見通し、予算措置と市町村支援、産後ケア利用促進事業の位置づけ、利用拡大に向けた取組と財政措置、保育士配置基準の見直しや充実への決意、3歳児配置改善加算の実施状況、チーム保育推進加算の実施状況と拡充対象園数、配置基準見直しまでの独自措置) について……………	82
5 南海トラフ地震対策における課題(防護柵設置に向けた協議と国の対応、高知市との消火・避難誘導方法の連携、津波避難ビル・タワーの防火対策、ド	

ローンによる救援物資の配送、事前復興が進まない理由、事前復興室の役割、 仮設住宅の確保への決意) について……………	84
濱田知事……………	86
荻野土木部長……………	94
山地子ども・福祉政策部長……………	95
長岡教育長……………	96
中岡危機管理部長……………	97
坂本議員……………	99
濱田知事……………	100
坂本議員……………	101

第3日（3月2日）

出席議員……………	103
欠席議員……………	103
説明のため出席した者……………	103
事務局職員出席者……………	104
議事日程……………	104
諸般の報告……………	106
質疑並びに一般質問	
大石議員……………	107
1 政治姿勢（帰郷後印象に残ったシーンと本県の課題・可能性及び予算に込め たメッセージ、トップリーダーとしての思いと郷土への愛情の重要性、マス ク着用の考え方とあんしん会食の取組）について……………	107
2 人口問題（地域みらい留学における住まいの問題、市町村への支援、外部人 材や関連組織との連携など経験値を蓄積する体制強化、高校魅力化コーディ ネーターの採用戦略、県内大学生・専門学校生の位置づけ、満足度を高める 施策の充実、会計基準の変更が与える公立大学法人への影響と対応、今後の 経営戦略、県内国公立大学の経営面での連携）について……………	109
3 公共交通（公共交通を支えていく覚悟、とさでん交通に対する支援、戦略構 築の必要性）について……………	112
4 商工業（製造業の小規模・中小企業者のマインドと前向きな事業継続に必要 な点、商工会・商工会議所の支援体制）について……………	113
5 農林水産業（森林環境税の幅広い環境問題への活用、キンメダイ不漁の要因、 資源問題への対処、陸上養殖の可能性）について……………	114
6 文化政策（旧陸軍歩兵第44連隊跡地活用事業完遂への決意、旧大栃高等学校	

における歴史民俗資料の保存と公開、県内歴史資料の統一データベース化、 県史編さん室への情報に明るい専門職員の配置) について……………	116
7 スポーツ政策（プロスポーツキャンプ誘致の総括と今後の戦略及び目標、部 活動地域移行が子供たちに与える影響) について……………	117
8 広報戦略（インターネットを通じた情報発信の在り方) について……………	118
9 統一地方選挙（低投票率の原因と対策、若い世代の政治参加の重要性) につ いて……………	118
10 丸山台（位置づけと今後の活用及び存在の把握) について……………	119
濱田知事……………	119
長岡教育長……………	127
岡村文化生活スポーツ部長……………	128
中村中山間振興・交通部長……………	130
松岡商工労働部長……………	131
松村水産振興部長……………	131
徳重総務部長……………	132
土居選挙管理委員長……………	133
大石議員……………	133
濱田知事……………	134
岡村文化生活スポーツ部長……………	134
大石議員……………	135
濱田知事……………	135
黒岩議員……………	135
1 産業振興計画と県経済（補正予算による県経済への効果、経営改善支援融資 の活用、観光関連産業の状況、第4期計画のバージョンアップへの思い、連 携テーマのプロジェクトにおける取組と課題、農業分野における成果と課題 及び来年度の取組、林業分野における成果と課題及び来年度の取組、水産業 分野における成果と課題及び来年度の取組、商工業分野における成果と課題 及び来年度の取組、雇用対策の充実、高知労働局との雇用対策協定、高年齢 者雇用安定法に基づく就業状況と課題、大学生Uターン就職実態調査の結果 を踏まえた取組と目標達成の見込み、奨学金返還支援制度の成果や課題と市 町村の取組、企業支援型奨学金返還支援を通じた若手人材の確保、Uターン 者増に向けた取組と市町村との連携、2段階移住の取組、地域ビジョン再構 築への取組、デジタル活用支援推進事業の実施、市町村のデジタル化推進に 向けた高度専門人材の確保) について……………	135
2 少子化対策（こども家庭庁への期待と将来を見据えた対策、県独自の対策、 子供の医療費助成に関する市町村格差の是正) について……………	139
3 土木行政（流域治水関連法施行後の規制に関する取組、中小河川のハザード	

マップ、高知市旭地区の浸水被害対策、洪水予報の高度化等への対応、流域貯留対策の検討、担い手の確保及び技能労働者の処遇改善、県営住宅における高齢者単身世帯の見守り活動）について……………	141
4 障害者支援（補聴器等購入時の助成制度、就労機会の拡大、現状と課題）について……………	142
濱田知事……………	143
松岡商工労働部長……………	146
山脇観光振興部長……………	148
沖本産業振興推進部長……………	149
杉村農業振興部長……………	150
豊永林業振興・環境部長……………	150
松村水産振興部長……………	151
岡村文化生活スポーツ部長……………	151
中村中山間振興・交通部長……………	152
徳重総務部長……………	153
山地子ども・福祉政策部長……………	154
荻野土木部長……………	155
黒岩議員……………	157
濱田知事……………	158
荻野土木部長……………	158
黒岩議員……………	159
上田(貢)議員……………	159
1 コロナ関連融資（県内事業者の状況や思いの把握、もう一段踏み込んだ支援）について……………	159
2 宿泊業・飲食業に対する支援策（観光業界のソフトランディング）について……………	160
3 関西戦略（外商活動のさらなる強化、若者をターゲットにした観光情報発信の強化、牧野記念財団のスタッフ増員と処遇充実）について……………	161
4 土佐の魚カツオ（一本釣りの現状と課題及び企業版ふるさと納税の導入、高知マリンイノベーションにおける取組の進捗と方向性）について……………	163
5 林業振興（川上から川中・川下への好循環、A材などの利用拡大、コウヨウザン苗木の生産体制整備、造林補助事業の対象樹種とするための知見、外国人技能実習制度などの職種追加に向けた働きかけ、地ごしらえや植栽の派遣禁止に対する対応）について……………	164
6 事前復興に関する考え方（事前復興まちづくり計画策定の市町村取組状況と県の支援策、県庁各部署を横断的に結んでの総合戦略）について……………	166
濱田知事……………	167
沖本産業振興推進部長……………	170

山脇観光振興部長	170
豊永林業振興・環境部長	171
松村水産振興部長	172
中村中山間振興・交通部長	173
中岡危機管理部長	173
上田(貢)議員	174

第4日(3月3日)

出席議員	175
欠席議員	175
説明のため出席した者	175
事務局職員出席者	176
議事日程	176
質疑並びに一般質問	
橋本議員	178
1 政治姿勢(県内事業者の成長戦略、成長分野への労働移動、電気料金値上げへの認識、座談会で感じた中山間地域の課題)について	178
2 介護サービス提供体制(中山間地域における人材不足、地域包括支援センターの複合的課題への対応、全方位型地域包括ケアシステムの構築)について	180
3 特定空家対策(現状、具体策、放置空き家の実態と市町村への支援体制)について	181
4 放置自動車の不適正保管と不法投棄(現状と課題及び対策、問題への向き合い方)について	182
5 廃棄太陽光パネル(リユース・リサイクルの取組、エコサイクルセンターと新管理型最終処分場での受入れ、地域で循環させる仕組みづくり)について	182
6 全国旅行支援後の観光戦略(県内ホテル・旅館等の状況、さらなる観光需要喚起策、インバウンドの受入れ体制)について	183
7 給食費の公会計化について	183
8 生活福祉資金特例貸付の返済(実態、困窮者への支援や貸付金の回収、国の施策への所見)について	184
濱田知事	185
山地子ども・福祉政策部長	189
荻野土木部長	190
豊永林業振興・環境部長	191
江口警察本部長	193

山脇観光振興部長	193
長岡教育長	194
橋本議員	194
長岡教育長	195
江口警察本部長	196
橋本議員	196
田中議員	197
1 ポストコロナ時代の県政運営（高知家プロモーションの成果と今後の生かし方、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の使い方の検証と今後の生かし方、「食べて！飲んで！高知家応援キャンペーン」の総括、令和6年度の観光戦略づくり、県民の県内周遊喚起策、空き家対策の取組状況と来年度の取組）について	197
2 産業振興計画（地域アクションプランの今後の見直し、農業分野の地産強化、主食用米からの転換推進、酪農を含めた畜産の構造転換支援、水産分野の地産強化、輸出額の早期回復、水福連携の取組）について	199
3 日本一の健康長寿県構想（オンライン診療の現状と今後の取組、周産期医療体制の整備、人と人のつながりの再生に向けた取組）について	201
4 危機管理・防災（多くの機能を有する拠点の整備）について	202
5 県立高等学校の魅力化（県立高等学校の情報発信、中学校1・2年生に対する知る機会を増やす取組）について	202
6 高知龍馬空港（新ターミナルビル整備に向けた検討状況と今後の見通し、スピード感を持った検討）について	203
濱田知事	203
徳重総務部長	204
沖本産業振興推進部長	205
山脇観光振興部長	206
荻野土木部長	206
杉村農業振興部長	207
松村水産振興部長	208
家保健康政策部長	209
中岡危機管理部長	210
長岡教育長	211
井上副知事	212
田中議員	212
濱田知事	213
田中議員	213
土居議員	213

1	産業の構造転換について	214
2	働き方改革（2024年問題の影響、荷主企業の意識改革と物流プロセスの課題解決、事業者の意見を聞き取った取組）について	214
3	デジタル田園都市国家構想（デジタルディバイド対策、電子申請・契約システムの成果と来年度の取組、マイナンバーカードを活用したバス乗降改札システム実証事業、県庁ワークスタイル変革プロジェクトによる変革、デジタルデータ活用による商店街の活性化）について	215
4	産業振興計画（I o Pプロジェクトの成果、全国展開の推進、I o Pクラウドにおける新領域・新分野の関連産業創出、温室効果ガス削減に向けた活用、ヘルスケア・アニメ産業への挑戦理由と優位性及び目指すもの、アニメプロジェクトの成果と見通し、ヘルスケアイノベーションプロジェクトの課題に対する取組）について	216
5	中山間地域対策（地域おこし協力隊の確保、隊員のサポート）について	218
6	高知型地域共生社会の取組（市町村における包括的支援体制整備への支援、コミュニティーソーシャルワーカーの確保・育成、ソーシャルワークの網の目構築プロジェクトの推進、県民の理解と参画、アウトリーチ支援の充実、介護事業所のI C Tなどの導入促進）について	218
7	高知県土地開発公社解散後の用地買収（高規格道路用地室の体制、県事業の用地買収に与える影響、公社委託事業と同等事業への対応）について	219
	濱田知事	220
	中村中山間振興・交通部長	221
	徳重総務部長	223
	松岡商工労働部長	225
	杉村農業振興部長	225
	沖本産業振興推進部長	227
	山地子ども・福祉政策部長	228
	荻野土木部長	231
	土居議員	231

第5日（3月7日）

出席議員	233
欠席議員	233
説明のため出席した者	233
事務局職員出席者	234
議事日程	234

諸般の報告	236
質疑並びに一般質問	
森田議員	236
1 県庁組織の見直し（頭脳に当たる部門の必要性、今の価値観に合った県政と するための組織改正）について	237
2 関西・高知経済連携強化戦略（進捗状況と自己評価及び経済交流への思い、 組織・予算と取組への決意）について	238
3 高知工科大学（県内への就職状況、県内企業への人材提供に向けた指導や支 援）について	239
4 少子化対策（未婚の実態と背景、出会いに向けた異次元の支援、幸せ県高知 を目指した取組）について	240
濱田知事	246
岡村文化・生活スポーツ部長	250
山地子ども・福祉政策部長	251
森田議員	252

第6日（3月8日）

出席議員	253
欠席議員	253
説明のため出席した者	253
事務局職員出席者	254
議事日程	254
質疑並びに一般質問（一問一答）	
槇尾議員一（濱田知事、家保健康政策部長、杉村農業振興部長、荻野土木部長）	256
1 少子化対策（妊娠・出産期の相談支援、助産師の確保と資質向上の取組）に ついて	256
2 農業（農地の集積面積及び集積率の現状、人・農地プランの策定状況、課題、 地域計画、稲作農家への農地集積、賃貸借のミスマッチに対する対応策、基 盤整備率、掲げている目標、目標実現に向けた取組、普及指導員の育成、農 家の優れた技術の継承、中山間地域の農業）について	258
3 夜須川の改修（改修の必要性、事業化に向けた取組）について	263
4 県が管理する河川（氾濫のリスクが懸念されている河川の把握、土砂の除去） について	263
米田議員一（長岡教育長、家保健康政策部長、山地子ども・福祉政策部長、濱田知事、 荻野土木部長）	264

1	医療的ケア児への支援（学校や保育園での看護師の配置状況、看護師の養成・確保、学校への送迎に対する支援の実態、サービス事業所への送迎に対する支援の実態、支援体制の現状、生活介護の報酬体系、県東部や高幡地域での支援の提供、医療的ケア児支援センターの役割、県の責任と役割、レスパイトケアの体制づくり）について……………	264
2	ジェンダー平等・男女共同参画（性的少数者への差別禁止の法整備に対する世論の受け止め、差別発言への受け止め、緊急共同声明に名を連ねた経緯、パートナーシップ宣誓制度の導入、認識を見直すための具体的な取組、生理用品の配布状況、今後の取組）について……………	269
3	住宅行政（公営住宅の保証人の取扱い）について……………	275
	石井議員一（家保健康政策部長、荻野土木部長、中村中山間振興・交通部長、山脇観光振興部長、山地子ども・福祉政策部長、濱田知事、杉村農業振興部長、岡村文化生活スポーツ部長）……………	276
1	中山間振興（ヘルスケアモビリティ導入医療機関の拡大、訪問看護師の確保・育成、その他分類の空き家の戸数、除却や利活用する空き家の年間合計戸数、所有者情報の実態把握、発生の予防策、住宅以外への活用、中山間地域活性化のための活用）について……………	276
2	観光振興（高知県バリアフリー観光相談窓口の利用状況、バリアフリー情報の収集、課題、バリアフリーに取り組む事業者を増やす手法、牧野植物園を中心とするバリアフリー観光、情報サイトへの車椅子による周遊動画掲載、全国的な組織との連携、広域観光組織との連携と支援強化）について……………	280
3	農業振興（県民の応援を消費につなげる取組）について……………	283
4	スポーツ振興（各種競技存続に向けた指導者の育成・確保、競技存続の取組）について……………	284
	武石議員一（杉村農業振興部長、濱田知事、豊永林業振興・環境部長、中村中山間振興・交通部長）……………	285
1	インボイス制度の農業分野の影響など（農協や卸売市場への委託販売の場合、農協による買取り販売の場合、発行を求められる取引形態、畜産分野の影響、子牛販売における影響、厳しい状況にある酪農経営への対応）について……………	285
2	天狗高原の景観保全（批判が寄せられている事態への対応、牧野植物園の知見を県政に生かすこと、希少植物の盗掘対策、山焼きへの対処）について……………	288
3	サンジャク（対策の取組、権限を移譲した早急な捕獲への取組）について……………	291
	西森議員一（山脇観光振興部長、濱田知事、松岡商工労働部長、荻野土木部長、江口警察本部長、長岡教育長）……………	292
1	観光振興（スピード感を持った取組、博覧会における県内植物の保全）について……………	292
2	スポーツ振興（高知龍馬マラソンを3年振りに開催した感想、今後の発展、	

スポーツ施設整備に関する基本的な考え、サッカーチームのJ1・J2昇格が難しい現実への認識、スポーツ施設整備計画の策定) について……………	294
3 仮称高知布師田団地(分譲開始の時期、募集する事業所数、評価の重点、県道北本町領石線の渋滞対策、交通規制等による渋滞緩和) について……………	297
4 高知国際中学校・高等学校の校歌(高知南中学校・高等学校や高知西高等学校の関係者の意見) について……………	299
上治議員一(中村中山間振興・交通部長、荻野土木部長、徳重総務部長、松岡商工労働部長、豊永林業振興・環境部長、長岡教育長) ……………	300
1 中山間対策の充実強化(特定地域づくり事業協同組合設立が進まない要因、市町村への支援、集落活動センターの法人化、広域での組合設立、県道路の適切な時期の草刈り、立木の計画的処理、国への道路橋りょう費の要望) について……………	300
2 脱炭素社会の推進(木製の交通安全施設の設置、研究開発を支援しているグリーン化対応製品、再造林の取組強化) について……………	304
3 森林・林業の活性化対策(森林整備公社の入札における最低制限価格、設計の際の労務単価の基準、東京オリンピック・パラリンピック選手村への木材提供の取組の成果、成果を生かした関西戦略への取組) について……………	306
4 中学校の部活動(市町村職員が業務として指導を行う事例、指導者確保への支援) について……………	308
岡田議員一(杉村農業振興部長、中村中山間振興・交通部長、中岡危機管理部長、岡村文化生活スポーツ部長、濱田知事) ……………	310
1 JA高知県の改革案(JA高知県とJA高知中央会への対応、地域の農業経営に及ぼす影響、農業振興の取組、善後策の協議、中山間地域の暮らしを支える取組) について……………	310
2 国営圃場整備事業(進捗状況、推進に向けた取組) について……………	312
3 持続可能な農業と地域社会を維持していくためのアグロエコロジーに関する取組について……………	313
4 津波避難施設の整備(避難路・避難場所の現状に関する調査、より安全に避難するための津波避難タワーの必要性、県の財政支援の継続、財政措置継続に関する国への政策提言) について……………	314
5 統一協会の被害者救済(政府相談窓口への相談件数、県内からの相談件数、県の取組) について……………	316

第7日(3月9日)

出席議員……………	319
-----------	-----

欠席議員	319
説明のため出席した者	319
事務局職員出席者	320
議事日程	320
質疑並びに一般質問（一問一答）	
田所議員一（長岡教育長、山地子ども・福祉政策部長、濱田知事、中村中山間振興・ 交通部長、豊永林業振興・環境部長、徳重総務部長）	322
1 教員のメンタルヘルス（精神疾患で休職している職員数及び割合、増加の要因、 休職による学校現場への影響、若手教員への支援体制、メンタルケア） について	322
2 人権（県民意識調査結果の傾向と課題、インターネット上での人権侵害への 取組、国への要望、モニタリング体制と相談体制の強化）について	325
3 公共交通（JRへの支援による公共交通の維持、公共交通マイナンバーカード 活用実証事業の内容、高知県版M a a Sの発展に向けた実証事業の生かし 方）について	327
4 カーボンニュートラル（環境パスポートの推進における工夫、運輸部門の二 酸化炭素排出量削減に向けた取組、宅配ボックス設置に対する環境パスポート へのポイント付与、グリーンボンド導入の狙いと投資家へのアピールポイ ント）について	330
依光議員一（濱田知事、沖本産業振興推進部長、山地子ども・福祉政策部長、中村中 山間振興・交通部長、荻野土木部長）	333
1 人口減少（現状の受け止め、令和3年から4年にかけて大きく減少した原因、 課題解決の取組）について	333
2 男性や企業・社会の考え方を改める取組（少子化対策の充実強化と女性の活 躍の場の拡大を実現するための取組）について	334
3 民生委員・児童委員の担い手不足などの現状を踏まえた支援について	335
4 中山間対策（集落活動センターと大学の連携、大学生とのマッチング、連携 により期待される効果）について	336
5 物部川水系河川整備基本方針及び物部川水系河川整備計画の変更に向けた今 後の予定について	337
土森議員一（濱田知事、山地子ども・福祉政策部長、長岡教育長、岡村文化生活スポー ツ部長、松岡商工労働部長、中村中山間振興・交通部長、豊永林業振興・ 環境部長、山脇観光振興部長）	338
1 人口減少対策（国や県の対策への考え、子育てに対する社会的支援の必要性、 有効な経済的支援、育児休業給付制度と短時間勤務を組み合わせた支援、プ レコンセプションケアの取組状況、若年世代への情報発信、身近な機関での AHM検査や相談の実施、教育の場における妊娠・出産に関する情報提供、	

婚活支援の取組、県立大学における地方創生戦略、STEAM人材の育成、インターンシップの取組状況、地域人教育、移住後の収入確保、地域みらい留学の取組強化) について……………	338
2 森林環境税を延長するに当たり森林と河川のつながりの大切さが意識できる取組を行うことについて……………	347
3 幡多地域の観光(1つのパッケージにした官民協働の旅行商品充実、スポーツツーリズムの取組) について……………	348
4 高知型地域共生社会(行政と地域の横の連携、あったかふれあいセンターがない地域での連携、複合課題の改善、地域のつながり再生による不登校の未然防止) について……………	349
5 道徳教育・ふるさと教育の充実(道徳教育の充実、郷土愛を育むふるさと教育) について……………	351
下村議員—(徳重総務部長、岡村文化生活的スポーツ部長、松村水産振興部長、濱田知事、江口警察本部長、松岡商工労働部長、山脇観光振興部長、沖本産業振興推進部長) ……………	352
1 ふるさと納税の活用による支援制度(クラウドファンディング型によるNPOや福祉団体への取組支援、処遇改善や人材確保につながる可能性) について……………	352
2 水産振興(NABRASを活用した情報発信、中層型浮き魚礁の再設置、ウナギ稚魚漁業許可の制度設計の考え方、ウナギ資源の保護と適切な利用及び反社会的勢力排除の取組に対するスタンス、反社会的勢力に対する取締り) について……………	354
3 外国人材の活用(今後の人材確保の取組、インドからの受入れの取組、本県を選んでもらうための取組、活用を検討する事業者への相談対応、企業のデジタル化をサポートする人材の受入れ) について……………	358
4 インバウンド観光戦略(情報発信、高知を認識させる戦略) について……………	361
5 宇宙関連産業(勉強会の内容、次のステージへのステップアップ) について……………	364
横山議員—(杉村農業振興部長、松岡商工労働部長、岡村文化生活的スポーツ部長、濱田知事、江口警察本部長、中村中山間振興・交通部長) ……………	366
1 農業振興(地域計画策定の進め方、市町村に対する支援、策定後の生かし方、基盤整備の課題に対する認識と取組、いの町沖田地区における取組状況) について……………	366
2 土佐和紙の振興(土佐和紙総合戦略の成果、受け止め、終期後の取組、今後の戦略方針、目標設定、県産コウゾの確保、紙すき職人の後継者育成、付加価値づくりへの取組、技術保持団体確立への取組、振興への思い) について……………	369
3 商店街などの振興(商店街等振興計画の取組状況、デジタル技術の活用、地域間の連携や情報共有の場の設定、誘客につなげる積極的な発信、中山間地	

域における出店への支援、アフターコロナの地域経済の活性化) について……………	373
4 中山間地域における防犯とデジタルを活用した見守り体制 (防犯体制の課題、 取組、中山間地域デジタル化支援事業の取組、デジタル技術を活用した高齢 者の暮らしを見守る取組) について……………	375
加藤議員一 (山地子ども・福祉政策部長、濱田知事、岡村文化生活スポーツ部長、笹 岡公営企業局長、徳重総務部長、家保健康政策部長) ……………	378
1 少子化対策 (結婚・子育て支援の情報発信強化、出会い・結婚支援の取組、 全天候型の遊び場整備、取組への決意) について……………	378
2 幡多地域の公認陸上競技場 (宿毛市総合運動公園陸上競技場の公認申請の現 状、県内の公認競技場、県西部での必要性) について……………	383
3 幡多けんみん病院の待ち時間対策 (現状把握、対策の必要性) について……………	385
4 マイナンバーカード (地方交付税の配分による県内自治体への影響、デジタ ル田園都市国家構想交付金への影響、医療分野のデジタル化への取組) につ いて……………	388
桑名議員一 (濱田知事、中村中山間振興・交通部長、山脇観光振興部長、長岡教育長、 杉村農業振興部長) ……………	389
1 県土の均衡ある発展 (人口ダムとしての高知市における人口減少や高齢化の 傾向、人口減少率が他県庁所在地と比べて突出している原因、人口動態面で 期待する役割や機能、集落活動センターなどの活動における J A との連携内 容、J A 高知県の支所・出張所統廃合による地域活動への影響、活動に引き 続き関わる必要性、Uターン促進事業の狙い、移住政策と観光面の連携を希 薄化させない取組、観光を移住に結びつけていく取組、デジタル技術の活用、 地方移住に伴う区域外就学制度の活用) について……………	389
2 農産物の適正な価格形成の実現 (農林水産省などの動きに対する受け止め、 政策提言への思い) について……………	395
3 高知競馬 (施設改修計画の進捗状況、厩務員の居住環境の充実) について……………	397
議案の付託……………	399

第 8 日 (3 月 22 日)

出席議員……………	401
欠席議員……………	401
説明のため出席した者……………	401
事務局職員出席者……………	402
議事日程……………	402
諸般の報告……………	404

委員長報告	
今城危機管理文化厚生委員長	405
横山商工農林水産委員長	408
土居産業振興土木委員長	412
大石総務委員長	415
討論	418
塚地議員	418
採決	420
新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員長報告	
桑名新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員長	421
議案の上程、採決（議発第1号—議発第6号 意見書議案）	424
議案の上程、討論、採決（議発第7号 意見書議案）	425
桑鶴議員	425
中根議員	426
継続審査の件	428
閉会の挨拶	
明神議長	428
濱田知事	429

巻末掲載文書

委員会報告書	431
意見書に関する結果について	432
議案の提出について	434
人事委員会回答書	437
議案付託表	438
意見書議案の提出について	
議発第1号 生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を求める意見書議案	444
議発第2号 アスベスト被害を抑える対策の強化を求める意見書議案	447
議発第3号 新型コロナウイルス感染症への公費負担継続及び医療体制確保を求める 意見書議案	449
議発第4号 認知症の人も家族も安心な社会の構築を求める意見書議案	452
議発第5号 新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取組の強化を求 める意見書議案	454
議発第6号 畜産危機打開のための緊急対策を求める意見書議案	456
議発第7号 高齢者の生活を守るため年金制度のマクロ経済スライドの一時停止を求	

める意見書議案	458
継続審査調査の申出書	461
委員会審査結果一覧表	463
議決一覧表	467

新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会の活動報告について

新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会第2回活動報告書（令和2年6月16日～
令和5年3月17日）

招 集 告 示

高知県告示第67号

高知県議会定例会を、令和5年2月21日に高知県議会議事堂に
招集する。

令和5年2月14日

高知県知事 濱田 省司

議 員 席 次

1番	濱 口 涼 子 君	2番	槇 尾 絢 子 君
3番	桑 鶴 太 朗 君	4番	上 治 堂 司 君
5番	土 森 正 一 君	6番	上 田 貢 太 郎 君
7番	今 城 誠 司 君	8番	金 岡 佳 時 君
9番	下 村 勝 幸 君	10番	田 中 徹 君
11番	土 居 央 君	12番	野 町 雅 樹 君
13番	横 山 文 人 君	14番	西 内 隆 純 君
15番	加 藤 漠 君	16番	西 内 健 君
17番	弘 田 兼 一 君	18番	明 神 健 夫 君
19番	桑 名 龍 吾 君	20番	森 田 英 二 君
21番	三 石 文 隆 君	23番	西 森 雅 和 君
24番	黒 岩 正 好 君	25番	依 光 美 代 子 君
26番	大 石 宗 君	27番	武 石 利 彦 君
28番	田 所 裕 介 君	29番	石 井 孝 君
30番	橋 本 敏 男 君	31番	上 田 周 五 君
32番	坂 本 茂 雄 君	33番	岡 田 芳 秀 君
34番	中 根 佐 知 君	35番	吉 良 富 彦 君
36番	米 田 稔 君	37番	塚 地 佐 智 君

第365回高知県議会定例会会議録

令和5年2月21日（火曜日） 開議第1日

出席議員

1番 濱口涼子君
 2番 榎尾絢子君
 3番 桑鶴太朗君
 4番 上治堂司君
 5番 土森正一君
 6番 上田貢太郎君
 7番 今城誠司君
 8番 金岡佳時君
 9番 下村勝幸君
 10番 田中徹君
 11番 土居央君
 12番 野町雅樹君
 13番 横山文人君
 14番 西内隆純君
 15番 加藤漠君
 17番 弘田兼一君
 18番 明神健夫君
 19番 桑名龍吾君
 20番 森田英二君
 21番 三石文隆君
 23番 西森雅和君
 24番 黒岩正好君
 25番 依光美代子君
 26番 大石宗君
 27番 武石利彦君
 28番 田所裕介君
 29番 石井孝君
 30番 橋本敏男君
 31番 上田周五君
 32番 坂本茂雄君
 33番 岡田芳秀君
 34番 中根佐知君
 35番 吉良富彦君

36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

欠席議員

16番 西内健君

説明のため出席した者

知事 濱田省司君
 副知事 井上浩之君
 総務部長 徳重覚君
 危機管理部長 中岡誠二君
 健康政策部長 家保英隆君
 子ども・福祉政策部長 山地和君
 文化・生活スポーツ部長 岡村昭一君
 産業振興・推進部長 沖本健二君
 中山間振興・交通部長 中村剛君
 商工労働部長 松岡孝和君
 観光振興部長 山脇深君
 農業振興部長 杉村充孝君
 林業振興・環境部長 豊永大五君
 水産振興部長 松村晃充君
 土木部長 荻野宏之君
 会計管理者 池上香君
 公営企業局長 笹岡浩君
 教育長 長岡幹泰君
 人事委員長 門田純一君
 人事委員会事務局長 澤田博睦君
 公安委員長 古谷純代君
 警察本部長 江口寛章君
 代表監査委員 五百藏誠一君

監査委員 高橋慎一君
事務局局長

事務局職員出席者

事務局長 山本和弘君
事務局次長 横田聡君
議事課長 吉岡正勝君
政策調査課長 田渕史剛君
議事課長補佐 杉本健治君
主査 宮崎由妃君



議事日程(第1号)

令和5年2月21日午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3
 - 第1号 令和5年度高知県一般会計予算
 - 第2号 令和5年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
 - 第3号 令和5年度高知県給与等集中管理特別会計予算
 - 第4号 令和5年度高知県旅費集中管理特別会計予算
 - 第5号 令和5年度高知県用品等調達特別会計予算
 - 第6号 令和5年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
 - 第7号 令和5年度高知県県債管理特別会計予算
 - 第8号 令和5年度高知県土地取得事業特別会計予算
 - 第9号 令和5年度高知県国民健康保険事業特別会計予算
 - 第10号 令和5年度高知県災害救助基金特別

会計予算

- 第11号 令和5年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 第12号 令和5年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
- 第13号 令和5年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算
- 第14号 令和5年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第15号 令和5年度高知県営林事業特別会計予算
- 第16号 令和5年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第17号 令和5年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第18号 令和5年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第19号 令和5年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第20号 令和5年度高知県流域下水道事業会計予算
- 第21号 令和5年度高知県電気事業会計予算
- 第22号 令和5年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第23号 令和5年度高知県病院事業会計予算
- 第24号 令和4年度高知県一般会計補正予算
- 第25号 令和4年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
- 第26号 令和4年度高知県旅費集中管理特別会計補正予算
- 第27号 令和4年度高知県用品等調達特別会計補正予算
- 第28号 令和4年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第29号 令和4年度高知県県債管理特別会計補正予算
- 第30号 令和4年度高知県土地取得事業特別

<p>会計補正予算</p> <p>第 31 号 令和4年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算</p> <p>第 32 号 令和4年度高知県災害救助基金特別会計補正予算</p> <p>第 33 号 令和4年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算</p> <p>第 34 号 令和4年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算</p> <p>第 35 号 令和4年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算</p> <p>第 36 号 令和4年度高知県県営林事業特別会計補正予算</p> <p>第 37 号 令和4年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算</p> <p>第 38 号 令和4年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算</p> <p>第 39 号 令和4年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算</p> <p>第 40 号 令和4年度高知県流域下水道事業会計補正予算</p> <p>第 41 号 令和4年度高知県病院事業会計補正予算</p> <p>第 42 号 高知県環境不動産の建築の促進に関する条例議案</p> <p>第 43 号 知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案</p> <p>第 44 号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例議案</p> <p>第 45 号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例議案</p> <p>第 46 号 高知県税条例の一部を改正する条例議案</p> <p>第 47 号 高知県地域経済牽引事業に係る同意促進区域における県税の課税免除に関する条例等の一部を改正する条例議案</p>	<p>第 48 号 高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例議案</p> <p>第 49 号 高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例の一部を改正する条例議案</p> <p>第 50 号 高知県旅館業法施行条例及び高知県暴力団排除条例の一部を改正する条例議案</p> <p>第 51 号 高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案</p> <p>第 52 号 高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例及び高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案</p> <p>第 53 号 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案</p> <p>第 54 号 高知県スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例議案</p> <p>第 55 号 高知県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例の一部を改正する条例議案</p> <p>第 56 号 高知県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例議案</p> <p>第 57 号 高知県獣医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例議案</p> <p>第 58 号 高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案</p> <p>第 59 号 高知県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案</p>
--	--

- 第 60 号 高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第 61 号 高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案
- 第 62 号 高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 63 号 高知県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路及び旅客特定車両停留施設の構造、特定公園施設の設定並びに重点整備地区の信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 64 号 高知県森林整備対策基金条例を廃止する条例議案
- 第 65 号 高知県立月見山こどもの森の指定管理者の指定に関する議案
- 第 66 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
- 第 67 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
- 第 68 号 県が行う土木その他の建設事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
- 第 69 号 包括外部監査契約の締結に関する議案
- 第 70 号 清水高等学校校舎棟新築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第 71 号 清水高等学校体育館・多目的教室棟新築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第 72 号 (仮称) 高知布師田団地団地整備工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第 73 号 国道441号防災・安全交付金(口屋内トンネル(Ⅰ))工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案

- 第 74 号 国道493号(北川道路)道路改築(和田トンネル(Ⅱ))工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第 75 号 都市計画道路はりまや町一宮線防災・安全交付金工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第 76 号 高知県公立大学法人がその業務に関して徴収する料金の上限の変更の認可に関する議案



午前10時開会 開議

○議長(明神健夫君) ただいまから令和5年2月高知県議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

○議長(明神健夫君) 御報告いたします。

議員西内健君から、身内の御不幸のため、本日の会議を欠席したい旨届出がありました。

次に、議会運営委員長から閉会中における委員会の審査並びに調査の経過報告があり、その写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

さきに議決された意見書に関する結果につきましては、これを取りまとめ、お手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

次に、知事から地方自治法第180条第2項の規定に基づく専決処分報告がありましたので、その写しをお手元にお配りいたしてあります。

委員会報告書、意見書に関する結果について それぞれ巻末431、432ページに掲載



会議録署名議員の指名

○議長（明神健夫君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて次の3君にお願いいたします。

8番 金岡佳時君

17番 弘田兼一君

23番 西森雅和君



会期の決定

○議長（明神健夫君） 次に、日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期を、本日から3月22日までの30日間といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（明神健夫君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から3月22日までの30日間と決しました。



議案の上程、提出者の説明

○議長（明神健夫君） 御報告いたします。

知事から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。

〔提出書 巻末434ページに掲載〕

日程第3、第1号「令和5年度高知県一般会計予算」から第76号「高知県公立大学法人がその業務に関して徴収する料金の上限の変更の認可に関する議案」まで、以上76件を一括議題と

いたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

県知事濱田省司君。

（知事濱田省司君登壇）

○知事（濱田省司君） 本日、議員各位の御出席をいただき、令和5年2月県議会定例会が開かれますことに厚く御礼申し上げます。

ただいま提案いたしました議案の説明に先立ち、当面する県政の主要な課題について御説明を申し上げ、議員各位並びに県民の皆さんの御理解と御協力をお願いしたいと考えております。

先月、国は、新型コロナウイルス感染症について、5月の連休明けに感染症法上の位置づけを季節性インフルエンザと同等の5類感染症とする方針を示しました。3年以上続いたコロナ禍への対応は大きな転換点を迎え、社会経済活動の正常化に向けた動きが一段と加速することが見込まれます。

一方、いまだ終わりの兆しが見えないのが物価の高騰です。昨年12月の全国消費者物価指数は、前年同月比で4%上昇し、41年ぶりの高い伸びとなりました。本年も食品や日用品を中心にさらなる値上げが見込まれ、影響の長期化が懸念されます。

来る令和5年度は、このような社会経済情勢の大きな変化の波に柔軟に対応しながら、連続テレビ小説らんまんの放送開始や、大阪・関西万博に向けた関西圏の経済活力の高まりという追い風をしっかりと捉え、県勢浮揚への道筋をより確かなものにしたいと考えています。こうした考え方の下、来年度は大きく4つのポイントを意識して県政運営に取り組みます。

1つ目のポイントは、この春から放送が開始される連続テレビ小説を生かした観光振興です。4月の放送開始に先立ち、来月25日には観光博覧会、牧野博士の新休日がいよいよスタートし

ます。博覧会を核として、自然や食、人といった本県の魅力を官民一体となって全国にPRすることで、コロナ禍で打撃を受けた本県観光の再生はもとより、県産品の外商拡大など幅広く波及効果を生み出し、県経済の底上げにつなげたいと考えています。

2つ目のポイントは、関西圏との経済連携の強化です。令和7年開催の大阪・関西万博に向けた動きが本格化する中、関西戦略をエンジンとして県経済の成長スピードを加速させるべく、私自身が先頭に立って積極的なトップセールスを行い、具体的な成果に結びつけます。また、戦略の要となるアンテナショップについても、本県の魅力を余すことなく届けることができるよう、店舗のデザインや機能などを練り上げていきます。

3つ目のポイントは、今後の成長の原動力であるデジタル化、グリーン化、グローバル化という潮流を捉えた施策のバージョンアップです。このうちデジタル化では、大都市部からの距離など本県が抱える物理的ハンディの克服、さらには暮らしや働き方が一変する社会の実現に向け、産業、生活、行政という3つの切り口であらゆる分野の取組を加速させます。

I o Pクラウドや森林クラウドといった情報基盤の運用が本格化してきた1次産業では、集約されたデータを活用して経営の効率化や付加価値の向上に取り組む事業者への支援体制を強化します。また、中山間地域における暮らしや医療、教育などの課題解決に向け、オンライン診療や遠隔教育の拡大を図るほか、公共交通の利便性向上を目指した実証事業に取り組みます。加えて、行政においても、デジタル化による県庁の働き方の変革に取り組み、限られた職員で創造性を発揮しながら、複雑化、多様化する課題に向き合うことができる姿を目指します。

グリーン化については、エネルギー価格の高

騰などを背景に、今や脱炭素化は持続可能な成長の必須条件となりつつあります。こうした流れをしっかりと捉え、県勢浮揚の原動力とするべく、本県の豊かな自然資源を生かした取組や新たな産業の芽の創出を強力に推進します。

具体的には、本県の豊かな森林資源を活用した吸収源対策として、再生林の取組を抜本強化します。また、木材の利用促進を図るため、県独自の環境不動産認定制度を開始するほか、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入拡大に向けた支援を強化します。さらには、プラスチック代替素材の活用やグリーンLPガスといった各プロジェクトの取組を加速させ、早期の事業化を目指します。

グローバル化については、人口減少に伴う将来的な国内市場の縮小が避けられない中、県経済の持続的な成長を実現するためには、海外に目を向けた施策をさらに充実していくことが重要です。コロナ禍からの本格的な回復が進む海外市場の動きをしっかりと捉え、県産品の輸出拡大やインバウンド観光の推進を図るほか、外国人材の確保、活躍に向けて取組を強化します。

4つ目のポイントは、中山間地域の再興です。中山間地域の活力を取り戻し、住民の皆さんが将来に希望を持って暮らし続けられるよう、改めて県政の中心に中山間対策をしっかりと位置づけたいと考えています。このため、来年度、地域で頑張っている皆さんと共に未来を切り開いていく道しるべとして、中山間地域再興ビジョンを策定します。

以上のような方針の下、引き続き共感と前進を県政運営の基本姿勢として、徹底して成果にこだわりながら、県民の皆さんと共に元気で豊かな高知県の実現を目指して全力で挑戦を重ねてまいります。

次に、令和5年度当初予算案及び令和4年度2月補正予算案について御説明申し上げます。

今回の予算編成に当たっては、新型コロナウイルス感染症や物価高騰への対応を着実に進めるとともに、アフターコロナ時代の成長の原動力であるデジタル化、グリーン化、グローバル化の視点から、施策を一層強化するべく工夫を凝らしました。加えて、県民の安全・安心の確保と地域経済の発展に資する観点から、防災・減災対策をはじめとしたインフラ整備を一段と加速することとしました。

この結果、2月補正予算案に計上した物価高騰対策分を含む実質的な当初予算額は、前年度とほぼ同規模である4,802億円となり、積極型の予算となっております。また、国の経済対策分を含む実質的な投資的経費は、対前年度比で32億円増となる1,203億円を確保しました。

このように、県勢浮揚に必要な施策を着実に実行する一方、財政運営の持続可能性を確保するため、歳入歳出両面で努力を重ねました。

まず、歳入面では、地方消費税清算金や地方交付税の増収で生じた前年度分の財源の活用などにより、必要な一般財源総額を確保しました。加えて、脱炭素の取組を加速するために創設された地方交付税措置率の高い地方債をはじめ、国の有利な財源を最大限活用し、一般財源の負担軽減を図っております。

歳出面においては、当面の感染拡大防止対策や物価高騰対策と併せて、今後の県勢浮揚に向けた施策を着実に実行できるよう、事業のスクラップ・アンド・ビルドの徹底を図り、マンパワーと財源の確保に努めました。

こうした一連の取組により、令和5年度当初予算編成後の財政調整的基金は178億円を確保できる見込みとなっております。また、臨時財政対策債を除く県債残高については、国の5か年加速化対策を活用したインフラ整備などで一時的に増加するものの、令和7年度をピークに逡減する見込みであり、今後必要な投資事業を

実施しても安定的に推移する見通しを立てることができております。

このように、今回の予算編成においては、県勢浮揚と県財政の持続可能性の両立を図ることができたものと考えます。しかしながら、依然多額の財源不足が生じていることに加え、物価高騰の影響も続いており、当面は予断を許さない財政状況が続くものと予想されます。このため、今後も国に対し、地方交付税をはじめとする一般財源の確保について積極的に政策提言を行います。あわせて、歳入歳出両面から不断の見直しを行い、安定的な財政運営に努めてまいります。

昨年12月、国において、まち・ひと・しごと創生総合戦略が抜本的に改訂され、新たな総合戦略としてデジタル田園都市国家構想総合戦略が閣議決定されました。この新たな総合戦略では、デジタルの力を活用して地方創生の取組を加速化、深化させ、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指すとしております。

こうした国の動きを受け、まず本年度は、高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略にデジタル基盤の整備などの施策を追加します。その上で、来年度は、産業振興計画や日本一の健康長寿県構想といった県の主要な計画の次期ステージに向けた議論を行うこととなりますので、これに併せて総合戦略の在り方を検討し、令和6年度を初年度とする新たな戦略を策定します。

次に、新年度における5つの基本政策と3つの横断的な政策の取組について御説明申し上げます。

まず初めに、経済の活性化についてです。

県経済は、新型コロナウイルス感染症の影響から持ち直しつつあるものの、原油価格や物価の高騰が長期化し、様々な分野で影響を受けています。加えて、世界のサプライチェーンの混乱やエネルギー問題、地球温暖化の進行、少子

高齢化の加速など、本県を取り巻く環境は大きく変わってきています。こうした現実を前に県経済を再び成長軌道に乗せ、より高いステージへと引き上げていくためには、足元の経済情勢の変化に切れ目なく対応することはもとより、中長期を見据えて各産業分野の構造転換を力強く進めていかなければなりません。

第4期産業振興計画の最終年度を迎える来年度は、付加価値や労働生産性の高い産業を育むと、社会経済構造の変化に対応した持続的な成長の促進という2つの大きな方向性を掲げ、5つの重点ポイントにより一連の施策のバージョンアップを図ります。

1つ目の重点ポイントは、産学官民連携によるイノベーションの創出です。新たな時代の成長の原動力となるデジタル化、グリーン化の視点から取り組んできた各分野の施策をもう一段強化し、より大きな成果を生み出します。あわせて、産学官民の連携により新たなイノベーションの創出を加速させます。

このうち、デジタル化に関しては、デジタル技術の導入により事業者の目に見える形で成果が現れ始めました。来年度はこうした成果を活用しながら各分野の構造転換を一層強力に進めます。

農業分野では、I o Pクラウド、S A W A C H I を核としたデータ駆動型農業の取組を進めてきた結果、生産者の7割が増収となった産地が生まれるなど、具体的な成果が出てきております。来年度は、営農指導体制をさらに強化し、県内各地に横展開することにより、データ駆動型農業を県全体に波及させます。あわせて、S A W A C H I を活用する園芸用ハウスの増加に向けて、新たに既存ハウスの長寿命化と環境制御装置などの導入による高度化を支援します。

林業分野では、4月から本格運用となる森林クラウドで地形条件や路網整備の状況を確認し、

効率的に林業が行える適地の選定を進めます。加えて、伐採に係る調査や計画作成において、クラウド内に集積された樹木の種類や本数といったデータを効果的に活用するなど、I C T によって施業を効率化、省力化するスマート林業への転換を一層推進します。

水産業分野では、高知マリンイノベーションの取組において、海水の温度や潮の流れ、赤潮発生などの情報を一元的に発信するシステムとしてN A B R A S が先月末に稼働しました。漁業者からは、漁場の情報が分かりやすく発信されていて使いやすいとの声をいただいております。引き続きシステムの周知と発信情報の充実に努め、操業の効率化や漁業被害の防止につなげます。あわせて、操業ごとの利益シミュレーションを可能とするツールについて、対象をこれまでのカツオ漁業と定置網漁業から沿岸漁業に広げ、効率的な漁業経営への転換を加速させます。

商工業分野では、産業振興センターと商工会連合会に配置した専門人材による支援などを通じて、デジタル技術の導入に取り組む企業が徐々に増えてきました。こうした動きを量的・質的に拡大させるべく、専門人材による支援体制を拡充するとともに、I T ツールの導入などを支援する補助制度の活用を積極的に働きかけ、生産性の向上や新たな付加価値の創出といった成果を数多く生み出していきます。

また、商店街の人の流れを機器で計測し、そのデータを店舗の来店予測やマーケティングに活用する取組を新たに進めます。このほか、デジタルマーケティングの手法を活用して、U ・ I ターンの可能性がある学生への効果的な情報発信に取り組み、新規学卒者の県内就職を促進します。

各産業分野の取組に加え、行政分野においてもデジタル化の取組をさらに加速します。具体的には、より多くの県民の皆さんにデジタル化

の利便性を感じていただけるよう電子申請などの利用促進に取り組むとともに、職員の働き方の変革を目指した県庁ワークスタイル変革プロジェクトを開始します。このプロジェクトでは、デジタル化を前提に業務を抜本的に再構築することに加え、一部のモデル職場にペーパーレスでどこでも業務が行える環境を整備し、場所や紙にとらわれない働き方を実践します。

また、市町村に対しては、手続のオンライン化やシステムの標準化を踏まえた業務の再構築を支援することにより、限られた職員で質の高い行政サービスを提供できるスマート自治体への転換を後押しします。

グリーン化に関しては、本年度が実行初年度となる脱炭素社会推進アクションプランの取組を全力で進めてきました。その結果、太陽光発電設備を導入する事業者数は大きく伸び、県内の半数を超える市町村が国の脱炭素先行地域への応募に関心を示すなど、脱炭素社会の実現に向けた動きの広がりを感じています。来年度は、こうした動きをさらに拡大し、脱炭素化を加速させるため、本県の強みである豊富な自然資源を生かした取組の強化を中心に、一連の施策をバージョンアップします。

日本一の森林率を誇る本県の森林資源を最大限活用して、吸収源対策と持続可能な林業を同時に実現するためには、再造林が欠かせません。しかしながら、森林所有者の経済面での負担感などを背景に、近年、皆伐面積に対する再造林率は40%前後と低い水準にとどまっております。こうした課題の解決を図り、再造林率を目標の70%まで早期に引き上げるべく、再造林を推進するためのプランを新たに策定し、対策を抜本強化します。

あわせて、CO₂を炭素として貯蔵する木材の利用拡大を図るため、木造の商業ビルなどを環境不動産として県が独自に認定し、不動産取得

税の免除といった優遇措置を講じる新たな制度を全国に先駆けてスタートさせます。また、太陽光発電設備を導入する事業者と個人への支援策を強化し、再生可能エネルギーの活用を一層促進します。

グリーン化関連産業の育成では、プラスチック代替素材活用プロジェクトなどにおいて製品や技術の開発への支援を強化するほか、新たに農業生産などで生じる残余物をエネルギーとして有効利用するための研究を進めます。加えて、環境負荷の低減につながる有機農業の推進に向けて生産から販売、担い手確保までの総合的な支援体制を強化します。

このほか、新たなポータルサイトを構築し、脱炭素化に関する情報を一元的に発信するとともに、ウェブ版環境パスポートのさらなる普及促進を図り、環境に優しいライフスタイルへの転換を一層促します。

本県の豊かな森林環境を保全するため、県民の皆さんから幅広く御負担いただいている森林環境税は、本年度末で課税期間が満了します。このため、課税期間延長の必要性や国の森林環境譲与税の導入を踏まえた新たな使途の考え方をお示しし、県民世論調査や企業アンケートなどを通して、県民の皆さんに御意見をお聞きしました。その結果、おおむね9割の方から森林環境税の継続について御支持をいただいたことを踏まえ、課税期限を5年間延長する条例議案を今議会に提出しております。

一方、県民世論調査の結果からは、森林環境税の使途などに関する認知度が依然として低いことも明らかになりました。このため、県民の皆さんとの意見交換の場の拡大や広報活動の充実に、より一層力を入れて取り組みます。

産学官民が連携したプロジェクトの展開を通じて、将来の本県産業の柱となり得る分野にも果敢に挑戦します。このうちヘルスケアイノベー

シヨンプロジェクトでは、バーチャルリアリティーの技術を活用した精神疾患の治療法など、新たなサービスの事業化を支援することにより、医療や健康に関わる分野への県内企業の進出や県外企業の誘致を促進します。また、アニメプロジェクトでは、県内における人材の発掘、育成に加え、官民連携の下、アニメーションの制作者や関連企業を本県に呼び込み、その集積を図ることにより、雇用の創出や地域産業の活性化につなげます。

重点ポイントの2つ目は、グローバル化の推進です。コロナ禍の影響緩和による世界的な需要回復を捉え、さらなる輸出拡大を目指して支援体制の充実を図るとともに、外国人観光客の誘客に向けた取組などを強化します。

輸出については、本県の強みである農水産物や食品、防災技術などを中心に取組を進めてきた結果、海外への輸出額は大きく伸びてきました。一方で、今後のさらなる拡大には、輸出に取り組む事業者や品目の裾野の拡大、コロナ禍からの経済回復が進む有望市場での外商強化といった課題があります。このため、来年度は県内、海外での支援体制を大幅に拡充し、本県の輸出のもう一段のレベルアップを目指します。

まず、県内においては、新たに食品、水産物、工業製品の分野ごとにアドバイザーを配置し、輸出に取り組む事業者の掘り起こしから商品開発、販売までを強力に支援します。さらに、海外ビジネス交流会を立ち上げ、海外市場への関心を高めることで、海外展開に挑戦する事業者の裾野を広げます。

また、海外では、アメリカをはじめ、食品分野の有望市場において見本市への出展などを拡充します。加えて、今後成長が期待できる東南アジアでの支援体制を強化するため、シンガポールの地元企業と連携体制を構築し、現地ニーズに沿った商品の磨き上げや販路開拓を行うほか、

ものづくり企業の支援ニーズが高いタイとベトナムにサポートデスクを設置します。

先月の高知労働局の発表によりますと、昨年10月末時点の県内の外国人労働者数は過去最高の3,783人となりました。今後も外国人材のニーズは増加していくものと見込まれており、意欲ある人材を安定的に受け入れることができるよう、送り出し国との関係を一層深めたいと考えています。

ベトナムについては、ラムドン省との間で締結を予定している覚書に基づき、人材の送り出しに係るキーパーソンの招聘や、入国前の日本語講習に対する支援を行います。加えて、木材産業分野では、ベトナム国営の大手林業企業及び県内の木材加工事業者と連携して、受入れ拡大に向けた体制整備を進めます。また、昨年県内で技能実習生の受入れが始まったインドについて、州政府などの訪問を通じて関係を築き、より多くの外国人材の確保につなげるとともに、新たに東ティモールからの実習生の受入れを進めていきます。

インバウンド観光につきましては、昨年10月の訪日入国制限の緩和以来、本県を訪れる外国人観光客が少しずつ増え始めております。また、台湾、香港、韓国と高松空港を結ぶ便をはじめ、国際便の再開が進んでおり、近県の空港を経由した本県への誘客のチャンスも広がってきています。

こうした流れを着実に取り込めるよう、東アジアを主なターゲットとして、本県を周遊するツアー商品の造成を促進するほか、高知龍馬空港へのチャーター便の誘致に取り組めます。加えて、2年後に迫った大阪・関西万博を念頭に置きながら、大阪観光局や関西エアポートとの連携をさらに強化し、関西から本県へのインバウンド誘客の取組を進めます。

さらに、来月10日には、3年ぶりに高知新港

への外国客船の寄港が予定されており、これを皮切りに今後も増加していく見込みです。高知市や関係団体と連携しながら万全の準備をもってお迎えし、外国客船によるインバウンド回復の流れもしっかりと取り込んでいきます。

重点ポイントの3つ目は、関西圏との経済連携の充実強化です。観光分野では、大阪観光局と連携して関西と高知を結ぶモデルルートを作成し、積極的なセールスプロモーションを進めてきました。その結果、シンガポールからのツアーが継続的に実施されているほか、台湾や香港からのツアーも徐々に増えつつあります。また、外商分野では、量販店を中心とした販売促進活動により、フェアにおける水産物の販売が好調に推移するなど、関西戦略の取組の成果が見え始めてきました。

来年度は、戦略の大きなターゲットである大阪・関西万博も見据えながら関西の企業などとの連携を深め、観光の誘客や外商の拡大に向けた各プロジェクトの取組を一層強化します。

まず、観光推進プロジェクトでは、連続テレビ小説らんまんの放送を生かして、関西圏での広告展開をはじめ、牧野博士ゆかりの地である神戸市と連携したPRなどを行い、本県への誘客を図ります。食品等外商拡大プロジェクトでは、関西の大手グループ企業や量販店と連携したフェアを開催するほか、県内事業者のECサイトの情報を集約したポータルサイトを構築するなど、さらなる外商の拡大に取り組みます。万博・IR連携プロジェクトでは、製材品の輸送に係る費用を支援し、万博関連施設での県産材の利用を促進します。また、万博会場において、よさこいなどの祭りや文化、さらにはIOPプロジェクトといった本県発の先進的な取組が発信できるよう、具体的な検討を進めます。

このほか、各プロジェクトを横断的に支える取組として、関西での県産品や本県観光の認知

度向上を目指し、関西メディアとのネットワークのさらなる強化を図ります。加えて、カツオのタタキを販売するキッチンカーを活用し、本県の食文化や旬の情報の発信に取り組みます。

大阪、関西において本県の魅力を強力に発信する拠点となるアンテナショップについては、出店を計画している商業施設との調整が整い、希望する区画に入居できる見込みとなりました。このアンテナショップは、高知らしさがあふれ、東京とは一味違った店舗にしたいと考えており、今般コンセプトや機能を含めた基本計画案を取りまとめました。この計画案に基づき、都会では味わうことのできないスーパーローカル、すなわち極上の田舎、高知の豊かさやすばらしさを体感でき、関西の皆さんに広く受け入れられる店を目指して、令和6年の開設に向けた準備を進めます。

こうした一連の取組を、県内の市町村や事業者のみならず、関西にお住まいの本県出身者や本県にゆかりのある方々を含めたオール高知の体制で展開し、関西戦略の取組をさらに加速させます。

4つ目の重点ポイントは、中山間の暮らしを支える地域産業づくりです。テレワークの普及や若年層の地方移住への関心の高まりといった社会情勢の変化を捉え、IT・コンテンツ関連企業の誘致を進めるほか、移住促進策を強化します。あわせて、豊富な地域資源を最大限に生かして観光や1次産業などの振興を図り、中山間地域の持続的な発展につなげます。

5つ目の重点ポイントは、SDGsの広がりによる持続可能な地域社会づくりです。世界的なSDGsに対する関心の広がりを背景に、持続可能性に配慮した取組の重要性が一段と高まっております。

こうした動きを捉えて、観光分野における次の展開を見据え、地球環境や地域の持続的な発

展を意識した高知版サステナブルツーリズムを進めるための指針を策定します。また、引き続きこうちSDGs推進企業登録制度の活用を促進することに加え、登録企業やSDGs関連の支援策を広くPRする新たなサイトを構築し、県内事業者の取組を一層推進します。

観光分野では、全国旅行支援や本県独自の観光リカバリーキャンペーンといった需要喚起策によって、本県観光の回復に向けた足取りが力強さを増してきました。この勢いをさらに加速させるべく、連続テレビ小説らんまんの放送という追い風を最大限に生かした誘客に取り組みます。あわせて、デジタル化、グリーン化の潮流を捉え、本県観光のさらなるレベルアップを図り、目標とする460万人観光を実現したいと考えています。

このうち、らんまんの放送を生かした観光振興では、今月4日から牧野植物園などで観光博覧会のプレイベントがスタートしました。また、越知町の横倉山自然の森博物館をはじめ、主要な施設のリニューアルが進められ、来月4日には、博覧会のメインエリアの一つである桂浜公園の商業施設がグランドオープンを迎えるなど、受入れ体制も着実に整ってきております。

こうした機運の盛り上がりをしっかりと生かし、スタートダッシュが切れるよう、来月25日の開幕当日には、メインエリアの牧野植物園をはじめ、県内各地で大規模なオープニングイベントを開催し、県内外に強力に発信します。あわせて、県外の牧野富太郎博士ゆかりの地との連携はもとより、女性や若者をターゲットとしたイベントの企画と情報発信に力を入れ、切れ目のない誘客につなげます。

さらに、地域の旬の草花やグルメ情報をリアルタイムで発信するほか、スタンプラリーをはじめとする県内周遊策を積極的に展開することにより、博覧会を契機に訪れた方を県内各地に

呼び込み、県全体の観光振興を図ります。

一方、らんまんによる盛り上がりを一過性のものに終わらせないためには、本県観光のもう一段の底上げが重要です。このため、自然・体験型観光をはじめとするコンテンツの磨き上げやセールスプロモーションに加え、宿泊施設の魅力向上を後押しします。また、一泊でも長く宿泊していただく滞在型の観光地域づくりを進めるため、観光客の滞在時間や移動経路といったビッグデータを分析し、周遊促進などに取り組み広域観光組織を積極的に支援します。

県、市町村、JAグループ、食肉事業組合が一体となって整備を進めてきた高知市の新食肉センターが来月完成を迎え、4月から操業を開始します。この新たな食肉センターは、牛をメインに、屠畜から部分肉加工、卸売販売までを一貫して行う施設であり、畜産振興にとどまらず、安全・安心な食肉の供給といった観点からも極めて重要な役割を担います。このため県としても、センターの安定的な経営が図られるよう、JAグループなどと連携し、産業振興計画に基づく増頭計画の推進、畜産物の販路拡大などにしっかりと取り組みます。

次に、日本一の健康長寿県づくりの取組について御説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、本県も含め、全国的に新規感染者数の減少傾向が続いています。依然として警戒が必要ではあるものの、感染の第8波は徐々に落ち着きつつあるものと受け止めております。

また、昨年来の国の対応方針や現在主流となっているオミクロン株の特性などを踏まえれば、平時への移行を具体的に検討すべき時期を迎えたものと考えています。国においても、原則今年5月8日から感染症法上の位置づけを5類に引き下げることが決定し、来月上旬には現在の公費負担や医療提供体制などの見直しに係る方

針が示される見込みです。

一方、今後も一定の感染が続くと見込まれることから、5類への引下げ後も、重症化リスクの高い高齢者などの命を守りながら、平時の社会経済活動への円滑な移行を実現する必要があります。先週開催された全国知事会と厚生労働大臣との意見交換会では、こうした考え方を踏まえ、受診控えやワクチンの接種控えを招かないよう、各種の公費負担の見直しは段階的に進めていく必要がある旨、私から大臣に直接訴えました。

引き続き、国に万全の対応を求めるとともに、県内の医療機関の理解と協力が得られるよう努めます。また、県民の皆さんに混乱を生じさせないよう、来月13日に予定されている国のマスク着用基準の見直し方針の周知も含め、丁寧な情報発信を行います。

日本一の健康長寿県構想については、3つの柱に基づく取組の成果と課題をしっかりと検証した上で、デジタル化や国の動向を捉えた施策展開といった観点から同構想のバージョンアップを図り、目標の達成を目指します。

1つ目の柱の、健康寿命の延伸に向けた意識醸成と行動変容の促進では、重症化のリスク要因を持つ人、いわゆるハイリスク層に対するアプローチと、県民全体の健康増進を図るポピュレーションアプローチの強化に取り組んできました。その結果、女性の健康寿命が目標値を上回って延伸するといった成果が現れております。しかしながら、依然として壮年期の男性の死亡率が全国より高いといった課題が残っていることから、血管病重症化予防対策の一層の推進や、県民の健康増進に関する取組の拡充を図ります。

具体的には、これまでの取組により、重度の糖尿病性腎症患者の透析導入時期を5年程度遅らせる可能性が見えてきたことを踏まえ、透析予防強化プログラムを早期に県内全域に展開で

きるよう、医療機関や市町村の御意見も伺いながら地域ごとの普及計画を策定します。さらに、このプログラムを糖尿病性腎症の軽度から中等度までを対象とした重症化予防プログラムと統合し、患者を切れ目なく支援できる仕組みへと発展させます。

このほか、加齢に伴う心身の衰え、いわゆるフレイルの状態を自身で簡単にチェックできるアプリの導入などを進め、健康増進に向けた行動変容を一層促します。

2つ目の柱の、地域で支え合う医療・介護・福祉サービス提供体制の確立とネットワークの強化では、在宅での療養を希望される方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、環境整備をもう一段進める必要があると考えています。このため、デジタル技術も活用しながら在宅療養体制のさらなる充実を図るほか、高知型地域共生社会の実現を目指した施策や中山間地域のサービス提供体制への支援を拡充します。

在宅療養体制の充実に関する取組では、昨年末、宿毛市の医療機関に通信・医療機器を搭載した車両、いわゆるヘルスケアモビリティが県内で初めて導入されました。看護師が同乗して検査やオンライン診療を行うことが可能となり、利用者から通院に2時間かかっていたが、自宅で診察してもらって本当に助かったという声をいただいています。

こうした効果も踏まえ、来年度は導入する医療機関の拡大を図ります。あわせて、国の規制緩和が実現され次第、近隣のあったかふれあいセンターでの診療が可能となるようネットワーク環境の整備などを進め、県内全域でのオンライン診療の展開を目指します。

さらに、中山間地域の訪問看護ステーションへのサポート体制を強化するため、看護協会や県立大学との連携の下、人材の確保と育成、業

務の効率化などを支援する訪問看護総合支援センターを高知市に設置します。

地域共生社会の推進では、8050問題などの解決に向け、分野を超えた多機関協働型の包括的な支援体制の整備を進める市町村が来年度は6から19に拡大するなど、着実に取組が広がってきました。昨年10月の高知家地域共生社会推進宣言には県内全ての市町村長と社会福祉協議会会長が参画し、オール高知で取り組もうとする機運も高まっています。

こうした分野を超えた包括的な支援体制の整備をたて糸として促進し、地域における人と人とのつながりの再生に向けたネットワークづくりをよこ糸としてしっかりと展開します。このたて糸とよこ糸で織りなす地域共生社会の拠点としてあったかふれあいセンターを活用することにより、これまでの高知型福祉の取組を高知型地域共生社会へと発展させることを目指します。

このため、来年度は全ての市町村で早期に包括的な支援体制が整備されるよう働きかけを強め、体制整備に着手する際の伴走支援も強化します。あわせて、各分野の相談支援員や教員、ボランティアなどを対象とした研修事業をスタートさせ、地域における支援ネットワークの構築を進めます。また、各分野の支援サービスを一元的に情報発信するほか、ひきこもりやヤングケアラーなどに関する総合的な啓発イベントを開催し、県民一人一人の理解促進と参画意識の醸成を図ります。

中山間地域の介護・障害福祉サービス事業所においては、職員の高齢化に加え、労働人口の減少などを背景に人材確保が厳しさを増しており、強い危機感と支援の充実を求める関係者からの切実な声をお聞きしています。

そのため、ケアマネジャーやホームヘルパーの新規雇用に係る一時金や転居費用などの経費

を新たに支援するとともに、報酬の上乗せ支援の対象事業所を拡大します。こうした取組を通じて、中山間地域におけるサービス提供体制の維持と事業者の新規参入の促進を図りたいと考えています。

3つ目の柱は、子どもたちを守り育てる環境づくりです。コロナ禍を経て、地域における人と人との関わりの希薄化が一段と進み、子育て家庭を取り巻く環境は厳しさを増しております。このため、育児経験者による相談体制の構築や子育て家庭に寄り添う地域ボランティアの拡大など、住民参加型の子育て支援を推進し、子育て家庭の孤立防止と育児不安の解消につなげます。

また、行政による支援体制の強化にも取り組みます。具体的には、国が進める母子保健部門と児童福祉部門を統合したこども家庭センターへの移行も見据え、市町村における両部門の一体的なマネジメント体制の構築が進むよう、アドバイザーの派遣などの支援を拡充します。加えて、支援に当たる市町村職員などについては、各家庭のリスクに応じた対応力の向上が図られるよう、研修メニューを充実させます。あわせて、学校との連携を強化するため、校内支援会への参加やスクールソーシャルワーカーとの迅速な情報共有といった活動を促進します。

次に、教育の充実に関する取組について御説明申し上げます。

全ての子どもたちが社会や時代の変化に応じて課題を発見、解決する力を身につけ、自らの可能性を最大限に発揮できるよう、学びのさらなる充実が求められています。このため、デジタル技術を活用した学力向上対策の強化、不登校対策の強化、地域や学校の実情に応じた学校部活動の地域連携等の推進といった観点の下、施策をさらに強化します。

学力向上対策では、一人一人の学習のつまず

きを早期に発見、解決し、基礎学力の定着を図るため、デジタル技術の活用をさらに進めます。

具体的には、児童生徒の理解に応じて出題されるAIデジタルドリルを用いた実証研究を行い、効果的な活用方法を県内全ての小中学校に普及させていきます。また、高等学校においても、デジタルノート機能などを備えた学習支援アプリやAIデジタルドリルの活用に取り組み、個々の生徒の学習状況に応じた学びの充実を図ります。あわせて、授業と家庭学習のサイクル化が図られるよう、家庭にタブレットを持ち帰り、効果的に学習を行っている学校の事例を横展開するなど、タブレットの日常的な活用を推進します。

地域や学校を問わず、子供たちの多様なニーズに応じた教育の機会が確保されることは大変重要です。そのため、中山間地域の多い本県では、デジタル技術による教育機会の格差解消を目指し、教育センターを配信拠点とした同時双方向型の遠隔授業や補習に取り組んできました。

来年度は、遠隔授業の実施校を増やすほか、配信科目についても教員不足が課題となっている情報Ⅰを追加し、量・質ともに一層充実させます。また、自身が持つ免許以外の教科を教える教員、いわゆる免許外教員への遠隔教育システムを活用した支援では、対象となる教科の追加や支援地域の拡大を進めます。

不登校対策については、全国平均を上回るペースで不登校の児童生徒数が増加するなど依然厳しい状況にある中、これまでの取組を通じて一定の効果も見られています。例えば、小学校では、不登校担当教員の配置校において、不登校の新規発生率に一定の抑制効果が現れており、中学校では、校内適応指導教室の設置により不登校日数の減少につながっています。また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置の充実などに取り組んだ結果、支援

を受けている不登校児童生徒の割合は全国に比べ大幅に高くなっています。

こうした成果を踏まえ、来年度は、課題のある地域において一連の対策を集中的に行うことで相乗効果を生み出し、不登校の改善につなげたいと考えています。

また、元の学校への登校を目指すことのみにとらわれず、多様な教育機会を確保するといった新たな観点も必要であると考えます。そのため、国の方針にも示されている不登校特例校の設置やフリースクールとの連携などを視野に入れ、具体策の検討に着手します。

学力の向上、あるいは不登校の未然防止といった取組を進めるに当たっては、就学前教育の充実に加え、保・幼・小が一体となって子供たちの成長を共に支えていくことが大変重要となります。このため、現在高知市のモデル地域において作成が進められている、小学校への円滑なつながりに向けたカリキュラムについて、市と共にその実行、検証、改善に取り組みます。その上で、成果やノウハウを県内全域へ普及させ、保・幼・小の連携をさらに強化します。

昨年12月、国から、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインが公表されました。この中では、学校部活動の地域移行に加え、拠点校方式による合同部活動や部活動指導員の配置といった学校部活動の地域連携という考え方が示されました。また、こうした部活動改革について、令和5年度から7年度を改革推進期間として取り組みながら、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すとされています。

今回のガイドラインを受け、本県では、新たに示された地域連携の手法も含めて、県の検討会議でさらに議論を深めていきます。あわせて、市町村においても、地域の実情に応じた今後の部活動の在り方や具体的な取組について検討が

進むよう後押しします。さらに、部活動指導者への外部人材の活用を進めるほか、地域における受皿の充実を図るなど、子供たちがスポーツや文化芸術活動に親しめる持続可能な環境の整備に向けてしっかりと取り組んでいきます。

以上のような取組について、第2期教育大綱の第3次改訂に反映させ、私も参加する総合教育会議において引き続きPDC Aサイクルをしっかりと回しながら、教育の振興を図ります。

次に、南海トラフ地震対策について御説明申し上げます。

第5期南海トラフ地震対策行動計画の2年目となる来年度は、想定死者数を約8,800人から約4,300人に半減させるという計画目標の達成に向けて一連の取組を加速させます。

まず、命を守る対策では、津波からの早期避難や室内の安全対策といった自助の取組を促すため、動画サイトやSNSを活用した県民への啓発活動を強化します。加えて、要配慮者の個別避難計画の作成に関する支援策を拡充し、市町村の取組を力強く後押しします。

命をつなぐ対策では、災害時における飲料水の確保も非常に重要となります。そのため、給水車や給水用資機材の整備費用を新たに補助するなど、市町村が行う水道BCP策定への支援と併せて、応急給水体制をハードとソフトの両面から強化します。

生活を立ち上げる対策では、事前復興まちづくり計画の策定を本格化させ、令和6年度末までに沿岸19市町村全てにおいて策定に着手できるよう、新たに策定経費に対する補助制度を設けます。あわせて、今後予定している堤防整備などの効果も踏まえた津波浸水シミュレーションを行い、浸水区域を考慮した土地利用の検討を後押しします。こうした取組に加え、危機管理部内に事前復興室を新たに設置し、市町村の計画策定をよりきめ細かくサポートしていきま

す。

次に、インフラの充実と有効活用について御説明申し上げます。

地域の経済活動を支え、南海トラフ地震といった大規模災害に備えるためには、道路や堤防、港湾などのインフラ整備が重要であることは言うまでもありません。これまでの取組により四国8の字ネットワークの整備や浦戸湾の三重防護事業などが着実に進んできたものの、依然として整備を急ぐべき箇所は数多くあります。このため、国の5か年加速化対策も最大限活用しながら、スピードを緩めることなく、地域の実情に応じたインフラ整備を引き続き全力で進めます。

また、先月には、四国8の字ネットワークの整備促進に向け、関係する市長、町長と共に、残る未事業化区間である宿毛和田一宿毛新港間と奈半利一安田間の早期事業化などを国に対して強く訴えました。引き続き、必要なインフラ整備が着実に進むよう関係市町村や他県と連携し、国などに対して積極的に政策提言を行います。

建設現場の生産性向上、施設の維持管理の効率化といった観点から、インフラ分野においてもデジタル技術の導入を積極的に進めております。

来年度は、特に道路をはじめとするインフラ施設の維持管理の効率化、高度化を図るため、日常の巡視や定期点検においてドローン、AIなどの新技術の活用を拡大します。加えて、現実の地形、建物などを仮想空間に再現する技術、いわゆるデジタルツインを活用して、効果的な災害対策や施設管理手法などの検討を進めます。

次に、中山間対策の充実強化について御説明申し上げます。

本年度、中山間対策を抜本強化し、地域に活力を生む、暮らしを支える、しごとを生み出す

の3つの柱と関連施策による取組を展開してきました。来年度は、引き続き市町村と連携・協調しながら、一連の施策をさらに進化させます。

具体的には、まず中山間対策の核となる集落活動センターの開設を引き続き積極的に後押しするほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて活動が停滞しているセンターの再始動を支援します。あわせて、地域外との関係人口づくりを強化するため、センターを地域活動のフィールドとした、大学との連携促進を図ります。

また、本年度から開始した小さな集落の維持・活性化の仕組みづくりでは、取り組む市町村を増やし、地域が抱える課題の解決に向けた住民同士の主体的な動きの拡大へとつなげます。さらには、地域の暮らしを支える取組として、新たにマイナンバーカードを活用したバス乗降システムの実証実験を行います。

地域の担い手確保の取組では、令和8年度に地域おこし協力隊員を現在の約2倍となる500人確保することを目指して、情報発信のさらなる強化や隊員のサポート体制の充実を図ります。あわせて、地域における安定的な雇用環境の確保に資する特定地域づくり事業協同組合の設立を促進するため、市町村への支援を拡充します。

県外からの移住の促進に関しては、相談者数の増加を図るとともに、中山間地域における受入れ体制をさらに強化します。このうち、相談者を増やすための取組では、デジタルマーケティングの手法を活用し、今まで十分にアプローチできなかった移住関心層に支援制度やイベントの情報などを的確に届け、相談窓口への誘導を図ります。

加えて、移住促進のメインエンジンである高知県移住促進・人材確保センターの名称を高知県Uターンサポートセンターに改めます。これにより、Iターンだけでなく、Uターンを希

望される方も支援する機関であることを明確に示し、県内外から広く相談を呼び込みます。

また、受入れ体制の強化では、引き続き魅力的な仕事の掘り起こしと住まいの確保を進めます。特に、住まいに関しては、デジタル技術を活用してインターネット上で空き家の内覧ができる機能を移住ポータルサイトに導入し、移住希望者に効果的かつ効率的に紹介していきます。あわせて、市町村の担当者などを対象に、空き家のマッチングに関する講演会や研修を開催し、他県の先進事例の手法やノウハウを県全体に普及させます。

これらの取組を通じて、来年度は第4期産業振興計画の最終目標である年間移住者数1,300組の達成を目指します。

以上のような施策の着実な実行と併せて、有識者や市町村代表の皆さんから御意見、御提案をいただきながら、中山間地域再興ビジョンの策定に向けて検討を深めます。その中で、県が目指す中山間地域の姿、その実現に必要な施策、達成すべき目標などをしっかりと示してまいります。

次に、少子化対策の充実強化と女性の活躍の場の拡大について御説明申し上げます。

昨年の全国の出生数は初めて80万人を下回る見通しとなっており、本県においても4,000人台を割り込む厳しい状況が見込まれています。こうした中、岸田総理は少子化を国家の存続に関わる問題として次元の異なる少子化対策を打ち出し、政権の最重要政策に位置づけました。今後、来月末を目途に子供政策の抜本強化に向けた具体的なたたき台を示した上で、4月に発足することも家庭庁を司令塔として、必要な政策を体系的に取りまとめ、将来的に関連予算の倍増を目指すこととしています。

こうした動きを捉え、国の施策が質と量の両面から十分なものとなるよう、県民の皆さんの

御意見もお聞きしながら、積極的に政策提言を行い、あわせて国の強化策を踏まえた本県の少子化対策のさらなる充実強化を図ります。

このほか、来年度は、新たに取り組む異業種間の交流の場を含め、出会いの機会を大幅に拡充するほか、男性の家事、育児への参画を強力に推進し、社会全体で子育てを応援する意識の醸成を図ります。また、少子化対策推進県民会議と連携し、若い世代の意見を反映しながら、ライフステージに応じた少子化対策を官民協働で力強く推し進めます。

女性の活躍の場の拡大につきましては、性別にかかわらず、社会や職場、家庭、地域で活躍できるよう、来月、女性活躍推進計画アクションプランを取りまとめます。

女性が活躍する社会の実現には、固定的な性別の役割分担意識の解消をはじめとする社会全体の意識改革が欠かせません。このため、アクションプランでは、女性の活躍に向けた意識改革と、女性が活躍できる環境づくりを柱に掲げ、働き方改革に関する先進事例の横展開や女性の就労支援の強化など、各分野において実効性のある施策を展開したいと考えています。

このアクションプランの下、女性が自らの希望や意思に基づいて人生を選択し、個性や能力を最大限に発揮できる高知県を目指し、より一層強力に取組を進めていきます。

次に、文化芸術とスポーツの振興について御説明申し上げます。

文化芸術の振興につきましては、近年、中山間地域における伝統的な祭りや民俗芸能の維持・存続が大きな課題となっております。このため、地域の担い手の育成や、祭りの衣装をはじめとする用具の整備への支援について、その対象を広げるなど、地域の価値ある伝統芸能を絶やすことなく、次世代に継承できるよう取組を強化します。

また、新たな県史の編さんに関しては、古代中世及び現代の2つの専門部会を加え、体制の充実を図ります。今後とも県民の皆さんの御要望もお伺いしながら、編さん方針を具体化した上で、各地に残る歴史資料の調査を精力的に進め、その成果を早期にお示しします。

スポーツの振興につきましては、来年度スタートする第3期スポーツ推進計画において3つの柱を掲げ、スポーツの楽しさや感動を共有し、希望と活力ある社会の実現を目指して取組を進めたいと考えています。

まず、1つ目の柱はスポーツ参加の拡大です。子供のスポーツ環境づくりや、中山間地域における住民のスポーツ活動を支援するなど、誰もが身近な地域で安心してスポーツに親しめる機会の拡大を図ります。2つ目の柱の競技力の向上では、全国や世界を目指す選手の育成に向け、競技団体による選手の強化を支援するほか、スポーツ科学センターによるサポートのさらなる充実を図ります。3つ目の柱のスポーツを通じた活力ある県づくりでは、プロスポーツのキャンプや大会の誘致に加え、市町村などと連携を強化し、地域の特色を生かしたスポーツツーリズムを推進します。

さらに、3つの柱に横断的に関わる施策として、スポーツにおけるデジタル技術の活用促進や、産学官民の連携によるスポーツを支える体制の充実を図り、本県のさらなるスポーツ振興につなげます。

続きまして、今回提案いたしました議案について御説明申し上げます。

まず、予算案は、令和5年度高知県一般会計予算など41件です。

条例議案は、高知県環境不動産の建築の促進に関する条例議案など23件です。

その他の議案は、高知県立月見山こどもの森の指定管理者の指定に関する議案など12件であ

ります。

以上をもちまして、議案提出に当たっての私からの説明を終わらせていただきます。何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。



○議長（明神健夫君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明22日から28日までの7日間は議案精査等のため本会議を休会し、3月1日から再開いたしたいと存じますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（明神健夫君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

3月1日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午前11時3分散会

県政功労者表彰式

本日の会議散会直後、「高知県議会議員として在職した者の表彰等に関する規則」に基づく県政功労者表彰式が、次のとおり行われた。

1 式順

- (1) 開式の辞
- (2) 知事挨拶
- (3) 表彰状及び記念品（目録）の贈呈
- (4) 副議長祝辞
- (5) 受賞者代表謝辞
- (6) 閉式の辞

2 表彰を受けた者

- (1) 議員としての在職期間が20年の者
森田 英二君
- (2) 議員としての在職期間が12年の者
加藤 漠君 西内 健君
弘田 兼一君 明神 健夫君

3 表彰状

表 彰 状

様

あなたは20年の長きにわたり本県議会議員として重責を果たし県政の発展に寄与されましたのでその功績をたたえ表彰します

令和5年2月21日

高知県知事 濱田 省司

表 彰 状

様

あなたは12年の長きにわたり本県議会議員として重責を果たし県政の発展に寄与されましたのでその功績をたたえ表彰します

令和5年2月21日

高知県知事 濱田 省司

4 知事（濱田省司君）挨拶

本日ここに、本県議会議員として多年にわたり県勢の発展に尽くしてられました5名の議員の皆様方を表彰申し上げることとなりました。

表彰申し上げる皆様は、それぞれ県議会議員に当選以来、県政のあらゆる分野において多大な御功績を積み重ねてられました。森田英二議員におかれましては20年、加藤漠議員、西内健議員、弘田兼一議員、明神健夫議員におかれましては12年にわたり、それぞれその卓越した識見と優れた手腕により、県勢発展のために御活躍をされてられました。今回表彰を辞退されました西森雅和議員、坂本茂雄議員を含めまして、皆様の多大なる御尽力に深く感謝申し上げます。

皆様方の在任期間中には、東日本大震災や西日本豪雨などを契機とした災害への危機感の高まり、今なお全世界に影響を及ぼしている新型コロナウイルス感染症やウクライナ侵攻など、我が国と本県を取り巻く社会情勢に大きな変化がありました。

そうした状況の中で、本県におきましては、共感と前進を県政の基本姿勢として、繰り返し訪れる新型コロナウイルス感染拡大の波に対応しながら、山積する県政の諸課題の解決に向け、5つの基本政策と3つの横断的な政策に基づく取組を全力で進めてきました。その結果、新たに打ち出した関西との経済連携強化や糖尿病の重症化予防、南海トラフ地震に備えた受援体制の整備、脱炭素社会の実現を目指すアクションプランなどの取組が前進し、一定の手応えを感じております。これも皆様方の御指導、御鞭撻によるところであり、ここに改めて皆様方の県議会議員としての御功労に、県民を代表し感謝を申し上げます。

今後も5つの基本政策と3つの横断的な政策をさらに発展させるとともに、新たな時代の経済成長の原動力となるデジタル化、グリーン化、グローバル化という3つの潮流を先取りし、各施策を進化させ、さらなる県勢浮揚に向けて全力で挑戦をしまります。皆様

方におかれましては、今後とも十分に御自愛の上、県勢の発展に向けましてなお一層の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが御挨拶とさせていただきます。

本日は、誠におめでとうでございます。

5 副議長（西内隆純君）祝辞

ただいま県政功労者として知事表彰を受けられました議員の皆様に対しまして、一言お祝いを申し上げます。

このたび受賞の栄に浴されました森田英二議員をはじめ5名の方々におかれましては、議員在職20年あるいは12年と、それぞれ長きにわたり地方自治の振興と県勢発展に貢献された御功績により顕彰されたものでありまして、心からお喜び申し上げます。

今回表彰を辞退されました西森雅和議員、坂本茂雄議員を含めまして、それぞれ在職年数に違いはございますが、当選以来、今日に至るまで、県政に対する限りない情熱と使命感を持ってふるさと高知県の発展のため昼夜を分かたず御尽力いただきました。ここに、その長年の御功労に対しまして、深甚なる敬意と感謝の意を表する次第でございます。

今、地方は、それぞれの地域の特性を生かした主体的な取組が求められており、県勢浮揚に向けた積極的な提言など、県議会が果たすべき役割はますます増大しております。

皆様におかれましては、今後とも一層御自愛の上、多年にわたる貴重な経験と豊富な識見を遺憾なく発揮されまして、高知県の発展と県民の幸せのために、より一層御活躍されますよう心からお願い申し上げます。簡単ではございますがお祝いの御挨拶とさせていただきます。

誠におめでとうございました。

6 受賞者代表（森田英二君）謝辞

ただいま県政功労者として表彰を受けました5名を代表いたしまして、一言御挨拶を申し上げます。

私たちは、高知県議会議員として20年間あるいは12年間在職したゆえをもちまして、知事からただいま表彰を受けました。また、先ほどは濱田知事並びに西内隆純副議長から丁寧なお言葉をいただきまして、大変恐縮をしているところでございます。私たちが県政功労者としてこうして表彰を受けられますのも、県民の皆様をはじめ、先輩・同僚議員の方々、また執行部や報道機関の皆様方の温かい御指導、御支援のたまものと、心から感謝を申し上げます。

顧みますと、私たちが県民の皆様から御支援をいただき県議会に議席を得ましたのは、平成11年と平成23年でありました。この間、人口減少や少子高齢化などによる地方の活力の減退、東日本大震災や西日本豪雨など大規模災害の発生、さらには新型コロナウイルス感染症の蔓延に加えて、ロシアのウクライナ侵攻などをきっかけとした原油や物価の高騰など、国や本県を取り巻く社会情勢は大きく変化を遂げまいりました。県では、こうした課題に正面から立ち向かい、課題解決先進県を目指し、産業振興計画や日本一の健康長寿県構想、南海トラフ地震対策の強化など5つの基本方針と、中山間対策の充実など3つの横断的な政策を推進してきました。これまでの取組により一定の成果が現れてきておりますが、新型コロナウイルス感染症により大きな打撃を受けた県経済を速やかに回復させなければと考えているところでございます。そのためにも、引き続き取組を進めるとともに、あらゆる施策を充実強化していかなければならないと感じているところでございます。

県民の皆様への命と豊かな暮らしを守り、活

令和5年2月21日

力ある高知県を実現するためにも、県議会の役割はますます重要になっております。そのためにも私たち県議会議員も一層の努力を重ねていかなければならないと決意を新たにしているところでございます。

どうか、今後とも皆様方の御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げます。お礼の御挨拶とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。

令和5年3月1日（水曜日） 開議第2日

出席議員

- 1番 濱口涼子君
- 2番 榎尾絢子君
- 3番 桑鶴太朗君
- 4番 上治堂司君
- 5番 土森正一君
- 6番 上田貢太郎君
- 7番 今城誠司君
- 8番 金岡佳時君
- 9番 下村勝幸君
- 10番 田中徹君
- 11番 土居央君
- 12番 野町雅樹君
- 13番 横山文人君
- 14番 西内隆純君
- 15番 加藤漠君
- 16番 西内健君
- 17番 弘田兼一君
- 18番 明神健夫君
- 19番 桑名龍吾君
- 20番 森田英二君
- 21番 三石文隆君
- 23番 西森雅和君
- 24番 黒岩正好君
- 25番 依光美代子君
- 26番 大石宗君
- 27番 武石利彦君
- 28番 田所裕介君
- 29番 石井孝君
- 30番 橋本敏男君
- 31番 上田周五君
- 32番 坂本茂雄君
- 33番 岡田芳秀君
- 34番 中根佐知君
- 35番 吉良富彦君
- 36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知事 濱田省司君
- 副知事 井上浩之君
- 総務部長 徳重覚君
- 危機管理部長 中岡誠二君
- 健康政策部長 家保英隆君
- 子ども・福祉政策部長 山地和君
- 文化・生活部長 岡村昭一君
- スポーツ部長 岡村昭一君
- 産業振興推進部長 沖本健二君
- 中山間振興・交通部長 中村剛君
- 商工労働部長 松岡孝和君
- 観光振興部長 山脇深君
- 農業振興部長 杉村充孝君
- 林業振興・環境部長 豊永大五君
- 水産振興部長 松村晃充君
- 土木部長 荻野宏之君
- 会計管理者 池上香君
- 公営企業局長 笹岡浩君
- 教育長 長岡幹泰君
- 人事委員長 門田純一君
- 人事委員会会長 澤田博睦君
- 公安委員長 古谷純代君
- 警察本部長 江口寛章君
- 代表監査委員 五百藏誠一君
- 監査委員局長 高橋慎一君

事務局職員出席者

事務局長 山本和弘君
事務局次長 横田 聡君
議事課長 吉岡正勝君
政策調査課長 田 渕 史 剛君
議事課長補佐 杉本健治君
主 幹 春井真美君
主 査 宮崎由妃君



議 事 日 程 (第2号)

令和5年3月1日午前10時開議

第1

- 第1号 令和5年度高知県一般会計予算
- 第2号 令和5年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
- 第3号 令和5年度高知県給与等集中管理特別会計予算
- 第4号 令和5年度高知県旅費集中管理特別会計予算
- 第5号 令和5年度高知県用品等調達特別会計予算
- 第6号 令和5年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
- 第7号 令和5年度高知県県債管理特別会計予算
- 第8号 令和5年度高知県土地取得事業特別会計予算
- 第9号 令和5年度高知県国民健康保険事業特別会計予算
- 第10号 令和5年度高知県災害救助基金特別会計予算
- 第11号 令和5年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 第12号 令和5年度高知県中小企業近代化資

金助成事業特別会計予算

- 第13号 令和5年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算
- 第14号 令和5年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第15号 令和5年度高知県県営林事業特別会計予算
- 第16号 令和5年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第17号 令和5年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第18号 令和5年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第19号 令和5年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第20号 令和5年度高知県流域下水道事業会計予算
- 第21号 令和5年度高知県電気事業会計予算
- 第22号 令和5年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第23号 令和5年度高知県病院事業会計予算
- 第24号 令和4年度高知県一般会計補正予算
- 第25号 令和4年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
- 第26号 令和4年度高知県旅費集中管理特別会計補正予算
- 第27号 令和4年度高知県用品等調達特別会計補正予算
- 第28号 令和4年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第29号 令和4年度高知県県債管理特別会計補正予算
- 第30号 令和4年度高知県土地取得事業特別会計補正予算
- 第31号 令和4年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第32号 令和4年度高知県災害救助基金特別

	会計補正予算		関する条例の一部を改正する条例議案
第 33 号	令和4年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算	第 49 号	高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例の一部を改正する条例議案
第 34 号	令和4年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算	第 50 号	高知県旅館業法施行条例及び高知県暴力団排除条例の一部を改正する条例議案
第 35 号	令和4年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算	第 51 号	高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 36 号	令和4年度高知県県営林事業特別会計補正予算	第 52 号	高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例及び高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
第 37 号	令和4年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算	第 53 号	高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
第 38 号	令和4年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算	第 54 号	高知県スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例議案
第 39 号	令和4年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算	第 55 号	高知県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例の一部を改正する条例議案
第 40 号	令和4年度高知県流域下水道事業会計補正予算	第 56 号	高知県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例議案
第 41 号	令和4年度高知県病院事業会計補正予算	第 57 号	高知県獣医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例議案
第 42 号	高知県環境不動産の建築の促進に関する条例議案	第 58 号	高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 43 号	知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案	第 59 号	高知県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 44 号	職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例議案	第 60 号	高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例議案
第 45 号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例議案	第 61 号	高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案
第 46 号	高知県税条例の一部を改正する条例議案		
第 47 号	高知県地域経済牽引事業に係る同意促進区域における県税の課税免除に関する条例等の一部を改正する条例議案		
第 48 号	高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に		

- 第 62 号 高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 63 号 高知県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路及び旅客特定車両停留施設の構造、特定公園施設の設置並びに重点整備地区の信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 64 号 高知県森林整備対策基金条例を廃止する条例議案
- 第 65 号 高知県立月見山こどもの森の指定管理者の指定に関する議案
- 第 66 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
- 第 67 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
- 第 68 号 県が行う土木その他の建設事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
- 第 69 号 包括外部監査契約の締結に関する議案
- 第 70 号 清水高等学校校舎棟新築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第 71 号 清水高等学校体育館・多目的教室棟新築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第 72 号 (仮称) 高知布師田団地団地整備工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第 73 号 国道441号防災・安全交付金(口屋内トンネル(Ⅰ))工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第 74 号 国道493号(北川道路)道路改築(和田トンネル(Ⅱ))工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案

- 第 75 号 都市計画道路はりまや町一宮線防災・安全交付金工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第 76 号 高知県公立大学法人がその業務に関して徴収する料金の上限の変更の認可に関する議案

第 2 一般質問
(3人)



午前10時開議

○議長(明神健夫君) これより本日の会議を開きます。



諸 般 の 報 告

○議長(明神健夫君) 御報告いたします。

第44号議案及び第45号議案については、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき人事委員会に意見を求めてありましたところ、適当であると判断する旨の回答書が提出されました。その写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

〔人事委員会回答書 巻末437ページに〕
掲載



質疑並びに一般質問

○議長(明神健夫君) これより日程に入ります。

日程第1、第1号「令和5年度高知県一般会計予算」から第76号「高知県公立大学法人がその業務に関して徴収する料金の上限の変更の認可に関する議案」まで、以上76件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日

程第2、一般質問を併せて行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

16番西内健君。

(16番西内健君登壇)

○16番(西内健君) おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、自由民主党を代表して質問に入ります。

まず、知事の政治姿勢についてお伺いします。

これまでの中央官庁や地方自治体での豊かな行政経験と人脈を生かして、高知で恩返しをしたいとの思いを抱き、濱田知事は令和元年12月に就任されました。県政運営に当たり、共感と前進を基本姿勢として、尾崎前知事が掲げた産業振興計画や日本一の健康長寿県構想、中山間対策などの5つの基本政策と3つの横断的な政策を継承し、自身の得意分野を生かして、さらに発展させる政策推進の方針を示されました。

前知事は、率先垂範型のリーダーシップを発揮し、先頭に立って組織を引っ張るタイプである一方、濱田知事は危機管理などトップダウンの場合は別として、職員の意見を聞きながらコンセンサスを図り、方向を示しながら、県庁職員の創意工夫を引き出すボトムアップ型の組織づくりを目指すタイプであります。

そして、生まれ育った大切な故郷を何とか元気にしたい、もっともっと多くの若者に高知に帰ってきてもらいたいという強い思いを持って県政への取組を始めた知事を待っていたのは、世界中で猛威を振るうことになった新型コロナウイルス感染症への対応でした。就任間もない濱田県政において、誰もが経験も知見もない中、県民の安全・安心を最優先としつつも、生活や経済への影響を最小限に抑えるよう、新型コロナウイルスへの対応に当たっては様々な決断を迫られ、相反する課題のはざままで苦勞されたのではとお察しいたします。

こうした苦境にあって、知事は、感染状況や

県内経済の動向を的確に読み取り、感染拡大防止と社会経済活動の両立を目指し、必要な感染対策や医療提供体制の強化などを図りながら、事業の継続と雇用の維持といった県内経済への対応を臨機応変に進められました。

中でも、特に評価されるのは、国に先駆けて導入を決断した民間金融機関と連携した無利子、無担保の融資制度、いわゆる県版ゼロゼロ融資制度の創設でありました。これにより、県内のどの地域において、誰もが身近な金融機関でゼロゼロ融資の相談、手続が可能となりました。この制度による迅速かつ十分な額の融資は、コロナ禍による急激な資金繰りの悪化に見舞われた県内事業者を救い、多くの雇用が守られることとなりました。私の下にも、本当に助かった、これで事業が続けられるし従業員も続けて雇えるといった感謝の声が多く聞かれました。まさに大英断だったと思います。

このように、就任以来のコロナ禍で、いかんともし難い状況に置かれ、当初計画していた県勢浮揚を目指した施策の一部は、思うように進めることができなかつたのではと推察いたします。

残り任期が9か月余りとなる中、これまでの取組をどのように評価されているのか、知事にお伺いいたします。

これまでのコロナ禍への的確な対応が、先々月公表された地元紙による県政世論調査において、濱田県政への満足度が76%という非常に高い評価につながったものと考えます。知事は、県民の皆様の御意見を直接お聞きする県民座談会「濱田が参りました」で、地域の実情や課題を体感し、県民の皆様の声を、より一層県政に反映しようという姿勢で臨まれています。また、公約の一丁目一番地となる関西戦略を着々と進め、各分野の取組を軌道に乗せ、成果も現れつつあります。

さらに、令和6年度の開設へ向けて戦略の核となるアンテナショップの準備も進めており、今まさに関西戦略は大きく前進しようとしています。加えて、ウイズコロナ・アフターコロナ時代の成長の原動力として、デジタル化、グリーン化、グローバル化を掲げられ、中長期を見据えた足腰の強化、構造転換を、経済をはじめ医療、福祉、教育、防災、インフラ整備、行政など県政のあらゆる分野において精力的に進めようとしています。

こうした知事1期目の取組は、コロナ禍といった未曾有の危機に対応しつつも、先々の県政を見据えて時代の潮流を捉え、高知県の進むべき方向を指し示し、そして着実に実行に移していると言えるものであり、大いに評価するところでもあります。

本県には、人口減少がもたらす産業や地域の活力低下をはじめ、中山間地域の厳しい状況、迫りくる南海トラフ地震への備えといった構造的な課題が山積しており、この先も高知県には濱田知事のような未来を見通す力を持ったリーダーが必要だと考えます。

そこで、知事の2期目に向けた決意表明を期待している多くの県民の皆様の声を代表して、知事の御決意をお伺いいたします。

ウイズコロナ・アフターコロナ時代の成長戦略や物価高騰対策、関西戦略、中山間対策などの推進を図りつつ、今後の財政運営を見据えた令和5年度一般会計総額4,785億円、2月補正に前倒しをした物価高騰対策分を含めると、実質4,802億円分の当初予算が編成されました。国の有利な財源を活用しながら、スクラップ・アンド・ビルドを進め、財源不足圧縮に努めるなど、制約のある中で、知恵を絞りながら御苦労された予算編成であったと推察します。

今回の一般会計当初予算編成を行うに当たり、苦労した点や率直な感想を知事にお伺いし

ます。

今後の県勢浮揚を考えた場合、一番のネックとなるのが物価高騰対策になるのではと思います。世界的なトレンドとなっているインフレ傾向は、ウクライナでの戦争の行方が見えないこと、新型コロナによって影響を受けた世界的なサプライチェーンが大きく変化すること、世界の製造工場として安価な労働力を提供してきた中国の人口減少など多くの理由から、今後も長期的に継続するものと思われま

す。物価高騰対策として、県はこれまで使い勝手のよい新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して施策を展開してきましたが、来年度以降は同交付金がなくなるため、財源をどのように確保していくのか、課題となります。

現在の物価高騰についての認識を知事にお伺いいたします。

次に、デジタル化についてお伺いします。デジタル化の恩恵により、暮らしや働き方が一変する社会の実現を目指す知事はしていますが、よく言われるように、デジタル化は目的ではなく、手段、ツールであり、その先の本来の目的をそれぞれ明確に認識できることで、県民のデジタル実装が進むことになると考えます。

そのためにも、生活、産業、行政の3つの切り口で示そうとしている社会像や将来イメージが県民と共有できたときに、デジタル化が本当の意味で浸透していくわけでありませんが、知事に改めて描いている将来イメージをお伺いいたします。

次に、グリーン化についてお伺いします。高知県脱炭素社会推進アクションプランに基づき、2050年カーボンニュートラルの実現と、経済と環境の好循環の創出を図っています。来年度は、環境不動産評価制度や再造林推進など関連施策が掲げられています。その一方で、電気料金や

燃油等の高騰は、県民生活に多大な影響を及ぼしているところであります。特に、電気料金は感覚的には倍近くになったといった県民の皆さんの声も聞こえるところであります。

昨年2月のロシアによるウクライナ侵攻以降、また石炭やLNGなどの価格が高騰し、世界的なエネルギー危機が生じている状況に加え、急激な円安が進行したことなどが相まって、我が国における発電用の燃料費が高騰していることが、電気料金高騰の主な要因となっています。

そんな中、四国電力をはじめとする大手電力7社が、国の認可が必要となる家庭向けの電気料金引上げを国に申請しています。この料金の算定上の原子力による発電比率が高い九州電力や関西電力では、料金の水準や燃料調整制度による値上げ幅は、ほかの電力会社よりも低く維持されており、今回値上げの申請も行われておりません。こうしたことを踏まえると、現状では設備投資の大幅な必要がない原発の利用は、安価で安定した電力供給には必要であると考えます。

グリーン化の推進と足元のエネルギー高騰対策を含むエネルギーの安定供給の観点から、原発の利用に関する知事の御所見をお伺いいたします。

次に、グローバル化についてお伺いします。来年度、県では、タイとベトナムにサポートデスクを設置して、県内企業の支援を拡大することとしています。今後も、人口増加が見込まれるインドネシアなどの東南アジア諸国や、県内企業の進出も行われているインドなど、輸出拡大への取組強化に向けて支援体制を整備することは重要であると思われまます。

東南アジアや南アジアにおける今後の海外支援拠点の整備の方向性について産業振興推進部長にお伺いします。

次に、県内経済の状況についてお伺いします。

いわゆるゼロゼロ融資は、国のコロナ融資が令和5年5月から、県のコロナ融資は令和6年3月から本格的に返済開始となります。県内の中小・小規模事業者において債務償還年数が10年を超える法人企業数の割合は高止まりの傾向で、借入れ過多の状況にあります。これまでは、国、県のコロナ融資などにより、比較的倒産は抑制されてきましたが、円安の影響や原材料、電気料金の高騰など、中小企業の経営環境は厳しさを増しており、今後は予測不能な倒産が増加するとの見方があります。また、人材確保のための賃金引上げや、来年度からのインボイス対応などにより、今後も経営環境は厳しくなると見込まれています。

そこで、まず中小企業の状況も含めた県内経済の現状を知事はどのように認識されているのか、お伺いいたします。

また、ゼロゼロ融資の後継融資制度である国や県の伴走支援型特別保証制度が、対象者や借換え要件を緩和する内容で制度改正をされました。県制度として、経営改善支援融資がスタートをいたしました。借換えによる返済軽減や据置期間が設けられており、資金繰りの円滑化や、今後の積極的な事業展開を図るための資金調達が可能となっています。また、金融機関による継続的なモニタリングが行われることから、より手厚い経営支援が受けられることが特徴であります。今回の借換えにより、償還期間が10年で据置期間が5年となっており、今後はこの据置き5年の期間における収益力の向上が、経営改善に向け大変重要となってまいります。

一方で、高知県信用保証協会が金融機関と共に企業訪問を行い、聞き取りを行った結果では、資金繰りや財務状況について厳しい状況にあると答えた企業は約3割で、危機感が薄い状況で具体的な支援策を受け入れてもらえないケースが多く、動機づけを促すアプローチが課題であ

るとしています。収益力改善や労働生産性向上など、金融支援においては、金融機関をはじめ商工団体、税理士会などの士業団体、産業振興センターなど多くの支援団体との連携が必要です。

現状では、支援機関が個別に対応しているケースが多いことから、経営支援を本格化していくためにも、一層の連携強化を図る必要がありますが、課題として、伴走支援に向け、どの機関も主体となって調整することが現状ではできていないとのことであります。

これら支援機関のオール高知としての取組について商工労働部長にお伺いいたします。

また、経営者が資金繰りなどの課題を認識している場合であっても、支援を求める機関を知らない場合や、相談をしづらいことなど、支援開始までのハードルが高くなっています。経営者は、基本的に孤独な場合が多く、自社の経営状況について従業員と情報を共有している場合はほとんどなく、経営者に関しては1人で悩んでいるとよく言われています。

金融機関からの借入金の返済に対して、事業者の皆さんは基本的に非常に真面目であり、支援を検討する場合には、顔見知りである地元の商工団体へ相談することをちゅうちょするケースが多く、身近に相談する適当な機関が思い浮かばないのではとも思われます。また、突発的な倒産を避けるためにも、事業再生や経営者保証に関するガイドラインなど、再チャレンジの仕組みなどの周知を徹底していく必要があると思います。

そのためにも、県内の支援機関について、支援内容の情報を事業者にも周知し、相談しやすい環境をつくる必要があると考えますが、商工労働部長の御所見を伺います。

先ほど述べましたが、中小・小規模事業者が来年度からインボイス制度へ対応する必要があ

り、経営の安定化を図るためには適切な対応が必要であります。

県内事業者のインボイス制度への対応の現状や補助金等の活用状況について商工労働部長にお伺いいたします。

また、今後の経営環境の変化により、MアンドAや事業承継の相談が増加することと考えられます。県内の事業承継については、相談件数が大きく伸びていますが、成約件数はそれに比例してさほど伸びていない状況であります。事業の売手と買手の一層の情報収集や、士業団体との連携強化など、今後の取組は進むものと思われれます。

事業承継の取組が始まり数年が経過しましたが、直近の傾向や今後の取組について商工労働部長にお伺いします。

今後の経営環境に与える影響の一つとして、物流の2024年問題が挙げられています。2024年問題とは、働き方改革関連法によって、令和6年4月1日から自動車運転業務における時間外労働時間の上限規制が適用されることにより、物流業界に生じる諸問題を意味しています。具体的には、トラック運転者の時間外労働時間が年間960時間に制限され、月60時間を超える時間外労働に対して50%以上の割増し賃金率が適用されることとなります。これにより、今後は会社の売上げ、利益減少や運転手の収入減少、離職、また荷主側における運賃の上昇といった問題が生じるおそれがあります。

県内のトラック事業者においては、燃油価格の上昇分を価格転嫁できていない状況にあり、来年からの法適用によって事業環境は一層厳しさを増すことが予想されます。

2024年問題に関する県内のトラック事業者の現状と県としての対策について知事にお伺いいたします。

また、長時間・過重労働の実態にあるトラッ

ク運転者の時間外労働の削減や過労死等防止の観点から、トラック運転者の拘束時間も見直されることとなります。高知県にとって、関西圏の日帰り便はまだしも、東京近郊の首都圏へ片道800キロとした場合、休憩時間を含めた運転時間だけでも11時間を超えることとなり、荷物の積卸しにかかる時間を含めると、1日の拘束時間が所定の労働時間を超えることとなります。そのため、待機時間や労働時間の削減、物流の平準化への対策を、物流事業者だけでなく荷主側にも求められることとなり、消費者も含めて周知する必要があります。荷主企業の物流効率化に向けては、物流改善の取組に対する行政として支援を行う必要もあると思われま

す。これら物流効率化に向けた今後の取組について中山間振興・交通部長にお伺いします。

さらに、これら物流コストを補うためにも、企業側の付加価値向上として、労働生産性向上に向けた取組が一層求められます。県内の労働生産性は、全国と比較すると7割前後となっていますが、まだまだ伸び代がある状況と言えます。

今後の労働生産性向上に向けた取組について商工労働部長にお伺いします。

2024年問題としては、以前にも質問しましたが、医師の働き方改革も迫っており、年間の時間外労働が960時間に制限されることとなります。新型コロナの影響で医療現場は混乱していることもあり、医師の働き方改革の進捗状況が気になるところでもあります。また、本県では医師の診療科において、そして地域においても偏在が見られることから、医療提供体制確保の観点からも働き方改革への取組が課題であります。

法施行に向けた働き方改革への取組について健康政策部長にお伺いします。

次に、歯科医師の高齢化対策についてお伺い

します。

県内歯科医師において高齢化が進むとともに、地域においては今後後継者がいなく、新規開業も少なくなると想定されています。現在は、歯科診療所がないのは北川村と大川村の2村だけですが、約10年後にはさらに増えることが予想されています。

この課題に対処するために、県として現状についてどのように把握され、今後どのように取り組まれるのか、健康政策部長にお伺いします。

次に、農業振興についてお伺いします。

I o Pクラウド、S A W A C H Iが昨年9月から本格運用となり、活用が進むにつれ一定の成果が出てきており、今後も収量の増加や作業効率の向上に向けて、県内農家への浸透が一層図られることになると思います。

一方で、生産の基盤となる園芸用ハウスの整備に当たっては、農業のデジタル化に伴う資機材の高度化、高機能化による導入コストの増加傾向に加え、昨今の燃油や肥料をはじめとする資材の価格高騰が農家経営に大きな影響を及ぼしています。また、サポートハウス等を利用して農業経営のノウハウを学んだ新規就農者等が、今後新たにハウス取得を希望しても、初期投資が大きくなり過ぎて諦めるケースもあると聞いております。

本県施設園芸の振興を図る上で、園芸用ハウス整備における資材高騰への今後の対策について農業振興部長にお伺いいたします。

次に、四万十市に整備予定の四万十市営食肉センターについてお伺いいたします。先日、地元の土森議員らと共に四万十市へ視察にお伺いいたしました。現食肉センターは、昭和42年に操業が開始され、老朽化が進むとともに、処理頭数も限界が来ていることや、H A C C P対応に課題があることから、建て替えに向けて平成30年度から検討がなされてきています。検討の

過程において、県は、高知市と四万十市の2つの施設が共存共栄することが重要であることや、四万十市の食肉センターにも県としてできる限りの支援を行う考えを示し、四万十市として、県などの支援を受けることを前提に、新食肉センターの建て替えに向け基本計画策定に向け着手しました。

現センターでは、県内で屠畜される県内産豚の約85%、県産牛の約35%を屠畜し、県全域へ食肉の安定供給を行っているとともに、関連事業者を含め、加工・販売まで一貫した食肉工業団地としての存在を示し、約150名の雇用を創出して、地域において高い経済効果を生み出しています。

四万十市の食肉センターは、現在黒字を計上していますが、先ほども述べましたHACCPへの対応や処理能力の向上、従業員の確保、雇用環境の改善、屠畜解体技術の継承など、多くの課題があります。基本設計を進める中で、設計業者から、近年の資材高騰や急激な円安の影響などから、基本計画の概算事業費約51億円を大幅に上回る可能性が高いとの報告を受け、その後、屠畜解体方法の見直しや延べ床面積の大幅削減など、最大限にコスト削減を図るよう取り組んでいるとのことです。

施設の老朽化が進んでおり、修繕費等のコストも年々増加しているため、新施設整備は四万十市を含めた幡多地域6市町村だけの問題ではなく、高知県としての大きな課題と認識をしています。

四万十市の新食肉センターの整備に向けて、県として今後どのように取り組むのか、農業振興部長にお伺いします。

次に、水産振興についてお伺いします。

高知マリンイノベーションの取組として、漁業操業に役立つ情報や、これまでに蓄積してきた海洋データなどを一元的に発信するシステム、

NABRASが1月30日より運用開始されました。今後の漁業者などへの情報提供により、効率的な漁業生産体制の構築を図ることを目的としています。他分野と同様に高齢化の進む我が県の漁業者に、システムをどのように浸透させるのが課題となると考えます。

NABRASをはじめとするデジタル化への取組の現状と漁業者への浸透について水産振興部長にお伺いします。

次に、市場対応力のある産地加工体制の構築及び流通・販売の強化について伺います。

先日、県内の水産加工会社の社長に話を伺う機会がありました。社長からは、高知県の水産の課題として、加工施設は一定整備されているが、十分な稼働には至っていない施設もあり、経営安定化のためには外部から加工を受注し、稼働率を上げるなどの取組が必要、また漁業者の所得向上、加工事業者の収益向上につながる出口戦略が重要であるとの話がありました。

この話をお伺いし、新規就業者を増やすことも含め、まずは漁業者の所得向上が必要であり、そのためには地域において生産から加工まで一体的な取組を進め、出口戦略を図る必要があると感じさせられました。

今後の本県水産における所得向上に向けた出口戦略について水産振興部長にお伺いします。

次に、養殖についてお伺いします。近年の養殖において大きな打撃となっているのは、ペルー産のカタクチイワシ不漁に円安が重なったための養殖飼料の原料である魚粉の価格高騰が挙げられています。国においては、今後国産マイワシを原料とする国産魚粉の増産などの取組を行うということでもあります。

県としても飼料価格高騰に対する支援の必要性もあると思いますが、水産振興部長にお伺いいたします。

次に、沿岸漁業の振興について伺います。近

年は、温暖化や海流の変化などの影響から、沿岸域での漁獲高の減少が続いています。沿岸では、かつて海藻などが豊かな生物多様性を形成していましたが、近年は水温の上昇やウニの食害などによる磯焼けと呼ばれる現象などが見られ、藻場減少の原因となっています。

高知県でもウニの除去による藻場造成にここ数年取り組んできていますが、それらの成果をどのように評価し、今後の藻場造成を行っていくのか、水産振興部長にお伺いいたします。

次に、土木政策についてお伺いします。

昨年10月25日に、公正取引委員会が、高知県の地質調査業界に談合の疑いで行政調査に入りました。調査の対象は、平成29年頃からの県発注地質調査業務であり、指名競争入札において談合が繰り返し行われ、高値での落札が続いていたというものであります。

高知県では、平成24年に土木工事をめぐる大規模な官製談合が認定され、それ以降、県と建設業界はコンプライアンス研修を行うなど再発防止に取り組んでいますが、今回の談合の疑いが生じたことは業界の信頼を揺るがすものであり、非常に残念であり、極めて遺憾であります。

一方で、令和2年10月以降の県内の地質調査業界では最低制限価格での入札が続いており、県発注の地質調査業務の97%が最低制限価格での落札、うち80%がくじによる落札決定となるなど、熾烈な競争が続いていたことを見ますと、業界の健全育成や入札制度を改めて検証する必要があると思われれます。

昨年12月8日に、第1回高知県談合防止対策検討委員会が開催され、談合防止対策としての入札結果等のデータの分析をすること、落札率が10%程度下がった場合の事業者の経営状況や最低制限価格でのくじ引による落札結果の経営への影響を注視すること、また直ちにペナルティーの強化、指名停止措置とするのは、法律

的観点からも判断を慎重とすべきであること、談合防止対策として、原因究明がないままペナルティー強化に比重を置くと、ひずみが生じることなどといった多くの意見が出されております。

これまで地質調査業務の最低制限価格は予定価格の80%前後で設定されており、各社は県の公表している資料や、過去の入札結果などから最低制限価格を自社で算出し、その価格で応札することから、結果として最低制限価格での横並びとなり、くじによる落札が多くなっています。予定価格は、人件費や会社の運営経費などを毎年調査し、示された積算基準に基づき算出された適正価格であり、企業はこの価格から自社努力でどれだけ値引きできるかを判断して応札するわけではありますが、2割引きとなる80%前後の落札では、ほとんど利益が出ず、厳しい経営状況にあると思われれます。

今回の公正取引委員会の調査対象となっている令和元年の落札率は、おおむね90%前後となっていますが、このレベルの落札でようやく会社としての適正な利益が確保され、運営ができていたものと推察されます。最低制限価格で応札しても、くじ引による落札決定となるなど運任せの面が大きく、会社として長期的な経営ビジョンを立てることも厳しい状況であると思われれます。

県として、地質調査業務を通じてインフラ整備を下支えする業界のこのような現状についてどのようにお考えか、土木部長にお伺いします。

今後は、公正取引委員会の調査の結果において、独占禁止法違反が認められた場合は、その事業者に対して排除措置命令や課徴金納付命令が出されることとなります。また、公正取引委員会から排除措置命令等の処分がなされますと、その事実をもって国や県から違約金や賠償金の請求並びに指名停止の処分等が行われることと

なります。指名停止期間中は公共事業の下請も禁止されることから、事業者はこの間、全く仕事ができなくなることから、会社の存続が厳しくなると予想されています。

構造物の設計は、地質調査のデータに基づき行われるため、地質調査はインフラ整備の基礎となる業務であります。豪雨等による土砂災害等が発生した場合は、発災直後に斜面の状況を調査するなど、復旧工法を検討するために必要不可欠なものであります。公正取引委員会の判断が出るまでには時間がありますが、排除措置命令が出た場合に、規定どおりの12か月以上の指名停止処分を行った場合、県内の災害対応やインフラ整備の停滞につながると考えます。

一方で、今回の公正取引委員会の調査は、高知県内に本社を置く会社に対して行われていることから、県内事業者には排除措置命令が出された場合、県外事業者による地質調査業務の指名選定を行い、発注することが想定されていますが、この点について土木部長の御所見をお伺いいたします。

厳しい処分を行う必要があると思われる一方、県内事業者の疲弊している状況や今後の建設工事全般を考えていく必要もあると思います。建設工事の請負においても、大規模な工事などにおいて最低制限価格による応札並びにくじ引による落札決定の事例が散見されています。公共事業に依存する業界は、業務を受注し、仕事を確保しなければ経営が成り立たないため、本来であれば予定価格に近い額で受注し、健全な会社経営を行いたい事業者も、最低制限価格で受注をせざるを得ないのが現状であります。委託業務においては、おおむね10分の8前後で最低制限価格が設定されていることから、赤字覚悟で入札する事例も少なくなく、建設工事並みの最低制限価格の引上げの必要もあると考えます。

今回の談合疑惑は非常に残念な案件でありま

すが、適正な競争を確保し、県内事業者の健全化、活性化のためにも、入札制度の見直しを検討する必要もあると考えますが、土木部長にお伺いいたします。

次に、教育政策についてお伺いします。

県は、来年度不登校対策の強化に取り組むこととしています。県内小中学校の不登校の児童生徒は、1,000人当たりで全国ワーストが続いている状況で、これまでも様々な施策が取られてきています。今後は、不登校特例校の設置の検討やフリースクールとの連携、また保・幼・小の連携強化に取り組むこととしています。

これまでも不登校対策に取り組んできていますが、成果が明確に出ていないのは、根本的な問題が潜んでいると考えます。

これまでの取組を振り返り、問題をどのように把握しているのか、また今後の不登校対策について、併せて教育長にお伺いします。

県内小中学校において、法律で努力義務とされている学校運営協議会の設置が進んでいます。学校運営について一定の権限を持つことで、学校と一緒に課題解決に向かう組織となることが期待をされています。

ここで、須崎市にはマサイ族というボランティア団体がありますので、少し紹介をさせていただきたいと思います。元PTA役員の方々が、自分の子供たちが卒業するに当たり、学校とのつながりを何らかの形で続けたいという思いの下、当時の須崎中学校長を中心に、須崎市内有志の方々によりボランティア団体が立ち上がりました。日常的に朝の登校前の挨拶運動や地域イベントへの参加など、様々な活動を行っています。挨拶運動などは、日頃から子供たちと接することで、子供たちの日常生活の変化などを把握することができ、地域ぐるみで子育て支援を行うことが一定可能となっています。

不登校対策として、県ではスクールカウンセ

ラーやスクールソーシャルワーカーなどの配置を行っています。学校区以外から派遣されていることなどから、地域の実情には精通していない場合も多いと思われます。県内でも協議会設置が進んでいますが、仏つくって魂入れずにならないように、地域の実情を把握した委員の選任等が行われ、組織が核となって有効に機能することが肝要であると考えます。

県内の小中学校における学校運営協議会の設置促進及び充実に向けてどのように取り組まれているのか、教育長にお伺いします。

先月19日には、高知龍馬マラソンが3年ぶりに7,000人ほどの参加により開催され、盛り上がりを見せました。県ではスポーツ参加の拡大を目指し、本年度までに県内の9団体が地域スポーツハブを展開し、地域のスポーツ活動拠点は一定整備されたと思われます。

一方で、本年度をもってハブへの補助が終了するため、これまでの取組の継続について課題は大きいと感じています。子供をはじめとして、各ライフステージに応じた活動や障害児スポーツの充実、また学校の部活動への指導者体制の整備など、今後市町村と連携して取り組む必要があると考えます。

今後の地域スポーツ推進体制について文化生活スポーツ部長にお伺いします。

次に、観光振興についてお伺いします。

牧野富太郎博士をモデルにした連続テレビ小説らんまんが4月から放送されることから、県において観光振興の起爆剤として大いに期待しているところであります。ゆかりの地である佐川町や越知町、牧野植物園をはじめ、新型コロナによって打撃を受けた観光産業や飲食業などへも大きな経済効果が見込まれます。

濱田知事にとっては、就任後初めてと言ってよい観光博覧会の開催となりますが、3月25日の開幕を控えて、博覧会への率直な思いと期待

を改めてお伺いします。

県は、博覧会期間を通じて行った取組をドラマ終了後も観光基盤づくりに活用していくこととしています。県内では、これまでに「楽しまん！はた博」や「高知家・まるごと東部博」、「2016奥四万十博」などが開催され、その後も観光協議会が設置されています。

これまでの博覧会後の取組における成果と課題及び今回の「牧野博士の新休日～らんまんの舞台・高知～」にどのように生かしていくのかについて観光振興部長にお伺いします。

次に、今後関西戦略などでのインバウンド誘致などを行っていくことで、県内への外国人観光客の増加が見込まれます。また、国内においても今後も全国旅行支援の取組が継続されることが予想され、本県への来訪者もコロナ以前への回復が期待されています。観光客の多くの方々が飲食店や土産物店を利用する場合には、キャッシュレス決済で行われるのが多くなると考えます。

県内事業者のキャッシュレス化の対応の現状と今後の取組について商工労働部長にお伺いたします。

次に、今回の博覧会では多くの観光客が訪れると思われる県立牧野植物園では、様々な活動を通じて植物標本を作製し、世界に誇れる植物コレクションを保管しています。一方で、植物以外の分野については、県全域を対象とした標本を収集、保管する施設と体制は本県にはなく、これまでに多くの貴重な資料が消失したり県外に流出したりしています。生物の標本は、採集した場所と時期の環境を証明するもので、一度失われると再び入手することは困難なものです。

県内の博物館や動物園、水族館で構成された、こうちミュージアムネットワークは、令和3年度に本県の生物標本の現状調査を行い、県内に

は様々な生物の標本が約23万点存在していること、それらの多くが個人管理で、保管状況が必ずしも良好ではないこと、そのうち幾つかの標本は、近い将来所有者が維持できなくなり、散逸したり県外に流出したりする可能性が高いことを県民へ向けて発表をいたしました。高知県においても、令和3年度より令和7年度までの高知県環境基本計画第五次計画の中で、県内標本が散逸することがないように適切な保管場所を確保と、生育・生息情報のデータベース化と実物資料を適切に活用する仕組みの構築を方針として打ち出しています。

県は、環境基本計画第五次計画で、高知県内の生物標本を保管・活用する方針が示されましたが、これまでの取組と令和5年度の方向性について林業振興・環境部長にお伺いします。

一方、本県には、歴史、文化、芸術などの人文系についても多くの貴重な資料が存在し、高知県立歴史民俗資料館をはじめとする県立文化施設に保管されています。これまでの関係機関の熱心な取組によって、多くの資料が収集、保管されていますが、既に収容能力が限界に近づき、これまで廃校となった県立高校の利用も行われてきたものの、新たな対応が必要となっています。長期的な利用に当たっては、耐震化や温湿度の適正化のための施設改修などコスト面での課題も多いと思われます。

栃木県では、県立博物館の収蔵環境が悪化してきたことから、資料収集の在り方について検討した結果、資料増加等に伴う資料収集活動を十分に行うために、令和2年3月に新収蔵庫を建設しました。

高知県においても、県民の貴重な財産である資料を適切に収集、保存、活用し、次世代に受け継ぐことができるよう、各施設の資料管理や活用の在り方について、人文系と自然系を併せて総合的に検討する必要があると考えますが、

文化生活スポーツ部長の御所見をお伺いしまして、私の第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 西内健議員の御質問にお答えをいたします。

まず、これまでの県政の取組に関する評価についてお尋ねがございました。

令和元年12月に、私は、県民の皆さんと共に元気で豊かな高知県を実現するということを目指しまして、県政をもう一段高いステージに引き上げたいとの強い思いを持って、知事に就任をいたしました。しかしながら、就任早々、新型コロナウイルスが世界中で猛威を振るいまして、感染症への対応が県政の最優先課題となりました。

こうした状況の中、感染拡大防止と社会経済活動との両立に向けまして、時に悩みながらも、国に先駆けて思い切った経済影響対策を決断し、実行するという事など、臨機応変の対応を重ねてまいりました。この間、県民の皆さん、事業者の皆さん、保健・医療関係者の方々の御協力、また御尽力を得ながら、度重なる感染拡大の波を乗り越え、ようやく社会経済活動は平時への移行期を迎えつつあります。

一方、コロナ禍にありましても、経済の活性化など5つの基本政策と3つの横断的な政策の発展にも果敢に挑戦をいたしまして、新たな施策を着実に前進させてまいりました。その結果、例えば関西との経済連携の強化では、観光の誘客、外商の拡大などで具体的な成果が生まれ始めております。さらに、戦略の核となります大阪梅田へのアンテナショップの設置といった施策も本格的に動き出しました。

健康の分野では、長年の課題であります壮年期男性の死亡率の改善、健康寿命の延伸を目指しまして、糖尿病性腎症対策などの強化を進め、改善に向けた足がかりをつかみつつあります。

加えて、南海トラフ地震対策では、より長い時間軸を見据えた施策の展開を図り、発災後の速やかな復旧・復興に向けた事前復興の取組が進んできております。

また、時代の潮流を見極めまして、次世代における県勢の浮揚に向けて先手を打つということも重要であります。このため、新たにデジタル化、グリーン化、グローバル化の3つの視点で施策を進化させてまいりました。

デジタル化では、産業、生活、行政という3つの面で施策を充実強化しました結果、1次産業分野において情報基盤の整備が進みまして、実用段階を迎えるといった形で成果が現れ始めております。加えまして、中山間地域における医療や教育のレベルアップに資するオンライン診療、あるいは遠隔教育の取組が進んでまいりました。

グリーン化の分野におきましては、2050年のカーボンニュートラル実現を宣言いたしまして、本県の豊かな自然資源を生かした高知らしい脱炭素化への貢献を目指して、アクションプランを策定いたしました。このプランの下、全国に先駆けた環境不動産認定制度を創設するということといたしましたほか、グリーンLPガス、プラスチック代替素材など、新たな産業の芽の創出に向けた挑戦も動き出しております。

グローバル化におきましては、コロナ禍の影響を受けながらも、海外市場に目を向けた施策の展開を図りまして、例えば土佐酒、ユズなどの輸出額は大きく伸びてまいりました。インバウンド観光の再開を見据えたセールスプロモーションなどにも先手を打って取り組んだ結果、入国制限緩和後の誘客につながっております。

このようにコロナ禍という逆風の中にあっても、県勢浮揚に向けた取組を着実に前に進めてまいりました。しかしながら、多くの事業は中長期にわたり計画的な取組を継続する必要

がございます。また、依然として取り組むべき課題は数多くありまして、解決にはさらに努力を重ねていかなければならないところであります。引き続き、県勢浮揚に向けた道筋を確かなものとするべく、全力を傾けてまいりたいと考えております。

次に、2期目に向けた決意表明についてのお尋ねがございました。

先ほども申し上げましたとおり、知事就任後の県政運営は、コロナ禍の制約がある大変厳しい環境に置かれまして、その対策に追われました。言わば守りの対応を余儀なくされた面がございます。現在、ようやくこの出口が見えつつありまして、今こそ攻めに転じて、本県経済を本格的な回復軌道に乗せていくべきときに至りました。

とりわけ、2025年には関西戦略の大きなターゲットであります大阪・関西万博の開催が予定をされております。この戦略の要となるアンテナショップの開設、関西圏との連携の取組につきまして、この2025年をにらみ、強力に進めたいと考えております。その際には、私自身がこれまで培ってきた行政経験、人脈を生かして、ふるさと高知の活性化にしっかりと貢献できるというふうに確信をいたしているところであります。

また、これから5年先、10年先の県勢浮揚を展望いたしますと、アフターコロナ時代の成長の原動力となりますデジタル化、グリーン化、グローバル化という時代の潮流を先取りして、各分野の施策を進化させてまいったところがあります。

ただ、こうした取組を通じまして、私自身が思い描きます高知県のあるべき姿の実現に至るまでには、まだ道半ばと考えております。その道筋を私自身の手で切り開いて確かなものにしていきたいという思いを強くいたしているところ

ろであります。そして、引き続き共感と前進を基本姿勢といたしまして、県民の皆様へ寄り添い、そして共に歩みながら、一層元気で豊かな高知県を次の世代に引き継いでいくと、このことこそが私に与えられた使命であるというふうに考えております。

したがって、県民の皆さんに御支持がいただけるのであれば、高知県知事として引き続き2期目の県政運営に当たるべく、秋の県知事選挙に挑戦をしてみたいと、そういう決意でおります。

次に、今回の一般会計当初予算の編成に当たっての苦労や感想はどうかというお尋ねがございました。

足元におきましては、国が新型コロナウイルスの5類感染症への見直しの方針を示しまして、コロナ禍への対応は大きな転換点を迎える一方で、物価の高騰はいまだ終わりの兆しが見えません。来年度の当初予算におきましては、こうした社会経済情勢の大きな変化の波に柔軟に対応しながら、連続テレビ小説らんまんの放送などの追い風を捉えまして、県勢浮揚への道筋をより確かなものにする必要があります。

こうした中、特に意を払った点が2つあります。まず、県民の皆さんに県勢浮揚に向けた取組の一層の前進を実感していただきますように、徹底して成果にこだわってまいります。具体的には、らんまんを生かした観光振興の取組により本県への誘客を図っていくということ、大阪・関西万博を見据えた関西圏との経済連携を一層強化していくこととあります。あわせて、中山間地域におけます担い手確保策の強化あるいは集落活性化の推進に取り組むとともに、中山間地域再興ビジョンの策定に取り組む予定です。こうした形で県民の皆さんに目に見える形で、実感いただける形で、成果を追求してまいりたいと考えております。

また、来年度は、未来への弾みの年となりますように、5年、10年後の県政を見据えた取組を進めてまいります。具体的には、デジタル化、グリーン化、グローバル化の3つの視点から施策を強化いたしますとともに、物価高騰による影響の長期化も見据えまして、各産業分野の構造転換を図るための施策も充実をいたしたところであります。

予算編成の過程におきましては、多額の財源不足が生じたけれども、歳出規模の抑制よりは、むしろ県勢浮揚に必要な施策の着実な実行、こちらを優先するという考えで臨みました。その結果、実質におきましては、平成16年度以来の規模でありました令和4年度に続き、4,800億円を超える規模の積極型の予算編成を行ったところであります。

一方で、財政運営の持続可能性を確保するという点も重要なポイントであります。そのため、予算編成に当たりましては、国の有利な財源を最大限活用いたしますほか、地方消費税清算金、地方交付税の税収で生じた令和4年度分の財源を繰り越して活用するといったことなどによりまして、必要な一般財源総額を確保するという工夫もいたしたところであります。こうした一連の取組によりまして、当初予算編成後の財政調整的基金の残高は、令和4年度の当初予算編成後の水準を維持できたわけであります。

このように、来年度の予算は、共感と前進の好循環に向けまして、徹底して成果にこだわりますとともに、先々の県政につなぐことができる、そういった予算になったものと考えております。

次に、現在の物価高騰に対する認識についてお尋ねがありました。

先月公表されました本年1月の全国の消費者物価指数は、食料品、エネルギーなど幅広い分

野での値上げを背景に、前年同月比で4.2%上昇いたしました。前月に続く高い伸びとなりました。こうした急激な物価の高騰は、県民の暮らしのみならず、県内事業者の経営にも大きな影響を生じさせるものであります。

そのため、これまでも県内の状況を踏まえまして、国の交付金なども最大限に活用し、農業者及び漁業者の燃料、飼料の購入費への支援といった様々な対策をタイムリーに講じてまいったところであります。加えまして、経営の厳しい事業者の方々に対しましては、コロナ関連融資などの借換えに係ります負担軽減策を実施いたしております。あわせまして、全国知事会などとも連携をして、国に対して十分な対応と支援を求めてまいりました。

さらに、今議会に提案をしております2月補正予算におきましては、県内の実態を踏まえまして、新たにLPガス料金への支援などを盛り込みました。現在、電気代や都市ガス代につきましては、政府の負担軽減策の効果が現れてきた一方で、食料品などは今後も値上げが予定をされております。加えて、ロシアのウクライナ侵攻などの動向も先行きが見通し難く、当面物価の上昇は続くものと覚悟しなければならないと考えております。このため、引き続き県民の皆さん、事業者におきまして影響を注視いたしながら、臨機応変に対応いたしてまいります。また、必要な場合には、国に対してさらなる対策、財政措置を求めてまいりたいと考えております。

また、物価高騰の影響を受けにくい産業構造への転換を進めていくということも重要であります。こうした考え方の下、各分野におきまして、事業者のエネルギー使用量の削減につながる設備の導入、あるいはデジタル技術の活用をいたしました生産性の向上の取組、こうした取組などをしっかりと支援してまいりたいと考えております。

次に、デジタル化の将来イメージはどうかというお尋ねがございました。

デジタル化を進めるに当たりましては、議員から御指摘がありましたとおり、県民の皆さんと暮らしや働き方が具体的にどのように変化するかというイメージを共有していくということが大変重要だと考えております。そのため、具体的に何がどう変わるかという将来イメージを明確に打ち出しまして、デジタル化を進めてまいったところであります。

生活という面では、地理的なハンディキャップを抱えます中山間地域の方々が、デジタル技術によりまして、都市部と遜色のない生活を送ることができるといった将来イメージを目指しているところであります。来年度は、ヘルスケアモビリティを活用したいいわゆるオンライン診療のほか、遠隔授業の実施校、配信科目を増やすといった形で、中山間地域の医療、教育の拡充を図ってまいります。また、ドローンを活用した生活物資の輸送などといった形で市町村の実証事業を支援いたしますとともに、新たにマイナンバーカードを活用いたしましたバス乗降改札システムの実証などにも取り組みます。

次に、産業分野でございます。デジタル技術と地場産業が融合し、生産性が飛躍的に向上していく、このことで、一人一人の稼ぐ力が高まるといった将来イメージを目指しております。来年度は、運用が本格化してまいりましたIOPクラウド、SAWACHIやNABRASなどの情報基盤を活用いたしまして、経営強化に取り組めます事業者への支援を強化いたします。また、商店街の人流データを来店予測やマーケティングに活用する取組を新たに試みるなど、デジタル技術によりまして構造転換を各産業分野でより一層進めてまいります。

行政の分野におきましては、役所へ足を運ぶことなく、自宅や職場からスマートフォン一つ

で行政手続が完結するといった将来イメージを目指しております。来年度は、各手続への導入が一定程度進みました電子申請につきまして、県民の皆さんの利用率を高めるように取り組みます。また、デジタル化によります県庁の働き方の変革にも挑戦をいたします。デジタル化推進計画の最終年度であります来年度は、より成果にこだわる形で取組を加速したいと考えております。

次に、原子力発電の利用につきましてお尋ねがございました。

昨年2月のロシアによるウクライナ侵攻以降、世界的なエネルギー危機が生じていると言われております。我が国におきましてもエネルギー価格が高騰しておりまして、将来にわたり安定的で安価なエネルギーの供給を確保していくということが大きな課題となっております。加えて、気候変動への対応も後退させることなく進めていく必要がありまして、この2つの点をいかに両立させていくのが、国家的な課題となっているというふうに認識をいたしております。

本年の2月に閣議決定をされました、GX実現に向けた基本方針におきましては、このエネルギーの安定供給、気候変動への対応という2つの課題に対応していくために、再生エネルギーの主力電源化を目指しまして、最大限の導入に取り組むというふうにされております。あわせて、原子力につきまして、安全性を最優先とし、第6次エネルギー基本計画に示されました、可能な限り原発依存度を低減していくといった方針の下、活用していくといった考え方が示されております。

この再生エネルギーの主力電源化に向けましては、例えば送電網の容量の問題、あるいは需要に合わせた調整力の確保といった様々な課題を解決していくことが必要となりまして、その解決には一定の期間が必要となると見込まれて

おります。それまでの間、足元の危機への対応と将来にわたります電力の安定供給の確保のため、安全性の確保を大前提といたしまして、脱炭素効果の高い原発を活用するという考え方は理解できるものというふうに考えます。

今国会におきましてはこの閣議決定を受けて、原発の60年を超す運転を可能とする法案が提出をされ、審議が行われます。この法案におきましては、安全性を確保するため、運転開始30年を超える原発は10年以内ごとに設備の状況を審査し、認可をする規制などが盛り込まれております。今後、国会の審議を通じまして、原発の安全対策に関する議論が深まっていくものというふうに考えております。

原発の活用に当たりましては、安全性の確保を最優先とした上で、広く国民の理解を得ていくということが重要であります。丁寧な説明や議論を重ねていくということが、そのためにも重要でありまして、国におきましては、その努力を地道にしっかりと続けていただきたいというふうに考えております。

次に、県内経済の現状認識についてのお尋ねがございました。

新型コロナウイルスの感染拡大によりまして大きな打撃を受けました本県の経済は、社会経済活動が段階的に回復をする中で、個人消費あるいは観光を中心として持ち直しつつあると考えております。

特に厳しい状況にありました観光におきましては、国や県の需要喚起策の効果もありまして、昨年10月から12月までの主な旅館、ホテルの宿泊客数は、コロナ禍前を上回るような水準に至っております。一方で、大人数での宴席あるいは公共交通に関しましては、コロナ禍前の水準までは回復するに至っておりませんで、依然と厳しい状況が続いております。

こうした中、昨年から続いておりますエネル

ギー・原材料価格の高騰により、生産者や事業者の収益が圧迫されまして、今後の県経済の下押しの要因となるということが懸念をされます。特に、農業を基幹産業といたしまして、中小企業、小規模事業者が多くを占めます本県の産業構造に鑑みますと、生産コストの上昇を直ちに価格転嫁することが難しいという面がございますので、より大きな影響が生じるおそれがあるところであります。また、食品、日用品を中心にさらなる値上げが見込まれておりまして、このことが消費マインドの低下を招き、景気回復の下支えとなっております個人消費に対する下押し圧力となるということも懸念をされます。

そのため、喫緊の対策といたしまして、コロナ関連融資の借換えをはじめとして、経営状況が厳しい事業者の方々を対象に、資金繰りと収益力改善に向けた取組を支援してまいります。そして、こうした状況を打開していくためには、事業者の方々がコストの上昇分を価格転嫁し、収益を確保する。そして、そのことによって賃金の引上げを行うという好循環を、社会全体として受け入れられる環境の整備がぜひとも必要だというふうに考えております。そのためにも、産業振興計画に掲げます生産性向上、付加価値の創出に向けた取組を加速いたしまして、産業構造の転換を図ってまいりたいと考えます。

今後も引き続き、業界団体の皆様などのお声をお聞きいたしますとともに、国あるいは日本銀行高知支店などの関係機関と連携をいたしまして、県内の状況を注視しながら、臨機応変に対策を講じてまいります。その際、あわせて必要な場合には国に対してさらなる対策を求めてまいる考えであります。

次に、2024年問題に関する県内のトラック事業者の現状と対策についてのお尋ねがございました。

議員から御指摘がありましたように、トラッ

ク事業者は他の業種と比べまして価格転嫁が進んでいない状況でございます。国が12月に公表した調査でも、その転嫁率は2割に満たないと、そういった状況と報告されております。

そうした中、令和6年からのトラック運転手の時間外労働時間あるいは拘束時間の上限の適用など、いわゆる2024年問題によりまして、経営状況がますます厳しくなるということが懸念をされております。

県のほうでお聞きをいたしました事業者の方々の御意見でも、例えば運転手が1人で輸送できる距離が縮小するというによりまして、遠隔地への輸送が困難になって収入減につながるのではないかと、あるいは運転手が2人必要とされるケースも出てくるけれどもコストの転嫁に不安があるといったお声。さらには、労働時間の縮減に伴って運転手の収入が減少することによりまして運転手の確保がさらに困難になる、結果、事業規模の縮小につながりかねない、そういった御懸念の声が聞かれるところでありませぬ。

こうした状況を踏まえますと、この2024年問題の解決は、トラック事業者の努力だけで解決できるものではございませんで、荷主側におきます輸送の効率化への取組、費用負担への理解、こういった点が必要になるというふうに考えます。

このため、県におきましては、トラック事業者だけではなく、各産業分野の荷主側を含めました対策を検討しようということで、この2月に部局横断のプロジェクトチームを設置いたしました。このプロジェクトチームにおきましては、事業者の方々からお伺いした現状を踏まえて、業種ごとの課題、影響などを共有し、荷主側の意識改革、物流の効率化などについて検討いたしているところでありませぬ。

国におきましても、持続可能な物流の実現に

向けた検討会が設置をされまして、対策の検討が進められております。あわせて、業界の取引適正化に向けた法改正も検討されているというふうに向っているところであります。

県といたしましても、こうした国の動きも見据えながら、課題を洗い出しまして、引き続き事業者の方々の御意見も伺いながら、対策を検討いたしますとともに、必要に応じ国に対する政策提言も行ってまいりたいと考えております。

最後に、観光博覧会への思いと期待についてのお尋ねがございました。

連続テレビ小説らんまんの放送は、コロナ禍で打撃を受けました本県観光の回復の切り札となることはもちろん、県経済の底上げを図る絶好の機会を得たというふう感じております。このチャンスを最大限に生かすために、市町村、経済界の方々をはじめといたしまして、多くの関係者から成ります官民一体での推進組織を立ち上げて、観光博覧会の準備を進めてまいりました。短期間の取組ではありましたが、例えば草花ガイドの養成あるいは牧野博士ゆかりの地の整備といった形で、県内各地におきまして観光客の方々をお迎えする環境が整ってまいりました。

また、高校生をはじめといたします地域の方々によります花の植栽活動、多くの民間企業の方々によります積極的なPR活動など、官民を挙げた博覧会の開催に向けた手応えを感じているところであります。

こうした盛り上がりを実に誘客につなげられますように、これまで磨き上げてきました自然や食、歴史といった本県の魅力を、この博覧会を通じて余すことなく全国にPRをしてまいります。このたびの千載一遇とも言うべきチャンスを生かし切り、県観光の底上げを図っていくというために、博覧会の成功に向け、引き続き官民一体となって、いわゆるオール高知の体

制で取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

(産業振興推進部長沖本健二君登壇)

○産業振興推進部長(沖本健二君) 今後の海外支援拠点の整備の方向性についてお尋ねがございました。

県では、東南アジアや南アジア地域で海外展開に取り組む県内企業を支援しますため、平成8年にシンガポール事務所を設置いたしまして、四半世紀にわたり県産品のPRや県内事業者の営業支援などを行っております。

一方、県内企業のグローバル化が進む中、海外展開を図る上での支援ニーズが多様化しております。そうした中、現在のようなシンガポールを拠点とした出張ベースでは、国ごと、分野ごとに異なる商慣習に対応し切れないこと、さらには現地のビジネス人脈に入り込むことに限界があることが課題となっております。

そのため、シンガポール事務所の機能を維持しつつ、食品輸出については、新たにシンガポールの現地企業と連携し、商品の磨き上げから販路開拓までの支援を強化したいと考えております。また、県内ものづくり企業の支援ニーズが高く、市場の成長が見込まれますタイとベトナムには、新たにサポートデスクを設置いたします。

当面は、こうした支援拠点を中心に、着実に輸出拡大を目指していきたいと考えております。その上で、海外市場の動向や県内企業のニーズも踏まえ、今後の支援の在り方を検討してまいります。その際、今回のような現地日系企業などと連携することが、迅速かつ手厚い支援が可能となること、さらには費用対効果の点からも極めて有効であるというふうと考えております。

(商工労働部長松岡孝和君登壇)

○商工労働部長(松岡孝和君) まず、経営支援機関のオール高知としての取組についてお尋ね

がございました。

議員のお話にありましたように、事業者を取り巻く経営環境が厳しさを増している中、コロナ関連融資の円滑な返済を進めていくためには、何より事業者の収益の改善が必要となってまいります。このためには、金融機関や商工団体などの支援機関がより一層連携を深めて、事業者に寄り添った支援を行っていくことが重要です。

こうした取組を促すため、各都道府県ごとに中小企業支援ネットワークが設置されており、高知県においても高知県信用保証協会が事務局となり、金融機関のほか、税理士会をはじめとする士業団体なども参加する、こうち支援ネットワークが設置されているところです。このネットワークでは、県内の経済状況や、国や県の新たな支援策、各支援機関が有する専門知識や支援事例などについて、意見交換や情報共有を行っております。

今後、コロナ関連融資の返済が本格化してまいりますことから、これまで以上に各支援機関がオール高知として連携し、それぞれが主体性を持って、よりきめ細やかな対応を行っていただくよう、県として改めて強く要請をしております。

次に、支援機関による支援内容の周知や相談しやすい環境づくりについてお尋ねがございました。

現在、経営支援に関する相談については、商工会や商工会議所をはじめ金融機関や信用保証協会、よろず支援拠点、産業振興センター、税理士会をはじめとする士業団体など、数多くの支援機関が対応しております。しかしながら、議員のお話にもありましたように、事業者の中には、これら多くの支援機関があることを御存じない方や、地元の商工会などには相談しづらい方など様々な方がいらっしゃいます。県としては、こうした方々にも支援機関や各種施

策の情報をしっかりと届け、相談しやすい環境をつくることが大変重要であると考えております。

このため、まずどこに相談したらよいか一目で分かるように、改めて支援機関の情報を取りまとめ、県のホームページへの掲載などによりお知らせをしております。加えて、現在国や県の経済対策により、事業者に対する各種支援策が充実しておりますので、支援機関の情報と併せ、これらの情報を関係機関と連携し、事業者にしっかりと届けてまいります。

次に、相談しやすい環境づくりのためには、事業者との日々のコミュニケーションや相談された際の丁寧な対応、さらには他の支援機関への円滑なパス回しが大切であると考えます。このため、先ほどお話ししましたこうち支援ネットワークにおいて、改めて関係機関に協力の要請を行ってまいります。

次に、県内事業者のインボイス制度への対応や補助金などの活用状況についてお尋ねがございました。

民間の調査会社の調べによりますと、昨年12月末の本県の法人のインボイス登録事業者数は7,107件、登録率は約71%となっております。一方、個人事業者は都道府県ごとの登録数が公表されておりませんが、全国の登録率が約24%となっていることから、本県においても法人に比べ対応が進んでいないものと考えられます。

こうした状況の中、事業者の対応を支援するため、国においてはIT導入補助金や小規模事業者持続化補助金の要件の緩和や拡充を行っているところです。また、県としてもインボイスへの対応を後押しするため、インボイス対応IT導入補助金を創設したところであります。

昨日時点における県内事業者のインボイスに関する国の補助金などの活用状況につきましては、国のIT導入補助金及び持続化補助金では

合わせて151件、県のインボイス対応IT導入補助金は、募集開始から間もないこともあり、多くの事業者の皆様からお問合せをいただいているものの、申請自体は2件となっております。

本年10月からの制度開始に向けまして、引き続き関係機関と連携し、事業者の皆様にご利用の補助金の活用を促すことで、インボイスへの対応を促進してまいります。

次に、事業承継の直近の傾向や今後の取組についてお尋ねがございました。

本県では、平成27年度から事業承継・引継ぎ支援センターや金融機関、商工会など関係機関と一体となって事業承継の取組を進めてまいりました。これまでの取組の結果、平成27年度には107件であったセンターへの相談件数は、令和3年度には487件と年々増加しており、徐々にその取組が浸透してきているものと考えております。

お尋ねのありました直近の傾向を見ますと、コロナ禍の影響もあり、特に売手の相談件数が大幅に増加している状況です。また、中山間地域はもともと厳しい経営環境にあることから、事業承継がなかなか進まないという傾向が見受けられます。地域の中小企業者は、本県の地域経済を長らく支えてきた後世に残すべき財産であると考えますことから、これらの状況に対応するために、施策をさらに強化していきたいと考えております。

このため、来年度はまず増加する売手の相談については、全国に売手情報の発信を広げ、マッチング件数の増加につなげていきたいと考えております。次に、中山間地域については、これまでにない既存の事業の買取費用に対する補助金を創設するとともに、新たな事業展開を行うための経費も支援するなど、施策を大幅に拡充してまいります。加えて、女性の事業承継の促進も図ってまいります。こうした施策の充実と

関係機関とのより一層の連携によりまして、さらなる事業承継の促進につなげてまいります。

次に、今後の労働生産性の向上に向けた取組についてお尋ねがございました。

現在のエネルギー価格、資材価格の高騰や将来的な物流コストの上昇など、絶えず変化する経営環境に対応し、企業が持続的に発展していくためには、労働生産性を高めていくことが大変重要であると考えています。このため、これまでにも製品、技術の高付加価値化や生産工程の省力化などについて支援を行ってきているところです。具体的には、産業振興センターによる製品企画書の作成支援や、生産性向上推進アドバイザーによる現場改善、生産管理の効率化といった支援を行っております。

こうした支援の結果、特殊な素材と製法を用いた刃物や、吸収性の高い不織布シートなど、付加価値の高い製品が開発され、また生産計画策定に要する時間や、生産ロスを約50%削減した事例などが現れてきております。

また、デジタル技術を活用した業務の効率化や省力化についての支援も行っているところです。具体的には、産業振興センターと商工会連合会に専門の人材を配置するとともに、デジタル化を推進する人材の育成などに取り組んでおります。

さきの12月議会では、エネルギー価格や資材価格が高騰する中で、こうした取組を加速すべく、新たな取組へのチャレンジやデジタル化を後押しする補助金の予算化も行ったところです。今後とも、関係機関と連携し、施策を検証、充実しながら、県内企業の労働生産性の向上支援に努めてまいります。

最後に、県内事業者のキャッシュレス化への対応の現状と今後の取組についてお尋ねがございました。

少し古い調査になりますが、令和元年度に

キャッシュレス決済の導入に関する調査を、県内の商業集積地域の事業者約1,500者に対して実施し、7割程度、約1,000者から回答をいただきました。この調査結果によりますと、高知市中心商店街におけるキャッシュレス決済が可能な店舗は76%であり、県全体では46%となっております。

県としましては、できるだけ多くの事業者がインバウンド需要を取り込んでいくためには、キャッシュレス決済の導入を促進していく必要があると考えております。このため、これまでも事業者に対してキャッシュレスの理解を深めることを目的としたセミナーの開催や、商工会などの経営指導員と連携した働きかけを粘り強く行ってきているところです。

これまでの取組の結果、事業者が導入しない理由として、手数料が高いことや導入のメリットが不明、実感できない、初期費用が高いといったことをお聞きしております。このため、導入することのメリットについて、引き続き商工会、商工会議所などと連携しながら、さらに周知を図ってまいります。

現在、初期費用に関しては、国のIT導入補助金に加え、県でもデジタル化の取組を支援する補助金を創設するなど、支援策が充実しておりますことから、この機を逃さないよう、さらなるキャッシュレス決済の導入の促進に努めてまいります。

(中山間振興・交通部長中村剛君登壇)

○中山間振興・交通部長(中村剛君) 物流効率化に向けた今後の取組についてお尋ねがございました。

御指摘のとおり、トラック運転者は、運転だけでなく荷物の積卸しや長時間の荷待ちといった商慣行により、長時間勤務につながりやすいという特徴がございます。このため、物流の2024年問題の解消に向けましては、運転手確保など

トラック事業者の取組に加え、荷主も一体となった物流効率化に向けた取組が重要となります。国の検討会においても、政策の方向性として、荷主企業などの意識改革や物流プロセスの課題の解決に加え、物流効率化が挙げられており、現在具体的な対策が検討されているところです。

県としましては、こうした国の動きを踏まえつつ、プロジェクトチームにおいて課題を整理した上で、広報啓発活動や業務効率化に向けた取組など必要な対策を検討いたしますとともに、国に対する政策提言、例えば大消費地から離れた本県のように、この問題の影響が大きい地域への対策の検討や、民間が取り組む物流効率化に対する支援策の強化など、中小事業者に対する支援について提言を行ってまいりたいと考えております。

(健康政策部長家保英隆君登壇)

○健康政策部長(家保英隆君) まず、医師の働き方改革についてお尋ねがございました。

県では、医師の働き方改革に関する制度の周知とともに、令和3年8月に実施したアンケート調査において把握しました、時間外労働の上限規制である年960時間を超える医師がいる医療機関を中心に、個別の実情に応じた支援を行っております。

また、時間外労働の上限規制の適用除外となる宿日直業務について、労働基準法に基づく許可の取得を後押しするため、高知労働局と連携した説明会の開催や、宿日直のために医師の派遣を受けている医療機関の支援を強化しております。

こうした取組によりまして、令和6年4月の法施行時点で時間外の上限規制を超え、県の特例水準医療機関としての指定が必要となる医療機関は、5機関程度となる見込みであり、制度への理解や対策は一定進んでいると考えております。

今後も、医療機関への支援策に加え、医師の長時間労働を生む構造的な問題を解決するため、引き続き地域医療構想などによる医療施設の役割分担の推進や、地域間、診療科間の医師偏在の是正を図るとともに、県民の皆様の適切な受診行動を推進しながら、医師の働き方改革に向けた取組を全力で進めてまいります。

次に、歯科医療体制の確保についてお尋ねがございました。

医師・歯科医師・薬剤師統計により届出のあった本県の歯科医師数は、令和2年時点では497人であり、10年前と比較しますと13人増加しております。しかしながら、年代別では40歳未満が93人から56人と40%近く減少する一方、65歳以上の歯科医師は124人と、約2.6倍と増加しており、歯科医師の高齢化が進んでおります。加えて、歯科診療所の所在地別では、約6割が高知市、南国市に集中しております。

こうした状況におきまして、今後さらに人口の減少が進みますと、一定の患者数が確保できない地域においては、開業や事業承継が困難となるおそれもあり、早期の対策に取り組む必要がございます。その対策としては、へき地医療対策の例が参考になるかと考えております。

それらの地域では、市町村が地域医療確保等の必要性から、国民健康保険法に基づく医科の医療機関を設置しているほか、地域の医療機関による巡回診療などにより地域医療を守っております。歯科に関しましても、幾つかの市町村では国保医療機関で歯科診療を実施しております。こうした取組は、歯科医療の確保だけでなく、地域の歯科保健事業の円滑な実施にもつながることから、市町村と連携して、今後の歯科医療、歯科保健対策について検討を進める必要があると考えております。

県としましては、まずは高知県歯科医師会との協議の場を設置して、将来的に歯科医療の確

保が困難となる地域の絞り込みや、当該地域を所管する市町村との連携などについて検討を進めてまいります。

(農業振興部長杉村充孝君登壇)

○農業振興部長(杉村充孝君) まず、園芸用ハウス整備における資材高騰への対策についてお尋ねがございました。

投資額の大きい施設園芸において、現在の資材価格の高騰は、新規就農や既存農家の規模拡大を図る上で新たなボトルネックとなっております。このため県では、本年度から次世代型ハウスの低コスト化を図る事業を実施しており、ハウスメーカーの提案により、構造や作業工程などに工夫を施した1棟目のモデルハウスが間もなく完成予定です。引き続き、モデルハウスの整備を支援するとともに、生産者やJAなどに現場を見ていただき、従来のオーダーメイド型のハウスとの比較や利用上の評価などを行い、普及につなげていきたいと考えております。

あわせて、来年度は、より投資額を抑えることが可能な既存ハウスの有効活用を図るための施策を大幅に強化することとしております。具体的には、現在使われているハウスについて、補強等による長寿命化に加え、デジタル化にも対応できる内部設備の高度化などを支援する園芸用ハウス等リノベーション事業を新たに創設し、少ない投資で生産力の強化が図られるよう支援していく考えでございます。

また、市町村と連携して、使われなくなる可能性がある中古ハウスを新規就農者に優先的に貸し出す仕組みも構築してまいります。さらに、厳しい経営状況下にある生産者への負担軽減策として、生産者から要望の多いハウスの被覆資材を新たに補助対象とすることとしております。

こうした支援策が有効に活用され、生産者の皆様が資材高騰下においても安心して農業を営めるよう、全力でサポートしてまいります。

次に、四万十市の新食肉センターの整備に向けて今後の県の取組についてお尋ねがございました。

県としましては、新センターの整備に向けて、整備主体であります四万十市と一体となって円滑に進めていくために、四万十市新食肉センター整備推進協議会を設置し、今年度は基本設計の委託業務を実施しているところでございます。

この基本設計では、整備費用の縮減を念頭に置いて進めておりましたが、議員のお話のありましたとおり、昨今の資材高騰の影響などにより、設計会社から基本計画の概算事業費の51億円を上回る中間報告を受け、これまでその対応について市や設計会社と協議を重ねてまいりました。

その結果、今後の対応としては、施設の機能や規模等を抜本的に見直すことで、徹底的に整備費用の縮減を図ることを前提に設計業務を進めていくこととなりました。整備費用の具体的な縮減策としては、例えば屠畜の機械設備を必要最低限の機能にすることや、屠畜解体のラインの長さや冷蔵庫の面積などの精査による施設規模全体を見直すことなどが挙げられます。今後、県としまして、高知市の新食肉センターでのノウハウも生かしながら、整備費用の縮減に向けて検討してまいります。

また、ほかにも四万十市や幡多地域の市町村との費用負担に関する合意形成をはじめ、新センターを運営する新たな組織の設立や運営シミュレーションなど、検討しなければならない課題が数多くございます。これらの課題を解決し、新センター整備の早期実現に向け、県としてもできる限りの支援をしていきたいと考えており、引き続き四万十市としっかりと連携しながら取り組んでまいります。

(水産振興部長松村晃充君登壇)

○水産振興部長(松村晃充君) まず、デジタル化への取組の現状と漁業者への浸透についてお

尋ねがございました。

水産業分野では、デジタル技術を活用して効率的な漁業生産体制への転換を図ることを目的に、高知マリンイノベーションの取組を進めております。技術開発に当たっては、漁業者や専門家などの御意見をお聞きしながら、漁業者が利用しやすい形で提供できるよう努めてまいりました。

お話のありました情報発信システム、NABRASでは、黒潮牧場周辺の水温や潮の流れなどのデータや、本県沖合の海況の予測情報などを一元的に分かりやすく発信しています。さらに、定置網や養殖に被害を与える急潮や赤潮の注意報など、緊急性の高い情報については、プッシュ型でいち早く届ける機能などを備えております。また、操業ごとの利益を見える化する利益シミュレーションツールでは、必要最小限の情報を入力することで、出漁の判断となる情報を出力できるように開発いたしました。

こうしたデジタルツールを漁業者の皆さんに広く使っていただくためには、デジタルに苦手意識のある方も利用できるようサポートしていくことが必要であると考えております。そのため、令和5年度には漁協の職員や県職員を対象に、利益シミュレーションツールについての研修を実施し、漁業者がツールを有効に活用できるよう、地域地域でしっかりとサポートできる体制を構築してまいります。

今後も、漁業者や専門家などの御意見をお聞きしながら、使いやすく、分かりやすいデジタル化を進めていくとともに、サポート体制を充実してまいります。あわせて、あらゆる機会を捉えてデジタル化の取組をPRすることで、広く普及を図り、より多くの漁業者にその効果を実感していただけるよう取り組んでまいります。

次に、今後の本県水産業における所得向上に向けた出口戦略についてお尋ねがございました。

水産物につきましては、量販店や飲食店における人手不足や、店舗のバックヤードの縮小などにより、あらかじめ産地で加工した商品への需要が高まっております。そうしたことから、魚を有利に販売し、漁業者の所得を向上させるためには、市場ニーズに対応した産地加工の取組と流通・販売の取組を一体的に推進することが重要であると考えております。

産地加工の取組としましては、これまで加工施設の立地を進めてきた結果、県の調査では養殖魚の前処理加工の出荷額は、平成30年度の20億円から令和3年度の43億円まで大きく伸びております。さらに、令和5年度には新たに2つの加工施設の操業が開始される見込みであり、県内での加工体制が一層充実するものと考えております。

こうした産地で加工される商品の販売拡大に向けましては、国内では関西や関東の卸売市場関係者と連携して、量販店などへの販売促進を行うとともに、1,000店舗を超える飲食店に登録いただいている、高知家の魚応援の店への産地直送の取組を引き続き行ってまいります。

また、輸出の取組では、令和5年度から水産物輸出促進コーディネーターを配置し、県内事業者への支援体制を強化することとしております。加えて、卸売市場関係者が有する国内外のネットワークを活用させていただき、海外での新たな販路の開拓を図ってまいります。

こうした川上から川下までの一連の取組を進めることで、本県水産物の価格競争力を高め、漁業者をはじめとする水産関係事業者の所得の向上につなげてまいります。

次に、養殖における飼料価格の高騰に対する支援の必要性についてお尋ねがございました。

養殖業においては、餌の購入経費が生産コストのおよそ7割を占めており、現在の飼料価格の高騰は、本県養殖業者の経営に大きな影響を

与えております。

国においては、養殖用配合飼料の価格が上昇した場合に、その影響を緩和するため、国と事業者が積立てを行い補填金を交付する、漁業経営セーフティーネット構築事業を実施しております。まずは、多くの養殖業者の方々にこの制度を利用していただき、飼料価格の高騰に備えていくことが重要であると考えております。

県では、現在の急激な飼料価格の高騰に対応するため、事業者の負担軽減に向けまして、本年度セーフティーネット構築事業に加入している事業者に対しまして、事業者負担分の一部を支援しております。加えて、今後のセーフティーネット構築事業への加入を促進するため、現在加入していない事業者においても、令和5年度に加入していただくことを要件に同様の支援を行っております。

一方で、セーフティーネット構築事業では、大幅な飼料価格の上昇や高止まりが続き、補填金を受けるために必要な養殖業者の積立金が年度途中で不足した場合、当該年度はそれ以降の補填金が受けられなくなってしまうため、本年度、年度途中で積立金の積み増しが行える弾力的な運用や、積立金の事業者の負担割合の軽減などを国に提言いたしました。この結果、本年度は特例措置として、事業者が年度の途中で積立金を積み増しが行えるよう運用されることとなりました。

引き続き、飼料価格の動向や国の動きを注視し、国への提言や、県として必要な支援策を検討してまいります。

最後に、ウニ除去による藻場造成の取組の成果に対する評価と今後の取組についてお尋ねがございました。

県が平成9年と平成18年から21年に行った2回の調査では、県全体の藻場の面積は3分の1程度に減少してございました。そのため、平成21

年度から、地域で漁業者が中心となった活動組織が行う取組に対して、国の事業を活用し、市町村と連携して支援を行ってまいりました。

現在は、東洋町から宿毛市にかけての12の活動組織が海藻に害を及ぼすウニの除去などに取り組んでおります。その結果、本県沿岸では長期的に藻場が減少している中で、活動組織が取組を行っているほとんどの区域では藻場の維持・増加が確認されており、今後もこうした取組を継続していくことが重要であると考えております。

一方で、多くの活動組織では、参加者の高齢化や減少により今後の活動の継続に不安を抱えられております。このため県では、令和5年度に水中ドローンを活用し、ウニを除去する作業の効率化を図る実証試験に取り組み、その成果を広く活動組織に普及していきたいと考えております。加えて、市町村が行う、新たに藻場を造成するために構造物を海中に設置する藻場礁の整備について、支援を行ってまいります。

藻場は、魚の産卵場や保育場としての役割のほか、海中での二酸化炭素の吸収源としても期待をされております。県では、藻場の現状を把握するため、本年度から3年間で県全域での分布調査を実施しており、その結果も踏まえながら、ソフト・ハードを併せた一層の対策を講じることで、藻場の保全や造成を推進してまいります。

(土木部長荻野宏之君登壇)

○土木部長(荻野宏之君) まず、地質調査業務を通じてインフラ整備を下支えする業界の現状についてお尋ねがございました。

地質調査は、設計や工事施工の前段で行われるものであり、安全・安心な高知県を実現するためのインフラ整備の基礎となる大変重要な役割を担うものと認識しております。

この地質調査業務の落札率を県においても分

析しましたところ、令和2年9月までは90%前後で推移してきておりましたが、10月以降は80%前後まで下がっているところでございます。また、複数社の入札価格が最低制限価格で並び、くじ引で落札者を決定する割合は8割を超える状況が続いております。この状況は、業務に従事する職員の労働環境に悪影響を与えるおそれがあり、調査や設計の品質確保と担い手の中長期的な育成及び確保を促進するためには、課題があると考えております。

次に、県内事業者には排除措置命令が出された場合、県外事業者には地質調査業務の指名選定を行うことについてお尋ねがございました。

現在、県では、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」予算を最大限に活用し、防災・減災、国土強靱化に資するインフラ整備に取り組んでおります。この取組を実施するために必要な地質調査を適切な時期に実施していくため、公正取引委員会の調査結果が出るまでは、通常どおり委託業務の発注を続けておるところでございます。

公正取引委員会から一定の処分が出され、県が指名停止措置を行った場合、指名停止を受けていない県内事業者のみで適正な競争が確保できないとすれば、県外事業者も視野に入れた指名選定により、必要な業務の発注を行うこととなると考えております。

最後に、適正な競争を確保し、県内事業者の健全化、活性化のために入札制度の見直しを検討する必要性についてお尋ねがございました。

委託業務においては、過去に低い価格で受注することで設計や調査の品質を低下させるおそれのあるケースがあったことから、従来から最低制限価格を設けていた建設工事に加え、平成20年度以降は全ての委託業務について最低制限価格を設定してきました。この最低制限価格の設定に当たりましては、建設工事、委託業務と

もに、国がダンピング受注にならない目安として一定の範囲内に設定した算定基準を準用しております。

入札制度の見直しについては、適正な品質を確保しつつ、公平・公正な競争となるよう、談合防止対策検討委員会の中で様々な意見をいただきながら、価格のみならず、技術力や地域性を考慮した一般競争入札による総合評価方式の導入も含めた制度改正の検討を進めてまいります。

(教育長長岡幹泰君登壇)

○教育長(長岡幹泰君) まず、不登校対策について、これまでの取組の問題点と今後の対策についてお尋ねがございました。

県教育委員会では、これまで不登校担当教員の配置や校内適応指導教室の設置、またスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置の充実など、様々な対策に取り組んでまいりました。その結果、不登校担当教員を配置した小学校では、新規発生率が一定抑制され、校内適応指導教室を設置した中学校では、欠席日数が減少するといった効果も見られております。また、スクールカウンセラーなどの配置により、いわゆるノーケアの不登校児童生徒の割合は、全国と比べ低い状況でございます。

一方で、不登校の出現率は依然厳しい状況にあり、特に中学校での出現率が全国に比べて高いことから、小中学校間の連続性のある支援体制の確立という点で課題があると捉えております。このため、来年度は、課題の大きい11の中学校区内に小中連携担当教員の配置と校内適応指導教室の設置を行います。あわせて、スクールカウンセラー等も重点配置するなど各取組をつなぎ、相乗効果を生み出せるよう、そして不登校を防止し減少させるよう取り組んでまいりたいと思います。

また、不登校の状態であっても学びが継続で

きるよう、多様な学習の機会や場所を確保することも重要と考えます。そのため、不登校特例校なども視野に入れた検討を進めてまいります。

こうした取組を通じて、未然防止、初期対応、自立支援の各段階で、子供たち一人一人の状況に応じた丁寧な対応をしっかりと行っていきたいと考えております。

次に、小中学校における学校運営協議会の設置促進及び充実に向けた取組についてお尋ねがございました。

社会の変化に伴い、学校や子供たちに関わる課題も複雑化、困難化しており、学校と地域が一緒になって子供を見守り育てていく体制をつくっていくことが求められております。そのため本県におきましては、教育振興基本計画の基本方針の一つに地域との連携・協働を位置づけ、保護者や地域住民の力を学校運営に生かす学校運営協議会の設置を推進しております。

この設置に向けては、市町村訪問や校長会との協議などを通して、その目的や実施方法、運営の具体例などを説明し、議論を深め、また財政的な支援も行っていました。その結果、設置率は本年2月末で54.5%となっており、残る学校も設置準備を着実に進めているところでございます。

しかし、少数ではありますが、協議会が、学校が提案する経営計画などの承認の場にとどまり、十分な協議の場となり得ていないといった報告もあり、また委員の固定化などによる活動の停滞といった状況も見られております。このため、協議会が子供のために当事者意識を持って参画し、活発に議論する場となるよう、教員や協議会委員を対象とした研修を充実して実施するようにしております。その中で、協議会の望ましい在り方についての議論を深め、また好事例なども紹介してまいります。

あわせて、地域の方々が学校と共に子供

たちの学びや成長を支える地域学校協働本部と連携することも重要であることから、同本部のコーディネーターなどの協議会への参画などを進め、相互理解、連携強化を促進してまいります。

こうした取組を通じまして、学校運営協議会の充実を図っていきたいと考えております。

(文化生活スポーツ部長岡村昭一君登壇)

○文化生活スポーツ部長(岡村昭一君) まず、今後の地域スポーツ推進体制についてお尋ねがございました。

議員のお話にありました地域スポーツハブ展開事業は、第2期高知県スポーツ推進計画に基づき、県内の各地域におけるスポーツ参加の拡大を目指して、計画の期間である平成30年度から本年度までの5年間、既存の総合型地域スポーツクラブなどが核となり、地域のニーズに応じたスポーツサービスを提供する地域スポーツハブの取組に対し、県が計画的に支援を行っているものであります。

現在設置されている9つの地域スポーツハブにおいては、様々な分野の関係者で構成する地域スポーツハブ促進委員会を通じた連携の下、中高年の健康づくりのためのスポーツ教室や、部活動の受皿にもつながる子供のスポーツサークルなど新たなスポーツ機会が提供されており、一定の成果を上げたものと考えております。

他方、これらの多くは地域スポーツハブが設置されている地域内の取組にとどまる中、県内の多くの地域においては、子供たちが活動できる競技や指導者の不足、運動部活動の地域との一層の連携、障害者スポーツのさらなる取組など、広域的な対応も含め、多くの課題があるものと捉えております。

これらを踏まえ、来年度からの第3期高知県スポーツ推進計画においては、子供たちが身近な地域で希望する競技を続けられるよう、高知

県スポーツ協会や高知県スポーツコミッションなどと連携し、市町村が行う子供のスポーツ環境づくりへの支援、指導者の発掘や育成、マッチングなどを行うとともに、障害者のスポーツ参加の拡大に向けては、県立障害者スポーツセンターを核として、障害者スポーツ指導員や社会福祉協議会、総合型地域スポーツクラブなどと連携し、新たなスポーツ機会の提供に取り組んでまいります。

また、単独の市町村では解決が難しい課題への対応など、広域で連携することで効果が高まる取組については、市町村や関係団体との調整役を県がしっかりと担い、スポーツ環境づくりへの支援などを行う県版の地域おこし協力隊員の配置や、リモートでの取組のさらなる活用なども行いながら、地域における多様なスポーツ機会の充実を図ってまいります。

次に、県の施設などにおける資料管理や活用の在り方に関する総合的な検討についてお尋ねがございました。

現在、人文系の資料を保管する県立文化施設の多くで収蔵庫の狭隘化が課題となっており、とりわけ歴史民俗資料館は、開館から30年を経て館内の収蔵庫では収蔵し切れず、旧大柘高等学校での一部の資料の保管や施設内の予備室の活用など、収蔵スペースの確保に努めてまいりました。

他方、今後、県史編さんの取組などを通じて、新たな資料が確認されることなども見込まれる中、貴重な資料を散逸させることなく次世代に継承し、有効に活用していくため、県では、収蔵能力の向上のみならず、資料の適切な収集や効果的な保存、活用のためのマネジメント力の強化に向けた総合的な検討を行うこととしております。

具体的には、本年度は、議員のお話にもありました栃木県など他の都道府県における先進的

な取組の調査をはじめ、検討のための準備を行ってまいりました。これらを基に、来年度は、博物館における資料の管理を研究されている学識経験者や、資料の収集や除籍も含めた管理の在り方などについて検討された博物館の関係者の方々などの御参加を得て、歴史民俗資料館の収蔵の在り方などを検討する有識者会議を立ち上げることとしております。

この会議では、これまでの資料収集や保存管理の状況を検証、総括した上で、デジタルアーカイブといった新たな技術や知見なども参考にしながら、資料の収集方針や収蔵資料のマネジメントの在り方、中長期的な収蔵環境の確保対策などを総合的に検討してまいります。また、検討に際しては、自然系の資料を所管している県庁内の他の部とも連携し、この会議において得られる知見や方策を他の施設における適切な資料の収集、保存、活用にも役立ててまいりたいと考えております。

(観光振興部長山脇深君登壇)

○観光振興部長(山脇深君) 地域博覧会の成果や課題を今回の観光博覧会にどう生かしていくのかのお尋ねがございました。

地域博覧会の成果としましては、博覧会に合わせて様々な旅行商品や体験プログラムがつけられるなど、各地域における観光客の受入れ基盤が整備されてきたという点が挙げられます。また、地域博覧会の開催を契機に、広域観光組織のような地域観光を推進していく体制が各エリアに構築されてきたことも、大きな成果と言えるのではないかと思います。

今回の観光博覧会は草花が大きなテーマであり、県内各地の草花体感フィールドにおいて観光客に満足していただくためには、地域での受入れ体制が大変重要になってまいります。現在、案内板や遊歩道の設置などの環境整備に加え、草花ガイドの養成や牧野博士にまつわる地域イ

ベントなど、県内各地で受入れ体制が整ってきています。博覧会の開催までの準備期間が短い中でこうした準備ができたのは、地域博覧会で培った経験やノウハウが各地域で生かされているのではないかとこのように思います。

一方、本県の地域観光のさらなる底上げを図るためには、地域を深く知っていただけるような滞在型観光をより一層推進していくことが必要であり、その点が課題だと考えています。このため今回の博覧会では、もともと植物の専門家ではない地域の方々にも草花ガイドとして活躍していただけるよう養成講座を開催し、延べ454名の方に受講していただきました。

また、ガイドを実施する際には、例えばロケ地にもなりました伊尾木洞の散策ガイドに合わせて、ちりめん井などの地元グルメなども紹介するといった地元周遊型のガイドプラン、こちらを41プラン準備し、県内各地で取り組むこととしております。

こうした地域の主体的な取組をできるだけ多く博覧会で実施するとともに、その仕組みを博覧会後にも残していけるように、PDCAをしっかりと回していきたいと考えております。

(林業振興・環境部長豊永大五君登壇)

○林業振興・環境部長(豊永大五君) 生物標本の保管・活用方針に基づくこれまでの取組と、来年度の方向性についてお尋ねがございました。

生物標本の保管、活用につきましては、高知県環境基本計画第五次計画における生物多様性こうち戦略の推進の取組の中に位置づけています。この戦略では、生物多様性の保全に必要な基本的なデータを得るため、関係機関などと連携し動植物の生息・生育情報について収集、整理するとともに、生物標本の適正な保管場所を確保していくこととしております。

これまでの取組としましては、県の補助も活用し、生物標本の保管状況や所有者の意向調査

を実施しました、こうちミュージアムネットワークとの意見交換会や、希少野生動植物保護専門員からの意見聴取などを行ってまいりました。今年度は、これらを踏まえ、散逸のおそれのある生物標本の中から保管すべきものを選定する方針の検討を行うとともに、保管場所の候補地を選定するための県内遊休施設の状況把握や、他県の先進事例の情報収集等を行ってまいりました。

来年度は、希少野生動植物保護専門員や野生生物調査の有識者から成る委員会を開催し、県として保管すべき生物標本の選定方針を決定することとしています。その上で、散逸のおそれのある生物標本について選別を行い、保管すべき標本数に応じた適切な保管場所を選定し、受入れに向けた取組を進めてまいりたいと考えています。

あわせて、こうした生物標本の有効活用に関する検討を行いますとともに、昨年度から実施をしています生物に関するセミナーや標本作りの実習などを通じまして、環境を守り次世代へつないでいくための人材の育成にも取り組んでまいります。

○16番（西内健君） それぞれに丁寧な御答弁をありがとうございました。特に、知事におかれましては関西戦略をはじめ、またデジタル化、グリーン化、グローバル化、こういった3つの潮流にしっかり乗って残りの任期、またそして次の選挙戦に向けての決意を聞くことができ、本当によかったと思っております。

2問目は行いませんが、少し所見を述べさせていただきます。先ほども述べましたデジタル化、グリーン化、グローバル化、これは国の流れであり、逆らうことはできませんが、やはりどんな政策も、プラスの面もあればマイナスの面、こういったものがあるというところでもあります。

デジタル化で言えば、例えばこれまで建設業などに参入していた人材が、デジタルといった予算が大きくなる、そして所得も見込めるといったところに産業間の人材移動が行われるわけであり、本来なら生活インフラを担っていた方々がデジタルの分野に移動していく。このことによって、これまで地域を担ってきた方々がどんどんいなくなってきている。それに対して、県民の皆様は不安に思っているところもあるのではないかとこの声も聞かれます。

また、グリーン化も、再生可能エネルギー、特に太陽光発電などによって安定的な電力の供給に対しては、これからも非常に疑問が生じるところでもありますし、太陽光パネルに関しましては、廃棄の問題、また環境破壊の問題、こういったこともあります。そして、まだまだこれからのウクライナへのロシアの侵攻などから、エネルギー価格の上昇というものは続くものだと思います。そして、グローバル化も同じように、これから果たしてこの世界が安定的な秩序の中で今までどおりの経済活動が行われるのか、こういった疑問も生じるわけでもあります。

そして、これらの政策を行っていくというのは、社会が大きく変化をすることに対して、人々はそこに対して不安や混乱を感じるころであります。社会というのは急激な変化というものに対して、受容力というものが大きくないのであるというのを、我々は改めて感じる必要があると思います。ゆっくりと漸進的に社会の変化を進めていく、これが保守主義の肝要であり、基本の要諦であるという、そういったことを知事には少しでも頭の片隅に置いていただながら、今後の県政運営に努めていただければと思うところがございます。

さて、最後になりますが、本定例会は我々議員にとっても最後の定例会となります。議員は今月末から始まる選挙戦に向けて備える方々、

また勇退される方々、そして次のステージに向かわれる方、大勢の方がいらっしゃいます。

そして、これをもって勇退される、本日ここに出席されている幹部職員をはじめとする県庁の皆様方、これまでの県勢浮揚に対する皆様の御苦勞に感謝を申し上げまして、私の一切の質問とさせていただきます。(拍手)

○議長(明神健夫君) 暫時休憩いたします。

午後0時11分休憩



午後1時15分再開

○副議長(西内隆純君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

35番吉良富彦君。

(35番吉良富彦君登壇)

○35番(吉良富彦君) 私は日本共産党を代表して、以下質問に入らせていただきます。

まず、敵基地攻撃能力について知事にお聞きいたします。反撃能力、いわゆる敵基地攻撃能力について、12月議会に引き続きお伺いします。今般、政府が推進する敵基地攻撃能力の保有は明白な違憲であり、東アジア地域の緊張激化、安全保障環境の悪化を招かざるを得ません。私ども日本共産党は、広範な国民と共同してこの導入に断固反対する決意を表明するものです。以下、この間、国会での議論などを通じて明らかになったことに基づいて、知事の認識をお聞きします。

東アジアの安全保障環境の悪化という際に言及されるのは、台湾有事、中国と台湾の武力衝突の可能性です。中国は、武力侵攻があるとなれば台湾が独立を宣言したときとの立場を取っています。では、台湾の民意が独立を望んでい

るのか。台湾政治大学選挙研究センターの世論調査では、現状維持派が8割以上もあり、独立など望んでいないことが分かります。また、台湾民意基金の世論調査では、米国は台湾を利用して中国を挑発しているにイエスが57.4%、親米になってこそ台湾を守るにはノーが62.1%など、アメリカの対中対抗のために台湾を利用されたくないという台湾の民意が見てとれます。

米国の正式見解も、中国には現時点で武力統一するという意図や動機もほとんどないし、理由もない——2021年6月、米軍制服組トップのミリー統合参謀本部議長。また、中国軍が最近、非常に挑発的な行動を取っていることが目につくが、それが侵略が差し迫っていることを意味するかどうかは深く疑っている——2023年1月、オースティン米国防長官との立場です。しかし、米国のバイデン大統領は、台湾が中国から攻撃された場合はアメリカが台湾を防衛すると発言し、米政府ウェブサイトから、台湾は中国の一部、アメリカは台湾独立を支持しないという文言を削除し、また台湾有事での台湾への武器供与を示唆するなど、中国に対し挑発的態度を取り続けています。

米国は、中国への挑発で台湾有事をあおり、この台湾有事の危機感を最大限に利用して、日本など同盟国との軍事的一体化を進めています。事実、岸田首相は、この米国があおる台湾有事を念頭に、インド太平洋で同じこと——ウクライナ戦争——を起こしてはならないと述べ、軍事費倍増と敵基地攻撃能力の保有を決めました。日本の軍事費倍増で最も利益を得るのは米国の軍需産業です。

もし台湾有事が起これば、米軍と一体化した自衛隊が敵基地攻撃を行う可能性は否定できず、相手国の反撃を招き、日本も甚大な被害を受けることとなります。浜田靖一防衛大臣も、敵基地攻撃をすれば報復攻撃で日本に大規模な

被害が生じる可能性がある——2月6日答弁——と認めています。絶対に起こしてはならない事態です。

日本が、米国のあおる台湾有事を念頭に敵基地攻撃能力を保有することは、いたずらに東アジアの緊張を激化させ、戦争を望まない台湾住民の民意にも反し、報復攻撃による日本への被害を招くものではないかと考えますが、知事の台湾有事への考えをお聞きいたします。

昨年11月の岸田首相と習近平国家主席との首脳会談では、日中の意思疎通の強化で一致し、この2月には次官級の会談を相次いで開催しています。台湾有事や偶発的な武力衝突を未然に回避するために、この日中間の意思疎通はさらに強化することが必要です。

東アジアの緊張緩和へ、米国追随だけではなく日本独自の外交戦略が必要と考えますが、知事のお考えをお聞きいたします。

敵基地攻撃能力のためには、スタンドオフミサイル、相手国の脅威圏の外から発射する長射程ミサイルの大量導入、開発が必要になります。米国から購入するトマホークの導入のみならず、マッハ5を超え射程3,000キロメートルとされる極超音速誘導弾の開発などにも進もうとしています。

浜田防衛大臣は今年2月10日の会見において、スタンドオフミサイルの具体的な配備先は決定はしておりませんと述べるなど、政府は配備先について明言していません。来年度青森や大分に整備するとされるミサイル保管庫についても、今後130か所が必要としています。設置場所は明らかにしていません。国民に詳細を知らせないまま進めようとする政府の姿勢は問題です。

射程3,000キロメートルと言われる極超音速誘導弾であれば、高知市から北京間、約1,600キロメートルであっても十分に射程範囲に入り、3,000

キロメートルの射程範囲内に最大約30分で着弾します。日本のどこに配備されてもおかしくありません。

スタンドオフミサイル配備先あるいは保管庫の設置場所として高知県は検討対象にされていないのか、また検討対象となった場合、知事として配備、設置の是非をどのように判断されるのか、お聞きいたします。

さらに、敵基地攻撃能力の保有へ進むに当たり、防衛省は自衛隊基地の強靱化をすとして、昨年12月と今年2月にゼネコンなどを集めた説明会を行っていたことが明らかになりました。全国300の自衛隊基地の主要司令部の地下化など、化学・生物・核兵器などによる攻撃を想定した整備を図る計画で、国会にも国民にも隠し、その裏でゼネコンには計画を説明し、既に発注の具体案まで提示するなど、財政民主主義を定めた憲法第83条違反の疑いも出てきています。強靱化の対象には、高知県の陸上自衛隊高知駐屯地と航空自衛隊土佐清水分屯基地も含まれます。

両駐屯地が強靱化対象となっていることに関して国からの説明はあったのか、なければ詳細な説明を求める必要があると思うがどうか、知事にお聞きします。

また、県民の命が失われる想定はとても許容できるものではありませんが、知事としてどのように受け止めるのか、お聞きいたします。

防衛費の増額を最優先した国の2023年度予算案は、国民生活を犠牲にするものです。2022年度比1兆4,000億円増となる6兆8,219億円で過去最大で、その財源には歳出削減、復興特別所得税の流用、特別会計からの繰入金、そして戦前の反省から、これまでは禁じ手としてきた防衛費への建設国債の充当と、なりふり構わぬ予算確保策です。

一方で、社会保障費については、自然増分を

1,500億円圧縮、75歳以上の医療費窓口負担2割負担の通年化、新型コロナウイルス感染症対策で設けられていた雇用調整助成金の特例措置の終了、介護保険はサービス料2割負担の対象拡大、また年金額も物価上昇に追いつかず、実質0.3%から0.6%減とされるなど、国民の生活を保障するものとは到底言えません。岸田内閣の目玉政策とも言える異次元の少子化対策も、その具体的な中身、財源見通しは示されず、防衛費増に見られるような本気度は全く感じられません。国民の命を守るとする防衛費増が、実際には国民の暮らしを破壊しています。

今年度の防衛費増額分は1兆4,000億円ですが、大学学費の無償化は1兆8,000億円とされています。教育費負担は子育て世帯の最大の不安となっており、異次元の少子化対策というなら避けては通れない課題です。防衛費を確保するだけの本気度で予算を捻出すれば十分学費無料は可能であり、少子化対策としても大きな効果を発揮し、人を育て、将来の社会発展を促すものとなります。

確保した貴重な財源は、物価高騰で苦しむ国民の暮らし、子育ての支援や社会保障の充実に充ててこそ国民を守ることに繋がると考えるものですが、国の来年度予算案への御所見を知事にお伺いいたします。

2022年12月の消費者物価指数は41年ぶりの上昇率となりました。生活必需品ほど値上げ幅が大きく、2人世帯以上の場合、家計への影響は年間14.3万円となり、うち食料は6.7万円、水光熱費は3.8万円と負担増の4分の3近くを占めています。今年になっても、主要食品メーカー64社が価格改定を公表、品目数は1万点以上に及び、その約7割が年度末の2月、3月に集中するなど、物価高騰による生活圧迫が県民の暮らしと影響を直撃しています。

深刻なのは、生活必需品ほど高騰しているこ

とです。昨年12月の基礎的支出は前年同月比6.1%上昇なのに対し、選択的支出は同2.6%上昇となっています。購入頻度別では、1か月に1回以上購入する品目は7.8%上昇しているのに対し、1年に1回程度しか購入しない品目は1.6%上昇にとどまっています。生活に身近な品目ほど値上げ幅が大きくなった結果、所得の低い世帯ほど物価高騰の影響が大きくなっています。年収に対する負担増の割合は、年収1,500万円以上の世帯が1.2%なのに対し、200万円未満の世帯では6.2%と5倍以上の負担となっています。

低所得者の多い本県への影響は深刻です。影響をどう認識しているのか、知事にお聞きいたします。

この物価高騰の大本には、ロシアのウクライナ侵略で顕在化した、海外に食料、エネルギーを過度に依存している日本経済の脆弱さがあります。輸入物価上昇に対する円安の影響が64.5%を占めたように、一部の輸出大企業や富裕層の利益拡大を誘導したアベノミクス、異次元金融緩和の失政がかぶさっています。物価高から暮らし、営業を守る緊急の対策とともに、人類が直面する気候危機・食料危機打開のために、国際的な合意となっている脱炭素・エネルギーシフト、工業型農業からのシステムチェンジを加速させる重要性がますます明らかになり、予算編成はこうした課題に立ち向かうべきです。

県予算案では、LPガスの高騰対策7億円が計上されており、評価するものですが、ライフラインである光熱水費のさらなる高騰対策の充実が求められています。厚労省の市区町村別年金給付状況、2022年3月末ですけれども、それによれば、高知県民の年金総額は年間3,038億円となっており、2019年度の民間法人企業所得3,780億円の8割となる大きな比重を占めており、県経済にとって重要です。しかし、その高齢者の生活の糧である年金は、マクロ経済スライドの

発動で物価高に追いつかず、実質0.3から0.6%削減となっています。

年金で生活している高齢者の暮らしをどのように守っていくのか、知事にお聞きします。

さらに、低所得者層への支援にもなる燃料油価格激変緩和措置のこの10月以降の継続や、市町村が実施している水道料金の減免制度の拡充などに取り組む意思はないか、子ども・福祉政策部長にお聞きいたします。

子育て世帯への支援も欠かせません。2022年の出生数は初めて80万人を切り、77.1万人となることを第一生命経済研究所が明らかにしました。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、77万人になるのは2033年と予測していましたが、推計を11年も前倒して少子化が加速しています。この点からも、思い切った政策転換が求められています。

県の子供の医療費無償化制度は、就学前でとどまったままです。以前も指摘しましたが、制度が拡充されない下、少子化により予算額そのものは減少しています。今県下の自治体の多くが中学生、高校生の医療費無償化に踏み出していますが、子供の半数を占める高知市が小学校までにとどまっています。さらに、全国的には小中学校の給食費無償化に踏み出す自治体も増加し、県内でも少しずつ実施する自治体が増えています。全国より少子化、人口減が進行する高知県でこそ、子育てを支える政策をリードする必要があります。

例えば、明石市は18歳までの医療費、中学校の給食費、ゼロから2歳の保育料、公共施設の入場料、ゼロ歳児の見守り訪問おむつ定期便——月3,000円相当——という5つの無償化を実施し、人口増、税収増という好循環をつくり出しています。泉明石市長は、何を優先するかという政治的決断の問題だと述べています。本県では、子育て支援交付金など、市町村の実情に合

わせ、新たな支援策の拡充に使える制度設計をすることも可能だと思います。

子供の医療費無償化を拡充する考えはないか、知事にお聞きいたします。

また、学校給食費の無償化に向けて一歩でも二歩でも前進させるべきだと思いますが、どうお考えか、お聞きします。

冒頭でも指摘したように、異常な物価高騰の背景には日本経済のゆがみがあります。食料自給率はカロリーベースで38%と先進国最低水準です。ほとんどを輸入依存している飼料、化学肥料、種などを考慮すると10%程度との指摘もあります。エネルギーの自給率も、再生可能エネルギーの本格的推進、エネルギーシフトの国際的取組から大きく遅れ、10%余りにとどまっています。当面の暮らしと営業を守る方向が、中長期的にも、上に述べたような経済のゆがみの構造を転換する方向であることが極めて重要です。

気候危機転換点と言われる2030年まであと7年です。脱化石燃料の推進、また温暖化ガスの約3割を排出している食と農との分野で、工業型農業から家族経営、地域循環、有機農業などへ転換が求められていることを幾度となく本議会でも取り上げてきました。システムチェンジは未来への責任です。気候危機打開、脱化石燃料に関わって、以下伺います。

政府は2月10日、原子力発電の最大限活用を明記した、GX実現に向けた基本方針を閣議決定しました。今もなお終わりの見えない福島第一原子力発電所事故を教訓に原発の依存度を低減するとしていた方針を投げ捨てて、原発の建て替えや運転期間の延長などをはじめとする政策の大転換を政府の正式な方針にしました。新增設には10年ほどの期間が必要であり、とても当面の価格高騰や脱温暖化に間に合いません。既に、原発は高コストであり核廃棄物の管理も

含め市場システムでは扱えないことが明白となっています。

また、安全対策などのため停止していた期間を運転期間から除外し、60年を超えた運転を可能にしようとしています。原子炉の圧力容器の壁は、中性子などに照射される期間が長くなればなるほど、もろくなります。運転停止中でも設備の劣化は進みます。原発の危険を少しでも減らす目的の上限ルールをなくすことは、逆行そのものです。国民的議論もせず国会での説明もなく一方的に決めたことは、民主主義破壊にほかなりません。福島原発事故を風化させる暴挙であり、許されるものではありません。

G X実現に向けた基本方針で示された原子力政策の方針について知事の所見をお聞きします。

世界は、福島原発事故を受け、気候危機打開の取組として再エネへの転換、エネルギーシフトを大胆に進めています。かつて再エネで先進だった日本は、今や見る影もありません。原発や化石燃料に固執する大手電力会社など経済界が、再エネ普及を妨害しているからです。

その象徴的な出来事が、大手電力が子会社である送配電会社が保有する顧客情報を不正閲覧し、新電力会社に契約している顧客の取戻し営業をしていた問題です。判明しているだけで関西を発端に少なくとも6社が関わっていました。そうした下、この間、新電力会社の6社に1社が事業から撤退する事態となっています。また、顧客獲得競争を制限するカルテル疑惑も存在し、1,000億円の課徴金納付命令の処分案を通知される事態も生まれています。

そもそも送配電、小売が同一企業傘下なのは真の電力自由化とは言えないとして、当初から法的分離では不十分と懸念されていたことが、そのとおりになったわけです。抜本的な改革が求められています。そうした下で、四国電力など電力大手5社が一般家庭向け規制料金の値上

げを国に申請しています。

公正な競争を妨害し、不正を働くような電力会社に、電気料金値上げを国民に押しつける資格はないと思いますが、県としてどう考えるのか、知事にお聞きいたします。

農業分野では、大きな方向としては地域循環、環境と調和したアグロエコロジーの取組が重要ですが、直面する物価高騰対策が喫緊の課題となっています。農林水産省が12月に公表した農業物価統計調査では、肥料は前年同月比で40.3%、配合飼料が23.9%上昇し、農業の各分野で生産が危機に直面しており、資材高騰分の直接・全額補填の支援が待ったなしです。

同調査の農業物価指数、2020年を100といたしますと、前年同月比で販売価格を示す農産物価格指数が2.0%アップにとどまる一方、農業生産資材価格指数は10.1%上昇しています。内訳は、肥料の主成分である窒素、リン、カリを多く含む高度化成肥料は前年同月比で52.8%、尿素は88.3%、配合飼料は23.9%上昇しています。資材高騰分の全額補填、また特に厳しい状況にある酪農の経営安定対策など、抜本的な対策なしには農業の生産基盤が崩壊しかねません。

本県の産業振興計画の土台である第1次産業、とりわけ農業をどう守るつもりか、知事にお聞きいたします。

再エネ、省エネを中心としたエネルギー自給率の向上、脱化学肥料・農薬と結んだ食料自給率の向上は、人類的な危機である気候変動対策にとっても、また不安定化を増す国際環境の下で、国民の命と暮らしを守る安全保障政策の根幹としても、最も重視すべき内容です。

ところが、政府予算案は、農水省予算は削減、エネルギー関連予算の約4分の1は原発関連で、前年度比85億円増の一方、再エネ・省エネ関連は、需要家主導による太陽光発電導入促進補助金20億円減、地熱発電の資源量調査・理解促進

事業25億円減、洋上風力発電等の導入拡大に向けた研究開発事業21億円減など、全く逆行した内容となっています。危機的な人口減、少子化に対する抜本的な予算拡充はありません。予算のかけ方が間違っています。人口減、地方の衰退をもたらした構造を転換するものになっていません。

こうした国の政策に追随していて、高知県の課題を打開することはできないと思いますが、知事にお聞きいたします。

中山間地域再興ビジョンの策定を検討することですが、その策定にも、未来を見据え、気候危機打開など持続可能な地域、若者が未来に希望を抱く高知県の構築へ向け、システムチェンジに挑戦する包括的な視点が必要です。産業振興計画も示され、そこでは中長期を見据えた各産業分野の構造転換がうたわれています。しかし、インバウンドや輸出、関西連携などいわゆる外貨を稼ぐ施策は目立ちますが、県内の内需を拡大していく具体策に乏しいと言わざるを得ません。

実際に、5つの柱の中で4つ目の中山間の暮らしを支える地域産業づくりではIT企業などの誘致、5つ目の柱、SDGsの広がりによる持続可能な地域社会づくりでは高知版サステナブルツーリズムが示されていますが、IT企業誘致で中山間の暮らしを支える地域産業がしてくれるのか、サステナブルツーリズムが持続可能な社会をつくる具体策なのか、コロナ禍による影響を見ても大いに疑問です。

県外に流出する電気代等を県内に循環させていく再エネ・省エネ転換の抜本強化、中山間の主力産業である1次産業の支援拡充、また地域での暮らしに必要な不可欠なサービスである保育、介護等ケア分野の処遇改善で雇用と地域の生活基盤を守る取組など、今現に地域で暮らしている人々を支える予算に抜本的転換が必要です。

産業振興計画も含め、県予算に県内の内発的発展を位置づけてこそ、真の構造転換、システムチェンジができ、持続可能な高知県が築けるものと考えますが、知事にお聞きいたします。

次に、新型コロナウイルスについてお聞きします。

政府は、今年5月8日を期日として、新型コロナウイルス感染症の、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の位置づけを、現在の2類相当から季節性インフルエンザなどと同等の5類へ引き下げることを決めました。事実上の新型コロナウイルス感染症対策の終了を意味し、感染対策の放棄と公費負担の縮小となるもので、時期尚早と言わざるを得ません。

新型コロナウイルス感染症は、波を重ねるごとに感染者数、死亡者数が増え、第8波では過去最高の死亡者数を記録。死亡者数は、昨年12月1日から今年1月21日という2か月にも満たない期間で1万5,399人に上るとされ、累計死亡者数のおよそ4人に1人がこの第8波で亡くなっています。高齢者施設などクラスターも相次ぎ、高齢者の犠牲が多いことも特徴です。季節性インフルエンザとの違いは、非常に強い感染力、1年間で何度も流行を繰り返す点、深刻な後遺症被害、簡易で有効な治療薬の不在など一目瞭然です。

5類変更に伴い、医療費の公費負担が縮小される問題があります。当面は現状維持とされていますが、公費負担がなくなれば、検査、診療で自己負担は約6,000円、入院の窓口負担は、原則ゼロから3割負担になれば、軽症で約15万円、中等症になれば約30万円になります。高額療養費制度はありますが、大幅な負担増です。重症化予防の治療薬ラゲブリオの使用は、3割負担で約3万6,000円という高額です。医療費負担で受診控えが起こる事態は避けなければなりません。

ん。

当面継続するとされる公費負担は、新型コロナウイルス感染症が完全に収束するまで継続することを国に求めるべきと考えますが、知事にお聞きいたします。

また、最大の問題点は、新型コロナウイルス感染症の流行期に医療機関が逼迫し、医療難民を生み出した医療体制の不十分さです。この点が改善されないまま5類へ引き下げれば、大きな混乱が起きることは必至です。

政府は、5類引下げで、コロナ患者に対応する医療機関の制限をなくすので、受診できる医療機関が増えるという見通しを立てていますが、現場からは疑問の声が出ています。対応が困難であった医療機関の多くは、感染している可能性のある患者と他の患者を分ける動線が確保できない、時間と空間を分けられないという施設上の限界があり、高齢者や基礎疾患を持つ重症化リスクの高い患者を感染のリスクから守り切れないという事情を抱えています。入院においても、有効な換気の確保やゾーニングを可能にする病棟構造がないことや、職員体制の困難さが要因であります。こうした具体的な問題をどのように解決していくのか、明示されるべきであると全日本民主医療機関連合会が見解を出しています。そういう現場からの意見は真摯に受け止めなければなりません。

新型コロナウイルス感染症への医療提供は医療機関に大きな負担となることから、病床確保や発熱外来設置に対して補助金を出していましたが、5類になればこれら補助金も削減される方向で、医療提供体制の確保はさらに困難になります。また、保健所による入院調整もなくなることから、必要な人が適切な入院ができるのか、県民からは心配の声も上がっています。

高知県内の医療提供体制を確保し、新型コロナウイルス感染症による医療難民を生まないた

め、国に対し医療機関への支援継続を求める必要がありますが、知事としてどう対応されるのか、お伺いします。

また、現在行政が行っている新型コロナウイルス感染症患者の入院調整は、適切な医療提供に不可欠であり、継続すべきではないか、お聞きいたします。

また、5類引下げに関わり、基本的な感染対策が緩和され、例えばマスクの着用や換気対策などが取られなくなれば、基礎疾患を持つ高齢者などを中心に新型コロナウイルス感染症に罹患する危険性が増し、第9波では第8波以上の犠牲を生むことを強く危惧するものです。

基本的な感染対策の継続について、県として科学的知見に基づいたガイドラインを策定し、基礎疾患を持つ方などを守るために必要な感染対策を県民に呼びかける必要があると考えますが、取り組むおつもりはないか、この項は健康政策部長にお聞きいたします。

次に、教育行政についてお聞きいたします。

県立高校で行った教育実習中に、保健体育科の指導教員及び体育教官室の教員によるひどいパワーハラスメント、いびり、いじめを受けたとの告発が教育実習生とその御家族からありました。当該教育実習は、2021年10月11日から11月5日の4週間、実習生の母校である県立高校で実施されたものです。大学3年生の実習生は実習の後半以降、発熱、頭痛、腹痛、胃痛が続き、ストレスからくる症状であると心療内科で診断され、PTSDで実習後2週間加療通院が続き、大学にすぐ復帰できず、復帰後も担当の指導教員を思い出すと眠れない状態が続いたと訴えています。

実習期間中の勤務は午前8時25分から午後4時55分までと、実習開始3日前の事前打合せで説明されていました。しかし、実習初日、保健体育科教員たちだけの教官室で、実習期間中は

7時30分に来て掃除、そして一番最後の先生が帰るまで残っておいて、俺は帰るけど、超勤強要だけでなく、本人は指導せずさっさと帰ることを指導担当教員に言われた実習生は、強い違和感を抱くも、毎日朝7時30分から教員を含め全員が帰り戸締まりするまで学校に残る日が続きます。

さらに、バドミントンラケットの持ち方の質問に対して即答できなかった途端、こんなことも知らんがか、基本中の基本ぞ、大学で何を習いゆうが、駄目、駄目だと2人の教員に囲まれ、頭ごなしの強い口調の批判に心を折られるなど、初日から教官室で四面楚歌の状況に陥らされています。

事前に実習授業単元を聞いても直前まで示されず、しかも1週間で11校時もの指導案の作成を課せられています。他校で実習を担当している先生に私がお聞きしたところ、正式指導案は2校時分程度、保健体育科であれば体育1時間、保健1時間作成しますが、それ以外の授業は略案としてA4用紙1枚でまとめる、事前に指導教員と一緒に準備を行いますとのことで、極めて過大な作業課題を課していると言えます。

また、前の日にはそれでいいと言われた指導案が、翌日には全然駄目、やり直しと理由もなく突き返され、指導を仰いでも自分で考えろと言うだけ。また、指導案をチェックせずすぐ帰るので印刷ができず、提出期日に間に合わない状況がつけられる。さらに、授業後の話合いの場で、生徒への対応とか勤務時間も時間内に来て5もらえるかもしれんけど、指導者への態度、提出物の遅さとか、1とか2やど、教育実習の単位なかったら卒業できんがか、これ単位ないぞと言いながら、教育実習成績評価表を見せ、ほんまは実習生に見せんけど単位なさそうやき見せるわ、実習目標が中学生よりひどい、実習で学んだことのところもただの感想やんと、い

たぶられ、あまりのことに実習生が、全てが感想ではないです、言っていたことも書いてる箇所もありますと反論すると、だからそういうのを直せ、すみませんやろうが、はいって言えやと威圧的、感情的にどなっています。

教育系学部に進学し、教員になって生徒と共に陸上をしたいという、かねてからの夢に一步近づく場となるはずが、4週間も理不尽で威圧的な数々の言動の真ただ中に置かれ、精神的苦痛から教員への夢を断念させられる場となってしまったのです。

実習後も治療が続く実習生の状態に心を痛めていた御家族は、正月明けの2022年1月7日、意を決して実習校を訪れ、事実を明らかにし、実習成績を正當に評価し直すよう申し入れます。対応に当たった副校長は、記録メモに見られる指導教員による数々の発言に対して、上から暴言、パワハラ的なことで精神的に追い込まれていって、確かにいかんね、実習生に対する体育科教員の厳しさは自分も感じる場所がある、正直、保護者からも、あまりのことやないか、聞いてくれて言われたことが1回や2回やない、学生が涙流してきたことがあって、慰めたことがあると述べ、パワハラ言動が常態化していることを認めています。

1月13日に副校長は電話で、昨日担当指導教員を呼んで、校長を交えて話をしました、実習生の記録したメモにあるように、そういう形で指導し精神的に追い込まれている、かなり強く叱責し、メモにあるとおりの単位が出せんとかいうことを言っているの、それは間違いだったということは本人も反省していますし、反省させましたと述べています。

1月17日に面会した校長は、指導担当教員が言った発言というのは、やはり行き過ぎた発言であり、不適切な発言であったと私も思っております、活入れがあったことは間違いのないんで

す、社会通念からしたら理不尽と思うような非常に厳しい指導ということをやるとというのが伝統的に今まであって、実習生に対して、これもあれもできない、できないって否定する指導ばかりやったってこと、体育教官室と職員室とは違う文化があるというのは事実だだと思います、行き過ぎた指導であると認めます、担当指導教員のことだけではなく、教官室全体のことをせんといかんと、実際には、ほかの教員もそうなんだと思います、やはり何がしかのうんと違う指導があったと思います、パワハラとかそのことについては全教員に周知します、人の人生を棒に振るような理不尽な言葉で、人の進路まで、人生まで変えてしまうような、やっぱりその行き過ぎた発言があっちゅうぞと、ずっとそれを背負ってやっていけというつもりでやれと指導担当教員を指導します、だから委員会のほうにも報告させてもらいますとパワハラを確認し、担当教員だけでなく教官室の教員も含めた指導を明言しています。

1月19日、その判断の下、校長は県教委高等学校課への報告に臨んでいます。それからしばらくしても県教委に報告した結果の話が校長からなく、しびれを切らした御家族からの要請に応じて3週間後の2月7日、やっと持たれた場で、校長の口から、校長の私がパワハラとかいうことを判断するものではないと県教委に言われた、本人からの話を聞くことができず、記録も見せてもらえない状況では、事実確認を行うことができないとの判断が示されたと、思いも寄らない言葉を聞きます。また、成績評価についても、教育実習での成績というのは客観的な事実に基づいて実際に評価を出しているのだからあって、校長の考え一つで変えるというのはあってはならないということを県教委に言っていたと述べています。成績評価については、校長自らが御家族に、客観的な事実に基づ

く評価ではなく不当な中で出た成績なので、やり直しますと言い切っていた経緯があります。

パワハラがあったことを全教員に周知し、不当な成績評価も見直すという校長の姿勢は、県教委に報告したことで豹変しました。御家族にとっては、何を信じていいのか、まさに青天のへきれきの心情であったことは容易に推察できます。この2月7日を経て、御家族は、学校と県教委が組織ぐるみでパワハラの実態を隠蔽する方向へとかじを切ったのではないかと、我が子の人生を変えてしまった仕打ちがなかったことにされるのではないかと思ひ、3月上旬に私どもへの相談となったのです。

実習前年の2020年6月、パワハラ防止法が施行され、迅速かつ適切な対応、事実確認、事後対応を講じることが事業主に義務づけられています。県教委は、教育長通知、アンケート実施、ガイドブックの改訂、発行など、学校現場に対し法趣旨の徹底を図るよう指導していました。しかし、パワハラによるPTSDに苦しみ、教職への夢を断たれた実習生の報告を受けても、御本人や御家族に連絡を取り様子をうかがうことすらせず、また現場校長と共にパワハラ防止法にある迅速で適切な対応を取ろうとしなかった県教委高等学校課の姿勢は許されるものではありません。

3月16日、伊藤前教育長に調査を求めた5日後、3月21日から実習生への聞き取りや関係教員の聴取にかかりますが、その10日後、3月末に当該指導担当教員は退職し、県教委の管理下からその身分は消えてしまいます。

学校から報告を受けて2か月間、当事者に対しての聞き取りなど何もせず、放置したことをどうお考えか、教育長に伺います。

3月29日、教職員の言動等に関する調査項目の聞き取り内容の記述が御家族に示されています。そして、肝腎の実習生に対する言動への判

定経緯は公にされないまま、4月15日の県立学校長会議、事務長会議において、教育実習の実施にあたっての留意点についてという通知文書が示され、7点にわたる留意事項の説明がなされています。しかし、通知を出すことに至った当該校での事実経過などは全く報告されていません。それゆえ当該校長の監督不行き届きへの対応も明らかにされていません。

この通知を出すことに至るまでに協議を行った機関名、メンバー、そして認定結論、判定をお聞きいたします。また、それに基づき、指導担当教員と教官室の教員、また当該校長へはどう対処、処置したのか、教育長にお聞きします。

調査に当たったのは高等学校課の課長補佐などが一般業務の中の一つとして携わっており、その仕事量は相当なものであったと推察されます。しかも、それは調査の手順や決定事項など手順を明示したフローチャートを備えたものではなく、当然会議録など整備されておらず、結論に至る取組や審議状況を後日検証できるものがないことが、この間私とのやり取りの中で明らかになっています。

県教委の調査と認定結果に関して、実習生と御家族は納得するところには至っていません。不服申立てをする権利をどう保障するのは大きな課題です。パワハラ防止法に則し、パワハラ防止委員会という名の組織を配置しているところもあります。

第三者機関など、一般業務から独立した立場で聞き取りや調査、判定する権限を持ち合わせた組織、機関の設置をどう考えるのか、現在の苦情相談員等の現状も含め、教育長に伺います。

次に、定員内不合格についてお聞きします。昨年末、文科省は公立高校の定員内不合格についての全国調査結果を発表しました。実態を把握していない6県を除き、都道府県別の最高が高知県の延べ182名と報じられました。人口の少

ない高知県が実数で群を抜いた1位であることに驚きの声が上がっています。

原則として定員内不合格を出さないとしている都道府県が少なくない中で、高知県でなぜこれほど多くの定員内不合格が生まれているのか、教育長にお尋ねいたしまして、私の第1問いたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 吉良議員の御質問にお答えをいたします。

まず、台湾有事についてのお尋ねがございました。

近年、中国は台湾周辺で軍事演習を行うなど、台湾に対する軍事的な圧力と見られる行動を一段と強めております。報道によりますと、中国は台湾統一には武力行使を辞さないといった姿勢を見せており、台湾を支援する米国も含めた緊張が高まりつつあるというふうに認識をしております。

また、令和4年版防衛白書によりますと、台湾は最西端にある与那国島からの距離は僅か約110キロで、台湾をめぐる情勢の安定は我が国の安全保障にとって重要とされております。私といたしましても、台湾の有事は反撃能力、いわゆる敵基地攻撃能力の保有のいかんにかかわらず、日本の平和と安全にも重要な影響を及ぼすのではないかとこのように懸念をいたしております。

こうした中、日本政府は、従来から台湾をめぐる問題については対話により平和的に解決されることを期待するという一貫した立場を取っております。政府におかれましては、台湾問題の平和的な解決に向けて御尽力をいただきたいと、私としても強く思っております。

次に、東アジアの緊張緩和に向けました日本独自の外交戦略についてお尋ねがございました。

台湾周辺のみならず、尖閣諸島、東シナ海周

辺などでの中国の軍事活動の拡大あるいは活発化によりまして、日本を含む東アジア地域での安全保障上の緊張感は高まっているというふうに認識しております。政府は、日中首脳会談などにおきまして、東シナ海の安定なくして、日中関係の真の改善はないといった姿勢を示しております。

こうした中、両国の関係者の間では、日中間の信頼醸成、そして協力強化を図るために、直接率直に意見交換を行っているものというふうに承知をしております。今後も首脳レベルを含めまして、あらゆるレベルで緊密に意思疎通を図っていくことが、日中の2国間の外交において、ひいては東アジアの緊張緩和に向けまして重要であるというふうに考えております。

次に、いわゆるスタンドオフミサイルの配備、あるいは保管場所として本県が検討対象にされていないのか、また検討対象となった場合の判断はどうかといったお尋ねがございました。

本県がスタンドオフミサイルの配備あるいは保管場所として検討対象になっているかどうかにつきまして、国からの説明を現在のところ受けておりません。

仮に本県への配備が検討されることになれば、防衛戦略上の必要性あるいは本県への影響を県や地元自治体へ十分説明するように求めてまいりたいと考えております。その上で、地域住民の方々の声を踏まえまして県としての考え方を示していくと、そういった段取りで進むことになるというふうに考えます。

次に、高知駐屯地がいわゆる自衛隊施設の強靱化の対象となるに当たっての国からの説明、あるいは受け止めについてお尋ねがございました。関連いたしますので、併せてお答えをいたします。

報道によりまして、防衛省の調査によると全国にある自衛隊施設の約8割が防衛性能を満た

しておらず、5年後までに全施設の約6割を整備する計画であるというふうに報じられているところであります。本県にあります駐屯地の強靱化につきましては、現在のところ国からの説明は受けておらない状況であります。

今後、駐屯地の強靱化に当たりまして、地域住民の方々の安全が脅かされるといった事態があってはならないものと考えます。また、地域に影響を与える可能性があるような整備となるという場合には、十分な説明がなされるよう国に対して求めてまいりたいと考えております。

次に、国の来年度予算案についてのお尋ねがございました。

現在国会で審議をされております国の来年度予算は、内外の重要課題に対して道筋をつけ、未来を切り開くための予算と位置づけられております。こうした考えの下、安全保障、外交に加えまして、子供政策、グリーントランスフォーメーション、地方創生といった現下の課題への対応が図られております。

また、今回の当初予算は、さきに成立した令和4年度第2次補正予算と一体的に編成をされております。この補正予算によりまして、電気料金の負担軽減策など、足元の物価高騰への対応策が講じられております。こうしたことを踏まえますと、国民の生活に配慮した予算をトータルで編成されたものというふうに受け止めております。

加えまして、子供政策につきましては、現在政府において抜本強化に向けた具体的な検討を進めておられまして、国会においても議論が展開をされております。今後、国会での議論も踏まえて、6月に決定をされる骨太の方針で全体像が示されると、そういった予定で進んでおるというふうに承知をいたしております。

一方、重要課題への対応などを背景に、一般会計の総額は114兆円を超えまして、当初予算と

しては過去最大となりました。依然として歳入の3割以上を国債、借金でありますので、これで賄う構図は変わらないということであります。防衛力や子供政策の強化に係る安定財源の確保といった課題も残っているというふうに承知をしております。こうした財政面での課題への対応に関しましては、国会において与野党間で真摯な議論がなされることを期待いたしております。

次に、物価高騰の本県への影響に対する認識についてお尋ねがございました。

国が公表しております全国の消費者物価指数を見ますと、本年1月まで17か月連続で前年の同月を上回っております。特に最近は前年同月比で4%以上という大きな上昇となっております。また、高知市の1月の指数は前年同月比で2.8%の上昇となりました。市におけます子育て支援策の効果もありまして、全国に比べれば上昇幅は一定程度抑えられているというものの、上昇傾向は続いているところであります。

今般の主な上昇の要因は、私たちの生活に必要な食料品をはじめといたしまして電気やガスの価格上昇といったものであり、県民生活にも大きな影響があるというふうに考えております。加えまして、現在賃金の引上げは、物価上昇の水準にまでは届いておらないところでございます。そうしたことから、昨年の実質賃金は2年ぶりに前年を下回るという結果となっております。家計の負担感は増しているというふうに受け止めております。

こうした中、政府におきましては昨年決定をいたしました、物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策に基づきまして、賃上げの促進に向けた対策を講じております。さらには、電気代、都市ガス代の負担軽減策を開始し、先月の請求分からはその効果が反映をされているというところであります。また、多くの方がL

Pガスを利用されています本県の状況を踏まえまして、今議会に提出した2月補正予算案におきましては、県独自の支援策を盛り込んだところであります。

今後も県民の皆さんの暮らしを守るために、各分野の状況も注視しながら、必要に応じて対策を検討し、講じてまいります。あわせて、全国知事会とも連携し、国に対して必要な提言を行ってまいります。

次に、年金で生活をする高齢者の暮らしをどう守るのかというお尋ねがございました。

議員から御指摘のありましたマクロ経済スライドの制度、仕組みは、本来物価や賃金に連動するベースの改定率に対しまして、これの水準を押し下げる方向に調整することで、緩やかに年金の給付水準を調整する、下方修正をするということではありますが、調整をする仕組みであります。この趣旨は、将来の世代の負担が過重なものとならないように、年金の給付と保険料等収入のバランスを取ろうというものでありまして、制度の持続可能性を図っていくと、将来世代の負担を軽減していくという観点に立つ点からは、一定の合理性があるものではないかというふうに考えます。

一方で、御指摘もありましたように、物価高騰が続く中、年金の給付水準は物価等の改定の水準よりも低い水準まで抑制されるということになりますので、年金の受給者にとりまして影響が大きいというふうに認識をいたしております。

いずれにいたしましても、社会保障制度の根幹であります年金制度につきましては、給付と負担のバランスを確保し、将来的な持続可能性ということも考えて、国においてしっかりと制度設計と運用を行っていただくべきものというふうに考えます。

なお、国におきましては、年金生活者を含め

ました非課税世帯などの生活が困窮される方につきましては、いわゆる特別給付金、あるいは物価・燃料高騰による負担の軽減を図るための緊急支援などを、例えば10万円あるいは5万円の臨時給付という形で実施をされておまして、これらは年金生活者の方々の影響緩和の一助にはなっているのではないかというふうに考えます。

県におきましては、セーフティーネットであります生活保護の制度あるいは自立支援の制度によりまして、お一人お一人に寄り添った支援を行っております。さらに、来年度は、新たに支援員を全県で3人配置いたしまして、生活保護、あるいは自立支援制度との連携をより一層強化いたします。加えまして、状況に応じて生活福祉資金の貸付け、フードバンクなど関係機関と協働しながら、生活困窮されている方に対する必要な支援につないでまいります。

こうした取組を通じまして、年金で生活しておられる高齢者の方々も含め、生活に困窮される方々がいわゆる制度のはざまに陥ることがないように、寄り添った支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、子供の医療費無償化の拡充についてお尋ねがございました。

少子化が進行する中、安心して子育てできる環境を整えていくことは重要な政策課題だと考えております。このため県では、子供の医療費無償化に取り組みます市町村を支援し、乳幼児期の医療費に財政支援を行っております。さらに、各市町村におきましては、この県の制度をベースにしました上で助成対象の年齢を拡大し、子育て支援に力を入れて取り組んでいただいていると、そういう状況でございます。

他方、子供の医療費の助成制度に関しましては、どの地域に住んでも安心して医療を受けられるということが不可欠であるというふうに考

えます。その意味で、本来国において、こうした制度は全国一律に実施をすべきものだというふうに考えます。このため、これまでも全国知事会を通じまして、全国一律の子供医療費助成制度の創設を国に提言してまいっておりますし、先月の末には早期の実現に向けました緊急提言も知事会として行ったところであります。

現在、国におきましては、子供施策の抜本強化に向けた具体的なたたき台の議論が進められております。この機を逃さずに、私自身も子供の医療費助成制度の創設を含め国策として強化を図るべき施策につきまして、積極的に政策提言を行ってまいりたいと考えております。

次に、学校給食費の無償化についてお尋ねがございました。

令和4年12月現在で、県内の市町村におきましては12団体が学校給食費の完全無償化を実施しております。10団体が一部補助を実施しているというふうに承知をしております。完全無償化の12団体のうち7団体は、新型コロナウイルス感染症に係ります国の交付金を活用した事業として無償化をしているということでございまして、そのほとんどの団体は、国の支援がなければ継続は困難だというふうに話をしていると伺っております。

また、仮に県内全ての公立小中学校で完全無償化をした場合の費用を試算いたしますと、26億円を超える規模ということになりまして、これを仮に本県の一般財源で継続的に確保するというのを考えますと、これはもう相当な困難が伴うものと、それだけの大きな規模だというふうに考えます。一方で、学校給食は子供たちの健康の保持増進あるいは食育などの観点から、我が国の教育の中で大変重要な役割を担っているというふうに考えます。

そうした中でございますので、全国都道府県教育長連合会におきましては、先月国に対しま

して、学校給食などへの支援に関する緊急要望を行っております。この中で、国の交付金の継続に加えまして、学校給食費などの負担の在り方についても抜本的な整理を求めておられます。まずは教育委員会を中心にこうした働きかけを進めていただきまして、私といたしましては少子化対策全般に係ります政策提言などを通じてこうした動きを後押ししてまいりたいというふうに考えております。

次に、GX実現に向けた基本方針、閣議決定で示されました原子力政策の方針につきましてのお尋ねがございました。

この基本方針閣議決定におきましては、再生可能エネルギー主力電源化とともに、原子力につきましては、第6次エネルギー基本計画に示された可能な限り原発依存度を低減するという方針の下、活用していくというふうにされているところでございます。

ただ、再生エネルギーの主力電源化が実現するまでの間、足元の危機への対応、そして将来にわたる電力安定供給の確保のために、安全性の確保を大前提として脱炭素効果の高い原発を活用するという考え方は、私としては理解ができるものだというふうに受け止めております。基本方針を受け、今国会では原発の60年を超す運転を可能とする法案が提出されまして、審議を通じて安全対策に関する議論が深まるものと考えておりますし、それを期待いたしております。

原発の活用につきましては、安全性の確保が大前提となります。国におきましては丁寧な議論を重ねていただき、いわゆる安全神話に陥ることなく、安全性を最優先とした制度設計を行っていただきたいというふうに考えます。また、その際には、国民に対しても丁寧な分かりやすい説明を行う努力を続けていただきたいというふうに考えております。

次に、電力会社による電気料金の値上げについてお尋ねがございました。

大手の電力会社のうち、四国電力株式会社を含めて少なくとも6社におきまして顧客情報の不正閲覧があったということは、御指摘があったとおりでございます。コンプライアンスの遵守といった点で誠に遺憾であります。各社におきましては、こうした問題が二度と起きないように、真相の究明、再発防止策をしっかりと講じ、消費者に対しまして丁寧に説明をすることで信頼回復に努めていただきたいと考えております。

一方で、国の認可が必要な一般家庭向けの規制料金につきまして、大手電力会社からの値上げの申請が行われております。現在、ロシアのウクライナ侵攻に伴いまして石炭、液化天然ガス——LNGの価格が高騰し、円安の進行も加わって、発電用の燃料が高騰しているという背景があると伺っております。

大手電力会社の値上げ申請につきましては、こうした背景を基に判断がされたものというふうに考えられますので、今回の不正閲覧の問題をもって値上げ申請を否定する理由とはならないのではないかと考えます。

しかしながら、電気料金は家計、経済活動への影響が非常に大きいものでございますので、値上げの認可に当たりましては、物価高騰が続いている現状を踏まえた慎重な審査が必要と考えます。岸田総理からも、厳格かつ丁寧な査定による審査を行うように指示が出されたというふうに報道されておるところであります。加えまして、この審査に当たりましては、あらゆる経営効率化を前提とし、また申請後の為替や燃料価格水準の状況の好転も勘案をする方針とされておきまして、こうしたことから、値上げ幅については厳格な査定が行われるというものだと考えているところであります。

次に、資材価格の高騰が続く中で、第1次産

業、とりわけ農業をどう守っていくのかということについてお尋ねがございました。

本県では、肥料、飼料などの価格高騰によります農家の皆さんの負担が軽減されますように、国の緊急対策あるいはセーフティーネットなどの積極的な活用を図ってまいりました。あわせて、県におきましても国の臨時交付金を活用いたしまして、こうした国の対策を補完する県独自の対策を、時期を逸することなく講じてまいったところであります。中でもお話のありました酪農は、生産コストに占める飼料費の割合が高く、コスト増加分が乳価に十分に反映されていないことから、経営継続のための緊急支援を行いました。

一方で、現在の異常とも言える価格の高騰は当面続くものと考えられておりますので、こうした中でも経営が継続されますように、一層の構造転換を図っていくということが重要だと考えております。

そのための県の主な支援策といたしましては、畜産では構造転換支援パッケージといたしまして、コストの削減、生産性の向上、経営継続、この3つの取組を支援するための予算を本議会に提案させていただいております。また、園芸の分野におきましては、データ駆動型農業の推進、スマート農業技術の普及など、生産性向上、コスト削減につながる取組を一層推進してまいります。

今後も、状況に応じましてこうした県の支援策をさらに充実させますとともに、国に対しましてはセーフティーネットの充実、また構造転換への支援の強化などを政策提言してまいりたいと考えております。

次に、国の政策に追随をすることで本県の課題解決につながるのかという趣旨のお尋ねがございました。

本県におきましては、山積をする課題の解決

に向けまして、経済の活性化をはじめとする5つの基本政策、そして3つの横断的な政策に基づき取組を進めております。これらの政策は、地域の実情、課題をしっかりと把握した上で、県民の皆さんをはじめといたしまして様々な方々からの御意見をいただきながら、知恵を絞り、練り上げてきております。

また、各政策の実行に当たりましては、数値目標を明確に定めまして、PDCAをしっかりと回しながら、目標達成に向けて取り組んでおります。また、その際には国の施策を最大限に活用し、取組をより効果的、効率的に進めてきたと考えております。一方で、国の政策あるいは制度などが本県の課題解決に向けて十分なものとなっていないと判断した場合には、その都度必要な政策提言を国に対して行いまして、国における対応を強く求めてまいっております。

このように、本県の施策は国に追随をしているといったものではなく、むしろ国に先駆けて県内の課題を捉え、その実行に当たって国の政策、支援制度を活用し、追い風としながら進めているというふうに考えております。今後もこうした姿勢で、県勢浮揚の実現に向けてしっかりと取り組んでまいります。

次に、県予算にいわゆる内発的発展を位置づけるということにつきましてお尋ねがございました。

議員から御指摘ありました内発的発展の趣旨でございますが、これは県外への依存度を上げるのではなくて、むしろ県内における地産地消の拡大によって本県の発展につなげると、そういった御趣旨であるというふうに理解をいたしました。

この点につきましては、来年度予算におきましても、例えば有機農業の推進、県産飼料の生産の拡大、県産材の利用促進といった取組のほか、商店街の活性化などに取り組む、そういつ

た考え方で予算を計上いたしております。

ただ、その上で、人口減少下にあります本県におきましては、県勢の浮揚を図っていくためには、地産地消だけでは限界があると、活力のある県外市場から外貨を獲得していくことが、成長を図っていくためには重要だという考え方に立っているわけであります。このために、本県の強みを生かして県外市場に打って出る、いわゆる地産外商を産業振興計画の戦略の柱に位置づけまして、取組を強力に進めてまいっております。

来年度予算におきましても、外商ができるためには、優れた県産品を生み出さなければいけません。つまり、そのための地産の強化を図るという取組は盛り込んでおるところでございます。例えば1次産業では、再造林の推進策の抜本強化、園芸用ハウスの高度化、優良農地の確保、養殖生産の拡大、こういった取組などを充実いたしております。また、外商の面での強化といたしましては、連続テレビ小説らんまんの放送開始、関西圏の経済活力の高まりという追い風をしっかりと捉えるための本県への誘客、あるいは外商拡大に向けた取組を一層強化するという予算を盛り込んだところであります。

引き続きまして、県内における地産地消の拡大だけではなく、地産外商を進めていくということによりまして、持続的な発展につなげてまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症の公費負担につきましてお尋ねがございました。

新型コロナウイルス感染症が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の5類に変更された後も、他の疾病におけます費用負担とのバランスを踏まえながら経過措置として一定の医療費等の負担軽減を行うことは、ぜひとも必要だというふうに考えております。このため、全国知事会を通じまして、医療費や

ワクチンの接種に係ります公費負担は、当面は継続するよう提言をいたしているところであります。

この公費負担の継続が必要かどうか、あるいはいつまで必要かという点に関しましては、今後の患者の発生動向がどうか、あるいは治療薬の価格がどうか、今かなり高価なものが値下がりをしてくるということが見られるかどうかといったような要因によって変わってくると考えておりますので、こうした動向を注視しながら、必要な場合には、この継続について国への提言をさらに行ってまいる考えであります。

最後に、5類移行後の医療機関への支援、入院調整の継続についてお尋ねがございました。関連をいたしますので、併せてお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症が5類に位置づけられたといたしましても、感染力そのものが変わるわけではございません。今後も感染の継続が一定は見込まれるということでありますので、引き続き患者さんが安心して医療を受けられる体制、環境を確保していくということが重要だと考えております。

本県におきましても、国からの支援内容の見直しや院内感染への不安といったことから、診療や入院の受入れに慎重になる医療機関が出てくることも想定をされます。こうしたことを踏まえまして、全国知事会を通じて、この点について国に万全の対策を講じるように申入れをしたところであります。

具体的には、先日の全国知事会と加藤厚生労働大臣との意見交換会の場におきまして、1つには、医療機関への支援として感染防御対策に必要な支援、診療報酬の加算などを一定期間継続することなど、またもう一つには、入院調整機能につきましてはコロナ患者の受入れ可能病床の情報を共有するためのシステムの構築、あ

るいは移行期における行政支援の仕組みづくりが必要ではないかといった点などにつきまして主張し、要請をしたところであります。

こうした感染症法上の位置づけの変更に伴います各種の政策や措置についての見直しにつきましては、今月上旬に国から具体化をされた方針が示されるという予定になっております。県といたしましては、今後示されます国のこの具体的な詳細の方針を踏まえまして、高知県医師会あるいは入院協力医療機関などの意見もお聞きしながら、引き続き医療提供体制の確保に必要な支援などにつきまして国に要請を行ってまいりる考えであります。

私からは以上であります。

(子ども・福祉政策部長山地和君登壇)

○子ども・福祉政策部長(山地和君) 燃料油価格激変緩和事業の継続や水道料金減免制度の拡充などの取組についてお尋ねがございました。

灯油を含むガソリン等の価格の上昇幅を抑えるため、国において昨年4月から「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」を実施しております。これにより、低所得者世帯の負担につきましても低減されている状況ではありますが、本年9月末でこの対策が終了予定となっております。このため、今後の原油価格等の動きを注視するとともに、必要に応じて政策提言を行ってまいります。

また、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した水道料金の減免制度は6市町で実施されましたが、1町を除き、本年2月末までに終了しております。新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響への対策等として行ったこうした対策は、高齢者世帯等における負担軽減に一定の効果があったものと考えます。水道料金は、県民の生活に直結することから、引き続き国の交付金制度の活用も含め、動向を注視してまいります。

(健康政策部長家保英隆君登壇)

○健康政策部長(家保英隆君) 新型コロナウイルス感染症について、基本的な感染対策の継続に向けたガイドラインを策定し、必要な対策を県民に呼びかけることについてお尋ねがございました。

本年2月10日に国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が改正され、3月13日以降は、屋内におけるマスク着用は個人の判断に委ねることを基本とするとされました。ただし、一律にマスクの着用は必要ないということではなく、医療機関を受診するときや、重症化リスクの高い方が感染拡大時に混雑した場所へ行かれる際などにおいては、引き続きマスクの着用を推奨しております。

また、3月13日以降も基本的な感染対策は重要であり、引き続き3密の回避、手洗い等の手指衛生、換気などの励行について呼びかけることとしており、今回の政府の方針はおおむね適切であると考えております。

このため、県独自で追加的なガイドラインを策定することは考えておりませんが、今後改正される予定の業種別のガイドラインも参考にしつつ、今回の見直し内容を県民に分かりやすい形で啓発してまいります。

(教育長岡幹泰君登壇)

○教育長(岡幹泰君) まず、ハラスメントが疑われる事案についての報告を受けた際の県教育委員会の対応についてお尋ねがございました。

今回の事案につきましては、令和4年1月19日に校長より一報を受けております。その際、校長に対して当事者双方及び関係者への調査を実施し、事実関係を確認するよう指示をしております。

学校がこの指示の下、関係教員にそれぞれの言動や聞きした内容などの聞き取りを実施しております。しかし、一方の教育実習生の方に

は直接お会いすることができず、各教員の発言内容との整合性を確認するに至ってはおりません。このため、現時点ではハラスメントと認定するまでには至らず、その旨を御家族にもお伝えさせていただいたとの報告を受けております。

その後、3月中旬まで御家族より学校及び県教育委員会に対する相談等はございませんでしたが、学校においては関係教員などに対して、さらに事実関係を確認するなどの調査を行ったというふうに承知しております。

県教育委員会におきましては、本事案を重く受け止め、校長より一報を受けて以降3月中旬までの間、学校に対して事実確認のための指示をするなど、必要な対応は一定行っていたものと考えます。

次に、教育実習の実施にあたっての留意点についてという通知を出すに至るまでの協議の経緯や、その後の処置についてお尋ねがございました。

令和4年4月の通知につきましては、教育実習生に対するハラスメントが疑われる事案が発生していることを踏まえ、教育実習が開始される前に全ての県立学校長に対して注意喚起を行うためのものであり、この時点では、本事案の事実認定をした上で発出したものではございません。

本事案につきましては、令和4年3月に改めて教育実習生側からの要請を受け、県教育委員会において再調査を開始しました。そして、本年度に入っても教育実習生の方や関係者への聞き取りなどを重ね、私をはじめ教育委員会事務局で協議を行った結果、指導担当教員については、一部指導においてハラスメントに当たる言動があったことを確認するに至りました。しかし、当該教員は既に退職をしておりますことから、指導や処分を実施してはおりません。

また、他の関係教員の実習期間中の言動など

につきましては、業務上必要で、かつ相当な範囲を超えるものであったとは確認されず、不適切な指導には該当しないと考えております。

校長につきましては、本事案が教育実習期間中の学校内の出来事であること、指導担当教員の一部言動が不適切な指導と確認されたこと、適切に教育実習が実施されるよう教員を指導すべき立場にあることなどから、一定の対応を現在検討しております。

次に、一般業務から独立した立場で聞き取りや調査、認定などの権限を持つ組織、機関について、そして苦情相談員等の現状も含めてお尋ねがございました。

現在のハラスメントの相談体制につきましては、各県立学校の副校長または教頭を苦情相談員に、事務局関係課の課長補佐を相談員にそれぞれ指定し、内部相談窓口としております。加えまして、弁護士等の専門家を外部相談員として委嘱しております。また、こうした相談窓口の一覧や相談、対応の流れを示した通知を、年度当初に県立学校長及び市町村教育長に発出し、教職員への周知徹底を依頼しております。

学校現場でハラスメント事案が発生した場合には、これまでも客観性を持って対応してきたところであり、引き続き現行の対応体制を適切に運用することに努めてまいります。あわせて、より客観性を高めるといった観点などから、一般業務から独立した立場の組織、機関の設置も含め、対応の在り方などにつきましては検討していきたいと考えます。

最後に、公立高等学校における定員内不合格についてお尋ねがございました。

本県では、中山間地域の学校も含め、多くの高等学校で地元の中学生を全て受け入れることができるだけの入学定員を設定しております。しかし、実際には私立高校などに進学する生徒もおり、大半の学校で志願者が入学定員を下回っ

ております。こうした学校の入学者選抜を受け不合格となった志願者は、全て定員内不合格として算定されます。

また、高等学校では、それぞれ特色ある教育課程を編成しており、学校によって学ぶ内容も違ってまいります。そのため、学力状況や学習意欲などのギャップによるミスマッチをできる限り少なくするためにも、各学校の学習内容や教育活動に見合った力や、意欲を持った生徒を受け入れるという観点から、入学者選抜の結果、定員内であっても不合格になる場合もあり得るものと考えております。

ただ、本県では、年度内に複数回の受験機会を設けておりますことから、2度目以降の受験で公立高等学校に合格した生徒や、最終的に私立高校に合格した生徒なども定員内不合格者に計上されておまして、公表された延べ182人のうちの多くは、実際には高等学校に進学している状況でございます。

○35番（吉良富彦君） 2問を行います。教育長にお聞きいたします。

パワハラこの件について、教育長はパワハラが疑われる事案だというふうにおっしゃっております。私どもは、御本人や、そして御家族の持っているいわゆるメモ、そして身に対する危機を感じて録音もなさっているんで、それを一部教育長にもお聞きいただいて、そして判断がされたというふうに思っております。その結果が、おそれがあると、疑われる事案だということに対して、御本人も、そして御家族も不服があるんですね。

最も大事なものは、教育実習を受けることによって人生を曲げられたということなんです。本県の教育に携わりたいという夢を持っていた一実習生が、その道を断つことを余儀なくされたという、この事案だけを取っても、私は——パワハラがあったというふうに断定しないとこれ

は示しが見つからないですよ。今後、教育実習生含めて本県の教育に携わりたいという方々は、今回のこの事件を注目しております。一体どのような措置がなされるのか。

例えば、私の手元にあります11月4日、5日のやり取りですけれども、これ一部教育長もお聞きになっていますね。4日の日に、もう常にとずっと威圧されていた実習生が、身の危険をいつも感じているんで、ついにICレコーダーを持つんですね。4日の日に行きました。そしたら、いきなりその教諭にすごい剣幕でどなられた。威圧してきたので、その教官室にほかの教員もいたけれども、身の危険を感じたというふうにおっしゃっています。そして、その教諭は、おまえな、自己評価が高過ぎだろう、普通は自己評価が高くないという剣幕で、戻れって言われて、はい分かりましたって戻る。戻っていきこうとしたら、おい、待てやと。評価を社会では意識するべき、新社員として来ていたら、俺なら3日で首切ると。教育実習生だから置いてあげている、おらせてあげている、ずっと我慢してきた、俺がどんだけ我慢してきたか気づかなかったやろ、おまえの評価はかなり低いぞ、単位はない、4週間我慢して今まで怒らずに言ってあげていた、帰れ。分かりましたと。帰れって言ったら帰るのか、俺は面倒も見たくない、帰りたけりゃ帰れ、勝手にしろ。

そして、その翌日ですよ。翌日に教官室でこういう会話がなされているんです。昨日、暴言吐いてしもうたから、〇〇という実習生に。そしたら教官室、周囲が高笑い。これお聞きになっていますね。帰れ、お前。これ舌を巻いて再現するような口調。また周囲が笑う。俺もぐっと耐えた、いつか廊下かどっかあそこへ引きずり込んで、ほら。周囲がまた笑う。

これで4週間、予想つきますよね。精神やられるのは当たり前ですよ。こういうふうな状況

の中で音声も残っている。それでも、パワハラが疑われる事実で済ますということは、これは後世のいろんな方々に笑われますよ、人権意識感覚が。高知県教委というのはそういうものかと。こんなことを言うてもパワハラにならないんだと。

どうということですか。示しをつけることができますか、ほかの学校の先生方に。これぐらい言ってもならないじゃないかと。双方の言うことが違うんだと、確認できないんだ、それでずっと疑われる事実で来ているじゃないですか。到底その判断は容認できない。

教育長は、教育畑、長くいるはずです。人格を形成する場所で、人権を尊重する場所で、そして差別解消も含めてみんなが豊かに、公平な、平等な権利を持って成長していくという場、あなたは知っているはずです。だからこそ、こういうような会話が教育現場で行われるということについては、厳しく指摘をし対処すべきだと思います。ですから、もう一度、この不服を持っていることに対して、きちっと再審査をすべきだと思いますが、教育長にお聞きいたします。

それから、この21日に国会で、うちの本村伸子衆議院議員が勤務時間のこと、教育実習生が14時間も実習時間があったということで、文科省の永岡文科大臣は調査をすると、県教委にも過大なこういう勤務実態をさせないように調査するんだという答弁も得ています。そして、パワハラについては、迅速にこれは対応していかなければならないということも述べております。本人に対して何時間、4週間勤務させられたのか、お調べになりましたか。そのこともお答えください。

今問われていることは、そういう実態にきちっと向き合う、校長任せではなくて。校長は豹変しているわけですから、県教委にそう言われて。

校長は本人も交えて、既に1月17日に交えて、本人も悪かったということも確認しているわけです。そのことについて何も触れずに、双方の意見が一致しないからなんていうことを許していたら、パワハラってことは指摘できませんよ。分からなかった、知らなかった、そんなつもりではなかったって発言するのは当たり前じゃないですか。何よりもちろんとしたメモもある、証拠もある。そして、本人も校長と副校長の前で、言い過ぎだったと、間違いだったと反省したって言っているわけですから。そのことに沿って、やっぱりきちっと指導していくということが必要であると思います。

いずれにしても、その2点、まずお聞きしたいと思います。

○教育長（長岡幹泰君） まずですけれども、パワーハラスメントが疑われるという発言をさせていただいたのは、これは当初の段階ですね。先ほどの答弁の中でも、指導においてハラスメントに当たる言動があったことを確認したというふうに話をしました。そういう意味で、我々としてはこの指導教員の行動の中にハラスメントがあったというふうに認定をしております。

そして、当初におきましては、一方の方々の発言内容で、もう一方と食い違いがあった、そしてなかなか双方の言い分の一致点を見ることができなかった、そういったことから、ハラスメントが疑われるという発言をさせていただいたものです。

そして、この認定に至った経緯につきましては、今議員から言っていたように、当事者、教育実習生の側の方からいろいろ資料を頂き、あるいはデータ等も頂いて、これを含めて、これを基に再調査をした結果、やはりそこにはハラスメントがあったというふうに認定をさせていただいたというものでございます。

そして、もう一点につきまして、この4週間

の一日一日のこの方の勤務時間について、現在我々のところで、これはまだ調査できておりません。そういう意味では、この点については再調査をしてみたいというふうに思います。

以上です。

○35番（吉良富彦君） パワハラがあったという事実認定して、御本人に伝えたんですか、伝えてないじゃないですか。御家族も全然知りませんよ。その体質が問題でしょう。検証できる文書化をして、その審議の結果をちゃんと報告するというのが筋ですよ。なってないですよ、この取組は。きちんとしたフローチャートも持って、その手順も含めて、今この段階だということも示しながら、現場の校長とも保護者とも共有しながら進めていくというのが筋なんですよ。そういう体制がなってないということが一番の問題です。

今、教育実習生は元気に、幸いなことに学んでいます。しかし、教員になるということについては、残念ながらその気持ちにはなっていません。そういう重要な、本県の教員を目指した方々を、今後こういう思いをさせないためにも、きちんとした組織立った手だてをやるということをもう一度求めたいと思いますけれども、よろしくお願いします。

○教育長（長岡幹泰君） 教育実習というものについては、教育実習生が実地体験を通して、教員としての必要な知識とか技能、態度、心構えなどを習得する。それとともに、教職への意欲や情熱を高める機会である。さらに、将来の本県教育を担う人材の育成に資するものであるというふうに考えております。

ただ、本事案ではこのような意義、目的を遂げるものとなっていない。そして、結果として、教育実習生が教員となることを諦めたということについて、非常に私としても残念に思っている、そして重く受け止めているところです。そ

のような意味で、こういったことを繰り返してはならないというふうに考えております。

そのような意味で、教育実習の趣旨を踏まえ、各受入れ校において教育実習が適切に行われるよう、そして何といたってもハラスメントが起こることがないように、さらに指導を徹底していきたいというふうに思います。

○副議長（西内隆純君） 暫時休憩いたします。

午後2時50分休憩



午後3時10分再開

○議長（明神健夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

32番坂本茂雄君。

（32番坂本茂雄君登壇）

○32番（坂本茂雄君） 県民の会を代表いたしまして、順次質問をさせていただきます。

まず、知事の政治姿勢についてお尋ねします。

午前中の自由民主党西内健議員の質問に答えられる形で、知事は秋の知事選への再選出馬を表明されました。この間、コロナ禍の下で思うように取り組めなかった施策もあるとは思いますが、西内議員の質問に答えて述べられた、これまでの取組に対する御自身の評価を県民はどのように受け止められているかということ、知事にはこれから残された任期でしっかり総括していただきたいと思っております。

そして、前進を実感してもらうために、目に見える形で成果にこだわっていかれるということですが、前進から取り残されていると感じざるを得ない方もいることを自覚して、県民と向き合っていただきたいということも申し添えておきたいと思っております。

その中でも、出馬動機の一つとして、私自身が思い描く高知県のあるべき姿の実現にはまだ道半ばということに言及されましたので、そのことを踏まえて質問をさせていただきます。

2020年2月定例会で、私は知事の就任以降、産業振興によって新たな雇用を創出する、いきいきと仕事ができる高知、教育の充実や子育て支援、日本一の健康長寿県づくりの取組などを通じた、いきいきと生活ができる高知、南海トラフ地震対策や豪雨災害対策、インフラ整備の推進による安全・安心な高知という3つの姿の実現に向けて取り組み、共感と前進を県政運営の基本姿勢として、前へ前へと全力で取り組んでいくことを強調されていたことを前提に質問させていただきました。

知事が、私自身が思い描く高知県のあるべき姿の実現にはまだ道半ばと言われている中で、成果を求める知事の思い描く県のあるべき姿とは、この3つの姿を指しているということか、お尋ねします。そうだとすれば、この3つの姿の現時点での成果について知事にお聞きします。

そして、その成果をもってして道半ばと言われているわけですが、道半ばとは、人間の時間、資源は常に有限であるため、道半ばにして倒れるなど、否定的な文脈で使われる場合も多く、その場合は無念、残念といったニュアンスを多分に含むことが多いと言われていました。

どのような思いを込めて道半ばと言われたのか、お聞きします。

また、3年前にも述べたように、生き生きと仕事をしたくてもできない人や、生き生きと生活をしたくてもできない人がいるということ、そして安心・安全を実感できない地域に暮らさざるを得ない県民がいることを肝に銘じた上で、県政を進めていただきたいと思えます。

道半ばにおける県民の置かれた現状について認識をお聞きします。

次に、関西圏との経済連携の強化に対する県民の期待度についてお尋ねします。県が昨年8月中旬から実施した令和4年度県民世論調査では、県の基本政策の中の経済の活性化については、第4期高知県産業振興計画に基づき県が行っている施策のうち特に力を入れるべきものについて尋ねています。その結果は、農林漁業の生産地の強化が37.3%で1位になっており、次いで産業の担い手の育成・確保が36.0%、観光の振興が27.1%と続き、知事が公約に掲げ、ウイズコロナ、アフターコロナにおける県経済の起爆剤とすべく取り組んでおられる関西圏との経済連携の強化は、調査項目の最下位で6.0%となっていました。

知事は、年頭所感の記者質問に、特に関西圏との経済連携は、ある意味看板政策と言えるのかどうか分からないが、県民の皆さんから特に期待されている分野ではないかという自覚もあると答えられていました。

世論調査にあるように、県民から力を注ぐことを求められていないということなども含めて、関西圏との経済連携の強化については、共感と前進の好循環が図られていると考えられているのか、知事にお聞きします。

次に、敵基地攻撃能力の保有と県民の安全についてお聞きします。岸田政権は、憲法の規定に基づく専守防衛をかなぐり捨て、他国を攻撃するという安全保障政策の大転換である敵基地攻撃能力の保有をはじめ、安全保障関連3文書の見直しによって日米の一体化が促され、存立危機事態における敵基地攻撃として、自衛隊が米軍と共に敵基地攻撃に踏み切ることを明確にしました。この結果、国内法の安全保障関連法で無理に認めさせた集団的自衛権行使が、国際法では許されない先制攻撃に該当するという矛盾を抱えることになりました。

日本への武力攻撃が発生した場合は、反撃と

という言葉が当てはまるかもしれませんが、政府は日本への一撃がなくても、相手が攻撃に着手したと認定できれば敵基地を攻撃できるとしてきましたが、その見極めは難しく、判断を誤れば、ここでも先制攻撃になりかねないという事態に陥ります。

だからこそ、誰もが、そういう事態に至らない、戦争を回避する外交、政治こそが必要だと考えているのですが、知事はどのように考えられているか、お聞きします。

また、そのような外交、政治を実現するために、政府に対して何を求めるべきと考えられますか、お聞きします。

元内閣官房副長官補・防衛庁運用局長の柳澤協二氏は、戦争とは国民の命を守るのではなく、国民に命を要求するのが本来の国防であり、戦争の本質だということを政治も国民も理解していないと警鐘を発せられています。

そのような中で、万が一戦争を回避することができないことを想定した場合、島国日本ということで考えれば、空爆やミサイルが着弾するような戦争になるわけで、ミサイルがいつ落ちてくるか分からない中で、命を失う危険を承知で、知事は県民に瓦礫処理や死傷者の世話をしてくれ、耐えてくれと言わざるを得ない事態に陥るといふことになることを覚悟しなければならないと思うのです。

敵基地攻撃能力を保有するという事は、そういう事態になるということを知事として覚悟して臨んでいるのかどうか、お聞きします。

次に、旧統一教会の主張と県政施策の関連性についてお聞きします。昨年来、旧統一教会と自民党を中心とした国会議員の関係性の深さや、信者家族被害の問題が大きく取り上げられてきました。そして、旧統一教会に関する被害が依然として深刻であることも浮かび上がり、本県においても本年1月下旬には旧統一教会被害者

と支援者の会・高知が発足しました。

さらに、国会議員と旧統一教会のつながりだけではなく、自治体議員への旧統一教会の関与ぶりも明らかになり、共同通信や朝日新聞の調査では、旧統一教会や関連団体などと接点があったとされた都道府県議は、少なくとも300人前後に上っています。

旧統一教会の地方議員への関与ぶりということ言えば、会議の運営などで、旧統一教会の友好団体の幹部が講師などを務めるなどしていた全国地方議員研修会など、旧統一教会の自治体議員への関与によって、教団が重視する家庭教育支援条例を各地で制定することが呼びかけられ、研修会参加者の中には、地元での条例制定に尽力した議員もいたとの報道などもされています。

本県においてそのような条例が策定されることはありませんでしたが、濱田県政、またそれ以前の県政において、旧統一教会の主張が県政施策の中に反映されたと感じられるようなことはなかったのか、知事にお尋ねします。

また、昨年6月定例会において、自民党弘田議員が、旧姓の通称使用をさらに普及すべきで、法整備が必要だと考えるとの質問に対して知事は、旧姓の通称使用を、国や地方自治体だけでなく、民間の企業などに対しても法的拘束力を持って求めていくためには、法律改正による制度の整備が必要不可欠であると答弁されました。

このことは、旧統一教会の関連団体の国際勝共連合が思想新聞号外で主張している「やっぱり危ない！選択的夫婦別姓論」などとも通ずるものであると考えますが、そのようなことを承知した上で答弁されたものか、知事にお聞きします。

また、そうでなければ、現在も選択的夫婦別姓の制度化よりも、旧姓の通称使用の法整備が望ましいと考えられているのか、お聞きします。

次に、入札における談合などの不正の排除についてお尋ねします。この間、報道され続けてきた東京五輪・パラリンピックの運營業務をめぐる談合事件で、広告大手の電通や博報堂など6社が起訴されるという事態に至ることに象徴されるような、入札における不正は絶えることがありません。

そのような中、昨年10月25日に発覚した、高知県が発注した地質調査業務の入札で10年以上前から談合を繰り返していた疑いが強まり、十数社が公正取引委員会の立入検査を受けました。また、2月19日、県民が待ちに待った3年ぶりの高知龍馬マラソン2023で、警備業務の委託先選定に絡み、高知市の警備会社AL S O K高知が共同事業体、J Vに公募辞退を要請し、審査当日の12月26日にJ Vから辞退の申出があり、AL S O K高知が委託先に選ばれたことが開催直前に報じられるに至りました。

これら2件の不正事案から見られる問題について、以下質問させていただきます。県発注の地質調査業務については、2012年の土木工事をめぐる大規模な入札談合が認定され、県や建設業界を挙げて再発防止に取り組んでいたときからということになり、驚きを禁じ得ませんでした。当時は、県でも高知県談合防止対策検討委員会によって今後の入札の在り方について検討され、コンプライアンスの遵守も強く求められていた最中であったことから、そのときのことを踏まえざるを得ません。

2012年の国土交通省や県が発注した土木工事における入札談合において、県内建設大手など37社に計約17億5,000万円の課徴金納付と排除措置を命じられた際に、当時建設業協会のコンプライアンス確立に向けた取組の中で、法令遵守と信頼回復に向けての改善計画書の骨子にある仕組みづくりや、それに実効性を持たせることが求められていた際に、会長が業界としてコ

ンプライアンス遵守に努力するとの決意の一方、発注側の談合できない入札制度を求めると要請がされました。

改めて、私は当時の企画建設委員会で土木部に対して、コンプライアンス遵守に期待するより、徹底して厳しい内容の、談合のできない入札制度をつくるしかないと申し入れたことを思い出します。そして、いかなる事情があろうとも、コンプライアンスの遵守、入札談合をしないという大前提で議論がなされなければならないとの思いでお聞きします。

2月22日に開催された第2回県談合防止対策検討委員会でも、各都道府県の談合防止対策の実施状況が明らかにされており、違約金、賠償金は全国で最も高割合とし、指名停止期間を最長とし、原則全て一般競争入札とするなど、ハードルを最も高くし、発注側として談合できない入札制度を構築する必要があるのではないかと思います。知事のお考えをお聞きします。

高知龍馬マラソンにおける警備業務の委託先選定をめぐっては、新聞報道によると、濱田知事は高知龍馬マラソン実行委員会の会長を務められており、問題がないとは思っていないが、龍馬マラソンをスムーズに実施することを優先し、民事上の契約と刑事法的な責任問題は切り離れたとし、事後に事実関係が確認されれば、課徴金や排除命令などの制度で責任追及される、今回はそれで足りると述べたとされています。このような経過の中で、今定例会の知事提案説明でこのことに何ら言及されなかったことに疑問を感じざるを得ません。

知事は実行委員会会長として今回のことをどのように捉え、今後どのように対応されて、県民への説明責任を果たされるつもりか、お聞きします。

次に、これまでの新型コロナウイルス感染症対策の総括と今後の対策についてお尋ねします。

新型コロナウイルス感染症は、この3年間感染拡大の波を8回繰り返しながらも現状に至ってきました。そしてその間、横浜港に停泊したクルーズ船での集団感染、臨時休校要請、行動自粛、ステイホーム、緊急事態宣言、テレワーク、休業要請、雇用調整助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金、緊急小口資金・総合支援資金などの生活福祉資金特例貸付、住居確保給付金、特別定額給付金、アベノマスク、Go To Travelなどのキャンペーン、PCR・抗原検査、医療崩壊などなどの言葉が時々のコロナ禍の問題を浮き彫りにしてきました。

今日の県立高校の卒業式をはじめ、卒業、卒園の場におけるマスク着用をめぐって、現場に混乱を生じさせることとなっていますが、いよいよ新型コロナ感染症は、5月8日からは感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の2類相当から5類に引き下げられるということで、新たなステージを迎えることになります。

岩波新書「リスクの正体」の著者である神里達博氏は、月刊「世界」2月号で、「この三年間のパンデミックによって、かけがえのない命や、私たちの人生の可能性や、大切なモノやコトが、数え切れないほど沢山失われたことだけは、間違いない。私たちは、この途方もない犠牲の記憶を決して無駄にすることのないよう、未来に向けて、また学び始めなければならないのである。」と書かれてありました。

そこでお尋ねします。知事の提案説明冒頭にあった、3年以上続いたコロナ禍への対応は大きく転換点を迎え、社会経済活動の正常化に向けた動きが一段と加速化することが見込まれるという前提で令和5年度の県政運営を行うのであれば、しっかりとこの3年間のコロナ禍に学んだ上で、令和5年度の県政運営に向かわなけ

ればならないと思います。

そこで、この3年間の国と県の新型コロナウイルス感染症対策において、感染予防、感染拡大防止、経済活動への影響、教育、地域活動などの面でどのように総括し、反省すべきことは何なのかについて知事にお聞きします。また、その総括と反省に立った上で、アフターコロナの県政運営に生かしていく教訓は何だったのかということをお明らかにすべきだと考えますが、併せて知事にお聞きします。

また、多くの方が言われていることではありますが、新型コロナウイルス感染症が5類へ引き下げられたからといって、5月8日から感染力の強さが弱まったり、基礎疾患とリスクのある方への影響などが収まるわけではないと思われる。

さらに、それ以降も新型コロナウイルス感染症は多分株自体が変異しながら続いていくだろうし、たとえ終息したとしても、その後新たな感染症パンデミックが起きるかもしれないということも想定し、感染予防、感染拡大防止、経済活動への影響などに対応できる措置を講じておかなければならないと考えますが、どのような措置を講じておくべきと考えられるのか、知事にお聞きします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大期の本県における特徴として、高齢者施設などでのクラスター発生が多発した際に、日常的に連携できる医療機関が確保できていなかったことなどが顕在化したことから、日常的にも極めて重要な課題であることが明らかになりました。また、感染症対応の医療機関を十分に確保できなかったり、現場の医療者に多大な困難を強いることとなりました。

ほかにも、今回のコロナ対応の中で公立病院の果たす役割が改めて重要視されたと思いますが、喉元過ぎれば熱さを忘れるかのように、全

国424の公立病院の再編統合が再燃することなどがあってはいけないと思っています。また、保健所や医療現場で御苦労された保健・医療従事者の皆さんの処遇改善を怠ってはいけないことなど、様々な課題があると思います。

これら課題が山積するこれからの保健・医療提供体制の確保についてどのような措置を講じられるか、知事にお伺いします。

次に、住宅確保要配慮者の住宅確保と住まいの支援についてお聞きします。

コロナ禍は、その社会の脆弱性を顕在化したということがよく言われてきました。とりわけ、生活困窮者の中でも特に住居確保給付金の利用が激増したことに象徴されるように、多様な居住困難者の課題がコロナ禍で浮き彫りになり、改めて住宅政策と居住支援ということが問われていると思います。

そのような中で、これまでも住宅確保要配慮者への対応について質問をしてきましたが、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な方針、目標や施策等を定め、住宅政策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした高知県住生活基本計画を踏まえて、以下質問をさせていただきます。

昨年12月20日付高知新聞「高知に住まう 第5部「支える家」の風景」の記事では、県内登録のセーフティーネット住宅が2020年度までは高知市内の7棟、14戸だったが、2022年12月19日時点で569棟、3,465戸に激増したとありました。しかし、実態は、登録は入居中の物件でもできるため、実際に空いているのは38棟、51戸で、しかも大部分は一般住宅で、要配慮者を想定した専用住宅は僅か2棟、4戸で、空いているのは1戸のみだったとありました。

記事には、高知市のある不動産業者は、行政の支援が少ない、孤独死や近隣トラブルへのフォローが足りないように感じるとありました。ま

た、要配慮者がこの制度を通じて入居したかどうかも分からないので、成果を示す指標もないと国交省は言っているようです。

本県として、単に基本計画にあるようにセーフティーネット住宅の登録戸数のみを成果指標にするのではなく、取組の進め方をさらに具体化し、実効性を示すことが求められていると思いますが、土木部長にお聞きします。

また、基本計画の基本方針にもとづいた10の目標の(5)に、安心して住むことができる公営住宅など公的住宅の供給という項目があります。そこには、公営住宅などの適切な管理や地域での見守り体制づくりを進めるとともに、多様なニーズに応じた計画的な公的住宅の整備・供給を進めることにより、安心して住むことができる公的住宅の確保をめざしますとあります。しかし、これも先ほどの高知新聞連載の記事によりますと、県営住宅の平均倍率は2017年度の3.8倍から上昇を続け、2021年度は5.6倍となり、昨年11月30日の抽せん会における最大倍率は59倍だったとありました。

このように、県営住宅の抽せん倍率が上昇している中で、公営住宅の供給量5,700戸の目標値がニーズに対して妥当な戸数と考えられているのか、土木部長にお聞きします。また、住宅確保要配慮者や居住困難者の優先入居の実効性の担保や、バリアフリー化の推進などにどのように取り組まれるのか、お聞きいたします。

さらに、基本計画だけでなく、これまでの県政施策において空き家対策というのは重点化されているように思いますが、空き家が生じている背景には、家族の問題が複雑であったり相続が難しかったり、あるいは金銭的問題など様々な問題が複合的に絡んでおり、住宅のことだけではなくて、福祉とか介護とか高齢者施策との連携が必要であると思わざるを得ません。

先ほど紹介した高知新聞記事の不動産業者の

行政の支援が少ない、孤独死や近隣トラブルへのフォローが足りないように感じるとの声も、そのことの表れであると思います。しかし、高知県居住支援協議会のホームページには、地域包括ケア高齢者等の住まいの確保対策部にリンクが張られていますが、空き家対策部会と比較すると情報不足は否めません。

この基本計画に、より実効性を持たせるためには、やはり本気で福祉と住宅をつなぐということが必要だと思いますが、知事にお聞きします。

次に、少子化、子育て支援についてお聞きします。

岸田首相の異次元の少子化対策をめぐっては、児童手当の拡充を含む子育て家庭への経済的支援、子育て支援サービスの充実、育休制度の拡充や働き方改革が3本柱ですが、どれだけ実効性のある政策が打ち出されるかは不明であります。しかし、今まで以上に少子化対策、子育て支援政策が拡充される機運が高まっている局面ではあるかと思われまます。

厚生労働省は昨日人口動態統計の速報値を公表し、2022年の出生数は過去最少の79万9,728人で、統計調査開始以降初めて80万人を割り、死亡数は高齢化を背景に過去最多の158万2,033人で、自然減は78万2,305人で過去最大となったとのことです。まさに少子高齢化による人口減社会の進行を象徴する結果となりました。

国立社会保障・人口問題研究所の調査で、理想とする数の子供を持たない夫婦に理由を聞くと、子育てや教育にお金がかかり過ぎるからとの回答が、2002年から2021年に5回あった調査でいずれも最も多いことから、現在議論されている児童手当の拡充をはじめとした現金給付や子育て支援策の拡充が急がなければなりません。今回は、子育て支援策が拡充されてこそ、少子化対策の改善にもつながるとの思いで、以

下質問させていただきます。

まず、児童虐待対策につながる児童福祉法改正による子育て世帯に対する包括的支援と、その体制強化についてです。これまでも児童虐待防止のために種々の対策が講じられてきましたが、虐待による重篤な死亡事例は後を絶たず、コロナ禍でさらに懸念される状況が顕在化し、依然として子供、その保護者、家庭を取り巻く環境は厳しいものとなっています。

子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化している状況などを踏まえ、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、児童福祉法等の一部を改正する法律が昨年6月8日に成立しました。

改正の概要として、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充として、1つに、全ての妊産婦、子育て世帯、子供の包括的な相談支援等を行うこども家庭センターの設置及び身近な子育て支援の場、保育所などによる相談機能の整備、2つに、訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成、3つに、児童発達支援センターの役割・機能の明確化、4つに、放課後等デイサービスの対象児童の見直しなどがあります。

次に、一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上として、1つに、一時保護所の環境改善、2つに、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターを児童福祉施設として位置づけることなどによる児童相談所による支援の強化、3つに、困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事の提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業の創設などがあります。

そして、社会的養育経験者、障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化、児童の

意見聴取等の仕組みの整備などなど、県及び市町村で担うべき役割が拡充されていますが、とりわけ子供や保護者と向き合い寄り添う支援を市町村が担うということが顕著になっています。

これらの法改正の中には前倒しで取り組めるものもあったと思いますが、それらも含めて、令和6年4月の施行に向けた現状や課題、見直しはどのようになっているか、子ども・福祉政策部長にお聞きします。

また、これらの事業を進めていくのは、ネウボラを基盤とした妊娠期から子育て期まで切れ目のない包括的な支援の中で位置づけられているかと思いますが、県のなすべき役割への予算措置や、市町村への支援における実効性は担保されているのか、子ども・福祉政策部長に併せてお聞きします。

次に、母子保健・子育て支援総合交付金と産後ケア利用促進事業についてお聞きします。2013年11月に、県に対して助産師会の皆さんや産後ケア事業のスタートを願うお母さん方と共に要望させていただいて、10年になりました。当時、不安を抱えるお母さん方が出産後退院し、母子が家庭でスムーズな日常生活を始められるように、助産師さんのいる施設で日帰りや宿泊で、その都度不安や悩みを相談しながら過ごしたい、また新生児期、子連れで外出できるようになるまでの期間、母親には支援がほとんどなく、新生児期の母親をねぎらい、支えることのできるサービスを求める声は、ニーズ調査をスタートさせることとなりました。

それから10年、来年度は産後ケア事業の利用拡大を図る予算が計上されていますが、県が推進する産後ケア利用促進事業は子育て支援の中でどのように位置づけられているか、子ども・福祉政策部長にお聞きします。

そして、この事業の利用が拡大されるためには、その受皿となる施設の拡充や利用料の負担

軽減、認知度の向上が図られる必要があると思いますが、どのように取り組まれるのか、子ども・福祉政策部長にお聞きします。また、それらを改善するための県による財政措置が十分に行われているのか、部長にお聞きします。

次に、保育士配置基準の改善など、制度の拡充についてお伺いします。保育園や幼稚園などで2021年に起きた事故は2,347件で、前年から300件以上も増え、2022年9月には静岡県内の認定こども園で送迎バスに置き去りにされた女児が死亡するなど、残念ながら事故や事件が絶えない状況を危惧する声が高まっています。そこには、1990年代から問題化した、保育園に入れないう待機児童の増加解消が求められる中、解消に向けて政府は量の確保を優先して様々な規制緩和を重ねたが、質の向上を図るための財源が措置されなかったことから、懸念された事故が増加してきたことは否めないのではないかと考えられます。

1948年に定められて以降、抜本的に見直されることのない保育士の配置基準を先進国並みに見直し、さらに保育士の確保を行うために保育士の賃金を全産業平均に上げるなら、年間2.1兆円が必要になるという試算もあります。しかし、そこに投資することこそが今こそ求められているという声が政権に届けられなければならないと思います。昨年6月定例会における県民の会代表の上田周五議員の質問に対して知事は、子供たちの保育環境をより一層充実させるために、配置基準そのものの見直し、充実が必要だと考えていることから、全国知事会を通じた提言を重ねると答弁されました。

今こそ国を動かす時期と捉え、徹底した働きかけを行うべきだと思いますが、今まで以上の知事の決意をお伺いします。

その際に、2015年度の子ども・子育て支援新制度による3歳児への配置を、本来の基準の20

人に1人から15人に1人とするための財政措置に触れられていますが、このいわゆる3歳児配置改善加算を使うか否かは、それぞれの園や自治体に委ねられています。

本県の実施状況はどうなっているか、教育長にお聞きします。

また、主に3歳児以上のクラスの保育士を手厚く配置する園に対する加算配置である、いわゆるチーム保育推進加算の対象となる園は県内にどれだけあって、実施状況はどうなっているか、教育長にお聞きします。さらに、チーム保育推進加算は令和5年度から拡充されると聞いていますが、その対象となる園はどれだけあるのか、併せてお聞きします。

配置基準そのものが見直されるまでの間、せめてこのような加算制度などを使いやすくすることを国に求めたり、導入しやすい条件を県が措置してこそ、国に対しても説得力を持つものと思われませんが、本県独自で何らかの措置はできないのか、教育長にお聞きします。

最後に、南海トラフ地震対策における課題についてお尋ねします。

今回取り上げさせていただく課題は、冒頭に述べました知事が描く高知県のあるべき姿の安全・安心な地域とは言えない、災害リスクを抱えた地域に暮らす者の県民の声として、日々届けられるものを3点取り上げさせていただきたいと思います。

まず、津波避難ビル、津波避難タワーと津波火災対策についてです。今年、関東大震災から100年で、改めて地震火災の恐ろしさ、そして復興の大切さについて様々な学びの場が企画されています。地震火災については、阪神・淡路大震災でも大きな被害を経験し、いち早く感震ブレイカーの設置などをはじめ、通電火災への備えなどが取り組まれてきましたし、本県においても高知県地震火災対策指針の中で具体的な

対策が講じられてきました。

しかし、東日本大震災の際に、この地震火災とは異なる津波火災が我々の目に今も焼き付けられています。宮城県気仙沼市の複数の建物では、瓦礫や海水によって二次避難ができず、津波火災が建物に接近し延焼した後も、炎の熱さや煙に耐えながら内部での待機を余儀なくされた事例があります。そのようなリスクと向き合う地域に住む住民の不安を解消する取組に対して、これまでも何度か質問してきましたが、改めて取組の現状と、どのように災害リスクを回避し、不安解消を図ろうとしているのか、順次お伺いします。

第5期南海トラフ地震対策行動計画における石油・ガス施設や浦戸湾沿岸域での津波火災対策の実施について、今年度の予定である防護柵等設置に向けた国、県、民間事業者、地元住民との協議はどこまで進んでいるのでしょうか。また、県がこれまで行ってきた国に対する政策提言は継続されていると思われませんが、国の対応はどのようになっているのか、危機管理部長にお聞きします。

また、第4期計画で高知市と連携して検討した具体的な消火方法、避難誘導方法はどこまで明らかにされて、今年度の広報の内容、手段等の検討、調整はどのようになり、次年度から実施できるのか、危機管理部長にお伺いします。

そして、津波避難ビル指定における津波火災に対する安全性の確保について、瓦礫等拡散シミュレーションによる火災発生可能性のある地域の津波避難ビルや津波避難タワーだけでも、主要構造部に耐火被覆を施工するなど何らかの防火対策は行えないのか、危機管理部長にお聞きします。

次に、これも課題解決に時間がかかっている高知市の長期浸水対策における救助救出期間の短縮と、津波避難ビルなどへの救援物資の提供

についてお聞きします。高知市における長期浸水対策として、救助救出日数を14日から10日に短縮することは懸案の課題となっています。高知市救助救出計画では、長期浸水エリアの救助救出対象者の見込みで2万8,000人を10日間で救助救出するために必要とする175艇のボートに対して、不足する58艇を新たに確保することとしていましたが、加えてボート操作者の確保が課題となっています。

そのために、三重防護の進捗状況による長期浸水エリアのシミュレーションを行って、今後の取組を進めていくことなどが模索されていますが、今後とも救助救出期間を短縮するための取組を加速化するよう要請しておきたいと思えます。

その上で、なかなか救助救出期間が短縮されないとすれば、その期間、津波避難ビルに避難している方たちへの救援物資をどのようにして届けるのかということも問われてきます。昨年12月26日に行われた県民の会と知事との意見交換の場で知事は、津波避難ビル等での避難支援を県外からの支援に求めることにも言及されていましたが、広域災害となることが想定される中で、他県からの支援に依存するのは極めて困難ではないかと思われます。

その一方で、ドローンによる救援物資の配送等の検討も言及されていましたが、その可能性について危機管理部長にお聞きします。

最後は、事前復興のまちづくりについてです。事前復興については、2011年の東日本大震災以降から着目され始め、議会でも事前に復興の在り方を検討しておくことの議論が多くなってきました。私は、2004年7月定例会で、当時議論されていた南海地震対策推進条例に事前復興について盛り込むよう取り上げて以来、今回の事前復興まちづくり計画に関わっても、機会あるごとに提案をさせていただきました。

昨年11月、私たちの地域では、県南海トラフ地震対策推進本部アドバイザーでもあり、昨年の県トップセミナーで「事前復興のすすめ」について講演された、京都大学防災研究所の牧紀男教授をお招きして議論をさせていただきました。

その中で、事前復興とは災害前から復興について考えておくことであり、手順を定めマニュアルの整備などをしておく復興準備、まちづくりである減災対策の前倒しはその柱となっているが、それらは災害前に考えておかないと実現できないことが多くある、被災前にやっておかないといけないこととして、災害後地域をどうするのかについて考えておくこと、被災後の復興の取組をどのような組織でどの場所に、そしてどのようなスピード感で進めるか、またマンションの再建はどうか、地籍調査を進めておくことなど多岐にわたっている、しかし復興というのは地域のまちづくりそのもので、さらにその上に被災という悪条件が重なるし、人口減少社会に入っているから本当に難しい問題だと指摘されました。

そのような難しい問題だからこそかもしれないませんが、全国的に本格的に取り組まれている自治体は少なく、取組がなかなか進んでいないという状況を日々感じています。

県としては、なぜ事前復興が進まないと考えられているか、危機管理部長にお聞きします。

次に、そのような状況の中で、南海トラフ地震による被災後の復興に要する期間を短縮し、早急に住民の生活再建やなりわいの再生が実現されるよう、市町村における事前復興まちづくり計画の策定を推進することを目的とした、本県の事前復興まちづくりの事業を踏まえてお聞きしたいと思います。

先ほど述べたような想定された課題についても委託業者任せにすることなく、市町村の実態

に応じた課題解消を図る役割を、このたび新設する事前復興室が伴走支援的に果たしていくのか、危機管理部長にお聞きします。

そして、事前復興のまちづくりを進めていく上では、仮設住宅確保の問題は避けて通ることができません。先ほど述べました牧先生のお話の中で、仮設住宅の場所を十分に確保できないという問題が復興における大きな課題になってきたと指摘され、石巻市雄勝地区では、震災前の618世帯のうち復興段階で戻ったのが70世帯で、ほとんどの人が地域を離れたが、その大きな要因としては、仮設住宅の場所がなくて地区外の仮設住宅に移った人が、その地区に残ったという問題があると言われていました。その意味では、高知県における南海トラフ地震の仮設住宅の不足戸数は大きな問題であり、特に高知市の不足状況は深刻であると先生に指摘されました。

そこでお聞きします。第4期行動計画では、仮設住宅の建設用地の候補地として現在までに確保できているのは236ヘクタールで、L2の必要面積694ヘクタールの34%にすぎませんし、必要戸数7.7万戸に対して、供給可能戸数は建設型で2.3万戸という状況であります。そして、農地の活用を検討してきていますが、今年は県内民有地情報の整理、把握を1ヘクタール、来年度は5ヘクタール、6年度は10ヘクタールとして、その後取組を継続するという計画となっています。しかし、最終目標のめどは立っていません。

今後いかにして目標を達成するか、改めて知事の決意をお聞きしまして、私の第1問とさせていただきます。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 坂本議員の御質問にお答えをいたします。

まず、本県の目指しますあるべき3つの姿、すなわちいきいきと仕事ができる高知、いきい

きと生活ができる高知、安全・安心な高知、これらの実現に向けました現時点の成果はどうかというお尋ねがございました。

就任直後からコロナ禍が続く中でございますが、私の理想の高知県像とも言うべき、ただいま申し上げました3つの姿の実現を目指しまして、様々な工夫を凝らしながら各種の施策を展開してまいりました。加えて、デジタル化、グリーン化、グローバル化という時代の潮流を捉えた施策の進化にも精力的に取り組んだところであります。

まず、1つ目のいきいきと仕事ができる高知の実現に向けましては、コロナ禍という逆風の中ではありましたが、産業振興計画の取組を着実に前進させてまいりました。その結果、外商分野では地産外商公社の活動を契機とした成約金額が大きく伸びまして、県産品の輸出額も順調に増加をしております。加えて、有効求人倍率につきましては1倍を上回る状況が2年以上続いているところでございます。関西戦略の実行を通じまして関西圏の団体、企業との連携強化、アンテナショップの設置なども進捗をしました。

2つ目のいきいきと生活ができる高知の実現に向けましては、日本一の健康長寿県構想の取組を進めました結果、女性の健康寿命が目標値を上回って延伸するといった成果が出ております。加えて、8050問題といった複合化、複雑化した課題に対応するために、いわゆる包括的な支援体制の整備に取り組む市町村数も増えてまいりました。

また、教育面では、教育大綱に基づきます取組として、中山間地域の高等学校におけます遠隔授業を拡充してまいりました結果、生徒の国公立大学への進学あるいは資格取得の拡大につながっております。さらに、1人1台タブレットなどの整備、活用促進を通じまして、子供た

ち一人一人の理解度に応じた学習の充実も図られてまいったところでもあります。

3つ目の安全・安心な高知の実現に向けましては、南海トラフ地震に向けましたハード面の整備に加えて、発災時のいわゆる受援計画の策定といったソフト対策も進んでまいりました。さらに、積極的な政策提言の実施あるいは国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の活用などによりまして、四国8の字ネットワークをはじめとするインフラ整備が大きく前進してまいっております。

このように、これまでの取組によりまして、3つの目指す姿それぞれにおいて、今後の県勢浮揚に向けた土台が整ってきたのではないかとこのように考えておるところであります。

次に、高知県のあるべき姿の実現に向けまして、道半ばと述べた思い、そして道半ばにおきます県民の現状についてお尋ねがございました。関連をいたしますので、併せてお答えを申し上げます。

先ほど申し上げましたとおり、これまでの取組を通じて各分野で前進を図りまして、一定の成果も生まれてきておると考えております。加えまして、コロナ禍で進捗が遅れておりましたインバウンド観光の誘致、外商の拡大などについても、その挽回に向けて、来年度当初予算におきましてしっかりと対応を図ったところであります。

一方、現在コロナ禍で大きな影響を受けた県経済は回復の途上にございまして、県民の皆さんの生活もコロナ禍以前の、いわゆる平時の状況にはまだ戻っていないと考えております。

さらに、知事就任後3年間で県内全市町村を回りまして、多くの地域を訪問させていただく中で、特に中山間地域の厳しい現状を肌で感じてまいりました。中山間をはじめとする地域の再興に向けた施策の強化は、依然として県政の

大きなテーマだというふうに考えております。

加えて、人口減少、少子高齢化がもたらす産業や地域の担い手不足といった本県の構造的な課題の解決、南海トラフ地震対策、インフラ整備などもいまだ途上にあるということをございます。

以上のような状況を踏まえまして、私の理想とする本県の3つの姿の実現に向けては、さらなる努力が必要だという認識から、道半ばという表現を用いたところでもあります。引き続き、共感と前進という県政運営の基本姿勢の下で、様々な機会を通じまして、県民の皆さんの声を丁寧にお聞きし、共感が得られるように積極的に汗をかいてまいります。

そして、その上で徹底して成果にこだわりまして、県民の皆さんと共に一歩でも二歩でも前進を図っていくということで、目指すべき3つの姿の実現につなげてまいりたいと考えております。

次に、関西戦略におきまして共感と前進の好循環が図られているのかというお尋ねがございました。

関西圏との経済連携の強化につきましては、関西圏の経済活力の高まりを本県の経済の活性化につなげたいという強い思いで公約の柱に掲げまして、就任直後から取り組んでまいりました。昨年9月には、コロナ禍からの脱却を目指して戦略を抜本的に強化いたしまして、アンテナショップの開設を打ち出しますとともに、私自身が先頭に立ちまして、関西の企業、メディアなどへのセールスに尽力をまいりました。こうした取組に対しまして、販路拡大を目指す県内生産者の方々、事業者の皆さんのみならず、県内の市町村長さんからも大いに期待をしているという声をいただいております。

そうした中、先週、土佐経済同友会からは、地産外商のメインターゲットを関西圏とし、生

産、物流等の幅広い面で連携強化を図るべきとの御提言をいただきました。また、先ほど県民世論調査の御紹介がございましたけれども、高知新聞社が昨年12月に実施をしました県政世論調査におきましては、言わばイエス、ノーの形で回答するという設問でございますと、関西戦略に期待すると答えた方は81.4%に上ったという結果が出ております。

今後は、こうした県民の皆さんの御期待に応えるべく、アンテナショップを核といたしまして、様々なイベント、観光情報をタイムリーに発信するという事で、より大きな成果に結びつけてまいります。具体的には、首都圏と比べて近距離にあるという優位性を最大限生かしながら、首都圏とは違った戦略を構築し、県産品の外商拡大、観光誘客を実現したいと考えております。

そうした成果を県民の皆さんにお示しし、多くの共感をいただくことで、より幅広い生産者、事業者の方々の参画を促しまして、さらに成果が拡大していくという好循環につなげてまいりたいと考えております。

次に、戦争を回避する外交、政治の必要性、それを実現するために国に対して何を求めるべきかとのお尋ねがございました。関連をいたしますので、併せてお答えをいたします。

我が国は、憲法にうたわれております平和主義の理念に基づきまして、国際社会の責任ある一員として国連安保理の非常任理事国などの役割を担い、世界の平和に向けて取り組んでおります。現在のように安全保障環境が一層厳しさを増している中におきましても、様々な国と協力して、国際法や国連憲章を遵守いたしまして外交努力で問題解決に取り組んでいくということが何よりも必要でございます。岸田総理も、国民の命、暮らしを守り抜く上でまず優先すべきは、我が国にとって望ましい安全保障環境を

つくるための外交的努力と述べられておりまして、私も同感であります。

政府におきましては、今後もまずは外交努力により国際社会の平和と安定に御尽力をいただくよう求めていきたいと考えております。

次に、いわゆる敵基地攻撃能力を保有することで陥る事態を覚悟して臨んでいるのかというお尋ねがございました。

ロシアによりますウクライナ侵攻、北朝鮮によります度重なる弾道ミサイルの発射など、我が国を取り巻く安全保障環境は年々厳しさを増していると認識をしております。仮に有事になった際に、日本が弾道ミサイルの攻撃を受けますと、多数の死傷者が出るといった事態も含めまして、重大な被害を受けることが想定をされるというふうに考えます。

こうした事態を避けるために、先ほども申し上げましたとおり、政府としては、まずは外交努力により問題解決に御尽力をいただきたいと考えます。しかしながら、我が国がミサイル攻撃を受けるということが明白な場合などに、国民の生命、財産を守り抜くために、憲法や国際法の範囲内で何が必要か、何ができるかを考えておくということも、これは大変重要だと考えます。そうした事態への備えの一つとして反撃能力、いわゆる敵基地攻撃能力を保有するという方針を決定したというふうに理解をいたしております。

こうした反撃能力を含む防衛力の強化につきましては、国民の皆さんの理解が得られますように、政府にはしっかりと説明責任を果たしていただきたいというふうに考えております。

次に、いわゆる旧統一教会の主張が県の施策に反映をされたと感じたことはないかとのお尋ねがございました。

旧統一教会及びその関連団体と県政との関わりに関しましては、昨年調査を指示いたしまし

て、その結果を公表させていただいております。この中では、いわゆる後援や補助金の支出といったこの種の団体の活動への支援ということにとどまらず、施策に関する要望を受けましたり、あるいは団体主催の会合への出席といった接点の有無を含めまして、幅広く確認を行いました。

その結果、こうした団体から県施策への要望を受けたり、あるいは教会の会合へ県職員が出席したといった事案はないということとございまして、不当に便宜を図りましたり、あるいは県民に誤解を与えるような事案も確認はされておらないところであります。

こうした調査結果を踏まえますと、旧統一教会の主張によって本県の施策が不当に影響を受けたことはなく、またそうした意味において施策に反映されたことはないと言っていいというふうに考えております。

次に、旧統一教会の主張と、いわゆる旧姓の通称使用の問題に関しましてお尋ねがございました。関連をいたしますので、併せてお答えをいたします。

まず、昨年の6月定例会におきましての旧姓の通称使用に関する私の答弁は、私自身の考えを答弁したものでありまして、旧統一教会の主張をあらかじめ承知した上で、そういった答弁をしたものではございません。

その上で、その趣旨でございますけれども、女性の社会進出が進む中で、結婚後も結婚前の姓を使用したいという要望は非常に高まっております。そういう声、要望に応えるために、この不便さ、不利益を解消していくということが第一に追求すべき目的ではないかというふうに考えます。

その手法として検討されております選択的夫婦別姓制度につきましては、これは一つのすっきりした解決策ではあると思いますけれども、言わばイデオロギー的に非常に根強い反対意見

もございます。こういった制度を現実に導入するとしますと、法律改正をしないといけないわけではありますが、法制化に向けましては、賛否両論がある中での調整が不可欠だということだと考えます。

といたしますと、この選択的夫婦別姓を唯一の選択肢として固執をするということになりますと、現状では議論が全く前へ進まないというのが現実ではないかと考えます。これは大変不幸な事態だというふうに考えまして、それであれば、先ほど来申し上げましたような、結婚後も結婚前の姓を使用したいという要望に応じていく、社会的にそれを承認していくというためには、旧姓の通称使用を究極的に拡大していくという選択肢もあるのではないかと、そのことによって実質的に選択的夫婦別姓の導入と同等の効果が得られるようにするということも可能なんではないかと、それは現実的な選択肢の一つになり得るという考え方を、さきの答弁で申し上げたところであります。

いずれにいたしましても、ただいま申し上げましたように、法律改正、法整備が必要不可欠ということになりますので、まずは国政の場で、いわゆる空中戦ではない具体的な制度設計、条文をこう変えてはどうかというレベルの議論をしっかりと行っていただきたいというふうに私としては考えているところでございます。

次に、談合ができない入札制度の必要性という点についてのお尋ねがございました。

平成23年の土木関係の談合事件を受けて、県におきましては入札制度の見直し、あるいはペナルティーの強化を行うということと併せて、官民挙げてコンプライアンスの徹底を図ることなど、再発防止に取り組んでまいりました。また、物品購入をはじめ全ての委託業務などを対象といたします談合情報等対応マニュアルを策定するなど、建設工事などの公共事業以

外の業務におきます対策にも取り組んでまいりました。こうした中、県が発注いたしました地質調査業務の入札に関しまして談合の疑いが生じたということは、極めて遺憾なことだというふうに捉えております。

今回の公正取引委員会によります立入検査を受けまして、昨年11月、前回の事案と同様に談合防止対策検討委員会を設置いたしまして、これまで2回にわたって議論をお願いしているところであります。委員の皆さんからは、これまでの談合防止対策をしっかり検証、分析し、今後の建設業界全体の健全化、活性化につながる実効性のある対策を検討すべきといった御意見などをいただいております。

談合は公正な競争をゆがめます。また、法律に違反する行為でありまして、決して許されるものではございません。発注者として談合防止に向けた対策を十分に検討し、実施していく必要があると考えます。そのため検討委員会におきましては、談合防止に向け、入札・契約制度の見直し、あるいは違約金などのペナルティーの取扱いなどについて、様々な観点から議論をしていただきたいというふうに考えております。

県としては、今回の事案が発生した要因を引き続き検証いたしますとともに、この検討委員会での御議論も踏まえまして、今後入札・契約制度の改善などを含む具体的な再発防止策を検討し、実施に移してまいる考えであります。

次に、高知龍馬マラソン警備業務の事案の受け止め、そして今後の対応、県民の皆さんへの説明についてお尋ねがございました。

今回の事案は、ランナーの皆さんはもとよりであります。高知龍馬マラソンの開催を心待ちにされていた方々に大変な御心配をおかけしたというふうに思います。大会につきましては、多くの皆様の御協力により無事に開催できたことを、まずもって改めて御礼申し上げたい

と思います。

今回の警備業務に関しまして行われましたALSO高知の行為は、自ら認めておられますように、コンプライアンス、法令遵守上の問題がある、違法の可能性があるとこのものだというふうに受け止めております。他方、私が事案の報告を受けた先月8日の時点では、間近に迫った大会をスムーズに開催することが最優先でありまして、契約を白紙に戻して一から再スタートするという時間的なゆとりは全くないという状況でございました。

このため、この民事上の契約の問題と刑法や独占禁止法に係ります法的な責任の問題とを切り離しまして、ALSO高知に契約を履行してもらおうと、事後に刑法、独禁法などの法的な責任の問題については調査を委ねるというような切離しをしたところでございます。

刑法や独禁法上の責任の問題という点では、本事案につきましては既に県警本部あるいは公正取引委員会への情報提供を行っておりまして、県といたしましてもこの調査には全面的に協力をしてまいる考えであります。

また、本事案が今後刑法あるいは独禁法上の処分の対象とされるということに至りますれば、その時点で県としても、例えば指名停止などの必要な対応を取りまして、県民の皆さんへの説明もしっかりと行ってまいる、そういう考えでおります。

次に、3年間の新型コロナウイルス感染症対策の総括、反省と、アフターコロナの県政運営に生かしていく教訓についてお尋ねがございました。

この3年間のコロナ対策を大きく分けると、前半期はウイルスの特性も分からず、治療薬やワクチンも十分でなかったという状況でございました。一方、後半期になりますと、感染力、重症度も判明をし、治療薬やワクチンも一定程

度整ったという状況でございまして、これは少し分けて総括、分析をするべきであろうというふうに考えます。

まず、いわゆる第5波までの前半期でございますが、この時期につきましては、未知のウイルスであったということでもありますので、感染拡大の兆候が見られた場合には、新たな感染を封じ込めるという対策を中心として取り組みました。具体的には、検査の結果陽性が判明した方は、当初は原則入院、しかしこの時期が経過しますと入院または宿泊療養を基本とするということ、そして濃厚接触者への積極的な行政検査を行って、感染拡大の抑制に一定効果を上げてきたということでございます。

また、その後の経緯を見ますと、感染の波が繰り返すたびに、感染力の強い変異株の登場ということもありまして、感染者の数が急増をしていくということがございました。そうした中で、当初の全員入院という原則から、宿泊療養の活用、そしてさらに最終的には自宅療養も活用というふうに、いわゆる軽症者の方々の対応が移ってまいりました。

その意味で、軽症者の方々にはいろいろな戸惑いがありました。あるいは御不便を感じさせるような局面が特に移行期にはあったかというふうに思いますけれども、医療の提供体制という点で見ますと、前半期にはこの入院病床、検査協力医療機関を早め早めに確保して入院調整の機能を構築したということがございまして、また医療機関、医療従事者の方々にも献身的な御協力をいただいたということもあり、この前半期の医療提供体制という点に関しましてはおおむね適切に確保できたというふうに考えております。

一方、社会経済活動におきましては、前半期においては不要不急の外出やイベントの自粛、さらには初期に行われました一斉休校あるいは

営業時間の短縮といった行動制限によって、県民の生活に大きな影響を与えることとなりました。県におきましては、この結果ダメージを受けました県経済の早期回復を図ることを目指して、思い切った財政出動の下で、需要の喚起策、回復策を講じてまいりました。以上が前半期の総括でございます。

そして、ウイルスの特徴が分かってまいりました第6波以降の後半期につきましては、ハイリスク者への医療の確保により重症化予防を重視して対応してまいりました。しかしながら、高齢者施設の感染対策、医療的介入への支援が迅速に対応できなかったということはございまして、各福祉保健所におきます高齢者施設等への支援体制を強化するというような対応を取ってまいりました。

一方で、この後半期におけます社会経済活動におきましては、感染力が強いが重症化リスクが低いというオミクロン株の特性を踏まえて、できるだけ行動制限をかけずにということを目指してまいりました。

こうした中で、インターハイあるいはよさこいといった大規模なイベント類も、感染対策を講じた上で工夫をしながら開催をされまして、コロナ前の日常を取り戻すという状態に近づいてきたというふうに感じているところでございます。また、学校現場などにおきましても、オンライン授業をはじめとしたICTの活用、感染対策の徹底により、各種の行事などを可能な限り実施してまいったのが後半期の対応であったというふうに考えます。

コロナ禍は3年以上に及びましたけれども、5月8日からは5類の感染症に位置づけられるということとなりました。今後、コロナの再拡大があったといたしましても、感染症の特性に応じて、できるだけ経済活動は止めないように、時宜にかなった政策を臨機応変に講じていくと

ということが重要ではないかというふうに考えております。

次に、新たな感染パンデミックの発生を想定し、どのような措置を講じておくべきかというお尋ねがございました。

この点に関しましては、昨年12月に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の改正がございました。次の感染症の危機に備えるために、国、地方公共団体におけます保健・医療提供体制の整備、組織体制の強化が図られることとなったわけがございます。地方における対応といたしましては、感染症発生時に医療提供を担う医療機関を選定し、協定を締結するということとされております。この協定によりまして、流行の初期から拡大期におけます病床あるいは外来の診療体制の確保を図るということにいたします。

一方で、経済活動への影響対策につきましては、実際に講じられます行動制限などの内容に応じて検討する必要があるというふうに考えますので、事前に備えておくというのはなかなか難しいというふうに考えます。しかしながら、これまでの教訓を踏まえまして、感染症の特性に応じて柔軟に対応していくということが肝要だと考えます。そして、新たな感染パンデミックが発生したとしましても、感染症の特性を踏まえた上で、社会経済活動への制約は最小限にとどめるべきだというふうに考えるところであります。

次に、今後の保健・医療提供体制の確保、平時の体制確保についてお尋ねがございました。

先ほど申し上げました国の見直し方針と、県としてのこの3年間の新型コロナウイルス感染症の総括も踏まえまして、平時から保健・医療提供体制を確保していくことが必要だと考えております。

そのため、県と医療機関の間で、病床、発熱

外来、自宅療養者などへの医療の確保や高齢者施設に対する医療支援に関します協定をあらかじめ締結し、平時からの連携体制を強化いたします。また、体制を強化していく中で、特に公立、公的な病院は感染症の発生、蔓延時に担うべき医療提供を義務づけられるということになりますので、一層今まで以上に重要な役割を担うことになると思います。特に、公立病院につきましては、来年度中に公立病院経営強化プランを策定するという予定となっておりますので、こうした新たな役割を反映した経営強化策が取りまとめられるように助言をしております。あわせて、保健所や地域の関係者間の連携強化のために、平時から県、保健所設置市、医師会、消防機関、高齢者施設の関係団体などによります連携協議会を設置いたします。

これらの体制整備につきましては、令和6年度までに策定をする予防計画及び医療計画に反映をすることとされておまして、関係機関との調整を精力的に進めてまいります。

次に、福祉と住宅をつなぐ必要性ということに関しまして、住宅確保要配慮者の問題に関連してお尋ねがございました。

住宅確保要配慮者の住まいの確保につきましては、入居者のいわゆる孤独死ですとか近隣トラブルの対応、それに伴う家主の入居への不安感が課題となると考えております。こうした課題への対応として、議員御指摘のように福祉と住宅をつなぐことは大変重要なポイントだと考えます。そのため県では、住宅確保要配慮者の円滑な入居を目的に設立をいたしました高知県居住支援協議会の場におきまして、福祉部署の参画も拡大をして、連携体制を一層強化いたしました。

また、住宅分野のほうでは、新たに福祉に関する相談窓口の一覧も作成をいたしまして、不動産関係団体へ情報提供を行うということで、

家主の皆さんの不安感を軽減する取組を進めてまいります。福祉分野のほうにおきましても、安心してつないでいただくように、断らない相談窓口の設置など、市町村の包括的な支援体制の整備や、地域の見守りの仕組みづくりに取り組めます。

こうした地域レベルでの取組に加えまして、県庁の中におきましても土木部と子ども・福祉政策部の両部で一層連携を強化いたしまして、要配慮者の住まいの確保を推進してまいります考えであります。

次に、保育士の配置基準の見直しや充実に向けた決意はどうかというお尋ねがございました。

乳幼児期は人格形成の土台づくりを行います非常に大切な時期でございまして、その間子供に深く関わり成長を支える保育士の果たす役割は大変大きなものと考えております。このため、これまでも全国知事会と連携をいたしまして、国に対して保育環境の充実につながるような、保育士の配置基準の見直しなどについて提言を重ねてまいっております。

国におきましても、これまでに保育士を基準以上に手厚く配置した場合の財政措置を付加的に実施するなど、一定の改善を図ってきております。しかしながら、私といたしましては、より安全・安心な保育環境を実現するというためには、配置基準そのものを改善、充実させるということが必要だと考えております。

今般、国は次元の異なる少子化対策として、子供政策の抜本強化に取り組むとしておりまして、今月末をめどに具体策の骨格が取りまとめられる見通しとなっております。これを踏まえ、昨日、保育士の配置基準の改善も含めました子供政策のさらなる充実につきまして、全国知事会を通じて緊急の提言を行ったところであります。これに加えまして、私自身が直接県としての政策提言も行う方向で現在調整を進めて

おります。

私としましては、今回の国の動きを好機と捉えて、本県の子育て政策を大いに前に進める仕組みが整えられますように、しっかりと働きかけを行ってまいります考えであります。

最後に、南海トラフ地震対策におきます仮設住宅の確保について、この用地の確保についてどのように目標を達成するのかというお尋ねがございました。

L2クラスのこの被害想定によりますと、仮設住宅は約7万7,000戸が必要になります。県ではこれまでの取組により、公有地への建設と既存住宅の借り上げによりまして約3万1,000戸を確保できる見込みを立てております。不足いたします差引き4万6,000戸につきましては、建設に必要な土地460ヘクタールを確保するように、建設候補地となる土地を所有者自ら応募してもらおうといった手法で取組を行ってまいったところでございます。

ただ、この手法によりますと、民有地を十分に確保できない、御指摘もございましたように、年間1ヘクタール、数ヘクタールといったような規模が限界というような見通しでございましたので、今回所有者に意向打診をするということを行先するのではなくて、まずは地図や航空写真を活用して、空き地や農地など仮設住宅の建設の適地を抽出すると、こちらの作業を先行して行おうということに方針を決めました。これによりまして、第5期南海トラフ地震対策行動計画の初年度であります今年度は、目標を1ヘクタールとしておりましたが、これを大きく上回ります240ヘクタールの民有地の情報を把握することができたところでございます。

これを踏まえまして、この行動計画の目標も見直して、最終年度となる令和6年度までに、不足する460ヘクタールの土地情報をまず把握すると、これを最初に目指す取組の目標として行っ

ていくということにいたしました。

加えまして、発災後迅速に仮設住宅の供給が可能となりますように、ライフラインや道路の状況など、候補地となる土地情報の精度を高めていくと、そして最終的には、これは第6期以降になるということかと思いますが、所有者の意向確認などもしてさらに精度を高めていくと、そうした段取りで進めていきたいというふうに考えております。

引き続き、市町村や関係機関と連携をしながら、被災者の住まいの確保に全力で取り組んでまいる考えであります。

私からは以上であります。

(土木部長荻野宏之君登壇)

○土木部長(荻野宏之君) まず、要配慮者の住宅確保への取組をさらに具体化し、実効性を示すことについてお尋ねがございました。

本県では、住宅確保要配慮者の住宅を確保するため、受皿となるセーフティーネット住宅の登録促進に取り組んでまいりました。さらに住宅を確保していくためには、こうした取組に加えまして、要配慮者が入居可能な住宅を探しやすい環境を整備するなど、実効性を高める取組が重要と考えております。

このため、高知県居住支援協議会におきまして、セーフティーネット住宅の普及や要配慮者の入居に関する相談に協力していただける不動産業者を登録する、高知県居住支援協力事業者登録制度が令和2年度に設けられております。現在、この制度には17の協力事業者が登録されておりまして、家主に対するセーフティーネット住宅の登録制度の案内や、住まいを探している方への物件の紹介や入居に関するアドバイスをさせていただいております。

県では、不動産関係団体が開催する講習会などの機会を捉えまして、住宅セーフティーネット制度と併せて協力事業者の登録制度について

も周知しながら、事業者の登録促進に努めております。さらに、先ほど知事からの答弁にもありましたように、住宅と福祉の関係部局がしっかりと連携をしながら、より実効性が高まるよう、要配慮者の住宅確保に向けて取り組んでまいります。

次に、公営住宅の供給量の目標値、住宅確保要配慮者などの優先入居の実効性確保、バリアフリー化の推進などについてお尋ねがございました。

公営住宅の供給量の目標値は、国土交通省の考え方に基づいて世帯数の将来推計や収入、住宅の広さなどを勘案し、目標戸数を設定しております。目標戸数の設定に当たりましては、まず公営住宅の入居要件を満たす世帯のうち、収入が著しく低いなど、公的な支援を要する7,320世帯をニーズとして推計しております。次に、この7,320から公営住宅以外の公的住宅などの供給量1,700戸を差し引いた5,700戸を、公営住宅の供給量の目標と設定しておりまして、目標値には一定の妥当性があるものと考えてございます。

住宅困窮者の優先入居につきましては、県営住宅では高齢者や障害者、独り親世帯など住宅の確保に特に配慮が必要な方々については、入居の抽せん時に当選確率は2倍または4倍となる優遇制度を設けて対応しております。

県営住宅のバリアフリー化の推進などにつきましては、老朽化のための全面改修工事の際に併せて取り組んでおり、住戸内の段差解消や手すりの設置、共用部分へのエレベーターの設置などを行っております。これまでに2団地、13棟、363戸のバリアフリー化などが完了しており、現在船岡南団地で同様の工事を行っているところでございます。引き続き、誰もが安心して暮らせる県営住宅となるよう、計画的にバリアフリー化などを進めてまいります。

(子ども・福祉政策部長山地和君登壇)

○子ども・福祉政策部長(山地和君) まず、改正児童福祉法の施行に向けた取組の現状や課題、今後の見通しについてお尋ねがございました。

令和4年6月に成立した改正児童福祉法は、増加する児童虐待に対し子供や子育て家庭への支援策を強化することを目的に、令和6年4月から施行されます。今回の改正は、市町村にこども家庭センターの設置が努力義務化されることや、市町村の子育て家庭支援の充実、専門職の資質向上など、議員からお話がありましたとおり、市町村の役割が顕著となっております。そのため県としましても、令和6年4月の施行に向けて、市町村の体制整備や先行的な取組を支援しているところです。

まず、こども家庭センターの設置では、県独自の交付金制度を活用し、こども家庭センターに移行する子ども家庭総合支援拠点の設置を支援しており、設置市町村は令和元年度の2市町から19市町村に拡大したところです。引き続き、全市町村の設置に向けて取り組んでまいります。

子育て家庭支援の充実では、訪問支援、子供の居場所支援、親子関係構築支援の3事業が新たに創設されます。法の施行前に先行的に取り組むことができる国の補助事業の活用は、委託先の確保が難しいことなどから、来年度は6市町の利用にとどまっておりますので、市町村と共に委託先の掘り起こしなどに取り組んでまいります。

専門職の資質向上では、新たな認定資格である仮称子ども家庭福祉ソーシャルワーカー制度が創設されます。今年度は、県が実施する研修のカリキュラムを充実し専門性の向上に取り組んでおり、29市町村から68名が受講しております。

引き続き、児童虐待防止や子育て家庭への支

援に向けて、市町村の体制整備や専門職の資質向上に取り組んでまいります。

次に、児童福祉法改正への県のなすべき役割や市町村への支援の実効性についてお尋ねがございました。

改正児童福祉法における県の役割では、児童相談所の支援体制の強化が求められており、国の、新たな児童虐待防止対策体制総合強化プランで専門職の増員が示されております。

本県では、平成28年度から児童相談所の体制強化に取り組み、現在の人員体制は既に国の新たな基準を上回っております。令和5年度はICTを活用して訪問先で迅速にデータ共有を行うなど、相談支援機能の強化を図ってまいります。

市町村への支援では、母子保健と児童福祉の支援を一体的に行うこども家庭センターの設置に向けまして、母子保健と児童福祉双方の十分な知識を持つ統括支援員の配置が新たに必要となってまいります。そのため、令和5年度は専門性の向上に係る研修の充実を図るとともに、専門アドバイザーを新たに派遣し、統括支援員の配置やマネジメント力の向上など、市町村の課題に応じた支援を行ってまいります。

子育て家庭支援の充実では、子育て家庭の訪問援助や親子セミナーの開催など、市町村の取組を後押ししてまいります。また、困難を抱える妊産婦等への支援では、民間団体と連携して居場所の提供や生活援助などの環境整備に取り組んでまいります。

こうした取組により、市町村や関係機関と連携した包括的な支援のための体制強化に取り組んでまいります。

次に、産後ケア推進の取組についてお尋ねがございました。

助産師等の専門家から心身のケアや育児サポートを受けられる産後ケアは、育児不安の解

消、産後鬱や子供の虐待予防にもつながる取組であり、より多くの妊産婦の方に利用していただきたい重要な事業と考えております。

母子保健法の改正により、令和3年4月から各市町村による産後ケア事業の実施が努力義務化されましたが、本県では法の施行に先駆けて、令和2年10月から全ての市町村において実施しております。令和3年度の利用率は対象となる方の9.6%にとどまっております、妊産婦の方に産後ケア事業が十分に浸透していないことや、受皿となる施設が限られていることが課題となっております。

このため、令和5年度から日本一の健康長寿県構想において、子育てしやすい地域づくりの重点施策の一つとして、産後ケアの利用拡大を新たに位置づけることとしております。各市町村が把握しております支援が必要な妊婦の割合は、令和3年度でおおむね15%となっておりますので、令和5年度は利用率15%以上を目標に、市町村や関係機関との連携を強化し、産後ケア事業の推進に取り組んでまいります。

最後に、産後ケア事業の利用拡大に向けた取組と財政措置についてお尋ねがございました。

産後ケア事業には施設に泊まる宿泊型、日帰りの通所型、専門職が自宅を訪問する訪問型の3種類があります。訪問型は全市町村で実施されておりますが、通所、宿泊型につきましては県内8か所で実施され、そのうち6か所が高知市に集中しております。このため、市町村や関係機関と協議を行い、来年度から新たに通所型の受皿となる施設が1か所増える見込みとなっております。引き続き、受皿となる施設の確保に取り組んでまいります。

利用料の負担軽減につきましては、現在低所得者に対する減免支援が実施されておりますが、令和5年度から20市町村が国の制度を活用し、課税世帯にも減免支援を拡大する予定となっております。

おります。認知度の向上に向けましては、県において産後ケア事業の啓発用動画を年度内に作成し、各市町村の子育て世代包括支援センター等と連携して、妊産婦への事業の周知等に取り組んでまいります。

これらの取組を支援するため、県では令和5年度から母子保健・子育て支援総合交付金に産後ケアの利用拡大に向けたメニューを新設し、各市町村が柔軟に活用できるよう財政支援を行うこととしております。今後も、市町村と連携し、産後ケア事業の利用促進を通じて育児不安の解消を図り、安心して子育てできる環境づくりにしっかりと取り組んでまいります。

(教育長長岡幹泰君登壇)

○教育長(長岡幹泰君) まず、保育士配置における3歳児配置改善加算やチーム保育推進加算制度の本県の活用状況などについてお尋ねがございました。関連しますので、併せてお答えをいたします。

まず、3歳児に対して国の基準を超えて保育士を配置した場合の3歳児配置改善加算は、昨年度対象となる保育所の81.4%となる83園で活用されております。

次に、主に3歳児以上に対して国の基準を超えて保育士を配置し、複数の保育士でチームを組んで保育体制を構築する場合のチーム保育推進加算につきましては、昨年度対象となる保育所の32.4%となる33園で活用されております。また、このチーム保育推進加算につきましては、議員のお話のとおり、より手厚い配置が可能となるよう来年度から拡充される予定であります。その対象は定員が121人以上の保育所に限られており、県内で該当するのは19園となります。

次に、配置基準が見直されるまでの間の本県独自の措置についてお尋ねがございました。

先ほど申し上げました3歳児配置改善加算やチーム保育推進加算を活用していない保育所に

その理由を伺ったところ、最も多い回答が、そもそも保育士の確保が困難というものでありました。

国におきましては、この保育士の確保に向けて様々な支援制度を設けております。本県ではそれらを積極的に活用し、県も応分の負担の上、保育士を目指す学生への修学資金の貸付けや、求職者と保育職場とのマッチングなどを行っております。また、保育士の補助を行う職員配置への支援など、保育士の負担を軽減して離職防止を図る取組も進めているところであります。

県教育委員会としましては、今後もこうした国の支援を有効に活用し、県内各園において手厚い保育士の配置が可能となるよう支援していくことが重要だと考えております。あわせまして、保育士の収入が他の産業と比べて低い水準にあることも、保育士の確保に向けた大きな課題だと捉えておりますので、この引上げについて、知事部局とも連携して引き続き国に対し提言を行ってまいります。

加えて、チーム保育推進加算につきましては、職員の平均経験年数が12年以上という要件がハードルとなり、活用に至っていないとの回答も多く寄せられておりますし、来年度から行われる拡充も比較的規模の大きな園に限定されています。こうした要件の緩和も含め、様々な加算制度がより多くの園で活用しやすくなるよう、国に働きかけてまいります。

(危機管理部長中岡誠二君登壇)

○危機管理部長(中岡誠二君) まず、浦戸湾沿岸域における防護柵などの設置に向けた協議の進捗状況と、津波火災対策に関する政策提言への国の対応についてお尋ねがございました。

高知市のタナスカ地区、中の島地区の石油基地における漂流物による津波火災対策として、護岸や堤防への防護柵などの設置について検討してまいりました。

今年度、護岸等を整備する国や県の土木部と協議を行い、費用対効果などの面から、防護柵ではなく護岸や堤防そのものをかさ上げする対策を実施することとしました。現在、両地区の対象区間約2,000メートルのうち、護岸などの設計が完了している約半分の箇所について詳細設計を実施しているところです。今後は、関係する石油・ガス事業者や地元住民への説明を行った上で、順次工事を進めていく予定です。

残る区間については、国や土木部が行う護岸等の本体設計に合わせて詳細設計を行い、着手できるところから対策を実施していきます。

次に、津波火災対策に関しては、石油・ガス施設の耐災化と、津波火災の効果的な消火方法について国への政策提言を行ってきました。まず、石油・ガス施設の耐災化については、タンクから石油などが流出することを防止するために、緊急遮断弁の設置に対する補助の導入などを訴えてまいりましたが、実現に至っておりませんので、引き続き提言を続けてまいりたいと考えております。

津波火災の効果的な消火方法などの研究開発については、消防庁から、延焼が想定される区域に水陸両用バギーや小型ポンプなどの消防資機材を計画的に配置し、消防活動を工夫するよう所見をいただきましたので、これらのことは高知市の津波火災対策に反映をされております。

次に、津波火災の具体的な消火方法や避難誘導方法などについてお尋ねがございました。

高知市消防局では、県も参画した津波火災対策検討会での議論を踏まえ、令和元年度末に消防機関や公的機関などが行う対策をまとめた津波火災対策基本計画を、令和2年度末には情報収集や火災防御対応をまとめた津波火災対策実施計画を策定しております。その後、プロジェクトチームでの検討を重ねており、今年度末には津波火災の具体的な消火方法などを定めた津

波火災警防計画が策定されるとお聞きしております。

この警防計画では、県が実施した瓦礫等拡散シミュレーションにより、大量の瓦礫が集積することが見込まれる地区を重点対策地区とし、消防車などを優先的に配備することとしております。また、油を含んだ瓦礫火災の消火に有効な泡消火剤を積極的に活用することや、浸水区域内では小型ポンプを乗せたボートによる船上放水を実施するとともに、県の消防防災ヘリコプターなどによる空中消火も想定しております。

津波火災からの避難誘導方法については、来年度から高知市と重点対策地区の自主防災組織などで具体的な検討を行っていく予定です。その後、県も連携して、津波火災の対応方法を地域住民へ広報してまいります。

次に、津波避難ビルや津波避難タワーの防火対策についてお尋ねがございました。

東日本大震災では、津波で流出した燃料が瓦礫と一緒に燃えることで津波火災が発生し、津波避難ビルの一部が延焼した事例や、燃えている瓦礫が集積した小学校で火災が発生し、児童たちが裏山へ二次避難した事例がありました。

現在指定されている津波避難ビルは、建築基準法で定められる耐火性能を満たしており、津波避難タワーは鉄筋コンクリートや鉄骨といった建築基準法で定められた不燃材料で建築されています。しかしながら、津波火災といった特殊な環境下での耐火性能などについては、国や研究機関においても十分な知見がありません。

県では、現在、津波火災の発生原因となる燃料の流出対策として、タナスカや中の島地区にある石油基地の地震火災対策や、農業用の燃料タンクの流出防止対策、漁業用の屋外燃料タンクの撤去などを進めているところです。津波火災の防火対策につきましては、引き続き国などの技術研究の動向を注視するとともに、津波火

災を想定した避難訓練の実施や消火対策などを総合的に進めていくことにより、被害を軽減できるよう取り組んでまいります。

次に、ドローンによる救援物資の配送についてお尋ねがございました。

県では、来年度から物資の配送が可能なドローンを活用した中山間地域の孤立対策を進め、防災力の強化を図りたいと考えています。お話にありました津波避難ビルへの救援物資の配送につきましては、高知市の救助救出計画において、ボートやヘリコプターを活用することとされておりますが、ドローンも有効であるということが考えられますので、中山間地域での実証結果などを踏まえ、活用の可能性について高知市と連携して検討してまいります。

最後に、なぜ事前復興が進まないのか、また事前復興室が果たす役割についてお尋ねがございました。関連しますので、併せてお答えいたします。

議員のお話にもありました京都大学防災研究所の牧教授は、南海トラフ地震に対する復興ブランドデザインと事前復興計画のあり方の研究調査報告書の中で、事前復興が進まない理由の一つとして、まだ発生していない災害に対する被害イメージを地域で共有することが難しいことを挙げられています。また、国が実施した復興事前準備に関する取組状況調査では、市町村が事前準備を行っていない理由として、他の業務に比べて優先度が低いことや、具体的な取組内容のイメージができないという回答が上位を占めています。

県としましても、市町村が事前復興の取組を進めていくためには、事前準備の必要性やイメージについて十分に理解していただくことが最も重要であると考えています。このため、昨年度に策定した高知県事前復興まちづくり計画策定指針を活用し、本年度から沿岸19市町村との勉

強会を開始したほか、市町村長を対象としたトップセミナーに牧教授をお招きして、事前復興をテーマに御講演をいただき、その必要性などについて理解を深めていただくよう努めてまいりました。

来年度からは、新たに設置する事前復興室が市町村の計画策定に積極的に関与し、地域の実情に沿ったきめ細かなサポートなど、伴走型の支援を行ってまいります。

○32番（坂本茂雄君） ありがとうございます。
第2問をさせていただきたいと思います。

まず、知事にお伺いいたします。1つは、関西圏との経済連携の強化ということで、県が行った県民世論調査と、高知新聞が行った世論調査で、若干質問の仕方も変わっておりますのでどちらがどうということは言えないかと思うんですけれども、県民にしたら、県の県民世論調査によると、やはり優先度合いを県民は答えていると思うんですね。例えば、身近な第1次産業におけるそういった部分の産地への強化とかいうようなことが一番支持があっているというように含めて、身近な課題から、そういったことを優先的に捉えている、そういう中で優先度合いが低いというふうなことではないのかなというふうに思ったりしています。その施策そのものを捉えたら、イエスかノーかと聞けば、高知新聞の調査では80%という――その施策一つを捉えて聞いていると、ほかの施策との優先度合いとの聞き方と違っているというようなことなど含めて、いろいろあろうかと思うんですけれども。

ただ、いずれにしても知事がこれほど一生懸命にこの関西経済戦略に力を入れようとしていることが、どれだけ県民にその思いが伝わっているのかなど。やっぱりそこが、言うような共感と前進の好循環が図られているかどうかということにつながっていく。ほかの施策でもそう

いうことがあろうかと思うんですね。

そういう意味で、今後知事がほかの施策も含めて、例えば目に見える形で成果を感じられるようにしていくというようなことで今朝ほど来述べられておりますけれども、そういうことがどういうふうに県民に伝わっていくのかということ、知事は残された期間やっていこうとするのか、その辺についてお聞かせいただきたいというふうに思います。この間も、新型コロナウイルス対策の問題を含めて、知事の情報発信の在り方というのがいろいろとこの議場でも議論されたことがあります。そういう意味では、やっぱり県民に目に見える形でその成果を確認していただくための情報発信の仕方、こういったものが大事になってくるのではないかなというふうに思いますけれども、そういった観点からお話を聞かせていただければと思います。

それと、保育の問題ですけれども、早速知事会を通じて昨日も提言されたということなんですけれども、本当に今大事な問題であるだろうというふうに思っています。保育士の配置基準、何としても抜本的に改善しなければいけないだろうというふうに思っていますけれども、そんな中で県独自の政策提言も行っていきたいというふうな知事のお考えが示されていましたが、具体的にこういった点を政策提言したいんだというようなことがありましたら、併せてお聞かせいただけたらというふうに思います。

そして、事前復興のまちづくりの関係で、仮設住宅の関係です。これは先ほど私述べさせていただきましたように、牧先生がおっしゃっていたことも指摘としてありましたし、それ以外にも本当にやっぱり仮設住宅を事前に確保できているかどうかというのは、事前復興のまちづくりを進めていく上で大変重要な課題になってくるということを最近改めて考えさせられています。

その意味では、まだ本県における用地の確保が十分ではないという中で、先ほど知事が言われた、これまでの進め方ではなかなか目標達成にまで至らないという状況の中で、少し視点を変えた方法で情報の把握をしようとしていますが、これらを本当に――第6期以降に具体的な所有者との意向確認になっていくのではないかというふうに言われていましたけれども、これをどうやって早く進めていくのかというふうなことが大変重要になってくると思います。

今回、今までよりは少し前向きの、取り組みとする意欲がうかがえましたけれども、その辺の決意をさらにさらに強めていただくための考え方をお聞かせいただけたらというふうに思います。

以上、2問目です。

○知事（濱田省司君） 坂本議員の再質問にお答えをいたします。

まず1点目が関西経済連携の、県民の皆さんにどう伝えていくかということでございます。

世論調査の件につきましては、議員から御紹介ありました県の調査のほうは15項目ほど選択肢があり、そのうち3つ以内選べというようなものでございまして、そうすると上位にあるのが農林漁業の生産地の強化とか産業の担い手の育成とか観光の振興、こういったことになっていて、関西圏との経済連携は下のほうから数えたほうが早いということになっているわけでありまして、これは、究極の目的は産業振興であったり観光の振興であったりと、そのための手段としての関西連携というようなことで、少したて糸とよこ糸が混在しているという中で、より上位の目的というんですか、産業振興というようなところを選ぶ方が県民の皆さん多かったということではないかというふうに思います。

情報発信に関しましては、先日も関西のメディ

アの方々にお集まりいただいて、関西におきまず高知の存在感を上げていくというようなことも取組をやっておりますが、そういった中で例えば土佐町の集落活動センターで作っていただいております山の辣油をその際紹介いたしますと、大阪府内の量販店で店頭に乗っていたというのを大阪在住の御親戚から聞いたということで、大変宣伝効果があつてうれしかったというふうな話を、集活センターの方からついこの間お聞きしたこともございます。そういった細かな積み重ねを発信していくことで、県民の皆さんに効果を実感していただくということが大事ではないかと思ひまして、その意味で、特にどうPRをしていくかという点に関しても、今まで以上に工夫をさせていただきたいというふうに思います。

そうした形で、できるだけ多くの県民の方々に実感をしていただくと、そのための核となるのが新たなアンテナショップということになるのではないかというふうに考えております。

2点目が保育士の配置基準についてでございます。

現在、当面優先してやろうと思っておりますのが、3月の末までに国のほうが抜本的な少子化対策の強化策のたたき台をまとめられるということでございますので、その時点までにこの少子化対策の抜本強化全般に関しまして、かなり幅広な提言をしたいと思っております。

そうした中で、まずは項目として、この保育士の配置基準の改善に関しましても加えた形で提言をしたいと思っておりますし、より具体的な詰めた中身といたしましては、子ども・福祉政策部のほうで行っていく活動とも分担なりをして行っていきたいと思ひますが、まずはそうした大きな構図の中の主要な一つのポイントとして、保育士の配置基準の改善の問題を掲げたいと思ひます。この点については、今日報道を

拝見しますと、厚生労働省のほうでも一定腹案をお持ちで、調整を始めたというような報道もございますから、できるだけ早い時点で提言をしていきたいと思っております。

それから、3点目の仮設住宅の用地の確保に関しましては、ただいま申し上げましたように、用地の所有者の意向を確認できることを重視してやりますと、460ヘクタール必要なのが1ヘクタールしかめどが立っていないということでありますので、この調子でいくと400年かかるかという話になってしまいますので、それよりは、まず適地を外形的に地形図などから探して、そちらでまず候補地を絞った上で、次の段階として所有者に当たっていくというふうにしていくほうが、いざ起こったときにやっておる作業の意味がより多いのではないかとということで、方式を少し変えようという話をいたしました。

できるだけ早く精度を上げていくことはもちろんでございますし、これは議員の御指摘にありましたように、事前復興の計画づくり、市町村におきますそういったものとの整合性を取っていくという意味での精度を上げていくという作業もあると思っておりますので、そういったものの整合も図りながら、できるだけ早く精度の高い仮設住宅用地の計画づくりを進めていきたいと、そういうふうには思っております。

○32番（坂本茂雄君） いろいろとほかにも課題はあろうかと思えます。まだまだ知事が思い描く姿として、いきいきと仕事ができる高知、いきいきと生活ができる高知、安全・安心な高知というその姿からは取り残されている人がいないよというのが私の思いです。そういうことを常に念頭に置いて、県民がこぞってそういったことを実感できるような、そんな県政施策を進めていただきたいということを最後に申し添えておきたいというふうに思います。

3月末には県庁を退職される多くの皆様方が

おいでます。大変この間、県勢の発展のために御尽力いただいたことに私たちも感謝を申し上げます。ありがとうございます。

今後ともまた新たな場面で、そして何よりも私はやっぱり県庁を退職されても、地域で頑張りたい、そんな思いを述べさせていただきまして、一切の質問とさせていただきたいと思えます。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（明神健夫君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明2日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後5時3分散会

令和5年3月2日（木曜日） 開議第3日

出席議員

- 1番 濱口涼子君
- 2番 榎尾絢子君
- 3番 桑鶴太朗君
- 4番 上治堂司君
- 5番 土森正一君
- 6番 上田貢太郎君
- 7番 今城誠司君
- 8番 金岡佳時君
- 9番 下村勝幸君
- 10番 田中徹君
- 11番 土居央君
- 12番 野町雅樹君
- 13番 横山文人君
- 14番 西内隆純君
- 15番 加藤漠君
- 16番 西内健君
- 17番 弘田兼一君
- 18番 明神健夫君
- 19番 桑名龍吾君
- 20番 森田英二君
- 21番 三石文隆君
- 23番 西森雅和君
- 24番 黒岩正好君
- 25番 依光美代子君
- 26番 大石宗君
- 27番 武石利彦君
- 28番 田所裕介君
- 29番 石井孝君
- 30番 橋本敏男君
- 31番 上田周五君
- 32番 坂本茂雄君
- 33番 岡田芳秀君
- 34番 中根佐知君
- 35番 吉良富彦君
- 36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知事 濱田省司君
- 副知事 井上浩之君
- 総務部長 徳重覚君
- 危機管理部長 中岡誠二君
- 健康政策部長 家保英隆君
- 子ども・福祉政策部長 山地和君
- 文化・生活スポーツ部長 岡村昭一君
- 産業振興推進部長 沖本健二君
- 中山間振興・交通部長 中村剛君
- 商工労働部長 松岡孝和君
- 観光振興部長 山脇深君
- 農業振興部長 杉村充孝君
- 林業振興・環境部長 豊永大五君
- 水産振興部長 松村晃充君
- 土木部長 荻野宏之君
- 会計管理者 池上香君
- 公営企業局長 笹岡浩君
- 教育長 長岡幹泰君
- 人事委員長 門田純一君
- 人事委員会会長 澤田博睦君
- 公安委員長 刈谷敏久君
- 職務代理者
- 警察本部長 江口寛章君
- 代表監査委員 五百藏誠一君
- 監査委員 高橋慎一君
- 事務局長
- 選挙管理委員長 土居秀喜君

事務局職員出席者

事務局長 山本和弘君
事務局次長 横田聡君
議事課長 吉岡正勝君
政策調査課長 田渕史剛君
議事課長補佐 杉本健治君
主 幹 春井真美君
主 査 宮崎由妃君



議事日程(第3号)

令和5年3月2日午前10時開議

第1

- 第1号 令和5年度高知県一般会計予算
- 第2号 令和5年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
- 第3号 令和5年度高知県給与等集中管理特別会計予算
- 第4号 令和5年度高知県旅費集中管理特別会計予算
- 第5号 令和5年度高知県用品等調達特別会計予算
- 第6号 令和5年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
- 第7号 令和5年度高知県県債管理特別会計予算
- 第8号 令和5年度高知県土地取得事業特別会計予算
- 第9号 令和5年度高知県国民健康保険事業特別会計予算
- 第10号 令和5年度高知県災害救助基金特別会計予算
- 第11号 令和5年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

- 第12号 令和5年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
- 第13号 令和5年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算
- 第14号 令和5年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第15号 令和5年度高知県県営林事業特別会計予算
- 第16号 令和5年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第17号 令和5年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第18号 令和5年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第19号 令和5年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第20号 令和5年度高知県流域下水道事業会計予算
- 第21号 令和5年度高知県電気事業会計予算
- 第22号 令和5年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第23号 令和5年度高知県病院事業会計予算
- 第24号 令和4年度高知県一般会計補正予算
- 第25号 令和4年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
- 第26号 令和4年度高知県旅費集中管理特別会計補正予算
- 第27号 令和4年度高知県用品等調達特別会計補正予算
- 第28号 令和4年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第29号 令和4年度高知県県債管理特別会計補正予算
- 第30号 令和4年度高知県土地取得事業特別会計補正予算
- 第31号 令和4年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算

第 32 号	令和4年度高知県災害救助基金特別会計補正予算	びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例議案
第 33 号	令和4年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算	第 49 号 高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例の一部を改正する条例議案
第 34 号	令和4年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算	第 50 号 高知県旅館業法施行条例及び高知県暴力団排除条例の一部を改正する条例議案
第 35 号	令和4年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算	第 51 号 高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 36 号	令和4年度高知県県営林事業特別会計補正予算	第 52 号 高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例及び高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
第 37 号	令和4年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算	第 53 号 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
第 38 号	令和4年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算	第 54 号 高知県スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例議案
第 39 号	令和4年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算	第 55 号 高知県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例の一部を改正する条例議案
第 40 号	令和4年度高知県流域下水道事業会計補正予算	第 56 号 高知県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例議案
第 41 号	令和4年度高知県病院事業会計補正予算	第 57 号 高知県獣医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例議案
第 42 号	高知県環境不動産の建築の促進に関する条例議案	第 58 号 高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 43 号	知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案	第 59 号 高知県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 44 号	職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例議案	第 60 号 高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例議案
第 45 号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例議案	第 61 号 高知県認定こども園条例の一部を改
第 46 号	高知県税条例の一部を改正する条例議案	
第 47 号	高知県地域経済牽引事業に係る同意促進区域における県税の課税免除に関する条例等の一部を改正する条例議案	
第 48 号	高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並	

正する条例議案

- 第 62 号 高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 63 号 高知県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路及び旅客特定車両停留施設の構造、特定公園施設の設置並びに重点整備地区の信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 64 号 高知県森林整備対策基金条例を廃止する条例議案
- 第 65 号 高知県立月見山こどもの森の指定管理者の指定に関する議案
- 第 66 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
- 第 67 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
- 第 68 号 県が行う土木その他の建設事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
- 第 69 号 包括外部監査契約の締結に関する議案
- 第 70 号 清水高等学校校舎棟新築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第 71 号 清水高等学校体育館・多目的教室棟新築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第 72 号 (仮称) 高知布師田団地団地整備工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第 73 号 国道441号防災・安全交付金(口屋内トンネル(Ⅰ))工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第 74 号 国道493号(北川道路)道路改築(和田トンネル(Ⅱ))工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する

議案

- 第 75 号 都市計画道路はりまや町一宮線防災・安全交付金工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第 76 号 高知県公立大学法人がその業務に関して徴収する料金の上限の変更の認可に関する議案

第 2 一般質問
(3人)



午前10時開議

○議長(明神健夫君) これより本日の会議を開きます。



諸 般 の 報 告

○議長(明神健夫君) 御報告いたします。

公安委員長古谷純代さんから、所用のため本日の会議を欠席し、公安委員刈谷敏久君を職務代理者として出席させたい旨の届出がありました。



質疑並びに一般質問

○議長(明神健夫君) これより日程に入ります。

日程第1、第1号「令和5年度高知県一般会計予算」から第76号「高知県公立大学法人がその業務に関して徴収する料金の上限の変更の認可に関する議案」まで、以上76件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問を併せて行います。

26番大石宗君。

(26番大石宗君登壇)

○26番（大石宗君） おはようございます。一燈立志の会の大石宗でございます。議長のお許しをいただきましたので、会派を代表し、順次質問に入らせていただきます。

いよいよ今任期最後の定例会であり、次年度の当初予算を扱う一年のうち最も重要な2月定例会が始まりました。開会日には今任期を共に活動した同僚議員全員での記念撮影も行いましたが、今定例会をもって自由民主党の森田英二議員、県民の会の上田周五議員、公明党の黒岩正好議員、日本共産党の米田稔議員、吉良富彦議員が御勇退、そして自由民主党の桑名龍吾議員が新たな道に進まれると伺っております。

また、昨日も話がありましたが、今日議場にいる幹部の皆さんをはじめ、この3月で県庁を定年になる職員の皆様方も多くおられます。県勢発展にそれぞれの立場と意思を持って取り組んでこられた先生方、そして職員の皆様のこれまでの大きな御功績をたたえ、心からの感謝を申し上げます。

そういった中、昨日は西内健議員、吉良富彦議員、坂本茂雄議員より会派を代表して重要な質問が行われ、濱田知事の再選出馬に向けての決意表明など、大変重要なやり取りもありました。本日は、昨日の同僚議員の皆様に引き続き、私が会派を代表し、県政の今と未来の課題解決に向けてしっかり質問させていただきたいと思っておりますので、何とぞよろしく願いをいたします。

私ども一燈立志の会は、ちょうど4年前の統一地方選挙の直後に同僚議員の武石利彦議員と2人で立ち上げた会派であります。名づけたのとは、一燈を提げて暗夜を行く、暗夜を憂うことなかれ、ただ一燈を頼めという佐藤一斎の言葉と、一燈照隅万燈照国という最澄の言葉であります。

一燈を提げて暗夜を行く、2人きりでのスター

トということで、先行きも見えない中、自分たちの掲げた農山漁村の再生や議会改革などの基本政策や理念を信じながら一步一步進んでいこう、そして一燈照隅、一隅を照らす、自分たちの身の回りにある高知県の課題を少しずつでも解決する事例をつくることができれば、万燈照国、そうした一つ一つの取組が全国で起こることで国も光輝くとの思いでありましたが、幸い同僚議員の皆様や県庁の皆様、県民の皆様に温かく接していただき、昨年には依光美代子県議会議員にも参画いただいて、任期最後の議会まで務めることができました。改めて心より感謝を申し上げます。

しかし、我が高知県を取り巻く状況は、残念ながら厳しさも増しております。この4年間で高知県の人口は約3万人減りました。急速な人口減少、特に高知市を中心とした都市以外の郡部の人口減少は、これまで経験したことのないスピードで進んでおります。また、長引いたコロナ禍、戦争による物価高騰、円安により事業者の経営状況も県民の生活も大きく変化をしています。内外に課題山積の厳しい状況ではありますが、我が国の歩みを振り返れば、常にこうした危機に対処し、乗り越えてきた歴史もございます。

こうした時代において、県議会の果たす役割はますます大きくなるとの認識と責任感を持たなければならないと自戒するところではありますが、あわせて県政の両輪として県政を牽引いただかなければならない重い職責を担っておられるのが濱田知事でございます。

そこで、まずは知事の政治姿勢について伺います。

まずは、新年度予算案に込めた思いについてであります。昨日も新年度予算について、デジタル化、グローバル化、グリーン化といった旬の政策や、高知県ならではの中山間対策、重点

政策である関西戦略など、お考えになった新年度予算のポイントについてお話をいただきました。そういった個々の重要な政策については、意を同じくするところではありますが、この予算案を通し、県民の生活がどのように変わるのか、そしてどのような希望を抱くことができるのかというメッセージを、政治家としての濱田知事が御自身の言葉で発信することも重要かと考えます。さらに、その思いに至るまでになった知事のこれまでの経験も、広く共有いただくことも大切だと思います。

そこで、平成31年に帰郷されてから、公務、政務あるいはプライベートも含め、様々な機会ですべて県民と接する中で、印象に残っているシーンはどのようなものなのか、あわせてその中で高知県の課題を感じた部分、また逆に可能性があると感じた部分は何か、その上で1期4年の最後の当初予算を通し、知事は県民に対してどのようなメッセージを込められたのか、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、愛郷心、県民が高知を愛する心の重要性についてであります。これからの高知県を考えたとき、郷土に対する県民の愛情の深さというのは非常に重要な観点だと考えます。日本の近代化の過程において重要な役割を果たしたのは、我が高知県からほうはいと湧き起こった民主主義運動である自由民権運動であります。開国以来、不平等条約など欧米列強からの圧力に屈さざるを得ない状況もある中、議会開設、憲法発布などを通して、世界の中での外交的地位向上を図るという強い意志もあり、日本近代政治の新たな扉を開いた自由民権運動の指導者が、我が土佐の生んだ板垣退助であったことは、御案内のとおりであります。

この板垣が民権運動に乗り出すきっかけとなったのは、戊辰戦争のあるエピソードだと言われております。戊辰戦争のとき、最も強い国

と言われたのが会津であります。会津藩の藩主は、京都守護職を務めた松平容保で、藩は尚武の気風に満ちていました。新政府軍にとって、会津攻めはまさに関ヶ原。総力戦の厳しい戦いになると見られていました。ところが、板垣の電撃的な攻撃によって、会津若松城は1か月で落城します。

そのとき、入城した板垣率いる土佐藩兵の前に一人の老農夫が進み出ました。老農夫はこう言ったそうであります。私たちは会津のお殿様にお世話になって暮らしてきた、戦に敗れて、さぞ殿様も苦しい思いをしていると思う、私にはできることは何もないが、ただ一つ、収穫したこの芋を何とかお殿様に届けてもらいたいです。土佐の兵士たちは、老農夫の思いに感動したそうであります。

しかし、たった一人、厳しい顔をしていた人物がいました。板垣であります。理由を部下に問われて、板垣はこう答えます。天下の雄藩であった会津が敗れたのは老農夫の芋の話が全てだ、我々新政府の部隊がいかにか新式の武器を持っていたとしても、もし会津の民全てが会津という祖国を守ろうと武器を取って立ち上がっていたならば、とても勝利できるものではなかった、しかし結果を見よ、ことごとく領民は逃げ出し、戦ったのは武士のみで、僅かに敗れた後で老農夫が芋を差し出したのみだ。

板垣は続けます。これまでの日本の政治は、武士という特権階級のみが実権を握り、動かしてきた、領民からすると政治、戦は関係なかったのだ、これが日本全体だとどうなるか、今や欧米列強が日本に迫っている、危急存亡の今、武士だけでは国を守れない。板垣が選んだのは、武士という限られた世界での権力交代ではなく、国民を巻き込んだ改革でありました。

尊王家であった板垣は、この後一君万民論を掲げ、天皇家の下で国民がひとしく政治に関わ

る立憲政体の樹立に奔走することとなります。その動きが国民レベルに広がったのが自由民権運動であります。明治維新を明治第1の改革、自由民権運動を明治第2の改革と称することがあります。武士から武士への政権交代であった第1の改革と違い、第2の改革は初めて国民が参加した政治運動だったからであります。

板垣はこの志を終生貫くこととなります。天皇家以外は皆平等であり、特権階級をつくるべきではないと一代華族論を唱えるのです。戊辰戦争の手柄によって手に入れた華族の称号も、板垣は子孫に引き継がないという判断をしました。

政治哲学の大家であるモンテスキューは、名著「法の精神」の中で3つの政治体制の比較をしています。君主制、貴族制、民主制であります。ここで、モンテスキューはこの3つの政治体制が崩れる前提について、君主制は君主が徳を失ったとき、貴族制は貴族が節度を失ったとき、そして民主制は民衆が愛国心を失ったときだと論じております。民主主義の前提が愛国心だとしたとき、厳しい環境下にある私たちの高知県をこれから支えていく一番のエンジンは、やはり郷土を愛するという県民の気持ちそのものだと考えます。

今、高知県は高知家というスローガンを掲げ、高知県全体を家族とも捉えようという取組を進めておられますが、まさに高知家の一員として、我が事として一緒に地域課題の解決に汗をかくてくれる県民がどれだけいるか、これがこれからの重要なポイントであります。そしてその中で、まさにその愛情の源泉となるのは、高知の過去の歴史に対する誇り、そして今現在の安心、さらには未来に対する希望ではないかと考えます。

そこで、濱田知事は、過去、現在、未来と続く高知県の歴史の結節点にトップリーダーとし

て立つ中で、それぞれにどのような思いを持っておられるのか、そして郷土に対する愛情の重要性についてどうお考えか、御所見をお伺いたします。

次に、新型コロナウイルス感染症対応についてであります。長い長いコロナ対策の出口も少しずつ見え始めてまいりました。5月には類型の変更も予定されており、県も国の方針に基づき順次対応していくこととなっております。

先立って、政府も、今月13日にはマスク着用について屋内外を問わず個人の判断に委ねるという方針を明らかにしております。一方、完全解除とも言い切らず、ケースによってという余地も残している中、それぞれの対応に悩む県民も出てくるのではないかと懸念もするところであります。こうした社会の変化において、指導者の姿が与える影響が大きいことを考えたとき、知事がどのような対応をされるのか、県民が注視していると思います。

そこで、3月13日以降のマスク着用に関して、知事の方針と行動、またこれまで県が推奨してきたあんしん会食における取組がどう変化するのか、濱田知事の御所見をお伺いたします。

次に、高知県最大の構造的な課題である人口減少問題についてであります。

御案内のとおり、県内の人口は急速に減り続け、令和4年の高知県の人口は67万人、統計を取り始めた大正9年と同じ規模となっております。しかし、そのときと比較すると3つの違いがございます。1つは、日本全体の人口が今の半分であり、5,500万人だったことであります。つまり、人口という数字だけ見ても、全国に対する高知県の存在感は今の倍あったこととなります。

もう一つ違うのは、当時の高知県民67万人は、県土に満遍なく居住していたことであります。今は、人口の4割以上が県都高知市に住む、ま

さに一極集中であります。最後は年齢構成です。若年層が多く、高齢世代の少なかった当時の姿と大きく変化し、現在は少ない若い世代が多く、高齢世代を支える、逆ピラミッド型となっております。

大正、昭和、そして戦後の高度成長の時代、高知県の人口は増え続けました。1955年には90万近くまで達し、減少傾向が顕著となったのは1985年頃です。1990年には、15年全国に先駆け人口の自然減が始まりました。日本の未来の姿を高知は先取りしています。以来、高知県では激しい人口減少傾向が続いており、ピーク時と比べると、67年間で約20万人減少しています。

減っているのは、県都の高知市ではなく郡部です。県土に張り巡らされた道の端っこ、毛細血管の先に人がいなくなっています。地方あつての日本、郡部あつての高知県です。人を増やすことを真剣に考えなければなりません。

そこで、課題となっている若者世代と郡部の人口減少対策として私が大いに期待する政策が、いわゆる地域みらい留学であります。首都圏をはじめとする都市から地方での高校生活を望む若者を、県内での定員割れに悩む県立高校で受け入れ、地元の子供たちと共に地域で育てるこの地域みらい留学、近年注目が集まり、希望者の数は年々増えていると伺っております。県内の県立高校の全日課程の総定員は約5,000名、充足率は約7割ということで、数字上は1,500名分の受け入れ可能性があります。移住政策の令和3年度の実績約1,600人と比べても非常に大きなインパクトがございます。

私の所属する総務常任委員会では、昨年夏、地域みらい留学の先進地、島根県立隠岐島前高等学校を視察、その取組が高校の再生のみならず、地域の活性化にもつながっている事例を目の当たりにしたことから、その後質問でも取り上げさせていただいたところでもあります。その

際、知事からは、重要政策であり、県を挙げて取り組む、教育長からも、教育委員会としても進めていくとの非常に前向きな御答弁をいただいております。

そこで、この地域みらい留学を進めるという方向性は共有している中で、今後進めていくに当たっての課題について質問をさせていただきます。まず最初に、住む場所の問題であります。県外から高校生を受け入れるに当たって、まず必要となるのが住む場所であります。既に県内でも地域みらい留学に取り組んでおり、寮が整備されている高校もありますが、現在のところ空きは少なく、拡大が見込めるのは室戸高等学校のみという状況でありますので、今後の受け入れ拡大を図る場合にネックとなっております。

県内外の事例を見ると、積極的な市町村によっては、住むことのできる施設の施設の新設を行うなどの対応を行う場合もあるように聞いておりますが、費用の面などでも課題があることも事実であります。一方、地域みらい留学に興味を持つ生徒や保護者の傾向を見ると、住まいの環境が生徒募集に影響するということがはっきりしており、今後受け入れを拡大していくに当たっては、ここが重要なポイントとなります。

こうした課題を解決するため、他県では市町村が、みなし寮のような形で、廃校や旅館、空き家などの既存施設を活用しながら、地元の皆さんに管理や食堂を任せる形をつくって、運営費用を県が支援するなどの新たな取組も始まっているように伺っております。

そこで、本県が地域みらい留学を進めていくに当たっての住まいの問題をどのように乗り越えていくのか、教育長にお伺いをいたします。

もう一つ重要なのが、市町村との連携であります。この地域みらい留学は県立高校への入学ということで、県の事業ではありますが、生徒たちの受け入れに当たっては、生活の拠点となる

市町村の熱意とサポート、そして住民の理解が欠かせません。滞在人口の増加にもつながる政策であるため、人口減少に悩む市町村からしてもプラス面の多い政策であるとは思いますが、市町村によって対応に濃淡があるようにも思います。

そこで、市町村が積極的に人口減少対策、地域活性化政策として地域みらい留学に取り組めるよう、財政措置も含めた支援も必要ではないかと考えますが、知事に御所見をお伺いいたします。

また、地域みらい留学に取り組むに当たりポイントとなるのが、各学校で生徒に魅力的な学びを提供できるようにするための、いわゆる学校魅力化であります。そこで重要になってくるのが、魅力化に関する成功事例の共有やノウハウの蓄積が継続してできる体制があるかどうか、そして取り組もうとする学校に対し、中長期的な観点でサポートできる体制があるかという問題であります。

さらに、高校魅力化は、地域との連携や専門人材の育成などが欠かせないという観点からすると、学習の専門家であり転勤を宿命とする教員の皆様方だけではなく、外部人材や関連する組織との連携を進めながら、広く本県の経験値を蓄積していく体制強化も模索するべきではないかと考えますが、教育長の御所見をお伺いいたします。

また、教育委員会では、魅力化を進めていくに当たり、県立高校の立地地域に、地域と学校をつなぐ地域コンソーシアムをつくり取組を進めております。そこで鍵となるのが、高校魅力化コーディネーターの存在であります。ここに優秀な専門人材を登用できるかどうか魅力化成功のポイントと言っても過言ではありません。

今後、コーディネーターの採用に関し、どのような戦略を持っているのか、教育長にお伺い

をいたします。

次に、県内在住の若者の生活満足度向上施策についてであります。まずは、大学と専門学校の学生についてであります。現在、県内にある3大学、高知県立大学、高知工科大学、高知大学の学生総数は、令和4年5月時点で8,650人、何と県人口の1%を超え、20歳から24歳人口の推計が約2万6,000程度ということを考えれば、この世代の約3割を大学生が賄っているのは驚くべき数字であります。つまり、県内に大学が存在するという事は、学びという本旨のみならず、人口、そして危機的状況にある人手不足という側面から見ても、非常に重要な価値があると考えます。

しかも、そのうち7割以上は県外出身者であります。残念ながら卒業後の県内就職割合が低く、せつかく高知県内で学生生活を送ってもらっても、また出ていってしまうという課題は以前から積み残っておりますが、数年間、必ず一定の数の若者が高知に来るというだけでも非常に意味があると考えます。

また、県内の専門学校22校の学生数は約2,500名で、県内就職率は何と7割から8割、人手不足に悩む県内の職場に多くの人材を供給しております。こうした状況を踏まえれば、本県も現在、来季よりはUIターンサポートセンターと名称を変更する移住促進・人材確保センターを中心に、移住促進など外からのプラスを図る人口減少対策に取り組んでおりますが、大学・専門学校生合わせて1万1,000人を超える学生さんたちの本県に対する満足度を上げ、入るを量りて出るを制す入学者数の確保と、出ていくマイナスを減らす卒業後の県内定着を支援することは、県の将来にとって非常に重要な観点であります。

そこで、まずは本県の将来にとって大変重要な若者世代の人口の多くを占める大学生、専門

高校生という層を、人口減少対策の中でどう位置づけているのか、知事のお考えをお伺いいたします。

また、この層の皆さんは、大学生で約7割、専門学校でも約3割の生徒が卒業後県外に出ていってしまいます。県内に残ってもらうためには、もちろん給与の問題や魅力的な仕事づくりという、現在県が取り組んでいる様々な施策は効果があると思いますが、加えて、情緒的にはなるのかもしれませんが、学生時代を高知で過ごす皆さんが、高知を愛し、いわゆる高知家の一員のような気持ちになってもらうことも非常に重要であります。

そのためには、学生の高知への満足度に関するニーズを、大学や専門学校、学生自身から把握、分析した上で、修学支援の拡充や生活サポートなど、学生さんたちの高知県に対する満足度が高くなるような施策を充実させていくことが、結果としてこの世代の人口減少対策の重要な取組になると思いますが、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、県内大学の将来像についてであります。まず最初に、公立大学法人の会計基準変更の影響についてであります。今年度より、国立大学法人の会計基準が変更されました。これは、従来の国立大学法人の財務諸表は損益均衡の概念や損益外処理など分かりにくい部分が多く、産業界目線からも理解しやすい会計ではないとされていたことが背景にあります。そこで、国立大学が近年求められている多様な資金調達などを実現し、戦略的経営を行うに当たり、産業界、寄附者や投資家など民間の多様なステークホルダーにとって理解しやすい会計に変更する必要があるということで改訂され、今年度より新たな基準が運用されております。

そういった中で、本年度から順次、公立大学法人においても、国立大学法人の改訂を参考に、

会計基準の変更が行われる予定となっております。この変更により、教育研究を主たる業務とし、公共的性格を有し、利益の獲得を目的としていないため、これまでは損益が均衡する仕組みになっていた公立大学の会計の仕組み自体が変わることとなります。

そこで、この会計基準の変更が公立大学法人の経営に与える影響をどう捉え、今後対応していくお考えか、文化生活スポーツ部長にお伺いをいたします。

また、国立大学法人の会計基準の変更の背景にあるように、県内公立大学の将来の経営を考えたときに、民間をはじめ外部からの資金調達を含めた連携の深化などをはじめとした経営改革に取り組んでいくような考えはあるのか、知事の公立大学法人の今後の経営戦略についての姿勢をお伺いいたします。

また、県内3大学はそれぞれ特徴があり、重要な役割を担っていますが、最近では農業や医療のイノベーション、起業支援、様々な分野で県を媒体として国立と公立の垣根を越えての連携の事例が増えてきたように思います。

少子化により子供の絶対数が急速に減少する中、高知県の高等教育機関をしっかりと維持していくという観点で、県内大学の連携は、個々の事業のみならず、将来の経営においても胸襟を開いた対話が必要となっているのではないかと考えますが、知事のお考えをお伺いいたします。

次に、公共交通の問題についてであります。

以前から構造的な経営課題のあったとさでん交通であります。コロナ禍でさらに経営環境は悪化しております。その中で、コロナ対策での経営支援も沿線自治体と協力しながら行ってきたところでありますが、今こそ抜本的に、県としての公共交通の存在意義について位置づけをはっきりさせる必要があるように思います。

特に、とさでん交通については、新会社発足

に当たり県が大きく関与した経緯や、現在でも筆頭株主であること、歴代の社長は県幹部が務めていることなどを考えれば、県が前面に立って今後の経営にも責任を持つ必要があることは明らかですし、それに当たり、公共交通そのものの在り方について、県の方針を明確にしておくことが必要だと考えます。

そこで、そもそも公共交通が県民にとって必要不可欠な存在であり、基本のインフラとして、行政が前面に立ってでも支えていくという覚悟があるのか、それとも民間事業者が行っている事業であり、採算性などを勘案し、支えられる範囲は限定されなければならないし、最後は経済合理性に委ねようと考えておられるのか、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、来年度の予算案についてであります。コロナ禍において経営環境の悪化したときでん交通に対し、市町村とも連携して、軌道事業、バス事業ともに減収の補填や設備投資支援などを行ってきましたが、経営環境の改善がいまだ見えない中、こうした支援を引き続き行っていくのか、中山間振興・交通部長にお伺いをいたします。

次に、公共交通の利用者増、売上増を図る取組についてであります。公共交通は必要不可欠、県が前面に立って支えるといっても、ただただ赤字を埋めていくだけでは、当然長く続くものにはなりません。重要なことは、売上げと利用者の増加のための戦略を事業者と行政が一体となっていくかに構築するかということであります。

その中で、先日商店街の皆さんとの意見交換会を行った際に、駐車場問題に頭を悩ませる中心商店街の課題と、公共交通の利用策を連動させることはできないのかとの議論がありました。また、先ほども取り上げましたが、高知県の若者世代の人口の多くを支えてくれている県内在住大学生の皆さんと話をした際にも、学生割引

など、もっと使いやすい状況があれば公共交通機関を使いたいが、経済的にも厳しい中でなかなか難しいとの声も聞きました。また、観光客、特に海外からの観光客の皆さんからは、海外でよくある短期の乗り放題パスポートなどはないのかという問合せもいただいたことがあります。

私は、この3つの事例は氷山の一角であり、それぞれの課題とニーズを、公共交通を媒体に結びつけて、利用者や売上げの増加につなげる努力は、まだまだ行う余地があるのではないかと考えます。また、都市計画やまちづくりとの連動によって、公共交通の利用を戦略的に増加させていくことも重要であります。

そして、そういったそれぞれのステークホルダーをつなげるハブになる役割こそが、全ての県民とつながる県の役割だと考えますが、まずはそういった戦略構築の必要性について知事の御所見をお伺いいたします。

次に、高知の経済を支える商工業についてであります。

今回の当初予算案では、全ての産業について、デジタル化、グリーン化、グローバル化という3つのポイントを中心とした施策が根幹に置かれている印象を受けております。深刻な人手不足の中で、生産性向上に資するデジタル化、新たな市場を開くグリーン化、グローバル化の重要性については、意を同じくするところでありますが、一方県内の各産業の現場の姿を見たとき、産業の土台となる、まさに根幹が揺らいでいるのではないかという危機感も抱くところであります。

本県製造業の圧倒的多数を占める小規模・中小企業者の皆さんの、材料やエネルギー高騰による経営環境の悪化、人口減少や賃金が上がらないことによる消費の縮小での商業の停滞、後継者不在による耕作放棄地の拡大、そして環境の変化に伴う資源の減少による漁獲高の低下な

どなど、急速にこれまでの高知の経済を支えてきた基礎的な力が失われているのが現状ではないでしょうか。

その危機的な現状認識に立って、それぞれ質問をさせていただきます。まずは、製造業であります。本県製造業は先ほど申し上げましたように、小規模・中小企業で従業員数、出荷額の約9割を支えるとともに、事業形態としても下請、孫請の事業者が圧倒的に多い特徴を持っております。産業振興計画の中では、こうした状況を踏まえ、事業戦略の策定などの伴走支援から人材の確保まで、きめ細やかな支援を行うと書かれてあります。あわせて、現在約6,000億円弱の製造品出荷額等を、令和11年には7,300億円以上にまで引き上げるという挑戦的な目標が掲げられております。

一方、小規模・中小企業の経営者の皆さんの話を伺うと、さきに挙げた材料費の高騰や人手不足などで、一部を除いて悲観的な見通しを持っている方も多く、事業を継続するかどうかという根源的な悩みも持ちながら日々の仕事を積み重ねている状況の中で、デジタルやグローバルという新たな波に乗って上昇するという県の描く青写真までの道のりは厳しいものがあることも実感しております。

そもそも、こうした事業者の皆さんにとっては、新しい施策が遠いもののように感じられているような気すらするところでもあります。しかし、これからを考えたとき、土台として県の物づくりを担ってきた小規模・中小企業の皆さんが希望を持てるような環境をつくることができなければ、出荷額の目標に到達することはできません。これはまさに本県経済にとって本質的な課題であります。

そこで、こうした製造業における小規模・中小企業者の皆さんの現在のマインドをどう感じ、将来に向けて前向きに事業を継続いただくため

には何が必要だと考えるのか、知事にお伺いをいたします。

次に、こうした事業者を支える体制の整備についてであります。県内の事業者のよき相談相手、サポート役として重要な役割を果たしているのが、商工会議所、商工会であります。この問題については、今年度の議会でも桑名議員や桑鶴議員、多くの議員から質問もあつているところであります。この数年間、特にコロナ禍で行政の支援を必要とする事業者が大幅に増えたこともあり、経営指導員の業務の多忙感は増しております。一方、ベテラン職員の減少、若手職員の増加傾向もあり、地域事業者を最前線で支える商工会議所、商工会の今後の活動上の課題も顕在化しております。

県は、これまでの議会答弁でも、地域の事業者を支える活動の核として商工会議所、商工会の経営指導員を位置づけ、コーディネーターの設置をはじめ様々な支援に取り組んでまいりました。その中で、そもそもの体制強化については、平成30年度には経営指導員の設置基準の要件緩和、さらに翌年には小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱の見直しを行っております。

一方、コロナ禍という3年にわたる苦しい時期も経験し、人口減少など社会的変化が急速に進む中で事業環境も大きく変化中、さらなる活動の変化も求められております。前回の要件緩和から5年がたち、これまでの総括を行うとともに、さらなる対応の必要性についての議論も行うべきかとも思います。

その中で、率直に言いますと、事業者が減少している中で、さらなる要件の緩和が必要と考えますが、商工会、商工会議所の支援体制の現状をどう認識し、今後の対応をどのように考えておられるのか、商工労働部長にお伺いをいたします。

次に、農林水産業に関する諸問題についてで

あります。

まず、全国に先駆け、平成15年に高知が導入した森林環境税の活用についてであります。これまで本県はこの税を活用し、森林に関する多くの事業を行い、森林率84%は県民の合い言葉となるなど、県民の森に対する意識の向上や森林保全などに大きな成果を残してきました。この森林環境税ですが、国の森林環境譲与税の成立を契機に、これまで県独自に行ってきた森林環境税の今後の在り方について議論がなされてきたところであります。

その上で、今議会には新年度から5年間制度を延長する条例と、森林のための理解を深める取組などの事業を森林環境税の財源を使って進めていくという予算が提出されたところであります。この判断の基礎となったのは県民アンケートであります。これを見ると、大多数の県民が森林環境税の延長には賛成しているものの、その使い道については理解していないという状況であります。今後は、使途に対する県民の満足度を上げていく工夫が必要ですが、あわせて私は森林環境税の今後については、本来は少し使途を拡大して、高知県の環境全般、もっと言えば、山のみならず、海や川の対策にも使えるようにすることも検討してはどうかと考えるところであります。

先日、香美市の森林の視察に行ったときのことです。日ノ御子から山に上がりましたが、地元の皆さんから、物部川の形と川の色が変わりつつあると説明されました。よくよく伺うと、手入れがされていない山が増えたため、雨の日には土砂がじわじわ川に向けて流れ込んでいる、そのことによる影響があるとのことでした。

昔から言われることではありますが、山、川、海はつながっております。森林には希少植物の問題がありますが、川にも希少生物の問題が、

海にもサンゴをはじめとする環境問題が横たわっております。自然を豊かな財産とする本県のこれからの考えたとき、環境を広い視野で捉えることは重要であります。来年度からの5年間は、継続して森林を主にした事業が行われることとなっております。

次回の見直しまでに、この税を川、海といった幅広い分野の環境問題への一層の理解を深める事業に活用できるような議論をしていただけないかと思いますが、知事のお考えをお伺いいたします。

次に、海洋県である高知を支える漁業についてであります。来年度予算では、高知マリイノベーションなどデジタルを活用した新たな漁業についての意欲的な政策も計画されております。しかし一方、県内漁業の中身を見ると、キンメダイやメジカなど本県漁業を支えてきた魚をはじめ、多くの魚種において近年まれに見る不漁が続いております。特にキンメダイは、揚がってくる型も小型が多く、資源が枯渇しつつあるのではという懸念までうわさされるようになっております。この背景には、資源の減少のみならず、黒潮大蛇行などの自然環境の変化もあるのではと言われております。

県はこの要因をどのように分析されているのか、水産振興部長にお伺いをいたします。

また、資源の問題を考えたとき、秋田県のハタハタのように資源管理で対応し成功した例や、種苗の放流事業を行ったりするなど、資源回復のための様々な政策が考えられるところであります。県は、以前種苗の放流事業を行っていたこともありますが、現在は実施しておりません。

今後の資源問題にどのように対処していくのか、水産振興部長のお考えをお伺いいたします。

次に、陸上養殖の可能性についてであります。さきに述べたように、自然環境の変化や資源の問題が顕在化する中で、現在注目されているの

が養殖であります。その中で、最近業界では特に大きなニュースとなったのが、富山県で大手企業が合同でスタートさせる陸上養殖事業であります。水産大手マルハニチロと三菱商事が設立した合弁会社アトランドは、総事業費110億円をかけて2025年からアトランティックサーモンの養殖を始め、2年後からは年間約2,500トン規模の水揚げ、出荷を目指すそうであります。富山の豊かな水が立地の決め手となったとのことですが、水資源という意味では、森林県であるだけでなく、海洋深層水も豊富な我が高知県も豊かな資源を持っております。

今後の県内漁業の将来を考えたとき、こうした新しい挑戦の可能性についても検討することが必要だと考えますが、水産振興部長の御所見をお伺いいたします。

次に、文化政策についてであります。

まずは、朝倉にある旧陸軍歩兵第44連隊跡地活用についてであります。この場所を保存、活用しようという話は尾崎知事の時代から始まり、土地も取得し、令和元年には旧陸軍歩兵第44連隊跡地保存・活用基本方針も策定しております。その後、具体的な整備が心待ちにされていたところですが、土地内にある弾薬庫と講堂が国の登録有形文化財としての登録が見込まれる——先日認定されたそうではありますが——来年度からは保存活用計画の策定を行うということで、活用開始までの期間は、また先延ばしとなりました。

そのような中、歴史を理解していない人の悲しい仕業だと思いますが、先日はまさに跡地と関係の深い朝倉の陸軍墓地が破壊されたという報道もありました。歴史はこうして風化していくのであります。国の登録が重要なことであることは理解するものの、関係者の高齢化も進む中で、跡地整備にあまりにも長い時間がかかることを危惧するところでもあります。また、保

存、活用しようとの県民の熱意も、日がたつごとに自然に薄れていくことで、そもそもの活用計画自体も縮小していくのではないかと懸念もあります。

一方、県史編さんも始まる中で、朝倉44連隊を中心とした郷土の戦争の歴史資料なども広く発掘されるであろうことも考えれば、戦争の記憶を後世に伝える重要な施設とするという当初の理念を引き継ぎ、さらに前進させていく必要があります。一方、短期的な費用対効果がはかりづらい文化政策での投資には、政治的リーダーシップが必要であります。

そこで、濱田知事はこの跡地活用にどのような思いを持たれているのか、長期にわたる事業を完遂していく決意はどのようなものなのか、お伺いをいたします。

次に、歴史資料の保存、活用についてであります。昨日の西内健議員の資料収蔵の問題に関する質問に対し、来年度から将来計画の策定を始めるという答弁がありました。この議論に大いに期待をするところであります。議論を行い、結論を出した後、新規に収蔵施設を建設するにしても、どこかを改修するにしても、運用が始まるまでにはまだまだ期間がかかることが予想をされます。そういった中で、計画策定後、実際の運用までの期間、現在の危機的な状況にできる範囲で対応していくことも重要だと考えるところでもあります。

そこで、現在民具などを仮置きしている旧大栃高等学校ですが、少なくともしばらくの間は活用が続くことを考えれば、最小限でも保存のための整備を行うとともに、地元自治体とも調整の上、常設でなくても県民にも公開できる場所とするような仕組みも考えたかどうかと思いますが、文化生活スポーツ部長にお伺いをいたします。

また、県史の編さんを契機に、これまで日の

目を見ていなかった県内歴史資料が多く出てくる可能性がございます。こうした資料は、まずは保存することが重要ですが、その後、それ以上に重要となってくるのが活用であります。そして、広く県民が活用できるものにするために必須となってくるのが、電子化とデータベース化であります。国立国会図書館では、多くの収蔵資料を電子化、簡単な検索、キーワードなどでも資料が出てくるようになっており、多くの活用が図られているところであります。

現在、本県の歴史資料は、オーテピア、公文書館、歴史民俗資料館、高知城歴史博物館、坂本龍馬記念館、文学館などなど多様な場所で保管をされておりますが、今後こうした資料を一元化してデータ管理し、公開できる仕組みを整えることが重要だと考えるところであります。また、県史編さんを通じた資料収集が本格的に始まった今こそ、早期にその仕組みを構築しておくことが必要になるのではないかと考えます。

県内歴史資料の統一データベース化について文化生活スポーツ部長のお考えをお伺いいたします。

また、こうした状況の中では、これから資料収集を県内の中心で行う県史編さん室に、情報に明るい専門職員を配置することも必要ではないかと考えますが、文化生活スポーツ部長のお考えをお伺いいたします。

次に、スポーツに関する問題についてであります。

まずは、本県スポーツツーリズムの象徴的存在であるプロ野球や、Jリーグをはじめとするプロスポーツキャンプ誘致についてであります。本県は、古くからプロスポーツキャンプ地のメッカとして知られ、様々なドラマを生んできました。こうしたトップアスリートが来るというブランド価値は大きく、あわせて選手のみならず、スタッフ、報道陣、さらにはファンなどが来高

することによる観光効果もあったキャンプは、長らく高知県経済にも貢献してきたところであります。いまだスポーツツーリズムの中では、一丁目一番地の政策はプロスポーツキャンプ誘致ですが、阪神タイガースの撤退が決まり、いよいよ厳しい状況に追い込まれております。

これまで県と観光コンベンション協会が必死の取組をしてきましたが、結果的には残念ながら先細りの状況にあるプロスポーツキャンプの誘致について、これまでの総括と併せ、今後の戦略、そして目指すべき目標をどのように考えているのか、文化生活スポーツ部長にお伺いをいたします。

次に、部活動の地域移行についてであります。ちょうど高知新聞でも連載が行われておりますが、議論の経過を見ていると、働き方改革をはじめ、教員の皆さんにどのような影響があるのか、または地域にどのような影響があるのかという観点での議論は多いものの、肝腎の子供たちにとってどのような影響があるのかということに関しては議論が少ないように思います。

今後、地域移行の是非は地域に委ねられておりますが、特に中山間地域など、教員やスポーツ指導者など人材不足の懸念が上がるころでは何らかのこ入れが必要であることや、そうした地域での子供のスポーツ環境をどう守っていくのか、さらに中心部でも競技によっては、中学校に上がった後は学校にクラブがないため続けられないが、クラブチームなら試合にも出場できるのになどという喫緊の課題がそれぞれ現実に横たわっている中で、地域移行の議論をあらゆる観点から深めていくことは重要であります。そして、その中で最も重要な視点は、子供たちにとってどうなのかという視点であることは疑いようもありません。

そこで、部活動の地域移行が子供たちに与える影響について教育長にお伺いをいたします。

次に、高知県の広報戦略についてであります。

私は平成31年からの任期4年間、会派の皆様にも大変お世話になって、全ての年で決算特別委員会の委員として決算審査に関わらせていただきました。決算を通して全ての部局の予算を見たときに印象に残ったのが、インターネットを活用した広報に関する予算であります。部局、担当課ごと、プロジェクトごと、それぞれがホームページやSNSといった個別の広報媒体を持って取組を進めており、その種類や数も思いのほか多いことに気づきました。

一方、全体の連動が図れていないのではという印象も受けたところであります。その要因は、高知県にインターネットに関する明確な広報戦略がないこと、広報を統括し、縦割りではなく横の調整を行う組織がないことにあると考えます。

そこで、今後ますます重要さを増してくるインターネットを通じた高知県の情報発信の在り方について、統括する組織を設け、専門家のアドバイスももらいつつ、全体の戦略を考えることが必要ではないかと考えますが、総務部長の御所見をお伺いいたします。

次に、今議会終了後、すぐに号砲が鳴るのが統一地方選挙であります。4年に1度の洗礼を受け、また新任期からは新たな組織で議会が開かれるわけではありますが、県政にとってこの統一地方選挙、そして秋に予定されている県知事選挙は大変大きな意味を持ちます。

そういった中で課題となっているのが投票率の問題であります。冒頭の知事への質問で取り上げた自由民権運動は、土佐の若者から始まった民主主義運動でありました。欧米列強に侵略を許してはならない、国を立て直さなければならぬ。若き維新の志士たちの志から始まった改革は、板垣らを通し大きな政治改革となり、国会設立、憲法発布、そして国民の参政権へと

つながりました。長い時を経て、現代の日本は、財政、経済、国際関係、教育、あらゆる分野で構造的な問題を抱えております。今まさに幕末と同じ、危急存亡のときであります。

地方の状況はさらに深刻であります。会津のエピソードではありませんが、今こそ広く国民の力、県民の力を結集することが大切です。しかし、残念ながら選挙の投票率は下がりつ放し、自由民権発祥の地、我が高知県も例外ではありません。政治不信、諦め、そもそも何をやっているのか分かりづらいとの声も根強くあります。そのような中、県もこれまで投票率向上に向け、啓発活動を中心に取組を行ってききましたが、大きな成果が出ているとは言い難い状況であります。

そこで、現在の高知県で行われる選挙の低投票率の原因がどこにあると分析しているのか、そしてその課題を克服するために何が必要だと感じておられるのか、選挙管理委員長に御所見をお伺いいたします。

また、特に深刻なのが若者の投票率であります。若者の投票率が9割近く、政治参加にも積極的なスウェーデンでは、幼少期から政治や社会活動に触れる機会が数多くあると同時に、若い世代が取り組む活動に対し、積極的に公費を投入して支援するという仕組みがあります。政党の青年部などの活動も活発であります。そうした社会と政治の近さからか、アンケートを取ると、自分たちが政治や社会を変えることができるという感覚を持っている若者の割合が、日本とは大きく違って非常に多いという結果になっております。そういった意味では、投票率の問題というのはそっくりそのまま政治参加の問題、そしてそれは政治との距離の近さが大きく左右する問題ではないかと思えます。

一方、今日も大学生や高校生に関する質問で取り上げさせていただいたように、若い世代の

これからの動向が高知県の将来の浮沈に関わっているとと言っても過言ではありません。そうした若い世代の皆さんに、高知の政治を我が事として捉え、参加してもらう体制が必要不可欠であります。

そこで、高知の若い世代の政治参加の重要性について知事の御所見をお伺いいたします。

最後になりますが、今日何度か取り上げさせていただいた自由民権運動の重要な史跡の一つに、鏡川河口にある小さな島、丸山台があります。ちょうど今朝、自分のSNSを開くと、ちょうど9年前の今日、自由民権を大切にしてくれている料亭濱長さんのイベントで丸山台に上陸、おきゃくを楽しんでいる様子が飛び込んでまいりました。今日質問で取り上げる偶然に驚くとともに、懐かしい思いも抱いたところであります。

この丸山台、民権運動華やかかなりし頃は料亭が立ち並び、隆盛を誇りましたが、昭和南海地震で半分が水没、残りの部分は県が整備して、現在公園化、県管理の土地となっております。この丸山台、公園ということで、休憩所や民権運動当時をしのぶ案内板、戦前に建てられた石碑など整備されていますが、問題は交通の足がないことであります。せっかく整備しているにもかかわらず、船でしか渡ることができないため、ほぼほぼ使われることはなく、野鳥の楽園となり、設備もどんどん傷んできているのが現状であります。

県は、現在この丸山台についてどのような位置づけをしているのか、今後活用など考えておられるのか、そもそも知事はこの場所の存在は把握されておられるのか、また行ったことがあるのか、知事に最後お伺いをして、1問目とさせていただきます。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 大石議員の御質問にお答

えをいたします。

まず、私が帰郷し、知事に就任してから、これまでの活動で印象に残っているシーンは何か、またその中で感じた本県の課題と可能性、その上で予算に込めました県民へのメッセージは何かといったお尋ねがございました。

私が知事に就任いたしましてからこれまでの約3年余り、県民座談会などを通じまして多くの県民の皆さんにお会いをし、また県内各地の実情を拝見してまいりました。

そうした中で、特に中山間地域では、思った以上に高齢化が進行していることに驚きました。また、多くの方から地域や産業の衰退に対する嘆きの声、そして将来への不安の声をお聞きしたのも中山間地域でございます。さらには、少子化で若者が減少し、担い手の不足が深刻化しているといったお話も各地で伺いまして、印象に残っております。

こうした場面を通じまして、本県の課題として第一に感じましたのが、やはり中山間地域の厳しい現状、この再興を図っていかねばいけないということでもあります。中山間地域の皆さんに将来への希望を持っていただくためには、地域の活力を取り戻すための道しるべが必要だと改めて感じまして、新年度、中山間地域再興ビジョンを策定するということといたしました。あわせて、移住促進をはじめといたします若い担い手確保の対策も一層強化をしたいというふうを考えておるわけであります。

その一方で、やはりお会いしてお話をしていく中で、先祖代々受け継いできた集落をしっかり守って、少しでもよい形で若い世代にバトンタッチしたいという気概を持った方が、中山間地域にもたくさんいらっしゃいます。また、本県の自然や人に魅力を感じられまして、都会から移住あるいは山村留学などでやってこられて、地域おこしの中心的な役割を担っていただい

いる若者にも数多く県内各地でお会いをいたしました。こうした方々に私自身大変勇気づけられ、心強く感じますとともに、地域の再興に向けた大きな可能性を感じたところであります。

さらに申しますと、これは高知市内の商店街のおかみさんたちも、私が圧倒されるほどの元氣あふれるパワーで町を盛り上げてくれているということを間近にしまして、地域や商店街の活性化への希望、可能性を感じたところであります。

このように、本県には全国に誇れる魅力的な人や物、そして豊かな自然など、まだまだ数多くの資源が眠っているのではないかと強く感じております。こうした地域の潜在力を、デジタル化、グリーン化、グローバル化といった時代のトレンドを捉えた施策によりまして最大限引き出していく、そして全国あるいは世界に打って出たいというふうに考えているところでございます。

こうした考え方の下、来年度の当初予算におきましては、これまでの活動を通じて出会った県民の皆さんが、それぞれの地域におきまして笑顔で安心して暮らし続けられる高知県にしたい。そして、頑張っていたでいる方々と共に、元気で豊かな高知県にしたいと、そういった思いを込めまして、県民の皆さんに具体的な成果を実感していただける、また未来への弾みとなるような予算にしたいという思いで編成をしたところでございます。

今後、私自身が積極的に県内各地を回りながら、県民の皆さんの声に耳を傾けまして、地域の実情を肌で感じてまいりたいと思います。そして、その中でいただいたお声、また感じましたことを県政に生かしまして、絶えず施策を進化させながら、県勢浮揚に向けましてこれまで以上に汗をかいてまいりたいと考えております。

次に、本県の歴史の結節点におけるリーダーとしての思い、そして郷土に対する愛情の重要性についてお尋ねがございました。

本県は、御指摘ありましたように、幕末から明治維新という時代の変革期に歴史を動かした人材が数多く輩出をいたしております。また、国民の自由と政治参加を要求いたしました自由民権運動発祥の地としての歴史を有しております。こうした本県の過去から進取果敢な県民気質が育まれてきたとも言えると思います。

一方、現在の高知県は、これもお話がございましたように、全国に先行して人口減少、高齢化が進行いたしております。このまま推移しますと、2060年には県人口が40万人の大台を割り込むといった推計も行われておりまして、そういった意味では大変厳しい状況に置かれているというふうに考えます。

しかしながら、今回のコロナ禍を経験しました社会の価値観は大きく変化しております。そういう意味で、来るべき未来は豊かな自然などの価値が見直される、持続可能な社会が求められていくというふうに考えます。これからの時代こそ、高知県の魅力、潜在力を生かして、人口減少、高齢化などの構造的な課題に対し、反転攻勢をかけまして地域の再興を図らなければならないと考えます。

こうした現在から未来への橋渡しを担うべき高知県のリーダーとして、県民の皆さんと心を一つにして、未来を切り開いていくということが私の使命であると考えております。未来に向けて地域の再興を図る取組の原動力となるのは、県民の皆さんの郷土を愛する熱い思い、そして進取の気質であろうというふうに思っています。

高知の過去に裏打ちされ、現在まさしく生まれ育った故郷に愛着を持ち、土地の歴史や伝統文化を大切にしながら、誇りを持って暮らしておられる方々、こうした方々が地域のつながり

や支え合いの力で課題の解決を図り、地域の再興を成し遂げることができるというふうに考えております。

したがって、引き続き共感と前進を基本姿勢として、県民の皆さんと一丸となりまして、デジタル化、グリーン化、グローバル化といった未来への扉を開く施策を展開していくということにより、より一層元気で豊かな高知県を次世代に引き継いでまいりたいというふうに考えております。

次に、マスクの着用に関する考え方と、私自身の行動、あるいはあんしん会食の取組の変化はどうかというお尋ねがございました。

マスクの着用につきまして、国は3月13日以降、個人の判断に委ねることを基本とすると、そして本人の意思に反して着脱を強いることがないように、個人の主体的な判断を尊重することが重要だという見解を示されております。また、周囲の方に感染を広げないために、医療機関を訪問する場合など、マスク着用を推奨する場面を具体的に提示されております。加えまして、発熱などの症状がある方などは、周囲の方に感染を広げないためにマスクを着用するように求めると、これも国の見解で方向が示されております。

こうした国の考え方も踏まえまして、私は13日以降につきましては、基本的にはマスクは着用しなくてもよいと考えておりますし、私自身もただいま申し上げましたような国の推奨する場面などを除けば、通常は着用しないという考え方であります。

また、会食についての御質問がございました。これまで会食の中でも会話が主体となる時間帯ではマスクの着用を奨励するというスタンスを取ってまいりましたが、13日以降はこの呼びかけは行わず、この点についても個人の判断に委ねるということにしたいと思っております。

す。

ただ、この点注意が必要なのは、国のほうでは、事業者の方々が感染対策上または事業上の理由などによりまして利用者あるいは従業員の方々にマスクの着用を求めることは許容するという見解を取っております。そういう意味で、お店の判断でこういうことを要求される場合はあり得るということは、念頭に置いていただければありがたいというふうに思います。

そういった意味で、やや複雑な要素もございますので、マスクの着用の考え方、今後の考え方につきましては、県のホームページによる広報、あるいは関係団体を通じた周知を行うということなどによりまして、県民の皆さんに対して丁寧な情報発信を行ってまいりたいと考えております。

次に、人口減少対策、地域の活性化政策として地域みらい留学に取り組めるように、財政措置も含めて市町村に支援をしてはどうかというお尋ねがございました。

この地域みらい留学につきましては、私も県民座談会などで取組状況をお聞きする機会がございます。その中で、嶺北地域あるいは梶原地域におきましては、この取組を通じまして地域住民と生徒との交流の幅や機会が増えるといった形で、地域の活性化につながっているというようにお話を聞きしたところであります。

県におきましては、この地域みらい留学に関しまして、これまでにも市町村が行います留学生等の居住機能を備えた施設、寮などの整備や、その運営費などに対しまして財政的な支援を行ってまいっております。また、来年度は、移住施策との連携強化策といたしまして、県が行います移住相談会に地域みらい留学のブースも設けようという計画を持っております。

私といたしましては、こうした取組などを通じまして、地域みらい留学に参画される市町村

がさらに拡大するよう、大いに期待をいたしております。また、この取組は中山間地域振興の上で有効な手段とも考えており、引き続き振興策として位置づけまして、中山間総合対策本部などで情報も共有をし、適宜成果の確認をしてまいりたいと思っております。

そうした中で、市町村への支援策につきましても効果を検証いたしまして、新たな支援策という点も含めて、より効果的な施策を検討してまいる考えであります。

次に、人口減少対策におきます県内の大学生、専門学校生の位置づけと、学生の満足度を高める施策の充実につきましてお尋ねがございました。関連をいたしますので、併せてお答えをいたします。

本県の人口社会減の主な要因は、20歳から24歳の年齢層の転出によるものであります。これは県内の大学、専門学校などを卒業し、県外に就職している方が多いものというふうに推測をされます。

この年齢層の県内定着を図りますことは、社会減を縮小していくということのほか、将来的な子供の増加、人口の若返りといった観点からも非常に重要だというふうに考えております。このため、人口減少対策におきまして、県内の大学生、専門学校生に卒業後も県内に残っていただけるように、大学などとも連携をいたしまして、県内就職を促進する取組を進めております。

こうした中で、県内大学生の県内就職率は、令和5年度の目標として42%を掲げておりますが、令和3年度の実績は34.1%という水準でございます。また、県内の専門学校生について見ますと、同じく目標80%に対しまして、実績は71.5%というのが最新の状況でございます。

県内就職率を上げていきますためには、将来にわたって就きたいと思う魅力的な仕事が県内

にあるということが最も有効な手段だと考えております。そのために、例えばアニメーション、ヘルスケアといった若者が魅力を感じるような仕事を数多く創出していくということと併せまして、起業支援を強化するといった形で仕事の選択肢を増やしていく、このことによりまして雇用の拡大を図ってまいっておるところでございます。

その上で、学生の皆さんが学生生活を通じまして、本県への愛着を持ち、卒業後も県内に残りたいと思えるような環境の充実を図るということは、御指摘のとおり大変大切な視点だというふうに考えます。県といたしましても、県内の大学、専門学校と連携をいたしまして、学生の皆さんの満足度、ニーズを把握していくということにより、より実効性のある施策を検討してまいります。

次に、公立大学法人の今後の経営戦略についての姿勢についてお尋ねがございました。

地方独立行政法人法におきまして、設立団体の長は、法人が達成すべき業務運営に関する目標を定め、法人に指示することとされております。本県の公立大学法人につきましても昨年の12月県議会におきまして、令和5年度から令和10年度を期間とします第3期中期目標について、議会の御承認をいただいたところであります。この中期目標におきましては、産学官民連携による産業振興や、自己収入の増加に向けた取組の強化を目標として掲げております。

法人は、この目標の指示を受けまして、中期計画にいわゆる科研費——国の科学研究費助成事業のことではありますが——などの外部資金の獲得に関する目標値を設定するという形で積極的に取り組んでいただいております。さらに、高知工科大学におきましては、令和6年度に新しい学群の設置と、理工学群の定員増が予定されておりますことから、授業料収入の増加も見

込まれるというところであります。今後も引き続き、法人の理事長、学長のリーダーシップによりまして、安定的な収入の確保、効率的な運営に取り組んでいただきたいと思います。

また、いわゆる科研費の獲得によりまして、大学においてより質の高い研究が行われ、そのレベルの高さを対外的に示すということをしては期待いたしております。そして、この研究を生かした産業振興、地域の課題解決につながりますように、大学において科研費を活用して自律的に研究に取り組んでいただきたいと思いますところがございます。

以上のような考え方の中で、高知県立大学法人評価委員会の御意見などいただきながら、目標達成に向けて進捗管理を行い、法人と大学の取組を後押ししてまいりたいというふうに考えております。

次に、県内3国公立大学の将来の経営面での連携についてお尋ねがございました。

議員のお話にもありましたように、県内の国公立3大学におきましては、I o P事業あるいは医工連携などのように様々な分野で連携した取組が行われております。また、3大学におきましては単位互換に関する協定を締結しておりまして、他大学の授業科目を履修できる仕組みもございます。さらに、県内の全大学と高知工業高等専門学校で組織をいたします学長会議を年2回程度開催しておりまして、高等教育における連携など様々な議題について毎年協議が重ねられております。こういった意味で、教育あるいは研究の分野の連携は大変緊密に行われているというふうに言えると思います。

そこで、お尋ねの経営面について申し上げますと、国立大学法人、そして公立大学法人の運営は、それぞれ国または地方からの運営費交付金に支えられているという構造にあります。そして、公立大学への運営費交付金の財源につき

ましては、国からの地方交付税により安定的に賄われておるとというのが現状であります。

こうした中で、現在県立の両大学におきましては、安定的に入学者を確保することができております。今後はさらに各大学の特徴を生かしながら、それぞれの教育、研究の質を向上させ、学生にとっての魅力を高めていただきたいと思いますというふうに考えます。あわせて、時代のニーズに合った定員増も図っていくということにより、県内における若者の定住人口の定着、そして拡大に寄与していただく、そういうことが設置者としての県の期待をするところがございます。そうした期待に応えるべく、大学側には真摯に対応いただいているというふうに考えております。

このため、お尋ねがございました国立大学法人と公立大学法人との間での経営面で連携がどうかという点につきましては、現時点では考える必要性は感じておらないというのが率直なところでございます。県内の各大学には、今後とも教育、研究、社会貢献、こういった分野における連携を一層深めていただきまして、単独では難しい様々な課題の解決に向けて取り組んでいただくということを期待いたしております。

次に、公共交通を支えていく覚悟についてのお尋ねがございました。

公共交通は、通勤や通学、通院などの日常の移動手段として県民生活に必要なものでありまして、観光、ビジネスの足としても大変重要なインフラであるというふうに考えております。このため、これまでも中山間地域の移動手段の確保対策、あるいは交通事業者に対する本県独自の補助制度の創設などといった形で、公共交通の維持・確保に向けまして市町村と共に取り組んでまいりました。

とりわけコロナ禍により経営状況が大きく悪化しましたとさでん交通につきましては、県も

参画をいたしまして、中期の経営計画を策定するという形で、会社と一体となった取組を進めております。

具体的な支援策といたしましても、経済合理性に委ねるということではなく、会社の黒字回復が見込まれます令和6年度までの3年間で、資金ショートあるいは債務超過を防ぐためにしっかり支えるという考え方を明らかにいたしまして、バスの運行経費や路面電車の施設整備費の会社負担分をゼロとする特別対策、あるいはコロナ前に比べまして落ち込んだ路面電車の収入を全額補填する特別対策、こういった従来にない支援を、沿線の市町と協調して県として行っているところであります。

今後も、県民生活の基本インフラであります公共交通を維持するという決意の下で、とさでん交通をはじめといたします交通事業者を、沿線市町村と共にしっかりと支えてまいりたいと考えております。

次に、事業者が一体となった公共交通の利用増、売上増のための戦略構築の必要性はどうかとお尋ねがございました。

利用者のニーズや課題を踏まえた売上増加策、あるいはまちづくりの計画などと連動した利用促進策に、事業者と共に戦略的に取り組むということは、事業者の安定的な経営、公共交通の維持・確保を図ります上で大変重要だと考えております。

これまで県や市町村、とさでん交通によりまず、公共交通に関する高知県・沿線自治体意見交換会での議論などを踏まえまして、県におきましては、県内全ての公共交通機関を一定期間定額で利用できます高知プレミアム交通Passの運用などに対する支援、あるいはパーク・アンド・ライドを活用した高速バスの利用促進事業への支援など、増収に向けた取組を支援してまいったところであります。また、高知市をはじ

めとする沿線市町におきましては、いわゆるワンコインデーなどの利用促進の取組、会社におきましても、電車の日乗車券のモバイルチケット化など、新たな取組を実施してきたところであります。

しかしながら、こうした取組の効果をさらに大きくしていくためには、例えば市町村の立地適正化計画におきます将来の人口動態も踏まえた取組、あるいは利用者のニーズをしっかりと捉えた取組、こういったよりきめ細かな対策も必要と考えられます。このため、ただいま申し上げましたような意見交換の場などを通じまして、各市町村のまちづくりの計画などを踏まえた上で、引き続き関係機関としっかり連携をしながら、長期的な視点を持った戦略的な取組を検討してまいります。

次に、製造業におきます小規模・中小企業者の皆さんの現在のマインドと、前向きに事業を継続してもらうために必要な点は何かというお尋ねがございました。

製造業における小規模・中小企業の皆様は、本県の物づくりを下支えし、地域の雇用、産業を守っていただいております。本県にとってなくてはならない存在であります。現在、そうした皆さんの多くが急激かつ長期化する原材料やエネルギーの価格高騰などの影響を受けまして、将来の事業の展望に不安を抱かれている状況だというふうに認識をしております。

私といたしましては、皆さんの不安を払拭し、何としましてもこの苦難を共に乗り越えていかなければならないと、常々そのように考えてまいりました。このため昨年の政策提言におきましても、経済対策の実施、適切な価格転嫁を行うことができるよう監視を強化すること、こういったことを国に訴えてまいりました。その結果、国におきましては、経済対策の実施に合わせまして、下請企業への買いたたきに対する取締り

の強化などが進められております。

また、県といたしましても、これまでに県制度融資による資金繰りの支援、省エネルギー生産設備の導入への支援などを行ってまいりました。特に、新たな分野へのチャレンジあるいはデジタル化に対する支援におきましては、より多くの事業者にご活用がいただけますように、使い勝手のよい一般枠を設けまして、国の制度よりも採択の幅を広げていくというように意を用いたところであります。

今後、小規模・中小企業の皆さんの状況を注視いたしまして、皆さんが夢や希望を持って事業を継続していくことができるような環境の整備に努めてまいります。

次に、森林環境税につきまして、川や海といった幅広い分野の環境問題への一層の理解を深める事業に活用できるよう、議論を進めるべきではないかとお尋ねがございました。

森林環境税につきましては、県民の理解と協力の下、森林環境保全に取り組むという目的で、県民の皆さんに税を御負担いただき、森林整備あるいは森林環境学習などの事業に活用してまいりました。

今回、延長を検討するに当たりましては、森林環境譲与税の財源となります国の森林環境税が令和6年度から徴収をされるということをご踏まえまして、その用途とのすみ分けを行いました。間伐や市町村施設での木材利用におきましては、市町村の譲与税活用をお願いいたしまして、県の森林環境税は県が広域的に行います普及啓発、あるいは鹿の被害対策などの取組に活用するというごことといたしました。

今回は、このように森林の環境保全に関わる税であるということをご前提に検討してまいりましたので、お話がございました川や海などへの理解を深める事業は、それだけではこの税の用途の対象とはなっておりませんけれども、山と

のつながりの中で行われる森林環境学習などは対象となるというふうにご考えております。

そして、議員からは次回の見直しを視野に入れた議論についてのお尋ねもございました。来年度からは、今回課題として浮上いたしました税の認知度が低いという点に関する対応といたしまして、この周知を図っていくことと併せて、今後の在り方の議論をいただく意見交換会などを拡充して実施する予定といたしております。

そうした取組の中で、早い段階から県民の皆さんの意見もしっかり伺いまして、次期以降の用途の拡大も含めた税の在り方について議論を進めてまいりたいと考えております。

次に、旧陸軍歩兵第44連隊跡地の活用についてお尋ねがございました。

旧陸軍歩兵第44連隊の跡地は、かつてこの場所で県内の多くの若者が訓練を受け、そして戦地に出征をしていった、歴史的に大変重要な場所です。この跡地を適切に保存、活用することは、戦争の悲惨さ、平和の尊さを後世に語り継ぐ上で大変重要な役割を果たすものであると認識しております。このため、一般公開を目指しまして、建造物の保存のために必要な調査あるいは基本設計などの作業を順次進めております。

また、このたび跡地の建造物が国の登録有形文化財として登録をされましたことから、より適切な保存、活用を図りますために、登録有形文化財保存活用計画の策定も進めてまいります。この計画を、文化庁の助言を受けて策定いたしますことで、保存、活用の基本指針を具体化し、耐震対策などの助成制度を活用して、県の財政の負担軽減にもつなげていきたいと考えております。

跡地の整備に当たりましては、御指摘もありましたように、従軍された方、御遺族が高齢になられているということも踏まえまして、可能

な限り公開までの準備期間を短縮したいと考えております。また、県民の皆さんが施設を見学することを通しまして、平和の尊さを学ぶことができる場所として整備することが重要だというふうに考えております。

次に、若い世代の政治参加の重要性についてのお尋ねがございました。

本県は、これもお話がございましたように、明治維新、自由民権運動で活躍した人材が輩出いたしておりますし、女性参政権の発祥の地とも言われます。歴史的にも政治への関心が高い土地柄であると考えます。しかしながら、昨年7月の参議院議員選挙を見ますと、10代、20代の投票率は全国平均を下回る28.51%といった水準でございまして、近年若年層の投票率が低迷を続けております。

また、令和3年度に実施をしました公益財団法人明るい選挙推進協会による10代、20代の有権者を対象とした意識調査によりますと、政治に対する関心度で、関心がない方が45.8%、政治家に対する印象度の割合で、信頼できないが69.1%といった結果が出ておまして、政治に関する関心の低さ、あるいは不信感が投票率の低下に如実に表れているというふうに言えるかと思えます。

ただ、こうした中、私自身が思い起こしましたのは、先日全国の出生数が初の80万人割れとなったというショッキングな報道がございました。本県におきましては残念ながら全国47都道府県で最小となる3,897人、4,000人を大きく下回る水準になっておまして、これは10年後、20年後の高知の未来を考えますと、まさに危機的な状況と言うべきであろうと思えます。

我が国のこうした状況に対応します少子化対策につきましては、従来から取り組まれてまいりましたけれども、依然としてこうした形で少子化が止まらずに進行しているということは、

1つには若者の政治参加、投票率が低いということで、少子化対策を必要とする当事者の声が十分反映されていないということにも原因があるのではないかというような思いもいたしております。

この人口減少社会を何としても反転させていく、そのためにも、将来を担う若い世代の方々には、政治は我が事であるという思いで、ぜひとも政治参加をお願いしたいと思っております。

最後に、丸山台の位置づけ、今後の活用につきまして、またこの場所の存在の把握などについてお尋ねがございました。

まず、丸山台につきましては、鏡川の河口に小さな島があるということは存じ上げておりましたが、いまだ現地を実際に訪れたことは私自身はございません。

今年の1月に、高知女性経営者の会でありまず、ひよこ会高知から、この丸山台の利活用についての御要望、提言をいただきましたときに、この島の詳細なお話を伺ったところであります。その際、お話がありましたように、板垣退助がヨーロッパ訪問から帰国した際の歓迎式が開催されるといった意味で、自由民権運動のゆかりの地であるということも知りました。また、春から夏にかけて、サギなどの野鳥が数多く集まる自然豊かな場所である、そして浦戸湾十景の一つに数えられる景観に優れた島であるということも伺ったところであります。

この丸山台につきましては、御紹介もありましたが、昭和21年の昭和南海地震によります地盤沈下、その後の台風などによる浸食によりまして、島の面積は大きく減少いたしました。このため、歴史的価値のある史跡として保存、継承するという目的で平成3年から6年にかけて、港湾の緑地公園として護岸、休憩施設などの整備を行いまして、県民の皆さんに開放しているところでございます。

近年では人気の高まっている浦戸湾の観光遊覧の際に、丸山台の歴史なども紹介をさせていただいております。また、過去にはこの丸山台を会場にしたイベント、これも御紹介ありました平成25年から29年の間、土佐のおきゃくも開催されたということもありますので、今後この種のお話、御提案をいただいた際には、県としてもしっかりと協力をしてまいりたいと考えております。

加えまして、今回ひよこ会の方から、丸山台の利活用に向けまして、清掃活動の御要望もお聞きしております。県としても積極的に参加をさせていただこうと思っております。

私からは以上であります。

(教育長長岡幹泰君登壇)

○教育長(長岡幹泰君) まず、地域みらい留学における住まいの問題についてのお尋ねがございました。

地域みらい留学により、全国から生徒を募集し、本県の高等学校への入学を希望していただくためには、生徒が安心・安全に生活できる住環境を整備することが不可欠であります。このため、先ほど知事の答弁にもございましたように、県教育委員会では、中山間地域の市町村が生徒の住居機能を有しつつ地域の教育の充実に資する交流センターなどを整備する際の財政的な支援策として、令和元年度に教育振興施設整備事業を創設いたしました。この事業に基づき、嶺北地域や梶原地域では交流センターが整備され、現在県外留学生の皆さんはこの施設を利用して学校生活を送っております。

ただ、こうした施設の建設には多額の財政負担や多くの時間を必要とします。そのため、議員のお話にございましたように、財政負担の軽減や、生徒の増減に臨機応変に対応できる空き家や既存施設を活用することも大変有効な選択肢になると考えております。また、親元を離れ

生活する子供たちの食事や安全面の確保、快適な生活を送るための建物や設備の維持管理など、解決すべき課題もあります。

県教育委員会としましては、こうしたことへの対応について、財政面も含め、市町村や庁内の関係部署などとの協議を進め、留学生の居住環境の確保に努めてまいります。

次に、学校の魅力化に関し、外部人材や関連組織との連携など、本県の経験値を蓄積する体制を強化することについてのお尋ねがございました。

高等学校の魅力化につきましては、地域に根差した特色ある教育活動の創造や部活動の振興などに向けて、高等学校と市町村が連携するとともに、地域や外部の方々のお力もお借りして取組を進めることが必要でございます。

いち早く地域みらい留学に取り組み、高等学校の魅力化を進めている嶺北高等学校では、嶺北高等学校魅力化の会を立ち上げ、学校、行政、地域がそれぞれの役割を果たしながら、一体となって取組を進めております。具体的には、留学を支援するための住民組織の整備、生徒の居住機能を有する交流センターの整備、さらには地域のスポーツ団体による部活動への支援、公営塾の設置など、こうした取組を通じて高校の魅力化を図り、留学生の増加につなげております。県教育委員会では、こうした県内外の学校の取組についての情報を収集、蓄積しながら、学校や市町村と一緒に魅力化に取り組んでいるところでございます。

しかし、より一層学校の魅力化を進め、多くの留学生を確保するためには、地域みらい留学のPR機能の確保、地域の方々の理解促進と連携の強化、留学生の居住環境の確保といった取組が必要であり、こうしたことは議員御指摘のとおり、県教育委員会だけで取り組んでいくには限界もございます。

そのため、中山間総合対策本部会議なども活用して、庁内の関係部局と情報を共有しながら取り組む体制を整えるとともに、市町村とも緊密に連携していくことが必要であるというふうに考えております。

次に、高校魅力化コーディネーターの採用に関する戦略についてお尋ねがございました。

高等学校の魅力化は地域の活性化にもつながることから、現在県内の3つの市町において、地域と学校をつなぐコーディネーターが採用されております。しかし、こうしたコーディネート業務に精通した人材は全国的にも不足をしている状況にあります。このため県教育委員会では、今年度から高等学校の魅力化に知見を有するアドバイザーを派遣して、市町村が採用したコーディネーターの育成を支援しているところでございます。

アドバイザー派遣は、市町村におけるコーディネーター育成手法の蓄積という面でも有効と考えており、県教育委員会では、まずはこの取組を着実に進めていきたいと考えております。その上で、高等学校の魅力化に知見を有する団体の人的ネットワークを活用することや、移住促進・人材確保センターと連携し、移住相談者にコーディネーターの仕事を紹介するなどを通して、より力量のある人材を発掘し、市町村がコーディネーターを確保することができるよう努めてまいります。

最後に、部活動の地域移行が子供たちに与える影響についてお尋ねがございました。

近年、少子化に伴う生徒数の減少によって、多くの学校の部活動において団体競技のチームが組めなくなったり、部活動の数そのものが少なくなる状況が見られ、子供たちのスポーツや文化芸術活動の選択の幅が狭くなってきております。

こうした状況から、子供たちが希望する活動

を継続的に実施できるようにするためには、学校だけではなく、地域にも活動の場や機会が整備されることが必要であると考えます。そのための方策として、地域連携や地域移行は有効なものであると受け止めております。

昨年10月、県教育委員会が行った部活動地域移行に関するアンケート結果でも、間もなく中学校に進学する小学校5、6年生からは、希望する部活動が中学校にない場合には、地域クラブなどでやってみたいとの回答が過半数を超えておりました。また、中学生からは、地域クラブなどで活動することに対して、専門的な指導や他校の生徒との交流を期待する回答が多く寄せられています。

ただ、地域連携、地域移行を進めるに当たっては、活動の受皿や人材の確保、あるいは家庭の財政負担、大会への参加といった面で課題もあると考えております。そのため、市町村や関係団体などと連携・協働しながら、このような課題の解決策を考え、また地域、学校の実情に応じた、子供たちにとってよりよい環境が整えられるよう尽くしていきたいと考えております。

(文化生活スポーツ部長岡村昭一君登壇)

○文化生活スポーツ部長(岡村昭一君) まず、会計基準の変更が公立大学法人に与える影響と今後の対応についてお尋ねがございました。

今回の地方独立行政法人会計基準の改訂に関し、公立大学法人に適用される主な変更点は、従前行われていた単年度の損益の均衡を図るための資産見返負債の会計処理が令和5年度から廃止されることとなります。

具体的には、従前の会計処理では、例えば公立大学法人が県からの運営費交付金で減価償却が必要な資産を取得した場合、この運営費交付金については即時に収益として認識することなく、一旦資産見返負債として計上した後、当該資産の減価償却に応じて収益化することで、年

度ごとの損益を均衡させることとされておりました。これに対し、会計基準の改訂後は、減価償却の取得時にこの運営費交付金を一括で収益化することとされたものであります。

これによる当面の会計処理としましては、これまでに資産見返負債として計上していた累計額を、令和5年度に一括して収益化することとなります。このため、損益計算書上は、令和5年度はこれが大幅な黒字要因となる一方で、令和6年度以降、減価償却の期間中は減価償却費用に対応する収益がないため、赤字要因となるものと考えられます。

他方、このことは実際のキャッシュフローには全く影響がなく、公立大学法人の経営などにも影響を与えるものではないと認識しておりますが、実務上の詳細な取扱いなどにつきましては、今後国からの通知などを待ちたいと考えております。

次に、旧大栃高等学校における歴史民俗資料の保存や公開についてお尋ねがございました。

県立歴史民俗資料館では、平成23年度から旧大栃高等学校の体育館や格技場などの施設を活用し、比較的劣化が進みにくい農具などの民俗資料を保管しております。もとより、これらの施設は旧の学校施設であり、博物館の収蔵庫と同様の環境を保つことは困難なため、美術工芸品や古文書など厳密な温度や湿度の管理が必要な資料は保管しておらず、今後も保管する予定はございません。また、施設には紫外線対策としてカーテンを設置し、資料の点検や施設の清掃につきましても毎年定期的を実施しており、現在のところ施設の改修などの必要はないものと考えております。

資料の一般公開につきましては、現在年1回、地元の児童生徒などを対象とした体験活動や、地元の物産の販売などの企画と合わせて実施しておりますほか、学校などからの要請に応じ学

芸員が見学を受け入れるなど、随時対応しているところであります。今後ともこうした取組につきましても、地域の民俗文化を守り、世代間、地域間の交流の促進にもつなげるといった観点から、歴史民俗資料館や地元自治体とも協議しながら、ニーズに応じて可能な限りの対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、県内歴史資料の統一データベース化についてお尋ねがございました。

県が保有する様々な資料の電子データ化は、資料の保存と活用の両面から極めて有効であります。高知城歴史博物館や坂本龍馬記念館などのホームページでは、所蔵資料を写真データで紹介しております。さらに、オーテピアのデジタルギャラリーのように、電子データ化した資料を閲覧可能な形で公開している例もございます。しかしながら、これらは現状では各施設ごとの取組にとどまっております。

また、今後県史編さん事業の進捗に伴い、新たな歴史資料が発見されることも想定される中、順次蓄積されていく写真や調査データの管理、公開も課題となってまいります。

こうした状況を踏まえますと、県史編さん事業の成果を県民の皆様にしかりとお伝えするため、また本県の貴重な財産である資料群を適切に保存、活用するためにも、これらの資料をデータベース化し、県民の皆様が簡単にアクセスできる仕組みを整備することが重要であると認識をしております。

今後、こうしたデータの管理や公開のためのシステムの構築に向けましても、収集される情報の分析や開発後の運用をあらかじめ十分に検討することが必要であり、また多くのコストと労力がかかることが想定されますため、まずは国の施策や支援制度、他県の取組状況なども調査した上で、費用や運用の在り方などを含め研究してまいりたいと考えております。

次に、県史編さん室への情報に明るい専門職員の配置についてお尋ねがございました。

県史編さん事業を通じた史料調査などの成果につきましては、電子データ化し、適切な保存、活用につなげていきたいと考えており、県史編さん室にもデジタル技術に明るい職員を配置することは有効であると考えております。

このため、来年度の人事異動に向けましては、職員の庁内公募の仕組みでありますキャリアチャレンジ制度を活用し、高知の歴史などに関心を持つとともに、デジタル技術の活用に強みを持つ職員を公募しております。また、同じく来年度から県史編さん室に追加配置する予定の会計年度任用職員につきましても同様の観点から人材を求めるなど、適材の確保に努めることとしております。

最後に、プロスポーツキャンプの誘致に関し、これまでの総括と今後の戦略、目指すべき目標についてお尋ねがございました。

本県では、プロスポーツの観戦客を含めたスポーツ関連イベントによる県外からの来客数が、新型コロナウイルス感染症の拡大前までは右肩上がりで推移し、令和元年には約9万8,000人となるなど、これまでのプロスポーツキャンプ誘致の取組は、他の取組の効果とも相まって、本県の経済や地域の活性化に大きく貢献してきたものと捉えております。

引き続き、プロ野球については既存のチームの継続に向けた取組を確実にまいりますとともに、Jリーグについては過去にキャンプに来られていたチームの誘致や、新規チームの開拓を強化してまいります。

あわせて、プロスポーツの誘致をさらに進め、スポーツを通じた活力ある県づくりにつなげていくためには、これらプロ野球やJリーグのキャンプに加え、これまでに実績を積み上げてきたプロゴルフの大会などの継続のほか、

新たなスポーツへのアプローチも必要であると考えております。このため、今後は昨年9月に本県での大会開催を実現させましたプロの自転車ロードレースでありますジャパンサイクルリーグのチームや、先月本県との連携協定を締結した企業が運営するプロのダンスチームなど、多様なプロスポーツのキャンプや大会などの誘致にも取り組んでまいります。

来年度からの第3期高知県スポーツ推進計画で掲げることとしております、スポーツ関連イベントによる県外からの来客数の目標12万人の達成に向け、高知県観光コンベンション協会や市町村などと連携し、これらの取組をしっかりと進めてまいります。

(中山間振興・交通部長中村剛君登壇)

○中山間振興・交通部長(中村剛君) とさでん交通に対する支援についてお尋ねがございました。

とさでん交通に対しましては、中期経営計画、会社の黒字回復が見込まれる令和6年度までを、資金ショートや債務超過を防ぐためしっかりと支えるという考え方により、沿線市町と協調したバス運行経費や路面電車施設整備費の全額支援などを行ってまいりました。また、新たなバスロケーションシステムの導入経費や、ICカード「ですか」の車載器の更新費用など、サービス向上や利用促進の取組についても支援してきたところでございます。

こうした取組によりまして、現在の会社の経営状況は中期経営計画以上に好転しており、当面の資金ショートや債務超過は回避される見通しとなっておりますが、議員御指摘のとおり、コロナ後の需要見通しは不透明であり、足元の物価高騰などを踏まえ、将来の経営状況については、いまだ予断を許さない状況にあります。

このため、今議会におきましても2月補正予

算として、沿線市町と協調した路面電車の減収補填について提案させていただいているところです。引き続き会社の経営状況を注視しながら、中期経営計画の目標達成に向け、沿線市町と共に、機動的に対策を講じてまいりたいと考えております。

(商工労働部長松岡孝和君登壇)

○商工労働部長(松岡孝和君) 商工会、商工会議所の支援体制の現状認識と今後の対応についてお尋ねがありました。

経営指導員の設置基準につきましては、社会情勢や環境の変化に伴い、小規模事業者への経営指導が一層重要となっている中、従来の基準のままでは経営指導員の人数を減らさざるを得ない状況が見込まれましたことなどから、平成30年度に見直しを行いました。

この結果、事業者への手厚い対応が可能となり、何よりこの3年間は、新型コロナウイルス感染症対策である給付金や各種支援策の対応にも御尽力いただき、県内事業者の事業の継続と雇用の維持に貢献いただきました。この場を借りて改めてお礼を申し上げます。

今後、事業者の減少が続くことが見込まれる一方で、コロナ関連融資の返済の本格化やデジタル化への対応、事業承継などの様々な課題に対して、経営指導員に期待される役割はますます大きくなるものと考えます。

このため、経営指導員のさらなる資質の向上や、デジタル技術を活用した仕事の効率化を図るとともに、現場の声を聞き、事業者のニーズを見極めながら、配置基準の在り方についても検討していきたいと考えております。

(水産振興部長松村晃充君登壇)

○水産振興部長(松村晃充君) まず、キンメダイの不漁の要因についてお尋ねがございました。

室戸や室戸岬などの主要な水揚げ地でのキンメダイの水揚げ量は、平成23年以降500トンから

600トン程度で推移していましたが、令和3年にはおよそ280トン、令和4年にはおよそ150トンと大きく減少しております。また、水揚げされるキンメダイは小型のものが多くなっており、漁業者からは資源の減少を危惧する声もお聞きしています。

国の研究機関の調査では、国内の主要漁場である関東沖合の海域において、近年キンメダイの資源量は低い水準にはあるものの、急激な減少はしていないとされております。一方で、本県の主要な漁場である室戸沖では、平成29年以降の黒潮の大蛇行に伴い、水温の高い黒潮の流れが岸から大きく離れ、漁場の周辺では水温の低下などの環境変化が見られております。

これらを踏まえますと、令和3年以降の不漁の要因は、黒潮の大蛇行の影響により現在の漁場がキンメダイの生息に適していない状態となっているのではないかと考えております。県では、来年度からキンメダイの新たな漁場となる可能性のある海域で海底地形の調査を行い、その結果を関係漁業者に提供することとしており、こうした状況の中でもキンメダイの漁獲量が確保できるよう取り組んでまいります。

次に、資源問題への対応についてお尋ねがございました。

本県を含め我が国の漁業生産量は、昭和60年代をピークに減少傾向にあり、資源の回復による生産量の維持・増大は喫緊の課題となっております。このため国では、令和2年に施行した改正漁業法において、科学的知見に基づく数量管理を基本とする管理方法により資源管理を徹底し、資源の維持・増大による安定した漁業の実現を目指すこととしています。

その中で、令和5年度までに資源評価を行う魚種を200にまで拡大するとともに、漁獲量が多い魚種を中心に、漁獲可能量の上限を定める制度、いわゆるTAC制度へ順次移行し、我が国

の漁獲量の8割をカバーすることを目標としています。また、TAC制度で管理しない魚種については、関係する漁業者間で協定を締結し、休漁の実施や漁具の制限などの自主的管理措置により保護、回復を図っていくことも改正漁業法に位置づけられております。

県では、国の資源管理制度が本県において適切かつ円滑に運用され、資源の持続的な利用が図られるよう、本県に割り当てられた漁獲可能量の管理や漁業者の協定締結への支援、資源状態の把握などを行っております。今後も、国や漁業者と十分に情報の共有や協議を行いながら、国の制度を適切に運用し資源管理に取り組むことで、漁業生産の維持・拡大につなげ、持続可能な漁業の確立を目指してまいります。

最後に、陸上養殖の可能性についてお尋ねがございました。

全国では、近年陸上養殖への参入事業者が増加傾向にあり、お話にありましたように、大手企業による大規模プラントでのサーモン養殖の計画も進められております。一方、本県ではそうした大規模な陸上養殖は行われておらず、室戸での海洋深層水を利用したサツキマスやスジアオノリなどの養殖が行われているところです。

海洋環境の変化や担い手の減少などにより漁獲量が減少する中で、陸上養殖は漁業生産量を増加させるために有効な手段の一つであると考えております。陸上養殖は、水温や塩分濃度などの飼育環境を人為的に管理できることから、生産性や品質の向上につながることが期待されるとともに、海上での作業がないことから危険性が低く、労働力を確保しやすいといったメリットがございます。

一方で、施設整備に係る初期投資に加え、水のくみ上げや水温の管理に要する電気料をはじめとするランニングコストなど、多額の費用が必要となります。そして、こうしたプロジェク

トが行える事業者がいらっしゃることがポイントであると考えます。

こうした効果や課題を踏まえ、まずは既に陸上養殖を行っている企業から参入に必要な条件などの情報を収集し、本県における陸上養殖の可能性について検討していきたいと考えております。

(総務部長徳重覚君登壇)

○総務部長(徳重覚君) 広報戦略について、インターネットを通じた情報発信の在り方についてお尋ねがございました。

県では、公式ホームページなどインターネットによる情報発信を行っており、中でも近年普及が進むSNSを積極的に活用しています。最近では、令和3年度には知事のコメントをツイッターなどで投稿する「濱田知事の「共感と前進！」」を、今年度には知事が出演するティックトックによる配信も新たに開始しました。こうした取組を通じまして、県公式SNSへの登録者数は、この2年、毎年2割から3割増加しており、情報を発信する手法としてSNSの重要度は増していると考えております。

一方で、SNSによる広報の効果分析などは十分とは言えず、昨年11月の決算特別委員会でも効果的な広報の実施について御意見をいただいたところでございます。このため、県公式SNSのデータ分析を外部に委託し、専門家のアドバイスを受けるための予算を今議会に提案しております。具体的には、SNS利用者の年齢層や居住地などの属性、アクセスの時間帯などの分析を基に、改善策の提案を受け、より効果的な情報発信に生かしてまいります。

この取組を各所属が持つSNSにも横展開いたします。特に、投稿頻度が高く登録者数が多いアカウントと相互にフォローしたり、リツイートしたりすることで、さらなる情報発信につなげます。加えて、各アカウントの役割や情報を

体系的に整理し、ユーザーが情報を取得しやすくすることで、県全体のSNS利用者の増加を目指します。

また、現在庁内に副部長級で組織する部局横断型の広報会議を設置しております。従来、この会議では各部局で実施する広報の内容の共有が議題の中心でした。来年度は会議の見直しをし、広報の狙いや訴求するターゲットを踏まえ、適切なタイミングや手法を提案し、年間を通じた計画的な広報を戦略的に展開する場にいたします。こうした一連の取組により、効果的、戦略的な広報の実現に向けて努力してまいりたいと考えております。

(選挙管理委員長土居秀喜君登壇)

○選挙管理委員長(土居秀喜君) 県内の選挙における低投票率の原因とその対策についてお尋ねがございました。

近年、本県の投票率は低迷が続いており、一昨年10月の衆議院議員選挙では全国平均を上回ったものの、昨年の参議院議員選挙では全国平均を下回ったほか、県議会議員選挙におきましては3回連続で過去最低を更新する状況となっております。

有権者に対する意識調査の結果等も踏まえた低投票率の一般的な原因としましては、投票で政治や社会を変えられるという期待の低下等から若年層を中心とした政治への無関心、また本県特有の事情として、中山間地域などにおける投票環境の問題といったものがあるのではないかと考えておるところでございます。

そうしたことから、県選挙管理委員会では、主に若年層を対象に政治や選挙への関心を喚起するため、小・中・高・大学生などを対象とした選挙出前授業、また議員の皆様にご協力いただき開催しております、若者と議員の座談会などのイベント開催といった取組を実施するとともに、中山間地域などでの投票環境整備のた

め、移動期日前投票所や投票所への送迎といった取組の推進などを行ってまいりました。

しかしながら、近年の選挙結果を見ますと、こうした取組のさらなる拡充が必要と考えております。具体的には、若者向けの対策としてのSNSの活用や、職場を通じた働く世代への投票喚起といった取組をさらに充実させます。

投票率の向上に特効薬というのはなかなかないところがございますが、関係機関とも連携し、啓発等に工夫を凝らしてまいりたいと考えております。

○26番(大石宗君) それぞれ真摯な御答弁をいただきました。

教育長はコーディネーターの話、市町村がやりやすいということですが、それも大事です。ぜひ県が引っ張ってやっていただきますように、これはちょっとお願いをしておきたいというふうに思います。

それから、中山間の公共交通の問題ですが、支援はしていくということではありますが、公共交通はまさに命を預かっている大変重要な産業でありますから、とさでん交通、皆さん本当に全国でも一番給料が低いぐらいの厳しい待遇の中で本当に頑張っておられます。来年度の予算、去年本当に充実した支援をしたと思いますけれども、ちょっと見た感じ厳しめなところもあるなというふうに私は印象を受けていますので、都度都度補正で対応するということかもしれませんが、ぜひ目を配っていただきますようお願いをしたいと思います。

商工労働部長も、マンパワーの問題というのは時間がかかりますので、量の話をしましたけれども、またこれもぜひ取り組んでいただきたいと思っておりますし、水産振興部長、キンメのお話をいただきましたけれども、キンメは新規漁業で、リースで船も買ってとか新しくキンメをやるうとしてきた皆さんもたくさんおられます。不漁

が続けば本当にそういった皆さんがどうなるかという心配もありますので、ぜひ状況を注視いただけたらというふうに思います。

総務部長も広報の話をいただきましたけれど、これはもう本当に成果が目に見えて現れる事業でありますので、ぜひ成果をまた期待しておきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

その上で、再質問をちょっとさせていただきますけれども、知事と文化生活スポーツ部長にお伺ひしますが、知事の若者、大学生等の話で、ヘルスケアイノベーションとかアニメーションの問題で雇用を増やすという、こういうお話がありました。これは産振でもお話がありますけれども、なかなかこういう今風の産業だけで、大きなパイを、定着率を上げるというのはなかなか本来はちょっと厳しいんじゃないかというふうな印象も受けます。

やはり高知県のことを好きになってもらうということが大事だというふうに私は思うわけがありますけれども、若者対策をしないとイケないということも最後おっしゃっていただきました。投票に行っていただくように希望するというお話もありましたけれども、歴代の知事の若者対策を振り返ってみますと、例えば溝渕知事だと青年の船事業をやったりとか、あるいは橋本知事だと学生をインターンシップで連れてきたりとか、いろんな象徴的な行動をされてきたように思ひます。

濱田知事は若者政策について、御自身はこれだけはしっかりやるというものがもしありましたら、ちょっとお伺ひを1点させていただきますというふうに思ひます。

それから、文化生活スポーツ部長は、プロの誘致の問題で、いろいろ目標も掲げられました。これ難しいかもしれませんが、やはり施設整備の中長期的な計画とか考えを持っていくと

いうのも非常に重要ではないかというふうに思ひます。そのあたり他部局との調整もあろうかと思ひますけれど、施設整備に関してどういうふうな、これまでの総括と思ひを持たれているのかというのを文化生活スポーツ部長に伺ひまして、第2問とさせていただきます。

○知事（濱田省司君） 大石議員の再質問にお答えいたします。

若者対策ということで、特に特徴的なものということでございますが、ずばりかつての青年の船のような事業のものではないかもしれませんが、今私自身が力を入れてやりたいと思ひておりますのが、地域おこし協力隊の倍増というのをぜひ力を入れてやりたいというふうに思ひております。特に、中山間地域振興などを考えました場合、非常に実効性のある、即効性の高い施策だと思ひますので、市町村の協力も必要ですが、そこはぜひ目に見える形で実績を上げたいと思ひているところであります。

○文化生活スポーツ部長（岡村昭一君） スポーツの、特にプロのスポーツの誘致などに関しましては、施設整備、これは一定必要な部分もあろうかと思ひます。特に、現在本県におきましては、施設の設置箇所が中央部に固まっているといったこともありますので、今後県内におきましてどういった競技、どういったスポーツ種目について、どういった施設が必要なのか、そういったことも市町村共々検討を進めていきたいということが1点と、ただ他方で、施設整備というのはなかなか一朝一夕には進むものではないという思ひもござひます。

そういったこともありまして、先ほど申し上げましたように、新たなプロスポーツ、例えばプロの自転車競技、レースでありますとかダンスとかでありますれば、新たな大きな投資を伴うことなく、プロのスポーツを誘致ができるといったこともありますので、ですからその施設

の検討と併せまして、施設整備を伴わずとも誘致ができる新たなスポーツの誘致、これも併せて検討してまいりたいと考えております。

○26番（大石宗君） どうもありがとうございます。ありがとうございました。

最後になりますけれども、この春、私たちもまた戦いを乗り越えて、またこの議場で皆様とお会いしたいと思いますけれども、最後、3月13日から知事もマスクをつけないということですけれども、この議場閉会日は皆さんマスクなしでお会いできるのかどうか、議会は議会で考えますけれども、知事に最後再質問でお伺いをして終わりたいと思います。

○知事（濱田省司君） 議会の議場のことに関しましては、議会運営委員会での申合せということになろうと思いますけれども、ただいま申しましたように、3月13日から通常は、特別の事情がなければ、マスクを外すのが常態という形で考えているところであります。

○議長（明神健夫君） 暫時休憩いたします。

午前11時59分休憩



午後1時再開

○副議長（西内隆純君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

24番黒岩正好君。

（24番黒岩正好君登壇）

○24番（黒岩正好君） 1999年、平成11年4月の県議会議員選挙に46歳で初当選し、6期24年間、様々な県政課題と向き合ってきました。同期は9名おりましたが、今この議場にいるのは三石文隆議員、森田英二議員、武石利彦議員と私の4名となっております。

初当選したこの年の11月1日には、牧野富太郎博士を記念した牧野富太郎記念館が、総事業費84億7,000万円で高知市五台山の県立牧野植物園に完成をした年でもありました。来月から、連続テレビ小説らんまんが放映をされ、牧野富太郎博士が宣揚され、高知県に大きな焦点が当たり、本県を全国にアピールする絶好のチャンスとなりました。牧野富太郎博士と同じ佐川町出身者の一人として、大変に喜ばしい限りであります。

さて、初当選以来、最後となる今回の質問で44回目となりました。それでは、公明党を代表して、知事並びに関係する部長に質問をいたします。

初めに、産業振興計画と県経済について伺います。

濱田知事は昨年6月定例会の提案説明の中で、本年度は産業振興計画や日本一の健康長寿県構想などが計画期間の後半に差しかかる年であり、各分野で掲げた目標達成の成否に関わる大変重要な年となる、まさに今が正念場であるとの認識を示されました。さらに、今議会冒頭の知事提案説明でも、徹底して成果にこだわりながら、県民の皆さんと共に元気で豊かな高知県の実現を目指すことを強調されました。これら各分野で掲げた目標を達成するには、県内の景気、経済状況は重要な要素と言えると思います。

2月10日に発表した日本銀行高知支店の月例金融経済概況では、県内景気の総括判断を1年ぶりに引き下げ、一部で弱めの動きとなっているものの、全体では持ち直している、さらにはエネルギーや食料品価格の上昇が所得の下押し圧力となっているとの認識を示しています。

ロシアのウクライナ侵略などを背景としたエネルギー価格高騰により家計の苦しさが増えています。内閣府が1月24日に公表した国民生活に関する世論調査では、今後政府が力を入れる

べき政策について、物価対策が64%、景気対策が63%と、前年度に比べポイントが上がり、最大の関心事になっています。

こうした中、公明党が強く主張してきた前例のない電気料金等の負担軽減策が1月使用分から実現し、政府が示した標準世帯の場合、ガソリンなど燃油補助金を含め、1月から9月までの使用分で総額4万5,000円程度の負担が軽減することが見込まれています。

また、昨年後半の円安によるエネルギー輸入価格高騰を受けて、大手電力10社のうち、四国電力を含む7社が電気料金の値上げを国に申請しています。さらなる電気料金値上がりが懸念される中、公明党は、状況に応じて予備費を投入し、国民生活を守るべきだと主張し、岸田首相は、必要ならばちゅうちょなく取り組むと、予備費を活用して対応するとの見解を示しています。

本県においては、国の1次産業におけるセーフティーネット対策の強化や、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを盛り込んだ総合経済対策などを最大限に活用し、原油価格や物価の高騰による県経済への影響を最小限にとどめるため、6月議会では原油価格・物価高騰対策、県経済の活性化、感染予防、感染拡大防止等、総額41億円の補正予算。9月議会では、6月議会での補正予算の拡充のほか、関西圏の外商の強化や、らんまんを契機とした観光振興等、総額187億円の補正予算。12月議会では、原油価格・物価高騰対策や国の総合経済対策への対応等、総額322億円の補正予算など、様々な国の補助金を活用し、県経済の活性化のために取り組んできております。

これら補正予算による県経済への効果をどのように分析をしているのか、知事に伺いたいと思います。

コロナ禍の長期化や物価高の影響により、中

小企業、小規模事業者は厳しい経営環境に置かれています。国において、中小企業の資金繰り支援策として実質無利子・無担保のゼロゼロ融資を実施しましたが、返済ピークを前に、その負担を軽減するコロナ借換保証の取扱いを開始しています。また、県においては、その保証制度も活用した経営改善支援融資を創設しています。

そこで、この経営改善支援融資の活用状況はどうか、商工労働部長に伺います。

先日開催された衆議院予算委員会の中央公聴会で意見陳述を行った、次期会長予定者の福岡県旅館ホテル生活衛生同業組合の理事長から、宿泊業について、水際対策の緩和や全国旅行支援によって、国内需要がコロナ前と同程度まで回復している一方、地域によって濃淡があると指摘し、資金繰りに苦勞している旅館が多いとして、国の細かい金融措置を講じる必要性を訴えています。

本県の観光関連産業も、同様の厳しい3年余りのコロナ禍による制約も徐々に緩和されて、改善の方向性が見えてきていると考えますが、本県の状況について観光振興部長に伺います。

これまで産業振興計画を中心に、地産外商、雇用の拡大、観光、移住促進、結婚・子育て支援、付加価値や労働生産性の高い産業を育むなど、県の重要政策として取り組んできました。

先日、第4期高知県産業振興計画ver. 4の強化ポイントが発表され、これまでの課題を踏まえて戦略の方向性が見直しが示されました。すなわち、付加価値や労働生産性の高い産業を育む社会経済構造の変化に対応した持続的な成長の促進を掲げ、5つの重点ポイントと7つの基本方向を示しています。そこで、6月議会や12月議会で濱田知事が、一連の施策を着実に前進させ、県民の皆様の目に見える具体的な成果を早期に数多く生み出すことができるよう、私自

身が先頭に立って全力で取り組んでいくと表明をされました。

そこで、本県の経済状況や様々な課題を踏まえ、第4期計画のバージョンアップを行うこととした思いについて知事に伺いたいと思います。

濱田県政の重要施策であるデジタル化、グリーン化、グローバル化について、産業振興計画の連携テーマにおいて、本年度からデジタル化が5つのプロジェクト、グリーン化が2つのプロジェクト、グローバル化が5つのプロジェクトを進めておりますが、取組状況や課題はどうか、産業振興推進部長に伺います。

さて、第4期産業振興計画の最終年度を迎える令和5年度の取組を推進する上で、何といたっても1次産業、2次産業の推進が欠かせません。

そこで、初めに農業分野における第4期産業振興計画は、1つ、生産力の向上と高付加価値化による産地の強化、2つ、中山間地域の農業を支える仕組みの再構築、3つ、流通・販売の支援強化、4つ、多様な担い手の確保・育成、5つ、農業全体を下支えする基盤整備の推進と農地の確保、以上の5つの柱で取り組んできております。

これまでの成果や課題はどうか、そしてこれらを踏まえ、令和5年度の取組について農業振興部長に伺います。

同じく林業分野の第4期産業振興計画の目標として、木材・木製品製造業出荷額等について、10年後の目標として236億円、原木生産量を85万立米とし、その達成のための施策として、1つ、原木生産の拡大、2、木材産業のイノベーション、3、木材利用の拡大、4、担い手の育成・確保、以上の4つの柱で取り組んできております。

これまでの成果や課題はどうか、そしてこれらを踏まえ、令和5年度の取組について林業振興・環境部長に伺います。

同じく水産業分野の第4期産業振興計画の目標として、漁業生産額を令和5年に520億円、令和11年に545億円、水産加工出荷額を令和5年に270億円、令和11年に290億円にそれぞれ引き上げる目標を定め、その達成のために、1つ、漁業生産の構造改革、2つ、市場対応力のある産地加工体制の構築、3つ、流通・販売の強化、4つ、担い手の育成・確保、以上の4つの柱で取り組んできております。

これまでの成果や課題はどうか、そしてこれらを踏まえ、令和5年度の取組について水産振興部長に伺います。

同じく商工業分野における第4期産業振興計画は、1つ、絶え間ないものづくりへの挑戦、2つ、外商の加速化と海外展開の促進、3つ、商業サービスの活性化、4つ、デジタル技術の活用による生産性の向上と事業構造の変革の促進、5つ、事業承継・人材確保の推進、以上、5つの柱で取り組んできております。

これまでの成果や課題はどうか、そしてこれらを踏まえ、令和5年度の取組について商工労働部長に伺います。

先日、高知労働局は、令和4年12月における高知県の雇用失業情勢の概要を取りまとめ、発表しています。これによると、有効求人倍率は1.22倍、新規求人倍率は2.09倍となっており、雇用失業情勢は改善の動きが見られる、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に注意する必要があるとの見解を示しています。先日、知事が本部長である県雇用対策本部会議が開催され、県や国の取組状況や人手不足への対応などが協議をされています。

そこで、雇用対策の充実に向けて、現状や課題について知事に伺います。

令和3年2月議会で、高知労働局との雇用対策協定に基づく事業計画等の質問をしましたが、その際、毎年設定した事業計画に対しP D C A

をしっかり回しながら取り組んでおり、コロナ禍においても双方の取組が効果的になるよう連携を深めていくとの答弁でした。

この2年間の取組や課題はどうか。

あわせて、高齢者雇用安定法に基づく就業状況や課題はどうか、商工労働部長に伺います。

これまでも大学進学や就職等で毎年2,000人規模の若い世代が県外に流出をしています。雇用対策の鍵は、将来の本県を担う若い世代をいかにUターンに導くことができるかにかかっていると思います。

特に、県外の大学等に進学した学生に対し、これまでも就職セミナーの開催や、県内企業へのインターンシップ、イベントの開催、就職活動への交通費の支給など様々な対策を取り組んできております。令和4年3月の卒業学生のUターン就職率の状況は19.6%となっています。

毎年、県内法人・企業と、そこに就職した新入社員に対して大学生Uターン就職実態調査を行っています。この調査結果を受けて、雇用の受皿となる県内企業や大学生へ向けた対応などを含め、今後のUターン就職率の向上にどのように生かしていくのか、あわせて産業振興計画で定めている令和5年度のUターン就職率を35%とする目標に向けた状況はどうか、商工労働部長に伺います。

こうした大学卒業生のUターンを促すため、国は自治体の奨学金返還支援制度を設け、本県でも国の制度を活用し、将来における地域産業の中核的な担い手となる人材を確保するため、平成28年度から令和2年度まで行われています。

成果や課題はどうか、また県下の実施自治体の取組状況はどうか、文化体育スポーツ部長に伺います。

また、令和3年4月から、社員に代わって、企業が奨学金を貸与する日本学生支援機構に直接返還することができる代理返還制度が開始を

され、従業員には所得税や社会保険料を軽減し、企業には損金算入が図られ、日本学生支援機構のホームページに社名を掲載する対策が講じられています。

長野県では、企業が対象の大学生を採用した場合、若手人材確保の観点から、企業支援型を採用することで県内企業のPRにもつながり、相乗効果が高いと判断をしています。さらには、中小企業が従業員の奨学金返還に負担した額の2分の1以内、従業員1人当たり年額10万円を上限に補助する仕組みを検討しており、早ければ令和5年度に支給を開始するとしています。広報についても、多くの企業に制度を導入していただけるよう、経済団体を通じた周知や企業訪問、就活中の学生や保護者にはホームページやリーフレット、新聞広告などの媒体を活用するとしています。

そこで、このような長野県の取組を参考にし、若い人材の確保策として、奨学金返還支援に取り組む考えはないか、商工労働部長に伺います。

今般、令和5年度移住促進策の方向性として、新たにデジタルマーケティングによるUターン候補者の発掘とターゲット化で、Uターンを増やすための取組の強化を図ることが示されています。

そこで、具体的な取組や市町村との連携について中山間振興・交通部長に伺います。

集落実態調査において、改めて本県の中山間地域の深刻さが浮き彫りとなり、様々な対応が図られています。その一つ、2段階移住の取組について、最近はあまり話題に取り上げられておりませんが、相談件数や移住実績など、これまでの取組の状況や課題について中山間振興・交通部長に伺います。

政府は昨年12月、デジタル技術の活用により地域活性化を目指す、デジタル田園都市国家構想総合戦略を示しました。それは、地域それぞ

れが抱える社会問題等を踏まえ、地域の個性や魅力を生かした地域ビジョンを再構築し、地方版総合戦略を改定した地域ビジョンの実現を示しています。

そこで、本県の地域ビジョンの再構築に向けた取組について産業振興推進部長に伺います。

デジタルの恩恵を広く享受するには、国民一人一人がスマートフォンを活用できる環境がますます必要となっています。2021年1月に公表された内閣府の情報通信機器の利活用に関する世論調査によると、60歳代の約26%、70歳代以上の約58%がスマホなどの情報通信機器を十分に利用できずにいる。使い方が分からないことなどが理由で、サポートの存在の必要性を強調しています。

このため、総務省は現在、デジタル機器に不慣れな高齢者らにスマートフォンの使い方やオンラインの行政手続などを教えるデジタル活用支援推進事業を進めています。中山間地域が多い本県において、デジタルデバイドの解消が特に重要となっています。

そこで、本県におけるデジタル活用支援推進事業の実施状況や課題はどうか、総務部長に伺います。

総務省が市町村のデジタル化推進を後押しするため、県における高度専門人材の確保を支援することとしていますが、具体的な取組や検討状況はどうか、総務部長に伺います。

次に、少子化対策について伺います。

現在、国において少子化対策の具体的な議論が行われています。2021年の出生動向基本調査によると、夫婦が理想の数の子供を持たない理由として、52.6%が子育てや教育にお金がかかり過ぎるからという経済的理由を挙げています。

また、日本財団は、昨年12月に17歳から19歳までの1,000人を対象に、働き方や子育てなどの価値観についてインターネットで調査を行って

います。その結果、将来子供を持ちたいという回答が59%でしたが、子供を持つ上での障壁を尋ねたところ、金銭的な負担が69%と最も多く、仕事との両立が54%となっています。実施してほしい少子化対策は、教育無償化が39%、子育て世帯への手当・補助金の拡充が33%などとなっています。

また、日本学生支援機構の学生生活調査では、奨学金を受給している大学生は1990年度には21.8%でしたが、2020年度には49.6%と、2人に1人が利用をしています。大学生の2人に1人が奨学金を利用している今、社会に出た若い人の中には返済が重い負担になり、子供を持つことまで考えられないという声もあります。

こうした切実な声を受け止め、子供を持ちたいという夫婦の経済的負担を軽減するため、公明党の主導で、2023年度予算案に出産育児一時金を現行の42万円から50万円に増額する予算が盛り込まれています。また、妊娠時、出産時に合わせて10万円相当を給付する経済的支援と、子育て家庭に一貫して寄り添う伴走型相談支援を一体的に行う、出産・子育て応援給付金事業も継続実施することになっています。

公明党は昨年11月に、結婚・妊娠・出産から子供が社会に巣立つまで切れ目のない支援策を掲げた、子育て応援トータルプランを発表しました。このプランはライフステージに応じた支援策で、子供の幸せ最優先社会を目指し、少子化、人口減少の克服に向けた具体策を示したものです。

岸田首相は年頭、異次元の少子化対策に挑戦し、今年6月の骨太方針までに将来的な子供予算倍増に向けた大枠を提示すると表明をいたしました。予算委員会では、公明党の子育て応援トータルプランを参考にして、教育を含めた幅広い検討をすべきだとの質問に対し、岸田首相は、次元の異なる少子化対策を実現したい、

その際に同プランを参考にしたいと明言をしています。

今、少子化対策の焦点として児童手当が話題になっています。1963年、昭和38年10月、公明党の前身である公明政治連盟の第3回全国大会で、児童手当制度の新設が掲げられ、公明党が結党された、翌年の1964年当時、福祉は政治ではないとの風潮が根強くありました。しかし、公明党は政府などに粘り強く働きかけ、1968年、昭和43年5月に他党に先駆けて国会に児童手当法案を提出しました。同年には、新潟県三条市と千葉県市川市で、さらには翌年、東京都において児童手当がスタートをしています。いずれも公明党議員の推進で実現したものです。

こうした動きを受け、1972年、昭和47年1月、ついに国の制度としての児童手当が実現をしています。創設当初、児童手当は第3子以降に月3,000円でしたが、1999年、連立政権参画に当たり公明党が提案し、連立政権合意に児童手当拡充が明記をされています。その後、段階的に支給対象や支給額が拡大し、現在は中学3年まで、月最大1万5,000円になり、給付金額も増え、昨年度の支給対象者は連立参加前の1999年度の約7倍、国全体の支給総額は約12倍に拡大をしています。

少子化対策は、社会全体の課題として支援する仕組みや子供関連予算の拡充、人的体制の拡充が欠かせません。昨年末、政府の全世代型社会保障構築会議が報告書をまとめ、今後の社会保障制度改革の在り方を定義しています。とりわけ少子化、人口減少については、経済活動の縮小と社会保障機能の低下をもたらすとして、国の存続に関わる問題と強い危機感を表明しています。

2022年の出生数は、統計開始以来初めて80万人を割り込み、77万人程度にとどまると言われています。当初予測より8年も早いペースで少

子化が進んでいます。

そこで、本県も少子化、人口減少は深刻な課題であるだけに、今年4月に発足するこども家庭庁への期待と国の議論を踏まえ、本県の将来を見据えた少子化対策について知事の所見を伺いたいと思います。

愛媛県では、2023年度の取組として、人口減少対策に40億円を投じることを発表しています。中村愛媛県知事は、その場しのぎの政策では効果が上がらない時代に入っているとして、長年抱える人口問題に危機感を示しています。

愛媛県が人口減少対策として打ち出すのが、主に子育てを控えた29歳以下の若年夫婦に対する経済的な負担軽減策で、結婚や妊娠・出産・子育てなどの段階に応じた12種類の支援策を用意し、新たな支援策での助成対象には、新婚世帯への引っ越し費用や不妊治療費、育児用品の購入費など、そして市や町が出生数などで数値目標を掲げて、地域に適した若年夫婦への支援策を選んで実施をする。県は独自の交付金を出して、市や町の取組を支えるほか、要望に応じて新たな事業を加えることも視野に入れる。さらには、独自の認証制度を設け、女性の活躍、仕事と子育ての両立ができる職場の整備を県内企業に促し、実績を上げた中小規模の事業者に対して奨励金を支給する。その要件には、出産や育児を理由に退職した女性の再雇用や男性従業員の育休取得率向上などを掲げています。

企業体力に不安を抱える中小事業者が職場環境の整備に二の足を踏むケースも多く、奨励金で企業の取組を後押しするとし、育児をしながらでも働きやすい企業を増やして、結婚や出産を控える若年層を呼び込む土台をつくり、転出超過を解消したいとしています。

そこで、財政状況等の違いはあるものの、愛媛県の取組や岸田首相の言われた異次元の少子化対策に挑戦するとの表明を踏まえると、本県

も独自の少子化対策を検討すべきと考えますが、知事の思いを伺います。

子育て支援については、子供の医療費助成の拡充も必要と考えます。子供の医療費に関しては、都道府県や全国全ての市町村で助成制度が設けられています。しかし、その内容は異なり、2021年4月時点の厚生労働省の調査では、通院で高校3年生までを対象としている市区町村は47.2%、入院は51.7%となっています。本県では、高知市の小学6年生までから高校3年生までの幅で、住んでいる市町村によって子供の医療費の援助に違いが表れています。

そこで、本県の子供の医療費助成に関する市町村の格差是正に対する認識と格差の解消に向けて検討する考えはないか、子ども・福祉政策部長に伺います。

次に、土木行政について伺います。

初めに、流域治水対策について、一昨年に施行された特定都市河川浸水被害対策法や水防法などを含めた、いわゆる流域治水関連法は、近年激甚化、頻発化する水害に対し、河川の流域全体で被害を軽減する取組として整備をされています。

特定都市河川浸水被害対策法では、浸水の危険性が高い地域での住宅や福祉施設などの開発、建築について許可制を導入、川底の掘削などの河川整備を進めても浸水リスクが残る場所を浸水被害防止区域として都道府県知事が指定し、条件が満たされない場合は許可されないとしています。

そこで、流域治水関連法施行後の本県の開発や建築の規制に関する取組はどうか、土木部長に伺います。

水防法では、洪水などに対応したハザードマップの作成対象が中小河川にまで拡大されましたが、取組状況について土木部長に伺います。

昨年の2月議会で、高知市旭地区の浸水被害

対策として雨水排水を一時的にためる校庭貯留施設の整備を検討してはとの質問に対して、土木部長は、調査し江ノ口川流域で浸水被害の軽減効果を確認した後、高知市とも連携し施設整備に向けた取組を進めるとの答弁でありました。

そこで、調査の結果を踏まえ、どのような手法で被害の軽減を図る考えか、また具体的な取組のスケジュールはどうか、土木部長に伺います。

台風やゲリラ豪雨の際に、江ノ口川の水量が一気に増加して、床上・床下浸水が発生する浸水常襲地帯となっていた江ノ口川の中・上流域周辺周辺の被害を軽減するため、2011年9月定例会で私は、住民が安心して生活できる解決策の必要性を質問しました。その結果、高知商業高校や高知学園高知小学校を活用した表面貯留方式による浸水対策施設が整備をされました。高知商業高校では、グラウンド内に約1,400立方メートルの雨水を貯留できるよう設計され、江ノ口川に流入する水量を一時的にカットして放流する流出調整の効果が発揮をされています。住民からは、以前のような被害がなくなり、安心して生活ができるとの声もいただいています。

自然災害の頻発化や激甚化が過去に例のない災害の発生に対応し、命と財産を守るため、予報、警報の高度化の必要性が一段と高まっています。公明党の主張により線状降水帯の予測精度の向上を進めるとともに、国土交通大臣が委嘱した気象防災アドバイザーの採用により、地域の実態に合ったきめ細かな気象予測などの情報提供が行われるようになりました。

さらに、政府は今国会に、都道府県と連携した洪水予報の高度化や、民間事業者による局地的な予報の提供などを可能とする改正案を提出すると聞いています。これにより、局地的な予報の精度向上などが期待されています。

今後、本県における洪水予報の高度化などに

どのような対応を図るのか、土木部長に伺います。

近年、大学において効果的な液状化・地滑り対策の研究が進められています。その中の一つの工法が、こうした現象を未然に防ぐために、平常時より地下水位を低下させておく工法です。現在この地下空隙貯留工法は、液状化や地滑り対策として研究が進められ、地震が発生した北海道や熊本県などで防災対策工事として採用されています。

近年、全国各地で大規模な水害が発生し、今後はさらに気候変動による水害の頻発化、激甚化が予想をされています。そのため、平時から学校の校庭や公園等の地下水位を下げておくことで、一時的な大雨の貯留施設としての役割が期待できます。

そこで、流域全体で水害を軽減させる治水対策として、事前に地下水位を下げておく工法を採用した流域貯留対策を検討してはと思います。土木部長の見解を伺います。

国や自治体が公共工事の予定価格を算出する際に使う公共工事設計労務単価が、全国、全職種の単純平均で5.2%引き上げられることになりました。労務単価の引上げは11年連続で、これにより現場の技能労働者の賃金水準の上昇や労働者不足の解消につながることを期待するものであります。

本県でも国と同様に、3月1日以降に契約する工事について新労務単価を適用することですが、将来の担い手の確保及び技能労働者の処遇改善についてはどのように取り組んでいるのか、土木部長に伺います。

4年前の2月議会で、県営住宅に入居している高齢単身世帯は全入居世帯の20.2%を占めている現状に対して、私は、高齢者の皆さんが加齢に伴い健康や生活不安を抱えながら生活をされ、孤立を防ぐためにも、見守りの必要性を質

問いたしました。その際の答弁では、看護師資格を有する高知県住宅供給公社職員が定期的に訪問をしている、また社会から孤立しがちとなる単身高齢者の状況を把握することは、県営住宅の適正な管理にも有効との答弁でありました。

しかし、現在見守り活動が実施されていないようではありますが、今後どのような対応を図られるのか、土木部長に伺います。

次に、障害者支援について伺います。

昨年2月議会で、片耳難聴者など聴覚障害者支援について、現行の助成制度の対象とならない18歳以上で低所得者の方についても助成制度の対象にすべきではないかとの私の質問に対して、専門医の意見も踏まえながら、現行の補聴器等の助成制度については対象者及び対象機器の拡充に向けた検討を進めるとの前向きな答弁があり、今議会にその支援策が提案をされております。

具体的な取組について子ども・福祉政策部長に伺います。

厚生労働省は、民間企業に義務づけている障害者の法定雇用率を現在の2.3%から引き上げ、2026年には2.7%にする方針を決めたとの報道がなされています。障害者雇用促進法に基づく法定雇用率は5年ごとに改定をされ、今年が改定される年となっております。企業で働く障害者は増え続けており、昨年6月時点で61万人を超えたと言われております。障害者の就労は、本人の自立と社会参加の重要な柱であるとともに、誰もがその能力を存分に発揮できる共生社会の実現に欠かせません。

そこで、障害者が社会で活躍できる就労機会の拡大について知事に所見を伺います。

あわせて、障害者の就労に関する本県の現状と課題について子ども・福祉政策部長に伺いまして、1問目といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事（濱田省司君） 黒岩議員の御質問にお答えをいたします。

まず、補正予算によります県経済への効果についてお尋ねがございました。

本年度の補正予算では、主に原油価格・物価高騰対策といたしまして、1つには、直面する課題への迅速な対応、もう一つには、中長期を見据えた構造転換への支援、この2つの観点から県内事業者を支援してまいりました。

まず、直面する課題への迅速な対応におきましては、セーフティーネット対策の強化といたしまして、農業者、漁業者の燃油や肥料、飼料などの購入費を支援いたしました。あわせて、経営状況が厳しい事業者を対象とした資金繰り対策を充実してまいりました。これらの支援策の効果もありまして、物価高騰が続く中であっても県内事業者の事業継続につながったものと考えております。

また、県経済の早期回復に向けまして、裾野が広いと言われる観光や飲食の需要喚起策を積極的に展開してまいりました。観光におきましては、今年度当初予算を含めまして、国の全国旅行支援と合わせて、本県独自の誘客促進策を実施してまいりました。その結果、昨年10月から12月までの主な旅館、ホテルの宿泊客数はコロナ禍前を上回る水準となるなど、観光需要の回復につながっております。さらに、飲食店の需要喚起を図りますキャンペーンを展開いたしました結果、飲食店のみならず、納入をされる生産者あるいは卸売事業者など関連をする事業者にも幅広い波及効果があったものと考えております。

次に、中長期を見据えた構造転換への支援におきましては、新分野への事業展開、あるいは省エネ設備の導入、デジタル技術の活用といった、構造転換に挑戦する事業者への支援を実施いたしております。こうした取組は、県内事業

者の生産性の向上などを支援するものでありまして、中長期にわたる経費の節減ですとか、今後の持続的な成長をもたらしまして、産業の足腰の強化につながる、こういう効果を持つと考えております。

今後も、県内の状況を注視しながら、原油価格や物価の高騰によります県経済への影響を最小限にとどめることができますように、必要に応じて機動的な対策を講じてまいります。あわせて、全国知事会とも連携をし、国に対して必要な提言を行ってまいります。

次に、第4期の産業振興計画のバージョンアップへの思いにつきましてお尋ねがございました。

これまでの産業振興計画の取組を通じまして、県内総生産や1人当たりの県民所得、労働生産性といった経済指標は好転をしておりました。今後も人口減少が避けられない中で、さらなる経済成長につなげていくためには、これまで以上に付加価値や労働生産性を高めまして、地産外商を進めていくということが重要であります。この点を第4期計画の戦略の方向性として第1に掲げまして、各分野における取組を進めてまいりました。

次に、現下の県経済に目を向けますと、コロナ禍の影響から持ち直しつつはあるものの、原油価格や物価の高騰が長期化をし、様々な分野で影響を受けております。この県経済を再び成長軌道に乗せていくためには、こうした社会経済情勢の変化を踏まえながら、一步先を見据えた各産業分野の構造転換を一層力強く進めていかなければなりません。このため、来年度の第4期の計画ver. 4におきましては、第2の戦略の方向性といたしまして、社会経済構造の変化に対応した持続的な成長の促進を新たに掲げたところでございます。

今回のバージョンアップにおきましては、この2つの方向性に基きまして、今後の成長の

原動力となりますデジタル化、グリーン化、グローバル化といった視点から一連の施策を抜本強化いたしております。第4期計画の最終年度となります来年度は、こうした攻めの施策を全力で進めまして、コロナ禍で落ち込んだ経済の回復はもちろんのこと、新たな価値の創造にもチャレンジをしてまいります。

次に、雇用対策の充実に向けました現状あるいは課題についてお尋ねがございました。

県におきましては、働く場の確保や創出を効果的かつ円滑に進めようという考えに立ち、平成19年度に雇用対策本部を設置いたしまして、高知労働局と連携した取組を推進いたしております。

先月13日に開催をいたしました本年度の雇用対策本部の会合には高知労働局長も出席をいただきまして、そうした中で、1つには、現在の雇用情勢は直近の令和4年12月の有効求人倍率が1.22倍と、25か月連続して1倍を超えて推移をしております改善傾向にあること、もう一つには、その詳細を見ますと、求人数は増加をしております一方で求職者数が6か月連続で減少しているということ、特に介護・福祉分野、建設業といった分野では人手不足が顕著であることといった状況や課題を確認したところであります。

こうした情報を共有いたしました上で、雇用対策本部では、人材の育成・確保、定着、多様な人材の活躍の促進など、来年度県と国が連携をして取り組む事業計画についても決定いたしました。県におきましては、介護分野のノーリフティングケアの推進、建設業でのICTを活用した働き方改革、女性活躍に向けた施策の一層の強化、さらには外国人材の確保などに取り組んでまいります。また、労働局におきましては、正社員雇用の促進や人材の育成への支援などを行っていくということを確認いたしましたところ です。

国と連携した取組を進めることで、魅力のある仕事を創出していくということにより、県の経済の好循環を生んでいく、そして地域地域で若者が誇りと志を持って働ける高知県の実現を目指してまいります。

次に、少子化対策に関連いたしまして、こども家庭庁への期待と、本県の将来を見据えた少子化対策の在り方についてお尋ねがございました。

現在、国におきましては、こどもまんなか社会の実現を目指すという考え方に立ちまして、子供政策を強力に推進するためのたたき台の議論が進められております。来月発足いたしますこども家庭庁には、子供政策の取りまとめにおきまして、司令塔としての機能を十分に発揮していただくことを大いに期待いたします。

本県におけます意識調査によりますと、子育て世代におきまして理想と現実の子供の数に差が生じている最大の要因は、子育ての経済的な負担の大きさ、そして仕事と育児の両立の困難さにあります。この点は、議員からも御指摘あったとおりだと考えます。こうした課題に対しましては、国と地方が適切な役割分担の下で、相互に対策の強化を図り、相乗効果を発揮していくということが必要だと考えます。

まず、国におきましては、これも御指摘がございました児童手当の支給額の拡充でございませうとか、幼児教育・保育の完全無償化などのように、子育て世帯への所得の再配分機能を持つような経済的な支援の枠組みを構築していただく、この点について、国が責任を持って取り組んでいただきたいというふうに考えております。また、仕事と育児の両立に向けました労働法制などの制度設計、安全で安心な保育・教育環境の整備、こういった点も国においてさらなる強化の取組が必要だというふうに考えます。

一方、地方の役割といたしましては、1つに

は中山間地域など条件不利地域におけます子育て世帯への補完的な経済的支援が期待されると考えます。また、地域の実情に合わせて、分野横断的な縦割りでない子育て支援対策を展開するという、さらには全国一律の基準ではカバーができないきめ細かなサービスの提供を行っていくと、こういった点が期待されていると考えまして、現に地方においてはこういった問題について柔軟に対応しているところだと思いません。

地方自治体がこのように様々な施策を総動員して総合的な少子化対策を強化していくというためには、国によります自由度の高い財政措置、例えば地方交付税でありましたり、自由度の高い交付金であったりということですが、こういった措置の拡大が求められるものと考えます。

このような考え方に立ちまして、私自身が近々にこの少子化対策強化に関します政策提言を行う予定で準備をいたしております。今回の国の動きを好機、チャンスと捉えまして、国と地方の役割分担に基づきます少子化対策の抜本的な強化をしっかりと訴えてまいります。

次に、本県独自の少子化対策についてのお尋ねがございました。

御紹介をいただきました愛媛県の取組は、若い世代の子育て支援、経済的な負担の軽減に加えまして、地元への定着、移住も含めた人口減少対策として、総合的に取りまとめられたものと承知をしております。本県におきましても、人口減少の課題解決を目指します、まち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして、ライフステージに応じた独自の少子化対策を推進しており、この機にさらなる強化を図りたいと考えています。

具体的には、1つは出会い・結婚段階の支援といたしまして、こうち出会いサポートセンター

を拠点とした出会いの機会を一層拡大してまいります。また、妊娠・出産の支援の局面におきましては、不妊治療への助成を継続していくということに加えまして、新たに産後ケアの利用拡大に取り組みます市町村を後押ししてまいりたいと考えます。

さらに、子育て支援の局面におきましては、ファミリー・サポート・センターへの独自の運営支援に加え、新たに住民参加型の取組を推進することといたしまして、子育て経験者によりますいわゆるピアサポーター、そして地域ボランティア、こういった取組の拡大を図ってまいります。あわせて、今後保育所を活用いたしました未就園児の一時預かりなどの取組を視野に入れまして、よりきめ細かな支援を充実していきたいと考えております。

さらに、仕事と育児の両立におきましては、企業の認証制度の普及拡大や、男性の育児休業取得促進に向けました企業への啓発など、官民協働で子育てしやすい環境づくり、そして機運の醸成を図ってまいります。

今後、6月の骨太の方針におきまして、次元の異なる少子化対策の具体策が体系的に示される運びとなっております。県といたしましては、来年度のまち・ひと・しごと創生総合戦略の改定におきまして、国の強化策を踏まえましたが本県独自の少子化対策のさらなる充実強化を図ってまいる考えであります。

最後に、障害のある方の就労機会の拡大についてお尋ねがございました。

障害のある方もない方も共に支え合い、安心をして生き生きと暮らせる、そうした共生社会を実現していくためには、障害のある方の一般就労などの社会参加を進めていくということが肝要であります。

令和4年の県内企業におけます障害者雇用の状況を申し上げますと、常時雇用いたします障

害者の割合を示します実雇用率で全国16位、法定雇用率達成企業の割合は全国7位ということでありまして、いずれも全国的に見て高い水準にございます。

今後さらに障害者雇用を促進していくためには、事業主の方々の理解促進、多様な働く場の確保、そして能力開発の促進、こうした3つの取組が重要であります。具体的には、障害者職業訓練コーディネーターによります企業訪問や雇用促進セミナーの開催を通じまして、第1の事業主への理解促進あるいは雇用への支援制度の周知を行ってまいります。

また、農福連携の取組の強化、テレワークの推進、障害福祉サービス事業所の生産活動への支援などによりまして、2つ目に掲げました多様な働く場の確保にも取り組みます。さらに、第3の能力開発の取組といたしまして、障害のある方に就労意欲を高めていただく職業体験の機会を拡充する、また知識や技術を習得するための職業訓練を展開すると、こういった施策を進めてまいります。

加えて、現在策定中の高知県障害者計画におきまして、共生社会の実現を基本理念として掲げますほか、障害のある方への理解や就労機会の拡大に関する施策を盛り込み、数値目標を設定いたしまして、しっかりと取り組んでまいります。

私からは以上であります。

(商工労働部長松岡孝和君登壇)

○商工労働部長(松岡孝和君) まず、経営改善支援融資の活用状況についてお尋ねがございました。

議員のお話にありましたように、国や県のコロナ関連融資の借換え需要などに対応するため、国のコロナ借換え保証を活用した経営改善支援融資を1月10日に創設したところです。この融資では、中でも業況の厳しい事業者に対して、県

が独自で保証料の上乗せ補給を行うとともに、金融機関が継続的な伴走支援を行うことで、事業者の資金繰りと収益力の改善に向けた取組を支援することとしております。

お尋ねのありました利用状況につきましては、現時点では国のコロナ関連融資の返済が本格化していないこともあり、2月22日の時点では66件、14億9,700万円と、まだ少ない状況でございます。

今後、コロナ関連融資の返済が本格化してまいりますことから、引き続きテレビやラジオ、県のホームページなども活用して、積極的な周知を行うとともに、金融機関など関係機関と連携して、事業者に寄り添った対応をしっかりと行ってまいります。

次に、商工業分野における第4期産業振興計画の成果や課題、令和5年度の取組についてお尋ねがございました。

商工業分野の第4期産業振興計画においては、お話にありましたように、絶え間ないものづくりへの挑戦など5つの柱の下、「生産性の高いものづくりと、働きやすく活気ある商工業の実現」に向け取り組んでいるところです。

これまでの取組の結果、例えば産業振興センターの外商支援による成約額は昨年度91.7億円と、第4期計画の開始時より約10億円、率にして約12%増加しております。また、昨年度の防災関連製品の売上高は、平成24年度に取組を開始して以来、初の100億円を突破したところです。さらに、産業振興センターや商工会連合会と連携したデジタル化への支援により、デジタル化の取組も徐々に広がりを見せているところであります。

このように一定の成果が出てきていますものの、本県経済の回復、さらなる発展に向けては、これまでの取組を土台として、さらに施策を充実し強化していく必要があると考えております。

特に、成長の原動力となるデジタル化、グリーン化、グローバル化に加え、事業承継の取組の強化が必要と考えております。

このため、来年度はデジタル化では、セミナーの充実に加え、12月議会で予算化した県独自の補助金も活用し、デジタル化の取組の量的拡大と質的向上を図ります。また、グリーン化では、バイオマスの有効活用など、プラスチック代替素材活用プロジェクトの拡大に取り組んでまいります。そして、グローバル化においては、交流会の開催や現地サポートデスクの設置など、県内及び海外における支援体制の強化を図ってまいります。最後に、事業承継については、特に中山間地域で事業承継が進むよう、施策の抜本的な拡充を図ってまいります。

引き続き、官民協働の下、本県経済の活性化にしっかりと取り組んでまいります。

次に、高知労働局との雇用対策協定に基づく事業計画の、この2年間の取組や課題についてお尋ねがございました。

県では、高知労働局と相互連携の下、それぞれの強みを発揮し、雇用施策を効果的かつ一体的に実施するため、平成26年7月に高知県雇用対策協定を締結し、毎年度事業計画を定めて連携した取組を進めております。

この2年間の事業計画では、まずコロナ禍における雇用の維持を第1の柱に位置づけ、取り組んでまいりました。このほか、各産業分野の人材の育成・確保・定着や、多様な人材の活躍促進、働き方改革の推進と生産性の向上といった取組も進めてきたところです。

こうした結果、県内の有効求人倍率はこの2年間継続して1倍を超えて推移するなど、それぞれ一定の成果は見られているところであります。しかしながら、依然として医療、福祉、建設などの業種において人手不足が顕著でありますし、働き方改革の推進や多様な人材の活躍促

進に向けても一層の取組が必要であると考えております。

このため、来年度は、新たにハローワークジョブセンターほんまちに、高知県福祉人材センターと高知家の女性しごと応援室の相談窓口を設置し、人材確保対策や多様な人材の活躍の支援を強化してまいります。また、働き方改革の推進では、働きやすい職場づくりの取組を拡大するため、県ではワークライフバランス推進企業の、国では「くるみん」や「えるぼし」の認定企業のさらなる取得促進に努めてまいります。

今後も高知労働局と連携し、事業計画のPDCAをしっかりと回しながら、雇用施策を効果的かつ一体的に実施してまいります。

次に、高年齢者雇用安定法に基づく就業状況や課題についてお尋ねがございました。

県では平成30年度から、経営者団体や労働者団体などから構成されます生涯現役促進地域連携協議会の皆様と共に、年齢に関わりなく働き続けられる仕組みづくりに取り組んでまいりました。具体的には、雇用する側である企業に対して、高年齢者の能力や経験を生かせる業務の切り出しを行い、就業の機会を創出することをお願いしてまいりました。また、雇用される側である高年齢者に対して、スキルアップセミナーや職場体験などの就業支援を行うとともに、企業と高年齢者双方のニーズを踏まえたマッチングなども実施してきました。

こうした取組もあって、昨年12月に高知労働局が発表した65歳以上の常用労働者数は、令和2年の4,838人から令和4年は8,958人と大きく増加いたしました。また、令和3年4月の法改正により、事業主の努力義務となった70歳までの就業確保措置の実施済み企業の割合も、令和3年の24.3%から令和4年の26.5%へと増加しており、一定の成果が現れつつあると考えております。

しかしながら、働く意欲のある高年齢者の数に比べ、業務が十分に確保できている状況にはなく、今後さらに業務の切り出しを増やしていくことが課題であると考えております。このため、来年度はセミナーにおいて具体的な業務の切り出し事例も紹介し、企業の理解のさらなる促進に努めてまいります。

引き続き、労働局や関係団体の皆様と連携しながら、働く意欲のある高年齢者がその能力を十分発揮し、活躍できる社会の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、大学生Uターン就職実態調査を踏まえた取組と目標達成の見込みについてお尋ねがございました。

県では、本県出身の県外大学生の県内就職率や県内企業の採用活動の実態と、学生のUターン就職の意識、行動について把握するため、毎年実態調査を実施しております。本年度も県内の企業1,600社に対してアンケート調査を実施し、778社から回答を得たところです。

本年度の調査からは、お話にありました就職率を算定するための企業の採用実績のほか、県外在住の学生が本県で就職活動を行う際の交通費助成のニーズが大きいことや、企業の採用情報の発信力に課題があることなどが明らかとなりました。このため来年度は、交通費助成の予算を拡充するとともに、自社の魅力を効果的に発信するためのセミナーを引き続き開催してまいります。

また、本年度の調査において新たに、県が運営する学生向けの就職情報ポータルサイトについて利用状況をお尋ねしたところ、想定以上に利用が少ないことも分かったところです。このため来年度は、その対策として、新たにデジタルマーケティングの手法を活用して、Uターン就職の可能性がある学生を中心にサイトに誘導するデジタル広告を発信するなど、より積極的

な情報発信に取り組んでまいります。

次に、Uターン就職率につきましては、令和元年度は18.6%、令和2年度は19.3%、令和3年度がお話しいただいたように19.6%と、徐々にではありますが上昇してきているところです。令和5年度35%という非常に高い目標への達成は大変厳しい状況にはなりますが、Uターン就職率のさらなる上昇を目指して、県内企業や県外の協定大学などと連携し、引き続きしっかり取り組んでまいります。

最後に、企業支援型の奨学金返還支援を通じた若手人材の確保についてお尋ねがございました。

企業による奨学金返還支援制度は、優秀な人材を確保する手段となり、また従業員の会社への愛着を育て、仕事の意欲を高めるという効果が期待できるものです。さらに、社会全体で見ますと、地方へのU・Iターンと定着を促進するとともに、奨学金の返済に伴う若者の経済的・心理的負担を軽減し、晩婚化や少子化を防ぐことにも通じる一つの有効な施策であると考えます。こうしたことから、近年、お話のありましたように、他の自治体での取組が広まりつつあると承知しております。

この制度の導入に際しては、企業の負担を前提としておりますことから、まずはしっかりと企業の皆様のニーズをお聞きすることが必要であります。このため、高知県工業会などの産業団体との意見交換や企業訪問の中で、他県の事例と効果を紹介しながら、ニーズの把握に努めてまいります。その上で、企業ニーズを踏まえ、本県での制度の導入について検討を深めてまいります。

(観光振興部長山脇深君登壇)

○観光振興部長(山脇深君) 本県観光関連産業の状況についてのお尋ねがございました。

全国旅行支援や高知観光リカバリーキャン

ペーンなどの効果もありまして、本県観光にもようやく明るい兆しが見えてまいりました。高知県旅館ホテル生活衛生同業組合の調査によりますと、宴会利用につきましては依然として回復が遅れておりますが、宿泊人数の推移を見ますと、昨年6月以降、ほぼコロナ禍前の水準まで戻ってきております。また、本年1月に、国が新型コロナウイルスの感染症法上の分類を5月から見直すという方針を示しておりますので、今後は様々な制限が段階的に緩和され、人の動きがさらに活発になるのではないかと考えております。

一方で、コロナ禍の影響が長期間に及んだことや、宴会需要の回復がまだ見通せていないといったことなどもあり、特に宿泊事業者におきましては、厳しい状況が一定期間続いていくのではないかと心配をしております。このため、引き続き観光客の誘致に全力で取り組みますとともに、観光関連事業者の皆様とは今後ともしっかりと情報共有を行い、経営状況などの実態の把握に努めてまいります。

(産業振興推進部長沖本健二君登壇)

○産業振興推進部長(沖本健二君) まず、連携テーマのプロジェクトにおける取組状況や課題についてお尋ねがございました。

産業振興計画では、今年度から経済成長の原動力となるデジタル化、グリーン化、グローバル化の視点を軸に、分野横断型の連携テーマを再編し、産学官民連携によるイノベーションの創出を目指して、各プロジェクトをスタートさせました。

まず、デジタル化の促進では、農業のI o P推進プロジェクトにおいて、データ駆動型農業の取組を進めてきた結果、生産者の7割が増収となった産地が生まれますなど、具体的な成果が出てきております。

次に、グローバル化の促進では、令和3年度

の輸出額が過去最高となりますなど、海外においてニーズが高まっております土佐酒の輸出拡大プロジェクトを官民挙げて取り組んでおります。土佐酒の輸出は、まだまだ伸び代があると考えておりますが、県内の酒蔵には小規模な事業者が多いため、海外からの大量発注に応えることができないということが課題でございます。そのため、本年度は輸出拡大を目指す事業者の生産体制の拡充に対して支援を行ったところでございます。

一方、新たな産業の創出や集積に挑戦しているプロジェクトもございます。例えば、アニメプロジェクトにおいては、アニメ関連産業の集積を目指し、産学官金が連携して関連企業やクリエイターの誘致、人材育成などに取り組んでおります。現在、県内外から集まったアニメクリエイターの数は30人程度まで増加をしておりますが、今後県内で長編アニメーション作品の制作が予定されておりますことから、さらなる雇用の増加が見込まれております。一方で、県内には誘致の受皿となるオフィスが少ないため、今後は受入れ環境の整備が急務だと考えております。

今後も各プロジェクトの取組を着実に進め、県内外から多くの人材や資本の集積を図りますことで、本県経済の活性化につなげてまいります。

次に、地域ビジョンの再構築に向けた取組につきましてお尋ねがございました。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、地域経済への影響のほか、子育て環境の孤立化や集落活動の停滞といった影響をもたらしております。また、デジタル技術の活用が多方面で進展し、地方暮らしへの関心の高まりとともに、テレワークなど柔軟な働き方が浸透しつつあります。デジタル化の進展は、各産業分野のイノベーションの創出のみならず、中山間地域における暮ら

しや医療、教育などの課題解決をもたらすことが期待できます。

こうした社会経済情勢の急速な変化に対応し、人口減少と少子高齢化という構造的な課題に立ち向かいますためには、本県が目指すべき理想像、地域ビジョンを再構築いたしまして、まち・ひと・しごと創生総合戦略を見直していくことが求められます。そのため、まず情報通信インフラの整備といった施策を追加しまして、デジタル化の取組を強化した令和5年度版のまち・ひと・しごと創生総合戦略に改定をいたします。

来年度は、第4期の産業振興計画や日本一の健康長寿県構想など、関連する主要な政策の区切りを迎えます。そのため、これらの政策の取組の総括や次のステージに向けた議論も踏まえて、有識者や市町村の皆様のご意見をいただきながら、具体的な地域ビジョンを検討してまいります。

現行の総合戦略の終期は令和6年度までとなっておりますが、国のデジタル田園都市国家構想総合戦略を反映した形で1年前倒しし、令和6年度を初年度といたします新たな総合戦略を策定したいというふうに考えております。

(農業振興部長杉村充孝君登壇)

○**農業振興部長(杉村充孝君)** 農業分野における第4期産業振興計画の成果や課題、令和5年度の取組についてお尋ねがございました。

まず、成果としましては、野菜主要7品目の生産量は目標を下回っているものの、農業者の減少が続く中でも生産性の向上などの取組により、一定、量の維持が図られていること、またデータ駆動型農業を推進するための基盤であり、今後の生産量の増加に大きく寄与するI o Pクラウド、SAWACHIが昨年9月に本格運用を開始したことなどが挙げられます。

一方で、課題としましては、分野を代表する目標として定めております農業産出額等は令和

3年度の到達目標を達成することはできませんでしたが、また将来の本県農業を担っていただく新規就農者の数も毎年の目標に届いていない状況にあります。

このため、令和5年度は、農業産出額等を増加させるために最も重要な生産量のさらなる増加に向けまして、SAWACHIを核としたデータ駆動型の営農指導体制の強化や、既存ハウスの高度化による生産基盤の強化などに取り組んでまいります。また、新規就農者の確保に向けましては、新規参入や親元就農といったターゲットごとの担い手確保対策に取り組むとともに、新たに新規就農者向けの中古ハウスを確保する仕組みを構築するなど、施策の強化を図ってまいります。

加えて、第4期計画のスタート時には想定していなかった資材などの価格高騰という新たな課題が生じておりますので、今年度から講じております対策を充実強化してまいります。具体的には、ハウスの低コスト化の取組や、既存ハウスの長寿命化への支援を行うこととしております。さらに、経営の厳しい畜産分野の構造転換を図るため、飼料コストの削減、生産性の向上、経営の継続の取組をパッケージで支援してまいります。

(林業振興・環境部長豊永大五君登壇)

○**林業振興・環境部長(豊永大五君)** 林業分野における第4期産業振興計画の成果や課題、令和5年度の取組についてお尋ねがございました。

第4期産業振興計画の林業分野では、4つの柱の下、川上から川下までの施策を総合的に展開してまいりました。第4期のこれまでの主な成果といたしましては川上では、高性能林業機械の導入やスマート林業の普及により、森の工場での労働生産性が向上してきていること。川中では、事業者の共同により、しまんと製材工場が整備され、高品質な製材品の量産体制が強

化されましたこと。川下では、全国的な経済団体などと共に建築物等への木材利用の普及啓発を進めたことにより、建築主となる企業の中に木材利用の意識が広がってきたことなどがございます。また、担い手につきましては、林業大学校で着実に人材育成を進め、本県への就業につなげてまいりました。

一方で、課題といたしましては、原木生産量は増加傾向にあるものの目標には未達であることや、近年原木の増産に伴い皆伐面積が増加する中で、持続可能な林業振興に不可欠な再生林の割合が4割程度にとどまっていること。また、製材品の出荷量が横ばい状況にある中、木材利用に対する関心が高まっているこの時期を捉えて、建築物の木造化などを広く一般的なものとするためのさらなる取組が必要となっていること。さらに、林業就業者の4割程度が60歳以上となっており、今後はさらなる担い手の確保が必要となってくるなどがございます。

こうした課題を解決するため、令和5年度には、施業を効率化するためのスマート林業への転換の推進や、再生林率を目標としている7割まで引き上げていくための抜本的な対策を盛り込んだプランの策定と実践、木材利用を拡大するための本県独自の環境不動産認定制度とその優遇措置の創設や、内装空間の設計等に携わるデザイナーやプランナー等とのネットワークの構築、担い手確保や就業者の定着率の向上につながる雇用環境の改善など、林業職場の魅力向上の取組支援などの施策の強化を図ってまいりたいと考えています。

(水産振興部長松村晃充君登壇)

○水産振興部長(松村晃充君) 水産業分野における第4期産業振興計画の成果や課題、令和5年度の取組についてお尋ねがございました。

水産業分野においては、漁業生産量を確保し、加工や外商の拡大により漁業所得の向上を図る

ことで、担い手を安定的に確保できる好循環を生み出し、若者が住んで稼げる元気な漁村の実現を目指して取り組んでいるところです。

これまでの取組の結果、デジタル化においては、漁業者に有益な情報を一元的に発信するNABRASの運用開始や、カツオや定置網漁業で操業の利益を可視化するツールが完成いたしました。また、定置網漁業では、新たな企業の参入を促進し、2つの漁場で操業が開始されました。さらに、輸出に対応した新たな加工施設の整備を進め、養殖魚の前処理加工出荷額は、平成30年度の20億円から令和3年度の43億円まで大きく伸びてきております。

しかしながら、メジカやキンメダイなどの主要魚種の不漁や、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、県内の生産額や外商の取引額は大きく減少しています。こうした厳しい状況を乗り越えていくために、デジタル技術による効率的な漁業生産への転換、安定的な生産が期待できる養殖業の振興、市場が拡大している海外への展開が必要であると考えています。

このため、令和5年度は、利益を可視化するツールを沿岸漁業に拡大することや、新たな養殖漁場の確保とブリの人工種苗の普及に取り組んでまいります。また、水産物輸出促進コーディネーターの配置による支援体制の強化や、卸売市場関係者と連携した有望市場への販路開拓など、輸出の取組を強化してまいります。あわせて、生産を支える担い手の確保に向けて、漁業就業支援センターを中心に、県内外からの就業希望者の掘り起こしを強化してまいります。

これらの取組をPDCAを回しながら着実に進め、本県水産業の振興を図ってまいります。

(文化生活スポーツ部長岡村昭一君登壇)

○文化生活スポーツ部長(岡村昭一君) 奨学金返還支援制度の成果や課題及び県内自治体の取組状況についてお尋ねがございました。

県では、広く地域産業を担う人材の確保を目的として、県内の企業で一定期間就業した方に対し、奨学金の返還を支援する制度を平成28年度に創設し、5年間で154人の方々を支援対象の候補者として決定しております。候補者の選定につきましては既に終了しておりますが、これらの方々に実際に支援を受けていただくには企業での一定期間の就業継続が要件となっておりますため、県全体としてみれば、人材の定着に一定の効果があつたものと考えております。

他方、この事業では、対象者の要件につきましてはUターンの方に限定することなく、県内の大学を卒業された方や、県外出身の方なども含めた幅広い制度としておりましたため、議員のお話にありました本県出身学生のUターンの促進という点では、効果が見えづらかったのではないかと認識しております。同じく就業先の要件につきましても、県における制度の目的から、特定の業種や職種などに限定する制度とはしていなかったため、そうした点からの効果の分析についても同様であります。

県内の市町村による奨学金返還支援事業につきましては、5市6町において実施されております。市町によって支援内容は様々ですが、例えば四万十町では、町内で就業する方のうち、特に看護師など町が指定する職種に就業された方には手厚い支援を行うなど、地域の実情に応じた取組が行われているとお聞きをしております。

(中山間振興・交通部長中村剛君登壇)

○中山間振興・交通部長(中村剛君) まず、Uターン者を増やすための取組と市町村との連携についてお尋ねがございました。

来年度実施するUターン促進策では、県出身者に情報を届ける手法を抜本的に強化すること、また県全体の機運の醸成によりUターンを意識し行動に移してもらうことの2つに取り組んで

まいります。

このうち、まず情報を届ける取組では、ウェブ上の登録情報や行動履歴などから、県出身者と思われる方を特定して情報を提供するデジタルマーケティングの手法を取り入れ、従来接触できなかった県出身者に対する精度の高いアプローチ、これを行ってまいります。また、その際提供する情報についても、仕事や生活の転機となる出来事を年代別に想定し、その方が関心を持つ情報を提供することで、Uターンをよりリアルに意識するきっかけとしていきます。

2つ目の機運を醸成し行動に移してもらう取組では、お盆や年末年始などの帰省シーズンを中心に県出身者やその家族に対してUターンを意識していただくキャンペーンを展開し、あわせてこれまで関西圏や東京で開催してきたUターン対象の相談会を転出者の多い他の地方都市でも開催してまいります。

また、こうした一連の取組を確実に成果につなげていくために、議員御質問の市町村との連携をしっかりと行い、相乗効果を生むよう取り組んでまいります。このため、各市町村においてSNSや成人式の場合などの機会を活用してUターンを呼びかけていただくこととし、その取組に必要な経費への補助制度も拡充したところです。

従来のUターン増加の取組に加え、こうしたUターン促進策も強化することで、産振計画の目標である年間移住者1,300組の達成と中山間地域の担い手確保につなげてまいります。

次に、2段階移住のこれまでの取組状況や課題についてお尋ねがございました。

2段階移住は、まず都市機能が充実した高知市に移住した上で、自分に合った移住先を見つけていただくという本県独自の取組でございます。平成30年度からは、県内市町村によるれんけいこうち広域都市圏の事業に位置づけられ、

高知市が中心となって、県や他の市町村と連携して取り組んでいるところでございます。

これまでの取組としましては、2段階移住の周知を図るためのPR動画や地方移住の情報誌を活用した広報や、2段階移住の達成を後押しするための高知市での滞在施設の提供、2段階目の移住先を探す体験ツアーの開催、引っ越し費用への助成などを行っております。平成30年度から本年1月末時点までの累計実績としましては、新規相談件数が490件、1段階目の移住達成は136組、2段階目の移住達成は目標60組に対し27組という状況であるとお聞きしております。

課題としまして、高知市から離れた地域への移住実績が少ないこと、また2段階目の移住希望先で住宅が見つからないことが挙げられており、来年度のれんけいこうちの取組では、移住実績の少ない地域への相談機会を増やすなど、2段階目の移住の促進に取り組むこととしております。

県といたしましても、主催する相談会における2段階移住の紹介や、2段階目の移住先を探す方への相談対応など、引き続き積極的に支援を行いますとともに、住宅の確保につきましても空き家の掘り起こしをさらに進め、あわせて空き家と移住希望者とのマッチングが進むよう市町村職員のスキルアップを支援する、このことで2段階目の移住につなげてまいります。

(総務部長徳重覚君登壇)

○総務部長(徳重覚君) まず、本県における総務省のデジタル活用支援推進事業の実施状況や、デジタルディバイド対策の課題についてお尋ねがございました。

本事業は、令和3年度から7年度までの5年間で主にシニア世代の方を対象として、携帯電話販売店を中心にスマートフォンの使い方を教える講習会を開催する取組でございます。

総務省が令和3年度に実施したメニューとい

たしましては、携帯電話販売店で開催する全国展開型と、地元ICT企業などが公民館などの公共的な場所で開催する地域連携型がございました。しかしながら、県内で携帯電話販売店があるのは13市町のみでございまして、また中山間地域では講習会を実施する地元企業などが少ないことから、国の事業では支援が十分に行き届かないといった課題がございました。このため、国に対して政策提言を行い、講習会の実施主体がなくとも実施可能な講師派遣型が今年度から追加されました。現在、本県におきましては、11市町村でこれらのメニューが活用されております。

一方、講習会を一度受講しただけではスマートフォンを十分に使えるようになることは難しいと思われまます。そのため県では、集会所などの身近な地域や場所において何度でも気軽に相談でき、スマートフォンの活用や操作方法を教えることのできる人材、通称スマサポを養成する事業を今年度から実施しております。今年度は、6つの町で地域おこし協力隊や青年団などの方々を対象に72名を養成しております。スマサポの皆さんは、例えば四万十町では町のホームページで紹介され、講習会や地域イベントの相談ブースで地域に根差した活動を行っていただいております。

県といたしましては、来年度スマートフォン活用サポーター養成事業をさらに展開するとともに、国の事業を組み合わせることで、一人一人に寄り添う、きめ細やかなデジタルディバイド対策を実施してまいります。

次に、高度専門人材の確保についてお尋ねがございました。

市町村のデジタル化に当たりましては、現場の実務に即して、デジタル技術の導入の助言等ができる人材が必要でございます。しかし、規模の小さな市町村では、そもそも職員が少なく、

民間との競合もあり、デジタル人材を確保することが困難となっております。

このため、本県では、既に今年度から、元県内市町村職員で実務経験があり、総務省の地域情報化アドバイザーでもある方を市町村にアドバイザーとして派遣しております。市町村のシステム調達におけるベンダーとの調整であったり、市町村DXの必要性に関する研修、セキュリティ対策へのアドバイスなど、市町村の実務に踏み込んだ活動をしていただいているところでございます。

議員御指摘のとおり、国は、自治体における高度専門人材が不足している課題に対しまして、その確保を支援するため、来年度新たな地方財政措置等を設けることといたしました。県といたしましては、この新たな地方財政措置を活用いたしまして、市町村におけるデジタル実装や業務改善などをサポートする人材を拡充したいと考えております。

市町村のデジタル化の取組を着実に進められるよう、引き続き個々の状況に応じた支援を実施してまいります。

(子ども・福祉政策部長山地和君登壇)

○子ども・福祉政策部長(山地和君) まず、子供の医療費助成制度の市町村格差に対する認識と格差の解消についてお尋ねがございました。

県では、乳幼児の保健の向上や福祉の増進を図るため、就学前までの医療費の自己負担額に対しまして市町村が助成を行う場合に、対象経費の2分の1を補助しております。

現在、県内の市町村では、高知市が小学生まで、17市町村が中学生まで、16市町村が高校生までを対象に助成を行っております。また、都道府県では、約半数が本県と同様に就学前までの補助を行っておりますが、対象とする年齢や所得制限などに様々な差が生じております。

子供の医療費助成は、本来住んでいる地域に

左右されず、どの地域でも安心して医療を受けられるよう、国の責任において全国一律に実施されるべきものと認識しております。このため、地域間格差の解消に向けて、全国一律の子供の医療費助成制度を創設していただくよう、全国知事会を通じて政策提言を重ねているところで

す。
本県としましても、子供の医療費助成制度の創設を含め、財政負担が大きい経済的な支援については国の責任において実施していただくよう、独自の政策提言を行ってまいります。

次に、片耳難聴者など聴覚障害者への支援についてお尋ねがございました。

片耳が聞こえづらい、もしくは全く聞こえない片耳難聴者は、身体障害者手帳の交付対象とならないため、国の制度に基づく補聴器の給付制度を利用することができません。そのため18歳未満の難聴児に対しましては、市町村が行う補聴器等購入時の助成事業に対し、県から補助金を交付しております。

現行の制度では、18歳になると全額自己負担となり、特に一般的な補聴器と比べ高額である軟骨伝導式補聴器の利用者は負担が大きくなっております。専門医からは、片耳難聴者は補聴器を利用しない場合の仕事や生活面での支障が大きく、補聴器の必要性が高いとの意見をいただいております。このことから、令和5年度から医師が軟骨伝導式補聴器が必要と判断した方に対しましては、18歳以上になっても助成が継続できるよう補助対象を拡充することとしております。

今後は、この制度を必要とされる方に利用していただけるよう、関係する医療機関などへの周知を行うとともに、円滑な実施に向けて市町村と連携して取り組んでまいります。

最後に、障害のある方の就労に関する現状と課題についてお尋ねがございました。

県内の法定雇用義務のある企業で雇用されている障害のある方は、平成24年の1,414人から令和4年は1,968人と約4割増加するとともに、法定雇用率2.3%を達成している企業の割合は62.3%と、全国7位となっております。

障害者雇用のさらなる拡大には、事業主に対する障害者雇用制度の周知や、就職準備から職場定着に至るまでの伴走支援、職業訓練を受ける企業の開拓等が課題となっております。このため、県の障害者職業訓練コーディネーターが企業を個別に訪問し、障害者雇用への理解促進や就職訓練への受入れの拡大に取り組んでまいります。また、高知労働局と県が共同で委託をしている障害者就業・生活支援センターにおいて、一人一人の障害特性に応じた就労や生活支援を実施してまいります。

一方で、企業等での雇用就労が困難な障害のある方につきましては、就労継続支援B型事業所が就労に向けた訓練や支援を行っております。県内のB型事業所の利用者は増加傾向にあり、令和3年度の利用者の平均工賃月額是全国3位と高い水準となっております。

しかしながら、多くの事業所は営業力や情報発信力が弱く、物価高騰などの影響を受けやすいことから、生産基盤の強化が課題となっております。このため、事業所が生産する商品やサービス内容を掲載したポータルサイトを開設するとともに、工賃等向上アドバイザーが生産性の向上や販路拡大を個別に支援してまいります。

こうした取組を通じまして、障害のある方が障害特性に応じて能力を発揮し、社会で活躍できるよう就労機会の拡大に取り組んでまいります。

(土木部長荻野宏之君登壇)

○土木部長（荻野宏之君） まず、流域治水関連法施行後の開発や建築の規制に関する取組についてお尋ねがございました。

流域治水では、河川改修などによる氾濫を減らす対策、開発や建築を規制するなどの備えて住む対策、避難を促すための情報提供の充実など安全に逃げる対策を3本柱として取組を進めております。

平成26年に大規模な浸水被害が発生した日高村やいの町におきましては、備えて住む対策として、開発や建築を条例で規制する取組が行われています。例えば、日高村の条例では、平成26年台風12号と同じ規模の降雨に対して浸水予想区域を新たに指定し、その区域内で家屋を新築する場合には、人が生活において継続的に使用する部屋が浸水しないよう、床の高さを規制しております。また、1,000平方メートル以上の開発は届出制とし、浸水被害が拡大するおそれがある場合には、雨水を直接川に流さず地下へ浸透させる、ますの設置等を助言または勧告できるとしております。

しかし、この条例の開発規制は行政による助言または勧告にとどまることから、特定都市河川浸水被害対策法を適用し、日下川流域において開発を許可制とすることについて、関係行政機関で勉強会を実施しており、この勉強会を通じて、現地の実情に合わせた規制の在り方について検討を進めてまいります。

次に、中小河川におけるハザードマップの取組状況についてお尋ねがございました。

ハザードマップを作成し、県民の皆様にご覧いただくことで、洪水による浸水リスクや安全に避難できる経路などを認識していただくことは、流域治水の安全に逃げるための重要な取組の一つです。国と県では、平成28年度から市町村がハザードマップを作成する際に必要となる、想定される最大規模の降雨による洪水の浸水想定区域図を順次作成しており、令和3年度末までに21河川で作成を完了いたしました。

そうした中、流域治水関連法の施行により、

ハザードマップを作成すべき対象の河川が、住宅や要配慮者利用施設が近くにある全ての河川にまで拡大されました。このことにより、県内では約400河川において浸水想定区域図の作成が必要となりましたが、県では令和7年度末までに完了するよう取組を加速しているところです。

引き続き、作成が完了した浸水想定区域図を関係市町村に提供し、速やかに対象河川のハザードマップを作成できるよう支援してまいります。

次に、高知市旭地区の浸水被害対策についてお尋ねがございました。

旭地区の浸水被害対策として、旭小学校の校庭貯留施設について、洪水時の江ノ口川の水位を低減させることを目的に、降った雨を地下にためる方法や、校庭の周囲を土で囲い、池のようにためる方法などを検討いたしました。この結果、いずれの工法も費用対効果が見込めないことから、旭小学校における対策は断念いたしました。

現在、江ノ口川では、旭小学校付近にある水位観測所で一定の水位に達すると、高知商業高校付近にある放水路を経由して鏡川へ放流し、下流の浸水被害を軽減しています。このような洪水時の江ノ口川の水の流れを念頭に、旭小学校の校庭貯留施設の代わりに案を検討した結果、江ノ口川へ流れ込んでいる谷川の水を、直接放水路内に導く対策が可能であることが判明いたしました。この対策による江ノ口川の水位の低減効果が旭小学校における対策よりも優れていることや、工事費も安価であることなどが確認できましたので、令和6年度の工事着手を目指し取組を進めてまいります。

次に、洪水予報の高度化などへの対応についてお尋ねがございました。

近年、気候変動による水害の激甚化、頻発化に伴い、全国各地で住民の避難の遅れによる甚大な被害が発生していることから、洪水予報の

高度化が求められています。加えて、洪水が発生しても民間企業が事業を継続できるようにするため、洪水予報を補完する局所的な水位予報のニーズも高まっているところです。

こうした背景の下、一級水系では国が中心となり、本川、支川が一体となった洪水時の水位予測を行うことで精度の向上を図るほか、局所的な水位の予測情報を提供するなど、防災対応や避難を支援する取組が進められています。この取組が進めば、国が洪水予測を行う過程で得られた県管理区間の河川の水位予測も入手が可能となります。あわせて、これまで対応できていなかった本川の増水で行き場を失った支川の水があふれる、いわゆるバックウオーター現象を考慮した水位の予測も可能となります。

県といたしましては、国と連携して洪水時の水位予測を早期に市町村などに情報提供することにより、住民の早め早めの避難を促し、逃げ遅れゼロにつなげてまいります。

次に、事前に地下水位を下げしておく工法を採用した流域貯留対策についてお尋ねがございました。

流域治水の氾濫を減らす対策のメニューには、これまでの河川整備に加えて、学校の校庭を利用した雨水の貯留施設の整備や、ため池等の活用、田んぼ貯留など流域での貯留対策が盛り込まれております。このほかにも、学校やビルの地下空間を利用した貯留対策が行われており、事前に地下水位を下げしておく工法もこのような対策の一つになり得るものと考えております。

現在、この工法は、地滑りや液状化対策としましては既に実用化されておりますが、治水を目的といたしました貯留対策としては用いられておりませんので、今後の研究の動向を注視してまいります。

次に、将来の担い手の確保及び技能労働者の処遇改善の取組についてお尋ねがございました。

建設業界では、若者の入職者が少ない中、従事者の高齢化が進行し、人材の確保が喫緊の課題となっております。このため、昨年2月に建設業活性化プランを改定し、人材確保策の強化と建設現場のデジタル化による生産性向上の推進を大きな柱に据えて、取組を進めているところです。

この人材確保策の強化では、働きやすい労働環境整備に取り組んでおり、将来の担い手の確保につながる週休2日の促進策として、今年度から請負対象金額5,000万円以上の工事につきましては、週休2日制モデル工事を発注者指定型で発注しているところです。令和5年度からは、発注者指定型での発注を請負対象金額1,000万円以上に拡大し、週休2日の定着に向け取組を進めます。

また、技能労働者の時間外労働の是正や賃金水準の上昇のためには、公共工事の品質を担保した上で、事業者が適正な利潤を確保することが重要となります。このため、国において設計労務単価等が引き上げられた際には、県においても速やかに単価を改定するなど、適正な予定価格の設定に努めるとともに、全ての建設工事及び委託業務において、ダンピング受注とならない目安として、入札時に調査基準価格または最低制限価格を設けております。

さらに、令和5年度からは、工事費内訳書に社会保険加入の原資となる法定福利費の明示を求め、必要に応じまして算出根拠を確認することで、適正な金額による下請契約を促進し、技能労働者全体の処遇改善に努めてまいります。

最後に、県営住宅での高齢単身世帯への見守り活動についてお尋ねがございました。

入居する単身高齢者の健康状況や介護サービスの利用状況などを把握することは、県営住宅の管理運営の面から見ましても必要なことだと考えております。そのため住宅供給公社では、

平成22年から、県内の県営住宅に入居されている75歳以上の単身者のうち希望される方を対象に、月1回程度の電話による安否確認を行い、気になる方には訪問による状況確認も行っていました。

加えまして、平成30年に看護師資格を有する職員を採用してからは、高知市内の75歳以上の単身入居者のうち希望される方を対象に、訪問活動も行っていました。しかし、担当職員が退職されたため、令和3年1月からは、従来から行っている月1回の安否確認を丁寧に行うことで対応しているところでございます。

退職後の職員の採用に向けましては、これまで2回の募集を行ってまいりましたが、応募者がいなかったため、現在社会福祉士や介護福祉士などの資格も対象に含め、3回目の募集を行っているところです。できるだけ早期に職員を採用し、訪問活動を再開したいと考えております。

○24番（黒岩正好君） それぞれ丁寧な答弁をいただきましてありがとうございます。

知事にお伺いをしたいんですが、様々な産業振興計画の施策を、あらゆる様々な視点から重層に政策として取り組んできましたし、また明年度も取組をしようとしているわけですが、やはりその鍵となるのは人ですよ。人材をいかに確保できるかということが一番のポイントだと思います。そういう意味で、先ほど申しましたとおり、毎年2,000人規模の若い世代の方が進学あるいは就職で県外に出られている、そしてUターンされる方が19%ちょっとということで、非常に若い世代が少ないということは、人口減少にもつながっていくわけですし、様々ないろんな課題が出てきているのも御承知のとおりであるわけです。

ですので、いかに若い世代を糾合できるかということをしつかりと目標に定めて、そこに重点を置いて取組をしていかなければならないと

思うわけですが、1つ提案です。様々Uターンの取組をしてきましたけれども、例えば高校生、県立高校あるいは私立の高校生に対して知事が学校へ訪問して、生徒の前で県政の思い、県政を預かる思いというもの、また県政の課題、そして先ほど若い世代が選挙に行かないということも言われていましたので、そういうことも踏まえて、一人一人の自覚を促していただく。そういう取組ができれば、仮に県外に進学、就職に行かれても思い出して高知に帰って、高知で生活しようと、そういう意識づけをしっかりと高校生に対して、知事が直接全校生徒等に対して訴えるということも一つの取組ではないかなと、こう思うわけです。

そのことを、せっかく座談会で県下を回っているわけですので、その際にそういうタイミングで高校生と対話をする、そういう機会も取られたらどうかなと思います。知事は、その件についてどう思われるか、答弁をいただきたいと思えます。

それから、土木部長にですが。県営住宅の入居者の高齢者、単身高齢者の人も非常に年々割合が増えているわけです。そういう意味で、見守り活動する人を募集しているが、なかなかいないということの実態もお話もありました。何とかそういう対象となる方を採用できるように、さらに努力をしていただけたらと思いますが、4年前に質問をしたときには当時の土木部長は、県下にこういう活動を広げたらどうかという私の質問に対して、関係する市町村の福祉部門と連携した取組も検討していきたいと、こういうことを答弁として言われておりました。

関係市町村の福祉部門と連携を取ってやっていただいていると思うんですけども、やっていただいているとすれば、どの程度の規模で、また現実的にどういう状況なのかということも併せてお答えいただければと思いますので、こ

れを第2問といたします。

○知事（濱田省司君） 黒岩議員の再質問にお答えいたします。

お話にございましたように、若者層のいわゆる社会減を解消というのは、県の産業振興、そして活力、活性化ということを考えましたとき、非常に大事なポイントであると思えます。

今、御質問をお伺いしております思い出しましたのは、高知市の成人式にお招きをいただきました際に、挨拶の中で、できれば県内の定着、Uターン、そしてUターンできなくても例えば地産外商への御協力などで、県をぜひ応援してもらいたいというような趣旨のお願いを御挨拶の中でしております。それをさらに機会を広げる形で、高校生の方々に訴えていくということは、有効な取組になるかと思えます。

ただ、具体的なやり方として、できるだけ効果的にやるために、お話がありましたように、座談会の機会を使うというのも一つの方法だと思いますが、そういった機会をできるだけ多くの方に聞いていただくという意味では、リモートの手法なんかも組み合わせるとか、いろんな手法が考えられると思いますので、やり方については検討させていただきまして、御趣旨に沿った呼びかけを何らかの形でできるように検討したいと思えます。

○土木部長（荻野宏之君） 県内の市町村における高齢者の見守りの状況でございますが、基本的にはどの市町村においても民生委員の方を中心に、自宅に訪問するなどの見守りの取組を行っております。県営住宅もその対象に含まれていると考えております。

どの程度実施できているかにつきましては、ただいまデータを持ち合わせておりませんが、県営住宅の高齢者に確実にどの方にも行き届くように、市町村と連携しまして引き続き体制を整えまして、漏れのないような体制にしてい

たいと考えてございます。

○24番（黒岩正好君） ありがとうございます。
非常に前向きな御答弁をいただきましてありがとうございます。

ともあれ、平成2年から人口自然減という高知県の現状、また若い人の世代が非常に県外に流出する、Uターンも非常に割合としては少ないという様々な中で、一つ一つ着実に取り組んでおられるということはよく分かっております。そういうことで、やはり知事の言われた成果を県民の皆さんに享受していただきたい、実感してもらいたいという思いは本当によく分かりますので、令和5年度の政策の中にしっかりと結果が出せるように、一つ一つ着実に取組をしていただきたいなど、こう思います。

そういうことで、県勢浮揚の、また県経済活性化のためにも、これから様々な視点から御尽力いただければと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

時間がありますが、以上で終わりたいと思います。ありがとうございます。（拍手）

○副議長（西内隆純君） 暫時休憩いたします。

午後3時1分休憩



午後3時20分再開

○議長（明神健夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

6番上田貢太郎君。

（6番上田貢太郎君登壇）

○6番（上田貢太郎君） 自由民主党の上田貢太郎でございます。それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、早速私見を交え御質問させていただきます。

まず、コロナ関連融資について伺いたします。

これまで新型コロナウイルス感染症対策として、国の持続化給付金や無利子・無担保融資、いわゆるゼロゼロ融資をはじめとする様々な支援策、また県として取り組んでいただいた保証料の補給制度や利子補給制度の創設によって、多くの中小企業、事業所さんが倒産を免れたことだと思えます。また、本年から始まった国の新たな借換え保証制度、その制度を活用した県の融資制度など、その都度早急な支援策を講じていただき、融資を受けた、また借換えができた方々にとりましては本当にありがたい制度であると思っております。

これらの支援策によって多くの方々が何とか事業を継続することができておりますが、急激に縮小した経済はなかなか元に戻らず、新たな生活様式の浸透によるライフスタイルの変化や、急激な物価上昇などが加わり、いまだに大変な状況から脱し切れておりません。先日も飲食業や宿泊業をはじめ関連事業者の方々にお話を伺う機会がございましたが、この新型コロナによって負った傷の痛みや深さは尋常ではないと痛感したところです。

まず、この長引くコロナ禍で業績が思うように回復していかない事業者さんにとって、何といてもコロナ関連融資の返済負担が大きな重荷となっております。冒頭にお話ししました無利子、無担保であるゼロゼロ融資は全国で43兆円、200万件に上ると言われており、初期にこの融資を受けた場合、早ければこの3月から返済が始まって、7月には大きな山場を迎えるのではないとも言われております。

確かに、コロナで窮地に陥った中小企業や事業所さんの資金繰りを下支えする、命綱とも言える役割を果たした反面、返済能力を超えた負債を抱える企業や事業所さんを生み出すことに

なり、ある調査では3割程度の方が返済に窮しているということです。返済が始まるまでにコロナが収まり、景気が回復して返済できるだけの余力を確保することができれば、問題が顕在化することはなかったでしょうが、そうはなっておりません。

東京商工リサーチが2月8日に公開した資料によれば、2023年1月のゼロゼロ融資を利用した後の倒産、負債額1,000万円以上は48件、前年同月比で500%増ということで、産業別では最多が飲食店9件を含むサービス業ほか20件で、前年同月比566.6%増で、全体の4割を占めております。ゼロゼロ融資に対しては、中小企業の資金繰り緩和に大きな効果を発揮しましたが、一方で過剰債務も誘発し、業績回復の遅れと過剰債務で新たな資金を調達できない企業の息切れが、倒産件数を押し上げていると見ております。

県の資料によりますと、令和5年1月末時点での高知県におけるコロナ関連の融資残高は、国の制度で6,009件、934億794万円、県の制度で1,736件、584億4,568万円、合計すると件数で7,745件、融資残高は1,518億5,362万円となっております。ちなみに、返済は国の制度では本年5月から、県の制度で令和6年3月から本格化してくる見込みです。

このコロナ関連融資の借換え需要を見据えて、国ではコロナ借換保証を本年1月から開始し、県としても独自に保証料の上乗せ補給を行って、資金繰りと収益力改善に向けた支援策を講じていただいておりますが、借換えできない場合は本年から返済が始まり、借換えできたととしても、据置期間を経て、いずれ返済が始まることになります。

この返済に関しては、私自身も多くの経営者から悩み苦しむ相談を受けており、このままでは高知県においても廃業や倒産といったケースが急増していくのではないかと心配しております。

す。このコロナ債務は、高知県にとっても非常に重要な問題です。

そこで、コロナ融資に係る県内事業者の状況や思いなどについてどのように把握されているのか、知事にお伺いいたします。

また、事業者は、コロナ禍の長期化に加え、原材料価格・物価高騰の影響など大変厳しい状況に置かれています。そのような事業者に対して、保証料補給のみならず、利子補給といったもう一段踏み込んだ事業者への支援は検討できないのか、知事にお伺いいたします。

次に、先ほど黒岩議員からも関連した質問がございましたが、宿泊業、飲食業に対する支援策についてお伺いいたします。

先ほどのコロナ債務に関連しますが、甚大な被害を受けた観光などの需要を喚起するための経済政策として、高知観光トク割キャンペーンや高知観光リカバリーキャンペーンは、一定の効果を見ることができたと思っております。

しかし、このキャンペーンも、リカバリーキャンペーンは1月末に、トク割キャンペーンも年度末が期限で、割り当てられた予算が尽き次第終了となり、4月以降の動向は公表されておられません。宿泊業や飲食業、また関連する事業者さんに伺うと、週末のお客さんは大分戻ってきているが平日はあまり増えておらず、また宴会がないので、これから先がやはり心配だ、特に客足が戻らない平日に対する支援に対して何かできないものかという要望を数多くいただきました。

両業種に関係する明るい話題としては、間もなくNHKで牧野富太郎博士をモデルにした朝の連続テレビ小説らんまんが始まり、高知県を訪れる観光客も大きく伸びるであろうと期待されるものの、コロナ禍で長引く業績の低迷に加え、昨今の食材や光熱費などの高騰によって新たな負担も生じております。

2月15日に観光庁が公表した旅行・観光消費動向調査によれば、2022年の国内旅行消費額は17兆1,695億円で、コロナ前の2019年比で8割程度まで持ち直しており、令和5年度からは、コロナ後のインバウンドを見据えて観光立国復活に向けた取組にシフトしていくようですが、この春から電気料金をはじめ一層の値上げが見込まれており、コロナで大きな傷を負った事業者に対する支援は、いましばらく継続していく必要があるのではないかと考えております。

ついでには、濱田知事には宿泊業や飲食業、また関連する事業者に対する支援として、ぜひ地域観光事業支援の継続を、特にトク割キャンペーンの継続を強く訴えていただきたいと思う次第です。現在、高知観光トク割キャンペーンは、旅行・宿泊代に最大20%の割引があり、旅行者の移動のための交通費や土産物店、飲食店、観光施設などで使用できるおもてなしクーポンは、1人1泊当たり平日2,000円分、休日1,000円分が配布されておりますが、この年度末をもって期限を迎えます。継続できるものであれば、高知県の観光にとって、らんまんというインセンティブに加え、高知を訪れたいと思う県外の方々に対する一層大きな動機づけになることは間違いありませんし、関西圏との連携を深めていくためにも非常に有効な手段ではないかと思っております。

こういったキャンペーンがあと一年でも長く続けば、観光業界のソフトランディングに向けての助けになると思っておりますが、知事のお考えをお聞かせください。

また、コロナ禍で大変厳しい状況にある飲食業に対する支援としては、昨年9月から今年1月末まで「食べて！飲んで！高知家応援キャンペーン」が行われました。このキャンペーンによる額面30億円のプレミアム付クーポン券は販売終了期限を待たず完売となり、多くの県民

の方々も飲食店に足を運ぶ呼び水になったのではないかと考えております。実際に私も活用させていただきましたが、飲食店、利用者、生産者の三方よしの大変すばらしい事業だったと感じております。

5月8日からは、新型コロナウイルス感染症は季節性インフルエンザなどと同じ5類に移行され、ウイズコロナ、アフターコロナの社会を迎えますが、移行したからといっても、直ちにコロナ以前の状況に戻るとは到底思えません。

濱田知事には、提案説明でも述べられました、足元の経済情勢の変化に切れ目なく対応するよう、5類移行後も経済の動向をしっかりと注視していただき、苦境に立たされている飲食店や旅館、ホテルをはじめ関連する事業者の方々への実効性のある施策を御検討いただき、臨機応変に対応していただきますよう要請いたします。

次に、関西戦略についてお聞きします。

大阪を中心とした関西圏は、梅田駅周辺の大規模再開発や令和7年開催の大阪・関西万博といった大規模プロジェクトによって経済活力が高まってきております。濱田知事は、大阪府副知事の経験を生かし、そうした関西圏の経済活力の高まりを本県経済の持続的な発展につなげようと、令和3年3月に関西・高知経済連携強化戦略を策定し、関西圏との連携強化を目指して積極的に取り組んでおられます。令和4年2月には、さらなる外商強化に向けて、県内の事業者や有識者で構成する関西圏外商強化対策協議会を立ち上げるとともに、昨年9月にはアンテナショップを戦略の要とした外商の抜本的な強化策を打ち出しました。

そうした中、昨年12月に高知新聞が実施しました高知県政世論調査によりますと、濱田知事が公約に掲げる関西戦略の評価を尋ねたところ、期待すると答えた方の割合は、大いのが35.9%、少しが45.5%と、合わせると81.4%に上るとの

結果が出ております。関西圏は本県から最も近い大消費地であり、販路拡大を目指す県内の生産者や事業者のビジネスチャンスにつながることから、この結果は関西戦略に寄せる県民の期待の大きさを表しているものと思われま

す。そこで、来年度は外商活動のさらなる強化に取り組むとお聞きしておりますが、具体的にどのような取組を進められるのか、産業振興推進部長にお伺いいたします。

続いて、関西戦略におけるもう一つの柱である観光推進についてお伺いいたします。観光推進、観光振興に関しては、何といたっても今春から放送が始まるらんまんが軸となって進んでいくことになりかと思っておりますが、らんまん効果が県下全域へと広がり、高知の自然と各地での様々な体験が相乗効果を生み出し、高知県観光の復活に向けて新たな起点の年になることを期待するところでありますが、私はそういった意味でも、午前中大石議員からもありましたが、今後SNSなどを活用し、情報発信していく際には、これまでとは違った観点も必要なのではないかと思っております。

例えば、桂浜水族館がインターネット上の好きな水族館のアンケート調査で、水族館の枠にとらわれない型破りな改革、ユニークな取組が話題となり、全国的にも有名な沖縄美ら海水族館や鴨川シーワールドなどを抑えて堂々2年連続1位を獲得しておりますが、こういった方向性も参考にすべきではないでしょうか。

現状にとらわれない発想と型破りな行動力、行政の方々には一番進みづらい方向かもしれませんが、執行部の皆さんにとっては一番苦手なところかもしれませんが、これだけ多様化した社会においては、一歩突き抜けた企画が必要であり、一考に値する価値はあると思っております。高知県庁のホームページにしても敷居が高く、若者が情報収集に用いることは少ないと考

えられますが、高知らしくもっと果敢にチャレンジしてみてもどうか感じております。

高知県の観光情報を発信していく上で、高知らしい型破りな発想、一歩踏み込んだ突き抜けた企画という視点で、若者をターゲットにSNSなどを活用した情報発信の強化に取り組むべきと考えますが、観光振興部長の御所見をお伺いいたします。

また、高知へ来られた観光客の方々は、総じて高知市を中心に、東へ西へと足を延ばされるわけですが、これから先の高知県観光、また関西戦略を見据えたとき、市内の中心部、例えば今話題の西敷地などにできれば僕は最高だと思いますけれども、どこかプラットフォーム的な、これまでにない多様な役割を持つ施設、わくわくするような施設があってもいいのではないかと思っております。

今回の大阪のアンテナショップのコンセプト、極上の田舎、素晴らしいと思っております。県下各地に埋もれている知る人ぞ知る景勝地や穴場、文化や伝統など、県外の人に知ってほしい高知のよいところはまだまだあるはずで

す。いまだに日の当たらない、注目されていない情報を発掘し、一元化し、高知の次の観光地となる場所を見いだし、つくり上げる役割を持たせてはどうかと思っております。これだけ多様化し、グローバル化した社会においては、どのようなものが脚光を浴びるのか見当もつきません。多岐にわたる高知らしい情報を一元化し発信できれば、高知の新しい価値を生み出す可能性も出てくると考えますし、高知に来る新たな目的が生まれるかもしれませんので、ぜひそういったことも検討していただきたいと思

います。最後に、牧野植物園についてお伺いいたします。NHKの連続テレビ小説らんまんの放送がこの春から始まり、これを契機としました観光

博覧会が開催され、多くの観光客が牧野植物園を訪れることが期待されます。この博覧会のメインエリアとして、牧野植物園では牧野記念財団の職員が一丸となり、工夫を凝らした企画展やフラワーショーなどを行っていくと聞いています。

こうした取組により、多くの来園者が見込まれることから、対応に当たるスタッフの増員なども必要ではないかと考えています。また、博覧会に向けて財団職員が頑張っている一方、職員の処遇に課題となっている点があるとも聞いていますが、これを機に、処遇の充実を図ることも必要ではないかと思えます。

県として、博覧会に向けて取り組んでいる財団のスタッフの増員や、財団職員の処遇の充実を図ることが必要ではないかと考えますが、林業振興・環境部長の御所見をお聞かせください。

次に、土佐の魚、カツオについてお聞きします。

先日、高知新聞のネット版、データ&こうちの中に、2009年から2020年にわたる12年間のカツオの消費ランキング、年間支出ベスト10というデータがあり、グラフを動画で見ることができ——バー・チャート・レースというそうですが——面白い資料でありました。2位以下は頻繁に入れ替わっておりますが、12年の間、高知市が断トツの1位、支出額も2位以下に倍以上の差をつけていて、思わずほほ笑んでしまいました。総務省が公開している家計調査を基に、県庁所在地と政令指定都市でランキングされたそうですが、高知といえばカツオという面目躍如といったところでしょうか。まさに高知のソウルフードでございます。

そして、県外から来られた方に、高知に来てまず何を食べたいかと聞くと、ほとんどの方がカツオと答えられますし、どこで食べても高知のカツオはうまいと絶賛していただけます。

このように家庭でも消費し、観光客にも絶大な人気を誇るカツオが、高知で捕れなくなるかもしれないという深刻な状態になってきていると伺いました。水産振興部による令和3年度の資料を見ましても、代表的な近海カツオの一本釣りの生産量、漁獲量は、平成22年の1万7,770トンから令和元年には9,989トンにまで減少しており、経営体も平成12年の25から平成30年には10にまで減少しております。

人口減少や一本釣りに従事する方々の高齢化など、人的な問題もありますが、カツオの漁獲量が減少し、同時に所得も減少している中で、昨今の燃料の高騰による操業コストの増加、加えて漁船の建造費や定期点検のコストの高騰が追い打ちをかけ、大変厳しい状況に追い込まれてきているということです。このままだと、数年でカツオ漁は立ち行かなくなるのではと不安視されており、高知県の観光に欠かすことのできないカツオの地位が揺らいできている状況です。

県が実施している第16回高知県イメージ調査結果報告書においても、観光時の期待値は、カツオを食べるが43%で最も高く、高知へ来られる実体験でカツオを食べた方は58.1%に上っております。このカツオに対するイメージと経済効果は、高知県としても何としても守っていかなければなりませんし、このまま先細りの状態では、県の魚はカツオですという高知県の面目が保てなくなってくるのではないかと心配しています。このカツオという資源、そして一本釣りというカツオ漁の危機的状況は、高知県の食卓、高知県の観光にとりましても非常に大きな影響を及ぼすものであり、何とか対策を講じなければなりません。

近年、カツオの漁獲量が東南アジア諸国を中心に世界各国で増加しており、資源管理については国レベルで進めていく必要がありますが、

一本釣りは県として守っていくべきだと考えております。そこで、カツオの一本釣りを守るためには何が必要か。資源管理、財政的な支援、人材支援、どれも必要ですが、まずは現在カツオの一本釣りに従事する漁業者を守るための財政的な支援が必要であろうかと思っております。財政的な支援がなければ、一本釣りは行き詰まってしまうとも伺いました。

先ほども申しましたが、漁獲量が減少する中、魚価も上がらない。近年は黒潮の大蛇行もあって遠くまで操業していかなければならないのに、燃料は高騰し、操業コストは増大する。加えて、物価の高騰によりメンテナンスの費用も高騰しております。例えば、近海の大型船の定期点検費用は1回4,000万円で、老朽化した漁船を新造船にしようと思えば70トンクラスで7億円ほどかかり、金融機関からの融資を受けようにも、経営状態の悪化で受けられない経営体もあるそうです。

そういった厳しい環境の中で、高知カツオ県民会議から、企業版ふるさと納税の仕組みを導入してはどうかという提案が出てきていることを伺いました。水産振興部長のところにもこの提案は伝わっていると聞いておりますが、地方公共団体が行う地方創生の取組に対して企業が行う寄附については、法人関係税の税額控除を受けられるという企業にとっても有益な話です。

分かりやすい例として、企業が1,000万円寄附をした場合、最大900万円の法人関係税が軽減され、企業の実質的な負担は約1割、100万円程度になるというのが企業版のふるさと納税です。この寄附を利用して、カツオの一本釣り漁船の新造船費用、定期点検の費用、操業に対する経費などに補助できれば、関係者の負担は大きく軽減できることとなります。ましてや、融資ではなく補助金ですから、後々負債を抱えることにもなりません。

この提案は、事業所や企業を守るのではなく、高知の文化を守るために活用していくという考えに基づく提案です。寄附する企業の目安はあるのかなど、様々な課題をクリアしなければなりません。取り組む価値はあると思っております。

また、県が水産業分野で進めるデジタル化、高知マリンイノベーションの取組の一つとして、海水の温度や潮の流れなどの情報を一元的に発信するNABRASが本年1月から稼働し始め、一定の評価を受けていると伺っております。高知マリンイノベーションでは、漁船漁業のスマート化にも取り組んでおりますが、デジタル化によって効率的な漁業経営と所得の向上が見込めるようになれば、カツオの一本釣りが継続するための一助になるのではないかと考えております。

これまで高知県の水産業の振興、発展に向けて様々な努力をされてきたことも、いろいろな支援メニューを講じていただいたことも理解しておりますが、その支援メニューの組合せだけではどうしようもないところまで来ております。

カツオの一本釣りの現状と課題をどのように認識されているか、あわせて先ほど発言しました企業版ふるさと納税の仕組みを導入してはどうかという提案に対する考え、可能性について水産振興部長にお伺いいたします。

また、高知マリンイノベーションの漁船漁業のスマート化におけるカツオ一本釣りの継続に向けた取組の進捗状況と、今後の方向性について水産振興部長にお伺いいたします。

次に、林業振興について御質問いたします。

1月4日に、県内の林業団体の主催による土佐緑友会の新年名刺交換会が開かれました。その席上、濱田知事は、再造林率を上げることが高知県林業にとって一番の大きな課題であることに言及されました。そのためには、再造林に

対する山元のインセンティブを喚起する必要があるのではないのでしょうか。つまり、山元にできるだけ多くの利益を還元することを考えなければ、持続可能な林業振興は実現しないと考えられます。

川上から川中、川下へどのような好循環をつくり上げていくべきなのか、濱田知事の御所見をお尋ねいたします。

振り返れば、新型コロナウイルス感染症拡大によるパンデミックから派生したサプライチェーンの混乱が世界を席卷する中、木材においては、アメリカや中国での需要の増加と流通の混乱が複雑に絡み合い、ウッドショックという事態を引き起こしました。これに加え、昨年2月のロシアのウクライナ侵攻は、現時点では国内の木材需給に大きな影響はないものの、将来における輸入材の安定供給に大きな不安を与えました。また、昨年は、1980年代以来の高インフレに直面したアメリカやEUにおける金融引締め政策により、ドル円の相場は一時150円を上回るなど、急速な円安が進みました。

このような中で、我が国の森林・林業・木材産業の状況を見ると、輸入材不足が引き金となって木材価格が急騰したウッドショックにより、製品関係は、ピーク時には杉柱材の3メートルの10.5センチ角が12万円から13万円、ヒノキ材、4メートルの土台角が14万円から15万円になるなど、短期間に2倍以上も値上がりし、国産の人工乾燥材、いわゆるKD構造材は全国的に10万円台まで上昇しました。

この製品価格の動きに連動して、国産材の丸太価格も上昇し、特に九州地方ではピーク時に杉の3メートル材が立方当たり3万円、ヒノキの4メートル材が立方当たり4万円から5万円になるなど、30年ぶりの高値を記録しました。現在は、丸太、製品とも値を下げているものの、ウッドショック以前より高い水準が維持されて

いるということであります。

また、昨年10月に公表された山林素地及び山元立木価格調、2022年3月末現在の全国平均は、杉が立方当たり4,994円、ヒノキが立方当たり1万840円となり、久しぶりの上昇となりましたが、残念ながらウッドショックによる加工・流通段階での価格高騰の効果は、山元にまで十分に反映されたとの実感は得られておらず、再造林率は依然として30%から40%程度の水準で推移しているのです。ウッドショックなどを契機に、改めて国産材の重要性が再認識されました。

とりわけ、山元への還元が期待されるA材などの、より一層の利用拡大が肝腎であると考えますが、具体的にどのように取り組むおつもりなのか、林業振興・環境部長にお伺いいたします。

次に、今後の再造林は、杉やヒノキに併せ、コウヨウザンなど短い伐期での収穫が可能な早生樹の活用も必要と考えます。しかしながら、広島県、島根県、鹿児島県に続き本県でも造林補助事業の対象樹となったコウヨウザンの苗木は、全量を県内では調達できず、不足分を広島県や宮崎県から購入した実態であったとお伺いしました。

早生樹の推進には県内での苗木の確保が重要であり、そのための生産体制の整備が必要と考えますが、林業振興・環境部長の御所見をお伺いいたします。

次に、早生樹ではコウヨウザンだけが造林補助事業の対象樹種となっていますが、これだけでは山元に対する再造林のインセンティブにならないと思います。コウヨウザンの主伐期は、杉やヒノキの約半分の20年から30年とお伺いしていますが、同じ外来種でもユーカリやアカシアは10年から15年で主伐ができます。成長力が旺盛なため、二酸化炭素の吸収力も高く、2050年カーボンニュートラルに大きく貢献できます。

何よりも、植栽を行った方が存命のうちに売却が可能となりますし、コウヨウザンと同じく萌芽更新しますから、大きなインセンティブになります。既に県内の林業会社がベトナムの森林公社産のエリート苗を導入し、高知県立森林技術センターと連携し、実証栽培が始まったと聞いています。

ユーカリやアカシアもコウヨウザンと同様に造林補助事業の対象樹種とするにはどのような知見が必要であるか、林業振興・環境部長にお伺いいたします。

再造林を行っていくためには、良質な苗木の生産体制を構築していかなければなりません。県内の種苗生産業者は再造林率の低迷と担い手の高齢化で、後継者も不足している状況にあると聞いています。林業の種苗生産は、農業の種苗生産に類似しておりますので、農業分野の外国人技能実習制度や特定技能制度の耕種農業職種で対応できるのではないかと考えていましたが、林業の山行き苗の生産については対象となっておりません。

農業分野の技能実習制度における耕種農業職種では、2号までの3年間を修了すれば特定技能制度への道が開けており、合計8年間の在留資格が得られます。林業分野では、外国人技能実習制度や特定技能制度の対象になるように取り組まれているところです。

種苗生産も含め、森林整備から木材加工全般において対象となるよう、全国一の森林県高知県が積極的に職種追加に向けた働きかけを行うべきであると思いますが、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、人口が急減する県内の市町村では、様々な仕事を組み合わせて、特定地域づくり事業協同組合が職員を雇用して事業者へ派遣する取組が始まっています。しかしながら、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護

等に関する法律では林業の下刈り、つる切り、除伐、枝打ち、間伐などは派遣が認められていますが、肝腎の再造林のための必須業務である地ごしらえ業務や植栽業務は建設業務に該当するとされ、明確に派遣が禁止されているという課題があります。

こうした実態に対して法律改正を行い、規制の緩和を求めるべきであると思いますが、これまでの間、県はどのような対応をしてきたのか、また今後どう国に働きかけていくのか、中山間振興・交通部長にお伺いいたします。

最後に、事前復興に関する考え方について御質問いたします。

2月23日の高知新聞に、高知市が2026年度までの事前復興まちづくり計画を取りまとめる旨の発表がありました。私も北海道胆振東部地震に遭遇し、大きな揺れを経験しましたが、高知に帰ってきて、現地の被災状況を報道で見ますと、復興には相当の時間を要すると感じました。

本県が遭遇する次の南海トラフ地震は、津波に関しては恐らくさきの東日本大震災に匹敵すると考えておりますが、揺れにつきましては阪神・淡路大震災の数倍であろうと考えます。高知市の発表では、津波浸水エリアを中心に、被害想定に応じ地域ごとの協議を行うとのことでしたが、急峻な地形の本県で大きな揺れを考えると、被災後に仮設住宅などを建てる土地すら安易に確保できないのではないかと危惧しております。

県も、来年度から市町村に対し、財政面を含む事前復興計画への支援を予定しており、沿岸19市町村に2024年度までの着手を呼びかけてあります。

現在までに何市町村が事前復興計画の策定を進める考えを持っておられるのか、また総額どの程度の予算規模を想定しているのか、さらに県は具体的にどのような支援を行うつもりな

のか、危機管理部長にお伺いいたします。

私の知人で、各地の被災地を回られた方がいます。その中で、コミュニティ再生という意味での成功事例は、新潟県中越地震時の山古志村であったそうです。山古志は、御承知のとおり早々に全村避難を行いました。そして、長岡ニュータウンの陽光台地区、新陽地区に集落単位で集団疎開を行いました。こうしたコミュニティの維持・継続で人口約2,100人の村は、僅か3年2か月で帰村を果たしましたが、それでも帰村率は70%にとどまったそうです。

問題は、勤め先の問題です。机上の計画ではなく、災害時にいかに地域にとどまり、収入を得られるか。そのためには、県がどのようなイニシアチブを發揮し、市町村と連携できるか、それによって県民の県外流出が減衰できると私は考えております。

そのためにも、県庁各部署を横断的に結んで総合戦略を立てる必要があるかと考えますが、知事のお考えをお聞かせいただきまして、以上で第1問とさせていただきます。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 上田貢太郎議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、コロナ関連融資に係ります県内事業者の状況などの把握につきまして、次に県内事業者へのもう一步踏み込んだ支援についてお尋ねがございました。関連をいたしますので、併せてお答えをいたします。

県におきましては、金融機関や商工会、商工会議所など関連する団体を通じまして、折に触れコロナ関連融資を受けた事業者の方々の状況あるいはお声をお聞きいたしております。

現在の県内事業者の業況を見ますと、社会経済活動が段階的に回復をしている中、観光事業者などを中心に持ち直しつつはあるものの、コロナ禍前に比べますと、まだ十分ではないとい

うふうに認識をいたしております。さらに、昨年から続いております原材料やエネルギー価格の高騰が事業者の利益率を圧迫し、今後コロナ関連融資の償還が本格化する事業者への影響を懸念いたしているところであります。これまでの間、事業者の方々からは、売上げが回復せず先行きが不安だ、あるいは、約定どおり償還ができるか心配だなどというお声をお聞きいたしてきております。

このため、県におきましては、コロナ関連融資のいわゆる出口対策といたしまして、全国知事会とも連携をして、国に対して償還期間の延長あるいは借換え制度の創設などを提言いたしてまいりました。その結果、国におきましてコロナ借換え保証の制度が開始をされるということになりました。県ではこれを受けまして、この中でも経営状況が厳しい事業者に対して、県独自で上乘せの保証料補給を行うという融資制度を創設いたしたところであります。

お尋ねのありました追加の支援策についてありますが、現在の経済状況におきましては、各事業者の業況をしっかりと回復させて、償還の財源を生み出していくということが何より肝要だと考えております。このためさきの12月議会におきましては、さらなる構造転換を図ります新事業チャレンジ支援事業費補助金など、各種の経済対策を実施するための予算を編成いたしたところであります。また、当初予算におきましては、連続テレビ小説らんまんの放送を契機といたしました観光振興、あるいは県産品の外商拡大などによりまして、県経済の早期回復にも取り組むということにいたしております。

こうしたことがございますので、現時点ではコロナ関連融資に関しますさらなる支援策を考えているという状態にはございませんけれども、円高やエネルギー価格の高騰など、今後経済状況が大きく変わるといことも考えられます。

引き続き経済状況を注視いたしまして、その上で必要があれば、さらなる対策について検討いたしますとともに、国への政策提言もしっかりと行ってまいる考えであります。

次に、観光業界のソフトランディングに向けての考え方についてお尋ねがございました。

お話がございました国の地域観光事業支援を活用いたしました、いわゆるトク割キャンペーンは、本県が独自に実施いたしました交通費の助成、高知観光リカバリーキャンペーンとの相乗効果もありまして、落ち込んだ観光需要の回復に大きく寄与したと考えております。

これまで国に対しましては全国知事会を通じまして、観光需要の喚起策を長期間実施ができますように、制度の継続を訴えてまいりました。加えて、私からも直接担当大臣に対しまして、割引率を逡減させるといった形で、段階的に時間をかけて反動減の対策を講じていただきたい旨の提言もさせていただいたところであります。そうした政策提言に沿う形で制度が継続をされまして、当初想定しておりました予定よりも長く、4月以降もトク割キャンペーンを継続できる見通しとなっております。

一方、国は各都道府県に配分をされた予算がなくなり次第、地域観光事業支援は順次終了する予定という方針を表明されておまして、さらなるキャンペーンの延長は困難だというふうに考えております。

こうした状況も踏まえまして、今後は、らんまんの放送に合わせて開催をいたします観光博覧会のプロモーションなどによりまして、本県への旅行需要の喚起に精いっぱい取り組んでまいります。また、国に対しましては、引き続き長期間にわたるコロナ禍で厳しい状況に置かれている観光業界の皆様の実情を、機会を捉え、しっかりと訴えてまいります。

次に、林業振興の関係で、再造林のインセン

ティブの喚起に向けまして、いわゆる川上から川中、川下へとどのような好循環をつくり上げていくべきなのかというお尋ねがございました。

持続可能な林業振興のためには、原木生産の拡大あるいは再造林の推進を通じまして、伐って、使って、植えて、育てるといった森林資源の循環利用を確実に進めていくことが必要であります。特に、伐採後の再造林を抜かりなく行うことは、将来の森林資源の確保の観点、さらには2050年カーボンニュートラルの実現の観点からも重要だというふうに考えております。

そのためには、川上から川下までの各事業者がしっかりと利益を確保していくことが必要でありますので、県では様々な施策を展開してまいっております。まず、いわゆる川上の分野におきましては、生産コストの低減に向けまして高性能の林業機械を導入する、あるいは路網整備を行うといったことへの支援に加えまして、再造林への補助率のかさ上げ、低密度植栽の推進に取り組んでいるところであります。

いわゆる川中におきましては、製材工場の大規模化、あるいは協業化と併せて、木材乾燥機などの施設整備への支援を行いまして、品質の確かな製材品の供給体制の整備などを行ってまいっております。さらに、川下におきましては、木造建築に精通した建築士を養成していくことのほか、経済同友会などとの連携により建物の施主の木材利用に関する理解を推進するといったことなどによりまして、木材利用の拡大を進めてきたところでございます。こうした取組を進める中で、原木の生産量は、産業振興計画がスタートいたします平成21年の42万立方メートルから、昨年には65万立方メートル余りまで拡大をしてまいりました。

一方で、皆伐面積のほうも増加をしているということを受けまして、再造林面積は拡大はしているものの、率でいいますと、再造林率は3

割から4割の水準で推移をいたしております。そのため、再造林率の向上に向けて、さらなる山元への利益の還元を念頭にいたしまして、施策の抜本強化が必要と考えております。

こうした中で、昨年12月に、いわゆる川上から川下が協力をして基金を設立し、再造林などを支援するという新たな動きも出てまいっております。この動きを強化、拡大していくために、基金の運営の支援に必要な予算を今議会に提案させていただいております。また、再造林の推進プランを策定し、こうした取組を具体化していくということと併せまして、林業収支をプラス転換し、収益の確保につながっていく対応策を示してまいりたいと考えます。

これによりまして、再造林への支援を拡大し、伐って、使って、植えて、育てるといった森林資源の循環利用を確実に進めていきますことで、持続可能な林業振興を実現してまいります。

次に、林業・木材産業分野におきます外国人技能実習制度などへの職種追加に向けた働きかけについてお尋ねがございました。

県のほうでは、この点につきましては、令和2年度から関係省庁であります農水省、林野庁、厚生労働省に対しまして政策提言を行ってきております。中身といたしましては、林業・木材産業分野の外国人技能実習2号に職種を追加すること、そのために必要な技能評価制度を早期に創設するといったような中身を提言してまいっております。

この取組もございまして、国が昨年度見直されました森林・林業基本計画におきましては、こうした林業分野を外国人技能実習2号の職種として追加対応していくという方針が明記をされているところでございます。現在、関係団体により組織されました林業技能向上センターにおきまして、前段で必要になります技能評価制度の構築に取り組んでいただいております。その中

にはお話がございました種苗生産も含まれる予定というふうに伺っております。

一方、木材産業分野につきましては、先行して取組が進んでおりました機械製材作業が、近く技能実習2号に職種追加をされる見通しが立ってまいりました。これを踏まえまして、県内でも、県と林業振興に関する連携協定を締結いたしておりますベトナムの企業が、製材会社の現地調査を行うといった形で、外国人技能実習生の受入れ準備が進められているところであります。

今後も、林業・木材産業分野におきまして、外国人の方々が活躍できる環境整備を進めるとともに、職種追加に向けた取組がさらに前進しますよう、引き続き国に働きかけを行ってまいります。

最後に、南海トラフ地震関係の事前復興に関しまして、県庁の各部署を横断的に結ぶ総合戦略の必要性についてお尋ねがございました。

東日本大震災におきましては、被災の市町村におきまして復興まちづくり計画の策定に長期間を要しました結果、人口減少、産業の衰退を招くといった形で、地域の活力が失われたという事例がございました。このため、昨年度、生活再建やなりわいの再生といった基本理念を盛り込みました高知県事前復興まちづくり計画策定指針を策定しまして、県内の沿岸市町村にこの計画の策定を促してまいったところでございます。

一方、本県におきましても、発災後、多岐にわたります膨大な業務を、部局横断的に迅速に実施していく必要があるということは御指摘があったとおりでございます。これを踏まえて、本年度は県におきまして、1つには、復興を推進するための基本的な方向性などを示した復興方針の草案、2つには、復興部の設置など復興業務を円滑に推進するための組織体制の草案、

3つには、各分野におけます具体的な復興業務を取りまとめた手順書、バージョン1でございますが、これを策定して事前の備えとするということにしたところでございます。

来年度からは、新たに設置をいたします事前復興室におきまして、市町村の計画策定をきめ細かくサポートしてまいります。あわせまして、県におきます事前復興の取組につきましても、必要に応じて見直しを行いながら、さらに充実をさせてまいる考えであります。

私からは以上であります。

(産業振興推進部長沖本健二君登壇)

○産業振興推進部長(沖本健二君) 関西圏での外商拡大に向けた具体的な取組についてお尋ねがございました。

まず、梅田に開設するアンテナショップは、本県の食や観光などの魅力を強力にPRするための情報発信拠点として、関西戦略の中核となるものでございます。

ここでは銀座とは異なり、高知ならではの旬の食材や、生産者の顔が見えるこだわりの逸品を取りそろえ、関西の方々に極上の田舎を体感していただくことで、数多くの高知ファンを獲得したいと考えております。その上で、獲得した高知ファンと、こだわりの生産者が直接つながる仕組みを構築し、ECサイトなどを活用した個別の取引に結びつける、そうしたプラットフォームとしての機能を持たせたいというふうに考えております。

次に、関西の大手グループ企業や卸売事業者と連携をいたしました高知フェア、さらには関西のバイヤーを集めた県産品商談会の開催など、あらゆる販売機会を創出しますことで、県内の生産者や事業者の販売拡大を支援してまいります。さらに、大阪・関西万博に向けた大規模見本市への出展や、バイヤーを高知にお招きして行います現地視察商談会の開催によりまして、

防災関連製品の認知度向上による販売拡大や技術のPRを図ってまいります。

議員のお話にもございましたように、この関西戦略に対する県民の期待は大変大きいものがあると受け止めておりまして、県内の生産者や事業者の声をお聞きするとともに、関西の企業や団体との一層の連携を図りますことで、さらなる外商拡大につなげてまいります。

(観光振興部長山脇深君登壇)

○観光振興部長(山脇深君) 若者をターゲットにした情報発信の強化についてお尋ねがございました。

本県への観光客の年代別割合を見ますと、40代以上の方が全体の約3分の2を占めており、今後高知ファンの厚みを増すためには、若年層をターゲットにした情報発信がこれまで以上に必要だと考えています。若い世代の方に本県の魅力をお伝えするためには、従来のテレビや新聞、雑誌といった媒体のみならず、SNSなどソーシャルメディアを積極的に活用した情報発信が有効だと考えています。

このため、県では、現在展開しているリョーマの休日キャンペーンにおきまして、例えば旬の情報を現場からライブ配信で届けるなど、SNSを活用した情報発信を行っており、現在フォロワー数が10万人を超えたところです。また、今年度からは新たに動画配信サービスで、本県の清流や酒文化を情報発信するオンラインバスツアーを実施し、毎回約6万人を超える方に視聴され、大きな反響をいただいているところです。

さらに、今月開催する観光博覧会におきましても、若い世代の方の来店が多い全国規模の書店と連携し、その店舗で高知フェアを開催するなど、新たなターゲットを意識した情報発信を強化することとしております。

今後若い世代をはじめ、幅広い世代の方に

本県の魅力をお伝えするため、全国の成功事例なども参考にしながら、より効果的な情報発信に努めてまいります。

(林業振興・環境部長豊永大五君登壇)

○林業振興・環境部長(豊永大五君) まず、牧野記念財団のスタッフの増員や、職員の処遇の充実を図ることについてお尋ねがございました。

観光博覧会のメインエリアである牧野植物園には、多くの観光客が訪れることが見込まれています。県としましては、渋滞対策とともに受入れ体制を強化するため、植物園の非常勤スタッフを増員する予算案を本議会に上程させていただいています。具体的には、受付窓口や草花ガイド、広報業務のサポートを行うスタッフを、通常時に比べそれぞれ2名から3名ほど増員して対応することとしています。

また、植物園で働く財団職員の処遇を含め、働きがいのある職場づくりが重要だと考えています。これまでも正職員の増員や手当の増額などの改善に努めてまいりましたが、財団から優れた人材を確保するためには、さらなる充実が必要との考えをお聞きしています。

来年度は、牧野植物園の3年間の指定管理期間の最終年度を迎えますので、令和6年度以降の指定管理の在り方についての協議を行うこととしています。処遇の充実も含め、適切な運営体制が確保できるよう検討してまいりたいと考えています。

次に、山元への還元が期待されるA材などの、より一層の利用拡大について、具体的にどのように取り組むのかのお尋ねがございました。

山元への利益を還元させるためには、建築用材に利用されている木材、いわゆるA材について、その取引量の拡大と、これを加工した製品の付加価値を高めることが重要であると考えています。

まず、取引量の拡大のためには、一昨年来の

ウッドショック等による輸入材の調達不安から、一部を国産材に切り替えようとする動きに遅れることなく対応し、一定のシェアを獲得することが重要だということになります。さらに、近年SDGsに寄与するなど木材利用に対する社会的な機運の高まりにより、都市部において非住宅建築物の木造化、木質化の事例が増加傾向にあり、新たな需要先として期待されているところです。

こうした需要を取り込んでいくためには、乾燥や強度など品質の確かなJAS構造材や集成材等が必要となります。A材から製材される節の少ない木材は強度性能も比較的高いという特徴があることから、乾燥機の導入支援を行うなど、品質の確かな建築用材の供給体制を強化してまいります。

一方、製品の付加価値を高めるためには、従来からA材の付加価値づくりに貢献してきた住宅向けの節の少ない柱や、かもいなどの役物と呼ばれる建築用材の活用場面を広げる取組が必要となります。その一つとして、都市部の公共空間やオフィス空間等の内装材や什器類に木材利用を提案し、木材の新たな価値創出の役割が期待されるデザイナーやプランナー等とのネットワークの構築を進めてまいります。

このほか、本県も運営に参画する木材利用推進全国会議等による全国的な建築物への木材利用の促進に引き続き取り組んでまいります。加えて、木造の商業ビルなどを環境不動産として県が独自に認定し、不動産取得税の免除といった優遇措置を講じる新たな制度を全国に先駆けてスタートさせたいと考えています。こうした取組を推進することにより、山元への還元が期待されるA材などの利用拡大を図ってまいります。

次に、コウヨウザンの苗木確保に向けた生産体制の整備についてお尋ねがございました。

早生樹であるコウヨウザンは成長が早く、用途によっては20年から30年で収穫が可能であることや、伐採後の切り株から自然に発芽するなどの特徴があります。このことから、杉やヒノキに比べ林業のサイクルを短くできる可能性や、造林や保育にかかるコストの縮減が期待される樹種です。

このため、県では、コウヨウザンの導入に向けた調査や試験研究を重ね、令和2年8月に国の承認を得て、昨年度から造林補助事業の対象樹種に加えたところです。こうした支援の開始に伴い、本年度は約4ヘクタールの申請があり、来年度には12ヘクタールほどの植栽が予定されるなど、植栽面積は拡大しています。

一方、議員御指摘のとおり、コウヨウザンの苗木は本年度の県内の生産量では需要を賄えず、不足分を県外から購入せざるを得ない状況でございました。しかしながら、苗木生産者の方々もコウヨウザン苗木の生産拡大に取り組んでいただいております。来年度の植栽予定量については県内の生産量で確保できているとお聞きをしております。

なお、今後普及が進み、さらに需要が拡大することも想定をされますので、生産者の方々に対し植栽予定の動向を提供するとともに、生産の拡大に必要な施設整備の支援を行うなど、生産体制の整備に努めてまいります。

最後に、ユーカリやアカシアもコウヨウザンと同様に造林補助事業の対象樹種とするには、どのような知見が必要かとお尋ねがございました。

ユーカリやアカシアは、主に紙パルプの原料として利用がされていますが、コウヨウザンより短い伐期での収穫が期待できることから、バイオマス利用にも有効な樹種でございます。

こうした外国樹種を造林補助事業の対象樹種とするためには、県内各地で健全な成長が見込

まれることや、生態系など環境への影響がないことを確認した試験研究報告書を取りまとめ、国の承認を受ける必要があります。そのためには、県内各地における生育実態や地域の気候、土壌などの育成条件に応じた成長状況、植栽密度や保育の方法などの調査を行う一定の期間が必要となります。

ユーカリやアカシアにつきましては、実証栽培に取り組んでいただいている県内事業者への技術支援を通じまして、引き続き知見を集積してまいりたいと考えています。

(水産振興部長松村晃充君登壇)

○水産振興部長(松村晃充君) まず、カツオ一本釣りの現状と課題、企業版ふるさと納税の仕組みの導入についてお尋ねがございました。

カツオ一本釣り漁業は、本県の漁船漁業の生産量のおよそ4分の1を占める重要な漁業であり、カツオのタタキに代表される土佐のカツオは、観光や食文化の面でも極めて重要な資源です。このため、将来にわたってカツオ一本釣り漁業を守り、未来へつないでいく必要があると考えております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、カツオ一本釣り漁業は、漁獲量の減少に加え、燃油や資材、さらには餌の高騰などにより非常に厳しい経営状況が続いており、船員の高齢化や担い手不足なども相まって、経営体が減少している状況でございます。

こうした状況を踏まえ、令和2年度にかつおまぐろ漁業の振興策を策定し、令和3年度から、これまで実施してきた国の事業を活用した設備投資への支援や、定期点検費用への金融支援などに加え、新たに事業戦略の策定・実行支援などを追加し、総合的にカツオ漁業の振興に取り組んでいるところです。

高知カツオ県民会議から御提案のありました企業版ふるさと納税の活用につきましては、カ

ツオ漁業の振興は本県の地域再生計画の中に位置づけており、企業版ふるさと納税の対象事業となっております。本県のカツオ漁業振興の取組に対して企業の方々から寄附をいただくためには、共感し賛同いただける取組を提示するとともに、認知度の向上を図っていくことが重要です。

先月には県民会議の幹事会において、企業版ふるさと納税についての議論を始めさせていただいているところでございます。引き続き、県民会議や漁業者の方々や支援策の在り方、さらには取組の周知方法などについて議論を重ねていきたいと考えております。

次に、高知マリンイノベーションにおけるカツオ一本釣りの継続に向けた取組の進捗状況と、今後の方向性についてお尋ねがございました。

これまで、多くの漁業者は、より多く漁獲することを主な判断基準として操業を行ってこられました。しかし、漁業は日々の相場や漁場など変動要因が多く、操業ごとの利益を見通すことが難しいため、漁獲量が多くてもコストがかさみ、十分な利益が出ないといった場合があります。燃油や資材が高騰する中、収益性の高い持続可能な漁業経営を実現するためには、より多く捕りたいという意識から、利益を基準とした操業に転換していくことが重要であると考えています。

このため、本年度、高知マリンイノベーションの漁船漁業のスマート化の取組の中で、漁獲データ、燃油費、餌代などのデータから操業ごとの利益を見える化する利益シミュレーションツールの開発をカツオ漁業において行いました。カツオ一本釣り漁業の経営体からは、このツールは経営判断や漁場の選択などに有効であるとの評価をいただいております。特に、燃油の消費量が多い近海カツオ一本釣りにおいては、本年2月からの操業で、5経営体のうち4経営体

に活用いただいております。

今後は、漁協や県の職員によるサポート体制を構築し、ツールを有効に活用していただくことで、カツオ一本釣り漁業の経営改善を図り、経営の継続につなげてまいります。

(中山間振興・交通部長中村剛君登壇)

○中山間振興・交通部長(中村剛君) 特定地域づくり事業協同組合からの地ごしらえ業務などへの派遣についてお尋ねがございました。

中山間地域の基幹産業である林業の担い手確保については、特定地域づくり事業協同組合からの派遣も期待されているところですが、議員御指摘のとおり、造林作業のうち地ごしらえや植栽の業務は建設業務に該当するとされているため、派遣が禁止されております。

このため、県では、こうした規制の緩和について国への政策提言などを行ってまいりました。その結果、令和3年度より林業への新規就業者を対象とした、いわゆる緑の雇用のトライアル雇用研修を活用し、組合の職員が地ごしらえや植栽に従事することができる新たな措置がなされました。

しかしながら、この措置はあくまでも在籍型出向・研修としての取扱いであり、活用期間が最長で2年と限定されているため、長期的、継続的な従事できないといった課題がございます。また、よりニーズの高い建設業そのものへの派遣につきましては、特段の措置はなされておりません。

このため、法の施行後5年、令和7年をめどに行われる制度検討、これを見据えまして、市町村や現場の事業者からこの制度の評価や意見をお伺いした上で、地ごしらえ業務なども含めた建設業務への派遣規制の緩和などを働きかけてまいります。

(危機管理部長中岡誠二君登壇)

○危機管理部長(中岡誠二君) 事前復興まちづ

くり計画について、市町村の取組状況や県の支援策についてお尋ねがございました。

第5期高知県南海トラフ地震対策行動計画では、令和6年度末までに、沿岸19市町村が事前復興まちづくり計画の策定に着手することを目標としているところです。本年度は、高知市と黒潮町が取組をスタートさせており、来年度はさらに5つの市町が着手する予定となっております。

現時点では、令和6年度以降に計画を策定する市町村や、その市町村の中の箇所数などは決まっておりません。このため、今後必要となる県の補助金総額についても詳細には把握できておりませんが、令和5年度につきましては、高知市、黒潮町を含む7つの市や町に対して、総額で約3,000万円の補助を行う予定となっております。

県としましては、新たに創設する補助金による財政的な支援に加えまして、市町村の計画策定に積極的に関与し助言を行うなど、きめ細かな支援を行っていきたいと考えております。

○6番（上田貢太郎君） 知事はじめ執行部の皆様方には丁寧な御答弁誠にありがとうございました。

2問目はいたしません、本県の大きな課題、再造林率を考えると、ユーカリやアカシアは成長も早く、耐久性に優れた種目で、特にユーカリは曲げや、剪断強度が金属並みであり、単に再造林率の問題にとどまらず、新たな商品開発の可能性も秘めた種目だというふうにお伺いしておりますので、ぜひそういった点も含めて、今後御検討いただければというふうに思います。

さて、2月6日早朝、トルコ南東部とシリア北部の広い範囲で強い地震が発生しました。死者5万人を超え、物理的被害も5兆円を超える勢いがあります。さきの質問でも南海トラフ地震の事前復興に関して触れましたが、一たび大

規模地震が発生すれば、あらゆる日常がゼロから、いやマイナスからのスタートになってしまいます。医療、福祉、教育、経済、それらが麻痺し、日常生活が根底から覆されます。

現在、県では、先ほども御説明ございましたけれども、沿岸19市町村で事前復興まちづくり計画の策定を推進しているわけですが、県土全体に急峻な地形が広がる本県では、中山間地域も多数ありまして、新潟県中越地震や北海道胆振東部地震では、斜面崩壊なども起きたことで、大規模な被害が発生し、復興に長時間を要しています。

そういった中山間地域における事前復興の取組についても、今後ぜひ検討を進めていただきたいというふうに要請をいたしておきます。

最後に、3月をもって県庁を退職される多くの職員の皆様、本当にこれまでの間、県勢発展のために御尽力いただきまして誠にありがとうございました。今後ともますますの御活躍を御祈念申し上げます。全ての質問とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（明神健夫君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明3日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後4時34分散会

令和5年3月3日（金曜日） 開議第4日

出席議員

- 1番 濱口涼子君
- 2番 榎尾絢子君
- 3番 桑鶴太朗君
- 4番 上治堂司君
- 5番 土森正一君
- 6番 上田貢太郎君
- 7番 今城誠司君
- 8番 金岡佳時君
- 9番 下村勝幸君
- 10番 田中徹君
- 11番 土居央君
- 12番 野町雅樹君
- 13番 横山文人君
- 14番 西内隆純君
- 15番 加藤漠君
- 16番 西内健君
- 17番 弘田兼一君
- 18番 明神健夫君
- 19番 桑名龍吾君
- 20番 森田英二君
- 21番 三石文隆君
- 23番 西森雅和君
- 24番 黒岩正好君
- 25番 依光美代子君
- 26番 大石宗君
- 27番 武石利彦君
- 28番 田所裕介君
- 29番 石井孝君
- 30番 橋本敏男君
- 31番 上田周五君
- 32番 坂本茂雄君
- 33番 岡田芳秀君
- 34番 中根佐知君
- 35番 吉良富彦君
- 36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知事 濱田省司君
- 副知事 井上浩之君
- 総務部長 徳重覚君
- 危機管理部長 中岡誠二君
- 健康政策部長 家保英隆君
- 子ども・福祉政策部長 山地和君
- 文化生活スポーツ部長 岡村昭一君
- 産業振興推進部長 沖本健二君
- 中山間振興・交通部長 中村剛君
- 商工労働部長 松岡孝和君
- 観光振興部長 山脇深君
- 農業振興部長 杉村充孝君
- 林業振興・環境部長 豊永大五君
- 水産振興部長 松村晃充君
- 土木部長 荻野宏之君
- 会計管理者 池上香君
- 公営企業局長 笹岡浩君
- 教育長 長岡幹泰君
- 人事委員長 門田純一君
- 人事委員会局長 澤田博睦君
- 公安委員長 古谷純代君
- 警察本部長 江口寛章君
- 代表監査委員 五百藏誠一君
- 監査委員局長 高橋慎一君

事務局職員出席者

事務局長 山本和弘君
事務局次長 横田聡君
議事課長 吉岡正勝君
政策調査課長 田渕史剛君
議事課長補佐 杉本健治君
主 幹 春井真美君
主 査 宮崎由妃君



議事日程(第4号)

令和5年3月3日午前10時開議

第1

- 第1号 令和5年度高知県一般会計予算
- 第2号 令和5年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
- 第3号 令和5年度高知県給与等集中管理特別会計予算
- 第4号 令和5年度高知県旅費集中管理特別会計予算
- 第5号 令和5年度高知県用品等調達特別会計予算
- 第6号 令和5年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
- 第7号 令和5年度高知県県債管理特別会計予算
- 第8号 令和5年度高知県土地取得事業特別会計予算
- 第9号 令和5年度高知県国民健康保険事業特別会計予算
- 第10号 令和5年度高知県災害救助基金特別会計予算
- 第11号 令和5年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 第12号 令和5年度高知県中小企業近代化資

金助成事業特別会計予算

- 第13号 令和5年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算
- 第14号 令和5年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第15号 令和5年度高知県県営林事業特別会計予算
- 第16号 令和5年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第17号 令和5年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第18号 令和5年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第19号 令和5年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第20号 令和5年度高知県流域下水道事業会計予算
- 第21号 令和5年度高知県電気事業会計予算
- 第22号 令和5年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第23号 令和5年度高知県病院事業会計予算
- 第24号 令和4年度高知県一般会計補正予算
- 第25号 令和4年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
- 第26号 令和4年度高知県旅費集中管理特別会計補正予算
- 第27号 令和4年度高知県用品等調達特別会計補正予算
- 第28号 令和4年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第29号 令和4年度高知県県債管理特別会計補正予算
- 第30号 令和4年度高知県土地取得事業特別会計補正予算
- 第31号 令和4年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第32号 令和4年度高知県災害救助基金特別

	会計補正予算		関する条例の一部を改正する条例議案
第 33 号	令和4年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算	第 49 号	高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例の一部を改正する条例議案
第 34 号	令和4年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算	第 50 号	高知県旅館業法施行条例及び高知県暴力団排除条例の一部を改正する条例議案
第 35 号	令和4年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算	第 51 号	高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 36 号	令和4年度高知県県営林事業特別会計補正予算	第 52 号	高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例及び高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
第 37 号	令和4年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算	第 53 号	高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
第 38 号	令和4年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算	第 54 号	高知県スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例議案
第 39 号	令和4年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算	第 55 号	高知県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例の一部を改正する条例議案
第 40 号	令和4年度高知県流域下水道事業会計補正予算	第 56 号	高知県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例議案
第 41 号	令和4年度高知県病院事業会計補正予算	第 57 号	高知県獣医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例議案
第 42 号	高知県環境不動産の建築の促進に関する条例議案	第 58 号	高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 43 号	知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案	第 59 号	高知県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 44 号	職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例議案	第 60 号	高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例議案
第 45 号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例議案	第 61 号	高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案
第 46 号	高知県税条例の一部を改正する条例議案		
第 47 号	高知県地域経済牽引事業に係る同意促進区域における県税の課税免除に関する条例等の一部を改正する条例議案		
第 48 号	高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に		

- 第 62 号 高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 63 号 高知県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路及び旅客特定車両停留施設の構造、特定公園施設の設置並びに重点整備地区の信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 64 号 高知県森林整備対策基金条例を廃止する条例議案
- 第 65 号 高知県立月見山こどもの森の指定管理者の指定に関する議案
- 第 66 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
- 第 67 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
- 第 68 号 県が行う土木その他の建設事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
- 第 69 号 包括外部監査契約の締結に関する議案
- 第 70 号 清水高等学校校舎棟新築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第 71 号 清水高等学校体育館・多目的教室棟新築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第 72 号 (仮称) 高知布師田団地団地整備工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第 73 号 国道441号防災・安全交付金(口屋内トンネル(Ⅰ))工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第 74 号 国道493号(北川道路)道路改築(和田トンネル(Ⅱ))工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案

- 第 75 号 都市計画道路はりまや町一宮線防災・安全交付金工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第 76 号 高知県公立大学法人がその業務に関して徴収する料金の上限の変更の認可に関する議案

第 2 一般質問

(3人)



午前10時開議

○議長(明神健夫君) これより本日の会議を開きます。



質疑並びに一般質問

○議長(明神健夫君) 直ちに日程に入ります。

日程第1、第1号「令和5年度高知県一般会計予算」から第76号「高知県公立大学法人がその業務に関して徴収する料金の上限の変更の認可に関する議案」まで、以上76件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問を併せて行います。

30番橋本敏男君。

(30番橋本敏男君登壇)

○30番(橋本敏男君) おはようございます。県民の会の橋本敏男でございます。通告に従いまして一般質問を順次させていただきたいと思えます。

まずは、物価高騰による県民生活の影響について、知事の政治姿勢をお伺いしたいと思えます。家庭で消費する物やサービスの値動きを見る消費者物価指数は去年の同じ月より4.2%上昇し、上昇率は第2次オイルショックの影響が続いていた1981年9月以来41年4か月ぶり

の水準となっています。さらに、帝国データバンクの調査では、四国における価格転嫁率が直近で40.2%、値上げ品目は3月では3,442、4月では4,892品目と、暮らしを直撃します。

総務省は、2月は食品の値上げが相次いでいる一方で、政府による電気料金とガス料金の負担軽減対策の効果が出てくるため、上昇率は一旦鈍化すると見ているようです。しかしながら、食品などで値上げの動きが続いている上に、電力会社は電気料金の値上げを申請しているため、引き続き物価の動向は非常に厳しいものと思われます。

今回の状況が1981年第2次オイルショックと違うのは、当時は物価が上昇しても、働く人の賃金の水準はそれを上回っていたことです。今年、企業の間では、基本給を引き上げるベースアップの実施を決める動きが相次いでいて、中小企業も含めて賃上げの動きがどこまで広がるかが焦点となっています。

今年の春闘は、大企業のトヨタやホンダなどがいち早く満額回答し、大幅な賃上げと一時金の要求に応じました。大企業だけでなく、疲弊した家計の負担軽減には、中小零細企業全てにおいても物価上昇を上回る賃上げが実現される必要があります。

しかしながら、資材やエネルギー費用が高騰し、コスト負担が重くなる中で、果たして中小企業も含めた下請事業者への広がりが出てくるかは疑問です。特に、電気料などのエネルギーの大幅値上げは2、3、4次取引先の下請中小零細事業者を直撃し、生産コストの価格転嫁を十分にできていないのではないかと思います。

他方で、1次産業従事者や個人商店経営者などは、相変わらず収入が上がらず、苦しみにあえています。また、年金受給者は、マクロ経済スライド制によって年金は下がり続け、介護保険料や公共料金などが天引きされ、可処分所

得は減っていくばかりです。身近な生活に関わるところでも、ガソリンの値段、スーパーやコンビニに行くたびに食品の値段が上がり、私たちの財布は苦しくなっています。日本経済新聞などによる世論調査では、資源高騰や円安などによる足元の物価上昇について許容できないとの回答が64%にも上り、今後も光熱費や食品など生活必需品を中心に値上げが続く見通しです。

地域を巡りながら、メジカ節加工場で働いている80歳近い女性に話を聞く機会がありました。その女性は、堰を切ったように、暮らしの不安を私にぶつけてきました。年金は下がり続け、引かれて月3万8,000円、物価は信じられないほど上がり、これでは暮らしは成り立たない、だから老体にむち打って女工として働かなければ生きていけないと嘆いています。

御承知のように、インフレは基本的には需要と供給のバランスが崩れて起こるものですが、先進国で我が国だけが賃金が上昇せず、格差も拡大している中で、多くの県民が物価高にあえています。

今回の予算案に、原油価格や物価高騰の影響を受ける生活者や事業者への様々な支援策が盛り込まれているのは評価をいたします。その上で、原材料費の高騰というやむを得ない価格転嫁、値上げを事業者が行えるような環境づくりが必要だと思います。なぜなら、企業努力で価格を据え置こうとすれば、人件費を抑えるべく、さらに非正規雇用を積極的に雇うようになり、正社員の賃金も上げず、賞与も減少させていきます。そうすると、将来不安は加速してデフレスパイラルに陥り、景気は悪化して、人々は将来に希望を持てなくなります。だから、物価が上昇するときには賃上げもしないと、景気回復にはつながりません。

賃金の上昇を図るためには、まず県内事業者が収益を上げることが必要です。そのためには、

1次産業の生産者や個人事業者を含め県内事業者の生産性を高めていく成長戦略が不可欠だと思いますが、知事の所見を求めます。

また、成長分野に適切な労働移動が行われることも重要であると思いますが、併せて知事の所見を求めます。

特に、物価高の中でも、日々の暮らしを支える光熱費の値上げは私たちの生活を本当に直撃します。四国電力は、本年4月から28.08%の電気料の値上げを求め、昨年11月国に申請を行いました。それを受け、岸田総理は期限にとらわれず値上げの妥当性を十分に検討するよう所管庁に指示をしたとのことですが、値上げは避けられないのではないかと思います。電気料金が3割近くも上がれば、ますます県民生活は混乱し、ただでさえ苦しい台所事情はさらに厳しい状況に置かれることは必至だと思います。

道理からいっても、電気料金が上がれば全てが上がることは必定ですが、知事の認識を求めたいと思います。

次に、「再び、濱田が参りました」の成果について、知事の政治姿勢をお尋ねいたします。1回目の「濱田が参りました」は新型コロナウイルス感染症の真ただ中で、座談会を中心とした取組でした。2回目となる「再び、濱田が参りました」では、座談会に加え、様々な取組の現場を視察し、より多くの皆さんとの率直な対話を重ねていくことができたのではないかと思います。特に、中山間地域の現状をつぶさに見てこられ、改めて中山間で暮らす人々の苦しみや不安を感じていただいたと思います。

知事は、中山間対策の充実強化を図るため、現場に出向いて人々の話を聞いて、新しい課題を見つけて、解決策と一緒に考えていく県政を展開していきたいと、現場主義を唱えています。その姿勢は大変評価いたしますが、今回の「再び、濱田が参りました」で現地を見て、中山間

で暮らすたくさんの人と話をしたことで得た課題とは何なのか、そして中山間の何に共感し、何を前進させていくのか、知事の答弁を求めます。

次に、介護サービス提供体制のことについてお尋ねをいたします。

介護を行っている家庭にとって、ケアマネジャーはなくてはならない大事な存在であります。家庭で介護をされていて、もう家族だけでは面倒を見ることができなくなって、家族を介護施設にお願いするとき、ぎりぎりの状態になってから行政や地域包括支援センターに相談する方は多いと思います。在宅では、老老介護・認知介護、介護離職、経済的に必要なサービスを受けられないという大きな3つの問題が立ちまわります。介護者が一人で負担を抱えないよう制度やサービスなどの支援を受けることが大切なのに、そんな問題を相談すべきケアマネジャーがいない不安は大変なものです。

ケアマネジャーの高齢化や新規受験者の減少は、中山間部における高齢者福祉の強い危機感と不安をまきおこり、大きな混乱を招いています。さらには、ホームヘルパーなどの介護人材も、郡部では高齢化や成り手不足のため十分な労働力の確保ができず、途方に暮れている関係者の悲鳴や嘆きが聞こえてまいります。都市部と郡部では元から労働力には大きな格差があり、画一的な対応ではなく、人手不足が深刻な中山間の実情を踏まえ、郡部におけるサービスの供給体制の維持や事業者の新規参入促進に向けた実効性のある施策が必要です。

介護保険を運営しているのは市町村で、財源は税金と保険料が半分ずつ、加えて利用者の窓口負担はかかった費用の1割から3割負担する仕組みです。高齢者は少ない年金から天引きされ、40歳からの現役世代も負担しているのに、保険あってサービスなしとなれば最悪です。つまり、地域によっては、保険料を集め負担をし

ているのに、使えるサービスが制限される状態になっています。

中山間地域における介護人材不足の現状をどのように改善していくつもりか、子ども・福祉政策部長の答弁を求めたいと思います。

高齢者を取り巻く生活課題には、介護と子育てを同時に抱えるダブルケアや、介護が必要な高齢者と障害を持つ子供の支援など、複合した形も多くあります。また、独居の高齢者や認知症の方々が増加し、公的な医療や介護サービスだけでは生活を支援することが難しい環境が存在します。

地域包括支援センターはこうした複合的な課題にどのように対応していくのか、子ども・福祉政策部長の答弁を求めます。

地域包括ケアシステムは、今まさに変革のときを迎えているのではないかと思います。この仕組みづくりは、団塊の世代が75歳以上になる2025年を目途に、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを構築するためのものです。それを可能とするためには、高齢者、子供、障害者が共に集い、地域住民や企業、ボランティア団体など様々な人が主体的に参画をし、共に助け合う機運醸成が重要だと思います。

知事は、提案理由説明の中で、地域で支え合う医療・介護・福祉サービス提供体制の確立とネットワークの強化を進めると言っています。もう一步踏み込み、高齢者ケアだけではなく、子供や子育て支援、さらには障害を持つ方のケアも含めた全方位型の地域包括ケアシステムの構築を目指すべきだと思いますが、知事の所見を求めたいというふうに思います。

次に、特定空家対策についてであります。

放置された空き家は、壁や瓦の落下、家の倒壊などの危険は無論のこと、ごみの不法投棄、悪臭や、ネズミ、野良猫、害虫の繁殖、雑草、さらには衛生面や景観の悪化など、地域の生活

環境に深刻な影響を及ぼします。

2015年に施行された空家等対策の推進に関する特別措置法では、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険または著しく衛生上有害となるおそれ、適切な管理が行われていないことにより景観が損なわれている状態、生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態の家屋を、特定空家として市町村が認定することができますとしています。

まずは、本県における特定空家の現状や実態把握について土木部長に示していただきたいと思います。

市町村によって特定空家に指定されると、所有者に対し、除却や修繕の措置を行うよう助言・指導、勧告、命令ができることとなります。その命令に対して所有者が従わない場合は50万円以下の過料が発生し、命令を受けても改善が見られない場合は行政代執行によって強制執行が行われ、建物が解体されるケースもあります。さらには、特定空家に指定され、市町村から勧告を受けると、固定資産税の優遇措置が適用されなくなります。

今回、促進区域や放置空き家の課税強化など、空家対策特別措置法が改正されると聞いており、放置されている空き家も幾分か整理が進むと期待しています。特定空家制度は市町村の事務とも言えますが、県全体の危機管理の観点からも大変重要な問題であると受け止めなければならないと思います。

したがいまして、県も対岸の火事として見守るのではなく、積極的に特定空家対策に向き合うべきだと思いますが、具体的な県としての特定空家対策について土木部長の答弁を求めます。

また、特定空家に認定されていない、予備群とも言うべき管理不全の放置空き家も大きな問題となっていますが、県下の実態と市町村に対する支援体制の強化について土木部長の答弁を

求めます。

次に、放置自動車の不適正保管と不法投棄についてお尋ねをしております。

放置自動車は、自治体の条例制定や、使用済自動車の再資源化等に関する法律の施行で減少傾向にあると思いますが、依然として存在をしています。放置自動車は、地域の景観や住民の生活環境を損なうばかりかごみの不法投棄などの二次的犯罪を誘発する可能性があり、地域住民の暮らしに悪影響を及ぼすことは明らかです。

現在は、道路交通法や廃棄物の処理及び清掃に関する法律などの法令、さらには地方公共団体の条例によって対応していますが、条例では明確な法的担保がなく、現場での対応に不安があり、その場での行政対応がなかなか難しい状況にあります。特に、中古車か使用済み自動車であるかは一義的には所有者の意思に基づき決定されることになり、不法投棄か不適正保管かどうかの判断が困難な場合もあり、迅速な処理を妨げる要因となっています。

本県では、いち早く平成13年に議員提案で高知県放置自動車の発生の防止及び処理の推進に関する条例を制定し、毅然とした姿勢で放置自動車問題に向き合い、不適正保管・不法投棄対策を進めてきたのではないかと思います。

そこで、現在の本県における放置自動車の傾向と現状を示していただき、持ち主不明で行政が負担している調査、撤去などにかかる費用や民法の壁など、課題と今後の対策について林業振興・環境部長の答弁を求めます。

さらには、法令違反として県警も関わってくることになるから、自動車の放置問題にどのように向き合うのか、警察本部長の答弁を求めたいと思います。

次に、廃棄太陽光パネルについてお尋ねをいたします。

1月27日の高知新聞で、廃棄太陽光パネルの

県内における実態が報道されておりました。寿命が尽きたパネルの処分施設が県内には一つもなく、処理を他県に頼るしかないため、輸送コストを含めると相場の2倍くらいに膨らんでしまうというものです。

敷地に廃棄パネルを積み上げて処理を先送りする事業者もいる中、これから先ももっとも大量のパネルが廃棄され続けることとなります。今後、県内に処理体制が整わない状況では、不法に投棄をする事業者も増えてくるのではないかと危惧します。

太陽光パネルが大量に廃棄物になって問題化するのはいずれの話ではありません。だからこそ、2030年代後半に想定される太陽光パネルの大量廃棄のピークに合わせ、県内における回収フローやリサイクルなど、循環管理ルールの整備を進める必要があるのではないかと思います。

今では廃棄パネルのリサイクル技術も様々な方法が開発されていますが、県は廃棄パネルのリユース、リサイクルの取組についてどのように考えているのか、林業振興・環境部長の答弁を求めます。

廃棄太陽光パネルをリユース、リサイクルできない場合、管理型の最終処分場で埋立処分するしかありません。県内でリサイクル施設が設置されるめどは現時点で立っていない中、日高村にあるエコサイクルセンターでの受入れはできるのか、また佐川に新しく建設中の管理型最終処分場での受入れはどうか、林業振興・環境部長の答弁を求めます。

太陽光発電事業については、FIT制度の創設など、国による仕組みづくりが行われている状況ですが、パネルのリサイクル及び処理まで含めて地域で循環させる仕組みづくりが必要と感じます。

現状や今後の取組について林業振興・環境部長の答弁を求めます。

次に、全国旅行支援後の観光戦略についてお問い合わせをいたします。

コロナ禍で大きな痛手を受けた旅行業界を支援するために2020年7月にスタートしたのがGo To Travelでした。この観光需要喚起策は、2020年度と2021年度の補正予算を合わせて総額1兆3,500億円という巨額の支援制度となりました。しかし、コロナ禍の拡大によって中止を余儀なくされ、2021年は再開できませんでした。

この余った一部の予算は、地域観光事業支援として都道府県に配分されることになりました。さらに、使い残った2020年度補正予算の5,600億円分を都道府県に配分され、これが全国旅行支援で2022年から開始されて、年末年始の一時中断を挟んで2023年1月から順次再開されました。これら県民割、隣県割などの観光需要喚起策は、コロナの一股感が広がったこともあり、観光客の順調な増加に寄与してきました。

しかしながら、業界の人手不足と相まって、多くのホテルや旅館などの現場では混乱も多く、疲弊しているとの意見を耳にいたしますが、県内の状況について観光振興部長の答弁を求めます。

現在は、政府による全国旅行支援で国内旅行は活況ですが、支援が終了すると元に戻り、土日や連休しか人が動かなくなるのではないかと心配いたします。その上、景気悪化で人々の財布のひもは固くなることが予想され、全国旅行支援の幕引きは目前に迫っています。

支援が終わると急激に観光需要が冷え込む可能性があるのではないかとと思いますが、さらなる観光需要喚起策は用意されることになるのか、また全国旅行支援の単なる延長ではなく、次の段階に進むべきだと思いますが、併せて観光振興部長の答弁を求めます。

政府による直接的な観光需要喚起策の後、注目すべきはインバウンド観光の推進だと言われ

ており、全国の観光地ではインバウンド獲得意欲が強まるのではないかと思います。しかしながら、本県の現場は人手不足を訴える悲鳴が多く聞こえるのが実情で、インバウンドを迎えるには大変厳しいものがあると言わざるを得ないと思います。

さらには、量から質への意識の転換が必須で、今までのインバウンドに対するマインドを大きく変えなければならないと思います。具体的には、働き手が少なくなる中で、いかに少ない人数で付加価値感を上げていくかが鍵で、しっかりお金を落としてくれる質の高い観光客を求めなければならないと思います。

2019年の日本政府観光局の都道府県別外国人訪問率ランキングでは、東京47.2%、大阪38.6%、京都27.8%と、大都市圏はインバウンドが高い割合で訪問しているのに対し、高知は0.2%と全国ワーストスリー、僅かな訪問率にとどまっています。逆に考えると、ランキングが低い分、やり方いかんによってはインバウンドへの伸び代は大きいとも言えます。

知事提案理由説明においても、インバウンド観光の推進には東アジアからの誘客や2年後に迫った万博をターゲットに取組を図っているとのことですが、肝腎要の受入れ体制の準備はできているのか、情報の発信は大丈夫なのか、全国の競争に勝ち抜くことができるのか、観光振興部長の答弁を求めます。

次に、給食費の公会計化についてお尋ねをいたします。

文部科学省は2023年1月4日、2021年度学校給食費に係る公会計化等の推進状況調査の結果を公表いたしました。文部科学省が学校給食を実施している1,794の自治体を対象に実施した調査は、学校給食費の公会計化等を実施している31.3%、準備・検討しているを含めると、前回調査より5.1ポイントの増の計62.2%という結果

です。

今回の調査は、基準日が2021年5月1日、各学校設置者による学校給食費の公会計化等の進捗状況及び公会計化の支障となっている理由を把握し、今後の促進方策の検討に活用するためのものです。文部科学省は、教員の業務負担軽減などの観点から、学校給食費については地方公共団体の会計に組み入れる公会計制度を採用するよう推進しています。学校教員の業務負担軽減に向けて、保護者からの学校給食費の徴収・管理業務を自治体の業務として行うことを促進するため、文部科学省は学校給食費徴収・管理に関するガイドラインを作成し、自治体の会計に組み入れる公会計化を推進してきました。

公会計化のメリットは様々ですが、まずは教員の業務負担の軽減が挙げられます。学校給食費を学校単位で会計処理し、学校において学校給食費の徴収・管理業務を行っている場合、滞納者が生じると、教員や学校事務職員が督促業務を行うこととなります。債権管理による肉体的、精神的な負担は大きく、文書による督促が効果を発揮しなかった場合、電話や戸別訪問による督促も必要です。公会計化で学校給食費の徴収・管理業務を自治体に集約すれば、教員は当該業務を担う必要がなくなります。

また、教育委員会の中には、給食費徴収は口座振替を利用しているため教員の負担はないと、公会計化をしないケースも多いと聞きます。しかし、公会計化は教員の業務負担軽減だけではなく、公平性の確保という面でも重要です。一般的に、未払い給食費の回収責任は学校長に帰属しており、裁判などを通じて家庭から徴収することは難しいため、未払い分はPTA会費から充当するなどの措置が取られ、他の家庭の負担となっていました。公会計化によって、学校給食費を自治体の歳入歳出予算に組み入れ、未払い分は自治体の責任で回収する仕組みになれ

ば、ほかの家庭の負担は生まれず、公平性が担保され、保護者の利便性の向上にもつながってきます。

そもそも公会計化しないで行政が関わることは、給食費が滞納され不良債権化した場合、その管理や不納欠損となったときの責任を誰が担うことになるのか、さらには監査監督体制についてはどうなのかなど、会計法上も問題があるのではないかと思います。

公会計化を実現し、地方公共団体が指定金融機関を指定すれば、指定された金融機関のいずれからでも学校給食費の振替を実施できるようになります。また、コンビニエンスストアやクレジットカードによる納付を可能にした自治体も存在し、公会計化によって自治体の財務会計システムなどの活用も可能になります。さらに、学校給食費管理システムなどを導入し、財務会計システムと連携させれば、従来よりも効率的に納付状況等を管理することができるようになると思います。各学校等で処理されていた食材等の購入に関する支払い業務も、公会計化によって教育委員会事務局で一括して行うことが可能となり、当該業務に携わってきた学校事務職員の負担軽減にもつながります。

情報管理のための業務システムの導入、改修、運用に係る経費負担や人員の確保の困難さ、徴収や未納等対応における徴税部門との連携の難しさを挙げ、公会計化に向き合おうとしなかった教育委員会や自治体が多いのも事実です。

給食会計の公会計化は全国的な流れとなっており、一刻も早く学校給食費の公会計化とシステム導入の検討を進めるべきだと思いますが、本県の現状と今後の取組について教育長の答弁を求めます。

1回目の最後に、生活福祉資金特例貸付返済について質問をしてみたいです。

新型コロナの影響で生活が苦しくなった人に

国が無利子でお金を貸す仕組みが、緊急小口資金や総合支援資金などの生活福祉資金特例貸付です。早い人は今年の1月から返済が始まっていますが、既に返せないと自己破産する人が相次いでいると聞きます。返せない方が今後さらに膨らむのは確実で、大半が返ってこないおそれもあり、最終的には国民負担に跳ね返ってくると思います。

その貸付金が生活再建に結びつかず、生計を立て直せずに自己破産を誘発し、苦境に追い込まれる人が多く出てくることは、事業の趣旨から大きく乖離しているように思います。何かやるせないような切ない思いを持つのは私だけでしょうか。これが福祉政策なのかと言いたくはなりません。

この制度は特例貸付と呼ばれ、コロナ感染が広がり始めた2020年3月に設けられました。最大20万円の緊急小口資金と、最大60万円を3回まで貸す総合支援資金という2種類があり、最大200万円まで借りられ、いずれも無利子です。

緊急小口資金は2年以内、総合支援資金は10年以内に返済が必要で、早い人はもう返済が始まっていますが、本県の実態について子ども・福祉政策部長の答弁を求めます。

新型コロナウイルス禍で収入が減った世帯に無利子で生活資金を貸し付ける国の生活福祉資金の特例貸付の申請が9月末で終わりました。貸付総額は、リーマンショック時の約20倍の1.4兆円に上りますが、生活再建には程遠く、長いコロナ禍で貧困から抜け出せない人も多いと思います。さらには、貸付金の回収が進まない可能性があります。返済計画づくりなど支援の強化が求められていると思います。

県は困窮者への支援や貸付金の回収についてどのように向き合っていくのか、子ども・福祉政策部長の答弁を求めます。

現在、返済の免除申請をした数字よりもはる

かに多くの人々が返済困難に陥る可能性があります。この特例貸付は、コロナで困窮のおそれのある人に迅速に対応できた点は評価できます。しかしながら、一時的にしりあげても、結局生活基盤が再建できておらず、その先送りした課題が今から押し寄せてくることは必至です。

国は1兆4,000億円を使って、どういう人がどれくらい支援を受けたのか、どういう生活再建が必要だったのか、国がきちっと検証し明らかにしなければ国民の理解は得られないのではないかと思います。知事の所見を求めて、1回目の質問を終わります。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 橋本議員の御質問にお答えをいたします。

まず、県内事業者の生産性を高めていくための成長戦略についてお尋ねがございました。

今般の急激な物価の高騰は、県内の生産者、事業者の方々の経営に大きな影響を及ぼしております。加えまして、現在までのところ賃金の引上げは物価上昇にまで追いついていないのが実情でございます。

こうした状況下におきましては、事業者の方々がコストの上昇分を価格転嫁し収益を確保するというによりまして賃金の引上げを行う、こういった状況をつくり出していくことがぜひとも必要だと考えております。そのためには、まずは県内の生産者や事業者の方々がこれまで以上に生産性を高め、経営基盤を強化していくということが極めて重要であるというふうに考えております。

こうした考え方の下に、産業振興計画におきましては、戦略の方向性として、付加価値や労働生産性の高い産業を育むという点を位置づけまして、各分野において、特に生産性向上に資する取組を強化してまいりました。

このうち、1次産業分野におきましては、新

たな時代の鍵となりますデジタル技術を活用した生産力の向上あるいは高付加価値化、さらには効率的な生産体制への転換を進めております。例えば、ハウス園芸の分野におきますI o Pクラウドを核としたデータ駆動型農業の取組を進めてまいりました結果、導入した生産者の7割が増収となった産地が生まれるといった形で、具体的な成果が出てきております。

商工業分野では、新たな分野へのチャレンジやデジタル化に対する支援など、事業者の付加価値や生産性の向上を後押しするための取組を進めているところであります。

また、経営環境の変化が激しい中で、事業者が事業を継続そして発展させていくためには、中長期的な視点によります経営の方向性などを明確化することが重要となります。このため、アフターコロナや物価高騰といった環境変化も見据えまして、全ての産業分野において、各事業者の事業戦略及び経営計画の策定あるいは見直しの支援を実施いたしております。

今後も、産業振興計画の取組を一層推進いたしまして、事業者の生産性を高めていくということにより力強い収益構造をつくり出し、そして賃金の上昇につなげてまいりたいと考えております。

次に、成長分野に適切な労働移動が行われることについてお尋ねがございました。

成長分野への労働移動を円滑に進めることができたら、社会全体の収益が改善をし、それが従業員の給与のアップや雇用の増大という形で還元をされることとなります。そうなりますと、消費が増え、新たな投資を誘発するという経済の好循環が実現をいたしまして、地域や中小企業・小規模事業者にもこの効果が波及をしていくということになると考えます。

こうした考え方の下、現在国におきましては、人への投資を5年間で1兆円に拡充するという

ことなど、人材育成の強化と労働移動の円滑化に向けた取組が行われております。こうした方向性は、構造的な賃上げの実現に向けました好循環を促進するものでありまして、評価をしているところであります。

ただ、その際には、成長分野には当たらないものの、社会を支える公共的なサービス分野への目配りということが必要だと考えております。例えば、特に中山間地域などにおきまして、一昨日の本会議の議論の中でも、建設会社などにおきましての人手不足が顕著だというお話がございました。また、議員から御紹介ございましたように、介護・福祉の事業所での人手不足、これも顕著な状況がございます。こうした事業者が人手不足に悩んでいるという中での労働移動が本格化をするということになりますと、労働市場の需給がさらに逼迫をしてくるというような懸念もあるわけがございます。

したがいまして、こうした社会を支える公共的なサービスの分野におきましても、労働生産性の向上あるいは処遇改善などをしっかり進めていくと同時に、そうした配慮が必要ではないか。そうしたことによりまして、地域にとって必要なサービスの提供もしっかり維持されるということについて配慮をする必要があると考えております。

次に、電気料金の値上げに対する認識についてお尋ねがございました。

電気は、今や私たちの暮らしあるいは産業にとって、なくてはならないサービスであります。このため、電気料金の上昇は、県民の生活、事業者の経営に幅広く影響を与えるものと考えております。

加えまして、製造コストなどが増加をし、製品・サービス価格の一層の上昇につながるということも懸念をされます。さらに、消費マインドの低下などを通じまして、コロナ禍から平時

へと向かう社会経済の動きにも水を差しかねないと懸念をいたしております。

こうした中、昨年11月、四国電力は国に対しまして、本年4月からの規制料金の値上げ申請を行いました。岸田総理は、電気料金などの高騰に対して国民や事業者の不安の声が届いているといたしまして、値上げの申請に対して、日程ありきということではなく、厳格かつ丁寧な審査を行うという方針を示されております。

私といたしましても、国民の皆さんあるいは事業者からの理解が得られますように、様々な側面から国において十分な審査を行っていただきたいと考えております。

一方で、世界的な燃料価格の高騰によりますコストの上昇分を電力会社の経営努力だけで吸収するという事は困難であるということもまた事実ではないかと思えます。加えまして、電力会社が持続可能な事業運営を図ってエネルギーの安定供給を担っていただくということは、これはこれとして電力会社の大切な使命であろうというふうに考えます。

そう考えますと、一定程度の値上げにつきましては避けて通れない状況にあるというふうに受け止めております。ただ、その際には、先ほど申し上げました影響の大きさに鑑みまして、国民の生活、事業者の経営に対する配慮が併せて必要だと考えます。

このため、電気料金については、エネルギー政策に責任を持つ国におきまして、電力の安定供給、そして国民生活への影響、この双方のバランスをしっかりと勘案いただき、適切に判断をしていただきたいと思いますと考えております。

次に、「再び、瀨田が参りました」で中山間に暮らす人々と接した中で得た課題、また何に共感し何を前進させていくのかについてのお尋ねがございました。

私の県政運営の基本姿勢であります共感と前

進を進める上で重要なものと位置づけております。県民座談会も、2巡目を迎えております。これまで30の市町村に足を運びまして、134か所の視察先と、座談会に参加をしていただいた104名の方から様々な御意見を伺う機会を得ました。

中山間地域を訪れた際は、総じて、人口減少や少子高齢化に伴いまして、特に将来の集落の活力維持を心配する御意見を多くお聞きいたしました。そして、その背景といたしまして、地域や産業の担い手不足が深刻であること、若い担い手の方々がおられないということが将来の持続可能性に不安をもたらしているという御意見を多くお聞きしたわけでございます。私としても、やはり中山間地域におけます喫緊の課題は担い手不足対策にあるというふうな思いを強くしたところでございます。

こうした御意見がある一方で、前の世代から受け継ぎました集落を少しでもよい形で次の世代に引き継ぎたいという気概をお持ちになって、様々な創意工夫を凝らして地域の活性化に取り組まれている方々もまたたくさんおられました。また、本県の自然や人に魅力を感じまして都会から移住されてきた若い方々、あるいは山村留学などでやってこられた方々、こうした方々が地域おこしの中心的な役割を担っていただいている、そうした若い方々にも数多く出会うことができたところでございます。そうした姿に触れますと、私自身も大変心強く感じますとともに、その思いに県政がしっかりと応えなければいけないと決意を新たにいたしましたところでございます。

こうしたことを受けまして、来年度には中山間再興ビジョンを策定いたしたいと考えます。このビジョンにおきましては、中山間地域の方々が不安や諦めに陥るのではなくて、将来に対して希望を持って暮らし続けられますように、中山間地域の将来像あるいは方向性を示しまして、

皆さんとしっかりと共有をしてみたいと考えております。

また、喫緊の課題であります担い手の確保につきましては、地域おこし協力隊の大幅な拡充、移住促進のさらなる強化、併せて特定地域づくり事業協同組合の設立の支援などに取り組み、中山間地域の人材の確保、ひいては持続可能性を高めていくということにつなげていきたいというふうに考えております。

「再び、濱田が参りました」で伺いました御意見は、中山間総合対策本部の会議などにおきまして、県庁内全体に私自身から伝えております。引き続き、中山間地域の方々の御意見を広く伺い施策に反映をしていくということで、県庁全体が一丸となりまして中山間対策を進めてまいります。

次に、いわゆる全方位型の地域包括ケアシステムの構築についてお尋ねがございました。

人口減少や少子高齢化により担い手不足などによりまして、いわゆる地域の力が弱まっていく中で、これまでの制度サービスだけでは十分な対応が難しい、例えば8050問題などの複合課題が顕在化しております。

こうした状況を背景といたしまして、国においても社会福祉法が改正をされました。分野を超えた多機関協働型の包括的な支援体制の整備が市町村の努力義務とされるということに至ったわけでございます。この支援体制は、議員のお話にありました高齢者の地域包括ケアシステムの枠組みないしはそのコンセプトを全世代、全分野に、言わば全方位型に拡大いたしまして、地域共生社会の実現を目指すというものであります。

本県におきましては、高知型地域共生社会を掲げまして、行政の仕組みづくりと、人となりのつながりの再生に向けたネットワークづくりの2本柱で取組を強化いたします。具体的には、

行政の分野におきましては、早期に全市町村で包括的な支援体制が整備をされ、その機能を十分に発揮できますように、福祉保健所と連携した伴走支援を強化いたします。また、人と人のネットワークの分野におきましては、各分野におきます専門職あるいはボランティアの方々を対象といたしまして、分野を超えて支援につながるための研修事業を開始いたしますほか、住民参加型の子育て支援といった形で、地域におきます支援ネットワークの構築を進めてまいります。

こうした取組を各分野で展開いたしますことで、中山間地域などの過疎地域にありましてもつながりが途絶えることなく、相互に地域で支え合う高知型地域共生社会の実現を目指してまいります。

最後に、コロナ禍におきます生活福祉資金の特例貸付につきまして、国が検証すべきではないかとお尋ねがございました。

この特例貸付は、コロナ禍による失業などによりまして、当面の生活費に関する資金需要に対応するために講じられた措置であり、全国で約340万件、1.4兆円が執行をされております。コロナ禍により経済的困窮に陥った多くの方に対しまして、その窮地を迅速に救ったという意味で、この制度は緊急事態下においては評価をされるべきものと考えます。また、これまで支援につながらなかった方が、特例貸付をきっかけに、例えば社会福祉協議会の窓口を訪れていただきまして必要な支援につながったというような形で、生活困窮者への支援の在り方を考える上でも政策的な意義はあったのではないかと考えます。

一方で、迅速さが重視をされまして、世帯状況の把握ですとか丁寧な相談支援などを実施せずに貸し付けた面があることは否定できません。この点につきましては、一人一人に寄り添うべ

き困窮者支援としては不十分であったということを指摘する声もあるところでございます。

お話がありました返済不能の方々に関しまして、約2,000億円が償還免除となるということもございました。巨額の税金が投入をされている事業ということを考えますと、この成果と課題の検証作業は必要なことだろうというふうに考えます。

いずれにいたしましても、これは全国共通の課題、特に全額が国の財源で、国の事業として設計がされた事業でありますので、国におきまして、今回の特例貸付の成果と課題を踏まえて、緊急時の生活困窮者への支援の在り方をしっかり検討していただく必要があるのではないかと考えております。

私からは以上であります。

(子ども・福祉政策部長山地和君登壇)

○子ども・福祉政策部長(山地和君) まず、中山間地域における介護人材不足に対する改善策についてお尋ねがございました。

今年度、県が実施した介護事業所実態調査におきまして、介護人材の不足を感じていると回答した事業所は6割を超えております。特に中山間地域では、ホームヘルパーの不足による訪問介護事業所の廃止や、ケアマネジャーの不足からケアプランを自らが作成せざるを得ない事例が出るなど、介護人材の不足は大変厳しい状況になっております。

このため、来年度は人材確保に向けた対策を強化し、市町村や関係団体と共に、介護人材の確保に取り組んでまいります。まず、中山間地域で特に厳しい状況にあるホームヘルパーとケアマネジャーの確保につきましては、事業所が新規雇用時にインセンティブとなる一時金などの支援メニューを新設し、支援策を強化してまいります。次に、若い世代を中心とする人材につきましては、高知県福祉人材センターにおい

て、高知労働局と連携した新たな窓口の設置や移住サイトでの情報発信の強化により、年間370人を目標にマッチングに取り組んでまいります。

また、多様な人材の参入につながる介護助手につきましても、導入する事業者への支援を強化し、これまでは年間10人程度であった新規雇用を、年間50人を目標に取り組んでまいります。さらに、外国人材については、約100事業所が活用を検討していることから、セミナーの開催や個別相談など、受入れ体制の整備に向けた支援に取り組んでまいります。加えて、今年度は幡多地域をモデル地区に、複数の法人が連携したワークシェアの普及に向けた検討を行っており、業務の共同化についての具体的な検討を進めてまいります。

こうした取組によりまして、介護人材の確保にしっかりと取り組んでまいります。

次に、高齢者の複合的な課題に対する地域包括支援センターの対応についてお尋ねがございました。

県では、高齢者に対して医療や介護、住まい、生活支援までのサービスを包括的に提供することを目的に、地域包括支援センターを核とした高知版地域包括ケアシステムの構築に取り組んでおります。

議員からお話がありましたとおり、子育てと親の介護を同時に担うダブルケアなどの複合化した課題や、ごみ屋敷などの制度のはざまにある課題への対応が必要となっております。そのため、介護や障害、子供、生活困窮といった分野別ではなく、包括的に対応していく必要があることから、本県では全世代型の地域包括ケアシステムである高知型地域共生社会の実現に向けて取り組んでいるところです。

その中で、地域包括支援センターをはじめ各分野の相談支援機関が一体となった体制づくりを進めており、県としましては、多機関が連携

した相談支援体制の強化に向けて、地域包括支援センターにおけるコーディネート力の強化に取り組んでまいります。また、センターの職員に対しまして、包括的な支援についての研修を実施するなど、複合的な課題への対応力の強化に取り組んでまいります。

次に、生活福祉資金特例貸付の返済の状況についてお尋ねがございました。

新型コロナウイルスの影響で経済的に困窮した世帯に、社会福祉協議会を通じて無利子、保証人なしで貸付けを行う生活福祉資金の特例貸付は、令和2年3月から令和4年9月末まで実施しました。貸付けの種類は緊急小口資金と総合支援資金があり、最大200万円まで貸付けを受けることができる制度です。

高知県の貸付実績は、総額2万8,872件、約115億円となっております。このうち、今年1月に償還が開始した貸付けは1万312世帯で、1万7,929件、約59億円となっております。

住民税非課税世帯は償還が免除されることとなっており、令和5年2月末現在で償還対象の約47%、4,805世帯が免除となっております。一方、全国では、昨年12月末時点で償還対象の約40%が免除予定となっております。また、県内の免除決定世帯のうち、令和5年2月末現在で自己破産となっているのは44世帯、81件、2,535万円となっております。

償還開始対象世帯のうち、免除を除く世帯数は5,351世帯となっており、2月10日が初回の納期限となっております。償還開始に当たっては、少額での返済や償還猶予についての相談などが市町村社会福祉協議会に寄せられているとお聞きをしております。

最後に、生活困窮者の支援と貸付金の回収の取組についてお尋ねがございました。

生活福祉資金は、貸付けと併せて丁寧な相談支援を行うことで、生活に困窮する方に寄り添

う制度です。今回の特例貸付は、コロナ禍で生活に困窮した方に迅速に生活資金を貸し付けることで生活を支える役割を果たす一方で、迅速な貸付けが優先されたため、窓口の社会福祉協議会において、必要な相談支援が十分に実施できていない状況もありました。

そのため、今後は社会福祉協議会と生活困窮者自立相談支援機関が連携し、一人一人に寄り添った支援を行ってまいります。生活福祉資金窓口では、返済計画と併せて償還者の生活状況を把握し、必要に応じて少額返済や償還猶予を適切に案内するほか、必要な支援機関につなぐなど、伴走支援を行ってまいります。また、自立相談支援機関では、相談者ごとに具体的な支援プランを作成し、各分野の相談支援機関と連携して、自立に向けた支援を行ってまいります。

県としましては、償還者への個別支援や生活保護と自立支援制度の連携を強化するため、来年度新たに支援員を全県で3人配置するなど、支援体制を一層強化してまいります。加えて、貸付金の償還が生活の立て直しの妨げにならないよう、必要に応じて償還免除要件の見直しも含め、全国知事会を通じて提言を行ってまいります。

(土木部長荻野宏之君登壇)

○土木部長(荻野宏之君) まず、本県における特定空家の現状についてお尋ねがございました。

県内の市町村長が、平成27年度から令和3年度までに、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき特定空家に該当すると認定した件数は、134件となっております。そのうち、法に基づき講じられた措置の件数は、助言・指導が71件、勧告が2件、命令及び行政代執行の実績はなく、所有者を特定できない場合などに実施できないいわゆる略式代執行が1件となっております。

このような措置を講じた結果、令和3年度末

時点で121件の特定空家が除却や修繕などの方法により改善されており、現存する特定空家は13件となっております。

現存する特定空家につきましては、周辺への悪影響の程度や危険性の切迫度などを踏まえ、必要に応じて法に基づく措置が段階的に講じられていくこととなります。なお、所有者が不明であるなど、改善を求める相手がいない場合には、民法の財産管理人制度や略式代執行を活用していくことが考えられます。

次に、具体的な特定空家対策、また特定空家に認定されていない管理不全の放置空き家の実態と市町村に対する支援体制の強化についてお尋ねがございました。関連しますので、併せてお答えします。

県では、今年度から空き家対策を強化しており、活用できる空き家は移住者等の住まいなどに活用しつつ、特定空家など利活用が難しい空き家につきましては支援制度を設けて除却を進めているところであります。

一方で、特定空家にまで至らないような管理不全の空き家につきましては、市町村が把握している数値によりますと、令和3年度末時点で除却や修繕などにより2,186件が改善され、1,474件が現存しております。

報道によりますと、市町村が特定空家や管理不全の空き家対策に取り組みやすい内容が含まれた、空き家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案が今国会に提出される予定です。特定空家のうち、倒壊のおそれがあるなど緊急性が高い場合には、手続の一部を省略して市町村が除却できるようになるほか、管理不全の空き家は税の軽減対象から除外される場合があるとされております。

県といたしましては、まずは担当者説明会などの場を通じて、法改正の内容を市町村に広く周知してまいります。さらに、市町村職員が法

改正により強化、拡充される手続を円滑に行えるよう、弁護士などの専門家による研修会を新たに開催いたします。加えて、特定空家や管理不全の空き家の所有者からの相談にも対応できるよう、県の空き家相談窓口が法改正の内容を把握し、市町村と連携できる体制をつくるなど、県としてしっかりと後押ししてまいります。

(林業振興・環境部長豊永大五君登壇)

○林業振興・環境部長（豊永大五君） まず、本県における放置自動車の傾向と現状、課題と今後の対策についてのお尋ねがございました。

県では毎年、県及び市町村の管理地等に相当の期間にわたって置かれ、直ちに使用できない状態の放置自動車の数を確認しています。それによりますと、平成17年度末の1,544台をピークに減少傾向になり、令和3年度末では58台になっています。

この減少の要因としましては、議員御指摘のとおり、平成13年に制定された高知県放置自動車の発生の防止及び処理の推進に関する条例の効果が挙げられます。この条例に基づき、市町村の放置自動車の処理費用に対する補助金を創設し、全県的に処理に取り組んできたことが結果につながっていると考えています。

加えて、平成17年にいわゆる自動車リサイクル法が完全施行され、リサイクル料金の前払い方式が導入されました。このことにより、使用済み自動車の適正処理が進み、新たな放置自動車の発生が大幅に減少したものと考えています。

一方で、所有者の特定が困難な放置自動車は土地の管理者が処分を行わなければならないことが課題になっています。加えて、処分に当たっては、自動車は個人や事業者の所有物であることから、廃棄物として総合的に判断するための調査や手続などに時間を要することになります。

放置自動車の台数は減少しているものの、毎年新たに確認されるという状況は続いています。

さらなる減少のためには、新たな放置車両を見逃さず、調査や手続などに要する時間も考慮して、速やかに対応していくことが重要となります。

このため、毎年、年度当初の業務説明会等を通じて、市町村や県の関係部署と、放置自動車の処分に関する共通認識を醸成してまいります。あわせて、警察とも連携を密にしながら、放置自動車の早期発見、早期処分に引き続き取り組んでまいります。

次に、廃棄太陽光パネル、いわゆる使用済みパネルのリユースやリサイクルの取組への考えについてお尋ねがございました。

使用済みパネルにつきましては、現在徐々に排出が始まった段階ですが、今後はその排出量が過去の普及カーブに沿った形で急激に増加することが想定されます。このため、使用済みパネルの大量排出に備えた処理体制の整備が必要と考えています。また一方で、循環型社会形成推進基本法においては、リユース、リサイクル、埋立処分といった廃棄物等の処理の優先順位が定められています。使用済みパネルについても、そうした優先順位で取り扱うことが望まれています。

こうしたことから、国では、使用済みパネルのリユースやリサイクルなどを推進するため、太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドラインを策定しています。県におきましても、このガイドラインについて市町村や関係団体への周知に取り組んでいるところです。

グリーン化やカーボンニュートラルの実現を目指すには、今後も太陽光発電設備の導入を積極的に進めていくことが必要であります。そのためにも、使用済みパネルは可能な限りリユースし、リユースできないものは原則リサイクルするといった資源循環の取組を進めていくことが重要であると考えています。

次に、エコサイクルセンターと新たな管理型最終処分場での使用済みパネルの受入れについてお尋ねがございました。

使用済みパネルそのものを最終処分場で受け入れることは、循環型社会の形成に資する廃棄物の適正処理の観点から、適切な取扱いではないと考えています。このため、リユースやリサイクルに適さず、やむを得ず処分する場合でも、まずは破砕、焼却などの中間処理による減量化を行っていただくことが基本となります。

エコサイクルセンターや建設中の新たな管理型最終処分場において、使用済みのパネルを廃棄物として受け入れる場合は、破砕、焼却などの中間処理による減量化を行った後、燃え殻として受け入れることになると考えています。

最後に、使用済みパネルのリサイクルや処理までを含めて地域で循環させる仕組みづくりに関する現状や今後の取組についてお尋ねがございました。

現在、県内では、使用済みパネルの排出量がまだ少ないことなどから、リサイクル施設を備えた中間処理事業者は存在していない状況です。一方、四国内にはリサイクル可能な中間処理事業者が複数あり、県にお問合せがあれば、その事業者を御案内しています。

御指摘にありましたように、今後大量に使用済みパネルが発生することを見据えたパネルのリサイクルの仕組みづくりは、全国的な課題になっています。このため国においては、2030年代の発生量のピークに合わせて計画的に対応できるよう、リサイクルを促進、円滑化するための制度的支援や義務的なリサイクル制度の活用などについて検討をされています。また、都道府県や政令市等で構成する全国環境衛生・廃棄物関係課長会におきましても、国に対して、リサイクル事業者の育成や処理ルートへの整備への支援など、使用済みパネルのリサイクルに向け

た要望を行っているところです。

県としましても、使用済みパネルの県内でのリサイクルや処理ルート of 整備は必要であると考えています。このため、今後とも国による検討の動きを注視するとともに、県内の太陽光発電や処理に関わる関係団体等との定期的な情報交換などを行ってまいります。

(警察本部長江口寛章君登壇)

○警察本部長(江口寛章君) 法令違反として県警も関わってくることから、自動車の放置問題にどのように向き合うのかとのお尋ねがございました。

まず、道路交通法には、同法が適用される道路上にある違法な駐車車両や放置された物件などについて、道路における危険の防止、交通の妨害の排除、その他交通の安全と円滑を図るため必要な限度といった要件に該当する場合には、警察が自ら移動や除去などの措置を取ることができる権限が規定されております。また、道路以外の場所も含め、窃盗罪、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反などの犯罪の疑いが払拭できない場合は、所有者や放置行為者の確認などを通じて、事件性の有無を判断するなどしているところです。

なお、刑事訴訟法に基づき事件を捜査する場合には、証拠を移動する押収手続のほか、現場での検証や実況見分という手続もあり、それぞれの事件ごとに立証上適切な手段を取ることとしております。

加えて、当事者間のトラブルに対して任意の手段による警察活動として可能な範囲で対応することや、自治体、関係省庁の道路管理、環境その他の部門が行う対応への必要な協力も行っているところであります。

警察といたしましては、今後ともこれらの職務を適切に行ってまいり所存でございます。

(観光振興部長山脇深君登壇)

○観光振興部長(山脇深君) まず、観光需要喚起策の実施によるホテル、旅館の現場の状況についてお尋ねがございました。

令和3年4月にスタートしました高知観光トク割キャンペーンにつきましては、国の制度要綱に基づき、その対象者を県内の方から隣接県の方へ、そして中四国ブロック、全国へと段階的に拡大しながら実施してまいりました。この間、対象エリアをはじめ制度の内容が度々変更になったことによる混乱や、フロントにおけるワクチン接種履歴等要件確認の煩雑さなど、宿泊事業者の皆様には大変御苦勞をおかけしたものと認識しております。

こうした状況を受け、県としましては、宿泊施設に提出していただく様式をできるだけ簡素化するなど、少しでも施設側の負担を軽減できるよう努めてきたところです。また、国に対しましては、事業者が準備期間を十分に確保できますよう、制度変更の際にはできるだけ早期に制度設計を示していただくよう、全国知事会を通じて度々要請を行ってまいりました。

本キャンペーンは、高知観光リカバリーキャンペーンとの相乗効果もあり、観光需要の回復に大きく寄与いたしました。これも宿泊施設をはじめ事業者の皆様には御協力をいただいたおかげだと考えております。

次に、全国旅行支援終了後の観光振興の取組についてお尋ねがございました。

高知観光トク割キャンペーンにつきましては、現在のところ4月以降も一定期間は継続できる見通しとなっております。しかしながら、国は各都道府県に配分された予算がなくなり次第地域観光事業支援を順次終了するとしていることから、さらなるキャンペーンの延長は困難と考えております。

こうした状況を踏まえ、今後はこれまでのような観光需要喚起策に頼るのではなく、本県が

持つ魅力をしっかりと全国に発信し、誘客を図っていくことが重要だと考えています。

このため、まずは連続テレビ小説らんまんの放送に合わせた観光博覧会の開催を通じ、牧野博士のふるさと高知のPRに全力で取り組んでまいります。あわせまして、これまで磨き上げてきました歴史や食、自然体験など、本県の強みである観光資源を総合的に情報発信することで、観光需要の喚起に努めてまいります。

最後に、インバウンド観光の推進に向けた情報発信や受入れ体制についてのお尋ねがございました。

昨年10月の水際対策の大幅な緩和以降、訪日観光客は増加しており、本県でもこうした流れを着実に取り込み、インバウンドの早期回復をしっかりと図っていかねばなりません。そのため、まずはコロナ前に特に本県への来客の多かった台湾や香港など東アジアに重点を置いて、旅行会社などへのセールス活動を行っているところです。

具体的には、高知龍馬空港発着の国際チャーター便の誘致をはじめ、四国内の他空港や関西国際空港からの本県への周遊促進に努めておりまして、本県を訪れる外国人の方も今年に入りかなり増えてまいりました。また、海外に向けた本県の情報発信につきましては、国や地域ごとに異なる趣味や嗜好に合わせて、より効果的な発信に努めているところです。

このような取組に併せまして、今後本格的にインバウンド需要を取り込んでいくためには、議員のお話にもありましたように、付加価値の高い商品を提供できる観光地づくりを目指していく必要があると考えております。こうしたことから、観光事業者が行う付加価値の高い観光商品づくりへの支援や宿泊施設の魅力向上などに今年度から取り組んでいるところです。

また、国のほうでも付加価値の高い観光地づ

くりを後押しするような施策を打ち出しておりまして、こうした国の施策も積極的に活用しながら、地域の進める高付加価値化に向けた取組を県としてもしっかりと支援していきたいと考えております。

(教育長長岡幹泰君登壇)

○教育長(長岡幹泰君) 本県における学校給食費の公会計化の現状と今後の取組についてお尋ねがございました。

国の調査によりますと、令和3年度本県では、学校給食費などを無償化している4町村を除く32の教育委員会のうち22の教育委員会が公会計化を実施しております。実施率は68.8%で、全国3位となっております。その後、無償化を実施したところもあり、令和5年2月末時点で公会計化を実施していないのは、県を含む9つの教育委員会となっております。このうち6つの市町村については、そのうちの2団体が来年度から実施予定で、残りの4団体も数年内に実施予定とお聞きをしております。

議員のお話にありましたように、公会計化は、教職員の業務負担の軽減や公平性、透明性の確保などの観点で大きな効果が認められますことから、早急に進めていくことが必要であると考えております。

県教育委員会におきましても、公会計化に向けた議論を始めており、今後庁内の関係部局とも精力的に協議を行ってまいります。また、公会計化を予定していない市町村教育委員会に対しても、国が示すガイドラインや各教育委員会の状況を周知し、取組を促してまいりたいと考えております。

○30番(橋本敏男君) それぞれ丁寧な答弁ありがとうございました。2回目の質問をしてまいりたいというふうに思います。

まずは、学校給食の公会計化についてであります。先ほど、県を含め実施していないという

お言葉が教育長のほうからございました。多分、県立中学校とか、それから特別支援学校のことでないかなあというふうに思うんですが、県が公会計化がなされていないということですから、話になったものではないと思います。文科省のほうから通達に来て、公会計化にしなさいよという話になって、範を示す県がそういう状況の中では、市町村に対して何と言うのかなあというふうに考えてしまいます。あまりにもお粗末なのではないかなあと思っています。この状態でいくと、市町村への要請というのはまずは本末転倒と言われても仕方がないと言わざるを得ないのではないかなあというふうに思います。

早急に県は公会計化の導入を図り、それから——この高知県全体の実施率の高さというのは非常に評価はしたいと思います。ただ、まだ残り3割近い市町村が公会計化を導入していないということから、早急に支援策を整えて対応すべきではないかと思いますが、まずは教育長の2回目の答弁を求めたいというふうに思います。

それから、放置自動車の不適正保管と不法投棄についてであります。部長の答弁で、今でも公用地に——多分公用地だと思うんですけども、58台もの放置自動車が存在するというものでありましたから、民地については多分実態は分かっていないのではないかなあというふうに想像するんですが、当然県有地については、県条例にもあるようにしっかりと処理をしていかなければならないということもあります。ただ、民地に不適切に置かれた車については、県民はお手上げではないのかなあというふうに思います。

自分の土地に車を放置されて、1年も2年も3年もずっとされて、自分の土地を使いたいのに使えない、そんな状態が起こる。じゃあ、どこに相談をしたらいいのか。車のことですから、

当然警察やなということで、警察に行ってしまう。先ほど、警察本部長の答弁の中でも法律に関して、道交法とか廃掃法とかそういう法律に対して抵触をしているということならしっかりと受け止めていただけるようなんですが、なかなかそれ以外では難しい状況もあるのではないかなあというふうに思う。

ただ、本部長の答弁の中で、いろんな行政機関との連携を取っていくということでございますから、ありがたいと思いますけれども、どういう形で連携を取っていただけるのかなあということを御答弁いただければありがたいかなあというふうに思います。

2回目の質問を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○教育長（長岡幹泰君） 現在、県立学校で学校給食を実施しているのは、今お話をいただきましたように、国際中学校と特別支援学校13校の、14校となっております。

国際中学校につきましては、高知市の給食センターから給食の供給を受けておりまして、保護者からの給食費は基本的に口座引き落としとなっております。特別支援学校は、基本的に自校調理方式で給食を提供しておりまして、食材の発注や業者への支払いなどは栄養教諭が、また給食費の徴収は学校事務職員が担っております。なお、特別支援学校は、就学奨励費の補助によりまして、実際には無償になっている家庭も多く、滞納はない状況でございます。こうした中で、一定円滑に業務が行われていたことから、公会計化の議論が進んでこなかったものと認識しております。

しかし、改めて学校現場の業務の状況を確認しまして、公会計化で生じる業務とのすり合わせを行いながら、学校とも協議して、業務フローを整理していきたいというふうに考えております。また、先行している市町村の状況なども参

考に、必要に応じてシステム導入の検討なども行ってまいります。あわせて、庁内の関係部局とも適切に協議を行っていききたいというふうに考えております。

そして、先ほどもお話ししましたけれども、行っていないうちの9分の6の市町村につきましては、もう既に計画がなされているということです。県を含め、あとの2団体とも十分に話をしていきたいというふうに思っております。

○警察本部長（江口寛章君） ただいま議員から、
どういった形でという御質問をいただきました。

先ほど私が、協力をする部門として道路管理、それから環境ということで2つ挙げさせていただきましたが、協力をする先というのは非常に多種多様にわたっております。また、それぞれの部門がそれぞれ多種多様な法令を所管されております。そういった中で、どういったというお尋ねに対しまして一言でお答えするのは難しいな、むしろ議員方のほうがよく法令を御存じだろうというふうに思っております。

そういった中で、私ども、例えばそれぞれの部門が所管しておられる特別な法律、刑法以外の特別な法律というものは、やはりそれぞれの所管部門が非常にお詳しいということがございます。こういった点で、罰則に違反しておる場合には、先にそういった行政面からの調査を行っていただきまして、これはやはり罰則に違反しておる、あるいは行政指導にも従わないというような場合には、告発の手続を取るとというような場面がございます。そういった場合は、そういった特別な部門の知見を基に調査した結果に基づいて、あるいは資料を御提供いただいて告発をいただきますと、私どもは大変捜査がしやすくなるという場面がございますので、そういった協力というのが1つあるということござい

ます。

それから、廃棄物の部門というのは伝統的に、暴力的な団体というようなものが関わりやすい側面を持っておるといような場面がございます。先ほど来、車に限らずいろんな廃棄物について議員に御質問いただいておりますので、暴力の排除という面では緊密に連携をしながらこれまでも進めてきておったところでございますし、また進めてまいりたいというふうに思うところでございます。

以上でございます。

○30番（橋本敏男君） 教育長にしても警察本部長にしても、答弁ありがとうございました。

ただ、教育長、この公会計化については、一番大事なのは透明性と公平性だと思うんですね。公会計化にすることによって、より透明性が出てきて公平性も生まれてくる。ここが一番大事なポイントではないかなというふうに思いますから、その辺もよろしく踏まえた対応をしていただきたいというふうに思います。

それから、本部長、ごもっともだというふうに私は答弁を聞いていて思いました。いろんな多種多様な法令や、それからいろんな所管が入り交じった状況で判断していかないかん、だから県民も余計苦しいんですね。だから、そういうことも踏まえて、また相談があればぜひもしっかり受け止めてあげていただければありがたいというふうに思います。

以上で、私の全ての質問を終わります。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（明神健夫君） 暫時休憩いたします。

午前11時32分休憩



午後1時再開

○副議長（西内隆純君） 休憩前に引き続き会議

を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

10番田中徹君。

(10番田中徹君登壇)

○10番(田中徹君) 自由民主党の田中徹でございます。質問戦も3日目となりまして、重複する項目もあろうかとは思いますが、今回の質問が私にとりましても今任期最後の質問となりますので、これまで県民の皆様方からお伺いした御意見や御要望を踏まえながら、思いを込めて質問をいたしますので、どうぞよろしく願いをいたします。

初めに、高知家プロモーションについてお伺いします。御案内のとおり、「高知県は、ひとつの大家族やき。」というキャッチコピーの下、高知県を一つの家族に見立て、高知県の人、物、事を県外に発信するこのプロモーションは、平成25年から始まり、今年で10年が丸まりました。令和2年の8年目からは、キャッチコピーも当初の「高知県は、ひとつの大家族やき。」に戻り、展開されてきました。特にこの3年間は、新型コロナウイルス感染症が流行する中で、本県の強みでもある、人の温かさが伝わるこのキャッチコピーが使われたことは、県民の皆様にとって大変心強いものであったのではないかと考えます。

最近ではオール高知という言葉が使われることも多くなってきましたが、私は「高知県は、ひとつの大家族やき。」というコンセプトを今後も県内外へ発信し続けていただき、あらゆる場面でぜひ活用を図っていただきたいと考えます。

そこで、この高知家プロモーションの10年間の成果をどう捉え、今後のプロモーションに生かしていけるのか、知事にお伺いいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてお伺いします。私は、昨

年9月議会において、所得が全国より低い本県にあって、このたびの食料品の値上げなどにより家計への負担が増大することが見込まれることから、生活者支援を重視した対策を強化していただきたいとの思いで質問をさせていただきました。現在も原油やエネルギー価格の高騰は続き、物価は上昇し、さらなる食料や食用品の値上げが予想されている中、今議会にも、LPガス料金支援事業費補助金や園芸用ハウス等リノベーション事業費補助金など、この臨時交付金を活用した予算議案が上程されています。

本県ではこれまで430億円余りの交付金が活用されていますが、今後、新型コロナウイルス感染症が5類に移行することを勘案すれば、来年度以降については今までのように使途の自由度が高い交付金を活用することは想定できないのではないかと考えます。

そこで、これまで約3年間活用してきた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、地域の実情に合った使い方ができていたのかしっかり検証をし、今後に生かすべきではないかと考えますが、総務部長に御所見をお伺いいたします。

次に、「食べて！飲んで！高知家応援キャンペーン」についてお伺いします。このキャンペーンも新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金を活用した事業ではありますが、支援策を検討するに当たっては、社会経済動向も踏まえ、ばらまきにならないような効果的な施策を行うことが必要と考えます。

先月、クリーニング店を営む経営者の方から相談がありました。我々クリーニング業は、原油の高騰やエネルギー価格の高騰があっても何らもらっていない、県も市も、飲食店は助けるが、ほかにも困っている業種はたくさんある、自社の経営努力ではもう限界、何とか支援策を考えていただけないだろうかといった内容でし

た。そういったお話をお伺いしますと、行政が限られた財源で支援策を検討するに当たっては、その時々、社会経済状況も踏まえ、ばらまきにならないような効果的な支援を行うことが必要だと感じます。

今回、国の臨時交付金を活用し、コロナで苦しい状況にある飲食店の支援策として実施されたこの「食べて！飲んで！高知家応援キャンペーン」の取組をどのように総括しておられるのか、産業振興推進部長にお伺いいたします。

次に、観光振興についてお伺いします。本県では、今月から本格的に、連続テレビ小説らんまんを生かした観光の振興の取組が行われます。「牧野博士の新休日～らんまんの舞台・高知～」と銘打った観光博覧会に、私も大いに期待を寄せています。また、令和7年度は大阪・関西万博が行われることから、訪日外国人を本県に呼び込む観光振興策を考えていらっしゃるのではないかと思います。

つまり、令和6年度の観光戦略は、らんまん放送後でもありながら、令和7年度の大阪・関西万博につなぐための非常に大事な位置づけであり、令和7年度以降の本県観光にとっても重要です。

そこで、連続テレビ小説らんまん放送後の令和6年度の観光戦略づくりについてどのように取り組んでいかれるのか、観光振興部長にお伺いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症が5類へ移行することを踏まえれば、春に向けて、多くの方が外出や旅行を楽しみに待っているのではないのでしょうか。私は、県民の皆様、日帰りでもぜひ県内を周遊していただきたいと考えます。これまで、地域博覧会などを通して県内観光地の磨き上げを行ってきましたので、きっと行ってみたいと思っている場所があるはずですよ。

そこで、県民の皆様、県内を周遊してもら

ためには喚起策が必要だと思いますが、今後どのように取り組んでいかれるのか、観光振興部長にお伺いいたします。

次に、空き家対策についてお伺いします。ちょうど1年前の2月定例会において、私は移住促進策と併せて空き家対策について質問させていただきました。平成30年の総務省の住宅・土地統計調査では、本県の空き家率は全国ワースト1位となっており、空き家はあるが活用されていないという調査結果が出ていることや、令和3年度に実施された集落实態調査において、Iターンの方の受入れに必要な支援として空き家を有効活用できる支援を求める意見が多数を占めていることなどから、今年度、土木部住宅課に空き家対策の専門チームを配置して対策を強化されていると承知しています。

本議会初日の提案説明において、知事からは、中山間対策の充実強化について、本年度、中山間対策を抜本強化し、地域に活力を生む、暮らしを支える、しごとを生み出すの3つの柱と関連施策による取組を展開し、来年度は引き続き市町村と連携・協調しながら、一連の施策をさらに進化させます、また地域の担い手確保の取組では、令和8年度に地域おこし協力隊員を現在の約2倍となる500人確保することを目指すとの大変力強いお話がございました。今後は、移住者のみならず、地域おこし協力隊員の任期終了後の定住に向けた空き家活用による住宅確保策について、さらなる取組の強化が必要だと考えます。

そこで、令和4年度の空き家対策についての取組状況と、あわせて来年度どのように取り組まれるのか、土木部長にお伺いいたします。

ここで、建築基準法第42条第2項の規定において定められている道路、いわゆる2項道路について要請をさせていただきます。この2項道路とは、建築基準法が施行される昭和25年より

前に建てられた住宅などでは接地している道路の幅員が4メートル未満の場合もあることから、法施行前から使用されていた道路であり、知事や市長などの特定行政庁が道路と指定したものに關しては建築基準法上の道路とみなすこととされました。その2項道路に接地する住宅が建て替えなどを行う際には、道路の中心線から2メートルの範囲までセットバックすること、つまり敷地を後退させることが求められています。

私も、セットバックした知人から相談があり、現地へ赴き調べてみますと、その方の住宅が接する道路は県道の2項道路でありました。これまで、市道ではお聞きしたことがありましたが、県道の2項道路は初めてでしたので、県に相談いたしますと、県としては、この2項道路でセットバックした後の土地の取扱いなどについて明確な方針がないとのことでした。

そこで、今後、2項道路の取扱いについて、県としての方針をしっかりと検討していただくよう要請いたします。

2つ目の項として、産業振興計画についてお伺いします。

まずは、地域アクションプランについてです。来年度は、第4期産業振興計画の最終年度となりますとともに、次期計画策定に向けて議論がなされると承知しています。

私は、この地域アクションプランは、地域の産業を生み、新たな雇用も創出する、市町村と連携した画期的な取組であり、以前より注目してまいりました。しかしながら、近年の地域アクションプランは、新規に採択される取組が少なくなっているように感じています。これから県が中山間地域の対策を強化していく上でも、新たな取組が出てくることに期待を寄せていますし、特に中山間地域の市町村には頑張っていると感じております。

そこで、この地域アクションプランについて、

次期計画の策定に向けて既存プランの精査を行うとともに、大幅な見直しも必要だと思いますが、今後どのように進めていかれるのか、産業振興推進部長にお伺いします。

次に、地産の強化についてお伺いします。食は、地産地消、地産外商の推進や本県観光の振興を図るための重要なテーマです。また、本県の強みでもあります。ポストコロナ時代には、農産物や水産物の質を高め、量を増やすことが求められているのではないかと思います。そうしたことから、今後は1次産業において、さらなる取組が必要と考えます。

そこでまず、農業分野の地産の強化について今後どのように取り組んでいかれるのか、農業振興部長にお伺いします。

また、昨年の9月議会で、令和4年産米の米価についてお伺いし、令和3年産米を下回る米価というお答えをいただきましたが、その米価の下落に加え、昨今の資材価格の高騰により、米農家は非常に厳しい経営を強いられています。南国市で頑張っておられる将来の農業を担う若手農家からさえ、稲作では生活ができない、今年の作付を見送ろうかといった声も聞こえてくるほどです。

また、これまで農地を貸していた方からは、米を作っても赤字になるから来作は作らないと、突然農地を返され、高齢のため自分では草刈りもできないので困っているといった声もお聞きしました。米の作付が見送られ続けると、担い手の減少や貴重な農地の荒廃にもつながりかねません。

そこで、主食用米から高い収益が見込める作物への転換を進めることで、営農の継続を後押しするとともに、農地の維持にもつなげてはどうかと考えますが、農業振興部長に御所見をお伺いいたします。

次に、今非常に厳しい状況下にある酪農につ

いてお伺いいたします。ウクライナ情勢の悪化や円安等の影響による配合飼料や輸入乾牧草価格の高騰をはじめ、生産資材や光熱費等の高騰による生産費の上昇を乳価に転嫁できない状況が続いており、酪農経営はかつてない危機に直面しています。

私も地元の酪農家の方々を訪問し、直接お話をお伺いいたしました。このままでは経営が続けられない、さらなる支援策が必要といった大変厳しい声を聞いてまいりました。また、先月には、酪農家をはじめ、高知県や南国、香南、香美の3市の担当者の方々が一堂に会した、酪農の現状についての勉強会を開催させていただき、現在の状況を確認するとともに、既存の支援策を共有させていただきました。

早期に対応しなければ、県内産の牛乳が飲めなくなる日が来るかもしれません。県として、酪農家に寄り添い、今できる最大限の支援策を早急に実施していただきたいというのが私の願いです。

本議会の質問初日に、知事は、こうした厳しい状況の中でも経営が継続されるよう一層の構造転換を図っていくことが重要であり、そのため、構造転換支援パッケージとして、コスト削減、生産性の向上、経営継続の3つの取組を支援するための予算を本議会に提案しているという答弁をなされました。

この予算を活用して、酪農を含めた畜産の構造転換に対してどのように支援されていくのか、農業振興部長にお伺いいたします。

次に、水産業分野についてお伺いいたします。水産業においても、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、高知家の魚応援の店との取引額が減少するなど、目指す姿である、若者が住んで稼げる元気な漁村の実現のためには、外商の拡大や輸出の拡大、また担い手の育成・確保の観点からも、今後はさらなる地産の

強化を行わなければならないと考えます。

そこで、水産業分野の地産の強化について今後どのように取り組んでいかれるのか、水産振興部長にお伺いいたします。

また、さきにも述べましたように、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した輸出の早期回復や新規販路の開拓も進めなければなりません。

そこで、輸出額を早期に回復するために今後どのように取り組んでいかれるのか、水産振興部長にお伺いいたします。

次に、水福連携についてお伺いいたします。水産業と障害福祉の連携の呼称であり、農福連携に比べまだまだなじみのない言い回しであり、全国的にも徐々には増えてきていますが、実績が少ないのも現状です。翻って、漁業従事者は年々減り続けており、2018年漁業センサスによれば、本県における漁業就業者数は3,295人で、前回調査の2013年より675人減、平成20年からの10年間で33%も減少しています。

例に漏れず、高齢化や後継者不足といった課題が挙げられますが、本県としては、一般社団法人高知県漁業就業支援センターによる新規就業者の確保や、技能実習制度、特定技能制度を活用した外国人材の登用、また今年に入り、漁業者の操業に役立つ情報を一元的に発信する県のウェブサイト、NABRASの運用も始まり、慢性的な人手不足を解消する取組も進められています。しかしながら、人口減が続く中、本県水産業の厳しい状況は継続しており、人材確保支援の取組が一層求められているところです。

そこで、本県ではほとんど事例のない水福連携に着目したいと思います。安芸市などで、スジアオノリの養殖に、生きづらさを抱えた人を積極的に雇用するといった取組はあるようですが、水産業と福祉の連携は全県的にはあまり浸透していないように思われます。

他県の先進事例として、岩手県が水福連携マッチングマニュアルといった手引書を作成しており、就労に至るまでの流れ、障害の特性、実際にマッチングした事例等が紹介されています。マニュアルには、受け入れる事業者側の留意点や、働く障害者への助言なども盛り込まれ、県主導で、とても分かりやすい冊子になっていると感じました。水産業における労働力不足解消と、障害のある人の就労支援、さらにひきこもり支援にもつながる引き合わせであり、生きがいの創出と社会参画を目指すために、本県でもぜひ進めていってほしいと思います。

そこで、今後は水福連携にもしっかり取り組んでいくべきではないかと考えますが、水産振興部長に御所見をお伺いいたします。

次の項として、日本一の健康長寿県構想についてお伺いいたします。

本構想の掲げる「県民の誰もが住み慣れた地域で、健やかで心豊かに安心して暮らし続けることのできる高知県」の実現のためには、特に中山間地域の多い本県において、在宅療養体制を早期に確立することが今一番求められているのではないのでしょうか。本年度は、ヘルスケアモビリティが2台導入されるなど、取組も徐々に進んではいますが、中山間地域におけるオンライン診療や非対面での服薬支援体制など、デジタル技術を活用した取組をさらに充実させることが必要と考えます。

そこで、県内のオンライン診療の現状と、今後の中山間地域におけるデジタル技術を活用した取組について健康政策部長にお伺いいたします。

次に、周産期医療体制についてお伺いします。過日、私も産婦人科医の先生とお話する機会がございました。その先生とのお話の中で特に印象に残ったことは、このままだと高知県は20年後も人口が減り続ける、また、周産期医療施

設のない地域ほど人口の減少率が高くなっているといった言葉でした。実際に資料の数値を見せていただきながらそのお話をお聞きしますと、衝撃を受けるとともに、今踏み込んだ対策を打たなければ手後れになってしまうのではないかと不安に思ったことでした。

本県では、昨年1年間の出生数が4,000人を割り込むなど、減少傾向に歯止めがかからない状況です。また、現在、移住促進策や地域おこし協力隊制度などを活用して新たに中山間地域に人を呼び込もうと施策を展開している中で、若い方々がそこに住み続けていただくためには、本県の周産期医療体制についてももう少し深く議論する時期ではないかと考えます。また、全国に先駆けて少子高齢化が進行する本県だからこそ、課題解決に向けてぜひ対策を考えていただきたいと思います。

そこで、県として周産期医療体制の整備について今後どのように取り組んでいかれるのか、健康政策部長にお伺いいたします。

次に、高知型地域共生社会についてお伺いします。昨年10月には、知事をはじめ県内の全ての市町村長と社会福祉協議会の会長が参画し、高知家地域共生社会推進宣言が行われました。このことは、時期を捉えたすばらしい取組だと、私は高く評価しています。

長きにわたるコロナ禍での生活において、人と人とのつながりも分断され、たくさんの制約の中で過ごしてまいりました。ようやく徐々に日常生活が戻りつつありますが、それはかつてとは違う日常であり、多くの方が漠然とした不安の中で喪失感を抱いている状況だと感じています。そんな中、まさにオール高知での取組は、県民の皆様にも勇気を与えるとともに、みんなが自信を取り戻し、生き生きと暮らせる明日への希望となるものだと確信をしています。

そこで、新型コロナウイルス感染症によって

分断された人と人のつながりを再生させるために、具体的にどのように取組を進めていかれるのか、知事にお伺いいたします。

次に、危機管理、防災についてお伺いします。

私は、本年1月、南国市消防団の幹部研修に同行させてもらい、昨年4月にオープンしたばかりの堺市総合防災センターを訪問させていただきました。全国的に激甚化している台風や水害などの自然災害や、切迫性が指摘されている南海トラフ巨大地震などの大規模災害が懸念される中、自助・共助・公助の連携によって地域の防災力の向上を目指した、防災に関する画期的な中核拠点施設です。このセンターには、体験型防災学習施設や高度な消防訓練施設、また災害時の物資配送機能といったものが備えられており、最先端の施設に感嘆しきりでありました。

どういった施設か、もう少し詳しく説明させていただきますと、まず1つ目は、地域の連携強化・地域防災を担う人づくりであり、消火体験や煙暗闇避難体験、水圧ドア・水流歩行体験、瓦礫救出等、自主防災訓練のレベルでは実施が困難な様々な体験を実践的に行うことのできる研修・訓練施設が整備されています。

2つ目は、消防職員、消防団員の資質向上や人材育成を目的とした消防・防災力の強化です。それぞれの災害特性に対応する専門性の高い教育訓練を、実際の災害現場を想定したリアリティーのある環境で取り組むことができる施設を完備しています。

3つ目は、大規模災害時の円滑な受援体制の確立です。この施設は、全国から派遣される緊急消防援助隊等の集結場所としての機能も担い、消防局庁舎などが被災した場合における代替機能、また食料、生活必需品等の備蓄機能、支援物資の集積や配送機能を併せ持つ広域的な災害応急対策の拠点施設として活用できるよう

になっております。

敷地面積約2万平方メートル、そういった訓練棟のほかにも、正面エントランスには樹齢800年のオリーブの木や、周りには桜の木も植えられ、キッズスペースやテラス席付きのカフェがあったり、人々が自然な形で日頃から防災に関心が持てるような、親しまれる施設となりました。

南海トラフ地震が想定される本県にもこのような充実した施設があれば、天災を忘れることなく、県民の防災意識の向上にもつながりますし、大規模災害時に必要とされる緊急消防援助隊の車両集結場所や活動拠点として大いに活用が期待されるかと考えます。

そこで、本県に堺市総合防災センターのような多くの機能を有する拠点を整備するお考えはないのか、危機管理部長にお伺いいたします。

次に、県立高等学校の魅力化についてお伺いします。

昨年末、県内の県立高等学校において教員の方と意見交換をさせていただき、また学校施設を視察させていただく機会に恵まれました。その教員の方からは、少子化が進む昨今、自身の勤務する高等学校に魅力を感じてもらうこと、そして実際に入学を希望する中学生を増やしていくことがいかに難しいことか、経験談とともにお教えいただきました。それは、毎年5月から6月にかけて行われる高校説明会や10月に行われる体験入学に参加する中学3年生は、高校説明会が開催される時点で既にある程度校数を絞っている、また体験入学の際には、日程的なこともあり、参加できる校数にも限りがあるといった内容でした。

そこで私が感じたことは、中学生がもう少し早い時期からもっと多くの高等学校のことを知る機会を増やすことはできないかということです。

そこでまず、受験生などに対する県立高等学校の情報発信について、これまでどのように取り組まれてきたのか、取組状況について教育長にお伺いいたします。

また、今後、少子化のさらなる進展が見込まれる本県においては、中学校1、2年生に高等学校のことを知ってもらう機会を増やす取組を進めるべきではないかと考えますが、教育長に御所見をお伺いいたします。

最後の項として、高知龍馬空港についてお伺いします。

一時は新型コロナウイルス感染症の影響により航空需要が低迷し、高知ー羽田便にプロペラ機材が使用されるなど深刻な状況が続いていましたが、最近では国内線を中心に回復基調にあると思います。今後は、アフターコロナを見据えた国際旅客需要の増大や、大阪万博開催を契機としたインバウンドの急激な増加も見込まれていることから、本県もその受益を最大限に享受していくため、直接海外とつながることのできるよう、空港機能を強化していくことが求められていると思います。現在の高知龍馬空港においても、様々な制約がある中、精いっぱい取組が行われていることと思いますが、海外便の就航に向けては、やはり新たなターミナルビルの整備が必要だと考えます。

県では、休止していた新ターミナルビルの整備について、昨年12月に検討を再開したところであり、時宜を得たものと評価をいたします。まだ新型コロナウイルスの収束が見通せない中で、需要が消失するリスクへの対応や、新たな検疫体制、強化された保安体制への対応などを踏まえましても、やはり世界的な流れに後れを取ることはないよう、仮設の施設整備も含め、早急に対策を検討していかなければならないと考えます。

そこでまず、現在の高知龍馬空港・航空ネッ

トワーク成長戦略検討会議の状況と今後の方向性や見通しについて副知事にお伺いいたします。

また、インバウンドを推進するため、継続してチャーター便の誘致などにも取り組まれていると思いますが、既存施設での対応は可能なのでしょうか。

ゴールデンウィーク明けには新型コロナウイルス感染症も5類に引き下げられることから、時期を逸することのないよう、仮設施設の整備も含め、スピード感を持って検討を進めなければならないと考えますが、副知事に御所見をお伺いいたしまして、私からの第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 田中議員の御質問にお答えをいたします。

まず、高知家プロモーションの成果と今後の取組についてお尋ねがございました。

まず、この成果といたしましては、県内で高知家を冠するイベントが数多く開催されておりますほか、様々な商品パッケージにこのロゴマークが使用されるといった形で、県民の間で高知家が広く浸透いたしております。また、県外に向けましては、人の魅力にフォーカスをして、明るく前向きな県民性を広くアピールすることによりまして、本県の知名度向上に大きく寄与したのではないかと受け止めております。

また、御紹介がありましたように、この高知家のキャッチフレーズでございます「高知県は、ひとつの大家族やき。」は、私も大いに共感をして使っているところでございます。今後のプロモーションでも引き続き活用したいと考えております。

今後、関西戦略を進めます上でも、この高知家を最大限活用いたしまして、メディアや大手グループ企業などと連携をしたプロモーション

を展開していきたいと考えており、こうしたことによりまして外商拡大や観光の誘客、さらには移住促進につなげてまいる考えであります。

次に、日本一の健康長寿県構想に関連いたしまして、人と人とのつながりの再生に向けた具体的な取組についてのお尋ねがございました。

議員からお話がありましたように、昨今の地域の力の弱まりに加えまして、コロナ禍によります漠然とした不安感、そして人と人とのつながりの希薄化が懸念をされる状況にあります。そのため、御紹介もいただきましたけれども、県では昨年10月に高知家地域共生社会推進宣言を実施いたしました。これに基づきまして、高知型地域共生社会の実現に向けた取組をもう一段強化したいと考えております。

この具体的な体制づくりの大きな方向性としたしましては、まずは、分野を超えた行政の包括的な支援体制を、言わばたて糸として、しっかり整備をいたします。加えて、議員お尋ねの人と人とのつながりの再生に向けまして、言わばよこ糸として、各分野で意図的に地域の支援ネットワークの構築を進めたいというふうに考えております。

このよこ糸の部分の具体的なイメージでございますが、まず各分野の専門職そしてボランティアの方々を対象といたしまして、課題に寄り添い必要な支援につないでいく、そうしたソーシャルワークを促す研修事業を開始いたしまして、支援ネットワークの構築を進めます。また、子育ての経験者などの地域ボランティアによります子育て支援でありますとか、元気高齢者によります介護予防や生活支援といった、住民参加型の取組を強化したいと考えております。

こうした地域におきます住民の皆さんも含んだ支援ネットワークの拠点といたしまして、あったかふれあいセンターの機能強化を図りたいと考えており、このあったかふれあいセンターに

おきます居場所や地域の見守り、こういったことに幅広く対応ができますように、あったかふれあいセンターの通信環境の整備を進めてまいります。

さらに、官民協働の観点からは、例えば郵便局や宅配便の事業者の方々のように、県と見守り協定を締結しております企業の方々、あるいは民生委員の方々との連携を強化するといったほか、こうち子育て応援の店のアプリ化などを通じまして、地域全体で支え合う、そういった機運を高めてまいりたいと考えます。

こうした行政の面でのたて糸、そして地域の皆さんにおきます人と人とのよこ糸のネットワーク、この取組を併せて行っていくということによりまして、コロナ禍で希薄になった人と人とのつながりを再生し、住民同士が相互に支え合える地域づくり、そしてこのたて糸、よこ糸を通じて課題解決につなげていくという体制づくりをしっかりと進めてまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

(総務部長徳重覚君登壇)

○総務部長(徳重覚君) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の使い方を検証し今後に生かすことについてお尋ねがございました。

この交付金につきましては、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、令和2年度に創設されたものでございます。交付金の活用に当たりましての県と市町村の役割分担といたしまして、事業者への支援を県が行い、生活者への支援を市町村が行うという基本的な考え方の下、県では大きく2つの観点から事業者への経済影響対策を中心に施策を講じてまいりました。

1つ目は、直面する課題への迅速な対応といたしまして、コロナ禍や物価高騰下における事

業継続への支援と経済活動の回復に向けた支援を行ってきたところでございます。例えば、国に先駆けた県独自の融資制度や、時短要請に伴う給付金制度を創設したほか、観光や飲食の需要喚起を図る各種キャンペーンを積極的に展開してまいりました。これらの施策につきましては、事業者や県民のニーズを踏まえまして、しっかりと効果を検証しながら、予算額の増額や期間の延長、制度の見直しなどの対応を迅速に行ってきたところでございます。

2つ目は、中長期を見据えた構造転換への支援として、アフターコロナ時代や物価高騰の長期化などを見据えまして、新分野への事業展開をはじめ、省エネルギー化やデジタル化など構造転換に挑戦する事業者を応援する施策を展開してまいりました。こちらにつきましては、効果が現れるまでに一定の期間を要するため、適切なタイミングで検証を行ってまいります。

これまでの交付金の使い方を検証しながら、引き続き、県民の皆様や事業者の皆様への影響を注視し、臨機応変に必要な対策を講じてまいります。

(産業振興推進部長沖本健二君登壇)

○産業振興推進部長(沖本健二君) まず、「食べて！飲んで！高知家応援キャンペーン」の取組の総括についてお尋ねがございました。

このキャンペーンは、コロナ禍の影響で特に大きく落ち込んだ飲食の需要を喚起し裾野の広い飲食業を支援いたしますことで、県経済の回復につなげることを目的としまして実施をいたしましたところ、県内飲食店のおよそ4割に当たる1,811店舗に御参加をいただきました。

参加した店舗の方からは、1日の売上げの8割以上がクーポン利用という日も多かったとの声や、常連客も来店回数が増えた、あるいは、ふだんより一、二品多く頼んでくれたなど、感謝の声が多く寄せられました。また、クーポン

券を利用された県民の皆様の中には、まとめ買いやリピート購入の方も数多くいらっしゃるなど、大変好評をいただき、30億円分のクーポン券は販売期限を待たずに完売いたしました。

このように、クーポン券を多くの県民の皆様に利用していただいたことで、飲食店のみならず、食材を供給する生産者や卸売事業者、さらには交通事業者など幅広い方々への波及効果があったと考えております。

そうしたことを踏まえますと、昨日、上田貢太郎議員から、飲食店、利用者、生産者、三方よしの施策であったとのお言葉をいただきましたが、今回のキャンペーンは多くの県民の皆様に喜んでいただけたのではないかと受け止めております。

次に、地域アクションプランの今後の見直しの進め方についてお尋ねがございました。

地域アクションプランは、地域の資源や特性を生かしてビジネスとして育てることで地域の産業づくりを目指す取組でございまして、中山間地域の活性化にも資するものでございます。これまで、このアクションプランを通じて1,800人を超える雇用が生まれる一方、新しいアクションプランの掘り起こしができていないことや、十分な成果が発現していないプランがあるといった課題がございました。

こうした状況を踏まえ、第4期産業振興計画の最終年度となる来年度は、まずは現在の218のプランで掲げた目標の達成に向けまして、地域本部が中心となって、実施主体であります市町村や事業者と共に取組を強化したいと考えております。

そうした取組の成果や課題を踏まえまして、来年度に行います第4期計画を総括する中で、市町村などのお声もお聞きをしながら、見直しの方針や対応策などを決定していくこととなります。その際、地域におけますデジタル化、グ

リーン化、グローバル化といった視点も踏まえながら、次なるステージに向けた新たなアクションプランの掘り起こしに取り組んでいきたいと考えております。

(観光振興部長山脇深君登壇)

○観光振興部長(山脇深君) まず、令和6年度の観光戦略づくりについてお尋ねがございました。

これまで「志国高知 幕末維新博」や「リョーマの休日キャンペーン」などを通じて、本県の強みである歴史や食、自然体験を中心に観光戦略を組み立ててまいりました。今後は、これらに加えて、おもてなしの心にあふれる高知県の人の魅力や、長年にわたって引き継がれてきた地域の文化なども、本県の強みとして観光戦略に取り込んでいきたいと思っています。

こうした考え方の下、この春から始まる観光博覧会においても、地域の草花ガイドの方々との交流を楽しみながら地域を周遊していただくプランなども用意しております。このような、旅行者の方と地域の方々の交流を促す取組は、博覧会終了後も継続したいと考えております。

また、その地域でしか味わえない交流や文化を体験できることは、国内観光だけでなくインバウンドにおいても大きな強みになると思います。そして、令和6年に開設を予定している大阪梅田のアンテナショップのコンセプトでもある、極上の田舎の趣旨にも沿ったものと考えております。

このため、大阪・関西万博を見据え、こうした強みを関西の都市型観光とセットで打ち出していくことで、関西を訪れた外国人観光客の誘致にも生かしていきたいと考えております。

今後、有識者や観光事業者の皆様の御意見もお伺いしながら具体的な検討を進め、できるだけ早い段階で令和6年度以降の具体的な観光戦略の案をお示しできるようにしたいと考えてお

ります。

次に、県民の方の県内周遊についてのお尋ねがございました。

県民の方に県内を周遊していただくことは、観光施設や宿泊施設の利用者の増という側面だけではなく、県民の方々が地域の魅力を再発見すると、そうしたきっかけになることから、大変重要な視点だと思います。

県では、県内の周遊促進策として龍馬パスポートを発行しておりますが、パスポートを取得された方のうち県内にお住まいの方が約5万人おられまして、県民の方の周遊促進にも寄与しているものと考えております。

また、例えば中芸地域のゆずFeSなどの地域資源を生かした体験プログラムや、須崎市の新子まつりのような地域の食材を生かしたイベントには、多くの県民の方が参加されていると聞きしております。県としましては、引き続き、こうした地域の魅力的なイベントや観光情報を、県外だけでなく、県民向けの広報番組など様々な媒体で発信し、県内旅行の需要喚起につなげてまいります。

(土木部長荻野宏之君登壇)

○土木部長(荻野宏之君) 令和4年度の空き家対策の取組状況と来年度の取組についてお尋ねがございました。

県では、令和4年度から、庁内に空き家対策チームを設置し、空き家対策の抜本強化を図っており、空き家活用による移住者等の住宅確保を目指して取組を進めてきたところです。

今年度は、先進事例を取り入れた高知県版空き家決断シート、空き家のミライの作成や、市町村と関係団体が連携して未活用の空き家の掘り起こしを行い、移住者などに活用していただくためのモデル事業を進めております。また、空き家相談窓口を開設するなど、空き家所有者の受皿となる体制を整備してまいりました。

その結果、相談窓口には、開設から半年余りで、想定を大きく上回るおよそ450件もの相談が寄せられるとともに、市町村の空き家バンクの登録数が前年度比で約1.4倍に増加するなど、一定の成果が現れてきたものと考えております。

来年度は、先進事例を取り入れたモデル事業に取り組む市町村を増やし、成果報告会などを通じて横展開を図りながら支援していくなど、空き家の掘り起こしをさらに強化いたします。また、ウェブやSNSの活用、県民向けセミナーの開催など、広報啓発を強化しながら、空き家所有者の早期決断の機運を高めていくとともに、出張相談会を増やし、地域の空き家専門家グループと連携していくことで、相談窓口の体制強化を図ります。

これらの取組をしっかりと進め、早期の空き家活用を促進することにより、空き家の発生を抑制するとともに、中山間振興・交通部と連携しながら、移住者等とのマッチングを増やして、地域の活性化につなげてまいります。

(農業振興部長杉村充孝君登壇)

○農業振興部長(杉村充孝君) まず、農業分野における地産の強化についてお尋ねがございました。

これまで、産業振興計画では、Next次世代型こうち新施設園芸システムの普及推進などによる生産力の向上の取組や、それを支える多様な担い手確保・育成などの取組により、地産の強化を進めており、農業者の減少が続く中でも一定、生産量の維持が図られております。

しかしながら、農業を取り巻く環境は、高齢化による担い手の減少に加え、昨今の資材などの価格高騰により、極めて厳しい状況にあることから、今後は、生産量の増加と生産コストの削減の両立を図り、それらの影響を受けにくい農業に転換していく必要があります。このため、さらなる生産量の増加に向けましては、反収アッ

プと生産基盤の強化が重要となってきます。

具体的には、反収アップでは、昨年9月に本格運用を開始しましたI o Pクラウド、SAWA CHIを核としたデータ駆動型の営農指導體制を強化するとともに、生産基盤の強化としては、これまでのハウス内部の設備への支援に加え、新たに既存ハウスの長寿命化や高度化の支援を行ってまいります。

また、生産コストの削減に向けましては、省エネルギー化につながる高効率ヒートポンプの導入や、省力化につながるスマート農業技術の導入などの実証と普及を進めてまいります。さらには、多様な担い手の確保・育成に向けて、新規参入や親元就農といったターゲットごとの担い手確保対策に取り組むとともに、下支えとなる基盤整備や優良農地の確保にも取り組んでまいります。

こうした地産の強化の取組をしっかりと進めることとともに、多様な流通・販売先を見据えた外商を展開することで、産業振興計画で掲げる、地域で暮らし稼げる農業の実現を目指してまいります。

次に、主食用米からの転換についてお尋ねがございました。

議員の御指摘のとおり、米価の下落に加え、肥料をはじめとする生産資材の価格高騰により、稲作農家の経営が非常に厳しい状況にありますことから、主食用米よりも収益が見込める作物への転換は大変重要であると考えております。

そうしたことも踏まえ、県では、来年度から、国産需要が高まっている業務・加工用野菜などの大規模な露地園芸を推進していくこととしております。一例にはなりますが、南国市では、輸入野菜の国産化を目指している企業と連携し、国営農地開発事業で整備される優良農地を活用した国産タマネギの産地化を目指す動きがあり、既に栽培実証を開始しております。また、国の

水田活用の直接支払交付金を活用し、飼料用米やWCS用稲などの非主食用米への転換についても、市町村や地域農業再生協議会と連携し、推進しているところでございます。

さらには、こうした品目転換の取組と併せて、ドローンなどのスマート農機の活用や農地の集約などにより生産性の向上を図るなど、農家の皆様がやりがいを持って農業を続け、農地が維持されるよう取り組んでまいります。

最後に、どのように酪農を含めた畜産の構造転換を支援していくのか、お尋ねがございました。

本会議に予算を提案しております構造転換支援パッケージは、飼料価格高騰の影響を受けにくい畜産への構造転換を図るため、コスト削減、生産性の向上、経営継続の3つの柱により支援を行うものです。まず、1つ目の柱のコスト削減支援では、輸入乾牧草の代替飼料として需要が高まっております稲WCSの生産拡大や、酒かすなどの未利用資源の飼料利用に関する研究などを加速してまいります。

次に、2つ目の柱の生産性の向上支援では、発情発見装置などデジタル機器等の導入を支援するとともに、新たに専門家を活用し、畜産現場の労働生産性を向上させる取組を実施してまいります。特に、労働生産性の向上は、畜産分野では始まったばかりであり、作業手順などの作業効率を見直すことで大きく向上させることが可能ですので、重点的に進めてまいります。

具体的には、畜産現場におけるカイゼンの取組の意識醸成を図るため、講習会を開催するとともに、12戸のモデル農家に対して、専門家による現場での診断とカイゼン指導を行います。あわせて、この取組を通して、畜産農家を指導する県職員も専門家のカイゼン手法を学び、そのスキルをモデル農家以外の農家への指導等に積極的に活用してまいります。

最後に、3つ目の柱の経営継続支援では、構造転換の実現には時間を要しますことから、飼料コスト削減や生産性向上に取り組む畜産農家を対象に、一定の期間、支援金を給付してまいります。

これらの支援策を総合的かつ効果的に活用して、酪農家を含む畜産農家の皆様が安心して経営を継続できるよう、飼料高騰に苦しむ畜産農家の構造転換を推進してまいります。

(水産振興部長松村晃充君登壇)

○水産振興部長(松村晃充君) まず、水産業分野の地産の強化についてお尋ねがございました。

メジカやキンメダイなどの主要な魚種の不漁や、漁業者の減少や高齢化などにより、県内の漁業生産量が大きく減少している中で、外商の拡大や担い手の確保を進めていくためには生産力の強化が不可欠です。生産量を拡大していくためには、安定的な生産が可能である養殖生産の拡大を図る必要があると考えています。また、漁船漁業においては、操業の効率化により生産性の向上を図っていくことが重要であると考えております。

このため、養殖生産の拡大に向けては、新たな漁場の調査を行い、既存の事業者の規模拡大や新規事業者の参入を進めてまいります。さらに、種苗が安定的に確保でき、また海外でニーズの高い、人工種苗を用いたブリの生産を進めてまいります。漁船漁業では、デジタル技術を活用し、利益の見える化や、潮流や漁場の予測などの取組を進め、効率的な漁業生産への転換を図ってまいります。

あわせて、生産を支える担い手の確保に向けて、県内外での漁業就業支援フェアの開催など、就業希望者の掘り起こしを強化してまいります。加えまして、消費地のニーズに合った魅力ある商品づくりなど、産地での加工をより一層進め、県産水産物の付加価値を高めてまいります。こ

これらの取組を着実に進め、水産業分野の地産の強化を図ってまいります。

次に、水産業の輸出額を早期に回復するための今後の取組についてお尋ねがございました。

県産水産物の輸出については、これまで、産地での加工体制の整備や、海外見本市への出展による販路開拓への支援など、ハード・ソフトの両面から取り組んでまいりました。その結果、県産水産物の輸出額は、産業振興計画に位置づけて取組を始める前の平成27年にはおよそ3,000万円であったものが、平成30年には4億円に達し、大幅に増加をいたしました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の停滞などにより、令和3年には3億1,000万円にまで減少いたしました。こうした状況から脱却し、さらに飛躍的に拡大させていくためには、既存の販路の回復に加え、新たな販路の獲得に向けた積極的な営業活動が必要です。

そのため、令和5年度から、水産物の生産現場から流通・販売にまで精通し、国内外に幅広いネットワークを持つ水産物輸出促進コーディネーターを配置し、県内事業者の活動を強力に支援してまいります。あわせて、水産物の集荷力を有し、国内外の商社などに多様なネットワークを持つ卸売市場関係者と連携し、新たな販路の開拓を行ってまいります。

こうした取組を漁協や加工事業者、流通事業者など県内外の関係者が一体となって進めることで、県産水産物の輸出額の早期の回復、拡大を図ってまいります。

最後に、水福連携の取組についてお尋ねがございました。

県内では、お話のありました陸上でのスジアオノリ養殖や水産加工において、障害のある方など、生きづらさを抱えている方の雇用に取り組んでいる事例があります。水福連携を推進し

ていくことは、障害のある方などの生きがいや雇用の場を創出するだけでなく、漁業や水産加工業の人手不足の改善にもつながる大切な視点であると認識をしております。

水産業分野においては、漁業の現場では、海上などの特殊な環境での作業もあることなどから、安全面での配慮が必要となることがハードルとなり、取組が一部にとどまっているのではないかと考えております。しかしながら、陸上での漁具の作成や定置網などの網の修繕、さらには市場での魚の選別や梱包作業など、障害のある方などに活躍いただける作業も数多くあるものと考えられます。

今後、どのような場面で障害のある方などに活躍いただけるか、お話にありました岩手県の事例なども参考にさせていただきながら、水産業と福祉の双方の関係者での協議を進め、具体的な取組につなげていきたいと考えております。

(健康政策部長家保英隆君登壇)

○健康政策部長(家保英隆君) まず、県内のオンライン診療の現状と今後の取組についてお尋ねがございました。

情報通信機器を用いた診療報酬の算定について四国厚生支局に届け出ている県内の医療機関は26機関であります。これらの医療機関の中には、患者と医師の2者によるオンライン診療、これをドクター・ツー・ペイシェント、DツーPという言い方をしますけれども、このDツーPだけでなく、看護師が患者宅を訪問し、情報通信機器を用いて医師が病院等から診療する形態、これはDツーPウイズN——ウイズ・ナースという言い方をしますけれども——によるオンライン診療に積極的に取り組む医療機関がございました。その中には、議員からお話のありました、通信機器や医療機器を搭載した車両、いわゆるヘルスケアモビリティを導入する医療機関も出てまいりました。

このDツーPウィズNによるオンライン診療は、居宅と医療機関が地理的に離れている中山間地域にお住まいの高齢者にとって、移動にかかる費用や時間が節約でき、かつ病状の説明を看護師がしていただける、また必要に応じて検査や処置ができるという点で有用であり、医療機関にとりましても同様のメリットが考えられます。今年度、ヘルスケアモビリティを活用したオンライン診療を受けられた患者さんからは、医療機関受診にかかる時間や交通費が不要で、医師にしっかり診てもらえると高評価をいただいたとお聞きしております。

こうしたことから、来年度予算において、ヘルスケアモビリティの導入やオンライン診療の従事者研修に係る経費を計上し、オンライン診療の普及を推進したいと考えております。また、本県から政策提言しました、病院等の医療施設、医療を受ける者の居宅等に限定されている医療提供の場に関する医療法の規制緩和が実現され次第、あったかふれあいセンターなどを活用した中山間地域におけるオンライン診療の実施を検討してまいります。

次に、周産期医療体制の整備についてどのように取り組んでいくのか、お尋ねがございました。

本県の周産期医療体制は、分娩件数の減少や年配の産婦人科医師の引退に伴いまして、分娩や妊婦健診を取り扱う施設、主に産科の診療所になりますが、これが減少して、その結果、地域偏在という課題を抱えております。また、産婦人科医師は近年増加傾向にはありますものの、充足しているとは言えません。

このような状況下にありますと、分娩を取り扱う施設の減少をカバーするために、産婦人科医師が一定数勤務する高次の分娩取扱施設において正常分娩を取り扱う割合が高まるなど、分娩取扱施設の役割は徐々に変化してきておりま

す。県では、こうした周産期医療体制の変化に対応するため、正常分娩などに対し安全な医療を提供するための周産期医療施設間の連携や、産婦人科医師に加えて助産師の養成などを行ってきたところでございます。

一方、コロナ禍におきましては、緊急的な対応が必要な妊婦に関わる情報が、妊婦健診の実施施設から分娩を行う入院協力医療機関に迅速に届かなかつたという課題も出てまいりましたことから、医療情報の共有をはじめとする連携体制の再構築が急務であると考えております。加えて、全国的な動きとして、日本産婦人科医学会等では、医師の働き方改革と相まった分娩取扱施設の集約化の検討やオンラインによる妊婦健診の実証研究も行われているところであり、今後の周産期医療体制の構築に当たっては、社会の変化も的確に捉えた対応が必要と考えております。

以上の点も含めまして、次年度の保健医療計画の策定作業の中で、高知県周産期医療協議会を中心に議論を深めていくこととしております。

妊娠、分娩は病気ではありませんが、その過程には一定のリスクが絶えずついて回ります。特に、分娩時にはそのリスクが高まります。万一に備えて、必要な場合は帝王切開に移る必要がありますので、やはり複数の医師で対応できる環境を整えておくことが非常に重要になってまいります。

県としましては、これまでの人材育成などの取組を継続し、人材確保を図るとともに、限られた医療資源を有効かつ効果的に活用しながら、妊婦やその御家族が安心して妊娠・出産ができる周産期医療体制の整備に全力を挙げて取り組んでまいります。

(危機管理部長中岡誠二君登壇)

○危機管理部長(中岡誠二君) 本県に堺市総合防災センターのような多くの機能を有する拠点

を整備する考えはないかとお尋ねがございました。

南海トラフ地震のような県全域にわたる大規模災害に対応するためには、自助・共助・公助を担う地域の人づくり、応援部隊や物資などを円滑に受け入れるための受援体制を確立していくことが重要であるというふうと考えています。

本県には、人づくりの拠点として、消防職員、消防団員を対象にした実践的かつ高度な訓練、自主防災組織や県民の方々を対象にした研修などを行う県の消防学校がございいます。また、全国からの応援に対しては、物資の集積、配送、備蓄、さらには自衛隊や消防、警察のベースキャンプとしての機能を持つ総合防災拠点を県内に7か所、加えまして、お話のありました緊急消防援助隊の進出拠点は数十か所を指定しております。いずれも、春野総合運動公園や青少年センターといった既存施設を活用するというようにしてございます。

県では、こうした拠点において、地域の防災関係者や応急救助機関などと連携し、拠点の運営訓練や物資の配送訓練、ヘリコプターの発着などの実動訓練を継続的に行い、災害対応能力の強化を図っております。

東西に広い県土を有している本県において、効果的な受援体制を確立するためには、県内の各エリアに複数の拠点が必要だという考えを持っております。一方、今後、現在の拠点を活用した教育訓練などを通じて、多くの機能を有する新たな防災拠点の必要性が高まってきた場合には、消防本部や市町村の意見もお聞きしながら、整備費やランニングコストといった課題なども含め、整備の是非について検討してみたいと思います。

(教育長長岡幹泰君登壇)

○教育長(長岡幹泰君) これまでの高等学校についての情報発信の取組と、今後の高校を知る

機会を増加させるための方策についてお尋ねがございました。関連しますので、併せてお答えをさせていただきます。

高等学校では、受験生にそれぞれの学校の特色をよく知っていただくために、各中学校を訪問して説明会を実施するとともに、10月頃には体験入学を実施しております。このほかにも、学校によっては、探究活動などの学習成果発表会を開催して中学校に公開をしたり、部活動交流などを行っております。また、産業系高校におきましては、共同で実習等の成果を披露するPRイベントなどを実施しております。さらに、県のホームページで、それぞれの高校の特色や進路実績等を紹介した、こうちハイスクールガイドを公開しております。

しかし、このような情報発信によっても、それぞれの学校の特色や魅力が十分に伝わらないまま、学校の立地場所やイメージのみで高校が選択されている状況も見られます。こうしたことから、中学生がそれぞれの高校をよく知るとともに、将来のキャリアを見据え、希望する高校で学ぶことを目標に、中学校生活を充実させることができるような情報発信の取組が必要であると考えております。

そのためには、議員からお話がありました、中学校1、2年生を対象とした説明会や体験入学、そしてそれに加えて、小学校高学年の児童への学校紹介なども大変有効な方法であると考えております。また、県内各地の高等学校をより多くの児童生徒の皆さんに知っていただくためには、例えばオンラインやオンデマンドによる説明会、SNSなどを活用した日頃の教育活動などのPRなども考えられます。

今後、各高等学校と共に、それぞれの方法の効果や課題を研究し、また小中学生やその保護者の皆様のニーズも取り入れた、よりよい情報発信の方法について検討しながら、できるとこ

ろから取り組んでいきたいと考えております。

(副知事井上浩之君登壇)

○副知事(井上浩之君) 高知龍馬空港の新ターミナルビルの整備に向けた検討状況と今後の見通し、そして仮施設も含めスピード感を持って検討すべしということにつきましてお尋ねがございました。関連をいたしますので、併せてお答えをいたします。

高知龍馬空港・航空ネットワーク成長戦略検討会議につきましては、令和2年1月の開催を最後に休止をしておりましたけれども、昨年10月の国の大幅な水際対策の緩和を受けまして、国際旅客需要が拡大するタイミングを逸しないようにターミナルビルの整備を進めていくために、昨年12月に再開をしたところでございます。再開後の1回目の検討会議では、これまで取り組んできました空港の利用促進の取組の総括とともに、ターミナルビルの整備に向けた現状と課題、今後のスケジュールについて、改めて議論を行いました。

その中で、委員からは、まずは仮施設を整備し、便数が増えた段階でターミナルビルを整備するといった段階的な整備を検討してはどうかという意見や、パンデミックの発生により旅客需要が消失するリスクもあることから、最低限必要な機能を持つコンパクトな施設にする、もしくは国内線・国際線共用の施設にしてはどうかという御意見、また2025年の大阪・関西万博に向けて、本格的な施設整備の前に、簡易な施設と搭乗橋——ボーディングブリッジを先行して整備してはどうかといった御意見をいただきました。こうした御意見を踏まえ、より具体的に検討を進めるために、検討会議の下に設置した新ターミナルビル整備部会におきまして、段階的な整備や、大阪・関西万博を見据えた先行的な整備などの考え方を共有したところでございます。

今後は、5月の新型コロナウイルス感染症の5類への見直しによる海外旅客需要の回復の動きも見極めつつ、さらに議論を深め、来年度のできるだけ早い時期に整備の方向性を取りまとめていきたいと考えております。

こうした検討に並行する形で、現在も国際チャーター便の誘致について精力的に活動を進めているところでございまして、その取組につきまして一定の手応えも感じておるところでございまして、そのチャーター便の誘致につきましては、単発でございまして現在の施設で対応ができるものというふうに考えておりますが、これが定期の便数の多いチャーター便となりますと、入国の動線と出国の動線を構造的に分離する必要があるというふうに国から指摘も受けておりますので、今の施設では難しいものというふうに考えております。

したがって、早い段階で定期のチャーター便がもし仮に実現することになりますと、こうした検討会議の議論に先行する形で、仮設の施設の整備なども含めまして行っていく必要があるものというふうに考えております。その際には、国、高知空港事務所とか高知空港ビルとか、関係者の皆さんとしっかり協議をした上で、早急な対応を検討してまいりたいと考えております。

○10番(田中徹君) それぞれに大変丁寧な、また真摯な御答弁をいただきましてありがとうございました。

今回、私は質問を考えるときに、一番初めにポストコロナ時代の県政運営についてというタイトルで質問させていただきましたけれども、本当にこの約3年間にわたって、新型コロナウイルス感染症というものが様々な人々の生活というものを変えてきたというふうに思っておりますし、今議会でも知事は、構造改革、様々に転換していくというお話をされておりますけれ

ども、実際、転換に至るまでには少し時間がかかっている、そういうような感じを、御答弁を聞きながら感じたところであります。

先ほど質問でも、また御答弁のほうでもありましたけれども、来年度は様々な主要な計画が最終年度を迎えますことから、知事も残りの任期最後の年ということで、非常に成果を求めていくということも大事なことだろうというふうに思っております。一方では、これから5年先、10年先を見据えて、高知県のあるべき姿というものをしっかりと見据えながら、令和6年度以降の新しい次期の計画に向けて、しかもその次期の計画がしっかりスタートダッシュが切れるような、そういったこと取組も重要だというふうに感じております。そういったことで、私としては、しっかり成果も求めながら、そしてぶれずに、将来の目指す姿を追い求めることがなお重要ではないかなというふうに感じております。

そこで、知事に1問お伺いをさせていただきたいと思っておりますけれども、残りの任期、こういった姿勢で県政運営に当たっていかれるのか、お伺いをしたいと思います。

○知事（濱田省司君） 田中議員の再質問にお答えをいたします。

残り任期におけます政治姿勢ということでございます。

引き続き、共感と前進を掲げまして、県民の皆さんに寄り添い、また県民の皆さんと共に県政運営をしていくということでございますが、その中で、ただいまお話もいただきましたように、任期の最後の1年ということになりますから、しっかり成果を出して、今まで県民の皆さんにお約束をしましてまいりました事業の実施でありましたり、今までの計画でお示しをしてきた目標の達成、こういったものへ向けてまずは力を尽くしたいというふうに思います。

ただ、物事の成果が現れるのに行政の場合時間がかかるというのは御指摘があったとおりでと思いますから、そのことは決して未来へ向けた備えをおろそかにするということではなく、5年、10年先もにらんで、必要な施策の仕込みであったり、あるいは種まきであったり、こういったことへもしっかり意を払わないといけないという思いでおります。そういう意味では、先般表明をさせていただきましたように、2期目を目指していくという意思是公にさせていただいたわけでございますので、しからば2期目以降、こういった形の高知県を目指していくのか、また事業展開を考えていくのかということに関しましての大きなビジョンをお示しするというようなことでありまして、そのためにどういった準備が必要かといったことをしっかり考えて手当てをしていくと、これも残る任期中も怠ることなくしっかりと進めてまいりたいと考えております。

○10番（田中徹君） どうも大変力強いといえますか将来を考えた知事の思いというものをお聞かせいただきましてありがとうございます。

以上で、私の一切の質問とさせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○副議長（西内隆純君） 暫時休憩いたします。

午後2時27分休憩



午後2時50分再開

○議長（明神健夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

11番土居央君。

（11番土居央君登壇）

○11番（土居央君） 自由民主党の土居央でござ

います。通告に従いまして質問をさせていただきます。これまでの御質問と少々重複するところもございますが、御容赦を賜ればありがたく思います。

ようやく昨年来の新型コロナウイルス感染症第8波も収束しつつあり、感染は減少傾向にあります。3年間にわたるコロナ禍が残した傷痕は大きく、いまだ多くの県民の皆様が苦しんでおられることと思います。さらに、この一年は、ロシアによる侵略戦争の影響で、エネルギー価格や物価の高騰が加わり、県経済と県民生活は大変厳しい状況にあるものと認識をしております。

高知県政といたしましては、一刻も早くこうした状況を克服して、社会経済活動を正常化させ、本県の経済を再び成長軌道に乗せていくこと、そして安心の医療・福祉を県下全域で、かつ全世代型、全方位型で取り戻していくことが今求められている使命だと思っております。

先々月、国は、今年5月の連休明けに新型コロナウイルス感染症を季節性インフルエンザと同等の5類へ移行させる方針を明確にしましたので、いよいよ3年以上続いた新型コロナウイルスとの闘いはひとまずの節目を迎え、アフターコロナを見据えて県経済のV字回復を目指す取組を加速させ、地方創生の歩みを再び強力に進めていかなければなりません。その際には、短期的な収束が見通せない、国内では少子化傾向、世界規模では地球温暖化や国際情勢に左右されるエネルギーや資材などの価格高騰を踏まえ、県内産業を的確に支援しつつ、デジタル化やグリーン化による高付加価値化や生産性の向上で、不安定な社会経済情勢にも持続的な発展が可能となるような産業の構造転換を図っていくことが大事だという、今議会における濱田知事の提案説明に大いに賛同するところであります。

そこでまず、収束が見通せない多くの不安定

要素がある中で、既に体力が削られつつある県内産業の構造転換を着実に進めることについて知事の決意をお聞きいたします。

本県の経済を再び成長軌道に乗せていき、県勢のV字回復を果たす上で、今後特に注意すべき点が、働き方改革との両立という問題だと感じております。働き方改革関連法に伴う時間外労働時間の上限規制は、既に大企業では平成31年4月から、中小企業では令和2年4月からそれぞれ施行されておりますが、特別に、建設業、医師、自動車運転業務などの業務に関しては5年間の猶予があり、令和6年4月から適用されることとなっております。

私は、これまでの議会質問で、令和6年度からの時間外労働時間の上限規制を見据えて、建設業における働き方改革に関して質問をしてきましたが、県では、こうした働き方改革関連法への対応として、これまで、建設業に関しては、公共事業における週休2日制工事の試行とともに、建設業活性化プランを見直し、若者や女性など人材確保策の強化や建設現場のデジタル化による生産性向上を図ることで対処する方針を示しています。また、医療分野でも、医療人材の確保や勤怠管理システムの導入への補助など、医師の労働時間短縮に向けた取組に対して支援をしてきたと承知をしています。

そこで、もう一つの、運送、物流を担う自動車運転業務についても、同様に、令和6年4月から時間外労働時間が年間960時間に制限されることとなりますが、本県の運送事業者の方からは、県内で生産されたものを県外に今までどおり届けられなくなる、あるいは、県外へ今までどおり運ぶためにはトラックの便数を増やさなければならず、今まで以上のドライバー不足になるなど、事業の先行きへの不安を耳にすることもあります。私としましても、鮮度が命の高知の旬の野菜などを今までどおり翌日に関

西圏に届けることができるのか、さらに中部圏や東京圏ではどうなるのかなど、関西戦略を含めて産業振興計画への影響を心配するところがあります。

自動車運転業務、すなわち物流において大きな役割を担うトラックでの輸送は、本県にとりましては産業振興計画での柱となる地産外商や中山間振興にはなくてはならない事業であり、特に本県経済にとっては言わば動脈とも言うべき事業です。したがって、各産業分野で人材確保や燃油価格・物価の高騰問題に苦心する中で、これから直面する物流の2024年問題は、本県の社会経済活動に与える影響が非常に大きいと考えます。

さきの西内健議員の代表質問に対し、2月に部局横断のプロジェクトチームを設置したとの知事の御答弁がありました。現時点で把握している県内での各産業分野の具体的な課題や影響について中山間振興・交通部長にお伺いいたします。

また、こうした課題の解決には、物流の効率化はもとより、荷主企業の意識改革や、荷主と運送事業者が連携した物流プロセスの課題解決に向けた取組を進める必要があると考えますが、中山間振興・交通部長のお考えをお伺いいたします。

最後に、この物流の2024年問題により本県産業の衰退を招くことのないよう、この問題の解決に当たっては、プロジェクトチームのみで対策を検討するのではなく、本県経済を守り抜くという決意の下、トラック協会など事業者と向き合い、その意見もしっかり聞き取って取り組んでいく必要があると考えますが、知事のお考えをお伺いいたします。

次に、デジタル田園都市国家構想に関して質問してまいります。

昨年、国は、デジタルの力を活用して地方創

生を加速化、深化し、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指す、デジタル田園都市国家構想総合戦略を閣議決定し、地方は国の総合戦略を勘案し、地域ビジョンを再構築し、地方版総合戦略を改定するよう努め、デジタルの力によって具体的な地方活性化の取組を推進することが求められています。

現在、本県では、令和6年度までの第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に取り組んでいるところですが、来年度に向けて、デジタル田園都市国家構想総合戦略を踏まえた改定により、デジタル実装の基礎条件整備を強化ポイントに掲げ、デジタルデバイド対策、デジタルインフラ整備、マイナンバーカードの普及・活用に力を入れていく方針を示しています。

県は、既に令和3年に高知県デジタル化推進計画を策定しており、これらの取組は一定進めてきたことと思いますが、今後さらにデジタルの力を活用して地方創生の取組を加速させ、どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を実現するためには、デジタル技術を使いこなせることが条件となりますので、高齢者などのデジタル機器に不慣れな方々が取り残されることのないように、市町村を巻き込んだデジタルデバイド対策は特に重要になってくるものと思われれます。

そこで、県は、デジタルデバイド対策について、将来的な展望も含めどのように取り組んでいくのか、総務部長にお聞きをいたします。

また、高知県デジタル化推進計画では、行政手続のデジタル化により、行政事務を抜本的に効率化させ、民間事業者、県民にもオンライン化のメリットを浸透させるとして、今年度の改定版では、県民に分かりやすく、生活、産業、行政の3つの切り口で、目指すべき社会像や将来イメージを示しています。そのうち行政分野では、令和7年度までに、国が定める20業務に

おけるシステムの標準化、共通化に対応するため、市町村のDX——デジタルトランスフォーメーションの推進を支援するとともに、電子申請システムの拡大や電子契約システムの導入の取組強化が図られることとなっております。

そこでまず、民間事業者、県民との関係が深い電子申請と電子契約について、これまでの成果と来年度の取組について総務部長にお聞きをいたします。

次に、国がデジタル社会の基盤と位置づけるマイナンバーカードについては、社会経済活動の中で使用できる場面を増やしていくことが重要です。

来年度は、マイナンバーカードを活用したバス乗降改札システムの導入に向けた実証を行うとのことですが、実証事業の目的と、実証事業後の展開、展望についてどのように考えているのか、中山間振興・交通部長にお聞きいたします。

次に、来年度、県庁では、場所や紙にとらわれない働き方の実現に向けて、環境整備や抜本的な業務の再構築を実施し、県庁ワークスタイル変革プロジェクトを推進することになっていきます。職員の現場主義に基づく働き方改革を実現することが目的とのことですが、デジタル社会を先駆けるような意欲的な取組と思いますので、モデルとなる職場ではぜひいろいろ試していかれてはと思うところです。

一方、ワークスタイルの変革には当初は戸惑いも生じるものと思いますが、この県庁ワークスタイル変革プロジェクトにより県職員の働き方をどのように変えていくのか、総務部長にお聞きをいたします。

この項最後に、デジタル技術を活用した商店街の活性化について質問いたします。新型コロナウイルス感染症に対する対応策として、各産業分野でデジタル技術の活用が進み、ニューノー

マルとして社会経済活動の変容を後押ししてきました。多くが利便性の向上や生産性の向上につながり、歓迎されておりますが、国民の消費スタイルに関して、個店での直接売買からデジタル技術を活用した通信販売へ物品購入の形がシフトをしてきたことは、商店街にとっての懸念材料となっております。

例えば、高知市の商店街では、新型コロナウイルスが発生する前後では、平日で79.5%、休日では60.6%へと交通量が減少しており、最新の調査結果も昨日の地元新聞に掲載をされたところでございます。通信販売がニューノーマルとなりつつある中、コロナ禍により遠のいた来街者が戻らなければ、町のにぎわいが薄れ、商店街の地域の顔としての機能の低下を懸念しているところでございます。

来年度、県では、デジタル技術を商店街の活性化に生かすべく、商店街への人流などのデジタルデータ収集基盤構築に向けた調査事業を予算化していることは、時宜を得た取組として評価をいたします。

そこで、デジタルデータを活用した商店街の活性化の取組により目指す姿と、来年度以降の具体的な進め方について商工労働部長にお聞きをいたします。

次に、産業振興計画関係で質問をいたします。

まずは、I o Pプロジェクトについて質問いたします。令和3年度の本県農業は、新型コロナウイルス感染症の長期化及び燃油や資材価格高騰の影響を受け、農業産出額や新規就農者数などは目標に達することができず、大変厳しい状況になっているとお聞きをしております。恐らく本年度も同様の状況にあるものと懸念をしていますが、こうした状況を乗り越えるため、産業振興計画では、生産量を増加し農業産出額を向上させる取組を強化する方針で、その柱はI o Pプロジェクトであり、またその中核をな

すデータ駆動型農業の普及拡大だと認識をしています。

施設園芸に関する様々なデータを収集、蓄積、分析できるI o Pクラウド、SAWACHIの本格運用は令和4年9月より始まっていますので、これにより、本県が目指しているデータ駆動型農業の実践が広がることで、この厳しい状況を克服していただきたいと願っております。

このプロジェクトは、平成30年当時の安倍政権において、地方大学に関して、地方への若者の流れを生み出す先端科学、観光、農業など特定の分野で世界レベルの研究を行う、きらりと光る地方大学づくりを支援するとして、地方大学、自治体、企業の共同事業体の取組に対する1件当たり最大10億円、交付期間5年間という大規模な交付金、地方大学・地域産業創生交付金の採択により、大きく前進し、これまでの5年間で約25億円もの交付を受けたとお聞きをしております。当時、非常に狭き門であったこの交付金への挑戦を県議会で強く推してきた私といたしましても、今日のプロジェクトの状況には大変頼もしく感じており、期待は膨らむ一方であります。

そこでまずは、I o Pプロジェクトのこれまでの成果について農業振興部長にお聞きをいたします。

さて、当交付金も現在最終年度を迎え、県は来年度から地方大学・地域産業創生交付金展開枠を活用し、プロジェクトを拡大強化したいとのございですが、その活用条件には、当初計画からのさらなる飛躍的發展を目指した計画の強化が求められているとお聞きしています。その方向性として、まず他県との連携などI o Pの全国展開に取り組むとのことですが、I o Pには本県の農業技術の結晶がデータとして蓄積されているのであり、知的財産として守るべき価値は極めて重いものがあるかと思っております。

そうしたことを踏まえ、どのように全国展開を推進していくのか、農業振興部長にお聞きをいたします。

また、I o Pクラウドを、新たな付加価値を創出できるデータ連携プラットフォームとして展開し、新領域、新分野の関連産業を創出することですが、どのようなことを考えているのか、農業振興部長にお聞きをいたします。

さらに、カーボンニュートラルや窒素循環など、GXウイズI o Pの取組を推進することですが、2050年カーボンニュートラルを宣言している本県として、I o Pを温室効果ガス削減にどのように活用していけると考えているのか、農業振興部長にお聞きをいたします。

次に、連携プロジェクトについて質問をいたします。高知県産業振興計画では、今年度のver. 3において、成長戦略の連携テーマの取組を再構築し、デジタル化、グリーン化、グローバル化、そして外商活動の全国展開、担い手の育成・確保の5つのテーマの下に、具体的なプロジェクトを進めています。現在、ver. 4に向けた議論が進められていることと思っておりますが、ver. 3で新たに打ち出されたアニメ産業集積プロジェクトとヘルスケアイノベーションプロジェクトは、産学官金が連携する、これまではなかった本県の新たな可能性に挑戦する取組として期待をしています。

県は、産学官金が連携したプロジェクトの展開を通じて、将来の本県産業の柱となり得る分野の創出に挑戦していくとのことですが、なぜヘルスケア産業とアニメ産業なのか、本県にとってどのような優位性があるのか、また何を目標しているのか、産業振興推進部長にお聞きいたします。

次に、アニメプロジェクトは、本県にアニメクリエイターやアニメ関連企業を呼び込み、アニメ産業の集積を図ることを目的としてスター

トし、ちょうど1年近くが経過いたしました。

官民が一体となって様々な取組を展開していますが、その結果、どのような成果が生まれたのか、また今後の見通しはどうか、産業振興推進部長にお伺いいたします。

ヘルスケアイノベーションプロジェクトについては、デジタル技術を活用したヘルスケア分野の新製品やサービスの事業化を支援することで、当分野への県内企業の進出や県外企業の誘致を促し、関連産業の育成とイノベーションの創出を図ることを目的としていますが、プロジェクトの認知度向上や実証フィールドの確保など、課題も認識されています。

こうした課題を踏まえ、具体的にどのように取り組んでいくのか、産業振興推進部長にお聞きをいたします。

次に、中山間地域振興策として、地域おこし協力隊について質問をいたします。本県は、中山間対策を重点施策に位置づけ、その抜本的強化を図るべく、暮らしを支える、活力を生む、しごとを生み出すの3つの柱と8つの施策を掲げ、関連の取組を全庁が一丸となって展開していると承知しています。

そのうち、中山間の人づくりというテーマに関して、県内の地域おこし協力隊の人数は年々増加し、令和3年度は255人と全国3位、人口当たりでは1位の実績を上げています。一方で、18市町村で、募集者数に応募者が届かない応募割れが発生するなど、募集に課題を抱える市町村があります。

先般、国は、令和8年度に全国で1万人の地域おこし協力隊の確保を目指す拡大方針を示し、県は国の伸び率を上回る2倍以上の500人の確保を目指すこととしています。

今後、全国的にも獲得競争が激化していく中で協力隊を確保していくことが必要となりますが、地域おこし協力隊の確保について、課題を

踏まえ、どのように取り組んでいくのか、中山間振興・交通部長にお聞きいたします。

本県の地域おこし協力隊は、約3分の1が任期途中に退任しており、これを改善するためには、隊員へのサポートを充実させていくことが必要と考えます。

そこで、県内の地域おこし協力隊の任期中における課題を踏まえ、隊員のサポートにどのように取り組んでいくのか、中山間振興・交通部長にお聞きいたします。

次に、高知型地域共生社会の実現に関して質問してまいります。

本県では、制度、分野の縦割りや、支える、支えられるという関係を超えて、人と人、人と資源が相互につながり支え合うことで、暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会を理念とする地域共生社会の実現を目指し、昨年10月、全市町村長らが参画して高知家地域共生社会推進宣言を行い、県民参加のオール高知の体制で地域共生社会を推進する決意を表明しています。その結果、県内市町村では、分野横断的で包括的な支援体制の整備に取り組んでいると承知していますが、今後、体制整備が見通せない市町村における早期整備と充実に向けて、県としてしっかり支援をしていく必要があります。

市町村の課題を踏まえ、どのように支援をしていく考えか、子ども・福祉政策部長にお聞きいたします。

令和3年度の県民世論調査で、地域とのつながりが弱まったと答えた人が平成28年から10.5ポイントも上昇し53.9%となり、また同年の集落实態調査で、10年前と比較して地域活動の参加者が減ったと答えた人が68.6%に上る状況の中で、つながりを実感できる高知型地域共生社会を実現するには、旗振り役として、一人一人の課題に寄り添い、必要な支援機関や地域資源へつないだり、地域での対応力の強化に向けて

住民の動機づけや組織化などを働きかける専門職であるコミュニティーソーシャルワーカーが要になると思います。

そこで、地域で人材不足が進む中、高い専門知識とコミュニケーション能力が求められるコミュニティーソーシャルワーカーをどのように確保・育成していく考えか、子ども・福祉政策部長にお聞きいたします。

また、来年度、ソーシャルワークの網の目構築プロジェクトを立ち上げ、地域における多分野、多職種による支援ネットワークの構築を目指すとのこと。複雑化、複合化した福祉課題に効果的に対応し、県民の皆様につながりを実感してもらうためには、網は大きく、網の目は小さくしていくことが要諦だと思いますが、どのようにプロジェクトを進めていく考えか、子ども・福祉政策部長にお聞きをいたします。

さらに、当プロジェクトを実施するには、高知型地域共生社会の概念や意義、ソーシャルワークの重要性に対する、より多くの県民の理解と参画が前提になろうかと思えます。

どう取り組んでいかれるのか、子ども・福祉政策部長にお聞きをいたします。

次に、あったかふれあいセンターに関して、県は、県民参加の下で高知型地域共生社会を進めていくため、あったかふれあいセンターを地域の拠点としてフル活用していく方針です。

今後、質の向上と機能充実を目指していく中で、困っている人を見逃さないアウトリーチ支援の側面からも機能強化を図ろうとしておりますが、どのようにアウトリーチ支援を充実させていくのか、子ども・福祉政策部長にお聞きいたします。

この項最後に、介護事業所に関してお聞きいたします。県の推計では、令和7年に550人の介護職員の不足が見込まれており、特に中山間地域における介護人材の確保は厳しい状況だと今

議会でも答弁をされております。

このように人材不足に直面する介護の事業所が、限られた人材でサービスの質を維持・向上していくためには、デジタル技術の活用などによる業務の効率化、省力化を促進し、事業所の生産性を向上していくことが有効ですが、本県の介護事業所のICT導入率は令和4年7月時点で約39%にとどまっています。

県では、助成制度を令和5年度まで拡充し、ICT、ロボットなどの導入経費に対する補助率を2分の1から4分の3に引き上げ、介護事業所のICT導入率を50%以上にすることを定めておりますが、どのように導入促進を図っていくのか、子ども・福祉政策部長にお聞きいたします。

最後に、高知県土地開発公社解散後の用地買収についてお聞きをいたします。

高知県土地開発公社は、昭和48年に、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与するために必要な公共用地、公用地などの取得、造成及び管理を行わせるため、高知県が議会の議決を受けて設立し、以来50年、半世紀という長きにわたり、県内の公共事業の用地取得という重要な役割を担い、県勢発展の一翼を担ってまいりました。

主な事業でも、高知空港の拡張事業、四国横断自動車道の延伸、高知医科大学——現在の高知大学医学部の設置、国道56号・土佐道路、国道195号・あけぼの街道などの国道整備事業、高知市北部環状線などの都市計画道路事業、昭和50年、51年の連年災害や98豪雨などの激甚災害に対する鏡川、波介川や国分川、舟入川などの災害復旧事業など、恐らくは県内のビッグプロジェクトと言われる事業のほとんどの用地買収について公社が担当しており、現在では、国土交通省から、四国8の字ネットワークの整備に係る

用地の先行取得事業を受託しているところです。

このように、公社は高知県の公共事業の推進にはなくてはならない存在でありましたが、平成15年以降検討されてきた行政改革の検討の末に、平成27年度の県政運営指針において、廃止を前提に在り方を検討することとし、平成29年度には、県議会において、県の公社に対する貸付金について債権放棄を含む債務処理に関する議決を行い、公社が抱えていた負債を清算。そして、公社廃止後の四国8の字ネットワークの整備に係る用地取得事業の受皿体制については県が引き継ぐこととし、また県が事業を引き継ぐため、公社を5年間存続させ、県職員を公社に派遣し、人材育成を行っていくとの説明がなされてきたところでございます。

そして、今年度がその5年目に当たることから、さきの12月議会において、公社は今月31日をもって解散する議決をしたところです。改めまして、高知県土地開発公社に携わってこられました皆様方に敬意を表するところでございます。

そこでお聞きをいたしますが、公社を解散した後の令和5年4月以降は、四国8の字ネットワークの早期完成に向け、公社から用地買収事業を継承し、着実に整備を促進する組織体制を構築するため、用地対策課に高規格道路用地室を設置し、用地取得を進めていくこととしていますが、国の事業を代行するためには相当の知識と経験が求められると思います。

経験者を含めた配置など、体制はどのように考えているのか、土木部長にお伺いいたします。

また、県において、国の事業である四国8の字ネットワークの整備に係る用地の先行取得事業を受託するのであれば、それに対応するための相当数の用地職員の配置が必要となる一方で、県事業の用地買収に少なからず影響があるのではないかと考えますが、県の考えを土木部長に

お聞きいたします。

また、冒頭に申し上げましたような、これまで公社に対し用地買収を委託していたプロジェクト事業と同等の事業や災害復旧事業について、県において立ち上げた場合、用地買収等はどのように対応するのか、土木部長にお伺いいたしまして、私の第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 土居議員の御質問にお答えをいたします。

まず、県内産業の構造転換を着実に進めることに関しましてお尋ねがございました。

各産業の構造転換につきましては、社会経済情勢が大きく変化する状況にありましても、県経済が持続的に成長できるように、力強く進めていかなければならないと考えます。このため、まず、厳しい経営環境に置かれております事業者の方々の事業継続に向けましては、経営安定化に資する資金繰りの対策を拡充いたしました。その上で、新分野への事業展開や省エネルギー設備の導入、さらにはデジタル技術の活用といった構造転換に挑戦をする事業者の方々への支援を実施してまいりました。

具体的に申しますと、例えば新分野への進出ということに関して、一例申し上げますと、飲食店におきましてキッチンカーを導入していくということにより新製品の開発あるいは新サービスの提供をする、さらには新市場への進出を行うといったことに必要な設備投資を伴います新たなチャレンジを後押ししてまいっております。

また、省エネ設備の導入ということに関して申し上げますと、例えば太陽光発電、ヒートポンプ、農業施設などの照明のLED化、こういったものの導入を支援いたしまして、これらの事業者におきます中長期にわたります経費の節減に寄与するという効果を期待いたしております。さ

らに、デジタル化の取組の例といたしましては、作業のペーパーレス化などによります業務の効率化、会計ソフトといった省力化に資するITツールを導入していくと、こういった形でデジタル化に取り組みます事業者の裾野を広げてまいり取組を進めたいと考えております。

こうした取組は、それぞれ本県産業の足腰の強化につながるという効果を持つと考えます。スピード感を持ちながら、かつ着実に進めてまいりますことで、県経済の持続的な成長につなげてまいりたいと考えております。

次に、いわゆる2024年問題の解決に向けて、事業者の意見も聞きながら検討していくということに関しましてお尋ねがございました。

特に、トラック輸送等の運転手の働き方改革に絡む問題でございます。県におきましては、この2月に、部局横断をするプロジェクトチームを設置し、荷主を含めました県内の事業者の方からお話をお伺いいたしまして、今後の対策について検討を始めたところでございます。この点は既に御答弁申し上げたとおりでございます。また一方で、国におきましてもこの問題に関します検討会を設置いたしまして、業界の取引適正化に向けた法改正なども視野に、対策を検討しているというふうに伺っているところでございます。

県といたしましても、この2024年問題は県内事業者への影響が大変大きく、重要な問題というふうに受け止めております。このため、事業者の御意見といたしましては、まず1つには、トラック協会をはじめといたします団体、こちらのトラック輸送・運送事業者の方々の御意見はもとよりでありますけれども、荷主に当たります各産業分野の事業者の方々からも御意見をお伺いしまして、課題を洗い出したいと考えております。その上で、県庁内の各産業分野の担当部局も含めました担当の部局において、必要

な対策を検討いたしまして、このプロジェクトチームでまとめてまいりたいというふうに考えております。

また、県として国への政策提言を行うに当たりましても、これらの事業者の方々の現状そして御要望をしっかりとお聞きした上で、この提言の中に反映いたしたいというふうに考えているところであります。

私からは以上であります。

(中山間振興・交通部長中村剛君登壇)

○中山間振興・交通部長(中村剛君) まず、2024年問題による県内の各産業分野での課題や影響についてお尋ねがございました。

来年4月からのトラック運転手の時間外勤務の上限適用等、いわゆる2024年問題により、県内産業にも様々な影響が生じることが想定されております。また、この問題の解決に向けては、トラック事業者の取組だけでなく、荷主においても、輸送の効率化への協力やコスト増に対応した費用負担への理解が必要となります。

このため、この2月に設置したプロジェクトチームでは、トラック事業者だけでなく、荷主側である農林水産業・食品・商工業分野の業界団体や企業からも現状をお聞きしたところでございます。各分野からお聞きした課題や影響としましては、トラック事業者からは、運転手が一人で輸送できる距離が縮小することで、遠隔地への輸送が困難となり、収入減につながることで、人件費の増加等に伴うコスト増とその転嫁に不安があること。また、荷主側となる農林水産事業者からは、首都圏などへの輸送時間の増加による生鮮品の鮮度や単価への影響、競争力低下への不安、食品・商工業分野では、輸送費のコスト転嫁を受け入れた場合の生産コストの増加、それに伴う減益、値上げによる競争力の低下などの声をいただいたところでございます。

次に、荷主企業の意識改革や物流プロセスの

課題の解決に向けた取組の必要性についてお尋ねがございました。

議員御指摘のとおり、この問題の解決に当たっては、物流の危機的状況について荷主企業側が理解し、トラック事業者と連携して、荷物の積卸しや長時間の荷待ちといった商慣行を含む物流プロセスの課題解決に取り組むことが必要です。国の検討会においても、今後の政策の方向性として、荷主企業の意識改革のための広報の推進や意識改革を促すための措置、物流プロセスの課題の解決に向けた非効率な商慣習や構造の是正、取引の適正化などが挙げられております。

県としましても、こうした国の議論を踏まえながら、物流プロセスの改善に向け、必要な支援策を検討するとともに、大消費地から離れた本県のように、この問題の影響が大きい地域への対策について、国への提言も行ってまいりたいと考えております。

次に、マイナンバーカードを活用したバス乗降改札システムの実証事業の目的と事業後の展開、展望についてお尋ねがございました。

今回の実証事業は、マイナンバーカードを活用したバス利用者の利便性向上を目的として実施するものです。具体的には、中土佐町が実施している65歳以上のバス運賃無料事業、通称バスパス事業と申しますが、この事業におきまして、無料対象である65歳以上であるかどうかや、実際にどの区間を乗車したかを、乗降時にマイナンバーカードをタッチするだけで確認できるようにするものであり、対象者がマイナンバーカード単体で公共交通が利用できるようになる全国で初めての取組となります。

このシステム導入によりまして、利用者は、その都度最大3回求められていた乗車区間の記載の手間などが不要となり、利便性が大きく向上してまいります。また、乗降記録が自動的に

電子データ化されるため、交通事業者は乗車記録の集計作業が不要となり、役場も資格証明書の発行等の作業が不要となりますので、このバスパス事業に係る事務コストが大きく軽減されることとなります。

実証事業実施後の展開、展望といたしましては、まず課題等を確認し、より完成度を高めた上で、県内市町村への横展開を図っていくこと、そして将来的にはマイナンバーカードを活用したキャッシュレス決済への発展なども展望しているところでございます。

次に、地域おこし協力隊確保の課題を踏まえた取組につきましてお尋ねがございました。

地域おこし協力隊については、国の拡充方針を受け、自治体間での隊員確保競争が激しくなっていくものと考えております。現在でも、18市町村で応募割れ、必要な隊員が確保できていない状況にありますため、県が先導して市町村の取組を補完する役割を積極的に担っていきたいと考えております。

現在、足元で応募割れが生じている要因としましては、市町村による募集情報の発信量が少なく、手段も限られていること、ミッションの内容や魅力が応募する側に伝わりにくいものになっていることなどが考えられます。県でもこれまで、協力隊のホームページを設け、市町村の募集情報の発信や移住フェアでのPRなどを行ってまいりましたが、来年度からは取組をさらに強化してまいります。

具体的には、新たにSNS広告やSMOUTなどの移住系メディアを活用した情報発信を県が直接行うとともに、協力隊に特化した募集フェアを新たに展開してまいります。また、移住ポータルサイト「高知家で暮らす。」に協力隊の募集情報を一元化し、より効果的な情報発信を行ってまいります。加えまして、新たに市町村からの情報発信やミッションの設定方法などについて

て助言するアドバイザーの派遣も行ってまいります。

また、これらの取組に加えまして、着任前に協力隊の活動を体験するインターン制度の募集枠の拡充、県版の地域おこし協力隊の拡充、市町村の産業等の担い手確保策としての協力隊の活用促進などにも取り組んでまいります。

最後に、地域おこし協力隊の任期中の課題を踏まえたサポートについてお尋ねがございました。

県内の地域おこし協力隊の任期中における定着率は、これまでの累計で67.7%にとどまっております。約3分の1の方が任期途中で退任されております。この中には、地域で起業や就職をされた方、結婚や出産を機に退任された方など、前向きな理由も含まれておりますが、地域住民の方、自治体側との関係などを理由にやむなく退任された方もいらっしゃいます。

県が市町村担当者を対象に実施した聞き取り調査でも、隊員へのフォローや組織としての協力隊業務に関するノウハウが不足しているなどの御意見がございました。また、現役の隊員を対象としたアンケートでも、日頃悩みを共有できる人がいないなどの御意見をいただいております。

このため、本年度、協力隊の経験者を配置し、隊員向けの研修の企画運営や隊員からの相談への対応を行ってまいりましたが、来年度はこのサポート体制をさらに強化してまいります。具体的には、協力隊のOB、OGなどの運営によるネットワークを立ち上げまして、OB、OGなどが全市町村を訪問し、隊員の活動状況などを把握し、関係性を深めた上での相談体制、これを整えてまいります。あわせまして、隊員の視点に立って研修や交流会を充実させ、またこのネットワークを通じまして、隊員への日常的なサポート方法について市町村へのアドバイスも行って

まいりたいと考えております。

こうした一連のサポートによりまして、隊員がよりモチベーション高く活動できる環境づくりを進め、定着率の向上を図ってまいりたいと考えております。

(総務部長徳重覚君登壇)

○総務部長(徳重覚君) まず、高齢者などのデジタル技術に不慣れな方を対象としたデジタルディバイド対策について、将来的な展望も含めてお尋ねがございました。

県内におけるデジタルディバイド対策の実施状況につきましては、国の事業といたしまして、昨年度から、携帯電話販売店を中心に11市町村で講習会が開催されております。また、県におきましても今年度から、地域で、スマートフォン活用サポーター、通称スマサポを養成する事業を6町で実施をしております。

誰一人取り残されない社会の実現を目指していく上で、デジタルディバイド対策は欠かすことのできない取組でございます。そうしたことから、県といたしましては、令和6年度までに、全ての市町村で国や県の事業を活用した取組が一巡することを目標としております。

その上で、将来的には、各市町村におきまして、地域の実情に応じたデジタルディバイドの解消に継続的に取り組むことが重要となります。この点、例えば日高村では、スマートフォン普及率100%を目指して、スマートフォンの体験会の開催や、気軽に相談できるよろず相談所の設置など、先進的な取組を行っております。

県では昨年12月に、日高村に加え、高知大学、県外の民間事業者との間で、高知県版デジタルディバイド解消施策の構築に関する協定を締結いたしました。本協定を踏まえまして、県も含めた4者で、スマサポ養成事業や日高村の取組で得た知見を生かし、市町村が自らデジタルディバイド対策を実施できる仕組みを検討しており

ます。具体的には、スマートフォン活用の習熟度を測るアプリの開発や、スマサポの養成ができるカリキュラムの策定などを行いたいと考えているところでございます。

県といたしましては、得られた成果を県内市町村に展開していくことで、県内各地にいつでも気軽にスマートフォンの相談ができる場が増え、県民誰もがデジタルの利便性を享受できるよう、取組を進めてまいります。

次に、電子申請と電子契約のこれまでの成果と来年度の取組についてお尋ねがございました。

まず、電子申請につきましては、いつでもどこでもスマートフォンやパソコンから行政手続が可能となるため、県民サービスの向上という点で重要な取組でございます。例えば、新型コロナウイルス感染症の検査キットの配送では、3か月余りで11万件を超える申請がありましたが、電子申請とRPAを組み合わせることで、速やかな配送と職員の負担軽減につながることができました。電子申請の導入につきましては、予定している約4,000手続のうち、本年度末までに約3,400手続への導入を見込むことができ、この2年間で一定程度進むことができます。

一方で、単に電子申請を導入するだけでなく、実際に県民の皆さんや県内事業者の皆さんに利用していただくことが重要でございます。そのため、来年度は、申請件数の多い手続を中心に、申請者向けのマニュアルの提供、説明会の実施などにより、利用促進を図ります。手続ごとの利用状況を把握しながら、着実に利用率が高まるよう取組を進めます。

次に、電子契約につきましては、契約書の郵送や印紙が不要となり、契約手続の高速化やコスト削減につながるため、効果的な取組であると認識しております。都道府県で2番目に早い昨年5月から運用を開始し、先月末時点で2,267

契約で利用がされ、本年度目標の1,500契約を大きく上回って達成しております。公共工事を中心として、順調に契約件数が増えているところでございます。

来年度は、新たに契約事務を担当する県職員への周知を図るとともに、契約相手先にメリットや簡単な手続であることを理解していただきながら、利用の拡大を図ります。

県内の皆さんの暮らしに直結する行政手続の利便性向上と行政事務の効率化のため、今後も電子申請や電子契約をはじめとした行政手続のオンライン化を積極的に進めてまいります。

最後に、県庁ワークスタイル変革プロジェクトで県職員の働き方をどのように変えていくのか、お尋ねがございました。

新たな事業への対応や業務内容が高度化する中、限られた職員で県民サービスを安定的に提供するためには、業務の効率化や質の向上に不断に取り組む必要がございます。そのため、デジタル化推進計画に基づき、電子申請や電子決裁、RPAの導入など、様々なデジタル技術の活用に取り組んでいるところでございます。

こうした庁内のデジタル化をさらに進めるため、来年度県庁ワークスタイル変革プロジェクトを開始することといたしました。このうち、モデル職場となる商工労働部の3つの課では、場所や紙にとらわれない働き方の実現を目指し、新たな取組を試行いたします。

まず、場所にとらわれない働き方として、モバイルパソコンとスマートフォンを導入し、訪問先や自宅でも庁内と同じように事務作業や連絡ができる環境の整備を行います。加えて、庁舎内におきましても、職員の座席を固定せず、自由に働く場所を選択できるフリーアドレス制を採用し、職員間のコミュニケーションの活性化を図ります。

こうした働き方を実現するためには、ペーパー

レスで業務を行うことが前提となります。そのため、県庁ネットワークの無線化に加え、ディスプレイを導入し、ペーパーレス会議や電子決裁を徹底するなど、紙にとらわれない働き方に取り組みます。

さらに、紙文書を削減してできたスペースを生かして、業務に集中するための専用席やスタンディングミーティングを導入するなど、効率的な職場環境づくりを進めてまいります。

場所や紙にとらわれない働き方の効果や課題をモデル職場で検証し、全庁への展開に向けて検討してまいります。

(商工労働部長松岡孝和君登壇)

○商工労働部長(松岡孝和君) デジタルデータを活用した商店街の活性化についてお尋ねがございました。

コロナ禍の影響やデジタル技術の進展によりネット販売が伸びるなど、商店街を取り巻く経営環境は大きく変わっております。今、商店街には、実際に手に取れる、試食ができる、対面で説明を受けられるなどのリアルという強みを生かしながら経営環境の変化に対応していくことが求められており、そのための手段がデジタル技術の活用にあると考えております。

現在、年4日、手計測で行っている商店街の通行量調査を、デジタル技術を活用し、24時間365日、年齢別、性別に把握することができるようになれば、例えば商店街では、有効なイベントの企画やその効果の検証に生かすことができるほか、空き店舗対策としても活用ができるようになります。また、個別店舗では、ターゲット層と品ぞろえや店構えなどが合致しているのか検証できるほか、個別店舗においても併せてデジタル化に取り組むことで、顧客データの分析により、顧客の好みに合った提案や適正な在庫管理ができるようになります。

さらに、このデータを公共交通事業者も活用

すれば、効率的な配車が可能となるように、他の分野でも有効に活用できるなど、様々な取組が可能となります。こうしたことが、今後の目指すべき方向であると考えております。

このため、昨年9月から、商店街、高知市、高知工科大学などの皆さんに御参加いただき、東京大学の越塚教授をアドバイザーにお迎えし、デジタルデータ活用による商店街等活性化検討会を開催するとともに、導入に向けた機運の醸成に努めてきたところです。今後、多くの個別店舗の皆さんにこの取組に参加いただきたいと考えており、そのためには、初期投資やランニングコスト、導入機器の選定や適切な配置の在り方、取得したデータの活用方法などをしっかりと検証し、理解していただくことが必要と考えております。

このため、来年度当初予算では、比較検討に要する委託経費を計上させていただいているところであり、この調査結果を基に、遅くとも令和6年度に機器の導入を、令和7年度には実証事業が開始できるように進めていきたいと考えております。

(農業振興部長杉村充孝君登壇)

○農業振興部長(杉村充孝君) まず、I o Pプロジェクトのこれまでの成果についてお尋ねがございました。

これまでの5年間の取組を通して、2つの特筆すべき成果があります。1つ目は、約2年の実証期間を経て昨年9月に本格運用を開始しましたI o Pクラウド、SAWACHIを核に、本県においてデータ駆動型農業が本格的にスタートしたことであります。このSAWACHIには、現在、県下の2,000戸を超える出荷データや約400戸のハウス内環境データが蓄積され、日々の営農改善に活用されており、先行的に取り組んだキュウリの産地では、25戸のうち18戸が増収するといった成果も出ております。

2つ目は、まだプロトタイプではありますが、ハウス内環境データや画像等から光合成速度など作物の状態を可視化する、世界初となる生理生態AIエンジンがナスとニラで完成したことであります。これにより得られたデータは、より最適な栽培管理につながるだけでなく、生産性を落とさずコストを削減することにも活用可能なことから、現在、農家の皆様と一緒に効果的な活用方法を模索するとともに、さらなる研究を進めております。

これ以外にも、本プロジェクトを通してI o Pの研究と人材育成を進めるための拠点として、高知大学にI o P共創センターが設立されたことや、県内企業において、SAWACHIを活用した機器やシステムの開発の機運が高まってきたことなど、様々な成果があります。

本プロジェクトは、平成30年度から令和9年度までの10年間の計画期間として取り組んでおりますので、引き続き産学官が連携し、さらなる成果につなげてまいります。

次に、I o Pの全国展開をどのように進めていくのかについてお尋ねがございました。

I o Pの全国展開は、県外からお金を稼いでくるという点に加え、我が国の農業のデジタル化に貢献するという点からも重要な取組であると考えております。

これを進めるための基本的な考え方としましては、これまで本県の農家の皆様が培ってきた栽培技術やノウハウなどの知的財産やクラウドに蓄積されたデータなどが県外に流出することがないようにしっかりと守っていく、その上で、I o Pのデータを集める仕組みや研究成果、県内企業が開発した機器やシステム類などを外商していくこととしております。

I o Pの取組は全国的にも注目されており、昨年11月に本県で開催したI o Pサミットには県外の13の自治体に参加していただきました。

また、高知大学のI o P共創センターには、研修生として広島県や佐賀県から学びに来ており、外商の可能性を感じているところであります。

今後は、農業のデジタル化に取り組んでいる自治体などとの交流を広げるとともに、先ほどお話ししました生理生態AIエンジンに関心を持つ自治体の中で、本県の主要品目と競合しない品目の振興を図っている自治体に、積極的にアプローチしてまいります。

次に、新領域、新分野の関連産業の創出についてお尋ねがございました。

I o Pクラウドは、様々な環境データや画像データをリアルタイムで一元的に集約するクラウド型のデータベースシステムです。この特徴を生かして、クラウドに蓄積されている気象データと組み合わせることで、養殖やキノコ栽培など、ほかの1次産業分野での栽培に活用することが可能と考えられます。また、一定のセキュリティ基準や仕様を満たせば、外部の機器やシステム、アプリケーションなどとのデータ連携が容易にできるため、例えば流通・販売やヘルスケアなど様々な分野への展開ができる可能性があります。

このため、本年度、県内企業のクラウド技術等の習得と新たな付加価値創出を目的に、I o P技術者コミュニティを立ち上げました。県内外の様々な分野から32社の参画をいただき、人材育成と異業種交流がスタートしたところであり、各企業のアイデアを具体の形にするために、専門家の助言など、サポートをしているところであります。

今後も、こうした取組により、施設園芸関連産業群の創出と、新領域、新分野への展開につなげてまいります。

最後に、I o Pを温室効果ガス削減にどのように活用していけるのかについてお尋ねがございました。

国においては、2030年までに、農業によって排出される温室効果ガスを半減させるという目標を掲げております。本県としましては、この目標の実現に寄与するとともに、農家の皆様の生産コストの削減にもつながることから、来年度より新たに、I o Pプロジェクトに、目指すべき姿の一つとしてグリーン化を位置づけ、取組を進めることとしております。

具体的には、作物の生育状況や気象の変化に応じて、より最適なハウス内環境に改善をする研究を進め、必要以上の燃料や化学肥料の使用量を削減できるよう、早期の実用化を目指してまいります。あわせて、野菜1トンを生産するために排出される温室効果ガスの量を可視化する研究も進めてまいります。

こうした成果を、個々の生産者はもちろんのこと、将来的には、野菜の供給産地として、産地を挙げた温室効果ガスの削減の取組に広げてまいりたいと考えております。

(産業振興推進部長沖本健二君登壇)

○産業振興推進部長(沖本健二君) ヘルスケア産業の創出やアニメ産業の集積について、挑戦する理由や、本県の優位性、目指す姿についてお尋ねがございました。

まず、これらの産業に挑戦する理由です。近年のデジタル化の進行により、本県のような地方においても産業化のチャンスが生まれていること、さらには、ともに今後の成長が見込まれる産業であることとございます。加えまして、いずれも女性や若者に人気があることから、県内の大学生や専門学校生の就職先として、またU・Iターンの受皿として、目指します人口社会増減の均衡への寄与が期待されるということです。

次に、本県の優位性です。ヘルスケア産業では、高知大学医学部と高知工科大学などの医工連携によるオープンイノベーション拠点が設置

をされ、研究開発から事業化までの伴走支援体制が構築されている点でございます。また、アニメ産業では、30年以上続くまんが甲子園に代表されますように、アニメとの親和性が高い漫画文化が本県に根づいている点でございます。さらには、地元の金融機関が主体となったプロジェクトが立ち上がっておりまして、豊富な民間資金が投入されていることや、大手出版社や映画関係者などの賛同を得て協力体制が構築されている点でございます。

最後に、目指す姿でございます。ヘルスケア産業では、バーチャルリアリティの技術を活用した新たな治療法や、中山間地域を多く抱える本県の課題解決につながります遠隔診療など、本県発の新たなサービスが開発され、全国さらには世界に普及することです。アニメ産業におきましては、アニメクリエイターやアニメ関連企業が本県に集積し、産業として根づきまことに多く雇用が創出され、若い世代の活気があふれる高知県となることとございます。

次に、アニメプロジェクトにおけるこれまでの成果と今後の見通しについてお尋ねがございました。

昨年1月にスタートしたアニメプロジェクトでは、これまで、県外のアニメ関係者への情報発信に加え、県内での機運の醸成や人材の育成、企業誘致などの取組を官民協働で進めてまいりました。その結果、県内に設立されましたアニメ制作会社の社員数は、昨年度末の3人から現在18人にまで増加をしております。4月にはさらに10人が採用され、28人となりますが、新規採用10人のうち8人が女性、7人が県外からのU・Iターンでございまして、全員が10代から20代の若者でございます。

こうしたことから、アニメ産業は、若者や女性の就業先、またU・Iターンの雇用の受皿として極めて有望であることが分かります。こ

の会社では、本県を舞台とした長編アニメの制作をスタートさせておりました、4年後には100人体制まで拡大する意向でございます。今後、さらなる雇用の創出が期待をされます。

また、企業誘致に関しましては、プロジェクト関係者のネットワークによりまして、デジタルコミックやフィギュア製作といった関連企業の進出が相次いで決まるなど、将来の産業集積に向けて手応えを感じております。

今後、産業集積を実現するためには、何より人材の確保が重要となります。そうした中、昨年12月に県内の高校生を対象に実施いたしましたアンケートでは、3,000人を超える回答者のうちおよそ4分の1から、アニメ制作に関わる仕事に興味があるとの回答をいただきました。そのため、県内の高校や専門学校と連携をいたしまして、こうした潜在するアニメ人材を発掘し育成しますことで、若者の県外流出の抑制につながってまいります。

日本のアニメはこれまで世界を席卷してきましたが、近年、技術や人材の海外流出が顕著になっておりまして、アニメ業界といたしましては、国内にとどめおくため、地方への進出や分業の推進を検討しております。このプロジェクトは、そうした動きの受皿として業界からも期待をされておりました、様々な支援の取組が始まっております。

そのため、これまで以上に官民協働の取組を強化いたしまして、高知にアニメ産業を根づかせますことで、日本のアニメを守るという一翼を担ってまいりたいと考えております。

最後に、ヘルスケアイノベーションプロジェクトの課題に対する具体的な取組についてお尋ねがございました。

このプロジェクトを成功裏に導きますためには、ヘルスケア分野の新しい製品やサービスの開発を目指す県内外の事業者の方々の参画が不

可欠となってまいります。しかしながら、このプロジェクトはまだ緒に就いたばかりであること、加えまして、デジタル技術を活用したヘルスケアの取組は全国的にも事例が少ないことから、県内外の事業者の方々への周知が不十分で、認知度の向上が課題となっております。

また、多くの事業者が求めております実証実験のフィールドを提供することが、プロジェクトへの参加を促す鍵となります。そのため、県内の市町村に協力を求め、実証フィールドを早急に確保する必要がございます。

このプロジェクトの推進協議会には、縁あって、アメリカのシリコンバレーにございますスタンフォード大学の主任研究員や国内の大手医療機器メーカーの代表者など、そうそうたるメンバーに御参加をいただいております。こうした方々に可能な限りの御支援をいただきながら、プロジェクトの認知度向上と併せまして、参画いただく事業者の発掘に取り組んでまいります。

また、広く事業者を公募いたしまして、実証実験の受入れに前向きな市町村とのマッチングを図るイベントを開催しますなど、実証フィールドの確保を図ってまいります。またその際、市町村が実証実験を受け入れやすくなるよう、実証実験に係る経費への支援制度を新設いたしますことで、実証フィールドの確保を促進してまいりたいと考えております。

このプロジェクトを産学官が連携して推進しますことで、高知発の先駆的な製品の開発や、地域課題の解決に資する新たなサービスの提供といった、ヘルスケア分野におけますイノベーションの創出に取り組んでまいります。

(子ども・福祉政策部長山地和君登壇)

○子ども・福祉政策部長(山地和君) まず、市町村の課題を踏まえ、包括的な支援体制をどう進めるかについてお尋ねがございました。

包括的な支援体制の整備に向けまして、今年

度は、市町村長向けのトップセミナーや市町村長訪問、研修や意見交換会等の実施に加え、御相談のあった市町村には個別にお伺いし、助言等を実施してまいりました。そうした中では、地域共生社会の意義や包括的な支援体制整備の必要性、有効性は十分に御理解いただいているものと感じております。

一方で、分野ごとの縦割りをなくし、高齢、障害、子供、生活困窮の各事業を一体的に推進するための組織面、財政面での煩雑さや、相談支援機能を強化するための人材確保などが課題となっております。そのため今年度は、体制整備や補助金に関する国の通知などを手引書としてまとめ、市町村の事務負担の軽減を図るとともに、市町村の要望に応じて専門アドバイザーを派遣するなど、体制整備を後押ししてまいりました。また、専門性の高い人材確保では、国の交付金を活用した処遇改善や専門職の資質向上等の助言を行ってまいりました。こうした取組の結果、国の交付金を活用して包括的な支援体制の整備に着手する市町村が、今年度の6市町から19市町村に拡大しております。

未着手の市町村に対しましては、引き続き、各市町村の課題や実情に応じて、アドバイザーの派遣や福祉保健所と連携した伴走支援を強化してまいります。さらに、先行する市町村の取組を横展開していくことで、早期に全市町村で体制が整備されるよう取り組んでまいります。

次に、コミュニティソーシャルワーカーの確保と育成についてお尋ねがございました。

コミュニティソーシャルワーカーは、一人一人に寄り添い、課題を受け止め、必要な支援につなぎ、支えるといった姿勢を基本とする高知型地域共生社会を支える専門職です。現在は、主に社会福祉協議会に配置されており、8050問題やひきこもり、ごみ屋敷など、制度のはざまと言われる課題に対応する支援のために重要な

役割を担っております。

コミュニティソーシャルワーカーの養成は、高知県社会福祉協議会が実施する研修で行っており、これまでに68名が受講しております。来年度は、研修内容を充実するとともに、今年度の15名から倍増させて30名の養成を図ります。加えて、市町村や社会福祉協議会向けのセミナー等を通じて、国の有利な交付金を活用した積極的な配置を提案してまいります。さらに、今年度からは、地域包括支援センターなどの各分野の相談支援専門員に対しまして、課題に寄り添い必要な支援につなぐソーシャルワークの実践的な研修を開始しました。

こうした取組を通じまして、コミュニティソーシャルワーカーを核とした人材の確保・育成を進めるとともに、各分野の相談支援専門員が連携を深めることで、重層的な相談支援体制の構築を進めてまいります。

次に、ソーシャルワークの網の目構築プロジェクトの進め方についてお尋ねがございました。

このプロジェクトは、課題を抱えている方に気づき、寄り添い、必要に応じて相談窓口につながるというソーシャルワークの考え方を理解いただき、日常の様々な活動の中で実践していただくことを目的とした研修事業です。研修の対象は、日頃から支援が必要な方に接する機会が多い介護分野の介護福祉士など各分野の専門職や、教員、地域ボランティアの方々を予定しております。

具体的には、1時間程度の研修動画を作成し、集合研修またはオンラインで受講いただき、高知家地域共生社会の受講証を交付する予定となっております。研修の内容は、現在、高知県社会福祉協議会や社会福祉士会等と検討を行っており、関係する団体に協力いただきながら事業をスタートさせたいと考えております。

このプロジェクトを展開することで、高齢者、

障害者、子供、生活困窮者という分野別ではなく、支援が必要な方に適切な支援が届くよう、重層的な支援の網の目の構築にしっかりと取り組んでまいります。

次に、ソーシャルワークの網の目構築プロジェクトに関する県民の理解と参画についてお尋ねがございました。

高知型地域共生社会の実現には、制度、分野の縦割りや、支える、支えられるという関係を超えて、人と人、人と資源が相互につながり支え合う地域づくりが必要です。そのためには、このプロジェクトをより多くの方に知っていただき、参加いただくことが重要となってまいります。来年度は、各分野の専門職や教員、地域ボランティアの方々を対象にスタートさせますが、状況を見ながら段階的に拡大してまいりたいと考えております。

県民の皆様の参画を目指して、令和5年度は、子育て経験者などの地域ボランティアによる子育て支援や、元気高齢者による介護予防や生活支援といった住民参加型の取組を強化してまいります。加えて、総合的な啓発イベントやポータルサイトの構築など、情報発信を強化してまいります。

こうした取組を通じまして、より多くの方がプロジェクトへ参加いただくための効果的な手法を検討してまいります。

次に、アウトリーチ支援の充実についてお尋ねがございました。

課題を抱えた方は、地域から孤立している場合や、どこに相談したらよいか分からないという状況が多く見られます。いわゆる待ちの姿勢ではなく、支援が必要な方を早期に、かつ積極的に把握するためのアウトリーチ支援は大変重要です。そのため、県内31市町村に56の拠点と290のサテライトが整備されている、あったかふれあいセンターを地域の拠点として活用し、ア

ウトリーチの支援機能を強化いたします。

具体的には、ひきこもり状態の方など、自ら相談機関に出向くことが難しい方に対する訪問を強化するための補助要件を整備いたしました。また、例えば高齢により、あったかふれあいセンターへの参加が難しい方などには、オンラインによるアウトリーチ支援が可能となるよう、通信環境の整備を支援いたします。加えて、現在各市町村で進められている包括的な支援体制の拠点としてあったかふれあいセンターを活用することで、アウトリーチ機能を一体的に強化してまいります。

これらの取組により、あったかふれあいセンターの機能を強化充実させることで、高知型地域共生社会の拠点としてしっかりと展開してまいります。

最後に、介護事業所のICTなどの導入促進に向けた取組についてお尋ねがございました。

介護人材が不足する中、限られた人材でサービスの質を維持・向上していくためには、ICTやロボットの導入による業務の効率化、省力化が不可欠です。事業所への導入支援に関する今年度の取組は、ICTの導入経費への補助率を2分の1から4分の3にかさ上げをしたほか、導入促進セミナーの開催やアドバイザーによる個別支援を25事業所に対して行っており、令和4年7月現在の導入率は39%となっております。

県が今年度に行いましたICT機器等の導入実態アンケート調査では、居宅系の事業所での導入率が低く、事業所からは、費用面や職員のスキル向上への支援を求める声が寄せられています。

このことから、令和5年度は、ICTの効果的な活用に関するセミナーや、居宅系の小規模な事業所を主な対象とした個別相談会を開催いたします。あわせて、関係団体とも連携しながら、補助制度や個別の支援制度の活用について

周知を図るなど、小規模な事業者を含めICTの導入を支援することで、導入率50%を目指してまいります。

(土木部長荻野宏之君登壇)

○土木部長(荻野宏之君) まず、高知県土地開発公社解散後の用地買収について、高規格道路用地室の体制と、県事業の用地買収に与える影響に関してお尋ねがございました。関連しますので、併せてお答えいたします。

国の事業である四国8の字ネットワーク整備に係る用地先行取得事業は、公社に代わって県が引き継ぐことを、平成30年2月の県議会で御報告させていただきました。その後、国の事業を受託するための事務処理などを学ぶため、公社に県職員を派遣し、必要となる知識やノウハウを習得してまいりました。また、令和4年度末の公社の解散を見据えて、派遣が終了した職員を令和3年度から用地対策課内に配置し、佐賀大方道路などの用地買収に取り組んできました。

令和5年度からは、公社の用地先行取得事業を継承する組織として、用地対策課内に新たに高規格道路用地室を設置し、室長以下6名体制とすることとしています。この体制につきましては、土木事務所による県事業の用地買収に影響を与えることのないよう、公社に派遣していた職員を中心に構築し、四国8の字ネットワークの用地買収に当たってまいります。

次に、これまで公社に委託していた事業と同等の事業を県において立ち上げた場合の対応についてお尋ねがございました。

県が取り組む大規模なインフラ整備や、南海トラフ地震で被災した際の復興事業におきましては、迅速な調査や用地取得が必要となります。それらへの対応策といたしましては、用地取得に必要なスキルを持つ職員をより多く育成しておくことや、用地関係業務に精通した民間事業

者を活用することなどが考えられます。

用地職員の育成に当たりましては、各種の研修やOJTなどを通じて、より一層スキルの習得に取り組んでまいります。また、民間事業者の活用につきましては、国からも官民連携の推進の方向性が示されておりますので、引き続き、国や他県の先行事例などの情報収集に努めるとともに、民間事業者のノウハウを活用できるよう、用地取得の外部委託などについて検討してまいります。

○11番(土居央君) それぞれ御答弁ありがとうございました。非常に丁寧かつ詳細な御答弁をいただけたと思っておりますし、また来年度以降の取組につきましては非常に期待が持てる、それぞれの部長の非常に熱い思い、熱意を感じたところでありまして、2問目の必要はないかと思います。

1点、意見だけ申し上げておきたいのが、2024年問題でございます。これぐらいひどい人材不足、また物価の高騰が続いていく中での話でありますので、この2024年問題の対応を誤ってしまいましたら、本当に本県経済が大変なことになるんじゃないかと、特に競争性の維持というような視点で非常に大きい影響が出てくるんじゃないかと心配しておりますので、ぜひ、よほど慎重に丁寧に対応をしていただきますようお願いをしておきたいと思います。

あと、今回、キーワードはデジタル化ということで、構造転換を図る上でも非常に大事になってくるんですけど、本県との親和性は非常に高いと私も思っております。高知県のホームページ、ようこそ知事室へのページなんですけれど、そこで県民に向けた知事のメッセージ、まず高知県の自然の恵みについて触れられた上で、この雄大な自然が育んできた自由で気骨のある県民性は、歴史的には坂本龍馬をはじめとする数多くの偉人を輩出し、よさこい祭りに代表され

る個性豊かな地域の文化をつくり上げています、さらには今後、時代の流れを見据えた先進的な取り組みを追い求める姿勢につながるものと考えています、このように述べられております。

かつて高知県は、御承知のとおり、明治という新しい時代の幕開けとともに、自由は土佐の山間よりという言葉に示されるように、自由という新しい当時の価値観、これを高知の中山間から生み出していきました。令和の時代もまた、知事のおっしゃるとおり、雄大な自然が育ててきた自由で気骨のある県民性、これが発揮されて、時代の流れを見据えた先進的な取組が、これは産業や福祉や教育や文化にしても、様々なフィールドで追求されていくと、そして新たな価値が生み出されていく。そういう人づくりと新たな価値の創出、こういう好循環を、デジタル化の技術を、またグリーン化、グローバル化の取組を進める中でつくり上げていくことが、大きい意味での構造転換ということになってくるんじゃないかと思ひまして、高知県にとっても非常に大事なんだろうと私も思っているところでもあります。ぜひこういった好循環を生めるように頑張っていたいだきたいと思ひます。

最後になりますが、私にとりまして今期最後の質問でございます。まずは、これまでお世話になりました今期で退職をされます県職員の皆様方には心から感謝を申し上げます。これから本県は、アフターコロナを見据えて地方創生を進めていくんですけれども、今後とも高知県の発展のために新たなお立場でお力添えを賜りますようお願いしたいと思ひます。また、私自身もしっかりこれからは高知のために汗をかいていきたいと思っておりますので、その思いだけ申し上げまして、私の全質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

○議長（明神健夫君） 以上をもって、本日の議

事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明4日から6日までの3日間は議案精査等のため本会議を休会し、3月7日から再開いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（明神健夫君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

3月7日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後4時23分散会

令和5年3月7日（火曜日） 開議第5日

出席議員

- 1番 濱口涼子君
- 2番 榎尾絢子君
- 3番 桑鶴太朗君
- 4番 上治堂司君
- 5番 土森正一君
- 6番 上田貢太郎君
- 7番 今城誠司君
- 8番 金岡佳時君
- 9番 下村勝幸君
- 10番 田中徹君
- 11番 土居央君
- 12番 野町雅樹君
- 13番 横山文人君
- 14番 西内隆純君
- 15番 加藤漠君
- 16番 西内健君
- 17番 弘田兼一君
- 18番 明神健夫君
- 19番 桑名龍吾君
- 20番 森田英二君
- 21番 三石文隆君
- 23番 西森雅和君
- 24番 黒岩正好君
- 25番 依光美代子君
- 26番 大石宗君
- 27番 武石利彦君
- 28番 田所裕介君
- 29番 石井孝君
- 30番 橋本敏男君
- 31番 上田周五君
- 32番 坂本茂雄君
- 33番 岡田芳秀君
- 34番 中根佐知君
- 35番 吉良富彦君
- 36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知事 濱田省司君
- 副知事 井上浩之君
- 総務部長 徳重覚君
- 危機管理部長 中岡誠二君
- 健康政策部長 家保英隆君
- 子ども・福祉政策部長 山地和君
- 文化・生活部長 岡村昭一君
- スポーツ部長 岡村昭一君
- 産業振興部長 沖本健二君
- 推進部長 中村剛君
- 中山間振興・交通部長 中村剛君
- 商工労働部長 松岡孝和君
- 観光振興部長 山脇深君
- 農業振興部長 杉村充孝君
- 林業振興・環境部長 豊永大五君
- 水産振興部長 松村晃充君
- 土木部長 荻野宏之君
- 会計管理者 池上香君
- 公営企業局長 笹岡浩君
- 教育長 長岡幹泰君
- 人事委員長 門田純一君
- 人事委員会会長 澤田博睦君
- 人事事務局局長 澤田博睦君
- 公安委員長 小田切泰禎君
- 職務代理者 小田切泰禎君
- 警察本部長 江口寛章君
- 代表監査委員 五百藏誠一君
- 監査委員 高橋慎一君
- 監査局長 高橋慎一君

事務局職員出席者

事務局長 山本和弘君
事務局次長 横田聡君
議事課長 吉岡正勝君
政策調査課長 田渕史剛君
議事課長補佐 杉本健治君
主査 宮崎由妃君



議事日程(第5号)

令和5年3月7日午前10時開議

第1

- 第1号 令和5年度高知県一般会計予算
- 第2号 令和5年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
- 第3号 令和5年度高知県給与等集中管理特別会計予算
- 第4号 令和5年度高知県旅費集中管理特別会計予算
- 第5号 令和5年度高知県用品等調達特別会計予算
- 第6号 令和5年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
- 第7号 令和5年度高知県県債管理特別会計予算
- 第8号 令和5年度高知県土地取得事業特別会計予算
- 第9号 令和5年度高知県国民健康保険事業特別会計予算
- 第10号 令和5年度高知県災害救助基金特別会計予算
- 第11号 令和5年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 第12号 令和5年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算

- 第13号 令和5年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算
- 第14号 令和5年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第15号 令和5年度高知県県営林事業特別会計予算
- 第16号 令和5年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第17号 令和5年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第18号 令和5年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第19号 令和5年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第20号 令和5年度高知県流域下水道事業会計予算
- 第21号 令和5年度高知県電気事業会計予算
- 第22号 令和5年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第23号 令和5年度高知県病院事業会計予算
- 第24号 令和4年度高知県一般会計補正予算
- 第25号 令和4年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
- 第26号 令和4年度高知県旅費集中管理特別会計補正予算
- 第27号 令和4年度高知県用品等調達特別会計補正予算
- 第28号 令和4年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第29号 令和4年度高知県県債管理特別会計補正予算
- 第30号 令和4年度高知県土地取得事業特別会計補正予算
- 第31号 令和4年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第32号 令和4年度高知県災害救助基金特別会計補正予算

第 33 号	令和4年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算	案	
第 34 号	令和4年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算	第 49 号	高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例の一部を改正する条例議案
第 35 号	令和4年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算	第 50 号	高知県旅館業法施行条例及び高知県暴力団排除条例の一部を改正する条例議案
第 36 号	令和4年度高知県県営林事業特別会計補正予算	第 51 号	高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 37 号	令和4年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算	第 52 号	高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例及び高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
第 38 号	令和4年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算	第 53 号	高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
第 39 号	令和4年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算	第 54 号	高知県スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例議案
第 40 号	令和4年度高知県流域下水道事業会計補正予算	第 55 号	高知県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例の一部を改正する条例議案
第 41 号	令和4年度高知県病院事業会計補正予算	第 56 号	高知県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例議案
第 42 号	高知県環境不動産の建築の促進に関する条例議案	第 57 号	高知県獣医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例議案
第 43 号	知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案	第 58 号	高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 44 号	職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例議案	第 59 号	高知県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 45 号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例議案	第 60 号	高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例議案
第 46 号	高知県税条例の一部を改正する条例議案	第 61 号	高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案
第 47 号	高知県地域経済牽引事業に係る同意促進区域における県税の課税免除に関する条例等の一部を改正する条例議案	第 62 号	高知県警察手数料徴収条例の一部を
第 48 号	高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例議		

<p>改正する条例議案</p> <p>第 63 号 高知県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路及び旅客特定車両停留施設の構造、特定公園施設の設置並びに重点整備地区の信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案</p> <p>第 64 号 高知県森林整備対策基金条例を廃止する条例議案</p> <p>第 65 号 高知県立月見山こどもの森の指定管理者の指定に関する議案</p> <p>第 66 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案</p> <p>第 67 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案</p> <p>第 68 号 県が行う土木その他の建設事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案</p> <p>第 69 号 包括外部監査契約の締結に関する議案</p> <p>第 70 号 清水高等学校校舎棟新築主体工事請負契約の締結に関する議案</p> <p>第 71 号 清水高等学校体育館・多目的教室棟新築主体工事請負契約の締結に関する議案</p> <p>第 72 号 (仮称) 高知布師田団地団地整備工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案</p> <p>第 73 号 国道441号防災・安全交付金(口屋内トンネル(Ⅰ))工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案</p> <p>第 74 号 国道493号(北川道路)道路改築(和田トンネル(Ⅱ))工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案</p> <p>第 75 号 都市計画道路はりまや町一宮線防災・</p>	<p>安全交付金工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案</p> <p>第 76 号 高知県公立大学法人がその業務に関して徴収する料金の上限の変更の認可に関する議案</p> <p>第 2 一般質問 (1人)</p> <p>————— ∞ ∞ ∞ —————</p> <p>午前10時開議</p> <p>○議長(明神健夫君) これより本日の会議を開きます。</p> <p>————— ∞ ∞ ∞ —————</p> <p>諸 般 の 報 告</p> <p>○議長(明神健夫君) 御報告いたします。</p> <p>公安委員長古谷純代さんから、所用のため本日の会議を欠席し、公安委員小田切泰禎君を職務代理者として出席させたい旨の届出がありました。</p> <p>————— ∞ ∞ ∞ —————</p> <p>質疑並びに一般質問</p> <p>○議長(明神健夫君) これより日程に入ります。</p> <p>日程第1、第1号「令和5年度高知県一般会計予算」から第76号「高知県公立大学法人がその業務に関して徴収する料金の上限の変更の認可に関する議案」まで、以上76件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問を併せて行います。</p> <p>20番森田英二君。</p> <p>(20番森田英二君登壇)</p> <p>○20番(森田英二君) おはようございます。議長からお許しをいただきましたので、これより</p>
---	--

質問に入ります。

今議会での一般質問はこの私で最後となりました。と同時に、私ごとですが、この席で質問に立たせていただくのは、いよいよこれが最後となります。これまでの間、何かと親しくしてくださいました議員同僚をはじめ執行部の方々、報道関係の方々、ほか多くの皆様方に心から感謝とお礼を申し上げます。

ここで、私の議員活動を振り返ってみますと、24年前の初登壇のときは、41人の議員の中では私も若手の一人でした。それが24年を経た今は私が長老の立場となり、当時からおいでる議員は、塚地議員、米田議員、そして三石議員、武石議員、黒岩議員と私だけになりました。

この間、執行部の代表である知事とは、橋本大二郎知事と約8年半、尾崎知事とは12年のうち8年間、そして濱田知事とは約3年半のお付き合いです。

橋本県政の終盤には、坂本ダム建設に伴う資金疑惑等をただす100条委員会が3回も立て続けに立ち上がり、私はそのうちの2回委員となり、疑惑解明のための急先鋒として対峙しました。ここでの真剣な議論や経験が私を大きく育ててくれたと思っています。16年間続いた橋本県政が終わり、それまでのマンネリ化した時代は尾崎知事の登場で一変しました。その尾崎県政は、本県の活性化に向けた目のつけどころも斬新でしたし、何といたってもその若さとスピード感とパワーは半端ありませんでした。

そんな尾崎県政を象徴的に示すのが産業振興計画でした。そして、それを力強く引っ張る部署として新しく産業振興推進部をつくったのでした。その産業振興推進部ができて今年で15年目になりますが、今も隆々と県政策の大黒柱となって本県を牽引し、今日に至っています。

一方で、企画と名のつく部にこだわってみますと、以前あった企画振興部は政策企画部と名

を変えた後消滅し、本県には今ではもう企画や政策と名がつく部局はありません。そして、この産業振興推進部が前面に出たことで、県の政策の重心も産業の振興という経済のエネルギーへと次第に軸足を移していったように思います。しかし、県が進むべき全体の方向性というのは、商工、農林、水産、観光といった産業面だけに限ったものではありません。危機管理や文化や環境、子供や高齢者、そして健康福祉から土木インフラ、中山間の暮らしに至るまで、本県の課題は多岐にわたっています。しかも、今の本県の取り組み方は、各部門の計画を単に束ねているだけのように私には見えます。

県民を一体どこに連れていこうとしているのか。知事からは、いきいきと仕事ができる高知などとはよく聞きますが、そのスローガンだけでは県民は具体像が描けません。もっと肉づけもして、ある程度の具体像も示して、68万人が乗り込んでいる高知丸をどの目標に向かって進めていくのか、そしていつまでに、どの高さまでその計画を持ち上げるのか、もっと言えば、全国や世界からどのような評価をしてもらえる高知県を目指すのか、厳しい時代だからこそ、県庁組織と県民がその目指す目標を常に共有して、できるだけロスのないよう、ベクトルを同じ方向に向けて取り組むべきだと思います。そのためにも、県の将来像を描き、政策を企画し、全体を調整していく部門が県庁には必要だと私は感じています。

そこで、私は他県の組織のうち、企画に注目して全ての都道府県について調べてみました。すると、ほとんどの都道府県には政策企画部とか戦略企画部あるいは総合政策部などという部門が、人事や財政を担う総務部とは別に存在していました。

県の頭脳に当たる部門として、この企画を冠した、例えば政策企画部などといった部署が私

は必要だと考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

さて、先ほど申し上げたとおり、産業振興推進部は県の活力にとって大変重要なエンジンとなる部門でありますので、今後とも産振部が高く位置づけられるのは当然であります。そこで、産振部とは別の、もう一つのエンジンとして、時代を先取りする象徴的な部門が何らかの形であってもいいのではないかと思います。濱田県政を語る時必ず出てくることに、デジタル、グリーン、グローバルというキーワードがあります。例えばデジタルトランスフォーメーションやITコンテンツ、バーチャルリアリティなど、県庁の全部門のIT化をリードしていく、あるいは指導したり、またSDGs社会を見据えた先進的な取組を行っていく部署などを想定しています。

昔は、1次産業を担う部はまとめて農林水産部でしたが、それぞれの分野が力強く取り組む意志を示した結果として、今では農業振興部となり、林業振興・環境部となり、水産振興部となっています。そして、今では押しも押されもしない花形の観光振興部も、以前は文化環境部や商工労働部などを転々とする一つの課でしかありませんでした。また、危機管理部も南海トラフ地震の切迫とともに、一気に政策の優先順位の高い独立した部となりました。

一方、時代の流れに応じて役割が一定終わったり、政策の優先順位が下がっている課などもあると思います。そうした組織をスクラップ・アンド・ビルドの観点から、思い切って統廃合を行うことも必要です。

目まぐるしく変化する時代ですから、今の価値観にぴったり合い、機動的で機能的な県政とするためにも、さきに提案した政策企画部以外にも、この際部局や課室の統合や改編や新設を検討されてはどうかと思うものですが、知事に

御所見を伺います。

次は、動き出した関西戦略についてお聞きいたします。

濱田知事は3年半前の初めての知事選挙で、この関西戦略を公約に掲げて戦われました。やっと大阪に焦点を当ててくれる知事が出てくれたと、すごく共感しました。こんな感情を持った県民は多かったことと思います。ですから、今この先の関西の攻め方に大きな期待もしていますし、これからのわくわくする展開が大いに楽しみです。

大阪を中心とするおおよそ2,000万人ものエネルギーとその経済力は、高知県にとっては十分過ぎるほど大きな商圏と言えます。域内人口は東京に比べ半分程度ではありますが、関西は高知県とのつながりやファンの多さ、親戚や同級生など関係者も多くいます。そうした熱量に加えて、物理的な距離も近いことから、東京以上に魅力や親近感を持っている県民も多いことと思います。

濱田知事は、当選後間もなく、新型コロナウイルス感染症への対応に追われながらも、この戦略の具体的な構想の組立てや、その進め方など、机の上での作業もさぞ多かったんでしょう。この間は、私たちにはほとんどこの関西戦略の動きが見えてきませんでした。この関西戦略、どうなることかと心配をしていました。

しかし、ここに来て関西戦略は目をみはる進展を見せ始めたように思います。大阪梅田周辺には超高層ビルが幾つも建ち始め、駅周辺のダイナミックな再開発が、県のこの関西戦略を日の当たるところに押し出そうとしているように感じます。また、県が新しく出店しようとしているアンテナショップの場所が、希望していた一等地ビルが一番いい場所に決まりそうだと知事の所信にありました。また、大阪でキッチンカーによるカツオのタタキの実演販売について

も具体的に思案していると聞くと、関西圏での地産外商活動がいよいよ秒読み段階に入ってきたなど、うれしさが込み上げてきます。

さて、知事は先日、我が党の西内健幹事長の質問を受けて、あと半年後に迫った2期目の知事選挙への出馬を表明されました。目玉だった公約の関西戦略も、今まさにその実現が目に見えるところまで来たように感じます。

そこで、知事に現時点での関西戦略の進捗状況と、その戦略性をどのように自己評価されておられるのか、お伺いいたします。あわせて、アフターコロナに進もうとする今、本県がこれから取り組む関西圏との、観光も含めた経済交流にかける思いについても知事にお伺いをいたします。

先ほども申しましたが、知事はこの任期中、コロナ対策に多くの時間と精力を注がれてきました。そうした中であっても知事は、県産品の商談会や高知フェアの開催、ほかにも防災関連商品の販路拡大など県経済の原動力とも言える経済政策を臨機応変に展開することで、県民の生活を守ってきてくれました。

この春からは、県経済の柱の一つとも言える観光産業も、知事の説明にあったように、外国からの大型の観光客船が入港し始めます。そして、同時にこの関西戦略の準備もピークを迎えます。戦略の着実な実行に向けて重要となるのは、やはり人事であり、組織であり、予算です。最も重要な弾込めの中核部署となる産業振興推進部、その中でも地産地消・外商課の体制、その上で具体的に関西の現地で活動を展開する大阪事務所の体制、これからが大詰めとなる大型のプロジェクト、果たして計画どおり動ける体制や組織は抜かりなく整えたのでしょうか。また、この戦略を実行していくためには必要な予算の措置も重要です。

そこで、その関西戦略についての組織体制と

予算措置を含めた来年度に向けた体制、その上で知事がここに取り組みされる決意をお伺いいたします。

次は、高知工科大学の果たすべき役割についてお聞きいたします。

振り返ってみますと、工科系大学を県内に設置しようと考えた第1の理由は、工科系学部を志望する県内高校生の需要がこれだけあるのに、県内には工学部がなかったということに始まります。例えば、徳島大学には工学部があり、高知大学にはありません。当時、文科省に掛け合うも設置はかなわず、苦渋の末、工学志向の生徒を県外には流出させないという固い意志で、たとえ私立大学になっても県内に設置するとの動きが急展開したと記憶しています。

そして、工科大設置のもう一つの理由には、工科系の人材を求める県内の製造業などに向けて有為な人材を提供することで、業界の発展はもとより、県内企業の価値を高めていくという高邁な理念がありました。

このような目的を持ってスタートした工科大も、開学当初は入学者の定員割れの時期もありました。しかし、県立の大学に移行した後は受験者数も増え、偏差値も上がり、教育研究でもスポーツの分野でも大きな成果を上げています。人材育成の面では、よい大学になってきたなあと感心しています。

一方で、今懸念されるのは、大学設立の原点でもあります卒業生の県内への定着の状況です。コロナ禍の中で、県外企業は先手先手でオンライン面接などを仕掛けてくることで、県外企業への就職が早め早めに内定しているとも聞きます。

そこで、高知工科大学の卒業生の、コロナ禍の前後を含めた近年の県内への就職状況はどうなっているのか、文化スポーツ部長にお聞きいたします。

次に、昨年の12月議会で、公立大学法人の第3期中期目標が県から示されました。議会が承認をしたところです。それによりますと、県内の各産業分野のデジタル化及びデジタルトランスフォーメーションの推進に貢献できる新たな学群を設置するとなっています。その中で、学生の支援についても、学生が望む進路実現を支援し、県内企業とも一層連携することで、県内への就職を促進するとあります。すばらしい目標です。私も、工科大の卒業生が県内のものづくり企業などで活躍していることは承知をしております。

一方、県内の企業からは、工科大の学生を喉から手が出るほど欲しくて内定を出したが、最後は県外に持っていかれるという厳しい現状も聞きます。今、国では岸田総理の下でデジタル田園都市国家構想が進められております。これからますますデジタル人材の需要が高まりますので、高知県もうかうかしていると、既存の情報学群はおろか、新たな学群の卒業生までもが、今以上に県外に流出していくことになるのではないかと私は危惧しています。

県内のものづくり企業のトップの方からも、工科大学の優秀な学生が世界を股に活躍するのはうれしいことではあるが、家業の跡取りも含めて様々な事情で高知に残って仕事をしたい学生もいるはず、そうした学生まで県外に取っつかれるのはとてもつらい、工科大の先生方は高知の企業のことをちゃんと知ってくれているんだろうかと聞きました。

県立の大学である高知工科大学には、さきの中期目標にもあるように、県内産業への貢献が求められております。県には私が御紹介した県内企業のこんな苦しい声が届いているんでしょうか。公立大学法人の設置者でもある県として、いま一度開学の理念や、県内企業への貢献といった大学の果たすべき役割について、大学の先生

方に対して改めて周知するなど、意識の改革を働きかけることも必要だと思います。

今後、県として高知工科大学に対し、県内企業への人材提供に関して具体的にどのような指導や支援をしていくのか、新学群の設置も踏まえて、知事にお伺いいたします。

さて、次は高知県の人口減少の真相と、その具体的な対策について御提案いたします。

特に、近年はコロナの影響もあり、国内の合計特殊出生率が大きく落ち込み、それを受けて岸田総理は今年の年頭会見で、異次元の少子化対策に取り組むと宣言をされました。骨太の方針に少子化対策関連予算を倍増させると意気込んでおり、やっと本気でこの日本の人口減少の危機に立ち向かおうとし始めたように感じます。

このまま少子化が続けば、我が国の社会保障制度が大きく揺らぐだけでなく、経済成長率の低下に伴う日本国の衰退という大変深刻な事態を迎えることとなります。このことは静かな有事とも言われており、この期に及んでは、国が直接乗り出し国策を打つのは当然のことと言えます。

岸田総理が異次元の少子化対策と言うのなら、私は子育ての支援だけでなく、もっと急所を突いた、その前段階の男女の出会いにこそ効果の上がる政策を打つべきだと思います。これまでの国や県の少子化対策というのは、結婚も済み、出産も済んだその後の支援に多くの目が向いているように思えてなりません。率直に言って、結婚につながる出会いとか引き合わせにもっともっと力を入れるべきだと私はいつも考えています。この点、行政の施策にはいつも隔靴搔痒の感があります。

私の手元にこんな数字があります。昭和45年当時の女性の生涯未婚率は僅か3.3%であったのに、50年後の令和2年には約5倍の17.8%にもなっていました。生涯未婚率です。男性も同じ

く、昭和45年には1.7%だったその未婚率は、令和2年には約17倍の28.3%にもなっています。その未婚率ですが、高知県は全国の中でも非常に高く、男性が6番目、女性はさらに高くして全国で2番目の高さです。

そこでまずお聞きしますが、このような本県の未婚の実態やその背景をどのように分析されているのか、子ども・福祉政策部長にお聞きいたします。

去る2月28日、厚労省が昨年の国内出生者数の速報値を発表しました。これによれば、本県の出生者数は全国で最も少ない、また昨年と比べて一気に1割近くも少ない3,897人となっています。このため、全国の自治体はどこも、何とかここで食い止めなきゃと危機感をあらわにしています。

記事によれば、最高の出生者数だった東京都でさえ、少子化対策は一刻の猶予もできない、もう子育ての支援だけでは解決しない、未婚化、晩婚化も含めてできる対策は何でもやっていると悲壮感がいっぱいです。

そこで、私は、統計データだけでなくその実態を知るために、職場や地元で親しい30代から50代の未婚の女性たちに直接会って、今の心境を聞いて回りました。すると、多くの方が、今も結婚を希望されていましたし、決して結婚したくないという理由で未婚を通してはおりませんでした。今からでも背中を押してくれる人がいれば、すぐにでも結婚をしたいという方も実際おられました。このように、多くの方が年代にかかわらず、本心ではパートナーの出現を待ち望んでいました。そのためには、やっぱり背中を強く押す人の存在が特に大切だということを改めて知りました。

次に、若者の未婚をどうすればいいかという思案しながら、地元の知り合いの農家に向いて話を聞いてきました。すると、予想どお

り事態はとても深刻でした。80代の元気なおばあちゃんからこんな話が聞けました。「あたしはあ年寄りには息子に、孫の嫁のことは口出すなど言われちゆう。けんどやっばりね、心配でたまらん。孫に嫁が来ん、跡取りがでせん。家は幾つもあるし、お金も土地も山もある、ブントやショウガの仕事も何ぼでもある。近所にも独身のまま年を取りゆう若い衆がようけおる。かというて、世話をしてくれる人もおらん。とにかく心配でたまらん。このままじゃ死ぬに死ぬん、先祖に悪うて」という切実な声でした。

子供が生まれたら手厚い支援をするというのは、ピントがずれています。もうそんな悠長なことではないんです。早う誰か本気で二人がつがいになるよう世話をしあげてほしいと心から思います。まずは出会いを、そしてその後の子育ての支援なんです。回ってみて、改めてこのことを実感しました。

おせっかいおばちゃんがいなくなってしばらくになります。もう昔のことですが、私の母も10組ぐらいはお世話をしたと聞いています。しかし、今の御時世、他人には関わらない、個人のことには立ち入らない。そんなことから、世の中がかさかさとしてきたように思います。その結果が今のこの未婚率の高さであり異常なまでの少子化となってきたような気がしてなりません。

だからこそ、県は、夫婦になりたいという県民の本音をしっかりと把握して、次の高知県を担ってくれる若者たちに対して、もっと切迫感を持って、あの手この手で急いでパートナーになる人のお手伝いをするべきです。

本県のこの異常なまでの少子化や人口減少を打開するには、それこそ異次元のお手伝いをするべきだと考えますが、子ども・福祉政策部長にお聞きいたします。

私が聞いて回った未婚の女性たちの中には、

出産適齢期をみすみすやり過ごしたことを、今とても悔やまれている人が多くいました。出産にはそれに応じた適切な年齢があります。しかし、結婚には適齢期はありません。結婚は子供を産むための一つのセオリーではありますが、考え方によっては、子供は授からなくてもいいんです。その大切な長い長い人生を二人でつがいになって暮らすことで、幸せを手に入れてもらいたいと心から思います。パートナーがいれば寂しくないどころか楽しいし、二人での生活は生きがいになります。

そこで、少子化とは別次元とはなりますが、年齢にこだわらず、大勢いる独身の県民の幸せのお手伝いをする、そんな幸せ県高知を目指したお手伝いを県が直接するという手もあると思うんですが、どうでしょう、知事のお考えをお聞きいたします。

最後に、24年前の私の初当選以来の議員活動を、当時の議会での質問や出来事を中心に振り返ってみたいと思います。

それぞれがその時代時代の県政課題を反映しており、とても懐かしく思い出します。私は、身近な日常のを中心に、常に県民目線を忘れることなく、県政に対し質問をし、改善を求め、提案をしてきました。

当選1年目の質問は、仁淀川河口大橋の通行料金についてでした。自宅のすぐ近くの、まさに身近な質問でありました。当時、橋を渡るだけで片道が510円もしていましたので、多くの人が、目の前にある橋なのに利用したくても利用せずに、かなり上流の無料の国道の橋へと遠回りをしていました。せっかく便利な橋が出来上がっているのに、事実上利用できないというのが庶民の感覚でした。このように、住民が利用しないことで収入がほとんど上がらない県営の有料道路でした。そこで、一日でも早く無料にして、県民に広く使ってもらおうようにするべき

だというのが私の主張でした。料金収入で建設費を返済していることももちろん知っていましたが、あまりにも割高な通行料金でした。

料金の改善を求め、それこそ庶民感覚で、無料開放の初質問をしましたが、県執行部から一蹴されました。一旦決めた行政の決め事は、県民目線だけではなかなか歯が立たないということをお願いされました。しかし、質問の翌年、収益を上げられないまま、料金の徴収期間が終わったということで、仁淀川河口大橋は無料開放となりました。この無料化によって人や物の流れが一遍に変わり、橋の果たす役割がぐんと増しました。この一件で、私は一層県民目線を大切にすることを改めて肝に銘じたことでした。

また、私は当時から、若い人が県外へ流出していることにも大変な危機感を持っていましたので、その日の質問で、県はもっと若者の県内への定住に真剣に取り組むよう提案もしました。

その一方で、高知県に対する好感度を上げるために、また県民の心の情操のためにも、県内の景観や居住まいを常に美しく整えることの大切さを説きました。行政においても、個人においても、周辺を常にきれいに整理整頓することは、学力の向上や犯罪の減少、産業の振興など、全てによい結果をもたらします。ですから、私はその後も度々県土の景観向上に向けた質問を繰り返してきました。この持論は私の信条でもありましたが、もっと言えば、私は県土の景観を整えるための美化条例をつくらうと思って、県議会議員になっていたのです。

一方、当時ショウガ農家の間で大問題となっていた臭化メチルの使用規制についても、それが使えなくなった後のショウガ農家をどう守ってくれるのかと不安を伝えました。

そして、連日連夜、住民を不安や不眠にさせる暴走族に対しても、県警にはもっと厳しく取り組んでもらいたいと強く意見を述べ、その後

こうした暴走行為を制圧するための条例を、私が主導して全会一致で可決、成立させました。

また、県庁南東のお堀の角、つまり前の富士書房、今のコンビニの角から西に入ってくる道路ですが、進入禁止違反で検挙される方が当時続出し、県内外の方からとても不評でした。このため、この交差点の交通規制の改善を強く望む新聞投稿が多くありました。皆さんも御存じのことだと思います。私は検挙された方々からそのたびに聞き取りを行いました。違反に対しての確信犯は一人もおらず、規制看板が見えなかった、気がつかなかったと言う人がほとんどでした。というのも、曜日や車種によって規制の有無や細かい内容など、規制そのものの複雑さが原因でした。

特に、県外や県内の郡部から初めて県都の中心部に入ってきたお年寄りなどには、とても分かりにくくて不親切な看板でした。県外からの観光客の中には検挙され、もう二度と高知には来ないと言ってきびすを返し、観光もせずそのまま帰ると言う人までいました。私は、警察本部に向けてこの実情を訴え、質問でも取り上げ、長期間にわたって協議を行った結果、現在の姿になりました。

そんな私の質問に、140席ある傍聴席がほぼ満員になったこともありました。質問のたびに緊張感や充実感、また背負っているものの大きさをひしひしと感じ続けています。

次に、平成16年9月議会は、私はまだ2期目でしたが、三位一体の改革や市町村合併、さらには破綻に瀕した県財政の立て直しなどと、非常に重要な議会でした。とりわけ、坂本ダムに関する100条委員会の報告があり、1年間の審議を尽くした結果、当時の橋本知事の選挙に関して、坂本ダム工事で談合が行われていたと結論づけた議会でもありました。

また、県庁内での金融詐欺事件や薬物事件な

どが次々と発覚した上に、橋本知事の議会での不誠実な態度などから、県政史上では初めて知事に対する辞職勧告決議が可決されました。橋本知事はこの辞職勧告を受けて即刻知事を辞職し、再選挙に打って出るなど、県政はしばらく混迷をし、尾崎知事の誕生まで続くことになりました。

また、この頃は、県議会にとって極めて異例の100条委員会が次々と設置されるなど、困惑はしましたが、県政の浄化を掲げた議会の活動によって、まさに議会制民主主義の本領を発揮したときでもありました。そんなこともあって、議会全体も、また私自身も大いに成長した時期でありました。

また一方、私は県土の至るところに高知県のイメージを落とし続けている、醜くて汚い不法投棄の車や船や大量のごみを見つけては、県の関係部署と一緒に現場の確認に行き、対処を促し、次々と改善をしてきました。

また、懸案となっていた仁淀川での川砂利の採取についても、それが土佐湾沿岸の砂浜の痩せ細りの原因の一つだと断定し、沿岸住民の越波への不安も訴えて、川砂利採取の全面禁止を主張し続けました。

また、高知女子大のエスコーターズという美観活動のメンバーらとも度々協議し、高知市中心部のごみ拾いや美観政策を共に考え、県都の美化にも貢献してきました。また、つい先日のことですが、県庁土木部OB会の方から、観光シーズンの幕開けに当たり、今朝森田さん提唱の県土美化条例に基づいて私も花海道の一斉清掃に参加してきました、土木部のOBはもちろん、地域の人たちも多く参加してくれていて、海岸道路がとても美しくなり、すがすがしい気分にもなりましたと、慰労の言葉を添えてお礼の手紙を頂きました。

私が議員として提唱した県土の美化条例が

すっかり定着し、しっかり機能していることを知り、改めて議員冥利に尽きると感じたことでした。

さて、平成19年12月議会は、新鮮さとパワーいっぱい尾崎県政がスタートする議会となりました。尾崎県政スタートの翌々年、平成21年3月に、議会で御同意をいただき、私は第93代副議長に就任しました。そのときの議長は元木益樹氏でした。

当時、銀座にアンテナショップを出店するに当たり、尾崎知事と一緒にその立地場所や入居するビルの選定のために、銀座やその他の候補地を見て回ったことを思い出します。今ではその銀座を拠点とする地産外商公社が、本県の経済を回す原動力の一つともなっています。

また、平成22年には、県民の健康長寿に向けて、高知県歯と口の健康づくり条例を議員発議で提案し、制定しました。この条例の制定も中心となって働きました。

平成23年3月に発生し、未曾有の大災害をもたらした東日本大震災以降、南海トラフ地震への備えや取組の強化をするよう、私は県に対し質問や提案の頻度を上げました。高台への移転や堤防の早期補強、そして密集地集落の狭い路地からの避難対策、山の斜面の避難場所のさらなる整備など、具体的な取組の必要性を執行部に強く求めました。これは私自身が土佐湾の沿岸地域に暮らす身として、特に力を入れてきた、現在まで取り組んでいることであります。

そして、平成25年3月には第92代議長に議会で御同意をいただき、就任しました。そのときの副議長は公明党の黒岩正好議員でした。

その年、議長として、高知市から移民の森小弁元曾長を先祖とするミクロネシア連邦のエマニュエル・マニー・モリ大統領を現地に訪問しました。すると、高知県がモリ大統領のルーツの母県ということもあって、同行した当時の岩

城副知事共々、大層喜んでいただき、大歓迎を受けました。

また、議長に就任したその年、春野総合運動公園では、前日までの大嵐が一転して、いかにも高知らしい真っ青な晴天となりました。その中で、ねんりんピックの総合開会式典が盛大に執り行われ、全国からの1万7,000人近い大観衆を前にして、思い切り明るく元気に、歓迎の御挨拶をさせていただいたことを思い出します。また、プロ野球のプレシーズンマッチ、西武ライオンズ対阪神タイガース戦の始球式では、春野球場で力強くストライクも投げ込みました。野球といえば、親睦をモットーとした県議会の野球同好会で、野球の実力は伴わないものの、キャプテンや監督、果ては会長までやらせていただき、よい思い出となっています。

また、県議会の日台友好議員連盟では、私自身がこの組織を10年前に立ち上げたこともあり、現在も会長をさせていただいています。そのような御縁もあって、昨年10月には全国の地方議会を中心とした第8回の日台交流サミットを高知県で2日間にわたり開催し、大会会長を務めました。その際には、台湾政府から李世丙公使や濱田知事はじめ多くの行政関係者、そして同僚議員の皆様など、全国から約500人もの方々が参加してくださり、大成功を収めることができました。その節は大変お世話になりました。

さて、令和に入りまして、令和2年の2月議会で、私は3世代が同居・近居する環境を県挙げてつくり上げることで、高知県が抱える様々な課題の特効薬にしようと考え、具体的な事業展開について提案を行いました。内閣府もこの3世代同居・近居を奨励していますし、実施している県では成果も出ています。3世代が同居・近居することは、子供の心の成長だけでなく、学力の向上にも有効です。また、同居する高齢者も笑顔になるし、医療や介護の費用の軽減に

もつながります。その上、出生率の向上や、礼儀正しい子供が育つなど、よいこと尽くしの施策だと提案しましたが、その後の県の取組状況はどうなっているのでしょうか。

そして、令和2年9月議会では、あまりにも急激な本県の少子化の中で、年々小規模化、零細化が進行している県下の小中学校の統合を、子供たちのためにギアを上げて進めるべきだと指摘しました。

そして、2年前の令和3年3月には、思いもかけず、第100代という節目の県議会議長を加藤漠副議長と共に選任いただきました。私にとっては2度目の議長という大変光栄な役職でありましたが、コロナの全盛期でもあり、東京での定例の全国都道府県議会議長会は一度も上京することなく、全てをウェブ会議で参加したことでした。

また、昨年2月からのロシアのウクライナ侵攻によって、我が国の食料やエネルギーに対する不安も一気に露呈しました。このことを受けて、私は昨年の9月議会で、我が国や我が県の食料やエネルギーの調達は大丈夫か、そして本県の現状も聞き、自給率の向上に向けて、我が県でも取組を急ぐべきだと質問をいたしました。

また、自前のエネルギーとして、豊富にある太陽光から取り出した熱を砂に蓄える砂電池を研究することや、中国、ロシア、北朝鮮からの脅威を想定して、県民保護のための県版シェルターの整備に早急に取り組むよう、県に要請もしたことでした。

この間の、こうした私の20年間の質疑応答の中で、まだまだやり遂げられなかった多くのこと、例えば条例に基づいての県土の美観の向上や、暴走族の取締りの強化、そして密集地集落からの安全な津波避難、3世代同居・近居の一層の推進、零細学校の統合を急ぐことなど、どうかこれまでの質疑の意を酌んでいただきまし

て、速やかな取組を続けていただきたいと思いますように、関係部署に対しまして改めて要請をさせていただきます。

さて、3年前の濱田知事の誕生の際には、尾崎前知事共々、私たち自由民主党会派も全力を尽くしました。そんな濱田県政の誕生とほぼ時を同じくして、コロナ感染症が世界中を覆いましたが、知事は、そんなコロナ禍にあっても県政を安定させ、次への飛躍に向けて、関西戦略や「牧野博士の新休日～らんまんの舞台・高知～」など、次々と休むことなく県政を前へ前へと進めています。そんな濱田知事も、あと半年で、この3年半の実績を評価され、2期目への挑戦となります。

我が党は、次期ももちろん濱田県政を全力で支えます。とても多忙な知事職ですが、これからもいつもの笑顔を決やすることなく、健康には一層気をつけられて、所期の思いを達成されますことを願っています。そして、これからも県民の幸せ増進のために全力で頑張ってくださいようお願いを申し上げます。

最後に、私ごとですが、平成11年からこれまでの間、本当に多くの方々に支えられてのとても充実した議員活動でした。力量不足に加え、人格もまだまだ未完成な私でありましたが、多くの皆様方の思いやりと優しさによりまして、充実した議員活動をすることができました。

また、この間、家庭を空けることも多くありました。私にとっては大好きな政治活動であり、議員活動でしたが、家族には大きな負担だったと思います。でも、家族は黙って、そんな私をずっと支えてくれました。これでやっと大好きな家族の元に戻ります。親にも妻にも子や孫にもこれまでの恩返しをしたいと思っています。

最後になりましたが、これまで関係した多くの皆様方に心から感謝とお礼を申し上げます。また、この3月をもって退職、異動されます方々

に対しましても、これまでのお礼と併せて、次のステージで御活躍をされることを祈っています。また、同僚議員にも今春の健闘をお祈りしますとともに、今期をもって引かれる議員同僚にも幸多かれと祈っています。

まだまだ言葉足りませんが、もろもろの感謝やお礼を皆様に申し上げ、これで全ての議員活動を終えたいと思います。

以上で全ての質問を終わります。本当にありがとうございました。(拍手)

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 森田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、県庁におきます企画部門の必要性についてお尋ねがございました。

本県におきましては、平成21年度に政策企画部の見直しを含めまして、大幅な組織改編を実施いたしました。喫緊の課題であります経済の活性化に向けまして、産業振興計画を強力に推進するため、産業振興推進部を新設いたしましたところであります。

あわせまして、政策の企画調整機能につきましては総務部に一元化をさせて、政策の企画と各部局との調整を迅速に進める体制を整えたところであります。その後も都度都度の政策課題に応じて必要な組織改正を行ってまいりました。

一方、この大幅な組織改編から14年近くが経過をいたしました。この間、人口減少や少子高齢化の加速、地球温暖化の進行に加えまして、近年ではコロナ禍を契機といたしました社会経済構造の変化など、本県を取り巻く環境が大きく変わってまいっております。また、当面する県政課題は複雑化、複合化をしております、部局の枠組みを超えて一丸となって課題解決に当たらなければならない場面も多くなっております。

こうした状況も踏まえまして、今後さらに県

庁組織のパフォーマンスを高めていくためには、県全体を見渡した政策の企画立案あるいは総合調整機能の強化につきまして、私としても必要性を感じてきたところであります。

このため、令和3年度には、県の重要施策に係ります総合調整機能を強化いたしますために、政策担当理事を設置する組織改正を行って対応してまいりましたが、さらなる組織的な強化については重要な検討課題であるというふうに思っております。

また、効果的かつ効率的な施策を展開し、成果につなげるために県庁組織がどうあるべきか、常々考える必要があるというふうにも考えております。引き続き、御提示もありましたような他県の状況も参考にしながら、議員から御提案のありました企画部門の設置も選択肢の一つといたしまして、検討を重ねてまいりたいと考えております。

次に、時代の流れや価値観の変化に応じた組織改正についてお尋ねがございました。

県庁の組織体制につきましては、これまでも社会経済構造の変化、県民の皆さんのニーズのほか、新たな県政課題の困難性、緊急性などを踏まえまして、不断の見直しを行ってまいったところであります。

例えば、令和3年度には妊娠期から子育て期までの子供関連施策を切れ目なく一体的に進めるという目的のために、それまでの地域福祉部を子ども・福祉政策部に改編するということと併せまして、複数の部が所管していた母子保健などの施策を一元化するといった部制レベルでの組織改編を行いました。

このほか、令和4年度には大阪・関西万博の開催を機会と捉え、関西戦略室を設置いたしましたし、来年度に向けましては、森林吸収源対策として再生林推進室を設置するといった形で、その時々的重要施策に応じて県庁組織の改正を

行ってまいっております。

今後とも、時代や価値観の変化、施策の重要性などを踏まえながら、当面の政策課題にスピード感を持って取り組み、そして着実に成果につながるため、県庁組織の体制を整えるということが必要だと考えます。その際には、現在の部局の体制にこだわることなく、時代の潮流に合わせて、部局レベルの再編も含めて大胆に見直していくことが必要ではないかというふうに考えております。

一方で、御指摘がありましたように、県庁のマンパワーには限りもございます。そのため、議員のお話にありましたスクラップ・アンド・ビルドの観点も念頭に置きながら、必要な組織の見直しを検討し、実施に移してまいりたいと考えております。

次に、関西戦略の進捗状況と戦略性の自己評価について、また今後の取組にかける思いについてお尋ねがございました。

関西圏との経済連携につきましては、県経済の活性化に向けた一丁目一番地の政策として、コロナ禍であっても様々な工夫を凝らしながら、これまで鋭意取り組んでまいりました。

こうした中、取組を加速させ、強固なものとしたいと考えまして、昨年2月には県内の事業者の方々などから成ります関西圏外商強化対策協議会を立ち上げましたほか、9月にはアンテナショップを核とした強化策を打ち出しました。

このアンテナショップは、関西一の中心市街地であります梅田に出店をいたしまして、そのコンセプトをスーパーローカルショップと定めて、極上の田舎を提供するということといたしました。そうすることによりまして、都会では味わうことのできない高知ならではの旬の食材や、こだわりの逸品をお届けする、そして多くの高知ファンを獲得したいと考えております。来年度は、本県の自慢の食や豊かな自然といっ

た魅力を関西の皆さんに広く周知できますように、コンセプトに沿った店づくりを進めてまいりたいと考えます。

コロナ禍の出口が見え始めた今、本県経済を本格的な回復軌道に乗せていかなければなりません。そのためにも、比較的近距離にあり、2,000万人が暮らします関西圏との経済交流をこれまで以上に活性化させまして、外商拡大、観光誘客につなげるのが喫緊の対策として有効だと考えます。

これまで、産業分野ごとに戦略の数値目標を掲げて、その成果を目指しまして鋭意取り組んでまいったところであります。そうした中、こうした取組に加えまして、関西戦略の具体策として、言わば戦略全体の象徴ともなるようなアンテナショップの開設を打ち出したところであります。このことによりまして、戦略の狙いを分かりやすく発信することもでき、県民の皆さんの戦略に対する御理解、そして機運の醸成につながってきたものというふうに考えております。

今後は、本県出身といった高知にゆかりのある方々あるいは関西の企業との連携を一層強化いたしまして、アンテナショップを核とした関西戦略の充実強化を図ってまいりたいと考えております。その際には、私自身の経験、人脈を生かしまして、関西圏の経済活力の高まりという追い風をしっかりと背に受けて、徹底して成果につなげていくということで、県勢浮揚を目指してまいります。

次に、関西戦略の組織と予算措置を含めました来年度に向けた体制、今後の取組に対する決意についてお尋ねがございました。

関西戦略を本県経済の持続的な発展につなげていくためには、より一層スピード感を持って取り組みますとともに、各施策の進化を進めていくということが必要でありまして、その基盤

となります組織、予算が重要なことは、御指摘あったとおりでございます。

そのため、来年度は関西戦略を所管いたします地産地消・外商課に設置をいたしております関西戦略室を増員しまして、推進体制を強化いたします。また、地産外商公社にアンテナショップの運営を含めました物販と外商の両部門を統括する関西事業本部を新たに設置いたしまして、ショップの開設備や外商活動の推進体制も強化をいたします。

さらに、大阪・関西万博開催に向けました動きが本格化をしております。来年度から2025年日本国際博覧会協会に職員を派遣いたしまして、関係強化を図ることで、チャンスを逸することのないようにしっかりと取り組んでまいります。

次に、予算に関してであります。来年度は関西との経済連携の礎を築くという考え方に立ちまして、成果志向型の積極的な予算を計上いたしました。具体的には、らんまんの放送を生かしました関西圏でのプロモーションでございますとか、牧野博士ゆかりの地であります神戸市と連携をしたイベントなどを行いまして、さらなる本県への観光誘客につなげます。

また、関西の商慣行に精通をいたします大手グループ企業と連携をした高知フェアや商談会を大幅に拡充するという事などによりまして、外商活動の一層の強化を図ってまいります。さらに、アンテナショップの開設に向けて、高知らしさを体感できるデザインや設計に取り組みまして、本県の魅力を強力に発信する拠点とするための準備を加速させます。

来年度は、関西戦略をエンジンといたしまして、県経済の成長スピードを加速させたいと考えます。このために私自身が先頭に立ちまして、成果に結びつけられますように、全力で取り組んでまいります決意であります。

次に、高知工科大学に関しまして、県内企業

への人材提供に向けました具体的な指導あるいは支援につきましてのお尋ねがございました。

高知工科大学は公設民営の私立大学といたしまして、今から26年前、平成9年4月に開学をいたしました。お話がありましたように、平成21年に全国で初めて私立の大学から公立大学に転じまして以降は、志願者数も安定をいたしまして、県外からも多くの学生を集められるようになりました。県民の皆さん、関係者の皆さんに支えられ、多くの受験生に選んでいただける大学になったことを、私も設立団体の長として大変喜ばしく思っております。

一方で、卒業生の県内就職につきましては、県外からの入学者数の増加に伴いまして減少傾向が続いております。大学におきましては、県内製造業の方々をお招きしたセミナーや、県内企業経営者によりましてリレー講座を開催するといった形で、学生の皆さんが県内企業の魅力に触れる機会を確保する取組を行ってまいっております。しかしながら、県内製造業などに有為な人材を提供するという設立当初の目的は、御指摘がございましたように、いまだ十分には達成されていないという状況だと考えております。

こうした中、昨年度から本年度にかけて協議を重ねてまいりました新学群の設置に向けた検討会におきましては、県内就職者を増やすことなど、大学に県内産業への貢献を求める意見が多く出されました。各界を代表する県内の方々から、有為な人材を求める切実な声を、学長をはじめ大学関係者が直接伺えましたことは、大学にとっても大変意義深い、いわゆる刺激を得る機会になったのではないかとこのように捉えております。

令和6年度に開設予定の新学群は、文理統合型の学群でもありまして、就職先も1次産業や製造業、金融機関など様々な分野が想定をされております。他の工学系の学群と比べまして、

県内に就職先の受皿も多いということもございますので、これまでよりも県内就職につながる可能性が高いものと期待をし、またそうした体制を取っていききたいと考えております。

また、新学群では、1学年60人の学生が県内企業などをフィールドに、1年間を通じて学習するPBL——課題解決型学習でございますとか、長期インターンシップの仕組みを検討しております。県といたしましても、この新たな取組に多くの業種、業態の企業の参加を促すという形で支援をしてまいりたいと考えております。

これらの取組を通じまして、学生と教授陣が県内企業をより深く理解し、県内企業などが抱えます様々な課題の解決と、県内就職者の増加につなげてまいりたいと考えております。

あわせまして、県内就職率を高めていくためには、大学側だけではなく、企業側の取組も大変重要になってまいります。もとより、県内には工学系の就職先が相対的に少ないということに加えまして、採用計画の作成あるいは求人の時期が他の地域よりも遅い傾向があるというふうに大学からはお聞きをしております。県といたしましては、県内企業が採用力を高められますように支援を充実させ、引き続き取り組んでまいります。

そして、何よりも将来にわたり就きたいと思える仕事が県内にたくさんあるということが重要であり、最も有効な手段だと考えます。例えば、最近ではアニメ産業の集積、ヘルスケア産業の育成といった取組をしておりますけれども、若者が魅力を感じる仕事を県内に創出して、就職時の選択肢を増やすということ、そしてIT関連企業の立地の促進、起業支援を強化し、県内雇用の拡大を図ってまいる考えであります。

県内の大学生が卒業後も県内に残られまして、地域の産業振興を担う一員となっただけま

すように、産業振興計画の取組を総動員し、県内就職の増に向けまして引き続き全力で取り組んでまいります。

そして、高知工科大学には、世界を目指す視点も大切にいただきながら、一方で県内の切なる声に耳を傾け、開学の理念、県内産業への貢献といった県立の大学としての役割を着実に果たしていただきたいと思っております。こうした県としての思い、また県内企業の皆様の声を、私自身も機会を捉えまして大学の関係者にしっかりとお伝えし、働きかけを続けてまいります。

最後に、年齢にかかわらず県民の幸せをお手伝いする幸せ県高知を目指した取組についてお尋ねがございました。

全国の50歳時点での未婚者の割合は男女ともに年々上昇しておりまして、中でも本県の未婚率は全国でも上位となっております。こうした背景には様々な要因があるものと考えますが、パートナーを得たいという希望を持ち続けている方もいらっしゃるの御指摘のとおりであります。

そのため、県におきましては、こうち出会いサポートセンターを拠点とした出会いの機会の拡大、そして婚活サポーター制度の充実に取り組んでおります。これらの取組は、希望する方の年齢にかかわらず利用できる仕組みとしておりまして、御成婚の報告をいただいた方には、お祝いのメッセージに私自身が直筆でサインをしてお届けをするというような取組をしております。

本年度、1月末までに成婚の御報告がありましたのは32組に上りますけれども、この中には50代以上の方が関わったカップルも5組ございまして、年齢に関係なく気の合うパートナーと巡り会うということは大変喜ばしいことと考えます。

来年度はこうした取組をもう一段強化し、多

様な出会いのイベントを大幅に拡大してまいる考えであります。さらに、団体サポーター制度を新たに創設しまして、住民の皆さんの生活に身近なサービス事業者などの業界団体を通じて、各店舗で結婚支援メニューを紹介させていただこうと考えております。また、各地域に拠点を置きまして、相談者に寄り添い、成婚までのフォローアップを行います意欲的なサポーターの方々の団体、こうした団体の活動の横展開により、出会いの支援の輪を広げたいと考えております。

あわせて、こうした取組は若い方だけでなく、御希望があれば中高年の方にももちろん活用いただけますということ、様々な機会を捉えましてしっかりと周知をすることに意を用いてまいります。

こうした取組を通じまして、若い方々にとどまらず、パートナーとの出会いにつながり、出会ったお二人が幸せを実感できる幸せ県高知を目指してまいる考えであります。

私からは以上であります。

(文化生活スポーツ部長岡村昭一君登壇)

○文化生活スポーツ部長(岡村昭一君) 高知工科大学の卒業生の県内への就職状況についてお尋ねがございました。

近年の高知工科大学の卒業生の県内への就職率につきましては、コロナ禍前は平成30年度が18.3%、令和元年度は14.8%、コロナ禍後は令和2年度が19.0%、令和3年度は12.9%となっております。

このように、コロナ禍の前後で、県内への就職率につきましては大きな変化は見受けられませんが、議員のお話にもありましたように、コロナ禍においては企業説明会や採用面接のオンライン化が進むなど、就職活動のスタイルは大きく変わってきております。学生にとりましては、遠方の企業も含め、より簡単に、より多く

の企業の説明会への参加や、人事担当者との面接が可能となってまいりました。

このことは、地方の大学の学生ほど、そのメリットを享受しやすく、自らの希望する業種や職種に就職できる機会が広がってきております。こうしたことから、高知工科大学におきましても、県外の企業への就職が早めに内定する学生も少なくないと聞いております。

こうした中、高知工科大学におきましては、県が示しております中期目標を受け、学生が望む進路実現に向けた支援を実施するとともに、県内企業などと一層の連携強化を図り、県内への就職を促進することに取り組んでおります。

学生が望む進路実現に向けた支援という点では、令和3年度に、就職する地域に関する希望につきまして、大学が学内の学生を対象としてアンケートを実施しております。このアンケートでは、例えば県内出身の学生につきましては、絶対に県内で就職したいが14.7%、できれば県内で就職したいが25.5%と、合わせて4割を超える学生が県内での就職を希望しております。一方で、大学からは、県内での就職を希望しながらも、それがかなわない学生もいるといったことも聞いております。

県内企業などと連携した県内への就職の促進という点では、大学におきましては、県内企業の御参加をいただいて学生向けに開催しております業界研究セミナーや、学生と県内企業をマッチングするインターンシップスタートアップセミナーなど、学生が県内企業の魅力に触れる機会を増やすための様々な取組を実施しておりますほか、大学職員と県内企業の就職情報交換会や、県内の産業団体との会合などの機会を通じまして、積極的な求人をお願いするなど、県内就職率の向上に努めております。

他方、近年高知工科大学に対する企業からの求人件数は、毎年度約1万件であります。

のうち県内の企業からの求人は200件足らずと、圧倒的に県外の企業からの求人が多い状況であると聞いております。こうした中、平均すれば毎年度60人程度が県内で就職をしております。求人件数を勘案すれば決して少なくない数字であると思われ、県内企業からのさらなる求人も期待されるところであります。

当部といたしましては、今後とも高知工科大学の学生を求める県内の企業などに、県内での就職を希望する一人でも多くの学生が就職できますよう、県庁内の関係部局などともしっかりと連携し、大学のこうした取組を支援してまいります。

(子ども・福祉政策部長 山地和君 登壇)

○子ども・福祉政策部長(山地和君) まず、本県の未婚の実態と背景の分析についてお尋ねがございました。

議員からお話がありましたとおり、令和2年の50歳時点での全国における未婚率は、男性は28.3%、女性は17.8%となっており、20年前の平成12年と比べまして、男性は2.2倍、女性は3.0倍と大幅に増加しております。

本県の令和2年の未婚率は、全国と比べ男性が1.2ポイント、女性が3.3ポイントそれぞれ高くなっております。未婚化の背景には複合的な要因があるものと考えますが、今年度の県民意識調査の結婚していない理由では、適当な相手に巡り会わないが第1位、就労収入が不安定が第2位となっております。

また、調査の対象となった昭和40年代生まれの方は、昭和60年に成立した男女雇用機会均等法の施行後に働き始めた方が多く、女性の社会進出による経済的な自立も要因の一つと考えます。本県の女性の生産年齢人口に占める有業率は全国に比べて高く、平成29年の本県の有業率73.6%は全国7位となっております。他県に比べて女性の自立が進んでいることも、本県の女

性の未婚率が高い要因の一つと分析をしております。

また、本県では、特に中山間地域において男性の未婚率が高くなっており、人口減少により出会いの機会が限られることも要因と考えております。引き続き、一人でも多くの方の結婚の希望をかなえるため、市町村や関係団体との連携を一層強化し、出会いの機会の拡大など、地域の実情に合った取組を進めてまいります。

次に、少子化や人口減少を打開する異次元の出会い支援についてお尋ねがございました。

出会い・結婚は少子化対策の第1ステージであり、大変重要なポイントでありますので、県内全域で結婚支援の取組がより一層活性化するよう、支援策の強化を図ってまいります。

お話のとおり、地域や職場で結婚支援を行うおせっかいな方は、時代の変化により以前に比べ少なくなっており、そのことが未婚率の上昇の要因の一つと考えられます。こうしたことから本県では、ボランティアで結婚支援を行う婚活サポーター制度を平成22年にスタートさせ、現在21市町で88名の婚活サポーターが活動しています。これまで延べ1万2,627件の相談、1,784件の交際成立につながっております。また、身近な方に結婚支援事業を紹介するサブサポーターなどの活動も支援をしております。

来年度は、結婚支援の活動を県内全域に広げていくため、新たに団体サポーター制度を創設し、地域で様々なネットワークを持つ事業者等の業界団体に登録いただき、各事業者の活動を通じて、結婚支援の情報をきめ細かく発信してまいります。

また、四万十市では四万十市結婚支援センターを設置し、婚活サポーター等と一体となった意欲的な結婚支援の活動を始めようとしています。このような好事例の横展開を図り、地域のニーズに応じた出会いの拡大につなげてまい

ります。

あわせて、コロナ禍により縮小している出会いイベントを拡大するとともに、地域の実情に合わせた多様な出会いの機会を展開することで、出会いイベントの実施回数や参加者を今年度から倍増することを目指して取り組んでまいります。

市町村や関係団体、事業者、地域ボランティアの方々と一体となって、結婚支援の活動や出会いの機会の場を地域地域で拡大させることで、これまで以上に一人でも多くの方の希望をかなえることを目指してまいります。

○20番（森田英二君） 以上で私の質問は全て終わらせていただきました。おかげさまで24年前からの20年間の議員活動の締めくくりとなりました。本当に皆様方ありがとうございました。

以上で全ての感謝を込めて私の議員活動、質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（明神健夫君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明8日の議事日程は、一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午前11時8分散会

令和5年3月8日（水曜日） 開議第6日

出席議員

- 1番 濱口涼子君
- 2番 榎尾絢子君
- 3番 桑鶴太朗君
- 4番 上治堂司君
- 5番 土森正一君
- 6番 上田貢太郎君
- 7番 今城誠司君
- 8番 金岡佳時君
- 9番 下村勝幸君
- 10番 田中徹君
- 11番 土居央君
- 12番 野町雅樹君
- 13番 横山文人君
- 14番 西内隆純君
- 15番 加藤漠君
- 16番 西内健君
- 17番 弘田兼一君
- 18番 明神健夫君
- 19番 桑名龍吾君
- 20番 森田英二君
- 21番 三石文隆君
- 23番 西森雅和君
- 24番 黒岩正好君
- 25番 依光美代子君
- 26番 大石宗君
- 27番 武石利彦君
- 28番 田所裕介君
- 29番 石井孝君
- 30番 橋本敏男君
- 31番 上田周五君
- 32番 坂本茂雄君
- 33番 岡田芳秀君
- 34番 中根佐知君
- 35番 吉良富彦君
- 36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知事 濱田省司君
- 副知事 井上浩之君
- 総務部長 徳重覚君
- 危機管理部長 中岡誠二君
- 健康政策部長 家保英隆君
- 子ども・福祉政策部長 山地和君
- 文化・生活スポーツ部長 岡村昭一君
- 産業振興・推進部長 沖本健二君
- 中山間振興・交通部長 中村剛君
- 商工労働部長 松岡孝和君
- 観光振興部長 山脇深君
- 農業振興部長 杉村充孝君
- 林業振興・環境部長 豊永大五君
- 水産振興部長 松村晃充君
- 土木部長 荻野宏之君
- 会計管理者 池上香君
- 公営企業局長 笹岡浩君
- 教育長 長岡幹泰君
- 人事委員長 門田純一君
- 人事委員会局長 澤田博睦君
- 公安委員長 古谷純代君
- 警察本部長 江口寛章君
- 代表監査委員 五百藏誠一君
- 監査委員局長 高橋慎一君

事務局職員出席者

事務局長 山本和弘君
事務局次長 横田 聡君
議事課長 吉岡正勝君
政策調査課長 田 渕 史 剛君
議事課長補佐 杉本健治君
主 幹 春井真美君
主 査 宮崎由妃君



議 事 日 程 (第6号)

令和5年3月8日午前10時開議

第 1

- 第 1 号 令和5年度高知県一般会計予算
- 第 2 号 令和5年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
- 第 3 号 令和5年度高知県給与等集中管理特別会計予算
- 第 4 号 令和5年度高知県旅費集中管理特別会計予算
- 第 5 号 令和5年度高知県用品等調達特別会計予算
- 第 6 号 令和5年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
- 第 7 号 令和5年度高知県県債管理特別会計予算
- 第 8 号 令和5年度高知県土地取得事業特別会計予算
- 第 9 号 令和5年度高知県国民健康保険事業特別会計予算
- 第 10号 令和5年度高知県災害救助基金特別会計予算
- 第 11号 令和5年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 第 12号 令和5年度高知県中小企業近代化資

金助成事業特別会計予算

- 第 13号 令和5年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算
- 第 14号 令和5年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第 15号 令和5年度高知県県営林事業特別会計予算
- 第 16号 令和5年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 17号 令和5年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 18号 令和5年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第 19号 令和5年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第 20号 令和5年度高知県流域下水道事業会計予算
- 第 21号 令和5年度高知県電気事業会計予算
- 第 22号 令和5年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第 23号 令和5年度高知県病院事業会計予算
- 第 24号 令和4年度高知県一般会計補正予算
- 第 25号 令和4年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
- 第 26号 令和4年度高知県旅費集中管理特別会計補正予算
- 第 27号 令和4年度高知県用品等調達特別会計補正予算
- 第 28号 令和4年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第 29号 令和4年度高知県県債管理特別会計補正予算
- 第 30号 令和4年度高知県土地取得事業特別会計補正予算
- 第 31号 令和4年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第 32号 令和4年度高知県災害救助基金特別

	会計補正予算		関する条例の一部を改正する条例議案
第 33 号	令和4年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算	第 49 号	高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例の一部を改正する条例議案
第 34 号	令和4年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算	第 50 号	高知県旅館業法施行条例及び高知県暴力団排除条例の一部を改正する条例議案
第 35 号	令和4年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算	第 51 号	高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 36 号	令和4年度高知県県営林事業特別会計補正予算	第 52 号	高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例及び高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
第 37 号	令和4年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算	第 53 号	高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
第 38 号	令和4年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算	第 54 号	高知県スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例議案
第 39 号	令和4年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算	第 55 号	高知県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例の一部を改正する条例議案
第 40 号	令和4年度高知県流域下水道事業会計補正予算	第 56 号	高知県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例議案
第 41 号	令和4年度高知県病院事業会計補正予算	第 57 号	高知県獣医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例議案
第 42 号	高知県環境不動産の建築の促進に関する条例議案	第 58 号	高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 43 号	知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案	第 59 号	高知県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 44 号	職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例議案	第 60 号	高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例議案
第 45 号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例議案	第 61 号	高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案
第 46 号	高知県税条例の一部を改正する条例議案		
第 47 号	高知県地域経済牽引事業に係る同意促進区域における県税の課税免除に関する条例等の一部を改正する条例議案		
第 48 号	高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に		

- 第 62 号 高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 63 号 高知県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路及び旅客特定車両停留施設の構造、特定公園施設の設置並びに重点整備地区の信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 64 号 高知県森林整備対策基金条例を廃止する条例議案
- 第 65 号 高知県立月見山こどもの森の指定管理者の指定に関する議案
- 第 66 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
- 第 67 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
- 第 68 号 県が行う土木その他の建設事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
- 第 69 号 包括外部監査契約の締結に関する議案
- 第 70 号 清水高等学校校舎棟新築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第 71 号 清水高等学校体育館・多目的教室棟新築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第 72 号 (仮称) 高知布師田団地団地整備工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第 73 号 国道441号防災・安全交付金(口屋内トンネル (I)) 工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第 74 号 国道493号(北川道路) 道路改築(和田トンネル (II)) 工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案

- 第 75 号 都市計画道路はりまや町一宮線防災・安全交付金工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第 76 号 高知県公立大学法人がその業務に関して徴収する料金の上限の変更の認可に関する議案

第2 一般質問(一問一答形式による)



午前10時開議

○議長(明神健夫君) これより本日の会議を開きます。



質疑並びに一般質問

○議長(明神健夫君) 直ちに日程に入ります。

日程第1、第1号「令和5年度高知県一般会計予算」から第76号「高知県公立大学法人がその業務に関して徴収する料金の上限の変更の認可に関する議案」まで、以上76件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問を併せて行います。

質疑並びに一般質問は一問一答形式によることとします。

榎尾絢子さんの持ち時間は40分です。

2番榎尾絢子さん。

○2番(榎尾絢子君) おはようございます。自由民主党会派の榎尾絢子と申します。議長のお許しをいただきまして、本日一問一答のトップバッターを務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

先日、岸田総裁は衆議院本会議にて施政方針演説を行い、日本の持続性や社会的包摂を考える上で、子供・子育て政策は最重要政策だとし、従来とは次元の異なる少子化対策を実現したい

と語られました。

本県におきましても出生数が4,000人を下回り、今対策をせねば、高知県、そして日本の存続に関わる危機になると認識されていることと思います。今後、国の施策を踏まえながら、県の方向性も決定されていくことと存じますが、出会い、結婚し、妊娠、出産、子育てがしやすい高知県になるよう、妊娠・出産について御質問いたします。

本県における妊娠・出産期の相談支援に関しまして、どのような方向性を持って取り組まれていくか、知事に御所見をお伺いいたします。

○知事（濱田省司君） 本県では、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行っていきこうと取り組んでおりますが、そうした上で、母体の変化が特に著しい妊娠・出産期の相談の支援というのは特に重要だと考えております。国におきましてもその重要性を踏まえまして、今回の次元の異なる少子化対策の検討に先駆けまして、妊娠期からの継続的な面談、そして10万円の給付を組み合わせることで出産・子育て応援交付金事業を創設されました。あわせまして、産後ケア事業の利用料減免を課税世帯にまで対象を拡大するということといたしております。

交付金事業の活用によりまして面談の機会が増え、出産を間近に控えました妊婦が相談につながりやすくなるというメリットがございます。そして、育児不安の解消に有効な産後ケアなどの適切な支援につないでいくということが可能になることが、いい効果だというふうに考えております。

また、産後ケアの認知度の向上と利用拡大に取り組めます本県にとりまして、課税世帯への利用料減免が追い風だというふうに捉えているところでございます。

本県といたしましては、こうした国の事業を最大限に活用いたしましてこれまで以上にきめ

細かな伴走型の相談支援体制を構築したいと考えており、市町村としっかりと連携をしながら取り組んでまいりたいと考えております。

○2番（榎尾絢子君） ありがとうございます。

次に、助産師についてお伺いいたします。助産師とは、妊娠、出産、産後に関わる国家資格を持つ専門職であり、出産のスペシャリストであります。活動の分野は、妊娠・出産にとどまらず、包括的性教育、更年期の相談、不妊症、不育症など非常に多様で、女性とその家族の一生に寄り添い、健康を支えております。

先日、同い年の助産師さんから連絡をいただき、お話を伺いました。高知県をもっと子供が産みやすい町にしたい、出産の選択肢を増やし、満足のいく出産をお母さんに味わってほしい、産前産後ケアをもっと普及したいと、単身他県の助産院に勉強に行き、母乳マッサージの資格などを取り、積極的に学ばれている方でした。

地域の産科診療所、産婦人科医の激務を緩和させ、産前産後事業など、本県の少子化対策の一翼を担う助産師の確保、資質向上は、今後必須だと考えますが、本県における助産師の確保や資質向上について健康政策部長にお伺いいたします。

○健康政策部長（家保英隆君） 県内では、県立大学看護学部と高知大学大学院修士課程において助産師を養成しております。

加えて、平成20年度に県内外の学生を対象とした奨学金貸付制度を創設し、この制度を利用して、これまで103の方が県内で就業しております。その結果、県内で助産師として従事されている方は、平成20年の167人から令和2年には196人と増加しております。

近年、助産師には、周産期だけでなく、産前産後ケアや母子保健に至るまでの地域における子育て世代を包括的に支援する幅広い能力が求

められております。こうした視点なども踏まえ、県立大学では本年度から新たなカリキュラムに基づく助産師を養成しております。

また、卒業後は、助産能力の習熟度ごとに到達目標を設定したキャリアパスが想定されていることから、新人助産師を対象とした合同研修の実施や、必要に応じて県外で実施される研修への参加支援を行っております。

今後とも奨学貸付金制度による確保対策の継続と、高知県助産師会をはじめ県立大学、看護協会など関係機関の皆様の御意見も伺いながら、助産師の皆様のニーズに合った支援を行ってまいります。

○2番（榎尾絢子君） ありがとうございます。

次に、農業について質問させていただきます。

初めに、担い手への農地集積についてお伺いたします。元来、日本の基本的な農業形態は零細分散錯圃であり、山間地の多い日本で河川の氾濫や土砂崩れなどの自然災害と向き合いながら農業を営む知恵として、1農家の圃場を1か所にまとめず分散させることで災害時での全滅を避けてまいりました。

しかし一方、圃場が分散し狭いため機械化が進まず、移動に大きな労力と時間を要します。農業を取り巻く環境が大きく変わり、省力化、効率化や国際競争力が求められる現在では、農業の大規模経営化を進める必要があります。

そうした経営環境の変化を背景に、零細分散錯圃を解消し、所有者がそれぞれ異なる農地を地域の中心となる担い手にまとめるため、市町村や都道府県などの地方自治体が主体となって農地の集積・集約化を進めています。

まず初めに、本県における認定農業者等の担い手への集積面積及び集積率の現状について農業振興部長にお伺いたします。

○農業振興部長（杉村充孝君） 本県は、狭小、不整形な農地が多いことなどから、認定農業者

などの担い手への農地の集積面積は、令和3年度末時点で8,880ヘクタール、耕地面積に対する集積率は33.9%と、全国の58.9%と比べますと低い状況でございます。

一方、受け手に占める認定新規就農者の集積率は8.1%と、全国の1.8%と比べて高く、また受け手に占める地域外からの参入者の集積率も23.3%と、全国の4.3%と比べて高い状況になっておりますので、新規就農者の農地の確保や広域利用の農地集積の推進には、一定貢献できていると認識しております。

○2番（榎尾絢子君） ありがとうございます。

高齢化や農業の担い手不足が危惧される中、地域での話合いに基づき、5年後、10年後までに地域内の農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者や、当該地域における農業の在り方などを明確化する人・農地プランも進められています。

県内における人・農地プランの策定状況について農業振興部長にお伺いたします。

○農業振興部長（杉村充孝君） 本県における人・農地プランは、直近の本年2月末現在で全ての市町村において策定されておまして、プラン数は合計で270プランとなっております。

また、この270のプランに位置づけられております農地面積の合計は2万4,111ヘクタールと、本県の耕地面積の約9割をカバーするプランとなっております。

○2番（榎尾絢子君） ありがとうございます。

この人・農地プランにより明らかとなった課題は何でしょうか、農業振興部長にお伺いたします。

○農業振興部長（杉村充孝君） 人・農地プランの策定に当たり実施しました将来の農地利用に関するアンケート調査では、少なくとも5年から10年後には後継者がいない農地面積が2,708ヘクタールも生じるという課題が明らかとなりま

した。

そのような農地を将来にわたり維持していくためには、多様な担い手の確保が地域外からも必要であること、そうした担い手を確保するためには、基盤整備された優良農地やまとまった農地の確保が必要であることなどの取組が今後重要となってくると考えております。

○2番（榎尾絢子君） ありがとうございます。

国においては、担い手に対する農地利用の集積、集団化、その他の農地の効率的かつ総合的な利用を促進するための措置を講ずるとともに、農業を担う者の確保及び育成を図ることを目的に、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正し、人・農地プランを地域計画として法定化いたしました。

今後、地域における農地の利用集積を進めるために作成していくこととなる地域計画とはどのようなものなのか、農業振興部長にお伺いいたします。

○農業振興部長（杉村充孝君） この地域計画は、地域での話し合いにより、地域の農業の将来の在り方や、分散した農地をまとまった形に集約し、農地の受け手となる担い手が効率的に利用しやすくなるよう、将来の農地利用の姿を明確化させるものでございます。

特に、農地1筆ごとに将来の利用者を特定し、おおむね10年後の姿として目標地図を作成することになりますので、地域の人と農地の課題が未来図として見える化されることが地域計画の大きな特徴でございます。

今後は、市町村が主体となって地域での話し合いの下、この地域計画を令和5年度からの2年間で策定することになります。その際には、先ほど申し上げました人・農地プランで明らかとなった課題も踏まえた解決策の検討がされるよう、県としてもしっかりと地域計画の策定を進めてまいります。

○2番（榎尾絢子君） ありがとうございます。

次に、大規模経営が可能な稲作農家への集積についてお伺いいたします。

担い手への農地の集積を考えた際に最も効率的な方法は、稲作農家への集積です。水稲は大規模経営が可能です。多額の設備投資と作付、管理、収穫に対し多くのマンパワーが必要であります。そして、近年のコストインフレによる肥料、農薬、燃料などの高騰で、土佐香美地区においても稲の育苗苗の注文が減少するなど、稲作栽培をやめてしまう農家が増加しております。さらに、台風や集中豪雨などによる収穫前の倒伏で、収穫量が減少するリスクなどもあります。経営環境は大変厳しいものとなっておりますが、大規模栽培が可能である稲作農家の担い手の確保は大変重要であると考えております。確保ができなければ、耕作放棄地の増加につながり、病虫害の発生などにより施設園芸などに悪影響を与える可能性もあります。

他方、有名な宮沢賢治の詩、雨ニモマケズには、1日に玄米4合を食べとありますが、国民の食生活やライフスタイルの変化により米の消費量は著しく減少しております。そのため、米価は農家の生産コストや労働力に見合ったものであるとは言い難いのではないのでしょうか。

稲作には乗用トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、もみすり機などといった大規模な設備投資が必要であり、設備の修繕、更新など大きな負担が伴います。こうした中であって、5年後、10年後と地域の農地を維持していくためには、地域の話し合い、農家の経営努力だけでは大変厳しいと言わざるを得ません。

今後、稲作農家への農地の集積をどのように進めていくのか、農業振興部長にお伺いいたします。

○農業振興部長（杉村充孝君） 本県農業の基幹であります稲作農業を取り巻く環境は、米価の

低迷に加え生産資材の高騰などにより非常に厳しい状況にある中、持続可能な稲作経営をしていくためには、基盤整備による耕作条件の改善や集落営農などによる農業機械等の共同利用に加え、特に農地の集積・集約化を推進していくことで、さらなる生産効率の向上と生産コストの低減を図ることが重要となります。

このため、先ほどの地域計画の策定に向けた地域での話し合いをはじめ、地域農業を守る取組でもあります集落営農や中山間地域等直接支払制度での話し合いなど、あらゆる機会を通じて稲作農家への集積・集約化を、市町村や農業委員会等の関係機関とも連携し推進してまいります。

○2番(榎尾絢子君) ありがとうございます。

次に、農地中間管理機構を用いた認定農業者等への利用集積についてお伺いたします。

私の地元の香南市では、研修用ハウスを整備し、就農希望者の研修を実施するなど、新規就農者の確保に取り組んでいます。研修修了後には地元で就農してもらうため、ハウス建設が可能な農地を探すのですが、適した農地がなかなか見つからないといった声もお伺いたします。

地域外からの就農希望者にとって、農地中間管理機構を通じた貸借は、貸手にも借手にも安心感を与える大変優れた制度であり、耕作放棄地の防止に大変役立っております。しかしながら、受け手農家の条件にマッチせず、賃貸借のミスマッチが生じているように伺っております。

そこで、このミスマッチに対する対応策について農業振興部長にお伺いたします。

○農業振興部長(杉村充孝君) 施設園芸の新規就農者の多くの方は、賃貸借のミスマッチにより、ハウス建設用の農地の確保に苦慮されております。その主な要因としましては、就農開始のタイミングですぐに農地が見つからないこと、ハウスを建てると長期間の貸借となりますことから貸手が限られること、1筆の農地面積が小

さく希望する適正規模のハウスが建設できないといったことが挙げられます。

このため、県では、こうした課題の解決策として、来年度から、施設園芸を行う新規就農者や規模拡大農業者に提供できる、まとまった農地の確保に協力いただく農地の所有者に対しまして、協力金を補助する事業を創設し、農地中間管理機構の賃貸借への支援を行うなど、本県の強みであります施設園芸の将来を担う新規就農者等への農地の確保が円滑に進むよう、しっかりと取り組んでまいります。

○2番(榎尾絢子君) ありがとうございます。

また、担い手に農地を集積するためには、農地の大区画化による農作業の効率化、省力化による規模拡大と、高付加価値作物や差別化された農産物を栽培するために、用水路と排水路の分離、客土や暗渠排水の設置による農地の汎用化を図らなければなりません。そのためには、基盤整備の推進が必須であると考えます。

南国市においても国営圃場整備事業などが行われていますが、本県の基盤整備率について農業振興部長にお伺いたします。

○農業振興部長(杉村充孝君) 本県は県土の大半を中山間地域が占めておりまして、狭小な農地が多いことから、1筆が10アール以上の農地の整備率は令和3年度末時点で51.3%となっております。

なお、全国と比較できます30アール以上の数字になりますけれども、整備率では34%と、全国平均の67%に比べ約半分程度の整備率となっております。

○2番(榎尾絢子君) ありがとうございます。

それでは、全国に比べ基盤整備が遅れている本県において、こういった目標を掲げているのか、農業振興部長にお伺いたします。

○農業振興部長(杉村充孝君) 産業振興計画において様々な施策に取り組む中、担い手の確保

や担い手への農地集積の取組をさらに推進するためには、優良農地の確保が課題となっております。

このため、第4期産業振興計画では、農業全体を下支えする基盤整備の推進と農地の確保を新たな戦略の柱として位置づけまして、令和2年度から5年度までの4年間で240ヘクタール、令和11年度までの10年間で760ヘクタールの整備面積を目標に掲げ、優良農地を生み出す基盤整備を推進しているところでございます。

○2番（榎尾絢子君） ありがとうございます。

それでは、その目標の実現に向け、県としてどのように取り組んでいくのか、農業振興部長にお伺いいたします。

○農業振興部長（杉村充孝君） 基盤整備の目標を実現するためには、現在事業実施中の地区の早期完成と、新たな事業地区の掘り起こしが必要となっております。このため県では、事業実施中の大規模な国営圃場整備事業や、県営事業13地区の早期完成を目指し、工事の着手に必要となります工事計画や換地計画、作付調整など、地元との合意形成に遅れが出ないように、市町村や土地改良区などと連携して進めてまいります。あわせて、早期完成に必要な、十分な予算確保につきましても、国への要請活動を積極的に行ってまいります。

また、新たな事業地区の掘り起こしにつきましては、基盤整備の有効性などの周知や、基盤整備の候補地の提案などを積極的に行うなど、事業化への機運の醸成を図るとともに、推進体制の構築など、取組を強化してまいります。こうした取組を着実に実施していくことで、優良農地を生み出す基盤整備面積の目標達成に努めてまいります。

○2番（榎尾絢子君） ありがとうございます。

続きまして、本県の施設園芸についてお伺いいたします。

現在、施設園芸のほとんどが家族経営であり、特に加温作物は水稲のような経営規模に拡大することが困難であります。しかしながら、近年出荷調整において機械化が進んだニラなどは、一定規模の経営が可能となりました。この施設園芸の維持こそが本県農業の中核をなし、この分野の中心経営体の確保、人材の確保が大変重要な課題となってくるのではないのでしょうか。

先日、ある農家の方からお話をお伺いしました。その農家の方には後継者はおりませんが、その地域には利用可能な整備された農地が多く存在し、新規就農を希望する若者も少なからずいらっしゃるそうです。そして、その農家さんの下、今までに3の方が研修を受け、技術の引継ぎがなされ、今では立派に農業経営が行われているそうです。長年の試行錯誤の中で築かれた技術をしっかりと次世代へ受け継ぎ、園芸王国高知のブランドを将来にわたり継承できる人・農地プランの構築がなされており、好循環の事例であると感じました。

県内、そして県の農業振興センターには、優秀な農家さん、普及指導員がたくさんいらっしゃいます。安定的な農業経営を行うには、優秀な普及指導員の存在は不可欠です。

そこで、農業振興センターの普及指導員をどのように育成していくのか、農業振興部長にお伺いいたします。

○農業振興部長（杉村充孝君） 普及指導員の育成につきましては、ベテラン普及指導員の経験や技術を継承するOJT、最新の知識や技術に関する研修、優れた農業技術をお持ちの篤農家さんの下で実際に農作業しながら技術と経営を学ぶ派遣研修など、様々な取組を行っております。

とりわけ日頃の普及活動において、多くの農家に接して技術や経営について見聞きして学ぶことが大切だと考えております。引き続き、農

家の皆様のお力もお借りしながら、技術を高め、農家に寄り添うことのできる普及指導員を育成してまいります。

○2番（榎尾絢子君） ありがとうございます。

園芸王国高知のさらなる発展のために農業の優れた技術をどのように継承していくのか、農業振興部長にお伺いいたします。

○農業振興部長（杉村充孝君） 本県の強みであります園芸を維持・発展させるためにも、農家の方々が育まれた優れた技術を後世に継承することは大変重要であります。このため、これまでも篤農家の栽培圃場に、多くの農業者に参加していただき互いに栽培技術を学び教え合う取組を行うことで技術の継承につなげてまいりました。

今後は、その取組に加え、I o Pクラウド、SAWACHIに蓄積される篤農家のデータを分析し、栽培技術を見える化することで、より効果的に技術継承につなげてまいりたいと考えております。引き続きこうした取組によりまして、園芸王国高知を下支えしております優れた技術の継承にしっかりと取り組んでまいります。

○2番（榎尾絢子君） ありがとうございます。

次に、中山間地域の農業についてお伺いいたします。中山間地域における中心経営体の経営モデルの策定は非常に難しく、それが5年後、10年後を見据えたものとなると、より複雑化します。中山間の農業は本当に多くの問題を抱えており、例えば水は言うまでもなく上流、中山間地域に依存しており、香南市でも以前豪雨で上流の水路が大きな被害を受けました。耕作放棄地の増加により水路に土砂が堆積し、維持管理ができていなかったことも原因の一つであったように伺っております。

また、中山間地域で栽培され農家に安定的な収入をもたらしてきましたショウガの価格についても不安定な状況にあり、ミカンなどの果樹

栽培によりプランが確立されている地域もありますが、高齢化と後継者不足による耕作放棄地が年々増加しています。また、森の荒廃による有害鳥獣の被害も増加しております。農地は急峻で区画も決して広くはない中、地域の方々が高齢化の進む中懸命に農地を守る努力をされています。中山間地域の強み、特性を生かしたまちづくりを行っている自治体も少なからずあります。

徳島県の上勝町では、紅葉やイチョウ、ツバキの葉といった旅館や料亭で出される料理の彩りとしてのつまものを販売しています。つまもの市場の約80%ものシェアを占め、売上げは年間約2億6,000万円、地域を支える産業として成長しています。そして、この葉っぱビジネスに携わっているのが、平均年齢70歳を超える農家のおばあちゃんたちです。中山間地域農業の特性の一つは、少量多品目生産です。消費者ニーズと時代のマインドに合致すれば、成功して生き残ることができることを事例が証明しています。

厳しい状況にある中山間地域の農業をどのように守っていくのか、農業振興部長にお伺いいたします。

○農業振興部長（杉村充孝君） 本県の中山間地域の農業は、担い手の減少や高齢化が進行するなど、厳しい状況にありますが、一方で野菜や花、ユズ、お米など気候や土地条件に合った特色ある農畜産物などの資源を有しておりまして、本県の強みでもあります。具体的には、農地面積は狭小で一つ一つの栽培規模は小さいながらも、例えば米ナスと水稻、3色ピーマンと水稻とシイタケなど、幾つかの品目を組み合わせた複合経営が営まれております。

県としましては、特色ある農畜産物が多くあるという強みを生かし、十分な所得が確保できる品目の組合せを引き続き提案するとともに、

6次産業化や省力化のためのスマート農業を促進するなど、中山間地域の農業を将来にわたりしっかりと守ってまいります。

○2番（榎尾絢子君） ありがとうございます。

次に、香南市夜須町にあります夜須川の改修についてお伺いいたします。

近年、気候変動の影響などもあり、予測不能な短時間集中豪雨や線状降水帯の停滞により、毎年のように日本各地が甚大な被害を受け、香南市にあります夜須川も氾濫を繰り返しております。そのため、夜須川の改修は地域住民にとっての悲願でもあり、香南市議会でも多くの質問が出されております。

そこで、県においては夜須川の改修の必要性についてどのように認識しているのか、土木部長にお伺いいたします。

○土木部長（荻野宏之君） 夜須川におきましては、平成16年10月、26年8月、30年7月の豪雨で氾濫が発生しておりまして、周辺の家屋や園芸ハウスなどで甚大な浸水被害が発生しているところです。

県では、住民の安全と安心を確保し、メロン栽培などの地域の産業を守るため、地元との協議を重ねまして、平成29年に夜須川水系河川整備基本方針を決定したところです。その後、平成30年の豪雨を受けまして、令和4年3月にその方針を変更し、河口から約5キロメートルの区間を平成30年の豪雨に相当する雨に対応する河川改修が必要な区間と設定しておるところです。

○2番（榎尾絢子君） ありがとうございます。

現時点の事業化に向けた取組はどのようになっているのか、土木部長にお伺いいたします。

○土木部長（荻野宏之君） 河川整備の基本方針で決めました5キロメートルの区間内には、川の流れを阻害している堰が16基、橋梁が14基、計30基の施設が設置されております。夜須川の

河川改修事業におきまして、これらを全て復旧するとなると莫大な費用を要しますので、改修の進捗に大きく影響いたします。

そのため、県と香南市では、現在使われていない堰の廃止や複数の堰の統合に向けて取り組んでおりまして、4月には地域や農家の代表者の方々に対しまして説明会を開催する予定としております。

引き続き地元調整等行いながら、今後おおむね30年間に整備が可能な区間につきまして河川整備計画を策定し、順次事業化していく予定としております。

○2番（榎尾絢子君） ありがとうございます。

次に、集中豪雨などにより土砂が山から河川に運ばれ堆積し、通水断面が確保できていない、県が管理する河川の土砂の取り除きについてお尋ねいたします。

集中豪雨や台風などにより土砂が堆積し、氾濫のリスクが懸念されている河川をどのように把握しているのか、土木部長にお伺いいたします。

○土木部長（荻野宏之君） 河川への土砂の堆積状況につきましては、土木事務所の職員が月に1回から2回程度実施しております日常の目視点検で確認しております。また、市町村や地元の方から情報提供を受けた場合には、職員が速やかに現地調査を行っております。さらに、大雨の後には土砂の堆積状況が大きく変化していることもありますので、職員による緊急点検を実施し、氾濫リスクの把握を行っておるところです。

なお、来年度は高知市内の河川におきまして、モデル的にドローン等を用いたグリーンレーザ測量を行い、土砂の堆積状況を簡易に把握する手法も試行していく予定となっております。

○2番（榎尾絢子君） ありがとうございます。

浸水被害から県民の命と財産を守るためには、

堆積した土砂をしゅんせつし、除去することが重要と考えております。しゅんせつ工事で発生した土砂の処理は、利用先の確保など処理方法が大きな課題であることや、多くの予算を必要とすることは承知しておりますが、これからの災害シーズンを迎え、日本列島で毎年のように河川の氾濫による大きな被害が繰り返されている現状を顧みるとき、危険リスクとなる堆積した土砂は少しでも早く除去すべきであると考えます。

県が管理する河川ではどのように対応されているのか、土木部長にお伺いいたします。

○土木部長（荻野宏之君） 県では河川の堆積土砂の撤去に当たりまして、通水断面の阻害状況や周辺の人家の有無などを確認し、優先順位を決めて実施しております。また、次の出水時に氾濫のおそれがあるような大量の土砂の堆積を確認した場合には、応急工事を発注いたしまして、速やかに土砂の撤去を行っているところで

現在、県では、有利な地方債制度であります緊急浚渫推進事業債でありますとか、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」による国の補正予算などを最大限に活用しまして、堆積土砂の撤去を進めているところです。

撤去の量につきましては、先ほど申し上げた2つの予算制度が創設される前の令和元年度までと比較いたしまして約7倍となっており、この機を追い風と捉えまして、次の豪雨に備える事前防災の取組を全力で進めてまいりたいと考えております。

○2番（槇尾絢子君） ありがとうございます。

執行部の皆様、丁寧な御答弁を本当にありがとうございました。

私にとって任期最後の質問となり、短いたった1年という期間でありましたが、本当に様々な諸先輩方の考えに触れ、私自身、よりこの高

知県政に対し研さんを積んでまいりたいと思っております。

これにて私の質問を終えさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（明神健夫君） 以上をもって、槇尾絢子さんの質問は終わりました。

ここで10時45分まで休憩といたします。

午前10時35分休憩



午前10時45分再開

○議長（明神健夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

米田稔君の持ち時間は50分です。

36番米田稔君。

○36番（米田稔君） 日本共産党の米田稔でございます。通告に従い質問を行います。

まず、医療的ケア児の支援について伺います。

一昨年、2021年6月に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が成立し、9月に施行しました。医療的ケアという言葉が生み出されて30年、当事者、家族の皆さんの切実な声と願い、多くの国民的な世論の強まりの中で、全会一致での成立となりました。

この医療的ケア児支援法は、医療的ケア児を法律上で明確に定義し、日本の歴史上初めて、国や地方自治体等が医療的ケア児の支援を行う責務を負うことを明文化しています。そして、医療的ケア児を子育てする家族の負担を軽減し、健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資すること、またそのことによって障害や医療的ケアの有無にかかわらず、安心して子供を産み育てることができる社会の実現に寄与することを目的としています。

新しい歴史のスタートとも言えると思いますが、当事者、家族の皆さんの切実な願いに応えて、早急な施策の展開と目的を達成することを課せられた国、地方自治体等の責務が厳しく問われているのではないのでしょうか。以下、お聞きをいたします。

まず、医療・介護の進歩も合わさって、たんの吸引や経管栄養など医療的ケアが必要な子供たちが増えています。全国で2万人を超え、高知県で90人、高知市で半数を超える52人が生活をしています。対象の全ての子供たちに保育や教育、就学などを保障するために看護師の配置が不可欠と思います。

学校や保育園での配置状況について教育長に伺います。

○教育長（長岡幹泰君） 文部科学省が実施しました学校における医療的ケアに関する実態調査によりますと、令和4年5月時点で48名の医療的ケア児が学校に在籍をしております。このうち7名が在籍している小学校と高等学校におきましては、保護者が看護師の配置を希望していない2名を除く5校5人に対し、5名の看護師を配置しております。

県立特別支援学校では、医療的ケアが必要な通学生21名が在籍する8校に17名の看護師を配置し、また施設から学校に通う14名につきましては施設の看護師が対応しております。教員が家庭を訪問して教育を行っております訪問生6名につきましては保護者が対応している状況です。

次に、県が市町村に対して実施しました調査では、令和4年10月時点で保育園に通園している医療的ケア児は15名となっております、そのうち6名に対しては専任の看護師が配置されるか、または訪問看護師が医療的ケアを提供しております。残る9名の医療的ケア児につきましては、夜間のみ酸素吸入が必要なケースであ

るなど、医師が日中は医療的ケアは不要と判断している幼児でありまして、看護師は配置しておりません。

○36番（米田稔君） 研修の一環として現場を体験することが重要だという指摘もありますが、看護師を今後どう養成、確保していくのか、健康政策部長に伺います。

○健康政策部長（家保英隆君） 医療機器、人材の整った医療機関でなく、学校や保育園などの居宅に近い環境で対応することを踏まえたと、訪問看護を担えるような能力のある看護師が担当することが望まれると思います。

県では、平成27年度に県立大学に寄附講座を開設し訪問看護師の育成のために取り組むとともに、その中で医療的ケア児の在宅看護を研修科目に取り入れております。

その結果、訪問看護師は平成26年の211人から令和2年には364人に増加し、また医療的ケア児の訪問看護に対応できる訪問看護ステーションは、平成26年の20施設から令和4年には31施設と増加しております。

寄附講座の継続に加えまして、次年度訪問看護総合支援センターを新設し、人材育成の取組を充実します。ここでは医療的ケア児や難病などの専門分野の技術指導、ケアができる訪問看護ステーションの協力を得て、研修を希望する訪問看護師が訪問看護に同行し、看護の現場での技術等を学べる機会を提供してまいります。

○36番（米田稔君） ありがとうございます。必要な看護師さんの配置は必ずできるように、ぜひ頑張って養成、確保していただきたいと思っております。

学校への子供の送迎は、保護者の負担に頼っている割合が半数以上とのことであり、支援が必要と考えますが実態はどうか、教育長に伺います。

○教育長（長岡幹泰君） 小学校と高等学校に在

籍する医療的ケア児7名のうち小学校の1名、高等学校の1名は自力で通学をしており、小学生5名につきましては保護者が送迎を行っております。

また、県立特別支援学校に通学している医療的ケア児21名のうち、保護者が送迎をしている児童生徒は15名となっております。残りの6名はスクールバスや福祉サービスを利用しております。

そして、送迎に係ります支援としましては、医療的ケア児を含め障害のある児童生徒の保護者に対して、ガソリン代を就学奨励費で支援するものはございます。また、県立特別支援学校におきましては、保護者が送迎できないときなどにタクシーを利用して通学する場合には、タクシー料金の全部または一部を補助するものがございます。

これに加えまして、来年度におきましては、医師から安全面の理由によりスクールバスに乗車できない児童生徒を対象に、介護タクシー等を活用した通学支援のモデル事業を実施いたします。そして、この中で出てきました課題等を整理し、知事部局等とも連携を図りながら、送迎に関する支援の充実方策を検討していきたいと考えております。

○36番（米田稔君） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

次に、高知市朝倉にある重症児デイサービスでは、希望者も多く、利用地域は7市町に広がっています。片道、土佐市10.5キロ、佐川町20.5キロ、南国市15.5キロなどとなっております。重症心身障害児、医療的ケア児の保護者にとって送迎が負担になっているのではないのでしょうか。また、送迎に取り組む事業者にとってもドライバーの確保に苦戦をしている、ガソリン代の高騰と高速料金の持ち出しなど、様々な困難の中サービス提供に努めています。

保護者及び事業者への支援が必要と考えますが実態はどうか、子ども・福祉政策部長に伺います。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 県内で医療的ケア児に通所サービスを実施している事業所は9事業所、そのうち送迎を行っているのは8事業所でございます。

送迎につきましては、人材の確保や燃料費高騰等による経費の負担増など、サービスの維持に苦慮しているとお聞きをしています。そのため、令和5年度からは、県が独自で実施している遠隔地サービスを提供する事業者への報酬の上乗せ支援に医療的ケア児・者の送迎サービスを追加するとともに、有料道路料金を上乗せするなど、事業所のサービスの確保に向けた支援メニューを拡充してまいります。

○36番（米田稔君） ありがとうございます。ぜひ実態をよく見ていただいて、必要な支援を引き続き充実していただきたいと思っております。

子供の実態が多様化、個々の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっていると、法の第1条で述べています。家族にとっては大変な困難と負担がかかっているため、マンツーマンに相当するような支援が必要ですが、法第1条が言う必要な体制が整っているのか、現状について子ども・福祉政策部長にお聞きをいたします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） マンツーマンに相当する支援としまして、医療的ケア児と家族に寄り添い必要な支援を調整する医療的ケア児等コーディネーターの配置を進めております。現在、コーディネーターは県内53か所の事業所等で勤務をしている109名の専門職の方が登録しており、令和5年度末までに120名の登録を目指しております。

現在、担当の専門職がコーディネーター資格を持たないことなどから、約3割の医療的ケア

児はコーディネーターが配置をされていない状況となっております。そのため、医療的ケア児を担当している専門職を中心に資格取得のための研修受講を支援し、5年度末までには全ての医療的ケア児への配置を目指して取り組んでまいります。

○36番（米田稔君） ありがとうございます。親御さんにとっても、働いている方はなおさら大変なんですね。どういうサービスをどこでどう受けられるかということで、大変な状況がありますので、ぜひ配置を十分にするように努力をしていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

次に、主に就学前の児童発達支援、通学生の放課後デイサービス、主に18歳以上が利用する生活介護の各事業が医療的ケア児と家族の多様性、個々の状況に応じた適切な支援を提供することが極めて大事だと思います。

ちょうど10年前の12月議会で紹介した重度障害・重複障害児のK君、私もお母さんの運転する車に同乗させてもらいましたが、車の中で舌が下がり窒息状態になったり、体がずれるなどに対応しながら必死に学校へ送迎をしていました。その後、中等部のときに胃ろう、高等部3年のときに気管切開の手術をしています。お母さんは、この1月で二十歳になったが学校卒業後のこの3年間で一番つらかった、生活介護に通所しているが寝ていることも多くなり、表情が変わり笑顔がなくなった、この子らしさが後退しているのがつらいと話してくれました。同時に、その施設もケアの専門ではありませんが、18歳までの施設と比べて低い報酬体系や、スタッフも少ないのが原因ではないかと述べ、安心して預けることができるようにしてほしいと語っていました。

医療的ケア児支援法は基本理念として、支援は個々の状況に応じて切れ目なく行われなけれ

ばならない、医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援を行わなければならないとしています。現在の生活介護の報酬体系では、子供と家族の思いに応えられず、法が期待する支援が十分にできないと考えますが、子ども・福祉政策部長の認識を伺います。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 高校卒業後に利用する生活介護の報酬体系は、在学中のサービスと比べ単価が低く設定されております。障害者団体からは、報酬体系の見直しについて要望が出されているところです。

報酬の見直しにつきましては、令和3年度の改定におきまして、医療的ケアが必要な方を2名以上受け入れる場合の加算が新たに新設されたものの、看護職員は3名以上の配置が必要となるため、県内の事業者では活用されず、報酬体系の改善にはつながっていない状況です。

生活介護を行う事業所において医療的ケアが必要な方にサービスを提供していくためには、報酬体系の充実が必要と考えておりますので、県としましても国に提言してまいります。

○36番（米田稔君） ありがとうございます。

ただ、報酬体系を改善するというのは大変なことで、例えばそれまでに県が独自に対応するという含めて検討すべきではないですか、子ども・福祉政策部長にお聞きします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） この制度的な問題につきまして、医療的ケアの法がスタートしてからそれぞれ体制は進んでいるという状況でございますけれども、お話の卒業後につきましての報酬体系の問題につきましては、従来から課題というふうに認識しております。県としましても、国のほうに提言をしていくということでもっとしっかり対応していきたいと考えております。

○36番（米田稔君） ぜひ、さらに検討を強めていただきたいというふうに思います。今日、明

日の問題ですからね。ずっと先の問題ではなくて現に起こっている状況を改善することが急がれているというふうに思います。

次に、また郡部のある地域では、就学前は保育園で見てもらえる、しかし学齢期はその地域には放課後等デイサービスがなくて、夏休みなど南国市や高知市のデイを利用する方もいます。希望があっても利用できない方ももちろんおいでます。さきの法の基本理念は、居住する地域にかかわらず、ひとしく適切な支援を受けられる施策をしなければならないとしています。

県東部や高幡地区などにも支援が提供できるようにすべきではありませんか、子ども・福祉政策部長にお聞きをいたします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 医療的ケア児の通所サービスを実施している9事業所は、高知市に7か所、南国市、宿毛市にそれぞれ1か所となっております。そのため第2期高知県障害児福祉計画におきまして、事業所がない安芸圏域及び高幡圏域でも、医療的ケア児を支援することができる体制の確保を目標に掲げて取り組んでいるところでございます。

事業所の新設につきましては、人材の確保や採算面などから困難な状況となっておりますため、既存の事業者への看護師の配置などの体制整備を目指して、社会福祉協議会や社会福祉法人などと協議を行っているところでございます。

○36番（米田稔君） ありがとうございます。

なお、父母の会、保護者の皆さんともよく話をして、対応できるところはぜひ対応していただきたいというふうに思います。

次に、法第3章で規定しています医療的ケア児支援センターの役割と、その役割をどのように果たしていくのか、子ども・福祉政策部長に伺います。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 医療的ケア児等支援センターの役割は、御家族などから

の相談対応、医療的ケア児に関する情報提供や研修の実施、医療、保健、福祉、教育等の関係機関との連携がございまして。

相談対応と関係機関の連携につきましては、様々な相談をしっかりと受け止めた上で、市町村やコーディネーター、関係機関等と連携して総合的に対応し、必要に応じてコーディネーター等への支援を行っているところでございます。

また、研修につきましては県とセンターで役割分担を行い、専門人材の養成につきましては県が実施し、広く支援者の裾野を広げるための研修等につきましてはセンターを中心に実施しております。

今後、県としましては、医療的ケア児に関する情報がセンターに集約され、より専門性の高い相談支援が実施できるよう、センターの体制強化やセンターが関係機関と連携していくために必要な仕組みづくりなどの支援を行ってまいります。

○36番（米田稔君） ありがとうございます。

医療的ケア児や家族の支援について、法に明示されたように県の責任と果たす役割は決定的に重要だと考えます。そのためには、県において、それぞれの専門性が発揮できるよう各部局が一体となって取組を進めていくことができる体制を確立するとともに、県の重要施策の一つとして位置づけて取り組んでいく必要があると考えますが、知事にお伺いします。

○知事（瀧田省司君） 医療的ケア児の御家族の皆様とは昨年度にお会いいたしましたし、またその後も「再び、瀧田が参りました」の中で、津野町の小学校でケア児の方、また保護者の方ともお話をする機会も得ました。そうした日々の生活におけるお話をお聞きしてまいりまして、改めて御家族の心身の御負担の重さ、大きさということを実感したところでございます。

御指摘もありましたように、県として医療、

保健、福祉、教育、こういった関係機関、そして民間団体との緊密な連携の下で、これまでの取組をしっかりと進めていく必要があるというふうに考えているところであります。このために、県としての位置づけにつきましては、この一連の取組を日本一の健康長寿県構想の中に明確に位置づけいたしまして、医療的ケア児と御家族が安心して生活を送ることができるように進めていく考えであります。

具体的には、大きく3点になりますが、1つ目が、医療的ケア児支援センターを中心といたしまして、全ての医療的ケア児がコーディネーターからの支援を受けられる体制をつくっていくという点であります。2点目が、これも御指摘ございましたけれども、保育所、学校などにおけます支援といたしまして、看護師の配置あるいは通学時の家族の負担軽減を図っていくという点、3点目が、在宅生活におけます支援として、医療・福祉サービスの充実を図りまして御家族の介護負担を軽減していくと、こういう点。

こういった取組を進めていくに当たりましては、御指摘もありましたように、県庁内におきましても各部局が連携をし横断的にしっかりと取り組んでまいる所存であります。

○36番（米田稔君） ありがとうございます。知事が先頭に立って、新しい法律の下で、国も地方自治体も責務を明確に明記されたわけですので、それに応えて頑張ってやっていただきたいというふうに思います。

このテーマの最後に、家族の皆さんのレスパイトケア、一時的な休息、休養の保障について伺います。日々喜びとともに御苦労と困難も伴う子育てと、自分らしい生き方、休養を家族も送ることができるような支援が極めて重要です。

家族が必要なときに利用できるレスパイトケアの体制づくりについて子ども・福祉政策部

長に伺います。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 御家族の負担を軽減するためには、一時的に子供を預けることができる施設が必要であり、現在県内では医療機関に併設している4か所でサービスを実施しております。

さらなる拡大を図るため、これまでも医療機関に対しまして働きかけを行ってまいりましたが、実施のための体制が整わないことから、新たな施設の確保は進んでいない状況となっております。そのため、令和2年度からは看護師が自宅を訪問し、最大半日程度御家族に代わって介護を行う事業を実施しており、令和4年度は8名の方に御利用いただいております。

引き続き、必要な方が確実にサービスを利用できるよう、訪問看護師の確保や既存の4施設の受入れ定員の拡充など、御家族の負担軽減に取り組んでまいります。

○36番（米田稔君） ありがとうございます。ただ、ショートステイからいうと本当に短時間の休養しか取れませんので、それはぜひやっぱり拡充を目指して、引き続き努力をしていただきたいということを強く申しておきたいと思いません。

私は、ちょうど15年前の2008年、平成20年、この2月議会で、初めて医療的ケア児支援の質問を行いました。今18歳になっていますが、当時3歳になったばかりの音十愛ちゃん、全盲などの重度重複障害がありますが、この子の最善の道をと盲学校幼稚部への入学を求めた家族、支援者の願いを紹介し、実現をと提案したことを思い起こしています。こうした営みの中で制定された新しい法律に基づいて、医療的ケア児と家族などの人権がしっかりと保障されることを願って、この質問を終わりたいと思います。次に移ります。

ジェンダー平等、男女共同参画について知事

に伺います。

同性婚を法律で認めることやLGBTQなど、性的少数者に対する差別をなくす法律を求める声が広がっています。朝日新聞の2月21日付の世論調査では、同性同士の結婚を法律で認めるべきだは72%に上りました。産経新聞の同日付の調査も71%が同性婚法制化に賛成でした。性的少数者の当事者が強く求めている差別を禁止する法律も、朝日新聞の調査では51%がつくるべきだと多数です。性の多様性が尊重される社会の実現を求めて世論は大きく動いています。多様性社会の実現に向かう中、性的少数者の差別を禁止し、人権と尊厳を保障する法律の制定に背を向け続けることは許されないと考えます。

この世論をどのように受け止めておられるのか、知事にお聞きします。

○知事（濱田省司君） 御指摘がございましたように、最近の各種の世論調査などを見ますと、国民の皆さんの間に、1つには同性婚を認めるということ、もう一つには性の多様性の理解増進に係る法整備を進めるとということ、こういったことに関しまして、これを容認するという意見が大変増えているというふうに認識をしているところでございます。

この問題に関しましては、家族をめぐる法制でありましたり、人権に関わります基本理念を規定する法制の整備、これが必要な問題でございます。また、これは全国統一でしっかりと対応していくべき問題であろうというふうに考えますので、こうした最近の世論の高まりというのを踏まえまして、国政の場でしっかりと議論をいただきたいと考えているところであります。

○36番（米田稔君） この間、性的少数者に対する荒井勝喜前総理秘書官の差別発言があり、解任、更迭される事態が起きました。知事はこの差別発言をどう受け止めておられるのか、伺

います。

○知事（濱田省司君） 御指摘のありました前総理秘書官の発言でございますが、報道によりますと、いわゆるオフレコ発言だったというふうにはお聞きいたしますけれども、それにいたしましても、いわゆる同性愛の方々がもし隣に住んでいたら嫌だとか、見るのも嫌だといったような発言をされたというふうに承知をしております。

こうした前総理秘書官の発言は、性的なマイノリティーの方々への不当な差別に当たるものであるというふうに考えます。現在、諸外国では同性婚でありましたり、この理解促進に係りますような法制、こうしたものがかなり広がっているという中で、総理の補佐をされる秘書官の立場にある方がこうした発言をされるということは、誠に言語道断でありまして、あってはならないことだというふうに認識をいたしております。

○36番（米田稔君） 2月20日、全国23県の知事が、多様性への理解促進と誰もが安心して暮らし、活躍できる社会づくりを求める緊急共同声明を出しました。少し長くなりますが、紹介させていただきます。

SDGsの考え方を踏まえながら、年齢や性別、障害の有無や国籍、性的指向・性自認などの違いにかかわらず、一人一人が個性や能力を遺憾なく発揮し、自分らしく安心して暮らすことが重要、各自治体としてセミナー等の開催による啓発やパートナーシップ制度の導入等の取組を行ってきたところであるが、LGBTなどの性の多様性については、偏見や誤解などにより深く傷つき、生きづらさを感じている人がいることも事実であるとしています。そして、我々としては政府が目指している多様性が尊重される包摂的な経済社会の実現に向けて、それぞれの地域において、これまで以上に性を含めた多

様性を尊重することの重要性を周知・啓発するとともに、性的少数者に対する理解促進と、様々な取組を一層進めていかなければならないと考えていると書き記されています。

茨城県の大井川知事は東京の都道府県会館での記者会見で、パートナーシップ宣誓制度について、既に10都府県を含む全国250以上の自治体で制度の導入が進み人口カバー率では65%を超える広がりを見せている、制度導入済みの県同士では相互認証の仕組みを導入しており、三重県や北関東3県との連携協定を締結していると述べています。また、同席した千葉県の熊谷知事は、日本全体が多様性を尊重する社会となり、活力に満ちた日本になるよう、我々も地方から頑張りたいと述べています。

緊急共同声明を出した23県の知事の中に濱田知事も名を連ねており、大変期待もしているところでもあります。23県の知事の中に名を連ねることになった経過を、知事にお伺いいたします。

○知事（濱田省司君） 今回の声明に関しまして申しますと、ただいまお話がありました荒井前総理秘書官の発言を契機といたしまして、千葉県の熊谷知事から呼びかけがございまして、こうした声明をまとめたものでございます。

性も含めた多様性が尊重される社会の実現に向けて国の動きを後押しすると、そういう意味も込めまして地方から声を上げていこうということで、具体的には日本創生のための将来世代応援知事同盟という組織がございまして、20県余りの県の知事が加盟をしておりますけれども、私もその一員ということでございまして、そのメンバーに対して呼びかけがあったというような経緯でございます。

今回の共同声明では、御紹介もございましたけれども、地方におきましても性の多様性の尊重に向けまして様々な取組を行うということと併せて、国において統合的な組織体制の構築、

あらゆる政策分野での取組が進められるように後押しをしていくということが表明をされているわけございまして、私自身もこの呼びかけにありました声明の内容に、趣旨に賛同いたしましたので、共同での声明に至ったところございまして。

○36番（米田稔君） ありがとうございます。

日本でのパートナーシップ制度は、2017年には6自治体96組でしたが、2020年、51自治体1,052組、2021年、110自治体2,018組、2022年、255自治体4,186組が登録するまでに広がり続けています。今議会中にも、23県の知事の中にいる山梨県知事が制度導入を表明されました。パートナーシップ宣誓制度のある自治体で宣誓した方たちが自治体を転出すると、改めて転出先で宣誓を行う必要があり、当事者の負担が大きくなるとして、パートナーシップ宣誓制度の自治体間連携も昨年からは広がり始めました。

高知県もパートナーシップ宣誓制度を導入する時期ではないでしょうか。知事は、今後具体的にどう取り組まれるのか、お聞きをいたします。

○知事（濱田省司君） お話のありましたパートナーシップの宣誓制度でございますが、性的マイノリティーの方々に対しまして、自治体が婚姻に準ずる関係と認めますことで、社会的認知度の向上が期待されるものであります。県内では5市町が導入をされているところでございます。

この制度化につきましては、やはり前提といたしまして地域の皆さんのこうした問題に対しまして理解、住民の皆さんの理解というのが必要ではないかというふうに考えます。また、この住民の皆さんの身近にありまして、戸籍ですか住民記録といった事務を取り扱い、また住民の皆さんの身分関係、居住関係の証明などを行うという事務は常日頃市町村において行われて

いるということがございます。そうしたことを踏まえますと、私自身は一義的には、このパートナーシップ宣誓制度に関しましては、市町村のレベルにおきまして、各地域におきます性的指向・性自認に対します住民の皆さんの理解の進捗の状況、こういったものを踏まえて導入についてそれぞれ検討いただくということが望ましいものというふうに考えております。

一方で、県におきましても、制度を導入された市町村から証明を受けられました方々に対しましては、例えば県営住宅への入居、あるいは県立病院でのお見舞い、こういったものに関する場面におきまして、婚姻関係と同等に扱うという方針を決定いたし、また実行しております、そういった形で市町村の判断を尊重し、またバックアップをしているということでございます。

あわせて、県内でも5市町におきまして制度が入っておりますので、住民の皆さんが相互に移動するという場合に、今後、制度の連携をどうしていくかというような問題も出てくる可能性があると思います。こうした市町村間で制度に関する調整が必要な場面が生じましたら、県といたしまして広域的な自治体として、その調整役、橋渡し役を担っていこうというふうに考えております。

○36番（米田稔君） 非常に残念ですが、知事はやりたくないという、その口実にしか私、聞こえんのですよ。例えば、最初に聞きました世論調査、大きく変わってきたと言いました。その朝日新聞は、2015年、同性婚を法律で認めるべきだというのは41%しかなかったのが、8年たった今日、72%になっているんですよ。高知県も私はそれと同等か、それ以上だというふうに思うんですよ。だから、今もう既に住民、国民の理解は多数だということは明らかじゃないですか。しかも、朝日新聞は、自民党支持層では同

性婚を認めるべきだが67%、差別禁止法令をつくるべきだが47%、全体の傾向とほとんど差がないということまで言っていますよ。私は、この点をしっかりと捉えて、それに答えるのが行政の責任者の役割だというふうに思うんですよ。

それをやっているのが、全国で一番最初にこの制度を立ち上げた茨城県の知事なんですけれども、記者会見でこう言っていますよね。本県においてパートナーシップ宣誓制度を導入した際のエピソードを参考までに紹介したい、本県でも本制度の導入を提案した際には、議会を含めて時期尚早との意見も聞かれたところであったが、行政として、政治家として一歩前に出ることが差別や偏見への対応については大変重要と考え、本制度を導入したところ、現在の広がりを見るにつけ大変心強いと。一番先にパートナーシップ宣誓制度を導入した茨城県の当の知事が言っているんです。

せつかく23の知事の中でそういう方がおいでるわけですが、このことに学ぶことはできませんか、知事、どうですか。

○知事（濱田省司君） お話がございましたように、国民の皆さんの間では、例えば同性婚に関します、これを容認するという意見、かなり広がっているというのは事実だと思いますが、これはあくまで家族法制ないしは基本的な人権に関する基本問題ということでもありますので、全国統一的に扱うべき問題として、国においてしっかり議論をしていただくというのが筋だと思います。

その上で、代替的な効果も狙って、自治体レベルでのパートナーシップの制度というのが動きが広がっている、これも事実でございますけれども、ただいま申し上げましたように、この同じ自治体レベルでも県、市町村、いずれのレベルの対応によりなじむかということを考えますと、市町村レベルで各地域におけますこの間

題に関する理解の進捗を踏まえて御判断をいただくということが、私は合理的ではないかと考えておりました、そのことを前提に広域的自治体として、市町村の動きだけでは十分でない部分に関してこれを補完していくという立場で積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○36番（米田稔君） ぜひ、せっかくそういう連盟をつくっているわけですから、よくそこに学んでいただきたい。県民、住民の立場で頑張っていたいただきたいということを強く要望しておきたいと思います。

あわせて、今日は国際女性デーで国連も認めた日なんです。私は、それを記念して、ぜひ宣誓に向けての表明をしていただきたいなというふうに思ったんですけど、大変無理なようですので、ぜひ引き続き検討をしていただきたいというように思います。

次に、ジェンダー平等、男女共同参画の意識を変える観点で伺います。ある町の乳幼児健診の間診票を見た町民から、育児についてのアンケートで、問いの10項目のうち1項目が父親の育児協力になっていて、ジェンダー平等の観点から見直しが必要ではないかとの連絡をいただきました。調べてみると、随分昔に国が示した様式例を参考に市町村が作成しそのまま使用していたもので、今ほとんどの市町村では父親の育児参加になっている表現が、育児協力という何とも無責任な表現、位置づけになっています。県や市町村自治体の出す公文書はほとんどが見直しをされていることと思いますが、ジェンダー平等を推進する立場にある自治体がまだこのような遅れた認識にあることに危機感を覚えるものです。

これは一例ではありますが、ジェンダー平等、男女共同参画の立場から、こうした遅れた認識を見直すための動きが大変重要と考えています。今後、県で具体的にどう取り組まれるのか、知

事に伺います。

○知事（濱田省司君） 男女共同参画社会の実現を図っていくためには、性差の違いを認め、尊重し合うという意識を社会全体で高めていくということが必要だと考えております。県では、こうち男女共同参画プランにおきまして、意識の啓発あるいは市町村レベルでの男女共同参画計画の策定を支援するといった形で、具体的な施策をPDCAを回しながら実行いたしております。

加えて、今月女性活躍に向けましたアクションプランの策定をいたしますが、この中では意識の改革を柱に掲げまして、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取組を充実しようと考えております。具体的には、多様な形で活躍する女性や、家庭と仕事の両立に取り組む男性の事例を発信していく、また企業を対象としたシンポジウムや研修などを通じまして社会全体の意識改革を促していくという考えでございます。

あわせて、少子化対策推進県民会議などの連携を深めまして、官民協働の体制で男性の家事や育児への参画を図っていくということで、男女共同社会の実現を目指していく所存でございます。

特に、具体的に県庁におきましては、まず随より始めよということがございまして、男性職員の育休取得の促進を図っており、数年前まで10%台の取得率でございましたのを、最近では70%前後という形で、全国の都道府県の中でもかなり高いところまで引き上げておりまして、こうした形で男性の育休の取得が当たり前になっていくという社会を、県庁がリードしていきたいという気概で取り組んでいるところでございます。

○36番（米田稔君） ありがとうございます。

次に、生理の貧困問題について伺います。コロナ禍に加えて大変な物価高騰の中で格差は広

がっています。全国で取り組まれている生理用品の配布は多くの女性たちの不安に寄り添ってきました。

本県における取組状況をまず教育長に伺います。

○教育長（長岡幹泰君） 令和3年度に知事部局におきまして、生理用品の提供を通じて経済的な問題などを抱える女性に必要な支援につなげることを目的とした事業が実施されております。

この事業と並行しまして、県教育委員会では県立高等学校のトイレに試験的に生理用品を配置することを、令和3年11月の約1か月間行っております。この結果、配置した数の約3割もの活用がございまして、生理用品の配置は生理の貧困問題に対応する有効な手だての一つであるというふうに考えております。

ただ、実施後、36校中11校の生徒や教員から、トイレにそのまま置くことは衛生面に問題があるのではないかと心配する声もありまして、12月以降は衛生面にも気をつけ、学校の実情に応じてトイレや保健室に生理用品を配置する形を取り、無償配布を続けているところでございます。

○36番（米田稔君） ありがとうございます。

続いて、子ども・福祉政策部長に取組の状況をお聞きします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 生理の貧困の問題に対しましては、令和3年度より国の地域女性活躍推進交付金を活用し、生理用品の提供を通じまして、必要な支援につなげることを目的に取り組んでいるところでございます。

令和3年度は、市町村役場や市町村社会福祉協議会、学校などで4,913パックの生理用品を配布しました。相談機関を明記いたしましたカード等を同時に配布することで、プライバシーに配慮しながら、必要な支援につながるよう取り組んできたところです。加えて、生活困窮者の

自立支援の担当職員や教員を対象に対応力の向上に向けた研修を実施しております。

令和4年度は、配布の窓口を拡充するとともに、人権啓発イベント等での広報啓発活動を行い、令和5年2月末時点で約2,600パックを配布しております。

○36番（米田稔君） ありがとうございます。

高知市では、2022年9月12日から11月30日の間、高知市立の中学校・義務教育学校19校と小学校1校のトイレの個室やトイレの洗面などに生理用品を配置しました。その後、実施した学校で児童生徒にアンケートを行っています。生理用品を学校のトイレに設置することについて、急に必要になったときにあると安心だと思いと答えた方が86.8%、生理の貧困についてどういう支援があったらよいと思いますかの設問には、生理用品の無料配布が80.3%の結果となっています。

学校の保健室に取りに行くことによって、利用者とのコミュニケーションを図り、悩みや相談に応じるツールをつくるという取組もありますが、まずは必要なときに誰の許可を得なくてもトイレに行けば生理用品があるということが安心につながるものが、アンケートから見てとれるのではないのでしょうか。

このことは、公的施設のトイレにも言えるのではないかと思います。生理の貧困問題に高校の総合的な探究の時間で取り組んだ岡山県の高校生が、生理は生理のある人だけのものではない、自分が生まれたのは生理があったから、自分のために生理があると思えるような社会になるのが理想だと語っています。生理の貧困問題は生活困窮問題であるとともに、ジェンダー問題として捉えて、トイレにトイレットペーパーがあるように、公的施設のトイレなどに生理用品を備える取組を県として推進すべきと思います。

今後の取組についてどう考えるのか、まず教育長に伺います。

○教育長（長岡幹泰君） 生理用品の配布につきましては、先ほども申し上げましたように本年度も続けているところでございますが、さらに配置場所を増やすなど、必要としている生徒が気兼ねなく使える環境を学校とも相談しながら整えていきたいと考えております。

また、各学校におきまして、全ての教職員が生理の貧困等についての共通理解を図る研修などを実施するとともに、相談ができる機関を記したカードの配布や掲示を行うなど、生徒が相談しやすい体制を整えるよう働きかけてまいりたいと考えております。

さらに、ジェンダー問題への理解促進につきましては、引き続き性に関する指導をはじめ、学校教育全体を通して取り組んでいくよう指導・助言を行ってまいります。

○36番（米田稔君） ありがとうございます。

同じく今後の取組について、子ども・福祉政策部長に伺います。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 生理の貧困の問題では、必要としている方への生理用品の配布を通じまして困り事を抱えている方を必要な支援につなげることが重要であり、来年度も引き続き、国の交付金を活用し生理用品の提供を通じた支援を行ってまいります。現時点では生理用品を公共施設等のトイレ全般に配置することは考えてはおりませんが、他県の状況も見ながら、今後の支援の在り方につきまして検討してまいります。

また、生理の貧困は女性の貧困の問題でもあることから、性別にかかわらず自分自身の意欲や能力を発揮できる女性活躍推進に向けた取組が重要です。そのため、今年度内に女性活躍推進計画アクションプランを策定し、男性は仕事、女性は家庭といった固定的な性別役割分担意識

の解消などに、より一層強力に取り組んでまいります。

○36番（米田稔君） それぞれありがとうございます。

それでは、最後の住宅行政について土木部長に伺います。大変時間がなくなって、走り走りになりますが、申し訳ないですが、時間いっぱい質問させていただきます。

まず、公営住宅の入居に際しての保証人の扱いについてです。国交省はこの間、2018年、2020年に2度の通知等で、公営住宅の事業主体は、保証人の確保を公営住宅への入居時に前提とすべきではないとの立場を自治体に示してきました。ところが、総務省中部管区行政評価局が10月に公表した調査結果では、保証人規定がない自治体は2割以下でした。同調査は、保証人確保が困難なため入居辞退や申込み断念に至った例を挙げて、保証人がなくても家賃収納率は下がらないとして国交省に改善を求めています。

議会質問で提言もしましたが、高知県において保証人規定を削除しているのは、県と高知市など5自治体にとどまっており、35自治体中30自治体が改善をされていません。2020年の通知では、困窮する低額所得者に住宅を提供するといった公営住宅の目的を踏まえると、保証人の確保が困難であることを理由に入居できないといった事態が生じないようにしていくことが必要であると考えていますと述べています。公営住宅は、生存権に基づく住宅確保の基盤をなす制度です。身寄りのない高齢者も、低額所得者も安心して住み続けられる住宅政策が必要です。

県として、改善の困難な問題を明らかにするとともに、改善に踏み出すことができるように、県下自治体への技術的助言を行うように求めるものですが、土木部長に見解を求めます。

○土木部長（荻野宏之君） 県では、これまで市町村に対しまして担当者会などの機会を通じて、

保証人規定の削除を促してきております。

保証人規定を削除していない市町村からは、滞納家賃の回収機会が失われることや、入居者が亡くなった場合などに緊急連絡先の把握が難しくなることなどが理由として挙げられております。

県といたしましては、市町村に対しまして、県営住宅では保証人規定を削除しても家賃の収納率に影響がないことや、県が滞納対策として取り組んでおります早期訪問による督促の事例などを紹介しながら、引き続き保証人規定の削除を促していきたいと考えております。

○36番（米田稔君） ありがとうございます。

なお、本当に高齢者は、私たちにも相談が来ますけれども、例えば民間で保証人がないからということで高齢者の方は入れない、申込みできないわけですよね。そういう点では、高知県と高知市の住宅は保証人を削除しているということで非常に助かっています。そういう点で、全県でそういうことがやれるように、ぜひ市町村と協力して進めていただきたいというふうに思います。

誠に申し訳ないです。質問項目全てやれなくて申し訳ないです。また今後の機会に住宅行政についても触れさせていただきたいなというふうに思います。

以上をもちまして、私の全ての質問を終わります。ありがとうございます。（拍手）

○議長（明神健夫君） 以上をもって、米田稔君の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

午前11時35分休憩



午後1時再開

○副議長（西内隆純君） 休憩前に引き続き会議

を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

石井孝君の持ち時間は40分です。

29番石井孝君。

○29番（石井孝君） 失礼します。県民の会の石井でございます。通告に従いまして質問させていただきます。知事はじめ執行部の皆様、よろしく願いをいたします。

まずは、中山間振興について質問をしてみたいです。

今定例会の知事提案説明では中山間地域の再興を掲げ、県政の中心に中山間対策を位置づけ、来年度に中山間地域再興ビジョンを策定する方針が示されています。

中山間地域には様々な課題があります。最近では独り暮らしの高齢者が増え、今後の生活に対する不安の声が多く聞こえてきます。特に買物の問題と、病気やけがによる診療への不安が多く、県境に近い地域では、他県の病院に行く手段や支援策があればとの声もあります。買物に関しては宅配もありますし、移動販売車が各地域を回っていただいております。移動販売車はなくなると困るとの思いから、応援消費する方も多くいらっしゃるそうです。

病院への通院に関する不安に対しては、今議会、在宅療養体制の充実として、ヘルスケアモビリティの導入拡大を行うことが示されています。ヘルスケアモビリティとは、車内にオンライン診療が可能な設備と、簡単な検査を行うことができる医療機器を搭載した医療車両です。中山間地域の狭い道を想定して軽自動車をベースとした診療車で、モニター越しに医師が看護師に指示をしながら診察を行います。昨年、宿毛市で1号車が導入され、来年度は2台を導入予定とし、今後は県内各地域での展開を目指しています。中山間地域に暮らす皆様の不安

に込められる事業として大いに期待をしております。

そこで、これからヘルスケアモビリティを導入する医療機関の拡大をどのように図っていくのか、健康政策部長にお伺いします。

○健康政策部長（家保英隆君） まずは、実施主体となります医療機関、市町村にヘルスケアモビリティによるオンライン診療などのメリットを理解していただくことが先決と考えます。

そのため、現在、国民健康保険診療施設や地域医療連携推進法人、市町村などに対して宿毛市での活用事例の成果を説明し、御意向を伺っているところでございます。一部の医療機関からは、医師の移動時間の軽減による診療件数の増加も期待できるといった導入に前向きな意見もいただいております。

一方、県の補助金以外に車両購入などの初期投資の負担をさらに軽減できないか、また従事する看護師確保が必要といった意見もいただいておりますので、解決策を工夫して、導入に向け支援をしてまいります。

○29番（石井孝君） 私は、ヘルスケアモビリティに様々な可能性を感じます。中山間対策はもちろん、南海トラフ地震後の避難所での健康ケアといったものにも大きな戦力になると思います。さらなる導入の促進をしていただきたいと思います。

先日、田中徹議員のオンライン診療の質問に対して、国に政策提言した医療法の規制緩和が実現され次第、あったかふれあいセンターなどを活用した中山間地域でオンライン診療を進めていくとの答弁がございました。

オンライン診療を含む在宅医療の拡大には、訪問看護ステーションの役割が重要となります。訪問看護を担う人材を増やすことが地域偏在の解消につながるとともに、中山間地域で在宅医療を必要としている方々の安心・安全につなが

ります。訪問看護の経験が看護師としてのキャリアアップとなるよう、人材の確保とその育成に努めていただきたいと思います。

訪問看護師の確保や育成をどのように進めていくのか、健康政策部長にお伺いたします。

○健康政策部長（家保英隆君） 平成27年度以降、高知県立大学に訪問看護師養成のための寄附講座を開設しており、修了者は令和3年度までに137人となっております。その結果、県内の訪問看護の従事者は、平成26年の211人から令和2年には364人となり、大幅に増加しております。

寄附講座の継続に加え、次年度、訪問看護総合支援センターを新設し、人材育成の取組を充実してまいります。ここでは病院の協力を得て、訪問看護ステーションに新たに採用された看護師に対して、患者宅で実施することが多いカテーテル管理や褥瘡の処置といった看護の専門技術を習得できることとなります。あわせて、同センターでは、現在就業していない潜在看護師などが訪問看護に同行する職場体験を実施することとしており、人材の確保・育成体制を充実したいと考えております。

○29番（石井孝君） 大幅に順調に増員されているということで、今後も引き続きの確保、そして育成に努めていただきたいと思います。

訪問看護のニーズは中山間だけではなくて、午前中、米田稔議員の医療的ケア児の質問とその答弁にも、訪問看護師の必要性についてお話がありました。多くの方が住み慣れた地域で安心して暮らす、そして自宅で最期まで過ごしたい希望を持たれています。訪問看護師はそこに寄り添える大変重要な役割を担っています。確保・育成に加えて、支援体制の強化も進めていただきたいと思います。

最近、中山間地域では特に空き家が目立つようになったと感じます。先日も橋本敏男議員から、特定空家を中心に空き家対策に関する質問

もございましたように、今、日本では空き家が増え続けており、この30年間で2倍以上に増加しています。空き家が放置されると、倒壊や崩壊、ごみの不法投棄、放火などによる火災の発生など様々な悪影響が生じてまいります。今後も空き家は全国的に増え続けると予想されています。

空き家問題には大きく2つの原因があります。1つ目は、高齢化社会が進む日本全体の問題で、団塊世代の相続が進み空き家が急速に増加すること、2つ目は、空き家所有者自身が空き家の管理や活用について問題を抱えていることとございます。

2018年の総務省調査によると、全国の空き家数は約846万戸、全住宅の7戸に1戸が空き家という状況になっています。これが2033年頃には空き家数2,150万戸、全住宅の3戸に1戸が空き家になってしまうという民間予測となっています。

空き家は4種類に分類されます。売却用、そして賃貸用の不動産会社が管理している空き家と、二次利用としてふだん使っていない別荘などの所有者が管理している空き家、そしてその他として所有者が管理している空き家となります。中でも問題になっているのが、売りにも貸しにも出しておらず、定期的な利用がされていない状態の、その他に分類される空き家であり、2018年時点で347万戸となっています。

そこで、県内のその他に分類される空き家の戸数について土木部長にお伺いいたします。

○土木部長（荻野宏之君） 総務省の平成30年住宅・土地統計調査によりますと、その他の住宅に分類される空き家の数は、高知県内で5万100戸となっております。

○29番（石井孝君） 国の方針でも、その他空き家を抑制していくという目標が掲げられています。県内では年間約2,000戸の空き家が増えてい

るとお聞きをしておりますが、県内で年間の除却もしくは利活用する空き家の合計戸数はどれほどでしょうか、土木部長にお伺いいたします。

○土木部長（荻野宏之君） 市町村や空き家相談窓口への聞き取りを踏まえますと、年間の除却もしくは利活用する空き家の合計は、令和4年度には1,075件と推計しております。

○29番（石井孝君） その他空き家が問題となってしまうのは、ほかの空き家に比べて管理する動機が弱い点で、今分かりましたように、今後も空き家が急速に増加していくということが予想されています。

空き家が発生する最も一般的な原因は、自宅を所有する高齢者が老人ホームなどの高齢者住宅や子供宅などに転居したり、また死亡するなどが挙げられます。今後団塊の世代を含めた高齢者は急激に増えていきます。空き家対策を施すにも、相続によって所有者が分からず利活用ができないこと、相続放棄によって国の所有となってもそれを把握するすべがないことなど、所有者が誰か分からない空き家がどんどん増えてまいります。

県内の中山間地域における空き家の所有者情報の実態把握はどのように行っているのか、土木部長にお伺いいたします。

○土木部長（荻野宏之君） 市町村におきましては、不動産登記簿やそれから固定資産課税台帳などの行政が保有する情報の利用、近隣住民への聞き取りなどにより所有者情報の把握に努めておるところでございます。

○29番（石井孝君） 県では昨年7月、空き家の改修や売買、相続や登記の困り事など、空き家に関する幅広い相談に無料で応じる空き家相談窓口を開設しています。高齢者を孤立させず、住宅が所有者不明の空き家とならないように取り組む事例など、空き家問題は、そもそも空き家になる前に動くのが最大の解決策と言われて

おります。

空き家は個性が高く、1つの施策で解決できる問題ではないし、その数も多い。空き家を上手に活用するためには、行政と民間、住宅政策と福祉政策、住宅と農地など様々な主体が連携して情報を共有し、問題解決に当たらなければ、空き家を減少させることは困難とされます。

空き家になる前の事前の相談も積極的に受けながら、空き家の発生を予防していく取組も重要と考えますが、土木部長の御所見をお伺いいたします。

○土木部長（荻野宏之君） 県としましても、空き家の発生予防の対策は重要であると考えております。今年度、空き家所有者の早期決断を促す仕組みづくりを進め、所有者や、近い将来空き家になる可能性の高い、いわゆる空き家予備群にも啓発を行うなど、対策を強化しているところでございます。

まず、先進事例を取り入れた高知県版空き家決断シート、空き家のミライを作成し、全市町村へ配布するとともに、6市町村で先行してモデルとなる取組を実施しているところでございます。

また、昨年開設しました空き家相談窓口での相談対応や、帰省が増えるお盆や年末年始の機会を捉え、家の行く末について早めに家族で話し合っただけよう、県の広報媒体などを通じて広く啓発を行っているところです。

令和5年度はモデル市町村を増やすとともに、相続登記の出前講座やセミナーの開催などにより、早期決断のさらなる機運醸成を図ってまいります。

○29番（石井孝君） ぜひ進めていただければと思いますし、今後その空き家の利活用のために、そしてその所有者の空き家放置に対するリスクの軽減のためにも、ぜひ市町村には所有者情報

の把握に努めていただくよう支援をしていただきたいと思っておりますし、相談窓口での事前相談時に所有者情報を明らかにしていただき、こうした取組を丁寧に積み上げていただきたいというふうに思います。

県は、特定空き家の指定のために指針策定をいたします。市町村はばらつきがあるものの、空き家対策の窓口として、そして空き家実態調査や協議会設置などを行います。今議会でも、そしてこれまでも多くの議員の皆様から空き家に関する質問や提言がございますように、空き家は適正な管理を求められる時代となりました。一方で、十人十色の悩みを抱える空き家所有者やその予備群に連絡や相談をしていただく取組を進め、問題解決へとつなげることが重要です。

移住者と空き家のマッチングはもちろんですが、地域でのシェアハウスの転用や、在宅看護と空き家の融合など、全国的には様々な空き家活用の取組事例がございます。本年度から空き家対策チームが設置され、主に個人住宅として空き家の掘り起こしをしていると伺っています。

今後空き家を住宅以外の用途にも活用していくことも必要と考えますが、土木部長の御所見をお伺いいたします。

○土木部長（荻野宏之君） 今後も空き家が増え続けることは想定される中で、県では住宅以外の用途にも空き家を活用していくことが重要であると考えております。住宅以外の用途として、既に賃貸住宅やシェアオフィス向けの支援メニューはございますが、飲食店や小売店などへの活用支援を求める声もございます。

そのため、現在空き家の活用につながる可能性のある既存の補助金の有無などを関係部局を通じて調査し、広く活用の可能性を探っているところでございます。調査の結果を踏まえまして、今後関係部局と共に住宅以外の用途に対する支援策を検討し、さらなる空き家の活用につ

なげていきたいと考えております。

○29番（石井孝君） ぜひよろしく申し上げます。

集落活動センターや、あったかふれあいセンター、そして小さな集落の拠点として、また地域の子供たちの学習の場に空き家を活用するなど、県が進める中山間対策事業と地域の空き家をうまく活用することもできるのではないのでしょうか。また、良心市を備えたお遍路さんや観光客が休めるトイレ付きの休憩施設として利用したり、老朽化した集会所を建て替えるのではなく空き家を活用するなど、地域の特性に応じた様々な利活用方法があると思われまます。中山間地域の活性化の視点でも空き家の活用は重要であり、来年度策定予定の中山間地域再興ビジョンにもその視点が盛り込まれることを期待いたします。

そのため、今後県が進める各種施策に空き家をうまく活用するなど、中山間地域の活性化のために空き家の活用を進めていくべきだと考えますが、中山間振興・交通部長に御所見をお伺いいたします。

○中山間振興・交通部長（中村剛君） 御指摘の

とおり、中山間地域の活性化に向けましては、空き家を有効に活用していくことは大変重要だと考えております。例えば、集落活動センターで活動拠点あるいはシェアオフィスなどとして活用された事例もございますし、集落活動センター以外におきましても、例えば任期終了後の地域おこし協力隊の方が、空き店舗を活用して店舗を開業する、あるいは空き家を活用して店舗を開業する、あるいは空き家を活用して宿泊施設を開くなどの事例がございます。

今後も中山間地域の活性化に向けました様々な活用が期待できるところでございまして、このため中山間総合対策本部、この中に移住関連施策推進チームというのがございますが、こちらを移住促進・空き家対策推進チームとしまし

て発展的に拡大して、部局横断で空き家の積極的な活用を検討することとしております。引き続き、こうした推進チームの空き家活用の取組を通じまして、中山間地域の活性化、再興を図ってまいりたいと考えております。

○29番（石井孝君） ぜひよろしく申し上げ

げます。空き家の所有者情報をしっかり把握しながら、そしてそれをうまく利活用していく、そして中山間の活性化につなげていく。このいいサイクルをつくっていただければなど本当に思っております。

次に、観光振興について質問してまいります。

団塊の世代が高齢期に入り、健康な高齢者や、軽度の疾患や障害を持ちながらも積極的に生活を楽しもうとする高齢者が増えています。高齢者の増加は、社会経済の仕組みに広範な影響を及ぼし、経済活動の一側面から見ても消費者として重要な位置を占め、巨大な高齢者マーケットを形成することにつながります。

観光事業者においてもこれらのマーケットへの対応として、これまでの経営方針・戦略に加えて、高齢者や障害者を対象とした受入れ体制の整備を進めていくことは、国内外を問わず新たな需要の獲得につながると考えられます。

現在、全国で身体障害者手帳をお持ちの方だけでも400万人を超え、65歳以上の高齢者は3,600万人を超えています。高知県のバリアフリー観光の設置も、こうした背景を見据えたものであると思います。

そこで、コロナ禍ではありましたが、最近の高知県バリアフリー観光相談窓口の利用状況について観光振興部長にお伺いいたします。

○観光振興部長（山脇深君） 今年度の利用状況

につきましましては、2月末現在で778件となっております。相談窓口を開設した令和2年度と比較いたしますと約2倍に増加しているところです。

相談内容の内訳につきましましては、宿泊施設や

観光施設などのバリアフリーの情報に関する相談が103件、車椅子、シルバーカーなどの貸出案件が36件、その他の観光案内が639件となっております。

○29番（石井孝君） 2倍の相談ということで、これからますますアフターコロナで、その相談の件数も増えていくと見込まれます。この間、県内のバリアフリー情報を一定収集して、相談窓口の設置に至ったわけですが、以前委員会でも、今後も県内のバリアフリーに関する調査は継続していくというような話がありました。

現在も県内のバリアフリー情報を収集し、順調に増えていっているのか、観光振興部長にお伺いいたします。

○観光振興部長（山脇深君） 県では、平成30年度から観光施設などのバリアフリーに関する現地調査を実施しておりまして、今年度末までに290施設の調査が完了する見込みであります。調査の結果を見ますと、相談窓口の開設以降のバリアフリー情報は順調に増加をしておりまして、例えば車椅子対応のトイレのある施設が158件から200件へ、筆談対応が可能な施設が162件から213件など増加をしている状況であります。

今後も、新たな施設やリニューアルをした施設などを中心に継続した調査を行い、バリアフリー情報の蓄積を図っていく所存であります。

○29番（石井孝君） 県内のバリアフリー観光に関する現状の課題にはどのようなものがあるのか、観光振興部長にお伺いいたします。

○観光振興部長（山脇深君） バリアフリーへの取組につきましても、一定は進んできているものの、誰もが安心して本県観光を楽しむといった点では、まだまだ十分なレベルに達してはいないという認識であります。やはり受入れを担っていただく観光関連事業者の方々に、バリアフリー観光に関する理解をより一層深めていただ

くといったことが必要ではないかと思っております。

現在、観光協会や観光関連事業者などを対象に、講演会や車椅子など実体験による研修などを実施しておりまして、今後も継続して理解促進に努めてまいりたいと考えております。

○29番（石井孝君） ありがとうございます。

ぜひ、この理解を深めていくということが一番大事でございまして、多くの皆さんにそのバリアフリーについて参画をしていただくというようなことをこれから目指していただきたいと思っております。高齢者や障害者を対象とした需要の獲得を目標の一つとして、県内でバリアフリーに取り組む機運の醸成を図っていただきたいというふうにも思います。例えば、県産の木材を使って、ちょっとしたお店の段差の解消や手すりの設置を促していくなど、こちらも多職種を巻き込んだ取組への展開となれば、機運の醸成も図りやすいというふうにも思います。

今後、さらにバリアフリーに取り組む商店や飲食店などを増やしていく手法について子ども・福祉政策部長にお伺いいたします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 障害の有無にかかわらず、高齢になっても安心して観光していただくためには、店舗や施設のハード面のバリアフリーに加え、一人一人が多様な方を思いやる心のバリアフリーを広げることが重要です。

令和3年に障害者差別解消法が改正され、令和6年6月までに事業者においても、障害のある人が障害があっても当たり前の生活が送れるよう配慮することが、これまでの努力義務から義務となります。県では法の施行に向けて、商店や飲食店も含め、より多くの事業者の方々にハード面と心のバリアフリーに取り組んでいただけるよう、啓発動画の配信や事業者との意見交換、関係団体等との連携した周知・啓発活動

に取り組んでまいります。

○29番（石井孝君） 令和6年6月に事業者に対して義務化ということでございますので、あまり時間がない中で進めていかなければなりません。ぜひとも丁寧なハードのバリアフリーと心のバリアフリーを醸成していただければというふうにも思います。

そして、いよいよ連続テレビ小説らんまんの放送も近づき、「牧野博士の新休日～らんまんの舞台・高知～」、博覧会に期待する声も高まりを見せております。「旅の情報サイト 高知のバリアフリー観光」の中の高知市内満喫コースに、牧野植物園が入ったコースがありますが、例えばらんまんコースなどを設定して発信するなど、牧野植物園を中心に幾つかのコースを設定することで、らんまんを契機とした新たな需要の拡大を図ってはどうかと考えます。

らんまんに合わせて、牧野植物園を中心としたバリアフリー観光の展開について観光振興部長にお伺いいたします。

○観光振興部長（山脇深君） 連続テレビ小説らんまんの放送に向けまして、昨年8月に車椅子のインフルエンサーの方を招聘いたしまして、牧野植物園を軸として博士ゆかりの地などを巡る2泊3日のモニターツアーを実施いたしました。このツアーを基にモデルコースを作成いたしまして、今回の観光博覧会に合わせてバリアフリーの観光情報サイトで発信をしていく予定としております。

○29番（石井孝君） ぜひよろしくお伺いしたいと思います。

今の「旅の情報サイト 高知のバリアフリー観光」の施設のバリアフリー情報で高知県立牧野植物園を検索すると、駐車場から入り口、エレベーター、トイレ、その他通路などにおける車椅子の利用が可能であることが分かる写真が出てきます。写真でも必要な情報は得られますが、

園内の周遊動画があると、より観光啓発につながるのではないかと思います。

情報サイトに車椅子による周遊動画を載せるなどの検討はどうか、観光振興部長の御所見をお伺いいたします。

○観光振興部長（山脇深君） 施設などを紹介する際に、画像だけではなくて、御指摘のように車椅子による周遊動画を発信するというのは、実際にイメージもしやすくなりますし、効果的であるというふうに思います。

このため、先ほど答弁させていただきましたモニターツアーでの周遊動画を、これは早速掲載をいたしまして、情報サイトの充実を図ってまいりたいと考えております。

○29番（石井孝君） ぜひよろしくお伺いいたします。

以前質問したこともございますけれども、旅行というのは、行きたいところへ行く、食べたいものを食べに、見たいものを見に行き、体験したいことをする。旅行の計画というのは人によって様々です。高齢者や障害者がそれぞれ希望する旅行を、個人に見合った内容で提供することができれば、アフターコロナを見据えて、460万人観光を目指す高知県にとって追い風となるはずだと思います。

そのためには、バリアフリーやユニバーサルなどの全国的なネットワーク組織との連携を図り、新たな需要を生む取組が重要と考えますが、観光振興部長の御所見をお伺いいたします。

○観光振興部長（山脇深君） バリアフリー観光に関しまして、多くの知見を持ちます全国的な組織との連携を図っていくということは非常に重要だと思っております。

これまでにも本県としまして、相談窓口の立ち上げの際やバリアフリーの情報収集に関しまして、ネットワーク組織の方々から様々な御助言もいただいていたところでもあります。今後も

相談窓口の機能強化であったり、効果的な情報発信など、さらなるバリアフリー観光の推進に向けまして、全国組織などとの連携も深めてまいりたいと考えております。

○29番（石井孝君） ぜひよろしくお願ひ申し上げます。

460万人観光の実現を目指す上で、来ていただいた観光客の方々に満足していただきつつ、県内に最大限の経済波及効果を生むため、一日でも長く高知県に滞在していただくことが重要となります。そのために欠かせないのが広域観光組織の取組となります。

滞在型の観光地域づくりを進めるため、周遊促進に取り組む広域観光組織と、県のさらなる連携と支援強化に向けた知事の決意をお伺いいたします。

○知事（濱田省司君） 本県は東西に長く、地域ごとに地理的条件、観光資源などの特性が異なります。このため、広域でそれぞれの強みを束ねまして、観光商品づくりあるいはセールス活動を行うということが効果的だと考えます。

特に、今後、今お話もございましたような滞在型の観光地域づくりをより一層進めていくということを考えますと、市町村単位にとどまらず、広域の観光組織が、現在も行っております地域内のコーディネートあるいは周遊促進を行うと、こういった役割がますます重要になると考えます。

県といたしましては、この滞在型の観光促進という観点から、観光客の周遊の拠点となります宿泊施設の魅力向上でございますとか、観光客の滞在時間あるいは移動経路などのデジタルデータの活用などによりまして、広域観光組織の取組を支援いたしておりますし、人的な体制といたしましては、県版の地域おこし協力隊の隊員配置といった形でバックアップをさせていただいております。

このような取組を通じて施策の連携を深めまして、地域のかじ取り役であります広域観光組織の活動を、県としてしっかりと後押しをしております。

○29番（石井孝君） ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひ申し上げます。

来年度の観光振興は、らんまんによって期待が持てます。この機に乗じながら、バリアフリーやユニバーサルの機運醸成によって新たなターゲット層を獲得していく、観光入り込み客数を増やしていく。同時に、県内に長く滞在していただき、経済波及効果を高めていく広域観光の取組を進めていくなど、ぜひ戦略的な観光振興に期待をしております。

次に、農業振興について質問をします。

今年度は、穀物価格、原油価格、化学肥料の原料価格が高騰し、食料や生産資材の調達への不安が深まる中、農家へも物価高騰対策を行ってきました。まだまだこの流れが解消されたいとは言えず、むしろ悪化する懸念もございます。特に、農家は良質な米や野菜を作っても価格転嫁できない仕組みの中で、厳しい経営を強いられていると言っても過言ではありません。

アフターコロナで支援策も少なくなることが予想される中、このまま農業を続けられるかといった不安の声も聞きます。食や農地を守るためにも、国による幅広い農家への下支えの仕組みを拡充する必要があると考えます。

先日の吉良富彦議員の質問に対する答弁でもお聞かせいただきましたが、地域の思いとして、改めてさらなるセーフティネットの拡充について国へ強く提言していただくよう、私からも要請をさせていただきます。

移動販売車が来ると、移動販売車の存続のために積極的に応援消費をする方がいると紹介をいたしました。応援消費は、消費者が積極的に生産者や地域を応援するため、コロナ禍や被災地へ

の応援をする意味で、最近よく耳にする言葉として捉えております。県内の農業者は、先ほど申しましたとおり厳しい状況にあります。こうした状況にあつては、消費を積極的に促すというよりは、応援したくなる気持ちを消費行動につなげることが大切だと思います。

よって、制度としては難しいかもしれませんが、県民の皆様が県内農業者を応援したくなる気持ちが起こり、消費につながるような取組をしていただきたいと思います。農業振興部長の御所見をお伺いいたします。

○農業振興部長（杉村充孝君） 県民の皆様の応援を消費につなげる取組としましては、一例でございますが、今年度は土佐茶の応援消費を促すために、県とJA、生産者などが連携して企画し、販売利益の一部を生産者に還元するペットボトルを販売いたしました。また、価格の低迷が続く県産米につきましても、消費者の皆様に応援する気持ちを持っていただける形の消費拡大の取組となるよう検討してまいりたいと考えております。

こうした取組においては、消費者の皆様が生産者の厳しい現状を伝えるだけではなく、伝えることが重要と考えております。そのため、生産者に身近な市町村やJAと協力し、より多くの県民の皆様の応援消費につながるよう、工夫を凝らしながら取り組んでまいります。

○29番（石井孝君） ぜひよろしく願い申し上げます。

本当に農家の皆さんの窮状というのは、よく歩いても耳にします。県の皆さんにも本当にそういう声も届いていると思います。こうしたいろいろアイデアを出し合いながら、1次産業、しっかり高知県の農業を守っていただきたいと思いますというふうにも思います。

最後の課題として、スポーツ振興について質問します。

近年、人口減少によるものとして厳しい課題かもしませんが、競技人口が減ってしまい、いなくなることで競技団体の運営や各クラブの活動が厳しい状態となり、指導者による継承が困難な状況となるなど、世代間のバトンタッチができず、大切な技術が消滅していくことに危機感を募らせる方々がいらっしゃいます。

各地域で、各競技種目の維持・存続に向けてどのように指導者の育成・確保に取り組むのか、文化生活スポーツ部長にお伺いいたします。

○文化生活スポーツ部長（岡村昭一君） 競技人口が減少する中で、各種のスポーツ種目を維持・存続させていくためには、技術の指導のみならず、競技普及の取組や大会の運営などにおいても極めて重要な役割を果たす指導者の育成・確保とマッチングが大きな課題であると認識をしております。

高知県スポーツ協会や県教育委員会などと連携をいたしまして、引き続き資格を有する指導者の養成や指導者研修などを行いますとともに、地域住民や企業などの職員の方々、大学生などの中から新たな人材の掘り起こしも行ってまいりたいと考えております。

また、県内の企業やスポーツ団体などの御協力を得て、優秀な指導者やそうした指導者になり得る選手を県内で受け入れる仕組みづくりも進めてまいりたいと考えております。

○29番（石井孝君） ぜひよろしく願いしたいと思います。

本当に多くの種目で指導者が埋もれていっている、もしくはその技術が継承できないというような話を耳にします。ぜひとも丁寧な取組の中で指導者、特に有資格者を受け入れていくというようなことをございますけれども、県内企業を巻き込んで、皆で子供たちのために指導力の技術を残していくというようなことを考えていただければと思います。

そうするためには、指導者と子供たちや選手とのマッチングを行う場づくりが私は必要だと思います。競技を存続させていくために今後どのように取り組むのか、文化生活的スポーツ部長の御所見をお伺いいたします。

○文化生活的スポーツ部長（岡村昭一君） 多様なスポーツ競技を存続させていくためには、スポーツの裾野の拡大、とりわけスポーツを行う子供を増やしていくことが重要であると考えております。このため来年度からの第3期高知県スポーツ推進計画では、子供のスポーツ環境づくりを重点施策に掲げ、地域地域で子供たちが多様なスポーツに出会う機会の充実を図るとともに、運動能力に優れた小学生を発掘、育成し、様々なスポーツ競技につなぐ高知くろしおキッズなどの取組を進めることとしているところであります。こうした取組によって育成された選手たちが様々な舞台で活躍した後、今度は指導者として次代を担う選手を県内で育成するといった好循環につなげてまいりたいと考えております。

○29番（石井孝君） よろしくお願ひします。

こうした場づくりができたり、そして協会が存続することができると、例えばプロの選手が来たときにすぐにそういった人たちとマッチングして教室を開いたりとか、それをすばらしい新しいとか、一流選手のものを見に行くような下支えができる組織がたくさんあれば、子供たちにも——今は受皿がないのでせっかくナショナルチームが来ても、それを見に行くとかそれと触れ合うという機会が少ないといったような声なんかもすぐ聞きますので、今後ぜひ指導者の技術継承のため、そして子供たちのために、そういう場づくりに対してしっかりと課題意識を持っていただいているというふうに思いましたので、ぜひとも今後の取組に期待をしたいと思ひます。

以上で質問を終わります。それぞれの皆さんか

らの丁寧な答弁に感謝を申し上げ、一切の質問とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（西内隆純君） 以上をもって、石井孝君の質問は終わりました。

ここで午後1時45分まで休憩といたします。

午後1時36分休憩



午後1時45分再開

○副議長（西内隆純君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

武石利彦君の持ち時間は30分です。

27番武石利彦君。

○27番（武石利彦君） それでは、一燈立志の会の武石でございます。通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

まず、インボイス制度の導入についてお聞きをいたします。

本年10月からインボイス制度が施行されます。制度のスタートが近づくにつれ、インボイスを発行しないと取引してもらえなくなるのではないかという不安の声が聞こえてまいります。ここでは、農業分野への影響についてお聞きをしたいと思ひます。

まず、青果物への影響でございます。多くの生産者は、青果物を農協や卸売市場に委託販売していると思ひますが、その場合にインボイス発行事業者として登録し、インボイスを発行することが必要になるのでしょうか、農業振興部長にお聞きをいたします。

○農業振興部長（杉村充孝君） 本年10月1日以降は、買手が消費税の仕入れ税額控除を行うためには、原則売手が発行したインボイス制度に

対応する請求書などが必要となります。ただし、生産者が農協や卸売市場に委託販売する場合には、特例としてインボイスに代わる書類を農協や市場が発行することで、買手は仕入れ税額控除を行うことができるとされています。

このため、生産物の全量を農協や卸売市場に委託販売している生産者は、インボイス発行事業者として登録し、インボイスを発行する必要はありません。

○27番（武石利彦君） 委託販売の場合は、今答弁いただいたように、農協特例あるいは市場特例という特例がありますので登録の必要がないと、こういうことでありますが、ユズとか米などについて、品目によっては農協が買取り販売をするものもございます。こういった場合はどうなりますでしょうか、農業振興部長にお聞きいたします。

○農業振興部長（杉村充孝君） 農協が買手として消費税の仕入れ税額控除をする場合は、生産者によるインボイスの発行が必要となります。このため農協としては、品目ごとにインボイス制度の対象となる生産者数や取扱金額などを整理した上で、今後の対応を検討するとお聞きしているところでございます。

○27番（武石利彦君） 県内には、こだわりの少量多品種の有機野菜を栽培する方も多いというふうに認識をしております。このような方々がBツーBの取引において不利な立場にならないように、ぜひとも状況の把握や支援体制を構築していただきますように、これは要請をしておきたいと思っております。

続きまして、農協や卸売市場ルート以外の取引、今申し上げましたが、こういった取引をされる生産者も多くおられます。どのような取引形態がインボイスの発行を求められると考えられるのでしょうか、農業振興部長にお聞きします。

○農業振興部長（杉村充孝君） インボイスの発行が求められるのは、消費税の仕入れ税額控除を行う事業者との取引になります。主に、青果物や畜産物をレストランなどに納入する場合、果実などを贈答品として企業に直接販売する場合、酒米やショウガなどを加工用原材料として食品加工会社との間で直接取引する場合などが該当するものと考えられます。

こうした取引では、買手が消費税の仕入れ税額控除を行うことができるよう、インボイス発行事業者の登録をしている生産者を優先的に仕入先として選ぶことも想定されます。このため、免税事業者であった生産者が、買手との取引継続や取引価格の下落防止を目的に課税事業者となることを選択し、インボイス発行事業者として登録する場合も考えられます。

○27番（武石利彦君） 分かりました。

それでは、次に畜産分野についてお聞きをしたいと思っております。畜種により取引形態にそれぞれ違いがあると思われそうですが、どのような場合に影響があると考えられるのでしょうか、農業振興部長にお聞きいたします。

○農業振興部長（杉村充孝君） 肉用牛の取引では、生産者が食肉センターに出荷し、枝肉を競り売りする形の販売がメインとなっております。この取引では卸売市場特例が適用されることから、生産者はインボイスを発行する必要がありません。

また、生乳の取引では、生産者が農協を通じて委託販売する場合は農協特例が適用されますが、直接乳業メーカーへ販売する場合はこの特例が適用されないことから、インボイスへの対応が必要となります。さらに、豚や鶏の場合では、生産者と買手となる食肉事業者などとの直接取引であるため、インボイスへの対応が必要となります。

このように、畜産分野におきましても、買手

が消費税の仕入れ税額控除を行っている場合に、特例が適用されない取引形態においては、インボイス発行事業者を仕入先を選ぶことも想定されます。

○27番（武石利彦君） まず、酪農家からは、生乳以外に重要な収入源となっております子牛の販売価格が、家畜市場などで大きく暴落しているというふうにお聞きをいたします。

このような中でインボイス制度が開始された場合に、酪農家の子牛販売においてどのような影響があると考えられますのでしょうか、農業振興部長にお聞きをいたします。

○農業振興部長（杉村充孝君） 家畜市場における取引では、酪農家が課税事業者である場合はインボイス発行事業者の登録を済ませれば、家畜市場が代行してインボイスを発行することが可能でございます。

一方、酪農家が免税事業者の場合は、家畜市場における取引ではインボイスの発行ができません。そのため免税事業者に対しては、子牛などの取引価格に影響が出る可能性があるものの、主に競りによる取引であるため、実際に取引価格がどの程度影響を受けるのか見通せない状況でございます。

このため、県としては、制度開始後の取引価格の動向を注視してまいりたいと考えておるところでございます。

○27番（武石利彦君） 酪農経営は、今お話しの子牛価格の暴落に加えて、配合飼料及び輸入粗飼料の価格の高騰によりまして、大変厳しい状況にあるというふうにお聞きをしております。また、需要の低迷なんかもあって、せっかくの生産した牛乳を廃棄処分していると、その一方で国の補助なんかいただいて、大規模に規模拡大もしてやっておるのにそういった状態に陥って、大変今酪農は厳しいという状況をお聞きしております。

このような酪農の状況に県としてどのように対応されるお考えか、農業振興部長にお聞きをいたします。

○農業振興部長（杉村充孝君） 県ではこれまで、子牛価格が下落し酪農家へのメリットが少なくなっておりました受精卵移植によって生産する土佐あかうしの買取価格を、令和4年度から黒毛和種と同等程度に価格設定を増額しております。また、飼料価格の高騰を受けまして、今年度の補正予算を活用して、粗収益が生産費を下回る差額や、配合飼料の購入費用などの一部を支援している状況でございます。

一方で、現在の異常な価格高騰は当面続くものと見られておりますので、こうした中でも経営が継続されますよう、一層の構造転換を図っていくことが重要となってまいります。そのため、酪農を含めた畜産を対象とする構造転換支援パッケージとしまして、コスト削減、生産性の向上、経営の継続の3つの取組を支援するための予算を今議会に提案しているところでございます。

本事業によって、飼料価格高騰などの影響を受けにくい酪農経営への構造転換を推進し、酪農経営の安定化を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

○27番（武石利彦君） ぜひよろしくお聞きをいたします。

ちょうど今朝の高知新聞にもこの酪農の厳しさが対話形式で分かりやすく掲載されておりました。ぜひ、もう多くの県民の皆さんにそういった状況を理解していただいて、地元産の牛乳をたくさん消費していただくように、県としてもいろんな啓蒙活動もしていただけたらというふうに思っておりますし、それからやはり輸入飼料に頼っている面がありますので、その自給率を高めるという取組もぜひお願いしたいと思っております。

ただ、酪農家に聞きますと、国産の乾牧草というんですかね、それに置き換えた場合、何か乳脂肪率への影響があったりして、なかなかそれを増やせばそれで解決するというものでもないというようなお話も聞いた記憶もございますので、そのあたりも含めて、自給率も高める、品質も落とさないというような技術指導なんかも、県として丁寧にしてあげていただきたいというふうに思いますので、要請をしておきたいと思います。

インボイスについてはこれで終わりますが、やはり課税業者として登録をするためには、システムの導入経費もかかるし、それからそのシステムを使いこなせるのかどうかという課題もあるというふうにもお聞きをしております。

それから、もちろん免税業者だから取引を避けられるとか、あるいは別の経費を要求されるとか、こんなことしなきゃならん話なんですけれど、そういったことが生じないように、県としてしっかりと目を光らせておいていただきたいなというふうに思いますし、それから商工会あるいは商工会議所なんかも、相談窓口をしっかりと構えていただいて、悩みに応えるという体制も取っていただいているというふうにお聞きします。

さらに不安解消のために、不利益が生じないように対策を講じていただきたいというふうに要請をいたしまして、このインボイスの項を終わりたいと思います。

次に、天狗高原の景観保全についてお聞きをしたいと思います。

昨年、津野町の天狗高原に県が施工いたしました遊歩道により、自然の景観が台なしにされた、また希少植物が失われたとする多くの批判が寄せられております。高知新聞の「声 ひろば」の欄にも投稿が相次いでおりますし、また記者の取材記事も出たりしております。私もこの目

で現地を見てまいりましたが、驚きました。

重機で、この石灰石というのは2億数千万年前にできたものだとお聞きしますが、そういった石灰石が重機にたたき割られて、青いペンキまでかけられているというような状況も見たりしましたし、それからアスファルト舗装がされていますけれど、これなんか木道とかもって自然に配慮したような工法が使えなかったのかなというふうに思います。

その黒いアスファルトの両脇には、当然その自然界にはなかった大量の碎石が運ばれて、舗装の横にびっしりと敷き詰められて、これは当然草を生やさないようにして舗装を守るといったような工法だと思うんですけど——むしろ草があるところなんで、草は生えないかと思うんですけど、草が生えないようにしているというような状況に、私も心を痛めておるわけでありまして。

このような事態に今後どのように対応されるお考えなのか、知事に御所見をお聞きいたします。

○知事（濱田省司君） 今回御指摘いただきましたように、天狗高原の遊歩道の整備をしました際、その後になりまして、その地域から希少植物が消失をしたのではないかと、あるいは景観を損ねるような結果になっているのではないかと、いった御意見をいただいております。

現時点で改めて振り返りますと、これは整備を実施する際に地元の方々などに対しまして、事前の説明あるいは意思疎通、こういった点が十分ではなかったのではないかと考えております。

こうしたことを踏まえて、来年度におきましては津野町と連携をいたしまして、多くの方々の御意見をしっかりと伺っていくと、その上で、遊歩道周辺の希少植物の再生あるいは保護など

に取り組んでまいりたいと考えております。

具体的には、1つには、津野町が事業主体となつていただくことをお願いいたしまして、地域の方々あるいは牧野植物園の御協力により実施をいたします植物調査がございますが、これに県としても協力をしていくということ、また県の取組といたしましては、町が行いますこの調査と並行いたしまして、植物の専門家などをお願いをして検討会議を開催いたしまして、遊歩道周辺の希少植物の再生に向けた対策などについて御意見を伺っていくという取組、加えて天狗高原の利用者の方々に対しまして、感想などについてアンケート調査をするというような取組を考えているところでございます。

こうして得られました情報あるいは御意見を基にいたしまして、必要な対策を取りまとめて、希少植物の再生、保護あるいは景観への配慮にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○27番（武石利彦君） ぜひよろしくお話をしたいと思ひます。

私も個人的に天狗高原は好きなところでありまして、セラピーロードなんかも散策をしたりして、大引割という、すごいはんと地割れしているところがあるんですけど、その辺りまで歩いていたりして、よくあの辺りの観光客の方なんかも見かけたり、あるいは観光客の方とお話をしたりするんです。

一度岡山の女性が1人で歩いている——そういった方とお会いしまして、いろいろお話を聞きしますと、本当四国の山はいいですねというようなことで、この天狗高原はすごく好きで、1人でよく来るんですというようなお話もされていまして。それはそれで本当にありがたいことなんですけれど、やっぱり景観としてあの黒いアスファルトがあるというのは、何か興ざめをするというような話もされておられました。

何とか自然に配慮した景観に戻していただきたいというふうに思っております。

それから、事前に県職員が調査をしたということですが、行った時期が希少植物が生えていない、草花のないような冬場とか、そういった時期に現場踏査をされているようですけど、それでは調査とは言えないんじゃないかということをおは委員会ででも言わせていただいたんです。やはりこういったところは、専門家たる牧野植物園の知見をもっとなぜ生かさなかったのかなというふうに思います。連続テレビ小説らんまんもあって、牧野植物園、全国的にも注目されていくと思うんです。

せつかくの牧野植物園の研究施設としての知見をもっと県政に生かすべきじゃないのかなというふうに思いますけれど、その点について知事に御所見をお聞きいたします。

○知事（濱田省司君） この御指摘ありました牧野植物園の指定管理者をお願いしております牧野記念財団は、植物分類学などに係ります研究の蓄積、これを背景といたしまして、希少植物の保護を含め、野生の植物に関する専門的な知見、豊富な知見を有しておられます。そのため、ただいま申し上げました来年度に予定をいたしております天狗高原の植物調査ですとか、希少植物の再生に向けた対策の検討などにぜひ御協力をいただきたいと思いますと考えております。

そして、このほか県政全般に関して申しますと、今回の連続テレビ小説らんまんに係ります観光博覧会に向けました県内の草花ガイドの育成などの観光振興の分野でも御貢献をいただいておりますし、また製薬会社と共同研究いたしました薬用の植物につきまして、大豊町の集落活動センターへの栽培指導を牧野植物園で実施していただくというような実績もでございます。薬用植物の栽培を通じまして、集落活動センターのほうは収入源が確保できるといったような効

果が生じており、中山間地域の振興の面でも牧野植物園には御協力をいただいているということでございます。

こうした形で、牧野記念財団、牧野植物園には、植物に関して幅広い知見をお持ちいただいているわけでございますので、今後も県行政の幅広い分野で御協力いただくようお願いをしましてまいりたいと考えております。

○27番（武石利彦君） 次に、盗掘のおそれについてお聞きをしたいと思うんですけど、これまでもお聞きしますと、天狗高原ではヒメユリなど希少植物の盗掘が発生しているという状況だそうです。今回の遊歩道の整備で、希少植物により近づけるような環境ができたわけでありますので、さらに盗掘が増えるのではないかと懸念をされておられます。

この盗掘対策にどのように取り組まれるお考えなのか、林業振興・環境部長にお聞きをいたします。

○林業振興・環境部長（豊永大五君） 自然公園内の希少植物の盗掘への対応としましては、植物の採取の禁止など、来訪者に対するマナーの周知が基本となると考えています。

利用者が増加すると思われまして天狗高原につきましては、ビジターセンターのカルストテラスにおきまして、天狗高原の希少野生動植物を紹介、解説するとともに、その保全や採取の禁止など、草原を散策する上でのマナーについて啓発を行ってまいります。

加えまして、先ほど知事のほうからお話がありました、来年度に行います希少植物再生に向けた検討の中で、例えば地域の観光ガイドの方と連携した注意喚起や、適切な場所への景観に配慮した注意看板等の設置など、盗掘対策についても検討してまいります。

○27番（武石利彦君） それでは次に、山焼きについてお聞きをいたします。天狗高原では、樹

木の繁茂を防止するために、毎年3月下旬に山焼きを行っておるわけであります。今年もそのシーズンが近づいてまいりました。

一方で、今年はアスファルトの舗装がある、そのアスファルトの舗装の両脇には木製の転落防止柵が設置をされていると。このような中で、例年どおり山焼きができるのかどうか。

アスファルトも当然熱には弱いと思いますので、山焼きができるのか、つまり山焼きをして天狗の草原を守ることが今後できるのか、どうするのかという、そのことについての林業振興・環境部長の御所見をお聞きいたします。

○林業振興・環境部長（豊永大五君） 天狗高原では、草原を維持するために津野町が定期的な山焼きを行っており、これによりヒメユリやサユリなどの希少植物の植生の維持が図られているものと承知しています。

御指摘のとおり、山焼きに際しましては、展望台や遊歩道の路面及び木製の転落防止柵などへの延焼等を避ける必要があります。津野町では山焼きを実施する際の火入れに関する条例が定められております。この条例に基づき、施設への延焼を防ぐため、施設周辺の草刈りによりまして、幅2メートル以上の防火帯を設置するとともに、施設に事前に水をかけるなど、消防団とも連携をし、一定の区画ごとに山焼きを行っていると伺っています。

今後も山焼きにつきましては、遊歩道等の新たな施設についても、これまで同様にしっかりと対応を行うということを津野町と確認をいたしております。

○27番（武石利彦君） 12月定例会の商工農林水産委員会で、このことで委員会でも議論になったんですけど、どうして真っ黒いアスファルト舗装をしたのか、木道のほうがよかったんじゃないかという委員の質問に対して執行部からは、この山焼きをするから木道はできなかったと、

こういう答弁だったんです。今の部長の答弁からすると、少し私は、その委員会の執行部答弁には矛盾があるのではないかというふうに思います。

アスファルトであっても木道であっても、防火帯をつくるとか水をかけとくとか、そういった状況で山焼きはできたはずなんです。とすると、アスファルト舗装にする必要はなかったんじゃないか、木道で十分施工できたんじゃないかというふうに思えるわけなんです。このことも含めて、今後のありようといいますか、対処の仕方を考えていただきたいというふうに思っております。

それでは、天狗高原については、あと投書というか、新聞の読者のひろばなんか見ますと、御覧になったかも分かりませんが、桂浜の目の前に大きな防波堤ができたような、そんな感じだというような、自然が大きく破壊された、景観が台なしにされたというような感想も寄せられておりますので、こういった県民の声もしっかりと受け止めていただいて、今後の対応をお願いしたいというふうに思います。

では、次の項目に移ります。次は、鳥のサンジャクについてでございます。

サンジャクは本来、自然な状態では日本に生息していないんですけれど、二十数年前に宇和島の施設から三十数羽が逃げ出しまして、その後野生化して、急速に生息域を拡大しているということでもあります。既に高知、愛媛両県各地で、メジロなどの在来種の巣やひながサンジャクに襲われているものと見られております。国の絶滅危惧種に指定されております高知県の鳥、ヤイロチョウもすみかが脅かされているというふうに懸念をされておるわけであります。

よって、県としては早急にこのサンジャク対策を講ずるべきであると考えてところでありますが、このサンジャク対策にどのように取り組

まれるお考えか、林業振興・環境部長にお聞きをいたします。

○林業振興・環境部長（豊永大五君） サンジャクの防除などの対策を行うには、サンジャクによる生態系への影響や農林水産業等への被害が明確であることが必要です。

現時点では、サンジャクによる生態系への影響等が明確でないことから、来年度は四万十町周辺でヤイロチョウ及びサンジャクの生息数などの把握に取り組みます。これにより、ヤイロチョウの減少及びサンジャクの増加が確認された場合は、速やかに専門的な調査を実施し、サンジャクのヤイロチョウへの影響分析を進めてまいります。その結果、サンジャクによる影響が明らかになった場合には、高知県希少野生動植物保護条例に基づき、ヤイロチョウの保護やサンジャクを防除する方法などを検討してまいります。

あわせて、国に対しましてサンジャクを特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に定める特定外来生物に指定するように働きかけてまいります。

○27番（武石利彦君） ぜひ、それをお願いします。

それから、4月からサンジャクは繁殖期に入ります。その繁殖期にしっかりと対応しなければならないと思うんですけれど、県としては、県下の市町村に対して捕獲許可権限を持ってもらって、県下全域で早急に捕獲を進めるよう取り組むべきではないでしょうか、中山間振興・交通部長にお聞きをいたします。

○中山間振興・交通部長（中村剛君） 野生鳥獣の捕獲につきましては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律におきまして、生活環境や農林水産業の被害を防止する場合などに限り認められているものでございます。このため、市町村に意見を伺いまして、被害が確

認されるようであれば、市町村に権限を移譲している捕獲許可の対象鳥獣にサンジャクを早急に追加することを検討してまいりたいと考えております。

○27番（武石利彦君） ヤイロチョウの保護に取り組めます生態系トラスト協会からは、愛媛県知事に対しても公開質問状を出しておまして、その回答が愛媛県知事からも寄せられておるところであります。

愛媛県では既にサンジャクを侵略的外来生物として条例で指定し、みだりな放逐を禁止しておりますということで、今後とも高知県と情報共有をした上で、連携して早急に対応したいと、このように中村愛媛県知事が回答を寄せられております。

ぜひ、濱田知事におかれましても愛媛県と連携をしながら、専門家の調査を早急に進めていただいて、単に目撃情報だけじゃなくて、やっぱり専門家の調査、これを基本に、対策に取り組むようお願いをしたいと思います。自然環境が破壊されてからではもう取り返しがつかないので、ぜひともお願いしたいと思いますし、自然環境の保護ということで言えば、天狗高原の件も同じでございます。

せっかくのらんまんの放映もあるわけでございますので、自然環境を生かした中山間が輝けるように、高知県としてしっかりと取り組んでいただきますようお願い申し上げまして、私の一切の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。（拍手）

○副議長（西内隆純君） 以上をもって、武石利彦君の質問は終わりました。

ここで午後2時20分まで休憩といたします。

午後2時15分休憩



午後2時20分再開

○副議長（西内隆純君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

西森雅和君の持ち時間は35分です。

23番西森雅和君。

○23番（西森雅和君） 公明党の西森雅和でございます。早速質問に入ります。

初めに、観光振興についてお伺いをいたします。

いよいよ今月25日から観光博覧会「牧野博士の新休日～らんまんの舞台・高知～」が始まります。そして、来月3日からは、待ちに待った連続テレビ小説らんまんがスタートいたします。らんまん放映は、我が県の観光にとって大きな追い風でありますし、今年高知県が観光面において大いに盛り上がっていくことは間違いありません。そして、この盛り上がりを一過性に終わらせることなく、次にどうつなげていくことができるのか、今議会でも議論がなされているところであります。

地域ブランドなどの研究を行う株式会社ブランド総合研究所が、朝ドラで舞台となった地域への観光意欲度、これはその地域へ今後観光や旅行に行きたいと思いませんかというものを問うたものでありますけれども、この観光意欲度と、実際にその地域にどれほどの観光客が来たのかという入り込み観光客数の推移というものを調査しております。この調査では、平成19年下半期に放映された、ちりとてちんの舞台となった福井県小浜市と、平成22年上期に放映されたゲゲの女房に関連した鳥取県境港市の、観光意欲度と入り込み観光客数とを比較しております。

これによりますと、小浜市、境港市ともにドラマの放映中と放映終了直後に、入り込み観光客数は大幅に増加をしております。しかし、放

映の翌年以降、小浜市と境港市とでは両市に違いが出ております。小浜市は放映翌年の平成21年から観光客数は減少し、放映翌々年の平成22年には朝ドラ放映の前よりも入り込み観光客数が減っているという結果になっています。一方、境港市の観光客数は、放映終了後、減少はしているものの放映翌年の平成23年から25年にかけて、朝ドラ放映前よりも入り込み観光客数は高い水準で推移しております。

この違いについて、ブランド総合研究所は幾つかの要因を挙げております。その一つに、境港市は朝ドラ放映以前よりゲゲゲの鬼太郎というコンテンツを中心に観光客誘致を継続的に行い、ドラマ放映で掘り起こされた観光意欲を受け入れる地元側の体制が整っていた、これに対して小浜市は、ドラマ放映の決定後から来訪客受入れのための対応を行うこととなった、こうした受入れ側の体制の違いがあったとしています。そして、朝ドラの舞台となった地域は、どこも小浜市のように、ドラマの放映が決定してから来訪者の受入れを検討するケースが通常のケースであるとしております。

また、ブランド総合研究所の調査では、小浜市、境港市の両市に共通する特徴も示しています。それは、朝ドラの舞台や関係するところに今後観光や旅行に行きたいという観光意欲度のピークが、ドラマが放映されて入り込み観光客数がピークとなった年ではないということです。小浜市は放映1年後、境港市は放映2年後というように、入り込み観光客数のピークより遅れて観光意欲度のピークが来ている。

ここから言えることは、ドラマの放映から数年間は、舞台となった地域に対して観光意欲が大いに高まるということです。このことは、平成23年、おひさまの舞台となった長野県安曇野市や、平成25年、あまちゃんの舞台となった岩手県久慈市などでも同様の傾向となってい

ます。

これらのことからすると、今後高知県に対しても、ドラマ放映の1年もしくは2年後に、高知に行ってみたいという我が県に対する観光意欲度が大いに高まることは間違いありません。そして、放映後以降の観光意欲を実際の入り込み観光客数にどう結びつけていくことができるのか、課題であります。そして、それに対する仕込みを、スピード感を持ってどう行っていくのか。大事なことであります。

今後の観光戦略づくりの取組として、先日の田中徹議員への答弁で観光振興部長は、関係者の意見を聞きながら具体的な戦略案をつくりたいということでありました。

そこで、朝ドラ放映後、その効果を高知県の観光振興に最大限に結びつけるために、今後スピード感を持ってどのような取組をしていくのか、観光振興部長にお伺いをいたします。

○観光振興部長（山脇深君） らんまんの放送終了後の対応につきましては、昨年の秋ぐらいから、これまで多くの方々からの御意見もいただきながら鋭意検討を進めてきたところであります。

その中で、NHK以外の放送局というのは、むしろドラマ終了後のほうが番組企画を組みやすいといったような御意見がありました。朝ドラ関連の旅行商品は、混雑を避けて1年遅れで造成されるケースもあるといったことなど、放送終了後の取組の重要性について多くの御意見もいただいたところであります。

そうしたことから、9月に放送は終了いたしますけれども、まずは半年間は、3月末まで博覧会を継続いたします。さらに、その3月末の博覧会終了後につきましても、これまで博覧会に向け準備をしておりましたドラマに関連する観光資源につきましては、引き続き全国に向けて情報発信を続けるつもりであります。

また、ドラマの放送が始まりました以降も、その内容であったり反響などにも十分注視をいたしまして、打つべき手が出てくれば臨機応変に施策に加えたり変更したりといったような形で、ドラマの効果をより長く、そして最大限に生かしていくといったことに取り組んでいきたいと考えております。

○23番（西森雅和君） ありがとうございます。しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思うところであります。

次に、今月25日からの観光博覧会について、今回の博覧会は植物がテーマの博覧会で、県内各地の草花体感フィールドにおいて観光客に満足していただくということでもありますけれども、心配する面もあります。それは、人が大勢来ることによって、植物の生息地が荒らされないかということでもあります。

先ほどの武石利彦議員の質問においても、盗掘という話もございました。例えば博覧会が終わった後、バイカオウレンを観光客が持って帰ってしまい、バイカオウレンの生息地がなくなってしまうといった心配であります。

植物をテーマにした今回の博覧会の中で、県内の植物をどのように守っていくのか、観光振興部長にお伺いをいたします。

○観光振興部長（山脇深君） 今回の博覧会で多くの方が訪れることによりまして、地域の草花が荒らされるというようなことがあってはならないというふうに強く思っております。これまで市町村とも連携をいたしまして、草花スポットに立入り制限区域を設けたり、マナー啓発看板を設置するなど、草花に負荷がかからないよう、現場での環境整備にも取り組んできたところであります。

また、草花の保全への協力や注意喚起につきまして、草花ガイドの皆様からも直接観光客の方々に対して伝えていただくことや、博覧会の

公式ホームページやパンフレットなどでもしっかりと注意喚起を行っていききたいというふうに考えております。

○23番（西森雅和君） ぜひよろしく願いをいたしたいと思います。

次に、スポーツ振興について伺います。

初めに、高知龍馬マラソンについてであります。3年ぶりの開催となった龍馬マラソン。県内外からのランナーが土佐路に戻ってまいりました。関係者の皆様に改めて敬意と感謝を申し上げます。

そこで、高知龍馬マラソンが3年ぶりに開催となった感想を知事にお伺いしたいと思えます。

○知事（濱田省司君） お話がございましたように、今回3年ぶりに高知龍馬マラソンの開催ができました。特に、昨年は直前で大会中止を余儀なくされまして、非常に残念な思いをしたところでありましたので、今年の喜びはひとしおでございました。心待ちにされておりましたランナーの方々、県民の皆さんの御期待に応えられたことは、私としても大変大きな喜びでございました。

また、開催に当たりまして協賛をいただきました各社、大会運営に御尽力いただきました関係各位をはじめといたしまして、御支援、また御理解いただきました県民の皆様から心から感謝を申し上げたいと存じます。

沿道で応援いただいた方々の喜びの表情、あるいはゴール地点におきます達成感に満ちたランナーの方々の笑顔を見まして、私自身が改めてスポーツのすばらしさ、またスポーツの持つ力というのを実感いたしました次第であります。

○23番（西森雅和君） 私も初めて龍馬マラソンに参加した友人の声というのを聞きいたしました。その友人、30キロ地点で飲んだごっくん馬路村、もう世の中にこんなおいしい飲物があ

るのかと思ったと、また走りながら食べたあんパンが今まで食べた食べ物の中でどんな食べ物よりも一番おいしかったというふうに言っていました。そして、ずっと続く沿道の声援、県外のランナーはとりこになると感じたそうであります。これは恐らく走った人みんなが感じたことだと思えます。

私も、自宅の5キロ地点でランナーに声援を送り、またランナーから元気をいただきました。この議場の部局長の中にもランナーとして参加して、5キロ地点で声をかけてくれた部長もおりました。本当は、走った部長一人一人に走った感想を聞きたいところではありますが、時間がないので、今度個別にぜひお聞きをしたいというふうに思っております。

さて、高知県スポーツ推進計画の中に高知龍馬マラソンに関して、魅力ある大会づくりとあります。3年ぶりの開催に様々な成果があり、また課題もあったと思えますが、そうしたことを今後の開催に生かしてもらいたいと思うところでもあります。

そこで、知事にお伺いしたいと思えますけれども、今後この高知龍馬マラソンをどのように発展させていくお考えか、お聞きをいたします。

○知事（濱田省司君） 今回の出走者数は6,988人ということになりまして、3年前の2020大会の約6割にとどまったところでございます。コロナ禍を乗り越えまして再び国内外から、より多くのランナーに参加をしていただきたいと今後については思っておりますし、またこうしたランナーの方々に満足いただけますように、御紹介いただきました沿道やフィニッシュ会場でのおもてなしの充実なども含めて様々な工夫を凝らしまして、魅力ある大会づくりに取り組みたいと思っております。

また、早春の一大イベントとして本大会は定着しておりますが、これが本県のスポーツ振興

のみならず、観光振興であったり健康づくりといった多分野に貢献できますように、一段と磨き上げをしてまいりたいと考えております。

特に、来年は記念すべき第10回目の大会ということにもなりますので、まずはその成功に向けまして、できるだけ幅広い皆さんの御意見も伺いながら、関係者と共に企画を練り上げてまいりたいと考えております。

○23番（西森雅和君） 今後、さらに参加者も増え、すばらしい大会となることを期待したいというふうに思います。

次に、スポーツ施設の整備についてお伺いをいたします。スポーツを振興するに当たってスポーツ施設の整備は重要であります。

そこで、まず高知県内のスポーツ施設の整備に関する基本的な知事のお考えをお伺いしたいと思えます。

○知事（濱田省司君） 本県のスポーツ推進計画におきましては、3つの目的を掲げております。第1にスポーツ参加の拡大、2つに競技力の向上、第3にスポーツを通じた活力ある県づくりという点でございますが、こうした目標の実現に向けましては、そのスポーツの活動の場となり、また基盤となりますスポーツ施設の整備充実をしていくということは、大変重要な課題だというふうに認識しております。

このため、スポーツ施設の設置者といたしましては、県、市町村、民間事業者といった主体がございしますが、こうした各主体がそれぞれの役割分担の下でしっかりと整備、管理をいたした上で、スポーツ振興に貢献をしていただくということが重要であるというふうに考えております。

○23番（西森雅和君） 実は私、高知県アーチェリー協会の会長をいたしております。先日、会員から春野のアーチェリー場を見てもらいたいということで、見に行つてまいったところであ

りますけれども、行きましたら、もう建物はぼろぼろ、的の後ろのネットはばらばら。早速写真を撮りましてスポーツ課にこれらの写真を見てもらって、お願いをしたところであります。しかしながら、予算がつくのはまだ先になるというふうに思われます。

先日、地元紙に、宿毛市の陸上競技場が地盤沈下で変形し公認競技場の開催が難しくなるとの記事が載りました。そして、幡多地域の市町村長や議員が、黒潮町の県立土佐西南大規模公園陸上競技場を公認競技場として整備するよう県に要望したということでありました。

サッカー界においては、JFLの高知ユナイテッドSCが現在Jリーグ入りを目指して頑張っております。昨年、高知ユナイテッドSCはJリーグ百年構想クラブの認定を取得しました。そして、J3入りの要件となるJ3クラブライセンスも取っております。このことによって高知ユナイテッドSCは、今後の頑張り次第でJ3に参入できるところまで来ております。

しかし、その先、高知ユナイテッドSCがJ2、J1入りを目指したとき、現段階で高知県内にはJ2、J1に参入できる要件を満たしたスタジアムはありません。したがって、高知ユナイテッドSCは幾ら頑張っても、スタジアム要件を満たせないためJ2、J1へ行くことは難しいのではないかと。

そこで、知事に、今のままの高知県内のスポーツ施設では、サッカーのJ2、J1のチームを出すことが難しいというこの現実をどのように捉えられているのか、お伺いをいたします。

○知事（濱田省司君） 地元のチームがプロのリーグで活躍をしていただくということは、本県のスポーツ振興、そして活力ある県づくりにつながるものと期待をいたしております。とりわけ、お話がございました高知ユナイテッドスポーツクラブがJ3入りを果たし、さらにJ2、J1

へと昇格をしていかれるということになりましたら、これはもう県民の皆さんの悲願でもあるというふうに考えます。このため県といたしましても、ソフトの面では例えば県内の小学生への無料チケットの配布などの形で、できる限りの御協力を行ってきているところであります。

一方で、お話がありました施設につきましては、現在の春野陸上競技場ではJ3の基準は満たしておりますものの、J1、J2の基準を満たすためには、報道関連の設備などのさらなる整備が必要だというふうに承知をしております。

今後ともチームとの情報共有、意見交換をしっかりと行いながら、J2入りが現実の視野に入ってくる状況になりましたら、具体的に整備の実施を検討してまいる考えであります。

○23番（西森雅和君） ありがとうございます。

スポーツ施設の整備は、スポーツ振興にとって欠かすことのできないものであります。高知県内のスポーツ施設の整備を今後計画的に進めることの必要性を感じるものであります。

そこで、高知県として今後の県全体のスポーツ施設整備の方向性を示し、スポーツ施設整備計画をしっかりと立てるべきであると考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

○知事（濱田省司君） 県内のスポーツ施設に関しましては、議員から御紹介いただきましたように、老朽化などに伴います改修の必要が生じているものも少なからずあろうと思っておりますし、その場合、改修には多額の経費がかかるようなケースもあろうかと思っております。他方で、競技人口の減少でございますとかスポーツに関するニーズの多様化などに伴いまして、施設の活用状況、あるいは整備が求められる施設はどのようなものがあるかといった点に関しても、かつてに比べますと変化が生じてきているのではないかとと思われる面もあるわけでございます。

こうしたことを踏まえますと、まずは競技団

体などのニーズを含みます今後の施設活用の見込み、そして改修の必要性や優先順位などを整理いたしまして、あわせてどう財源を確保するかということを検討していくといったことが必要になろうかと思えます。

したがいまして、まずは既存の県立のスポーツ施設について、向こう5年間から10年間程度の対応を視野に入れまして、どのような対応が必要か、例えば改修であったり再整備であったり、場合によっては統廃合というところもあり得るかもしれません。こうした中長期的な在り方の方向性を整理するというをまずやっていきたいと思っております。

これを来年度中にはこうした県立スポーツ施設の在り方に関する大まかな方向性を整理いたしまして、その上で例えば老朽化が著しい県民体育館などを中心といたしまして、具体的な計画の策定に取り組んでいくと、こんな手順で進めていきたいと思っております。

○23番（西森雅和君） ありがとうございます。

本当にこのスポーツ施設の整備というのは、その競技自体がどういうふう to 発展していくかということにも直接やっぱりつながってくるところになってくるというふうに思っております。施設整備が進んでいないがゆえに、なかなかその競技が発展していかないとかということも逆にあるというふうにも感じております。

そういうことも踏まえて、またぜひ計画的な整備というのを進めていっていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に、仮称高知布師田団地について伺います。

現在高知市と一緒に進めています高知市逢坂山の産業団地、仮称高知布師田団地については、県民や事業所の皆さんから、工事完成や分譲開始のスケジュールについての問合せがよくあります。この団地は当初今年の3月15日

完成予定ということでありましたが、当初のスケジュールからすると予定がずれ込んでおります。

そこで、商工労働部長に、仮称高知布師田団地の分譲開始の時期がいつになるのか、お伺いをいたします。

○商工労働部長（松岡孝和君） 仮称高知布師田団地におきましては、本体造成工事の完成期限を今年3月15日としておりましたが、開発区域内に希少植物の生育が確認され、その保全対策に日数を要したため、7月10日まで工期を延長したところであります。

工事が完成した後には、分譲区画の確定測量や登記などを行いまして、現在の予定では令和5年12月県議会定例会に財産処分に係る議案を上程し、その後速やかに分譲を開始したいと考えております。

○23番（西森雅和君） ありがとうございます。

高知市内の幾つかの事業所の方から、この団地に応募したいとの声も聞きます。現在、造成地は5区画ということでもありますけれども、幾つの事業所がこの団地に入ることができるのか、商工労働部長にお伺いをいたします。

○商工労働部長（松岡孝和君） お話のありましたとおり、5区画で造成をしておりますが、県内企業からの小規模な事業用地に対するニーズに対応するため、うち1区画を2分割して、合計で6区画での募集を予定しております。結局6事業所を現在想定しております。

○23番（西森雅和君） 今後、分譲が開始されて、団地の1区画への応募が複数になるということも考えられるわけであります。その場合、希望する事業所を様々な面で評価、審査し、決定がなされていくことになると思われま。

具体的な審査内容等に関しては表に出すことができない部分もあると思えますが、仮称高知布師田団地の分譲決定に際して、どういったと

ころに重点を置いて評価することが妥当である
と考えるのか、商工労働部長にお伺いをいたし
ます。

○商工労働部長（松岡孝和君） 当該団地は、産
業振興計画に基づきまして、県内のものづくり
産業の振興を図るため、県外からの企業誘致と
併せて県内企業の拠点分散や事業拡大などの企
業立地を推進していくための受皿として開発を
してございます。

そのため、昨年度分譲を開始いたしました南
国日章産業団地と同様に、製造品出荷額等の増
加や雇用の創出が期待できるなど、本県経済へ
の貢献度や波及効果といったところに重点を置
いて評価することが妥当と考えております。ま
た、SDGsの推進やグローバル化といった、
本県における他の政策課題への寄与なども評価
対象とする必要があるのではないかと考えてい
るところです。

こうした点を踏まえまして、分譲候補者の選
定に係る公募手続の詳細につきましては、共同
で開発をしております高知市と協議を進めてま
いります。

○23番（西森雅和君） 近い将来必ず起こると言
われております南海トラフ地震でありますけれ
ども、この南海トラフ地震の発生を考えたとき、
震災後の高知県の復旧・復興に寄与できる企業
を評価するべきであるということを要望させて
いただきたいというふうに思います。

次に、この高知布師田団地への分譲が開始さ
れ、それぞれの区画に事業所が入ってきたとき
に心配されることは、交通渋滞の問題でありま
す。この団地に面した県道北本町領石線は、あ
げぼの街道が開通したとはいえ交通量の多い県
道であり、特に朝夕の通勤時間帯は、今でも高
知市側は逢坂山を下りてきた辺りから渋滞が発
生しています。

それに加えて、新しい団地の事業所の従業員

が通勤するとなると、その混雑は相当なものに
なると思われま。現在でも西側にある一宮の
高知中央産業団地の事業所の中には、通勤時間
をずらす取組をしている事業所があるとも聞き
ます。

そこで、仮称高知布師田団地の分譲後の、県
道北本町領石線の渋滞対策をどのように考えて
いるのか、道路管理者である土木部長にお伺い
をいたします。

○土木部長（荻野宏之君） 県道北本町領石線
では、あげぼの街道の整備による交通量の分散や
一宮地区での歩道整備などにより渋滞対策や道
路利用者の安全の確保を図ってきておりますが、
依然、朝夕におきましては混雑が残っている状
況と認識しております。

本県の渋滞対策につきましては、道路管理者
や交通管理者、大学の有識者などで構成する高
知県渋滞対策協議会で、ハード・ソフト両面か
らの検討や対策を進めてきております。協議会
におきましては、当路線の一宮バスターミナル
前の高架橋下交差点を渋滞ポイントとして特定
し、道路状況を継続的に観測しております。

今後、団地の分譲による状況の変化があれば、
当協議会を通じまして有効な対策を検討してい
きたいと考えております。

○23番（西森雅和君） 渋滞対策は、交通規制の
変更などによっても渋滞緩和が可能になると考
えますので、対策について警察本部長にもお伺
いをいたします。

○警察本部長（江口寛章君） 警察で行う一般
的な渋滞対策といたしましては、信号周期の調整、
路上駐車抑止、交通情報板や日本道路交通情
報センターによる渋滞状況の広報等が挙げられ
ます。

御質問いただきました具体的状況におきまし
ては、現在一部の事業所で、渋滞回避のため通
勤時間帯をずらす対策を講じているところもあ

り、また県土木部においても、あけぼの街道の整備による交通量の分散や一宮地区の歩道整備などの対策を講じていると伺っております。

県警察といたしましても、道路管理者や各事業所とも緊密に連携し、交通状況の変化を注視しつつ、必要に応じ信号周期を調整するなど、交通の安全と円滑に努めてまいりたいと存じます。

○23番（西森雅和君） 交通渋滞に対して、今からしっかりとした対策をぜひお願いしたいというふうに思います。

次に、高知国際中学校・高等学校の校歌についてお聞きをいたします。

高知国際中・高等学校の校歌につきましては、平成29年9月議会で活発な議論もさせていただいたところであります。そのときの議論の中で、私は全く新しく開学する高知国際中・高等学校でありますので、新しい学校の新しい建学精神や、理想とする校風が明確に反映された高知国際中・高等学校の校歌を早急につくるべきであるということを一貫して言わせていただきました。

当時の教育委員会の説明では、高知国際中・高等学校の校歌に対するスケジュールとして、平成30年度から令和4年度までの間、高知西高等学校の校歌を暫定的に使うということとし、在校生が全て高知国際中・高等学校の生徒となった段階で、在校生の意見を聞いて、県教育委員会として改めて高知国際中・高等学校の校歌を決定したいということでありました。

先日、2月16日に国際中・高等学校の校歌に関して、高知南中・高等学校と高知西高校の関係者から意見を伺ったということですが、それぞれの関係者からどんな意見があったのか、教育長にお伺いをいたします。

○教育長（長岡幹泰君） まず、高知南中学校・高等学校の学校関係者の方からは、新しい校歌

をつくるべきではないかと思いを一つにしている、高知国際中・高等学校は県民の大きな期待を背負いこれからの取組を進める学校であってほしい、そして新たな教育目標を掲げ、未来に向かって邁進する学校であってほしいと願っており、そうした思いを新しい校歌に込めることを強く望むなどといった御意見をいただいております。

また、高知西高等学校の学校関係者の方からは、今後も現在の高知国際中・高等学校の校歌を継承してほしい、歌い続けてほしいという御意見に続きまして、1番から3番までの校歌は残し、4番以降に高知南中・高校や高知国際中・高校の思いが入った校歌をそれぞれの校友会や生徒でつくり、高知西、高知南、高知国際の思いが一つとなった校歌をつくり上げてはどうかなどといった御意見をいただいております。

○23番（西森雅和君） 南、西それぞれの学校からいろんな意見があったということでもありますけれども、私は、この校歌に関しては国際中・高等学校の生徒たちが、自分たちの学校の校歌は自分たちでつくるという思いをぜひ持っていたきたいというふうに思いますし、生徒たちがやむにやまれない自分たちの思いとして、新しい建学精神や、理想とする校風を反映した国際中・高の校歌をつくっていただきたいということを願うものであります。

そして、生徒たちが校歌をつくったならば、ぜひそれを教育委員会としても国際中・高等学校の校歌として決定もしていただきたいということを願うところであります。国際の先生方には、そうした生徒たちの思いを引き出す教育ということもしていただきたいというふうに思うところであります。

国際の教育に関して少し言わせていただきますと、実は県内の高等学校生と県議会の議員との意見交換会というのが毎年開催されております。

す。昨年と今年は高知国際高校が対象でありました。高知市内の議員は意見が言えない、オブザーバー参加ということになっておりまして、私はちょっと欠席をいたしましたけれども、その懇談会での国際高校のテーマというのは、昨年は高知県の経済発展のために各地域で取り組めること、県全体として取組を広げたいこと。今年のテーマというのが、こんな高知に住みたい、こんな高知に来てもらいたいというテーマであったということでもあります。

私はちょっと違うんだらうというふうに思います。ちょっと残念に思います。国際の生徒には世界にやっぱり目を向けていただきたいし、世界に羽ばたいていただきたい。先生方にはそういう教育をお願いしたいというふうに思います。

国際中・高が高知県の中学、高等学校をリードしていく学校になっていただきたいということを申し上げ、一切の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○副議長（西内隆純君） 以上をもって、西森雅和君の質問は終わりました。

ここで午後3時15分まで休憩といたします。

午後2時55分休憩



午後3時15分再開

○議長（明神健夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

上治堂司君の持ち時間は50分です。

4番上治堂司君。

○4番（上治堂司君） 自由民主党会派の上治堂司であります。議長のお許しをいただきましたので、早速質問に入らせていただきます。

最初に、中山間対策の充実強化についてお伺いをいたします。

その中の、まず、特定地域づくり事業であります。この法律は、地域人口の急減に直面している地域において、地域社会及び地域経済の重要な担い手である地域づくり人材が安心して活躍できる環境の整備を整えることとして、令和2年6月に施行されております。高知県のように中山間地域が多い自治体では、担い手不足の解消や、また都市部からの移住による若者の定住対策にもつながるものであると、大変期待の高いところでもあります。

この制度ができてから、県内では令和3年10月に東洋町、令和4年1月に馬路村がそれぞれ特定地域づくり事業協同組合を設立し、事業を開始している状況であります。私の地元、馬路村での特定地域づくり事業協同組合の事業開始までについて調査をしましたので、少し述べさせていただきます。

馬路村地域づくり事業協同組合は、令和3年5月から11月にかけて社会福祉協議会など村内6事業者、馬路村、高知県中山間地域対策課、高知県中小企業団体中央会で組合設立に向けた検討会を行っております。

令和3年12月に設立の総会、令和4年1月に特定地域づくり事業協同組合設立の認可、法人設立登記の完了、同年3月に組合が行う事業の認定、4月に労働者派遣事業届出書を高知労働局に提出して、それから求人活動を開始しております。6月から東京、大阪での移住フェアに参加し、協同組合のPRも行っております。その移住フェアでの来場者と、馬路村がユズ産業で取り組んでおりますワーキングホリデーへの参加者が協同組合に興味を持たれ、移住相談などにより、令和5年4月に2名の採用予定となっておりますというふうにお聞きをしております。

事業開始までの手順では、特定地域づくり事

業協同組合の設立認可を受けるには高知県経営支援課、組合が行う事業の認定を受けるには高知県中山間地域対策課、労働者派遣事業の届出をするには高知労働局と、3つの窓口とのやり取りが必要な上に、法務局や税務署にも書類の提出が必要であります。その書類の作成は、本来組合を設立しようとする事業者が行うべきでありますけれども、事業者ではなかなか書類の作成が難しく、役場の職員がほとんど作成し、多くの事務負担が役場職員に生じている状況であったようであります。

また、事業者のほうからしますと、制度の目的から市町村主導で組合の設立を希望する声が多いというふうにも聞いておるところであります。そうなりますと、事業開始までに高知労働局など関係する機関の書類申請に対して県の支援体制などが十分でなければ、役場の担当は大変だなというふうに感じたところでもあります。

以上のように、特定地域づくり事業協同組合の事業を開始するまでには、実施主体であります事業者ではなく、市町村が大きな役割を担わないと難しいように感じたところでもありました。

県では、令和5年度の担い手確保の取組の一つとして、地域の就業機会の確保を図るために、特定地域づくり事業協同組合の設立に向けた支援を拡充することとなっております。特定地域づくり事業協同組合制度が令和2年6月に施行されてから3年近くになりますが、この間、県内で2つの協同組合が設立をされておりますけれども、まだまだ進んでいる状況とは言えません。

取組が十分に進まなかった状況をどのように捉えているのか、中山間振興・交通部長にお伺いいたします。

○中山間振興・交通部長（中村剛君） 市町村で組合設立が進まなかった要因といたしましては、

まず事業者のニーズの十分な掘り起こし、把握ができていないために、協同組合の安定雇用に必要な派遣先事業者の確保、これが見通せていないこと、このため仮に立ち上げ後、派遣先が確保できないなどによりまして組合に赤字が出た場合に公費を投入する必要があること、これに対する懸念があること、加えまして、御指摘のように、法的知識が必要となる様々な事務に対します市町村職員の負担増加なども要因ではないかと考えております。

○4番（上治堂司君） 先ほども申し上げましたけれども、事業の開始に向けては、市町村の事務負担というものが、やはりかなり大きいのではないかとというふうに思います。

それでは、それに対して県はどのように支援を行っていくのか、中山間振興・交通部長にお伺いいたします。

○中山間振興・交通部長（中村剛君） 県では、これまで経営コンサルタントなどを専門アドバイザーとして派遣するほか、市町村が立ち上げたプロジェクトチーム、こちらに参加しまして、事業計画づくりへの助言を行うなど、実務面で支援を行ってまいりました。

来年度は、こうした支援に加えて、支援体制、こちらを強化してまいりたいと考えております。新たに県版地域おこし協力隊を2名配置いたしまして、協同組合の立ち上げや運営サポートなど、従来以上に市町村に寄り添って行うこととしております。

○4番（上治堂司君） ぜひそのようにして進んでいくようお願いをいたしたいというふうに思います。

それで、集落活動センター、ずっとどんどん広げておるところであります、その運営についてよくお聞きいたしますのが、集落活動センターも活動する人が不足をしているということでもあります。特定地域づくり事業協同組合の組

合員にこの集落活動センターが入ることができれば、集落活動センターは派遣をそこから受けることができますけれども、法人格を持たない任意の組織、団体、グループ等は組合員になることができないということになっております。

県内の集落活動センターの多くは任意の団体であると思われるので、様々な面で将来へ向けて活動していくためにも、法人格を持つようにしてはというふうに思いますが、中山間振興・交通部長に御所見をお伺いいたします。

○中山間振興・交通部長（中村剛君） 集落活動センターの運営組織は一部で法人化しておりますが、大半は任意団体となっております。他方、センターを構成しております下部組織、何々部会というものでございますが、こうした中には経済活動をはじめ、事業内容に応じて法人化しているものも多くございます。

県としましても、法人化は対外的な信用度を高めるとともに、安定的な運営を行う上で有効な手段の一つと考えております。また、法人化されましたら、御指摘のように特定地域づくり事業協同組合の組合員になることも可能となります。このため、今後新たに法人化を目指すセンターに対しましても、引き続きアドバイザー派遣などによりまして、しっかりサポートしてまいりたいと考えております。

○4番（上治堂司君） 先ほども部長が、協同組合をつくってもそれを受皿となる就業先ということをおっしゃいましたが、例えば一つの自治体でその協同組合を設立し、一つの自治体でその地域の就業機会を確保するのが難しいというような場合は、広域での設立も考えていかなければならないというふうに思うんですが、その辺についてはどうなのか、中山間振興・交通部長にお伺いします。

○中山間振興・交通部長（中村剛君） 本制度、議員御指摘のように複数の市町村が連携して広

域での組合を設立すること、こちらも可能となっております。他県では実際こうした広域での組合が設立された事例もございます。

本県におきましても、単一市町村で派遣先の事業者を確保することが難しい場合など、複数市町村が連携して組合を設立することも大変有効な方法の一つだと考えられます。

○4番（上治堂司君） ありがとうございます。

次に、中山間地域の道路整備についてお伺いをいたします。道路は、それぞれ地域住民にとって安全で安心できる生活を確保して、物流の効率化による地域活性化や観光振興など、地域経済の好循環をもたらす活力の道であります。特に、中山間地域の道路は2車線化が進んでおらず、また災害時には迂回路となる路線も乏しく厳しい環境にあり、道路を改良するにも急峻な地形で条件が不利な箇所が多く、改良率は低い状況であります。そこで県では、中山間地域の安全・安心を確保するために、1.5車線の道路整備を令和5年度も着実に推進していくということにしておるところであります。

中山間地域の県道等は、地域住民にとりまして生活をする中で欠かせない根幹的な施設であり、交通安全上、維持・整備の要望が大変多くあるところであります。特に、路線の草刈り、のり面の高刈りの要望が毎年地域住民から強く各出先事務所に寄せられており、各出先事務所は、路線の中で緊急性を含む優先度の高い箇所から年2回程度施業し、地域住民の要望に応じておるところでもあります。

しかしながら、昨年は2回目の草刈り作業が冬の時期となった路線がありまして、こうした路線では夏の時期の草の繁茂によって幅員が狭くなり、歩行者や自転車を利用している方からは、車と接触をしないかと危険を感じ、とても安全な道路状況ではなかったと聞いておるところであります。

県の管理する道路は、令和3年4月1日現在で199路線、約2,765キロとなっております、改良率は約63%であります。全ての路線を適正に維持管理していくということになると、多くの予算を伴うため難しいとは思いますが、中山間地域の道路で特に1車線の路線は歩道もない状況ですので、適切な時期に草刈りが必要であると考えます。土木部長の御所見をお伺いいたします。

○土木部長（荻野宏之君） 道路の草刈りにつきましては、走行空間や見通しを確保するために、維持委託業務などにより、草が繁茂する夏と秋の年2回程度実施しております。中でも中山間地域の道路は未改良の区間が多く、草刈りの対象延長が長いと、優先順位の高い箇所から順次実施しているところでございます。

2回目の草刈りにつきましては、同じ維持委託業務で実施しております、大雨による小規模な崩落等への対応状況を見極めてから着手しておりますため、一部の路線ではやむを得ず冬にずれ込むケースが発生しているところでございます。

県といたしましては、道路ののり面や路肩にコンクリートを張るなど、草刈りそのものを不要とする取組も進めながら、適切な時期に草刈りを行い、道路利用者の安全を確保するように努めてまいりたいと考えております。

○4番（上治堂司君） ぜひそのようによろしくお願いをいたしたいというふうに思います。

中山間地域の道路ののり面は急峻な箇所が多く、風雨が強いとき、また今年のように大雪の場合は立木が倒れて、それが送電線に被害を及ぼし、停電になるという事態も起こっております。

防災の観点からも、危険と思われる立木を計画的に処理していくということではできないか、土木部長にお伺いいたします。

○土木部長（荻野宏之君） 道路沿線の民地にあります立木を道路管理者が伐採することは、個人財産保護の観点等から基本的に困難でございます。民地の立木が道路の通行に危険を及ぼす場合には、所有者に基本的には伐採を要請しているところでございます。しかしながら、所有者が判明しない場合や、所有者自らが伐採を行うことが困難な場合は、その緊急度に応じまして道路管理者が代わりに伐採を行うこととしております。

一方、令和2年度に林野庁が創設しました特定森林再生事業では、倒木等による道路や送配電線等への被害を未然に防止することを目的に、市町村等が森林整備を進めることが可能となったと聞いてございます。

道路沿線からの倒木対策につきましては、災害時の道路啓開においても重要な検討課題の一つでございますので、制度を所管する林業振興・環境部やインフラ事業者等関係機関と連携し、事前防災に取り組んでいきたいと考えております。

○4番（上治堂司君） それぞれ県の各部で連絡を取り合っていたらと思うんですが、個人の財産であり、それを一番把握しているのはそれぞれの市町村というふうに私は理解をしておりますので、ぜひ市町村の協力と、それから連携を持ってやることによって、この事業が進んでいくのではないかとこのように思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

次に、私たち自民党会派では、道路に関する勉強会というのを定期的に行っておりますが、令和4年度の自民党道路調査会を去る令和4年11月に行い、土木部と様々な課題について意見交換を行ったところであります。

道路関係で地域住民から一番多い要望というのは、先ほど前段質問しましたとおり、草刈り等の維持管理であります。しかし、こうした日

常の維持管理については、そのほとんどを県単独費で行わなければならないとお聞きしております。

高知県も地方交付税が多く入っておりますけれども、その地方交付税を算定する過程で、基準財政需要額の個別算定経費の土木費の中に道路橋りょう費という項目があり、その中で道路の面積、延長によって需要額が決まってくると聞いております。道路の幅員等によって多少の補正はされるようでありましてけれども、補正係数は毎年大きく変わるものではないので、国が決めてきます単位費用で道路関係の交付額というものが決まってくるようでありまして。この単位費用が年々減少してくるということが、県道等の道路の維持修繕の予算に関係しているのではと思うところであります。

高知県のように中山間地域が多く、1車線の道路が多い地域では、安全・安心な道路を確保していく上にも定期的な維持修繕は大変大事であります。国の地方交付税算定の中の道路橋りょう費について、維持修繕に多額の予算を必要とする高知県には配分を多くしていただけるよう、国に要望すべきではないかと考えますが、総務部長の御所見をお伺いいたします。

○総務部長（徳重覚君） 山間部が多く地形が急峻な本県は、道路改良に係る経費がかさむことなどから、都道府県道の改良率が全国のワーストとなっており、未改良の道路が多い状況でございます。こうした道路におきましては、日常的な草刈りや大雨時における土砂や倒木の除去などの維持管理経費がより多く必要となっております。

一方で、本県における道路橋りょう費の基準財政需要額は、平成28年度のトップランナー方式の導入以降、道路維持管理に係る経費が民間委託を前提に算定されたことから、減少してきている状況でございます。このため、本県にお

きます道路管理の実情が基準財政需要額に反映されるよう、単位費用の充実や補正係数の見直しについて国に訴えていくことは必要だと考えております。

国への要望に当たりましては、本県の道路維持管理経費が他県と比較してどういった部分にどの程度多くかかっているかという定量的な検証も必要になってくると考えておりますので、この点を踏まえた上で効果的な要望ができますよう、土木部とも連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○4番（上治堂司君） 維持管理をしていくにも、予算がなければ大変厳しいということで、地域住民の方が予算がないからということでなかなか我慢をするのも大変ですので、ぜひ国のほうに少しでも予算がいただけるようお願いしたいと思っております。

次に、脱炭素社会の推進についてお伺いします。

高知県は2050年カーボンニュートラルの実現に向けて脱炭素社会推進アクションプランを策定し、そしてこのアクションプランの方向性に、脱炭素なくらし・こうちからとして、全国一の森林率84の森を生かすということが位置づけられております。こうした取組を具体的に推進していくには、SDGsを意識したオール高知での取組が必要であり、多くの県民の皆様幅広く知ってもらうということが大事であると思っております。

去る1月30日の高知新聞に、高知県木材協会が木の力を県民に訴えようと、とさでん交通のラッピング電車に木力と書いて高知市内を走っていただき、車内にも、木材は身体をリラックスさせます、また、木材は二酸化炭素を貯めますと、木目を入れたデザインで広告しているという報道がありました。

これは2月中旬までとなっているようであり

ますが、県は令和5年度の経済の活性化対策の一つに、NHK連続テレビ小説らんまんを生かした観光振興で、全市町村と連携して観光博覧会「牧野博士の新休日～らんまんの舞台・高知～」の開催によって、全国に広く誘客を拡大していくこととしており、人の交流も活発になってくるというふうに思います。これは、全国に先駆けて高知県が脱炭素な暮らしに取り組んでいることを広く発信する絶好の機会ではないかというふうに考えます。

そして、その内容がより多くの方々に目に見える形で示せる一つの方法といたしまして、県内の観光の玄関であります高知駅、高知龍馬空港、また高知新港、そしてらんまんも多くの方が来られようとする五台山の周辺や人通りの多い高知市内に、84の森から生まれた木製ガードレールあるいはフェンスなどの交通安全施設を設置してはどうかというふうに考えますが、土木部長に御所見をお伺いいたします。

○土木部長（荻野宏之君） 県産の木製ガードレールにつきましては、通常のガードレールに比べ購入費用が高いことや、定期的な交換が必要となることから、四万十川や安田川など特に景観への配慮が必要な箇所にこれまでは設置してきました。

森林県である本県にとりまして、県産材の利活用は重要でございますが、また脱炭素への取組としても効果があると考えてございます。来年度はこのような本県の取組を観光客等へPRするために、高知市内での設置をしていきたいと考えております。

○4番（上治堂司君） ありがとうございます。ぜひ土木部が動く、林業振興・環境部も共になっていけるので、よろしく願いいたしたいと思っております。

そこで、多くの県民の支持を得まして、県版の森林環境税を来年度、令和5年度から5年間

延長する条例議案も提出をされておりますけれども、高知新聞の県民世論調査では、県民の7割の方々が、この県税の存在を知らないと回答され、認知度が低い状況であるというふうに思います。

知事は、目に見える形で成果を実感してもらいたいと様々な機会でお申されております。森林環境税は、ソフト事業を中心に充当されるようになっておりますけれども、木材利用の観点からも多くの人の目に触れる箇所に、先ほど申し上げました木製ガードレールとかフェンス等を含めて木材を活用して、この施設の整備には森林環境税を活用しているという、例えば立て看板を設置すれば、県民に広くPRができ、森林環境税の認知度の向上にもつながるのではないかというふうに思います。

来年度からは、今後の森林環境税の在り方について県民の皆様との意見交換なども実施するというのを、答弁を1回されておりますので、こうした取組もぜひ検討していただければというふうに思います。

次に、グリーン化関連産業の育成として、令和5年度も県内企業におけるグリーン化に対応した製品等の研究開発を支援していくこととしております。

令和4年度から新たな補助制度を設け、支援をされているわけですが、現在どのような製品の研究開発を支援しておられるのか、商工労働部長にお伺いいたします。

○商工労働部長（松岡孝和君） 本年度創設いたしました高知県製品等グリーン化推進事業費補助金には5件の申請をいただきまして、これら全てを採択し、その研究開発の支援を行っているところであります。

研究開発の支援を行っている製品といたしましては、まず和紙を活用した生分解性の農業用マルチシート、次に県産の竹材の配合によりブ

プラスチック使用量を減らす新素材、次に「ですか」のような交通系カードなどのICの基盤に使われておりますプラスチックを代替いたします紙材料、次にプラスチック使用量を減らしました果物などを包む緩衝材、そして灯油を使わず電気で木質ペレットに点火する農業用のバイオマスボイラーでございます。今後もより多くの企業で製品開発がなされますよう、しっかりと取り組んでまいります。

○4番（上治堂司君） ぜひどんどん研究をしていただければと思います。

次に、持続可能な林業経営と森林吸収源対策の推進を図るために、令和5年度も再造林の取組を強化していくとごうございます。これは、今までも再造林を進めていくために、様々な補助事業に加え、市町村や林業事業者と連携した増産・再造林推進協議会を設立して、森林所有者に対し再造林の働きかけや林業事業者とのマッチングなど、地域ぐるみで今までも活動を行ってきております。

こうした中で、令和5年度にさらなる再造林の取組の強化を図るとのことでございますが、その内容はどのようなものなのか、林業振興・環境部長にお伺いいたします。

○林業振興・環境部長（豊永大五君） 伐採後の再造林を抜きなく行うことは、将来の森林資源の確保や2050年カーボンニュートラルの実現の観点からも重要と考えています。しかしながら、原木生産量の拡大に伴う皆伐面積の増加により、再造林面積は拡大しているものの、再造林率は3割から4割で推移をしており、施策の抜本強化が必要と考えています。

こうした中、川上から川下が協力して基金を設立し、再造林等を支援する新たな動きも出ていることから、この基金の運営の支援に取り組むたいと考えています。

あわせまして、このような動きの横展開も視

野に、再造林に要する諸経費への一部支援や、再造林の担い手対策にも取り組みたいと考えています。加えまして、来年度にかけて再造林推進プランを策定することとしており、この中で林業適地の選定をはじめ、林業収支をプラス転換し、収益の確保につながる対応策などを示してまいりたいと思います。

○4番（上治堂司君） よろしくお願ひします。

次に、森林、林業の活性化対策についてお願ひします。

去る1月4日、恒例の土佐緑友会が主催をします新年名刺交換会が、知事はじめ国会議員、県議会議員、関係するそれぞれの機関の方々に参加して開催されました。土佐緑友会の会長であります高知県森林組合連合会の戸田会長は挨拶の中で、カーボンニュートラル2050、SDGsの言葉を耳にする機会が多くなり、森林の持つ公益的機能の発揮に関心が高まる今、CO₂吸収源及び固定効果を知ってもらうことで、森林、林業、木材業に対する理解を深めていただくことが大事である、そして林業は長いスパンを要する作業であり、安定した成長を続ける産業でありたいが、木材需要の拡大、担い手の確保等、いまだに厳しい状況であると述べられ、最後に、林業の最終的、究極的な目的は先人から守り育ててきた木材を利活用してもらうことであり、そのためには川上から川下までが一体となって課題に取り組んでいくことが必要だと締めくくりました。

ちょうど同じ日の午後に令和5年高知県建設産業団体連合会の新年懇談会が開催され、建設業の最近の状況について報告がありました。建設業界では、今まで建設産業3Kという、きつい、汚い、危険だったイメージでありましたが、これからは給料がよくて、休暇が取れ、希望が持てるといった建設産業新3Kを提唱して、明るい未来のある産業の再生に取り組むことと

しております。また、令和元年の、公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正や、設計労務単価の上昇により、高知県男性労働者の年間賃金も約460万円になったという報告がありました。

林業の話に戻ります。国有林野事業の森林整備、これは造林や素材生産の事業でございますけれども、これ、一般競争入札では最低制限価格の制度がないようであります。そのため、設備を必要としないチェーンソーのみでの作業ができる保育間伐などの造林事業は、県外からの事業者が入札に参加をして、かなり低い価格で落札している状況であると聞いております。こうしたことは、地域で働く労働者の賃金などに直結することになり、今後担い手の確保や育成を図っていく上で処遇の改善は進みにくいのではと考えます。

そこで、同じように森林整備事業を発注しております高知県森林整備公社の入札においては最低制限価格を設定しているのか、林業振興・環境部長にお伺いいたします。

○林業振興・環境部長（豊永大五君） 森林整備公社における間伐などの造林事業や保育事業の発注は、一般社団法人高知県森林整備公社財務規程の定めに基づいて事務を行っています。この規程の運用に当たっては、造林事業等は随意契約によることとしており、最低制限価格の設定はしていません。

なお、設計金額が400万円を超える路網整備事業の一部については、指名競争入札によることとしているため、最低制限価格を定めることとしておりますが、これまで該当した事業はございません。

○4番（上治堂司君） それでは、林道工事や治山工事等は国の公共工事設計労務単価に基づいて積算をされ、設計がされております。造林や間伐の森林整備の設計を公社が行う際の労務単

価というものは何を基準としておるのか、林業振興・環境部長にお伺いいたします。

○林業振興・環境部長（豊永大五君） 森林整備公社における林業事業等の設計については、県の造林補助事業で使用している国の標準歩掛かりを参考にしています。御質問の労務単価についても国土交通省、農林水産省で定めた労務単価を使用しています。

○4番（上治堂司君） 分かりました。

県内には多くの国有林がありまして、森林組合などが森林整備の国有林野事業の入札に参加し、事業の運営も行っておられるわけですが、県として今後四国森林管理局と森林・林業活性化について協議する機会が年に何回かはあろうかと思えます。その際には、ぜひ今国が進めております賃金上昇、これが林業に携わる方々へも広がるよう、入札も含めて森林整備事業の発注についても意見交換をしていただきますようお願いをいたしたいというふうに思います。

次に、2025年日本国際博覧会、いわゆる大阪万博における県産材の活用でございます。これまでの報道によりますと、万博関連施設における木材の活用として、大阪パビリオンは木と水で構成した環境共生型パビリオンとして、その本館棟は鉄骨と木造を組み合わせた施設になるということでございます。また、会場のシンボルとなる大屋根、リングは、高さが12メートル、内径は約615メートル、1周2キロの世界最大級の木造建築物というふうになります。

こうした大量の木材を使用した事例としては、令和3年に開催されました東京オリンピック・パラリンピックであります。このとき整備されました選手村の代表的な施設でありますビレッジプラザには、日本の木材活用リレーとして全国各地の63自治体から木材が提供され、県からも県、香美市、大豊町が連携して参画しております。

こうした取組の成果がどうであったか、林業振興・環境部長にお伺いします。

○林業振興・環境部長（豊永大五君） 選手村ビレッジプラザは、日本の木材活用リレーという取組により全国各地から提供された木材を使用して建設されました。県は、香美市及び大豊町と連携してこの取組に参加し、約31立方メートルのCLTを床材として提供いたしました。ビレッジプラザへの県産材の提供は、選手やマスコミ等の施設利用者への木の建物のよさのPRにとどまらず、提供の過程においても県産材のPRにつながったと考えています。

使用されたCLTは、県内で生産された原木を製材加工したラミナと呼ばれる板材を使用して製造し、工期に合わせて現地に納品をされました。この取組を通じて、大規模な建築プロジェクトにおいて求められる品質や納期等に係る県内事業者のノウハウの蓄積と、集成材メーカーとの連携が強化できました。このことは、その後の県産材の利用拡大につながる成果と考えています。

○4番（上治堂司君） 今回の大阪万博の関連施設へも、県産材の活用については既に高知県としても関係者に対し積極的なアプローチを行っておると伺っておりますが、関西戦略の推進というものは知事の思いも強く、高知県にとって最も近く大きな市場として今後重要であると私も考えております。

そこで、東京オリンピック・パラリンピックでの先ほど申されました成果をどのように大阪万博をはじめ関西戦略に生かしていこうとしているのか、林業振興・環境部長にお伺いをいたします。

○林業振興・環境部長（豊永大五君） 大阪万博関連施設への県産材の活用は、関西戦略における具体的な施策の一つです。会場のリング状の大屋根やパビリオンなどに少しでも多くの県産

材が活用されることを目指しています。

そのため、オリンピック・パラリンピックの取組で得た品質等に係るノウハウを県内製材事業者へ広げながら、県外集成材メーカー等との連携をさらに強化し、県産材のサプライチェーンの構築を進めているところです。具体的には、県と県内製材事業者及び県外集成材メーカーの3者で県産材の活用に関する協定を結び、県産材ラミナ等の輸送費への支援を行うことを進めています。このことを通じまして、万博向けの供給の拡大を図るとともに、集成材メーカーとつながる施工業者等のサプライチェーンの構築に向けて働きかけてまいります。

この大阪万博に係る取組で着実に実績を積み重ねることで、万博以降も関西圏で県産材の利用拡大ができるよう取り組んでまいります。

○4番（上治堂司君） ぜひ関西圏へ向けてしっかりと販売をしていただきたいというふうに思います。

次に、中学校の部活動についてお伺いいたします。

郡部の小規模中学校は、生徒数の減少によりスポーツの部活動において、それぞれ伝統のありました部活動、例えば野球、ソフトボール、サッカーなど一定の人数を必要とするスポーツはチーム編成が難しく、少人数でできるスポーツ、例えば卓球などの部活動に替わってきているとお聞きしております。

県内の中学校の部活動は、指導をする専門の先生の不足もあり、地域によっては指導者を確保することが難しい場合もあります。そのため、例えば市町村職員が日々の業務を行いながら、放課後に業務で部活動の指導をするなどの取組ができないかとも思います。

県内で、市町村の職員が放課後に業務として部活動の指導を行っている事例があれば、どのような形態で行っているのか、教育長にお伺い

をいたします。

○教育長（長岡幹泰君） 現在、正規職員が業務の一環として学校部活動の技術指導に携わっている市町村が1団体ございます。この団体では、当該職員が放課後や土曜日に部活動の技術指導ができるよう、勤務時間帯の調整を行っております。例えば部活動指導のために遅出勤務日を設定したり、土曜日を勤務日にし、月曜日を休みにするなどの対応を行っているところでございます。

○4番（上治堂司君） 分かりました。

中学校の部活動の指導は、学校の先生が今も行っておるところでありますけれども、時代が地域連携、地域移行というふうに進んでおります。地域連携、地域移行が進めば、生徒たちは自分がやりたいスポーツを、専門の知識を持った方などに指導を受けることができるというふうにも思います。

地域連携、地域移行を進めていく中で、現在指導者の確保に対して支援があるのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（長岡幹泰君） まず、市町村が学校部活動の指導者として外部の人材を配置する場合には、県と国で報酬や旅費に係る経費の3分の2を支援する制度がございます。令和4年度におきまして、運動部につきましては14の市町村の32校が、文化部につきましては2町2校が活用しております。

また、市町村が指導者を探しているような場合には、県教育委員会でもその相談に乗りまして、高知県スポーツ協会などとも連携し、指導者の確保に向け取り組んでいるところでございます。

○4番（上治堂司君） この地域連携、地域移行、これにつきましては、最近でございますけれども高知新聞でも連載があつて、関心が大変高いところでありまして、またこういうふうな改革

というものは、これは大きい改革ではないかというふうに教育長も捉えているようであります。

高知県の場合は、もちろん大都会ではないし、また高知県の中でも高知市と郡部、あるいは小規模校もあればもう様々で、すごく地域によっても違うというふうに思います。ですから、型にはめずに、それぞれの地域の実情に合わせた方法というものを模索しながら、この地域連携、地域移行を行って、生徒たちにとって、子供たちにとってこのスポーツがよかったというふうに思えるように、ぜひお願いをいたしたいというふうに思います。

それぞれに御答弁をいただきましてありがとうございました。

この3月で去られていきます県職員の皆さんにおかれましては、本当に県勢の発展、振興に長く携わってこられまして、お疲れでございました。人によっては、4月からまたそれぞれ新しい人生のスタートが始まる方もおられると思いますが、ぜひ新天地の活躍を御祈念申し上げたいというふうに思います。

さて、令和5年度は、この議会終わりましたら、私たち任期もあるわけでありまして、間もなくスタートをいたします。知事におかれましては今年が任期最後ということでございまして、今議会の提案説明の中で、連続テレビ小説らんまんを生かした観光振興、そしてまた令和7年開催予定の大阪・関西万博に向けた動きが本格化する中での関西圏との経済連携強化、またデジタル化、グリーン化、グローバル化という潮流を捉えた施策のバージョンアップ、そして中山間地域の再興、この4つの大きなポイントを意識して県政運営に取り組むこととしており、そして県民の皆さん方がこれを実感できるように成果を求めていきたいというふうに述べられたところでもございます。

特に、県内の多くは中山間地域ということで

ございます。知事は、「再び、濱田が参りました」ということで、それぞれ地域の実情も十分捉えながら、中山間地域の厳しさを実感した中で、中山間対策の充実強化は県政の中でも重要な課題であり、しっかり取り組んでまいりますというふうにも述べられたところでございます。

どうか知事におかれましては、この任期の最後をしっかりと締めていただきまして、次のステップにつながっていきますよう御期待を申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○議長(明神健夫君) 以上をもって、上治堂司君の質問は終わりました。

ここで午後4時10分まで休憩といたします。

午後4時3分休憩



午後4時10分再開

○議長(明神健夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

岡田芳秀君の持ち時間は35分です。

33番岡田芳秀君。

○33番(岡田芳秀君) 日本共産党の岡田芳秀です。通告に従い質問をさせていただきます。

初めに、農政について農業振興部長に伺います。まず、JAの自己改革に対する県の対応についてでございます。JA高知県が進めている支所、出張所の統廃合など自己改革が各地で問題になっています。昨年12月定例会で、我が党の中根佐知議員の質問に対して農業振興部長は、JAは丁寧に説明をとという答弁をされています。しかし、その後、2月10日には県町村会と県町村議会議長会が、甚だ唐突感が否めないとして、JA高知県とJA高知中央会に対して

自治体への説明を求める要望書を提出していません。要望書は、地域住民は切り捨てられるのではないかと不安を強く抱いていると指摘し、地元町村に丁寧に説明した上で慎重な判断をするよう強く要望するとしています。JAの自己改革は組合員をはじめ自治体や地域住民への影響が大きいだけに、よほど丁寧な説明が求められると考えます。

県は、JA高知県とJA高知中央会に対してどのように対応してきたのか、農業振興部長にお聞きをいたします。

○農業振興部長(杉村充孝君) 県では、昨年12月定例会以降、JA高知県のさらなる改革案について情報収集に努めてまいりました。

その後、統廃合に関する新聞報道もあったことから、1月下旬にJA高知県に対し、改革の推進に当たっては改革後の目指す姿などを示した上で、改革の必要性や理由などについて組合員の皆さんはもちろんのこと、市町村や地域住民に対しても丁寧な説明を行うよう指導いたしました。

また、JA高知中央会に対しましても同じく1月下旬に、市町村や組合員への丁寧な説明が必要であること、再編案を検討する段階から市町村等との協議の場を設けることなどをJA高知県にしっかりと助言するよう要請をしたところでございます。

○33番(岡田芳秀君) ありがとうございます。

JA高知県は経営基盤を強化するために、今年6月の総代会で今後のさらなる改革案を決定する予定となっています。その内容は既にJAの支所運営委員会や座談会で議論がされています。検討されている将来を見据えた形での再編案によれば、全県の現行の58支所が36支所になる計画です。22支所減ということです。

例えば、土長地区では、南国市は8支所が2支所に、嶺北では4支所が2支所になる計画と

なっています。利用者からは不便になるという声も上がっているところです。全県的な、これまでにない大きな統廃合計画であり、決まっただけではもろもろの対応が遅れるのではないかと私は危惧しています。まだ正式決定ではありませんけれども、方向性は明確です。決定されて具体的に改革が進んでいけば、全県に及ぼす影響は大きいと考えます。

県はこうしたJ Aの改革が地域の農業者の経営に及ぼす影響をどう認識しているのか、農業振興部長に伺います。

○農業振興部長（杉村充孝君） 支所の統廃合に関する報道を受けましてJ A高知県に確認したところ、J A高知県としては時期や再編数を具体的にスケジュール化した実態はないというようなお話を伺っているところでございます。

そうした状況でございますので、現時点では具体事例を前提とした影響をお答えすることは非常に難しいと考えておりますけれども、ただ地域に大きな影響を及ぼすような組織改編が行われる場合には、当然地域の農業者の経営にも影響があると考えられます。そうしたことを踏まえまして、J A高知県には今後丁寧な説明を行うよう指導を行っているところでございます。

○33番（岡田芳秀君） スケジュール化はしていないということですが、大きな方向はやっぱり定まっているというふうに思います。生産者が困らないように、また地域の皆さんに理解が得られるような形でないとまずいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと。

それから、J Aも赤字経営を続けるわけにいかないということで改革を進めているわけですが、こうしたJ Aの改革の方向を受けて、今後県は農業振興をどう図っていくお考えか、農業振興部長にお聞きします。

○農業振興部長（杉村充孝君） 本県の農業振興を図っていく上で、J Aは欠くことのできない

重要なパートナーでございます。J A高知県からは、今後も将来にわたって農業振興ができるよう最善を尽くすというふうにお伺いしておりますので、県としましては、J A高知県の自己改革が農業振興に影響を及ぼすことがないように、しっかりと地域で暮らし稼げる農業の実現に向けて引き続き連携して取り組んでいきたいと考えております。

○33番（岡田芳秀君） 農業振興が滞らないようにしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に、中山間振興・交通部長にお聞きをします。J A高知県の自己改革には、支所、出張所の統廃合に加えて、購買店舗やA T Mの廃止なども計画をされています。例えば、南国と嶺北をカバーする土長地区ですけれども、令和2年度から令和4年、5年度にかけて、支所、出張所が16から13に、購買店舗が17から12に、A T Mが23から16になる計画です。

そして、県下各地で2月末、そしてこの3月末をもってAコープや購買店舗、ガソリンスタンドがなくなるところが出てきます。例えば、香南市香我美町ではAコープがなくなることによって地域住民は困惑しており、私の地元の南国市でも、例えば十市では購買店舗が2月末でなくなり、ガソリンスタンドが3月末でなくなるということで、住民の皆さんは今後どうしようかという話をしています。長い間利用してきた組合員や地域住民にとっては、近くにこれに代わる店舗のない地域では、買物をするにもガソリンを入れるにも遠いところまで出かけていかなければならなくなります。

地域の人たちが生活や経営に困らないように、県はJ A、地元自治体などと善後策を早めに協議していくという必要があると思いますが、中山間振興・交通部長に考えをお聞きします。

○中山間振興・交通部長（中村剛君） 御指摘の

ように、地域から購買店舗やガソリンスタンドなどがなくなってしまうということは、その地域にお住まいの方々に大きな影響を与えるものと考えております。そのため、JAが購買店舗などの廃止を検討する際には、市町村や地域の方々に不安を与えることがないように丁寧に説明をすべきでありまして、またその場合の影響や対応策につきましても、しっかりと話し合っただけでなく、いただくことが重要と考えております。

県としましても、例えば店舗を集落活動センターが引き継ぐ場合の補助制度など、様々な支援策を用意しておりますので、こうした話合いの場が設けられる際には地域本部などが参加させていただき、しっかりフォローさせていただきたいと考えております。

○33番（岡田芳秀君） 今日の高知新聞にも、香北町のAコープのことが出ておりまして、今後の対策について協議がされていくという話が出ておりました。

JA高知県が進めている自己改革は、県が取り組んでいる中山間振興にも大きく影響してきます。JAは中山間地域で公的な役割も果たしており、そうした機能が縮小、廃止されるようになれば、中山間地域はそれに代わる特別の対策が必要になってくると考えられます。購買店舗などの統廃合は住民の暮らしにも直結します。本県の中山間地域振興にとって、できる限り何らかの形で地域の公共インフラとしての役割を残していく手だてを考えていく必要があると思います。

県はJA高知県のこうした動向を踏まえて今後どのように中山間地域の暮らしを支える取組を進めていくのか、中山間振興・交通部長にお聞きをいたします。

○中山間振興・交通部長（中村剛君） 県では、これまでも市町村と一体となりまして、統廃合などの理由により閉鎖されました購買店舗の営

業を継続させるための支援、これを行ってまいりました。

例えば、今年3月末に閉鎖されます土佐町のAコープにつきましては、民間事業者に店舗営業を引き継いでいただくために、県の中山間地域生活支援総合補助金、こちらを活用しまして、県と土佐町で店舗改装に対する支援を行っているところでございます。また、中山間地域の店舗が安定的に商品を仕入れることができますように、生活用品などを届ける共同配送、この仕組みを維持するための補助制度を本年度新たに創設したところでございます。

引き続き、中山間地域で暮らす住民の方々のために、中山間地域の暮らしを支えていく取組、こちらをしっかりと支援してまいりたいと考えております。

○33番（岡田芳秀君） 暮らしを支える取組、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に、南国市での国営圃場整備事業についてお聞きをいたします。

南国市は物部川をはじめ国分川、舟入川といった河川が流れ、長岡台地や香長平野が広がり、気候も比較的温暖で農業に適した地域です。稲作や露地野菜はもちろん、県内シェア1位のシシトウ、そしてピーマンなど施設園芸も盛んなところですが、しかし、この南国市でも農家の高齢化、後継者不足が大きな問題となっております。また、近年耕作放棄地の増加も懸念をされているところです。

こうした中、農業の生産基盤の整備を図る国営圃場整備事業が令和2年度から令和11年度完成を目指して取り組まれています。約520ヘクタールを対象にした事業ですけれども、農業の生産性と収益の向上を図るとともに、耕作放棄地の解消や発生防止にもつながるものです。この事業によって優良農地が確保されることになり、農業の振興と地域の活性化につながるもの

と期待をしております。

そこで、現在の事業の進捗状況について農業振興部長にお聞きをいたします。

○農業振興部長（杉村充孝君） 南国市で進めております国営圃場整備事業は、本年度から本格的に工事が開始となり、現在24.5ヘクタールの圃場整備工事に着手しております。本年度末には14.3ヘクタールの整備が完了する予定でございます。

○33番（岡田芳秀君） ありがとうございます。

圃場整備事業を進めるに当たって様々な手続、調整があり、土地改良区の役員の皆さんをはじめ関係機関の皆さんに大変御苦勞をおかけしております。深く感謝をしております。農家の立場から見ると、圃場の大区画化、汎用化が図られ、効率的な営農が実現できる国営圃場整備事業の早期完了が望まれています。

県として、国営圃場整備事業の推進にどのように取り組んでいくのか、農業振興部長にお聞きをいたします。

○農業振興部長（杉村充孝君） 南国市での国営圃場整備事業は、南国市の農業振興はもとより、高知県の農業生産額の向上にも大きく寄与する重要な事業でございます。このため円滑な工事の着手に向けまして、必要となります工事計画や換地計画に対する地権者の合意形成などが遅れることがないように、国や南国市と連携して取り組んでまいります。あわせて、早期の事業完了に向けた十分な予算確保につきましても、引き続き機会あるごとに国への要請活動を積極的に行ってまいります。

さらに、整備された優良農地において一日も早い事業効果の発現につながりますよう、現在の稲作を中心とした営農から次世代型施設園芸の拡大や、露地野菜などの収益性の高い作物への転換を促し、新たな稼げる農業の実現に向けた取組を国や南国市と一体となって進めてまい

ります。

○33番（岡田芳秀君） 農家の皆さんに聞くと、一番困るのは、作付計画の変更がまた変更になるとかといった事態になるのが一番困るというお話をされております。順調に事業を進めていかれるように、ぜひ県としての取組もよろしくお願ひしたいと思っております。

農政の最後に、アグロエコロジーについてお聞きをいたします。

一口に農業と言っても様々な農法があります。アグロエコロジーというのは、生態系を生かした持続可能な農業を目指すことです。アグロエコロジーは自然の生態系を活用した農業を軸に、地域を豊かにし、環境も社会も持続可能とするための食と農の現状を変革する方針であり実践です。アグロエコロジーは原則であって特定の農法を押しつけるものではありません。地域にある資源の循環的な活用や地域ごとの生態系を生かそうというものです。

農業をめぐるのは、長年農業の工業化により農業を効率化し、農業所得を高め、後継者を確保できるようにしようというのが望ましい発展方向だと考えられてきました。いわゆる工業的農業と言っていいと思います。世界的にもそう考えられてきたわけですが、現実には起こったのは地力の低下、農薬に耐性を持った雑草や昆虫、菌の発生、動物福祉の悪化、環境汚染、食料の安全の問題、農村の過疎化や地域社会の衰退等が世界で起きております。

そのため、国連やEU、米国等では、既に工業的農業や緑の革命、これは食料危機克服のために多収穫できる穀物を生産しようということなんですけれども、そうした技術に対する評価が変わり、10年以上前から工業的農業から脱却する必要性が訴えられてきています。なぜ国際的に工業的農業からの脱却が訴えられるようになったのか。それは、工業的農業は労働生産性

や土地生産性は高くても、エネルギー生産性や社会的生産性ということで評価すると、実は非常に非効率であったということが分かってきたからです。

国際NGOのETCグループの試算によりますと、大規模農業は資源の75%を消費しながら、食料の30%しか供給ができていないということです。農業の社会的生産性というのは、地域で農業が営まれることによって実現される国土保全、防災、生物多様性の維持、所得獲得機会の創出、地域社会の活性化、景観の維持、文化の伝承等の多面的機能を表すものです。地域から農業がなくなると、その機能を代替することは不可能です。

そのため、21世紀のあるべき農業の姿として、世界銀行や国連機関、EU等は2000年代末から小規模・家族農業によるアグロエコロジーを推奨しています。

本県においても、持続可能な農業と地域社会を維持するために、こうした取組を進めていくことが重要と考えます。農業振興部長の認識をお伺いいたします。

○農業振興部長（杉村充孝君） アグロエコロジーの持続可能な農業という点では、本県は全国に先駆けて環境保全型農業に取り組んできておりますし、来年度からは有機農業や家畜ふん堆肥の有効活用などグリーン化の取組を拡充し、持続可能な生産につなげることとしております。

また、地域社会の維持という点では、本県の大部分を占める中山間地域では、農業を守ることが地域そのものを守ることにつながるという思いの下、小規模な家族経営体がしっかりと存続していけるための生産性向上に向けた取組などを進めているところでございます。

こうしたことから、アグロエコロジーは生態系への着目や農業の持続性という点では、本県の進める農業政策と相通ずるものもあると考え

ておるところでございます。

○33番（岡田芳秀君） ありがとうございます。

本県は施設園芸が大きなウエートを占めています。データ管理やデータの活用によって、いわゆる量で稼ぐというのも一つのやり方だとは思いますが、他方で農業の多面的な役割を評価し、環境や景観が守られる、地域に合った持続可能な農業を探求していくということも重要だというふうに考えます。農業経営は多様な形でいいし、また多様であったほうがいいということも言えるかもしれません。環境に負荷をかけない持続可能な農業が大事だと思いますし、特に先ほど言った社会的生産性、これを正しく評価して、ここに着目して農業の振興を図っていくことが重要だと私は考えているところで

す。次に、防災について危機管理部長にお聞きをいたします。特に、津波避難タワーと避難路についてです。避難路については、命を守るために日頃からの点検、補修等が必要ですが、自主防災組織の高齢化が進み、避難路や避難場所の管理が十分できていないところもあります。また、階段のみでスロープがない避難路も多く、避難場所は野ざらしというところがほとんどです。災害はいつ襲ってくるか分かりません。昼夜を問いませんし、悪天候のときかもしれません。一時的な避難場所とはいえ、避難しやすいように整備、改善を進めることが必要だというふうに思います。いざというときに役立つようにしなければなりません。

県として、避難路、避難場所の現状について調査をする考えはないか、危機管理部長にお聞きをいたします。

○危機管理部長（中岡誠二君） 津波からの避難路や避難場所の維持管理につきましては、基本的に市町村や自主防災組織が行うのが基本となっております。しかしながら、お話にもあり

ましたように、高齢化やマンパワー不足などによりまして、倒木や土砂の堆積の処理など比較的規模の小さな復旧作業でも、地域では自主防災組織で対応していくことが難しくなっているということでございます。そこで、市町村長からも県に対して支援の要望をいただいております。現在市町村と共にその対策について検討しているところでございます。

避難場所は県内に約2,700か所以上ございまして、それにつながる避難路はもっと多いということでございます。十分な管理ができていない箇所も含めまして、現状につきましては管理者である市町村に把握していただきたいと、逆に把握はされているというふうに認識しております。県としましては、適宜その状況をお聞きしたい、調査もしたいというふうに考えています。

○33番（岡田芳秀君） よろしくお願ひします。

私の地元の南国市に関わりますけれども、南国市十市の海岸線では、東坪池と阿戸にある2つの津波避難タワーの間約2キロにわたって津波避難タワーがありません。近くに山があるから山に逃げるようにということですが、中間点の札場から東坪池の間には山はありません。避難路は札場、大小浜、丸山の3か所に設置をされていますが、スロープがあるのは札場だけです。スロープといっても車椅子が上がるような幅はないんです。そして、竹林の中に長い避難路がある大小浜の人に聞くと、土が流れゆるうので地震で揺らぐと通れなくなるかもしれないと、そして避難場所にはイノシシが出るようになったと、こういう話も出ました。

地域の高齢化が進んでいる中で、私はやはり人家の近くに津波避難タワーがあったほうが、はるかに安全・安心だというふうに感じたところです。札場には診療所もありますので、避難タワーがあれば医療支援も受けられる可能性もあります。県下には山が近いなどの理由で避難

タワーのない場所もまだ多く残されているのではないかと考えます。

県は、十市のような地域に津波避難タワーが必要であるとの考えはあるのか、危機管理部長にお聞きします。

○危機管理部長（中岡誠二君） 市町村の津波避難計画には位置づけされていないものの、より近くで、より安全に避難するために津波避難タワーの整備を求める地域があるということは承知してございます。

津波から確実に避難するための対策につきましては、津波の避難訓練でありますとか課題などを踏まえまして、市町村が地域の住民の方々と十分に話し合い、津波避難タワーの追加の整備も含めて判断するものというふうに考えております。今後、市町村から相談がありましたら、県も一緒に検討したいと考えております。

○33番（岡田芳秀君） 市町村から相談があれば一緒に考えるということでした。

次に、財源の問題についてお聞きをしたいと思います。津波避難タワーの建設は平成27年度で申請が締め切られましたが、初めて建てるところも多くて、避難訓練の結果、要支援者などが逃げ遅れるということが分かったなどの理由で、令和2年度から追加の建設が受付をされたとお聞きをしました。

国の緊急防災・減災事業債では7割の交付税措置がされ、残りの3分の2を県が補助する制度となっています。ところが、この国の緊急防災・減災事業債は令和7年度までの制度であり、県の制度の受付は令和4年度、つまり今年度で終了します。

県は、少なくとも国の支援制度が残っている令和7年度まで津波避難タワーに対する県の財政支援を継続すべきだと思います。危機管理部長に考えをお聞きします。

○危機管理部長（中岡誠二君） 津波避難タワー

の整備につきましては、お話のございましたように、市町村の要望に基づきまして、これまで2回にわたり交付金による支援を実施してきております。現在の防災対策臨時交付金事業につきましては、令和4年度までに整備されたものを対象としておりまして、本年度で終了ということにはなりません。

今後、先ほども申し上げましたが、避難訓練による検証でありますとか、地域の特殊事情など新たな課題が明らかになりまして、市町村から津波避難タワーの整備について御相談があった場合につきましては、県の財政状況でありますとか、既存の国の補助制度の活用なども含めまして、支援について検討したいと思っております。

○33番（岡田芳秀君） 分かりました。

地域を見渡しますと、津波避難タワーが津波だけでなく、河川の氾濫に対しても有効であると考えられる地域もあります。今後は、気候変動による雨量の増加や豪雨災害の多発も予想されます。ですから、どこへどう逃げるかが重要となります。近くに高台や高い建物が無い地域の人たち、あるいは避難所まで遠い地域の人たちにとって、大きなものでなくても地域の実情に合った大きさの避難タワーが命を守ってくれるのではないかと考えます。

そうした施設も含めて津波避難タワー、単に避難タワーと言ってもいいと思いますが、こうした避難施設に対する財政措置を現在実施されている国の措置が終わる令和7年以降も継続させるように、国に政策提言をする考えはないか、危機管理部長にお聞きをいたします。

○危機管理部長（中岡誠二君） 県では、全国知事会や、南海トラフ地震による超広域災害への備えを強力に進める10県知事会議を通じまして、様々な防災・減災対策を推進するために必要な財源の安定的かつ継続的な確保について政策提

言を行ってございます。

緊急防災・減災事業債につきましても、今後の国の動向を注視いたしまして、必要に応じて令和8年度以降の事業期間の延長について政策提言を行いたいというふうに考えております。

○33番（岡田芳秀君） よろしくお願ひします。

防災について、ハード対策、財政措置についてお聞きをしましたが、もちろん啓発、避難などソフト面も重要であります。誰一人取り残されないようにしっかりとした防災対策を求めます。

最後に、統一協会の被害者救済についてお聞きをします。

さきの9月定例会で、日本共産党と県民の会が提出をした「世界平和統一家庭連合との関係を断ち切り、被害防止及び救済を求める意見書議案」が、自由民主党から、一切関係を絶つのは非現実的だとの反対討論があり否決されたことは大変残念です。

ところで、昨年12月10日、統一協会の被害者救済法が成立をいたしました。悪質な寄附勧誘を規制するものです。自由な意思を抑圧し、適切な判断が困難な状態に陥らないようにする、寄附者や配偶者、親族の生活維持を困難にしないよう十分に配慮するとされ、怠れば勧告や公表の対象となりました。マインドコントロール下での寄附取消しなど、もっと実効性のあるものにすべきだと思います。法改正が必要だと考えますけれども、とにもかくにも被害者の救済の新法ができたわけです。

法律ができたことで、メディア報道も少なくなつたように私も感じておりますけれども、法律をつくって終わりではありません。統一協会による被害の実態を明らかにし、被害者救済に取り組んでいかなければなりません。

昨年、政府が相談窓口を開設して、相談を受け付けておりますが、全国から何件の相談が寄

せられたのか、文化生活スポーツ部長にお聞きをいたします。

○文化生活スポーツ部長（岡村昭一君） 国の「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議」の資料によりますと、政府の合同電話相談窓口に対し昨年9月5日から10月31日までの間に、旧統一教会によるとされた被害について全国から寄せられた相談件数は2,367件とされており、またこの合同電話相談窓口の機能を引き継いだ法テラスの靈感商法等対応ダイヤルに対して全国から寄せられた旧統一教会に関する相談は、11月14日から本年1月31日までの間で543件と公表されておりまして、合計で2,910件でございます。

○33番（岡田芳秀君） 分かりました。

そのうち高知県からの相談は何件あったのか、文化生活スポーツ部長にお聞きをいたします。

○文化生活スポーツ部長（岡村昭一君） 政府の合同電話相談窓口、法テラスの靈感商法等対応ダイヤルともに、各自治体別の相談件数などは公表されておらず、本県からの相談件数は不明であります。

○33番（岡田芳秀君） ぜひ、それ分かったらいいと思いますけれども、一方で日本弁護士連合会、日弁連が昨年9月5日から10月24日までフリーダイヤル等で受け付けた靈感商法等の被害に関する相談申込みでは、全国から624件相談が寄せられて、県別に出しております。それを見ますと高知県からは3件となっております。統一協会の被害の実態はなかなか表に出にくいと言われています。知られたら様々な妨害を受けたという報告も上がっています。

高知新聞で、2011年の献金は高知が全国1位という報道がありました。私も驚きましたけれども、約30年にわたって教団取材を続けるジャーナリストの石井謙一郎さんによると、献金総額から人件費など運営費を除いた額での地区別の目標達成率で、四国が全国第1位、教区別では

高知が1位だったということです。ですから、潜在的にはもっと悩みを抱えている方がおいでるのではないかと思います。

先日、自らが被害者である南国市の橋田達夫さんが、被害者の悩みを解決したいと、支援者と一緒に旧統一教会被害者と支援者の会・高知を発足し、相談窓口を開設されています。橋田さんは、献金や虐待に悩む人や脱会したい人がいると思う、一人でも救済をしたい、過去の被害でも県外からでもいい、被害者がいる限り活動を続けたいというふうに話しています。

県としてどのように被害者救済に取り組むのか、これは知事にお伺いいたします。

○知事（濱田省司君） 被害者の救済に向けましては、県立消費生活センターにおきまして、弁護士などによります法律相談の開催、そして靈感商法等への相談対応を学びます相談員研修を実施するといった形で、この間相談支援体制の強化を図ってまいりました。また、県のホームページ、啓発リーフレットなど様々な広報媒体を通じまして相談窓口の周知も図ってまいったところであります。

さらに、お話がありました潜在的な被害者の方々が安心して相談できますように、相談情報は外部に漏れるようなことがないということ、あるいは問題解決に向けまして、相談内容に応じて確実に専門機関につないでいくといったような県の取組につきまして、改めて周知を図っております。今後も県警察、法テラスなどの専門機関としっかりと情報交換をしながら連携をし、対応を図ってまいります。

○33番（岡田芳秀君） よろしく申し上げます。

私も橋田さんとお話をさせていただいたんですけれども、橋田さんも長い間1人で悩んでおられて、そしてお子さんの自死ということもあって、非常に辛い思いをされています。お一人で悩まずにぜひ相談をしてほしいということ

令和5年3月8日

おっしゃっているところです。県としてもしっかりと被害者救済に取り組んでいただきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

さて、今物価高騰、41年ぶりの物価高ということで、県民の暮らしも営業も大変厳しい状況が続いております。住みよい高知県をつくっていくために、ぜひ知事にはこの県民の暮らしをしっかりと受け止めていただいて、県民の暮らしを支える取組を強めていただきたいと思えます。私たちも頑張っていくという決意を申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○議長（明神健夫君） 以上をもって、岡田芳秀君の質問は終わりました。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

明9日の議事日程は、一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後4時44分散会

令和5年3月9日（木曜日） 開議第7日

出席議員

- 1番 濱口涼子君
- 2番 榎尾絢子君
- 3番 桑鶴太朗君
- 4番 上治堂司君
- 5番 土森正一君
- 6番 上田貢太郎君
- 7番 今城誠司君
- 8番 金岡佳時君
- 9番 下村勝幸君
- 10番 田中徹君
- 11番 土居央君
- 12番 野町雅樹君
- 13番 横山文人君
- 14番 西内隆純君
- 15番 加藤漠君
- 16番 西内健君
- 17番 弘田兼一君
- 18番 明神健夫君
- 19番 桑名龍吾君
- 20番 森田英二君
- 21番 三石文隆君
- 23番 西森雅和君
- 24番 黒岩正好君
- 25番 依光美代子君
- 26番 大石宗君
- 27番 武石利彦君
- 28番 田所裕介君
- 29番 石井孝君
- 30番 橋本敏男君
- 31番 上田周五君
- 32番 坂本茂雄君
- 33番 岡田芳秀君
- 34番 中根佐知君
- 35番 吉良富彦君
- 36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知事 濱田省司君
- 副知事 井上浩之君
- 総務部長 徳重覚君
- 危機管理部長 中岡誠二君
- 健康政策部長 家保英隆君
- 子ども・福祉政策部長 山地和君
- 文化・生活スポーツ部長 岡村昭一君
- 産業振興・推進部長 沖本健二君
- 中山間振興・交通部長 中村剛君
- 商工労働部長 松岡孝和君
- 観光振興部長 山脇深君
- 農業振興部長 杉村充孝君
- 林業振興・環境部長 豊永大五君
- 水産振興部長 松村晃充君
- 土木部長 荻野宏之君
- 会計管理者 池上香君
- 公営企業局長 笹岡浩君
- 教育長 長岡幹泰君
- 人事委員長 門田純一君
- 人事委員会会長 澤田博睦君
- 公安委員長 古谷純代君
- 警察本部長 江口寛章君
- 代表監査委員 五百藏誠一君
- 監査委員局長 高橋慎一君

事務局職員出席者

事務局長 山本和弘君
事務局次長 横田 聡君
議事課長 吉岡正勝君
政策調査課長 田 渕 史 剛君
議事課長補佐 杉本健治君
主 幹 春井真美君
主 査 宮崎由妃君



議 事 日 程 (第7号)

令和5年3月9日午前10時開議

第1

- 第1号 令和5年度高知県一般会計予算
- 第2号 令和5年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
- 第3号 令和5年度高知県給与等集中管理特別会計予算
- 第4号 令和5年度高知県旅費集中管理特別会計予算
- 第5号 令和5年度高知県用品等調達特別会計予算
- 第6号 令和5年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
- 第7号 令和5年度高知県県債管理特別会計予算
- 第8号 令和5年度高知県土地取得事業特別会計予算
- 第9号 令和5年度高知県国民健康保険事業特別会計予算
- 第10号 令和5年度高知県災害救助基金特別会計予算
- 第11号 令和5年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 第12号 令和5年度高知県中小企業近代化資

金助成事業特別会計予算

- 第13号 令和5年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算
- 第14号 令和5年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第15号 令和5年度高知県県営林事業特別会計予算
- 第16号 令和5年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第17号 令和5年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第18号 令和5年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第19号 令和5年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第20号 令和5年度高知県流域下水道事業会計予算
- 第21号 令和5年度高知県電気事業会計予算
- 第22号 令和5年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第23号 令和5年度高知県病院事業会計予算
- 第24号 令和4年度高知県一般会計補正予算
- 第25号 令和4年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
- 第26号 令和4年度高知県旅費集中管理特別会計補正予算
- 第27号 令和4年度高知県用品等調達特別会計補正予算
- 第28号 令和4年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第29号 令和4年度高知県県債管理特別会計補正予算
- 第30号 令和4年度高知県土地取得事業特別会計補正予算
- 第31号 令和4年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第32号 令和4年度高知県災害救助基金特別

	会計補正予算		関する条例の一部を改正する条例議案
第 33 号	令和4年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算	第 49 号	高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例の一部を改正する条例議案
第 34 号	令和4年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算	第 50 号	高知県旅館業法施行条例及び高知県暴力団排除条例の一部を改正する条例議案
第 35 号	令和4年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算	第 51 号	高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 36 号	令和4年度高知県県営林事業特別会計補正予算	第 52 号	高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例及び高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
第 37 号	令和4年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算	第 53 号	高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
第 38 号	令和4年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算	第 54 号	高知県スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例議案
第 39 号	令和4年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算	第 55 号	高知県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例の一部を改正する条例議案
第 40 号	令和4年度高知県流域下水道事業会計補正予算	第 56 号	高知県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例議案
第 41 号	令和4年度高知県病院事業会計補正予算	第 57 号	高知県獣医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例議案
第 42 号	高知県環境不動産の建築の促進に関する条例議案	第 58 号	高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 43 号	知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案	第 59 号	高知県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 44 号	職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例議案	第 60 号	高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例議案
第 45 号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例議案	第 61 号	高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案
第 46 号	高知県税条例の一部を改正する条例議案		
第 47 号	高知県地域経済牽引事業に係る同意促進区域における県税の課税免除に関する条例等の一部を改正する条例議案		
第 48 号	高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に		

- 第 62 号 高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 63 号 高知県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路及び旅客特定車両停留施設の構造、特定公園施設の設置並びに重点整備地区の信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 64 号 高知県森林整備対策基金条例を廃止する条例議案
- 第 65 号 高知県立月見山こどもの森の指定管理者の指定に関する議案
- 第 66 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
- 第 67 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
- 第 68 号 県が行う土木その他の建設事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
- 第 69 号 包括外部監査契約の締結に関する議案
- 第 70 号 清水高等学校校舎棟新築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第 71 号 清水高等学校体育館・多目的教室棟新築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第 72 号 (仮称) 高知布師田団地団地整備工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第 73 号 国道441号防災・安全交付金(口屋内トンネル (I)) 工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第 74 号 国道493号(北川道路)道路改築(和田トンネル (II)) 工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案

- 第 75 号 都市計画道路はりまや町一宮線防災・安全交付金工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第 76 号 高知県公立大学法人がその業務に関して徴収する料金の上限の変更の認可に関する議案

第2 一般質問 (一問一答形式による)



午前10時開議

○議長 (明神健夫君) これより本日の会議を開きます。



質疑並びに一般質問

○議長 (明神健夫君) 直ちに日程に入ります。

日程第1、第1号「令和5年度高知県一般会計予算」から第76号「高知県公立大学法人がその業務に関して徴収する料金の上限の変更の認可に関する議案」まで、以上76件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問を併せて行います。

質疑並びに一般質問は一問一答形式によることとします。

田所裕介君の持ち時間は40分です。

28番田所裕介君。

○28番 (田所裕介君) おはようございます。県民の会の田所裕介でございます。今期最後の質問となります。諸先輩方の質問と重複する点もございしますが、御容赦いただきまして、知事並びに執行部の皆様どうぞよろしくお願いをいたします。議長にお許しをいただきましたので、順次質問に入ります。

まず、教員のメンタルヘルスについて伺います。

少子化に伴う人口減少、そして高齢化に伴う社会保障や医療・介護問題など、現在の日本は様々な問題を抱えています。このような社会変化の中、様々な予測ができない問題に対処しながら未来の日本を担っていく子供たちを育てる上で、教育は大きな役割を果たします。しかし、子供の自立性を養い、社会形成に参加する資質や能力を育成する教育の場である学校が抱える課題は、より複雑化しています。

平成28年度の教員勤務実態調査で、看過できない教師の勤務実態が明らかとなり、中央教育審議会でも議論が行われ、平成31年に答申が取りまとめられ、国では学校における働き方改革を進めています。本県でも教員の働き方改革には、これまで以上に積極的に取り組む必要があると考えます。

教員の働き方改革の中でも、これから取組が非常に重要になってくるのが教員のメンタルヘルスへの対策です。文部科学省の調査によると、毎年度5,000人前後の教職員が精神疾患で休職していることが明らかになっています。2020年度は5,180人に上り、在職者に占める割合は0.56%となっており、休職によって授業に影響が出たり、ほかの教員の負担が重くなったりする問題も深刻であるとされています。

そこで伺いますが、本県で精神疾患が理由で休職している職員数及び割合について教育長に伺います。

○教育長（長岡幹泰君） 文部科学省による令和3年度公立学校教職員の人事行政状況調査におきまして、本県の精神性疾患による休職者数は45名で、全教育職員に占める割合は約0.62%となっており、全国平均より0.02ポイント低くなっております。

なお、20代、30代の若年教員の休職者は増加傾向にあるというふうに認識しております。

○28番（田所裕介君） ありがとうございます。

一般的には、精神疾患で休職する教員が増えている背景には、業務量増加や教育の質の困難化、教員間の残業時間のばらつき、保護者等からの苦情や不当な要求への対応などが理由として挙げられています。

そこで、伺います。本県において、精神疾患で休職する教員が増加している要因をどのように理解しているのか、教育長に伺います。

○教育長（長岡幹泰君） 精神性疾患の要因は、個人個人によって様々であると思いますが、文部科学省の調査結果におきましては、多様化、複雑化する教育課題への対応や、保護者や同僚との人間関係、さらに最近ではコロナ禍における児童生徒や教職員間のコミュニケーションの取りづらさなどが要因であると示されておりまして、本県も同様の傾向があると考えております。

○28番（田所裕介君） メンタルヘルスの問題によって、長期にわたって学校現場から離れてしまうことは、教員本人へのキャリア形成の問題に加え、教員確保や教育の質向上の観点からも影響が大きいと考えられます。このようなことから、メンタルヘルスの問題で休職している教職員がなぜ休職に至ったのかといった要因の分析はもとより、休職が学校や同僚の教職員にどのような影響や負担を生んでいるのかという点についても把握をする必要があると思います。

そこで伺いますが、休職に伴い、学校や同僚の教職員にどのような影響が出ると認識しているのか、教育長に伺います。

○教育長（長岡幹泰君） まず、児童生徒への影響として、休職に伴い、年度途中で担任が替わることなどにより戸惑いや不安といった、特に心理面への影響が心配されます。

また、管理職や同僚教員につきましては、休職する教職員が担当していた校務のカバーや、仮に休職者の代替教員がすぐに確保できない場

合には授業の代替も必要となり、その負担は大きくなるものと考えております。

一方、休職する教職員におきましては、児童生徒や同僚に迷惑をかけることを危惧されるかもしれませんが、学校はチームとして組織で対応していく体制をつくってきておりますので、療養に専念していただきたいというふうに考えております。

○28番（田所裕介君） ありがとうございます。

そしたら、次は先ほども御指摘した若手の教職員のことについて聞かせていただきたいと思っております。文部科学省の調査によると、20代の若手の教職員の精神疾患に伴う休職が増加していることが分かります。20代の休職者らは、2016年度の1,286人から2020年度は2,140人へと増加し、20代の全教員に占める割合はこの5年間で1.5倍に増えています。20代及び30代といった若手教員は、これから教員のキャリアを積む段階であり、これからの学校教育を担う大事な人材でもあります。

20代もしくは30代などの若手の教員のメンタルヘルスに伴う休職が増えている背景が全国的にございますが、本県において若手教員がメンタルヘルスを要因とし休職に至らないような、若手教員に対する支援体制をどのように整えるのか、教育長に伺います。

○教育長（長岡幹泰君） 本県ではメンター制を導入しており、若年教員グループに先輩教員が付きまして、生徒指導や授業づくりなどについての指導・助言やメンタル面のサポートを行う体制を取っております。

また、県外の出身者や新卒者が孤立することがないように、市町村教育長や校長会などに対して、生活面でのサポート体制の充実や、面談などを通じたメンタル面のケアなどを依頼しております。

県立学校におきましては、主幹教諭などを中

心として人材育成に向けた校内研修などを通して、教員同士が学び合い、支え合う体制づくりの強化に取り組んでいるところでございます。

今後も引き続きチーム学校として、管理職や先輩、同僚に相談しやすい風通しのよい職場づくりについての取組を進めていきたいと考えております。

○28番（田所裕介君） ありがとうございます。

先ほどの体制のお話でございましたけれども、それがしっかりと本当に機能しているのかというところで、より深刻に問題がなっていないように、やっぱりしっかりとそこは見ながら、より丁寧に対策をしていただきたいと改めて要請をするところでございます。よろしく願いいたします。

メンタルヘルスの問題によって休職者が増加しているという背景を踏まえ、対策の強化に向け、文部科学省は精神疾患での病気休職について原因を分析し、対策を考えて実行し、効果を検証するとし、都道府県、政令市の教育委員会に委託して調査研究を行うとしています。2023年度予算に関連経費7,000万円を新規計上いたしました。

全国5か所の教委を選び、それぞれ原因分析と対策検討を行ってもらうこととしています。文部科学省は、具体的な取組については各教委に任せるとしていますが、発症前の予防と発症後のケアの両方に取り組むことが重要としています。本県は、このモデル事業の該当ではありませんが、本県でも取組を進める必要はあります。

これからどのように発症前の予防という点、そして発症後のケアという点で教員のメンタルケアに努めるのか、教育長に伺います。

○教育長（長岡幹泰君） 今後のメンタルヘルス対策につきましては、本県の現状に即した具体的かつ効果的な取組を、予防と教員のメンタル

ケア双方から検討する必要があると考えております。

現在、事務局内で働き方改革プロジェクトチームを立ち上げ、学校における働き方改革の推進について協議を行っているところでございます。来年度は、このプロジェクトチームにおきまして、教職員のメンタルヘルス対策を主要な協議課題と位置づけ、関係者の意見も聞きながら検討を行い、必要な施策を考えていきたいと考えております。

なお、来年度は次期教育振興基本計画の策定作業を行う予定でもあり、メンタルヘルス対策につきましてもその中に位置づけ、取り組んでまいります。

○28番（田所裕介君） 主要施策、主要課題であるというお答えでございました。実際当事者の方にもお話を聞いて思ったところですけども、答弁の中にもございましたけれども、様々背景がそれぞれあって、原因は様々本当にあると思います。ただ、教育現場は本当に非常に大事な機関でありまして、子供たちをしっかりと育てていく、豊かに育てていくというところで言いますと、本当に大事なところであります。その現場で最前線で働いていらっしゃる方々の労働環境の整備、ここはしっかりとやっていただきたいと思っておりますし、しっかり議論を尽くして、実効性のある対策をお願い申し上げます。ありがとうございました。

次に、人権について伺います。

人権にまつわる問題は、国内に住む国民にとって、よりよい生活環境をつくるといった点に加え、これからの国際化や国際競争力の強化を見越したとき、国や企業、地方自治体の信用問題に関わることであります。本県においては、これまで以上に人権について真剣に考え、積極的な取組を県一丸となって行う必要があると考えます。

昨年9月定例会でも質問させていただきましたが、近年、より一層深刻化しているのが、インターネットによる誹謗中傷などの人権侵害であります。法務省によると、令和3年における人権侵害事件の動向について、令和3年に新規に救済手続を開始したインターネット上の人権侵害事件の数は1,736件で、前年から43件増加しており、高水準で推移をしています。

本県において、人権を尊重したまちづくりに向け、まずは県民の人権意識を把握すること、そしてそれを基に人権施策基本方針を改定することが重要です。5年に1度の人権に関する県民意識調査については、令和4年7月から8月に実施されており、来年度は5年に1度の人権施策基本方針の改定年度となっております。

そこで伺いますが、今年度に行われた人権に関する県民意識調査は5年ぶりの調査となりましたが、前回の調査と比較した上で、調査結果の傾向や、新たに見えてきた課題について子ども・福祉政策部長に伺います。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 今後の人権施策を推進するための参考とするため、人権に関する県民意識調査を実施し、今月中に公表する予定となっております。これまでの調査項目に加え、新たに新型コロナウイルス感染症に関する人権、性的指向・性自認の人権を追加しているところでございます。

関心のある人権問題では、インターネットによる人権侵害が55.0%で最も高く、次いで障害者、高齢者、子供、女性、新型コロナウイルス感染症の順となっております。5年前の前回調査と比較をしまして、インターネットによる人権侵害が12.6ポイント、女性に関する人権が11.2ポイントそれぞれ増加するなど、関心が高まっております。このため、インターネットによる人権侵害や、女性に関する人権に対しまして、もう一段取組を強化していくことが必要と受け

止めております。

○28番（田所裕介君） ありがとうございます。

先ほどのお話の中でも、インターネットに関することへの関心が非常に高まっているというところがございます。そこの辺を踏まえて、この先の質問に移りたいと思います。

人権に関する県民意識調査の結果や、近年の課題を踏まえた上で、今後のインターネット上での人権侵害についてどのように県として取り組むのか、知事にお伺いします。

○知事（濱田省司君） これまでもこの人権施策基本方針におきましては、インターネットによる人権侵害を位置づけをいたしまして、いわゆるモニタリングでございますとか啓発活動を実施してまいりました。

今年度の意識調査では、ただいま部長からも答弁いたしましたように、ネット上の人権問題の解決を求める声が多数ございました。こうしたことも踏まえまして、令和5年度におきましては新たな取組といたしまして、プロバイダー等に対しますモニタリングの強化と、効果的な削除要請の実施、さらには弁護士による相談窓口の新たな設置などに取り組みますほか、情報モラルの教育の推進、あるいは講演会などによります啓発の充実、こういった事業に取り組んでまいりる考えであります。

また、人権施策基本方針の次回改定も来年度に控えておりますけれども、この改定におきましては相談支援体制の強化でございますとか、インターネット上での人権侵害への対応などのさらなる充実に向けて検討してまいりたいと考えております。

○28番（田所裕介君） ありがとうございます。

それでは、インターネットでの人権侵害の問題は、高知県に限らず、ほかの自治体でも喫緊の課題です。このような背景を受け、重要な人権課題に対して、地方自治体の長から国に対し、

より施策を取るよう求める、法的な整備を求めるといった声を上げていくことも必要だと考えます。

そこで伺いますが、同和問題などをはじめとするインターネット上での人権侵害に対して、今後全国知事会などを通し、どのように国に対し実効性のある政策や法整備を求めていくのか、これまでの取組や成果を踏まえ、これからの展望を知事に伺います。

○知事（濱田省司君） 県におきましては、これまでインターネットのモニタリングによります差別的投稿の削除でございますとか、ネット上の人権侵害に関する研修への講師の派遣、さらには講演会の実施といった啓発活動を実施してまいりました。また、お話がありました国に対しての動きといたしましては、全国知事会を通じまして、インターネットによる人権侵害の防止、あるいは被害者の救済制度の確立といった実効性のある対策を要望いたしてまいりました。

現在、国におきましては、ネット上の誹謗中傷などの投稿に関しまして、裁判外の手続で迅速な削除をするという、そういった迅速性の重視に特化した手続の創設を検討されているというふうに承知しております。こうした実効性のある制度の確立が早期に実現されますように、引き続き全国知事会を通じた要望、提言を行ってまいりる考えであります。

○28番（田所裕介君） ありがとうございます。

様々具体的なことも出てきたように聞いておりますが、改めてちょっとお聞かせをいただきたいと思います。先ほどの国に対しての要請もそうですし、県においての取組というところで、今で十分とお考えなのか、まだ成果が出ていないから、これからさらに取組を強化していかなければならないというお考えなのか、改めて知事にお伺いをいたします。

○知事（濱田省司君） ただいまも答弁いたしま

したとおり、県民の皆さんの特にインターネット上を通じました人権侵害の問題に対する関心、御要望も高まっているということでもありますので、方向性としたしましては、今までの取組を踏まえまして、さらに充実をしていく、足らざる部分を補っていくという努力が必要だというふうに考えております。

○28番（田所裕介君） どうもありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

インターネットでの人権侵害の現状を踏まえたとき、これまで以上にモニタリングの体制強化を図り、削除要請などその後の対応を含め、被害者救済を迅速に行うことが重要であると思ひます。また、それを踏まえ、来年度当初予算案において新たな取組として予算が計上されています。

インターネット上の人権侵害の早期発見、早期対応に向けて、モニタリング体制、そして相談体制をどのように強化するのか、子ども・福祉政策部長に具体的にお伺ひします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 令和5年度は、インターネット上の部落差別に関するモニタリング体制につきましては広範囲にわたり迅速な検索と削除要請ができるインターネット専門事業者に委託をし、人権侵害の早期発見、早期対応に向けて取組を強化してまいります。問題の投稿を発見した場合には、引き続き市町村や関係機関と協力し、プロバイダーへの削除要請や法務局への通報を行ってまいります。

相談体制につきましては、差別的な投稿や誹謗中傷の被害に遭われた方のために、新たに弁護士による無料相談窓口を設置し、インターネット上の人権侵害への対応に詳しい弁護士への相談が定期的な実施できる体制を構築いたします。また、24時間での相談対応となっております国のインターネット人権相談や、違法・有害情報相談センター等の相談窓口につきまして、市町

村などと協力をし、周知・啓発を行ってまいります。こうした取組によりまして、インターネット上の人権侵害の防止や被害に遭われた方の救済につなげてまいります。

○28番（田所裕介君） ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひいたします。

今回の予算にも新たに計上されて、取組を強化されているというふうにお受け止めておるところでございます。先ほどの知事の御答弁もそうですし、先ほどの取組の内容でございますけれども、人権施策基本方針にもやはり盛り込む、取組を強化するとか、実効性のあるところをしっかりと確認しながら、さらに強化、取組を進めていただきたいと思うところであります。どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

次に、公共交通について伺ひます。

昨年9月定例会でも質問させていただきましたが、公共交通の維持が課題となっており、その中でも特に地方鉄道の維持が議論の対象となっています。

鉄道は大量輸送性、定時性、速達性を兼ね備え、多くの利用があれば環境への負荷も低い優れた輸送機関であると同時に、地域の幹線として機能している場合、バス等の二次交通を含めた地域の公共交通全体の在り方を左右する大きな存在です。さらに、社会経済活動を支える基幹的ネットワークの一部を形成し、都道府県や市町村の圏域を越えて特急列車等の優等列車や貨物列車が走行している場合もあります。しかしながら、全国の地方鉄道は、人口減少に加えて新型コロナウイルスの影響を受け利用客が落ち込み、多くの事業者で赤字が続き、存続が危ぶまれる路線も出てきています。

こうした鉄道路線の現状について、国土交通省では、国の関与、支援の在り方も含め、具体的方策を検討するための有識者検討会、鉄道事業者と地域の協働による地域モビリティの刷新

に関する検討会を昨年2月に立ち上げ、先進事例の整理、分析、関係事業者、自治体等との意見交換なども踏まえ、昨年7月に提言を取りまとめました。

提言においては、輸送密度が1,000人未満の区間を対象に、鉄道事業者と自治体が協議会を設置し協議することに加え、国や地方鉄道に対する地方自治体の役割についても言及されています。1987年の国鉄分割民営化から現在まで、国や地方自治体はこの間の各線区の利用状況や経営状況の変化について自分事として強い危機感を抱くことなく有効な手だてを打ってこなかったのではないかと明記し、国や地方自治体の意識が十分でなかったことを指摘しています。

そこで伺いますが、JRの赤字路線の課題などを踏まえ、地域の重要な公共交通としてのJRに対し、地方自治体としてどのように支援を行い、公共交通の維持に努めていくのか、知事にお伺いをいたします。

○知事（濱田省司君） 議員から御指摘がございましたように、JRを含みます公共交通は、人口減少に加えて昨今のコロナ禍あるいは原油価格の高騰などによりまして、非常に厳しい経営状況に置かれているというふうに認識をいたしております。

これまでも県は沿線市町村と共に、高知県鉄道ネットワークあり方懇談会などにおいて、JR四国や沿線自治体などの関係者と利用活性化に向けました検討を実施いたしまして、バスと鉄道との接続の改善、あるいは観光列車の運行などの新たな利用促進策を実施してまいったわけであります。

来年度も「牧野博士の新休日～らんまんの舞台・高知～」観光博覧会でございますが、この開催に合わせましたJR四国との連携、あるいは愛媛県と連携をいたしました利用促進の取組も検討いたしておるといところでございます

が、引き続き取り巻く状況、環境は厳しいというふうに認識しております。

一方で、地方公共団体と国との間の適切な役割分担という観点、また国鉄の分割民営時の経緯を踏まえますと、特に都道府県境をまたがる鉄道網の維持に関しては、国が基本的に責任を負うべき行政領域だというふうに考えているところであります。

また、JR四国は独立採算がもともと構造的に困難であるという事情を持っておりますので、国による財政支援を前提に収支の均衡を図る、そういったことがこの国鉄の分割民営化の改革時、設計の基本となっております、ほかの既に上場されたJRの東日本、西日本などとは立てつけが異なる、環境が異なるというふうに考えております。

したがいまして、JR四国をはじめとした四国の鉄道ネットワークの維持に関しましては、まずは国がしっかりと責任を果たしていただくということが必要だというふうに考えます。地方といたしましては、地域の現状を踏まえられた利用促進の努力を引き続き行ってまいる一方で、国が財源を含めた支援策を講じるということが基本になるべきだと考えております。

その上で、必要があれば地方もしかるべく分担をして、しっかりとお支えして、公共交通の維持を図っていく、そうした構図の下に取り組まれるべき課題だというふうに考えております。

○28番（田所裕介君） 知事のお考えはよく分かりました。ただ、今利用促進に注力をしていくということと、そこは国が決めるところではないかということ、国の方針がというお話であったかとは思いますが、やはり新型コロナウイルスの登場によって、非常に局面も変わってきたのかなと思っています。運営方式であったり上下分離方式であったり、そういう検討も考えていかなければならないが

い、公共交通の維持というのは本当に喫緊の課題であり、そして重要な、何としても守っていかねばならない重要な機関だと思っているところでもあります。

そこは本当に私からの提議程度でございますけれども、私はそう考えておりますので、そこを十分地域事情も見ながら、現状も見ながら対応をお願いしたいと思うところでもありますので、よろしくお願いを申し上げます。

これからの公共交通の在り方として重要になってくるのは、昨年9月定例会で質問させていただきました、持続可能な新しい公共交通モデルとしてのM a a Sであります。政府の骨太の方針2022においても、デジタルトランスフォーメーションへの投資としてM a a Sが推進されており、またこれからの持続可能な公共交通モデルとしても期待されています。9月の答弁では高知県版M a a Sへ向け、具体的には路線図や時刻表、バス停の位置情報などのデータを整備し、オープンデータ化を目指すことで、早急に全ての市町村営バスのデータ整備を終えるよう取り組んでいくとの力強い姿勢が見えました。

令和5年度当初予算におきまして、公共交通マイナンバーカード活用実証事業委託料への予算が新規事業として計上されております。具体的には高知県版M a a Sの一環として、マイナンバーカードを活用したシステムの実証事業であるとされています。この事業に関しましては先日既に御質問されておりましたが、改めてお伺いをいたします。

実証事業について、その規模や方法など、内容について中山間振興・交通部長にお伺いします。

○中山間振興・交通部長（中村剛君） 今回の実証事業は、中土佐町が高齢者のお出かけ支援を目的に実施している65歳以上のバス運賃無料事業、通称バスパス事業と申しますが、このデジ

タル化を図るもので、主な対象は65歳以上の高齢者約3,000人となっております。

具体的な手順としましては、まずサービスの利用を希望される方のマイナンバーカード、これに番号を付与しまして、その番号をバスの車載器で読み取り、対象者であることを確認するとともに、カードを読み取った時刻とGPSで測定したバスの位置情報から乗降場所を特定することで、誰がどこで乗降したか、運賃は幾らかを自動的に判別、電子データ化するものでございます。これによりまして、対象者はその都度紙に乗車区間を記載する手間、これをかけることなく、マイナンバーカードをタッチするだけでサービスを利用できるようになるというものでございます。

○28番（田所裕介君） ありがとうございます。

実証事業に関しては明確に何を目的として、何をどのように検証するのか、また得られた知見をどのように今後の高知県版M a a Sや公共交通の維持に生かすのかといった、事前の計画は非常に重要になってきます。

そこで伺いますが、実証事業をどのように生かして、まちづくりや地域行政の視点、ポリシーミックスの観点から、今後の高知県版M a a Sの発展に生かしていくのか、中山間振興・交通部長に伺います。

○中山間振興・交通部長（中村剛君） 御指摘のように、公共交通を活用し、まちづくりや地域振興策などの他の政策分野と連携を図っていくことは、公共交通維持の観点でも非常に重要だと考えております。

このバスパス事業は、高齢者などの路線バスへの乗車賃を無料化することにより、社会活動の範囲を広め、生活の質及び福祉の向上を図り、介護予防に寄与することを目的として実施されておりますが、公共交通と福祉分野のポリシーミックスの好事例と考えております。

また、今回の実証事業は、これまでにMaaSの実現に向けて県が主導して整備を支援してきた路線図やバス停の位置情報などのデータ、これを活用したものでもございます。本事業によりまして、公共交通と他分野とのポリシーミックスの有効性あるいは位置情報などのデータ活用事例、これを市町村や交通事業者に示すことで、高知県版MaaSの実現に向けたデータ整備の加速化、公共交通を活用したまちづくりの横展開を図ってまいりたいと考えております。

○28番（田所裕介君） 御期待しております。どうぞよろしく願いいたします。

最後に、カーボンニュートラルについて伺います。

近年、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの増加によって地球温暖化が進み、様々な気候変動の影響が生じており、今後豪雨や猛暑のリスクがさらに高まることが予測されています。パリ協定を契機に、SDGsの達成をはじめとした地球規模での課題への対応がより求められ、国は令和2年に、2050年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言いたしました。本県でもカーボンニュートラルに取り組むその具体的な取組の道筋を示すものとし、令和4年に高知県脱炭素社会推進アクションプランを策定しました。カーボンニュートラルの実現に向けては、行政だけでなく、企業や県民にも理解を求めるとともに、協働し取り組むことが必要となります。

本県では、アクションプランに基づいて省エネルギー行動を促し、県民、企業、行政の連携した取組を進めるために環境パスポートを導入しました。環境家計簿の登録や、環境に優しい取組の投稿、そして環境関連イベントへの参加の報告などを行うたびにポイントがたまり、そのポイントを使ってサイト内で賞品が当たるキャンペーンに応募することができるという取組で

す。

県民や企業の環境への意識を高め、行動変容を促していくためには、今後環境パスポートの認知度を高め、登録者を増やしていくこと、環境に優しい取組を継続して行ってもらえるようにすることが必要ではないかと考えます。

こうした点について、来年度環境パスポートではどのような工夫をしていくのか、林業振興・環境部長に伺います。

○林業振興・環境部長（豊永大五君） 環境パスポートは、本年2月末時点で700人を超える方に登録をいただいておりますが、さらに認知度を高め登録者を増やし、県民の皆さんに行動変容を促していくことが必要だと考えています。

来年度は、まず登録者数を増やすため、脱炭素に取り組む機運を醸成していく普及啓発の中で、環境パスポートについても積極的に周知をしてまいります。加えて、市町村が実施するイベントとの連携などによりまして、環境パスポートでポイントを付与するイベントの充実を図ってまいります。その際、会場で興味を持っていただけるようなPRを行うことなどによりまして、来場者に登録を呼びかけてまいります。

また、既に登録をいただいている方々には継続して取り組んでいただけるよう、マイボトル持参や食品ロス削減などといった特定のテーマのキャンペーン期間を、年間を通じて設ける予定としています。そして、キャンペーンごとに商品の当たる抽せんを行い、楽しみながら環境に優しい行動に取り組んでもらえるよう、工夫してまいりたいと考えています。

○28番（田所裕介君） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

カーボンニュートラル政策に関して非常に重要な部分を占めるのが運輸部門の取組です。運輸部門における二酸化炭素の排出量は日本全体の約2割を占めており、その3分の1以上を物

流関係が占めていることから、物流分野における二酸化炭素排出の抑制が重要となります。低燃費車、電気自動車等の次世代自動車の普及の有効性が否定できない一方、今すぐに全ての車両をこれらに置き換えることは難しいと考えます。そのため、まずは運輸等の効率化を図ることで、CO₂の削減を図っていくという取組が必要です。

どのように本県では運輸関係の二酸化炭素の排出量削減に取り組むのか、これまでの取組も踏まえ、中山間振興・交通部長にお伺いします。

○中山間振興・交通部長（中村剛君） 御指摘のように、運輸部門の二酸化炭素の排出削減は大きな課題であると認識しております。県の脱炭素社会推進アクションプランにおいては、重点施策として低燃費車、電気自動車等の次世代自動車の普及を進めることとしておりますが、あわせて高知県トラック協会への補助を通じたハイブリッド車などの環境に配慮したトラックの導入、あるいはアイドリングストップを後押しする機器の導入を支援させていただいておるところでございます。加えて、ソフト面での対策といたしまして、CO₂削減につながる宅配便の再配達を減らすことへの協力をお願いする広報、こちらも始めたところでございます。

引き続き、カーボンニュートラルの実現に向けまして県民の方の意識向上に取り組むとともに、運輸事業者の環境意識を高めるための啓発事業にも取り組みまして、二酸化炭素の排出削減につなげてまいりたいと考えております。

○28番（田所裕介君） よろしくお願いいたします。

物流分野におけるCO₂削減の中でも、県民の生活と非常に近いのが宅配便であると思います。電子商取引、ECの急速な発展により、宅配便取扱個数が年々増加する一方で、約2割の荷物が再配達となっており、それに伴うCO₂排出量

の増加が深刻化することが懸念されています。

国土交通省は、令和元年度の物流分野におけるCO₂削減対策促進事業において、宅配便再配達の削減によりCO₂の削減を図る目的で、特定の会社でなくとも利用できるオープン型の宅配ボックス整備等に対して補助を行い、それらを再配達の多い地域の駅、コンビニ等の公共スペースやオフィス、マンションへの集中的な面的設置を図りました。

この事業以降にも、国では様々な宅配ボックス設置の施策を既に行っており、公営住宅を対象とした公営住宅等整備事業、そして民間の住宅を対象としたこどもみらい住宅支援事業、防災・省エネまちづくり緊急促進事業などがその例となります。国以外でも岡崎市、福岡市など、地方自治体が独自に宅配ボックス設置に補助金を出している事例もあります。

アクションプランにもありますように、省エネ住宅の促進及び運輸等の効率化を図るという点において、また宅配便の再配達を減らし、CO₂の削減につなげるという点において、宅配ボックスの設置というのは比較的取り組みやすく、かつ効果も見込める取組ではないかと考えます。本県では、アクションプランに基づいた環境パスポート制度がせっかくありますので、宅配ボックスを設置した際には、カーボンニュートラルに資する取組としてポイント付与を行うてはどうかと思います。

そこで伺いますが、環境パスポート制度において、宅配ボックスの設置に対するポイント付与を行う考えについて林業振興・環境部長にお伺いします。

○林業振興・環境部長（豊永大五君） 環境パスポートでは、環境に優しい取組を行い、それに投稿してもらおうとポイントを付与することとしています。宅配ボックスの設置も環境に優しい取組ですので、現在でもそういった投稿に対し

ましてポイントを付与することが可能です。

来年度は、再配達防止キャンペーンの期間を設けて、県民の皆さんの行動変容を促してまいりたいと考えています。その期間中は、宅配ボックスを設置したとの投稿に対してポイントを多めに付与する形で、設置を促進していくことも考えてまいります。

○28番（田所裕介君） よろしくお願ひいたします。

カーボンニュートラルの取組を加速するものとして、高知県では令和5年3月に自治体では四国初となるグリーンボンドを発行します。昨年2月定例会で、官民連携、資金調達の新手法について質問させていただき、活用を提案させていただきました。

グリーンボンドの資金使途として、1つに、再生可能エネルギーに関する事業、2つ目に、温室効果ガスの排出削減対策を目的としたクリーンな輸送に関する事業、3つ目に、自然災害の防止を目的とした気候変動への適応に関する事業などが挙げられています。

グリーンボンドは、四国の自治体では本県が初であり、グリーン化の事業に充当するグリーンボンドの発行となると投資家から注目が高まると思われ、本県における官民連携、資金調達の新たな手法となります。しかし、グリーンボンドは、既にほかの自治体や企業でも発行されているものであり、そのような中でどのようにグリーン投資に関心の高い投資家を本県に引きつけていくかということが重要になります。メリットがなければ投資家は投資をしないからです。

そこで伺いますが、グリーンボンドを導入する狙いや、投資家へのアピールポイントをどのように考えているのか、総務部長に伺います。

○総務部長（徳重覚君） 本県におきましては、脱炭素社会の実現に向けまして、令和4年3月

に脱炭素社会推進アクションプランを策定したところでございます。本県の強みである豊富な自然資源を生かした取組を県民、事業者、行政が一丸となったオール高知の体制により推進しているところでございます。来年度予算におきましても再造林施策の抜本強化や、環境不動産認定制度の導入などをはじめ、一連の施策のバージョンアップを図っているところでございます。

今回のグリーンボンド発行につきましては、こうした取組の一環として、グリーン化を推進する本県の姿勢をPRすること、そして県民、事業者の脱炭素化に向けた機運をさらに高め、具体的な行動をより力強いものとしていくことを目的としております。

オール高知での推進体制や独自の取組が本県のアピールポイントでございます。四国の自治体初の取組といたしまして、県外投資家だけではなく、多くの県内事業所に御購入いただけるよう、販売担当の証券会社とも連携し、しっかりアピールをしていきたいと考えております。

○28番（田所裕介君） ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

私からの質問は以上となります。様々な項目において丁寧な御答弁をありがとうございました。

最後に、今年度をもって御退職される県職員の皆様に、これまで県勢発展に向けての御尽力に感謝を申し上げますとともに、今後新たなステージでのさらなる御活躍を祈念申し上げ、一切の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（明神健夫君） 以上をもって、田所裕介君の質問は終わりました。

ここで10時45分まで休憩といたします。

午前10時40分休憩



午前10時46分再開

○議長（明神健夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

依光美代子さんの持ち時間は20分です。

25番依光美代子さん。

○25番（依光美代子君） 一燈立志の会、依光美代子でございます。通告に従って、5項目について質問をいたします。

最初に、人口減少についてお尋ねをいたします。

高知県の人口は、少子高齢化に伴い人口減少に歯止めがかからない状況です。自然減は1990年に全国に15年先行して始まり、その人口は約82万5,000人でしたが、令和元年には70万人を割りました。そして、2022年10月には約67万5,000人と約2割減と、人口減少に歯止めがかかりません。

その間には、人口減少を食い止め、増加に転じるため、まち・ひと・しごと創生総合戦略などの施策を進めてきました。自然減については、高齢化が全国に10年先行して進行し、やむを得ない状況だとは思いますが、総合戦略では、令和5年度に社会増減をゼロにする目標を掲げておりますが、現状では厳しいと感じます。

人口減少は、ここ数年は前年比マイナス7,000人台でしたが、令和4年10月1日現在の前年比はマイナス8,339人と、一段と進んでおります。何らかの新たな対策が必要ではないでしょうか。

このように人口減少に歯止めがかからない現状をどのように受け止めておられますか、知事にお聞きいたします。

○知事（濱田省司君） 御指摘もございましたが、本県の人口構成を年齢別に見ますと、65歳以上の高齢者の方々が15歳未満の年少者の方々の3

倍以上となっております。こうした年齢別の人口構成によりますと、どうしても年間の死者が出生者の数を大きく上回るということになりまして、こういった意味での自然減が今後も一定程度続くということは避けられない状況だというふうに捉えております。

そうした中におきましても、近年特に出生数が大幅に減少すると同時に、依然として社会減が継続をしているということによりまして、人口減少が加速化しているということは、非常に深刻な状況にあると受け止めております。地域の暮らしを守り活力を維持するために、これまで以上に危機感を持って対策に取り組む必要があると考えております。

この人口の減少幅を少しでも緩やかにしまして、できるだけ早い時期に人口の若返りを図ることができるよう、まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げました各種の施策、子育て支援などの自然減対策と併せて、若者が魅力を感じる仕事の創出などの社会減対策、こうした対策に全力で取り組んでまいる所存であります。

○25番（依光美代子君） 先ほど知事が述べられたように、本当に人口減少を抑制する取組、まさに待ったなしの状況だと思えます。成果につながぐためにも、事業に課題があれば、なぜ、どうしての原因把握が必要です。

特に、令和3年から4年にかけて人口が、コロナ禍とはいえ大きく減少した原因をどのように捉えておりますか、産業振興推進部長にお聞きいたします。

○産業振興推進部長（沖本健二君） お話のありました8,339人の内訳でございますけれども、自然減が約9割の7,412人、社会減が残り1割の927人となっております。減少数を令和3年と比較いたしますと、社会減が424人改善しております。これは入国制限が緩和されたことによりまして、外国人の転入が増加したものと思われま

一方、自然減は1,285人悪化しております。その内訳は、死亡者数が846人増加した反面、出生者数が439人減少しております。死亡者数の増加は、高齢化に伴う影響が大きいと思われます。また、出生者数の減少は、若年女性人口の減少のほか、新型コロナウイルスの影響もありまして婚姻件数が減り、経済的な不安から子供を持つことを前向きに考えられなかった可能性もあるものと思われます。

○25番（依光美代子君）先ほど述べられました、それぞれ課題を把握されておりますが、その課題を解決するために、来年度どのように取組をお考えでしょうか、産業振興推進部長にお聞きいたします。

○産業振興推進部長（沖本健二君）社会減と自然減の減少に向けまして、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、若者の定着、増加と出生率の向上を図る取組を推進してまいります。

まず、若者の定着、増加では、各産業分野のデジタル化の加速に加えまして、ヘルスケア産業やアニメ産業など、若者が魅力を感じる仕事の創出に取り組んでまいります。また、さらなる移住促進に向けまして、Uターンを増やす取組のほか、受皿となります仕事と住まいの確保を充実いたしまして、地方への人の流れを呼び込みたいと考えております。

次に、出生率の向上に向けましては、社会人交流イベントの開催といたしました多様な出会いのきっかけづくりや、安心して子育てできる環境づくりに取り組んでまいります。

○25番（依光美代子君）ぜひその移住促進ですが、鳥取県では若い世代の移住を促進することで出生数の維持をできておりますので、そういうことも勘案しながら、若者の移住ということを特にせられたらいいかと思えます。

この人口減少をいかに抑制するかの取組は、ここ10年ぐらいが正念場だと思います。ぜひ、

いつも知事がおっしゃっているように成果と前進、それにどうつなげるか、実効性のある取組をお願いし、次の質問、人口減少の原因の一つである少子化対策の充実強化と、女性の活躍の場の拡大についてお伺いをいたします。

私は、少子化の原因の一つには、女性への一方的な負担や男女の格差があるからだと考えます。女性の理想的な子供の数と現実的に持ちたい子供の数に乖離があります。それは、女性が働きながら子育てしやすい環境がまだまだ整っておらず、子供を産み育てたくても産めないのです。例えば、育休がなかなか取れないといった現実があります。

男女雇用機会均等法や育児・介護休業法を守らない企業に対して罰則規定はなく、企業名を公表するだけにとどまっております。また、女性が一旦職場を辞めると、再就職は並大抵ではありません。日本国憲法では、個人の尊厳と男女両性の平等を保障しており、性に基づく差別をはじめ、あらゆる差別を否定しております。それにもかかわらず、今日でも女性は家庭でも社会でも様々な差別を受け、不利益を被っているのです。このような現実があるから、女性の県外への転出超過は一貫して男性より多いのであります。

今なお男女間の不平等が根強く残っている背景には、男性は社会、女性は家庭という固定した役割分担意識が依然として残っているからです。それが少子化や女性の活躍の機会を阻害する要因の一つになっているのです。

女性自身が意識や能力を高める努力をして、自ら問題を解決しようとする姿勢は重要であります。しかし、この問題は男性の問題でもあり、完全な男女平等、共生社会をつくっていくためには、男女雇用機会均等法を名実ともに実効を上げるためにも、男性の理解、頭の切替え、協力が絶対に必要であります。

少子化対策の充実強化と女性の活躍の場の拡大を実現するためにも、ぜひ男性や企業、社会の考え方を改める取組が必要と考えます。子ども・福祉政策部長の御所見をお聞きいたします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 少子化対策の充実強化と女性の活躍の場の拡大に向けましては、お話のように男性は社会、女性は家庭といった固定的な性別の役割分担意識の解消をはじめとする社会全体の意識改革が不可欠というふうと考えております。

そのため、県としましては、今年度内に女性活躍推進計画アクションプランを策定し、女性が自らの希望や意思に基づいて人生を選択し、個性や能力を最大限に発揮できる高知県、オール高知で社会や職場での女性の活躍を後押しし、日本一女性が活躍できる高知県を目指して、市町村や関係団体、事業者の方々と共に取り組んでまいります。

アクションプランの施策の柱に、女性の活躍に向けた意識改革の推進を掲げまして、企業・職場風土の改革、男性の家庭・地域での活躍促進、女性への勇気づけ、若い世代へのキャリア教育の4つのターゲットごとに、実効性のある施策を展開していくことで、女性が活躍する社会の実現に向けまして、より一層強力に取り組を進めてまいります。

○25番（依光美代子君） ぜひよろしくお願ひいたします。

次の質問に移ります。民生委員・児童委員の欠員についてお尋ねをいたします。

近年では全国的に民生委員・児童委員の高齢化や担い手不足が深刻な課題になっております。昨年12月1日が3年に1度の改選日でしたが、本県では定数2,489人に対し委嘱者は2,301人、欠員は過去最多の188人でした。

民生委員の役割は多岐にわたり、対象者は年々増加傾向となるなど、以前とは状況が違っ

てきており、ボランティアとはいえ大変な責任の重い仕事です。地域の対象者は高齢者が多いだけでなく、独居住まいの方も増え、民生委員は地域の見守り役として欠かせない存在です。

また、障害者や母子・父子家庭などの様々な支援を必要とする方々と個々に相談に応じて、生活課題の解決など、幅広い地域福祉活動を担ってくださっております。

民生委員は、地域住民にとってなくてはならない存在ですが、担い手不足で大変苦慮しております。このような現状を踏まえ、何らかの支援が必要と考えますが、知事の御所見をお聞きいたします。

○知事（濱田省司君） まずは、議員からもお話がございましたように、民生委員・児童委員の方々が日々献身的に地域で活動いただいていることに関しまして深く敬意を表しますとともに、心より感謝を申し上げたいと存じます。地域の力が弱まる中で、広い地域を担当され、独居の高齢者の方々、あるいは複合的な課題への対応といった形で、この活動は体力的にも精神的にも負担が増してございまして、この民生委員・児童委員のいわゆる成り手不足の要因ともなっているというふうと考えます。

一方で、民生委員・児童委員の皆さんは地域の見守り活動の要役でございます。そうしたことから、県におきましては、この民生委員の方々の心身の負担軽減を図れますように、例えば郵便局の皆さんあるいは運送業の皆さんが日常業務の中で見守り活動を行うと、こういった支援ワークの構築を進めてございまして、これを今後、より一層拡大していくということによりまして、民生委員・児童委員の皆様方の支援に資することにしたいと考えております。

加えて、地域で活躍をされます民生委員の活動に光を当てまして、民生委員の皆さんが地域の身近なつなぎ役であるということを県民の皆

さんに広く知っていただく、そういうことを通じまして、活動を後押しさせていただきたいと思っております。

○25番（依光美代子君） ぜひ活動の後押しをお願いいたしたいと思えます。民生委員の仕事は、本当に高齢化と比例して増加するばかりですので、ぜひ県独自の報酬の上乗せや行政退職者に対しての声がけなど、今後そういうことも検討することを要請して、次の質問に移ります。

中山間対策についてお伺いをいたします。

私は昨年9月議会において、大学生の中山間地域での活動について交通費などの支援ができないかと質問しました。その後、早速に中山間地域対策課が動いてくださり、大学へ意見聴取に訪問されたとお聞きしております。現場の先生方は大変喜んでくださっておられました。

その質問が生かされ、令和5年度事業では中山間対策の強化ポイントに、集落活動センターと大学との連携による活性化が掲げられております。このような迅速な施策が、人口減少で疲弊している中山間地域の救世主になると感じますし、私も大変期待するところでございます。

この集落活動センターと大学との連携とはどのようなことをお考えでしょうか、中山間振興・交通部長にお聞きいたします。

○中山間振興・交通部長（中村剛君） 議員の御提案を踏まえまして、集落活動センターと大学双方に聞き取りやアンケートを行ったところでございます。

センターからは、イベントへの参画など大学生を受け入れたいといったニーズが多かった一方で、大学へのアプローチ方法が分からないとの声がありました。大学側からは、学びの機会としてのニーズがある一方で、学生の交通費の負担といった課題を把握したところでございます。

このため、新たにセンターと大学とのマッ

ングを県が担うこととしまして、あわせて課題とされた学生への交通費の支援、これも行うことを考えているところでございます。

○25番（依光美代子君） 早速に集落活動センターと大学へのニーズ調査を行ってくださり、交通費の支援だけでなくマッチングも行うということで、非常にきめ細かな対応ありがとうございます。

マッチングとは具体的にどのように進める予定ですか、中山間振興・交通部長にお聞きいたします。

○中山間振興・交通部長（中村剛君） 具体的なマッチングに当たりましては、改めて各集落活動センターに対しまして、地域の課題あるいは学生に関わってもらいたい活動、受入れ体制といった詳細なニーズ、これを確認した上で、これを大学側に提示する、そして大学側で学生を募集していただくということを考えております。これには一定の業務も見込まれますために、新たに職員を配置しまして、丁寧できめ細かなマッチングを図っていきたいと考えております。

○25番（依光美代子君） ありがとうございます。

私自身も、地域に学生が入ることで地域の役割が生まれ、地域が活気づいていく姿を見てきております。大学との連携は非常によい取組だと思います。この取組によりどのような効果を期待しておりますか、中山間振興・交通部長にお聞きいたします。

○中山間振興・交通部長（中村剛君） 例えば、既に大学生を受け入れている集落活動センターからは、こうしたことが契機になりましてセンターの取組への地域住民の参加者の増加が見られた、また若者の視点による課題解決など、センターの活動の活性化につながったとの声をお聞きしております。さらに、土佐町や津野町で見られるように、大学でのこうした地域活動をきっかけに、卒業後地域に移住した事例もござ

います。

大学側といたしましても、中山間地域の現状を知りまして、その課題解決に住民と共に最前線に関わる、こうしたことが学生自らの成長につながる貴重な経験であると伺っております。本事業でセンターと学生との関わりを拡大、継続していきますことで、関係人口を増やし、そうしたことによりまして、センターの持続的発展、地域の活性化につながるといった効果を期待しているところでございます。

○25番（依光美代子君） ぜひよろしくお願ひします。

それでは、最後の質問に移ります。物部川水系河川整備基本方針及び物部川水系河川整備計画の変更についてお尋ねをいたします。

現在、物部川では様々な課題を抱えており、その対策は待ったなしの状況です。国土交通省や高知県及び関係機関などが中心となって、物部川濁水対策検討会などにおいて、山から海までを一体的に捉えて、総合的な土砂管理の課題を洗い出し、抜本的な対策について検討されていることには大変感謝をいたしております。第21回濁水対策検討会で具体的な協議に入る方針が確認されました。

そのことを踏まえ、2月17日には流域3市において本年度3回目の要望を地元選出国會議員と国土交通省に行いました。その要望は、さきの検討会で協議された対策を進めるための物部川水系河川整備基本方針及び河川整備計画の早期変更などでした。

この方針及び計画の変更は、国土交通省と高知県にて行うものです。近年の気候変動などにより河川の危険度は私たちの考えの及ばないスピードで上がっております。全国的に見ると、洪水流量はこれまでの約1.2倍に増加すると予想されております。

計画の早期変更が絶対に必要ですが、今後の

予定についてどのようにお考えか、土木部長にお聞きいたします。

○土木部長（荻野宏之君） 物部川の河川整備基本方針及び河川整備計画の変更におきましては、気候変動による流量の増や、ダムにたまる土砂の排出方法、ダムの改築工事に伴う発電への影響など様々な検討を行うことが必要であります。特に、3基の既設ダムの改築方法につきましては、シミュレーションにより土砂を下流に排出する効果の確認を行うなど、3基が一体となった対策の検討が必要となってまいります。

しかし、このような手法につきましては、全国でも事例が見当たらず、少なくとも数年間かけて独自に検討を行っていく必要があります。そのため、国と連携しまして、計画の変更に向けた取組をしっかりと進めたいと考えております。

○25番（依光美代子君） ありがとうございます。本当に今回、第21回の濁水対策検討会で大きくかじが切られたと思います。そのお話を聞いて私もうれしく思ったことですが、全国初ということで、大変時間も要るだろうと思います。住民の命と財産を守るためにも、ぜひ計画の早期変更に向けて努力をお願いしたいということをお願いしまして、そして本当に私、短い期間でした1年間という間、あっという間に終わりましたが、皆さんの支えによって1年間務めることができました。

以上で私の質問を終わります。本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（明神健夫君） 以上をもって、依光美代子さんの質問は終わりました。

ここで11時10分まで休憩といたします。

午前11時6分休憩



午前11時10分再開

○議長（明神健夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

土森正一君の持ち時間は60分です。

5番土森正一君。

○5番（土森正一君） 自由民主党の土森正一です。議長の許可をいただきましたので、質問を始めさせていただきます。

昨年の都道府県議会議員研究交流大会にオンラインで参加いたしました。その基調講演で、山崎史郎氏の「全世代型社会保障について－人口減少問題を中心に－」を聞いて、改めて人口減少問題の深刻さを理解したところです。基調講演でお聞きした人口減少対策を参考にして、御質問をさせていただきます。

海外のシンクタンクによる「小国に向かう日本」というレポートがあります。このレポートによりますと、2065年までに日本の人口は8,800万人になり、ピーク時の3分の2強まで減るだろう、日本政府は人口1億人を維持することを目標として掲げているが、その実現方法はまだ誰も知らない、日本人全体が一つの選択に迫られている、日本社会に移民を受け入れるか小国として生きるすべを学ぶのか、恐らく日本人は後者を選ぶのではないだろうか、感情を表さずに優雅な冷静さを保ちながら、消えゆく村落や国富の減少を淡々と受け入れるのだ、このまま推移していくと1億人を維持することは相当厳しいというレポートでした。

私は、この困難な最大の課題の人口減少に立ち向かうには、子育て世代の支援、地方大学の強化や地域の人材教育、首都圏の若者の地方移住推進など、若者に焦点を当てた地方創生が必要ではないかと考えています。本県も、2060年には何もしなければ39万4,000人になると予想さ

れており、これをあらゆる施策を実施して55万7,000人に抑えるとしております。

国及び本県の人口減少対策について、これまでの成果や現状、課題を踏まえた上で知事にお考えをお聞きします。

○知事（濱田省司君） これまで、人口減少に歯止めをかけまして東京圏への一極集中を是正しようという考え方に立ち、国、地方が一丸となりまして地方創生の取組を進めてまいりました。本県におきましても、経済の活性化、少子化対策、中山間対策といった総合的な取組を進めました結果、例えば雇用の創出、移住者の増加といった面で一定の成果が見られているところであります。

しかし、人口動態、人口増減ということで見ますと、年齢構成を反映いたしまして全国同様に本県も人口減少が加速化をしており、コロナ禍を受けまして出生数が大幅に減少しているという状況でございます。

こうした中で、国におきましては、デジタルの力によりまして地方創生の取組を加速化させ、深化をさせるという考え方に立ちましたデジタル田園都市国家構想を推進されております。あわせまして、異次元の少子化対策を実現しようという考え方で、子ども・子育て政策の強化、抜本強化に向けました具体策がちょうど今検討されているという途上でございます。

こうしたことを受けまして、国の動きも踏まえて、引き続き付加価値や労働生産性の高い産業を育む取組を加速化させていくということによりまして、御指摘もありましたように、特に若者に魅力がある仕事を数多く創出すること、そうしたことと併せて、地方への人の流れをしっかりと本県に呼び込んでまいりたいと考えております。さらには、コロナ禍で減少しました出会いの機会の拡大、子育て世代に寄り添った少子化対策を強力に進めてまいること

よりまして、この人口減少に対峙をしまいたいと考えております。

○5番（土森正一君） ありがとうございます。国のほうもデジタル田園都市国家構想で、人口移動とかいろいろと考えております。しっかりと県とマッチングしてできればなど考えております。若者のこれからの地方創生も大事だと思っておりますので、次に質問させていただきます。

それでは、子育て世代の支援から御質問をいたします。子育て世代は、仕事と子育ての両立支援が必要不可欠です。子育て世代をめぐる状況は、世帯規模の縮小、共働きの増加、雇用・経済基盤の不安定化など、経済面で不安を持ちながら子育てをしており、家族機能の低下が心配されています。養育・教育機能や次世代育成機能を社会が補強、支援していく必要があると考えています。

平成26年の内閣府、「人口、経済社会等の日本の将来像に関する世論調査」の中で、国民の9割以上が、子供を産み育てることによる負担は社会全体で支えるべきと答えています。日本の未来のためには、子育て世代を社会全体で支えていくことが必要だと思っています。

子育てに対する社会的支援の必要性を改めて考え直さないといけないと思いますが、知事の所見をお願いいたします。

○知事（濱田省司君） 核家族化あるいは共働きの増加といった動きに伴いまして、従来家族が担ってまいりました子育てを世代間で支え合うという機能は弱まりつつあるのが現状だと考えます。現代では、多くの子育て世帯が夫婦のみで子育てを担っているということございまして、その結果、仕事と育児の両立に困難さを抱えまったり、孤立感、不安感が高まったりしているという状況であると考えます。

子育ては、地域の未来を担う人材の育成であります。現在の家族を中心とした子育てから、

地域の高齢者などが若い世代の支え手に回るといった形で、社会全体で子育て世代を支えるということが必要だということは御指摘のとおりだと思います。

このため、本県におきましては、子育てを軸に、例えば子育て経験者などに御協力をいただきまして、地域の多様な主体が子育てを支える住民参加型の子育て支援を推進してまいりたいと考えております。さらに、国におきましては、経済的支援の拡充などを通じまして、子育てを社会全体で支えると、そういった仕組みにつきまして、全世代型社会保障構築会議の取りまとめを踏まえて財源も含めた具体的な制度設計の議論が進められておりまして、これが積極的に進められることを我々としても期待しているところであります。

○5番（土森正一君） ありがとうございます。

知事は、提案説明の中でも、国は4月に発足するこども家庭庁を司令塔として、必要な政策を体系的に取りまとめ、将来的に関連予算の倍増を目指しています、県民のお声をお聞きしながら、少子化対策において積極的に政策提言を行うとお話しされました。

高出生率国であるフランスにおける少子化対策関連予算はGDP比で3.6%、スウェーデンは3.4%で日本の2倍の水準であります。子育て支援の内容は、児童手当や出産手当、育児休業給付などの現金給付と、保育サービスの現物給付、そして税制控除の3つから成っております。残念ながらそれらの国と比較すると、我が国の支出規模は見劣りをしております。

日本においてもどのような経済的な支援が有効であるか、知事に所見をお伺いいたします。

○知事（濱田省司君） 我が国におきましては、本県も含めまして、子育てや教育に対する経済的な支援のニーズが高いということが、各種の

意識調査などから考えられるところだと思っております。

現在、国におきましては、将来的な子供予算の倍増に向けました議論が進められておるところでございます。その際には、児童手当の支給額の拡充などといった現金給付の分野にとどまらず、例えば教育費や保育料、そして医療費などといった子育てに係るサービスの現物給付に係ります負担を軽減し、多くの子育て世代に実効ある支援を行うということが必要ではないかと考えております。

国におきましては、このような子育て世代への所得の再配分機能を持つような、経済的支援の強化にしっかりと取り組んでいただきたいというふうに考えております。こうした点を国に対して強く訴え、提言をしてまいる考えであります。

○5番（土森正一君） 知事、ありがとうございます。しっかりと国に政策提言していただければと思います。

次に、ちょっと深掘りさせていただきます。育休制度についてお聞きをいたします。2021年、国立社会保障・人口問題研究所調査の、我が国の子育て支援制度の利用割合を見ると、両立支援の育休の利用割合は、妻の場合43%で、夫の利用割合は3.7%であります。一方で、厚労省の情報である育児休業取得率というデータでは、2021年度の実績としては、女性は85.1%、男性は13.97%という数字が公表されております。

利用割合のほうは、第1子が3歳から15歳未満までの初婚同士の夫婦の全てを分母としているのに対しまして、取得率は、女性の育休取得率とは、出産時も就業を継続し、育休を制度上取得できる人のうち、育休を取得した人の割合の数字でございます。そもそも自営業者や出産退職者、専業主婦などは対象となっております。また、非正規雇用の女性の場合、23.6%し

か育休制度を取得できておりません。

研究者の分析によりますと、育休制度があっても、女性の労働時間が長い場合には育休の出産促進効果は期待できないものとの結果が示されており、出生率向上の点において、時短制度も重要な意味を持っていると言われております。福井県では、県独自の取組として、育休、短時間勤務を推進し、福井県ライフプランサポート企業促進奨励金として、企業の取組を支援しております。

今の日本の制度は普遍性に欠け、対象者が限定されているため、まずは働く全ての親を対象に、育児休業や育児短時間勤務を組み合わせた支援をしていくことが子育て世代を社会で支えていくことになるのではないかと考えますが、知事の所見を伺います。

○知事（濱田省司君） 御指摘ありましたように、育児中の生活や復職への不安を取り除きまして、育児に専念ができる環境を整備していくということは大変重要なテーマだと考えます。そのためには、これも御指摘ありましたように、育児休業だけではございませんで、育児中の短時間勤務を選択しやすくなるための制度を創設していくということが必要ではないかと考えます。あわせて、雇用保険の対象外であります個人事業主などへの育児休業の支援を拡大していくということも必要だと考えます。

こうした仕事と育児の両立に向けました労働法制などの制度の設計は、国策として全国一律に強化を図るべき問題であります。ちょうど国におきましても、全世代型社会保障構築会議におきまして、こういった趣旨の制度創設に向けて具体的に議論が行われ、検討がされているというふうに承知をいたしております。

こうした制度の創設を含めまして、働く全ての子育て世代が仕事と育児を両立しやすい制度、あるいは給付の在り方に関しまして、国におい

て適切な制度設計を行いたいという旨を近々に政策提言したいというふうに考えております。

加えて、地方自治体におきまして、子育て支援の充実に向けて、地域の実情に応じて創意工夫を凝らした事業が実施できますように、例えば地方交付税の充実、自由度の高い交付金の創設といった財政的な手当てを行うという点につきましても、今回の提言に盛り込みまして、国に対して求めてまいりたいと考えております。

○5番（土森正一君） ありがとうございます、知事。財源までに踏み込んでいただきまして誠にありがとうございます。

次に、妊娠前ケア、いわゆるプレコンセプションケアという考えがあります。2006年に米国のCDC——疾病対策予防センターが提唱し始めたものであります。米国では、ほかの先進国と比べて早産比率が高く、低出生体重児が多いという問題が多いことから、妊娠前のケアの必要性が叫ばれるようになりました。そのことは、WHO——世界保健機関でも推奨されております。

我が国も低出生体重児が増えてきている状況もあり、何より日本は晩産化に伴う妊娠をめぐる問題があります。日本では2015年にプレコンセプションケアセンターを開設し、将来の妊娠を考えながら女性とカップルがより健康になること、元気な赤ちゃんを授かるチャンスを増やすこと、さらには女性や将来の家族がより健康な生活を送れることを目指しているものであります。

本県のプレコンセプションケアの取組の状況を子ども・福祉政策部長にお伺いいたします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 県では、将来の妊娠に備えて若い世代の健康管理を促すためのプレコンセプションケアの取組といたしまして、思春期相談センターPRINKを開設し、相談支援や知識の普及啓発を実施しており

ます。電話や来所による相談に加え、専門医による講座の開催などを通じまして、性に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、将来の健やかな妊娠・出産を迎えるために役立つ情報を掲載した思春期ハンドブックを配布しております。また、生理痛など女性特有の悩みや妊娠の不安などに対応した女性専用の相談窓口を設けまして、専門医が対応しております。

今後も、若い世代に向けまして、将来の妊娠や性に関する正しい知識などの普及啓発に努めてまいります。

○5番（土森正一君） どうもありがとうございます。

また、プレコンセプションケアセンターでは、全ての女性と男性用に、妊娠・出産に関する意識を高めてもらうためのプレコンセプションケア・チェックシートがあります。その中に、将来の妊娠・出産をライフプランとして考えてみようという項目があります。これは子供を持つのか持たないか、それをどう達成するのかを考えることであり、対象は25歳から35歳までの結婚、就職、仕事のスキルの向上など、人生のイベントが集中する10年間となります。子供が欲しいなと思ったとき、あっという間に時間が過ぎていて、難しくなっていたということがあると思います。だからこそ、ライフプランをしっかり考えていくことが重要でございます。

どんなところに相談に行けばいいのか分からないという人が多いと思います。山形県では高校生向け、兵庫県では大学生向けのライフプランセミナーを開催しています。若年世代にとって、妊娠・出産を決断する時期は限られている上に、彼らは人生で最も忙しい時期でございます。

待ちの姿勢でいいのか、若年世代に確実に情報が届けられ、行動に結びつけていく発信、行動が必要だと考えていますが、子ども・福祉政

策部長にお伺いをいたします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 若い頃から就職や結婚、妊娠、出産、子育てを通して、御自身のライフプランを考えることは大変大切だと考えております。このため、今年度はライフステージごとの様々な知識や支援制度を掲載したリーフレットを9,000部作成し、高校1年生や高知家の出会い・結婚・子育て応援団の約1,100団体に配布するとともに、大学生を対象としたライフプランセミナーを開催しているところです。

加えまして、中学・高校生などの利用が多い塩見記念青少年プラザ内に思春期相談センターPRINKを設置し、気軽に利用できる相談機関として、年間1,000件を超える相談を受け付けております。今後も若い世代が自らのライフプランに合った健康管理に取り組めるよう、情報発信の拡大に取り組んでまいります。

○5番（土森正一君） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

また、ライフプランづくりには、個々人の妊孕性について個別アセスメントが大切になります。子供を望む人にとって、どのような時期に妊娠・出産を考えるかという点では、AMH検査は、卵巣の中に卵子がどれくらい残っているのかの目安が分かる検査で、非常に重要な情報と言われています。プレコンセプションケアセンターでは、検査とカウンセリングを同時に受けることができますが、医療保険の対象となっておりません。福岡市では、2021年度から産婦人科で受けるAMH検査の助成を行うことを始めました。

本県でも身近な医療機関で検査や相談ができればいいのではないかと思います。子ども・福祉政策部長の所見をお願いいたします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 採血によりホルモンの測定を行い、卵子の数の目安を知

るためのAMH検査は、県内では不妊治療専門医療機関を中心に、体外受精などの治療において実施をされております。高知県産婦人科医会では、AMH検査を身近な医療機関で実施することにつきましては、妊娠の可能性を判断する一般的な検査としての有効性など、技術的な観点から慎重な御意見もあるとお聞きをしております。

このため、県としましては、若い頃から将来の妊娠・出産の時期を考えていただけるよう、医学的な知識の普及啓発に取り組むとともに、不妊に関する相談窓口等の周知を強化してまいります。

○5番（土森正一君） ありがとうございます。福岡はモデル事業でやっているということなので、そこに効果があればまた検討していただければと思います。

続きまして、妊娠適齢期などの情報提供についてお聞きします。医学的には、男性、女性ともに妊娠・出産に適した年齢があると言われております。実際に20歳から39歳男女を対象に、妊娠・出産の医学的情報を知ってどう思ったのかを聞いた、2014年の内閣府調査では、早く子供を持つと思う42.8%、将来設計を考えると30%など、高い割合を占めております。このことから、妊娠適齢期など、妊娠・出産に関する情報発信の有効性は高いと考えています。

一般に、自らの学業、就職、結婚、出産などの将来の人生設計を具体的に考え始めるのが10代後半から20代と言われており、その前段階の中高生の時期に教育の場で、ライフプランの前にそうした情報を提供していくことが重要だと考えますが、教育長にお聞きをいたします。

○教育長（長岡幹泰君） 進学や就職を含め、将来の人生設計を考え実現していく上で、妊娠・出産に関する正しい知識を得ておくことは大変重要なことであると考えております。

中学校や高等学校では、生殖に関わる機能や、妊娠・出産に伴う健康課題や家族計画などについて保健の授業で学習をしております。県教育委員会としましても、医学的・専門的見地を踏まえた指導を行うために、産婦人科医や助産師などを講師として学校に派遣をしているところでございます。こうしたことに加えまして、学校での指導資料の充実を図りまして、より正確な情報を提供してまいりたいと考えております。

○5番（土森正一君） ありがとうございます。よろしくお祈りします。

我が国では、40代以上の世代で子供を持たない無子の人々の割合が非常に高く、2010年の研究結果では40歳から44歳で21.5%と2割を超え、国際的にも高い水準でございます。また、そのうち6割は結婚していないケースです。したがって、結婚問題に真剣に取り組むことが重要でございます。森田県議のほうもこのお話をしております。

現在は、見合い結婚と職場結婚が減少し、1980年代後半以降はお見合いが減った分だけ生涯未婚が増えている実情があります。お見合いや職場が出会いの場として大きな機能を果たしていた社会的マッチングシステムが弱体化し、それに代わる新しいマッチングシステムができていない状況です。

厚労省の2015年の意識調査によりますと、自治体が公費で婚活支援を行うことについて意見をお聞きした資料では、15歳から39歳で64%の人が積極的に取り組むべき・ある程度は取り組むべきと答えており、地域の絆が薄まってきている地域社会において、自治体はその絆を支援することは大切なことです。

茨城県のいばらき出会いサポートセンターは2006年に設置され、結婚件数は2,000件を超え、登録会員のパートナー探しのサポート、ふれあいパーティーの開催・支援、マリッジサポーター

の育成なども取り組んでいます。日本経済団体連合会のほうも少子化対策の緊急提言として、オンラインを活用した新しい出会いの機会の推進を提案しており、多様な方法で出会いの場をつくり、出会いの機会を創出することが必要だと思います。

本県の婚活支援はどのような婚活イベントを開催し、結婚につなげているのか、子ども・福祉政策部長にお聞きをいたします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 本県では平成19年度に、地域や企業等が出会いのきっかけづくりとして行うイベントに対し、補助制度を創設しております。さらに、平成22年度から婚活サポーター制度、平成27年度にはマッチングシステムを導入しており、本年1月末までに累計357組の成婚報告を受けております。

来年度は、コロナ禍により縮小している出会いイベントの拡大を図り、地域の実情に合わせた多様な出会いの機会を展開することで、出会いイベントの回数と参加者数の倍増を目指してまいります。また、結婚支援の活動を県内全域に広げていくため、住民サービスに身近な業界団体を通じまして、婚活イベントの情報や支援メニューを紹介する団体サポーター制度を新たに創設し、きめ細かな情報発信を実施してまいります。

市町村や事業者、ボランティアなど関係する方々と力を合わせまして、出会いの機会の場を地域地域に拡大し、一人でも多くの方への支援につなげてまいります。

○5番（土森正一君） どうもありがとうございます。結婚したい人がいっぱいおると思いますので、よろしくお祈りいたします。

それでは地方大学の地方創生についてお聞きしたいと思います。12月にデジタル田園都市国家構想総合戦略が閣議決定されました。その移住戦略では、首都圏1都3県から地方への移住

5年間を1万人に増やす目標を掲げております。子育て世代の地方への移住を促進するために、子供に対する加算金を今の30万円から100万円に増額する方針が出されました。その施策を追い風にしていくためには、地方の大学の強化や、就職の充実も必要になると思います。

地方大学のボトルネックの一つが、自分の志望に合った大学が地方にあまりなく東京圏にあるということ、そして就職も同様で、自分が希望する企業や業種が地方に少なく、東京圏に多いということがあります。就職については、地方の企業のことをあまり知らないという認知度の問題もあります。

大学の進学で首都圏に行くことが、就職にも大きな影響を与えています。それは、大学生の就職先の半数以上は卒業時の大学キャンパスの所在地にある企業が多いということです。四国に目を向ければ、59.6%の学生が四国に就職していることを踏まえすと、地方大学の魅力の強化は大変重要です。

福島県の会津大学は、大学発ベンチャーで有名です。福島県立のICT専門学校ですが、この大学発のベンチャーは33社にも上っております。地方国立大学の三重大学は、グローバルに対応した人材が不足している地元企業を支援するために、地域イノベーション学研究科を設置し人材の養成に乗り出しており、文科省のほうでも、2020年から、まち・ひと・しごと創生基本方針2020の中でも地方大学の産学連携強化と体制充実が重要なテーマの一つになっており、地域との連携に積極的に取り組む地方大学の振興に全力で取り組む考えを示しております。

本県の県立の大学は、地方創生戦略としてどのように取り組んでいるのか、文化生活スポーツ部長にお聞きいたします。

○文化生活スポーツ部長（岡村昭一君） 高知県立大学では、平成27年度から大学が地域を変え

る、地域が大学を変えるという域学共生の理念を掲げ、全ての学生が地域の課題解決や活性化に向けた学びに取り組む教育カリキュラムを実施しております。

高知工科大学では、県内企業との共同研究で開発した超微粒子、MARIMO粒子が歯の治療で用いられる接着剤に活用されるなど、県内の産学官民連携により先端技術を製品化した地方創生のモデルとして評価されておりますほか、魚などの鮮度を保持したまま市場に供給することを可能にしたスラリーアイス製造装置の製作や、土佐清水市のデマンドバスの運行管理システムの開発など、地域産業の振興や、地域交通の維持につながる取組も実施してきております。

また、本県の施設園芸のさらなる生産性向上を目指すI o Pプロジェクトにおきましても、高知県立大学は作物の高付加価値化に向けた栄養成分の分析などを、高知工科大学は農作業の省力化を実現する農業用ロボットの開発などを行い、プロジェクトに貢献しているところであります。引き続き、両大学にはこうした取組などを通じた県内産業の活性化など、地方創生への貢献を期待しております。

○5番（土森正一君） 大変よく分かりました。ありがとうございます。

また、Society5.0社会を担うSTEAM人材の育成にも、地方大学において期待されているところでございますが、県立大学における取組はどうか、文化生活スポーツ部長にお聞きをいたします。

○文化生活スポーツ部長（岡村昭一君） 人工知能——AIやIoTが高度化するSociety5.0に向け、科学、テクノロジー、工学、数学といった理系分野の知識にとどまらず、クリエイティブな発想を養うアートなど、一般教養——リベラルアーツへの理解を併せ持ち、多角的に社会

の課題を発見し解決できる人材、STEAM人材の育成が求められているものと認識しております。

こうした中、高知工科大学では、学生が自然科学等科目、人文・社会科学等科目及び専門科目の3科目全てから履修をする教育カリキュラムを実施しております。また、工学系の3学群では専門科目の中に工学系共通科目を設け、例えば建築を専攻する学生がデータサイエンスの知識を、化学を専攻する学生が情報ネットワークの知識を持つといったことが可能となっております。

さらには、自らの専攻に関連する領域を副専攻として学修できることとしており、横断的な学びを促しております。このようなカリキュラムにより、深い専門知識と幅広い視野を持ち、社会の変化に柔軟に対応し、様々な分野で活躍できるSTEAM人材の育成に取り組んでいるところであります。

○5番（土森正一君） ありがとうございます。なかなか人材が不足している分野でございますし、日本はなかなか周回遅れでございますので、地方大学でしっかりとやっていただければと思います。

それでは、続きまして就職についてお聞きいたします。地方の就職が低調なこととして、地方の企業のことをあまり知らない若者が多いと先ほど述べました。本県から東京圏など県外の大学へ進学した学生に、地元企業のインターンシップに参加してもらい、就職する時点で地元呼び戻そうと、本県でも積極的に行っているものと思いますが、学生は自分の出身地の産業や企業のことにはよく知らないと言われております。知っていてもBツーC企業が中心であり、BツーB企業の存在や産業機械メーカー、卸売業はほとんど知らないのが実情だと思います。

そういう中でのインターンシップでの取組状

況を商工労働部長にお聞きいたします。

○商工労働部長（松岡孝和君） インターンシップは、学生の県内就職に向けまして企業をじかに知る有効な機会であり、また就職につながる率も高いことから、県ではこれを促進しております。

まず、県内企業に対しましては、インターンシップの実施を促すとともに、その情報を県の就職ポータルサイトに掲載するよう働きかけを行っております。この結果、サイトへの情報掲載企業数は、例えば秋冬のインターンシップでございますと、令和2年度の64社から今年度は126社へと拡大しております。また、学生に対しましては、掲載企業のインターンシップへの参加を促しており、昨年度からは県外在住の学生を対象に交通費の助成も開始しております。

その結果、参加した学生数は、令和2年度の803人に対しまして昨年度は1,043人と、およそ1.3倍に増加しており、徐々に成果が現れてきていると考えております。引き続き、インターンシップの実施企業数と参加学生数の増加に向けまして、しっかりと取り組んでまいります。

○5番（土森正一君） ありがとうございます。今後ともよろしくお願いたします。

それでは、次に地域人教育の取組をお聞きします。2016年に調査された高校時代での地元企業の認知度別に関する資料によりますと、地元企業のことを知っている度合いが高いほど、将来市町村へUターンを希望する割合が高いことが示されております。よく知っていたものは、全く知らなかったものに比べると2倍近い高さとなっております。

地方を知り地域を学ぶ、長野県飯田市の地域人教育の取組があります。地元人材が地域を離れた後も戻ってきて地域で活躍する人材サイクルの構築を目指した飯田OIDE長姫高等学校商業科で行われている3年間の実地中心のカリ

キュラムです。地域のために自分たちができることはないかと考え、地元を自分のやりたいことが実現できる場所と感じ、地域に入って課題を見つける探求力、解決方法を考える発想力、プロジェクトを組み立てる事業構想力、人的関係構築力、成果を発表するプレゼンテーション力をつけてもらうことのできる教育です。

この地域人教育の取組を本県に取り入れていくことも必要ではないかと思いますが、教育長にお聞きいたします。

○教育長（長岡幹泰君） 飯田OIDE長姫高等学校が実施しております、生徒が地域を知り、地域で活動し、地域の課題解決に向けて行動する地域人教育は、郷土愛を育み、また地域活性化に貢献する人材の育成につながるものと考えております。

本県では、例えば幡多地域におきまして産官学の連携の下、地域を学びのフィールドに、また地域資源を活用した学びや活動ができる環境を整え、教育の高度化を図り、地域人材を育てる取組を始めているところでございます。

今後、飯田OIDE長姫高校の取組についての情報収集にも努めまして、本県が実施する地域協働学習に生かせる部分について積極的に取り入れ、地域のことを深く考え、地域で活躍できる人材の育成を進めてまいります。

○5番（土森正一君） ありがとうございます。

それでは、次に行かさせていただきます。地方への人口移住戦略についてお聞きいたします。先ほど紹介した山崎史郎氏の著書、「人口戦略法案 人口減少を止める方策はあるのか」の中で、地方から東京圏の人口移動について興味深いデータが示されております。御紹介しますと、地方から東京に移動した方の3世代にわたる移動の変化です。

まず、親世代は1940年代後半、地方出身の大量の若者が高度成長期に首都圏をはじめ3大都

市圏に流入していますが、その後50から60%は地方に戻り、7割以上が出身地へのUターンをしております。そして、子世代である1970年代前半生まれで、本人は首都圏生まれだが、両親が地方出身者の場合、子世代のIターンの割合が25%前後になっています。そして、孫世代の場合は、本人も両親も東京生まれの人のIターンは1から2%にとどまっています。

そして、山崎氏は、東京一極集中の是正についてはこれまで東京圏に流出する地方出身者の若者に力点を置いてきたが、これからは東京生まれの若者にも積極的に働きかけ、地方移住を促進していくことが重要と指摘されております。

県は来年度の移住政策として、Uターンの促進に取り組むと言われておりますが、今後は東京圏の若い世代のIターンの増加にも取り組んでいく必要があると思います。そのためには、移住後の収入の確保が課題になると思います。

そこで、収入の減少が少ないとされる転職なき移住によるテレワークが可能な環境整備や、県内での兼業・副業につながる仕事の掘り起こしなどを通じて、収入の支援ができるのではないかと考えます。

来年度の移住政策の中で、東京圏から若い世代を呼び込めるよう、移住後の収入の確保にどのように取り組んでいくのか、中山間振興・交通部長にお聞きをいたします。

○中山間振興・交通部長（中村剛君） 御指摘のとおり、東京生まれの若者を視野に入れまして、東京圏をターゲットとしたIターンの増加策を進めていく、こちら重要だと考えております。このため、これまで県では、都内に相談窓口を常設するとともに、大規模な相談会を年2回開催するなど、取組を進めてまいりました。

また、移住後の収入確保の取組といたしましては、来年度に向けましても、転職なき移住によるテレワーク環境の整備として、シェアオフィ

スなどの整備やその利用の促進、また兼業・副業につながる移住後の仕事の確保につきましては、移住促進・人材確保センターが市町村と連携して行っております地域の求人の掘り起こしの強化などに取り組んでまいっているところでございます。

加えまして、地域おこし協力隊のさらなる活用、あるいは特定地域づくり事業協同組合の設立などによりまして、地域における新たな働き方、こちらも提案してまいりたいと考えております。

○5番（土森正一君） ありがとうございます。

今、20代、30代の女性が東京圏は3割、日本の3分の1を占めておりますし、2019年に日本で生まれた子供の3割も東京圏におりますので、またそちらのほうも中長期的に対策をお願いいたします。

それでは、首都圏の子供や高校生には、大石宗議員も取り上げていましたが、地域みらい留学が有効になると考えています。四国の最西端にある愛媛県立三崎高等学校は、長年定員割れで苦しんでいましたが、8年前から地域活性化授業を総合的な学習の時間の中で始めた結果、地域活性化の取組が評価され、三崎高校であれば自分のやりたいことができるとの理由で入学する生徒が多くなり、3分の1の生徒は県外から入学し、そのことは、みさこうの奇跡と言われております。

都会から地方へ学びに。そういう意味において、中山間での県立高校で地域みらい留学の取組の強化が必要だと考えますが、教育長に所見をお願いいたします。

○教育長（長岡幹泰君） 全国、特に首都圏や都市部から生徒を募集する地域みらい留学は、学校の魅力化を図り、あわせて地域活性化につながるものと考えております。本県では、平成30年度から地域みらい留学に取り組み、令和4年

度においては5校がこれに参加し、現在47名の県外留学生がそれぞれの学校で学んでおります。令和5年度は中村高等学校西土佐分校を加えまして、全6校で地域みらい留学に取り組んでいくこととなっております。

県教育委員会では、中山間地域にある高等学校の魅力化と地域の活性化に向け、関係部局や市町村と一緒に地域みらい留学を一層推進してまいることとしております。

○5番（土森正一君） ありがとうございます。

大方高等学校に来ております大阪の女生徒が、大変来てよかったと言っておりましたし、また中村高等学校西土佐分校のほうも寮ができるということで、また入れていただきましてありがとうございます。よろしく願いいたします。

それでは、森林環境税の延長についてお聞きいたします。

高知県独自の森林環境税について、課税期間を5年間延長する条例議案が今議会に提出されています。今回、森林環境税を改めて勉強して、第1期より森林の水土保全機能の向上にも予算が使われているなど、本県の森林環境にくまなく利用されてきたことがよく分かりました。しかしながら、どこに予算が使われているのか分からない県民の皆様が多くいたのも事実であります。

四万十川は、水量が以前と比べて非常に少なく、水質の低下が指摘されております。そういう意味において、山からの水土保全機能がうまく機能しているとは言えない状況となっているのではないかと心配しております。

本県独自の森林環境税を延長するに当たり、こうした水土保全機能を通じた高知県の森林と河川のつながりの大切さが意識される取組なども併せて行っていくことが、県民参加による高知の自然環境の保全につながるのではないかとと思いますが、林業振興・環境部長の所見をお伺

いたします。

○**林業振興・環境部長（豊永大五君）** 森林は、水土保全機能を通じて河川と密接につながっていることから、森林環境税は川との関連を含めた森林の重要性に対する理解を深め、広げる取組にも活用をされています。

例えば、この税を活用した森林環境学習は、本年度81の学校で約6,600人を対象に行われていますが、その約2割が森林と川をつながりテーマとしたものでございます。なお、この森林環境学習につきましては、来年度から学習プログラムの提案や、学校と講師等との調整を行う人材を委託業務の中で配置し、さらに拡大をしてまいりたいと考えています。

こうした中で、森林と川をつながりなどの学習等にもさらに取り組むことで、森林を軸に環境保全全般への理解を深めてまいります。そうしたことで、県民参加による自然環境保全の取組へとつながっていくものと考えています。

○**5番（土森正一君）** ぜひよろしく願いいたします。

それでは、続きまして幡多地域の観光振興についてお聞きしたいと思います。

1月30日に開催されました幡多3旅館組合連合会様との意見交換会の中で、アフターコロナの観光振興について様々なお話を聞くことができました。県外はもとより、インバウンドの観光については、幡多6か市町村はそれぞれの町で魅力があります。自然、人、文化、歴史、食があります。持続可能なサステナブルツーリズムは、特にインバウンド観光には親和性があります。日本は長い歴史の中で連綿とつないできたものがあり、ほかの諸外国にはない魅力が満載でございます。特に幡多地域には、その魅力が残っています。

そこで、高付加価値、滞在型、自然体験型など多様性を重視して、幡多を1つのパッケージ

にした官民協働の旅行商品の充実を目指すべきではないか、そのことは間違いなく高知の観光を引っ張っていくことになると思いますが、観光振興部長にお伺いいたします。

○**観光振興部長（山脇深君）** 幡多地域には、全国的に知名度の高い四万十川をはじめ足摺岬、柏島などの雄大な自然、カツオ、アユといった豊かな食など、非常に魅力のある観光素材がたくさんあると思います。ぜひ幡多地域を訪れる観光客の方々には何連泊もしていただきまして、より多くの観光資源をゆっくりと満喫していただきたいと思っております。

幡多地域では、広域観光組織を中心に観光事業者がまとまりまして、地域資源を生かした体験メニューや旅行商品づくり、セールス活動が活発に行われている地域であるというふうに認識しております。県としましても、幡多地域を一体として、そして面的に打ち出していくことが効果的であると考えており、インバウンドも視野に入れまして、幡多広域観光協議会と共に積極的なプロモーションに取り組んでいきたいと思っております。

○**5番（土森正一君）** ぜひよろしく願いしたいと思います。

それでは、次に移りたいと思います。幡多地域の特色を生かしたスポーツツーリズムの振興についてもお聞きいたします。幡多地域はスポーツツーリズムも盛んに行われていまして、黒潮町のサッカーをはじめとするアマチュアスポーツの合宿、宿毛市の野球、四万十市では昨年9月にソフトボールのアジアカップを誘致し、成功裏に終わったところでございます。

スポーツツーリズムにおいても、幡多地域それぞれの特色を生かした取組を進めることで、多様なスポーツの集積地になると考えておりますが、文化生活スポーツ部長にお伺いをいたします。

○文化スポーツ部長（岡村昭一君） 幡多地域におきましては、議員のお話にもありました、多様なスポーツ競技の合宿や大会のほか、サイクリングやカヌーなど特色ある自然環境を生かしたスポーツも盛んに行われております。

県といたしましては、これらを通じたスポーツツーリズムのさらなる活性化を図りますため、市町村と連携して誘致に取り組みますとともに、昨年12月、県がウェブ上に開設をいたしました高知県スポーツツーリズムポータルサイト「スポる！高知」を活用いたしましたプロモーションなどによりまして、一層の誘客を目指してまいりますと考えております。

来年度におきましては、市町村の職員の方々などを対象に、受入れ体制づくりや地域資源の磨き上げなどを学んでいただく連続講座も開催することとしております。今後も幡多地域をはじめ、県内それぞれの地域の特色を最大限に引き出せるよう、市町村や関係団体の方々などと連携し、スポーツツーリズムの活性化に取り組んでまいります。

○5番（土森正一君） ありがとうございます。幡多のほうでは実はアクティビティスポーツもありまして、サーフィンやカヌーなど、大変自然に対するスポーツの環境もありますので、そこも組み合わせたスポーツツーリズムをしていただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、高知型地域共生社会についてお聞きしたいと思います。

人口減少や少子高齢化により地域のつながりが希薄になってきています。行政も入りながら皆さんで地域を守ってきた高知型福祉から、支える、支えられるといった一方的な関係を超えて、一人一人がやりがいを持って支え合う地域共生社会の実現を目指すことは大変重要であります。

しかし、そこには多くの諸問題や、それぞれの立場の行政、地域の皆様が多くおりますので、横の連携が大変重要となりますが、こういった方がまとめ役となり、どう連携をしていくのか、子ども・福祉政策部長にお聞きします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 各分野の関係機関や様々な地域団体のまとめ役は、主には各市町村の担当課長が担うことを想定しております。地域によりましては、地域で活動するコミュニティーソーシャルワーカーや、社会福祉協議会の職員に担っていただくケースもあります。

まとめ役は複合課題を取り扱うコーディネーターとして、多機関が協働してチームで支援するための会議を開催し、複合した課題の整理や支援方針の決定、各分野の役割分担、地域とのつなぎといった調整を行ってまいります。この支援会議を月1回程度定期的で開催し、関係者が継続的に連携を深めることで、制度の隙間に陥ることなく、また支援が途切れないよう全体のコーディネートを行ってまいります。

大変重要な役割が求められることから、県としましてもそれぞれの市町村における適切な配置を支援してまいります。

○5番（土森正一君） 丁寧にありがとうございます。

また、高知型地域共生社会の拠点として活用するあったかふれあいセンターについては、ある地域とない地域があると思います。ない地域での活動や横の連携はどうなるのか、子ども・福祉政策部長にお聞きをいたします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） あったかふれあいセンターは、県内31市町村、56拠点、290のサテライトで展開をしております。高知型地域共生社会の拠点として求められる役割は、主に地域の居場所や社会参加の場、アウトリーチ支援の機能でありますので、あったかふれあ

いセンターがある地域では、そのまま活用が可能だと考えております。

あったかふれあいセンターが未設置の3市町におきましても、例えば集落活動センターなどの活用など、様々な地域資源を高知型地域共生社会の拠点として活用することが考えられます。県としましては、それぞれの地域において強みのある地域資源を最大限生かしたオーダーメイドの支援体制づくりを後押ししていきたいと考えております。

○5番（土森正一君） ありがとうございます。よろしく願いたします。

読売新聞の記事で、高知県において2022年に中学生、高校生のヤングケアラーの実態を調査した、その結果15.3%がヤングケアラーに該当しており、そのうち11.2%が勉強に支障が出ている、また8050問題も増加傾向にあり、深刻な状況だと掲載されていました。

複合課題とされているヤングケアラーや、ひきこもりを含む8050問題などは、高知型地域共生社会の取組を進める中で改善できていくのか、子ども・福祉政策部長にお伺いたします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 複合課題の解決に向けましては、まずはたて糸として、市町村の包括的な支援体制の整備をしっかりと進める必要があります。その手前の段階として、制度のはざまに陥ることがないように、困っている人を見逃さないことが重要となってまいります。そのため、高知型地域共生社会のよこ糸として、コミュニティソーシャルワーカーの養成を進めるほか、各分野の専門職やボランティアによる支援ネットワークを地域地域で構築してまいります。加えて、郵便局などとの連携による見守りネットワークを拡大することで、重層的な支援の網の目を張り巡らせることとしております。

このたて糸とよこ糸を組み合わせることで、

様々な理由で困っている多くの人を適切な支援につなげてまいります。

○5番（土森正一君） ありがとうございます。

次に、不登校の未然防止についてお聞きします。高知県内の不登校率が連年最高を記録しており、深刻な問題となっております。小中学校の児童生徒は1,508人、1,000人当たりの人数も31.2人となっております、全国最高となっております。これまでの地域社会は、皆様が地域のこととして子供たちを見守り、声をかけられながら育ててきました。こうした地域のつながりが薄れていることも、子供たちに影響を与えるのではないかと考えております。学校のほうでも、地域学校協働本部やコミュニティ・スクールなど、地域と学校で子供たちの成長をサポートしているということも始まっております。

高知型地域共生社会の取組は、地域のつながりを再生することで、不登校の未然防止にもつながるものと考えますが、教育とどう連携して取り組んでいくのか、子ども・福祉政策部長にお伺いたします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 県教育委員会では、地域と学校が連携・協働した見守り活動等を行い、子供たちの学びや成長を支える地域学校協働本部の取組を推進しております。

高知型地域共生社会の取組としましては、課題を抱えている方に気づき、寄り添い、つながるを目的にソーシャルワークの網の目構築プロジェクトを展開してまいります。その中では、福祉関係者だけではなく、学校の教員の方々にも参画いただき、日常の活動の中で実践することを想定しております。加えて、地域の見守りネットワークを拡大するなど、地域全体で子供たちを守り育てる地域づくりに取り組んでまいります。

さらに、庁内プロジェクトチームにおきまして、教育と福祉がより一層連携を深め、それぞ

れの取組が相乗効果を発揮することで、不登校の未然防止につながるよう取り組んでまいります。

○5番（土森正一君） ありがとうございます。

昔の地域は地域で、子供たちは自分たちの子供として育てておりました。地域共生社会の復活、再構築はそういうことだと思っておりますので、また子供たちのほうにも支援を当てていただきたいと思います。

最後に、道德教育、ふるさと教育についてお聞きをいたします。

日本人が本来持っている道德教育は日本人独特のものであります。人を敬い、自然を崇拝し、人のため、地域のために尽くす、このことは世界に誇れる日本人の価値観でございます。ほかの国には存在しません。

思いやりの心、祖先の皆様への感謝など、道德教育を地域の子供たちにしっかりと教えていくことは、この混沌とした時代においても大切なことであり、道德教育の充実こそは子供たちの成長のために必要不可欠なことだと思いますが、教育長にお伺いをいたします。

○教育長（長岡幹泰君） 社会の多様化、グローバル化が進む中で、その上に新型コロナウイルス感染症が広がり、またウクライナ問題などにより国際情勢が不安定化してきております。

このような時代、状況にあつて、子供たちには新たな課題に挑戦していくための勇気や希望、向上心、また他者の立場を尊重し協力し合っていくための思いやりの心、さらには規範意識や自然を大切にする心などの道德性を養うことが求められております。

そのためにも、道德科を要とした学校の教育活動全体を通じて行います道德教育のより一層の充実が必要であると考えております。

○5番（土森正一君） ありがとうございます。

ぜひよろしくお願ひいたします。

また、高知にはたくさんの偉人がおります。幡多地方に限定しましても、日本で初めて「保育」という言葉を使った保育の父、佐竹音次郎。日本で最初の小児科学の教科書「児科必携」を出版した弘田長。龍馬が最後に頼った樋口真吉。ジョンマン・スピリットのジョン万次郎。マリア・ルーズ号事件の奴隷解放の大江卓。早稲田大学創設に大隈重信と共に尽力した小野梓。小松製作所創業者の竹内明太郎など、枚挙にいとまがありません。

郷土の偉人を学ぶことは、高知の歴史を学ぶことになります。そのことは、ふるさとを愛するということにつながります。日本の偉人について学ぶことは、日本の歴史を学ぶことになります。そのことは、国を愛するということにつながっていきます。

そういう意味において、郷土愛を育むふるさと教育の充実がとても大切なことだと考えておりますが、教育長にお伺いをいたします。

○教育長（長岡幹泰君） 本県では、これからの社会を見据え、教育大綱に、郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り拓く人材の育成を基本理念の一つとして掲げております。この郷土への愛着や誇りを育むためには、例えばふるさとの偉人の生き方に触れ、その志の高さや意志の強さを知るといった学びは、非常に有効で大切と考えております。

あわせて、地域の文化や歴史を学び、それらを生み支えてきた人々の思いや努力を理解することも不可欠でありまして、このような内容を包含するふるさと教育の充実は、教育大綱の理念を達成するためにも大変重要であるというふうに考えております。

○5番（土森正一君） ありがとうございます。

質問のほうはここで終わりますけれども、知事はじめ執行部の皆様におかれましては御丁寧な御答弁をいただき、ありがとうございます。

任期の最後でございますが、最大の課題でございます人口減少問題を取り上げさせていただきました。日本で生まれた子供さんは今年79万9,000人、高知県は3,897人です。四万十市でも何と200人を切っております。人口減少問題は日本の未来のために、しっかりと考えていかなければならない問題でございます。

山崎史郎氏も、人口減少による困難な事態が顕在化する前に、予防的社會政策が必要であると言われており、その方策として、育児を親のみの責任とせず、全ての子供の出産・育児を社會全体が支援する普遍的な子供政策の必要性を説いています。

知事も提案説明で、異次元の少子化対策として政権の最重要課題となったことで、国の施策が質と量の両面から十分なものとなるよう、積極的に政策提言を行い、本県の少子化対策の充実強化を上げられたことは、日本の減少問題に勇気を持って挑戦していきます濱田知事の姿勢を大変評価しております。

今の私たちがあるのは、先人ががむしゃらに生きてきてつくり上げた豊かな日本、そして高知県に住まわさせてもらっています。このふるさとを私たちは次の世代に受け継いでいただく責任があります。将来世代は、今私たちが何をなしているのかを見ていると思います。これから生まれてくる日本人や、高知県に生まれてくる子供たちも含めてです。愛するふるさと高知のために、これからも全力を尽くしてまいりますので、よろしく願いいたします。

これで質問を終わります。今日はありがとうございました。(拍手)

○議長(明神健夫君) 以上をもって、土森正一君の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

午後0時9分休憩



午後1時10分再開

○副議長(西内隆純君) 休憩前に引き続き會議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

下村勝幸君の持ち時間は60分です。

9番下村勝幸君。

○9番(下村勝幸君) 議長のお許しをいただきましたので、早速質問に入ります。

まず最初は、ふるさと納税の活用による支援制度についてお伺いいたします。

さきの12月定例会におきまして同僚の野町県議から、県のふるさと納税を活用した中山間地域の課題解決についての御質問がございました。私も同様の思いがありましたので、その点につきまして幾つか御質問させていただきます。野町県議からは、佐賀県や芸西村の取組について御紹介がありました。この野町県議の御質問では、農福連携等を中心とした内容であり、生きがいを持てるような生活支援にこの制度を利用してはどうかというものであったように思います。特に、資金調達に苦勞されているNPO等の各種団体が全国からの資金調達が可能となるような新たなふるさと納税の活用方法について、ぜひ前向きに検討していただけないかという言葉で締めくくっておられました。

野町県議が指摘されておりますように、全国的にもクラウドファンディング型のふるさと納税により、民間団体が行う地域づくり活動等への支援を行う事例が増えてきております。

そこで、まずは総務部長にお伺いいたします。本県におきましても、各種団体が行う取組をPRすることにより、全国から応援してもらうことができるクラウドファンディングによるふるさと納税を積極的に活用し、NPOや各種福祉

関係団体等の取組を支援してはどうかと考えますが、総務部長の御所見をお伺いいたします。

○総務部長（徳重覚君） NPOをはじめ地域で活動している各種の団体は、まちづくりや環境、福祉、文化など様々な分野におきまして地域社会で重要な役割を果たしていただいているものと認識しております。

その一方で、活動に必要な収入源に関しましては、会員自らの持ち出しや物販などが主であり、資金調達の多様化が課題だと伺っております。中には独自に募金活動やクラウドファンディングなどに取り組まれている団体もございますが、資金がなかなか集まらないといったお話も聞いているところでございます。

こうしたことから、来年度県におきまして、ふるさと納税制度を活用した新たな支援の仕組みを設けることといたしました。それにより、資金調達に苦慮しているNPOなどの団体の公益的な活動を後押しするということとなります。

具体的には、NPOなどの団体が行う地域課題の解決、あるいは地域活性化に資する取組を対象とする補助制度を創設することといたします。そして、その財源といたしまして、税の控除や返礼品など、寄附者にメリットがあるクラウドファンディング型ふるさと納税の寄附金を活用できることとするものでございます。この仕組みを活用し、NPOなどの団体が広くふるさと納税による寄附を呼びかけることで、より寄附が集めやすくなるものと考えております。

○9番（下村勝幸君） どうも御説明ありがとうございます。前回私も質問の中でも取り上げさせてもらったこともあるんですが、本当にこれを待ち望んでいる声はたくさんあると思いますので、ぜひ効果的な形で運用できるように御支援をお願いしたいと思います。

先ほど申し上げましたが、私も平成30年の9月定例会におきまして、NPO法人で働く皆様

の人材確保や財政面での課題について御質問させていただきました。当時の文化生活スポーツ部長の御答弁でも、アンケートによる回答のあった県内145のNPO法人のうち、約7割が活動人材が不十分と回答され、約8割のNPO法人が活動資金量が不十分であるというアンケート結果の御紹介もあったところです。

そうした中、ここで御質問させていただいているこの制度は、クラウドファンディングに賛同してくださる皆様によって、NPO法人の賃金等の処遇改善にも影響を与え、さらには人材確保にもつながる可能性を秘めていると考えております。この点につきまして文化生活スポーツ部長の御所見をお伺いいたします。

○文化生活スポーツ部長（岡村昭一君） これまで県におきましては、高知県ボランティア・NPOセンターと連携をし、助成金などの情報提供や自主的な資金確保に向けたセミナーの開催など、NPO法人の財政基盤の強化に向けた支援を実施してまいりました。

こうした中、本年度、県内のNPO法人331法人を対象に県が実施したアンケートでは、活動資金が十分でないと回答した法人は51.0%、事業実施に必要な人員が不十分と回答した法人は56.9%となっております。議員のお話にありました平成29年度のアンケート結果からは改善はしておりますけれども、やはり財政基盤の脆弱さや人材の確保に課題を抱えるNPO法人は依然として多い状況であると認識をしております。

今回のふるさと納税制度を活用した補助制度は、県内だけでなく全国からも活動資金を集められる機会を広げ、ひいてはNPO法人の職員の処遇改善や人材確保にもつながることが期待される仕組みであり、この新たな制度の活用が進むよう、NPO法人の取組をしっかりと支援していきたいと考えております。

○9番（下村勝幸君） どうも御説明ありがとうございます。

ございました。本当に期待できる制度じゃないかなというふうに思います。なかなか今も部長のほうからお話があったとおり、資金の調達、また人材の確保、苦しんでいるNPO法人等多数ありますので、ぜひ実効性のある形になりますように御期待しております。よろしくお願ひします。

それでは、次に水産振興についてお伺ひしたいと思います。

最初に、沿岸漁業の振興について伺ひます。水産業のデジタル化を進める高知マリンイノベーションの一環として、本年1月に漁業の操業に役立つ情報を一元的に発信する情報発信システムNABRASの運用が開始されました。

このNABRASでは、私がちょうど6年前の平成29年2月議会で質問させていただいたスマートフォンでの閲覧も可能となっており、今後漁業者に積極的に活用してもらえるのではないかと大いに期待するものであります。燃料が高騰する中、漁業者は大変厳しい経営環境に置かれており、より効率的、さらに効果的に漁獲を上げていかなければなりません。

このNABRASを漁業者に役立ててもらうためには、より多くの有益な情報を、より使いやすい形で発信していく必要があると思います。そのために今後どのように取り組んでいけるのか、まずは水産振興部長にお伺ひいたします。

○水産振興部長（松村晃充君） NABRASの運用開始後、これまでに黒潮牧場ブイの観測データの表示方法など、漁業者の方々から幾つか御提案をいただいております。それにつきましては改善を行っております。

NABRASでは、高知マリンイノベーションの取組で、現在開発を行っているメジカの漁場予測など、今後も操業の効率化につながる様々な情報を発信していくこととしております。高

知マリンイノベーションの取組を着実に進め、NABRASに掲載する情報を充実させていくとともに、漁業者の方々からの御意見を伺いながら、分かりやすく使いやすい形での発信を行っていきたくと考えております。

○9番（下村勝幸君） ありがとうございます。ぜひ漁業者の皆さん、日々これを今後積極的に活用されると思うんですが、いろいろな御意見がまた上がってくるようになると思います。ぜひそういった意見に対して、よりタイムリーに、またいろいろな形で改善等進んでいかれるようお願いを申し上げたいと思います。

次に、中層の浮き魚礁の撤去についてお伺ひいたします。この中層の浮き魚礁につきましては、これまで関係する漁業者、漁協、漁連、市町村で組織する土佐黒潮牧場管理運営委員会の中に設置されている、東部、中央、西部各地区の黒潮牧場利用検討協議会での協議で、約80基の中層浮き魚礁を撤去することになり、その撤去は既に始まっていると伺っております。

しかしながら、恐らく黒潮大蛇行の影響ではないかと思いますが、最近になってこの浮き魚礁に魚が集まってきており、いわゆる小釣りの皆様には貴重な収入源になっているようです。先ほども述べましたが、燃料高騰の折、ほぼ確実に漁獲を得ることのできるこの浮き魚礁の撤去について、再考していただけないかという要望が私の下にも上がってきております。

この中層の浮き魚礁につきましては、設置から長い年数が経過しており撤去することにつきましては致し方なく思う部分もありますが、改めて設置を検討するお考えはないか、水産振興部長にお伺ひいたします。

○水産振興部長（松村晃充君） 本県沖合の海中に設置しております中層型浮き魚礁は、設置から15年以上が経過をしておるところでございます。安全面で懸念があることや十分な事業効果

が見られなかったことから、漁業者などで構成される各地区の黒潮牧場利用検討協議会で説明をさせていただき、また御理解をいただいた上で、令和3年度から3か年で全てを撤去するという事としております。

一方で、漁業者の方々からは、黒潮の大蛇行の発生以降、近年キハダマグロやカツオが集まっております。撤去はやむを得ないものの再設置ができないかといった御意見をいただいております。中層型浮き魚礁を再設置するためには、事業効果の確認が必要となります。そのため、漁業者に御協力いただきながら、近年の中層型浮き魚礁での漁獲データなどを収集し事業効果を検証した上で、再設置については検討していきたいと考えております。

○9番（下村勝幸君） ありがとうございます。以前から浮き魚礁、また魚礁についてはBバイCの問題が、一番その部分が問題になっていると思います。これにつきましては、今部長からも答弁ありましたように、やはり漁業者の皆様、漁獲の情報等きちんと上げていただいて、そしてまたBバイCが本当にそこできちんと達成できていると、この魚礁は意味のあるものなんだということをきちんと検証できるような仕組みが一番大事なものでありますので、ぜひ皆様と知恵を出し合いながら、よい方向で、この魚礁については前向きに進むことを期待しております。

それでは次に、沿岸ウナギ資源の保護と適正な利用について伺いたいと思います。少し質問時の説明が長くなると思いますが、御容赦願います。皆様御存じのように、本県の沿岸漁業は資源の減少や海洋環境の変化により漁獲量が減少し、厳しい経営を余儀なくされております。そうした中で、漁獲が少なくなる冬場の貴重な収入源となっている魚種にシラスウナギがあります。

本年の漁期は1月に解禁となりましたが、近年にはない不漁となっております。沿岸漁業者の経営に影響を与えているほか、河川を上り漁獲される天然ウナギ資源の減少や、県内のウナギ養殖業者への影響も懸念されるところであります。

さて、ニホンウナギ資源は、河川の親ウナギの漁獲量、シラスウナギの漁獲量とも近年激減しており、国際機関や国が絶滅危惧種に指定するなど極めて厳しい状況にあることから、ウナギ資源を利用する養殖業者、河川漁業者、海面漁業者が今後も安定的にその資源が利用できるようウナギ資源の維持・回復が急務だと思います。

また、シラスウナギの漁獲量減少による価格高騰のため、違法な採捕や県外への闇流通が横行していることに加え、これに反社会的勢力が介在し暴力団等の資金源になっていることなども報道されており、こうした課題への対応も求められているところであります。

さて、ニホンウナギは、日本、中国、韓国、台湾に分布していることから、資源の維持・回復には各国の協調が必要であります。そのため国におきましては、これらの国々とシラスウナギの池入れ数量の上限を設けることで合意し、国内では平成27年からウナギ養殖業を許可制とし、各養殖業者は割り当てられた数量以上には池入れができないことで数量管理が行われております。

また、国は違法採捕への対応として、改正漁業法においてシラスウナギ採捕の制度を、これまでの特別採捕許可から知事許可漁業へと見直し、これまでの懲役6か月、10万円の罰則から、懲役3年、罰金3,000万円へと大幅な引上げを行い、本県ではこの規定の適用期限である本年12月から知事許可漁業に移行すると伺っております。

そこで、質問をいたします。今後県ではウナギ稚魚漁業許可の制度設計を関係者の意見を聞きながら進めていくと伺っておりますが、その制度設計に当たっての基本的な考え方について水産振興部長にお伺いいたします。

○水産振興部長（松村晃充君） 現在、本県の河川のウナギやシラスウナギの漁獲量は極めて低い水準にあることに加え、お話にもありましたように、国際的にも絶滅危惧種に指定をされております。

令和5年度からのウナギ稚魚、シラスウナギの漁業許可の制度設計に当たってはこれまでの特別採捕の許可と同様に、川や海の漁業者や養殖業者が将来にわたりウナギ資源を持続的に利用していけるよう、資源の保護や管理について考慮する必要があると考えております。このことを踏まえまして、漁獲量が適切に管理でき、集荷の状況が確実に把握できる仕組みとしたいと考えております。

○9番（下村勝幸君） 今御説明があったとおりなのですが、ウナギ資源は、シラスウナギを採捕せず少しでも多く河川に上らせて定着させ親ウナギを採捕したい河川漁業者、必要な量のシラスウナギを安価で安定的に入手したいウナギ養殖業者、シラスウナギを少しでも多く採捕し高く販売したい海面漁業者と、基本的な利害が相反するこれらの3者が利用しております。先ほどの部長答弁にありましたように、こうした方々が資源を適切に管理しその保護増殖を図り持続的に利用していくことが必要と考えます。

そこで、ウナギ養殖業者の方々にお話を伺うと、今回の制度改正で最も懸念されることは、これまでの特別採捕許可からウナギ稚魚漁業許可に変わること、県内への供給という制限が外れ、流通が自由化されることが挙げられます。

一見、流通の自由化は何も問題のないように思えますが、これまで本県では本県沿岸に来遊

してきたシラスウナギを、県内の養殖業への種苗の供給という目的に限定して採捕を特別に許可してまいりました。これには古くから中山間地域の貴重なたんぱく源や収入源として漁業権を設定し、ウナギを大切に利用してきた河川漁業者の理解の下、必要最低限の量を供給してきた経過があると思います。

これが今回の流通の自由化により、これまで国内の様々な産地から大量のシラスウナギを集めていた県外の手ウナギ養殖業者が、高知県内のシラスウナギを独占することも想定され、県内のウナギ養殖業者がシラスウナギを入手できなくなるのではないかと心配の声が上がっております。また、既にこうした県外業者があらゆるルートを使って入手先の確保に必死に動いているといったこともお聞きいたしました。

県内のウナギ養殖業は、昭和50年代には300経営体が111億円を生産しておりましたが、近年では18経営体と激減したものの、いまだ20億円を生産する本県にとって重要な産業であります。

このような中、この制度改正を機に、県内のウナギ養殖関係者や内水面関係者が相反する利害を乗り越え、ウナギ資源の保護と適切な利用、さらには反社会的勢力のウナギ業界からの排除を推進していく組織を立ち上げる方向で準備を進めていると伺いました。

具体的には、シラスウナギの県内養殖業者への供給を行い、ここで得られた利益をウナギ資源の保護、さらには増殖や河川環境の改善に還元する取組を進めるとともに、飲食業界で取り組まれているみかじめ料等縁切り同盟や土木業界で取り組んでおられる反社会的勢力からの圧力等の情報を共有し、組織として対処している連絡会の取組をウナギ業界にも導入し、シラスウナギの採捕や流通、販売の各段階から反社会的勢力の排除を推進していく計画であると伺っております。

また、県内のスーパー等の小売業界、ウナギ屋さん、ホテルや旅館などウナギを消費する業界にも協力を求め、こうした取組に賛同していただく店舗であることを認証することで、資源に優しい、反社会的勢力を寄せつけず、クリーンでグリーンなウナギを提供していることを、消費者にアピールする取組も推進していきたいと伺いました。既にこの取組に対して、県弁護士会の民事介入暴力対策弁護士、県内の大手スーパー数社、ウナギ屋からの協力も取り付けておられ、さらに賛同いただく店舗や機関を増やすべく働きかけを行っているようであります。

本県の貴重なウナギ資源を大事に守りながら、県外企業を利するのではなく、県内産業を育成するとともに、反社会的勢力の排除と、消費者にクリーンかつグリーンなウナギを提供できるすばらしい取組であり、県としてもしっかり支え後押ししていかなければならない重要な取組であると考えております。

そこで、関係者のこうした取組への県のスタンスについて知事の御所見をお伺いいたします。

○知事（濱田省司君） お話のありましたように、ウナギを利用する関係者が、ウナギの資源の厳しさ、そして本県のウナギ養殖を守るという思いを共有されまして、資源の保護と適切な利用に向けた取組を進めるものであるというふうに伺っているところであります。

さらに、お話もございましたように、法律家も参加をして適正な採捕、流通を図るとともに、流通・販売事業者も巻き込んだこの取組の理念は、大変意義があるものというふうに考えます。県といたしましては、関係の方々や情報を共有いたしながら、業界挙げての取組に県としてどういった支援ができるか検討してまいります。

○9番（下村勝幸君） どうもありがとうございます。ぜひ前向きな取組となるように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

この取組には、反社会的勢力をいかに排除するのが成功への大きな鍵を握っていると思います。高知新聞紙上で、シラスウナギの採捕や流通の実態を取材し連載した「追跡・白いダイヤ」には、非正規の流通の状況や、反社会的勢力がシラスウナギ採捕に関わってきた経緯などが赤裸々につづられておりました。

例えば、県外からの出稼ぎや中国人を暴力団が指揮して密漁を行っていたことや、高知地裁でのある裁判で元暴力団員が闇ルートで県外に転売して利ざやを稼いでいたこと、さらには密漁されたシラスを密売していた男が3年間で6億円の不法収益を得たとして、県警が高松国税局に課税通報し、このケースでも取引の過程に暴力団関係者が関与していたと捜査関係者が指摘していたことなどが書かれておりました。

今回、改正漁業法の規定が適用される本年12月からは、先ほども触れましたが、無許可の採捕には最高懲役3年、罰金3,000万円が適用されるとともに、令和7年12月からはシラスウナギの流通の記録や伝達が義務づけられる特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律が適用され、違法な採捕や流通が排除されることを期待しております。

一方で、先ほどの新聞連載の中では、多い年には国内で捕れたシラスの5分の1、年商が数十億円に上ったこともあるシラス王と呼ばれる人間が、法改正で仕事はやりやすくなる、何も変わらないと話していたことも書かれております。

採捕や流通の制度改正を機に、本県の重要なウナギ資源を持続的に利用し、クリーンでグリーンなウナギを消費者に供給していこうとする関係業界を挙げての取組を後押しする意味でも、特に反社会的勢力を背景とした勢力に対する厳格な取締りが重要と考えます。

そこで、今後そういった反社会的勢力に対す

る取締りについてどのように取り組んでいかれるのか、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（江口寛章君） 現在、県水産振興部において、改正漁業法や特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律による制度等への対応を検討しておられるものと承知しております。

県警察といたしましては、今後も県漁業管理課等の関係機関と連携を図り、密漁に加えて流通過程においても違法行為がうかがわれれば情報共有と取締りを進めてまいる所存であります。

その上で、先ほど知事からも御答弁がありました。昨年11月に日本弁護士連合会等の主催で開催された民事介入暴力対策高知大会でも、高知県で最初に結成され全国的な広がりを見せた、みかじめ料等縁切り同盟の仕組みが、シラスウナギの流通過程においても応用できないか議論がなされたところであり、関係機関と連携を図りつつ、捜査に加え、反社会勢力へのこうした対策との両面で取り組んでまいる所存であります。

○9番（下村勝幸君） ありがとうございます。

このシラスウナギの取組は、これまで知事がお話しになってこられたデジタル化、グリーン化、グローバル化という全ての事柄が濃縮されているように感じております。まず、デジタル化によりトレーサビリティを確実なものとし、グリーン化として持続可能なSDGsの精神にのっとり漁業を目指し、さらにはグローバル化として世界の資源としてのこのシラスウナギをどう守りつなげていくのかということでもあります。私もこれからの取組を期待しておりますので、頑張ってくださいと、そのように思います。

次に、外国人材の活用についてお伺いいたします。

私の地元でも、ハローワークに求人を出して

も人が集まらない、誰か仕事ができる人を知らないかという声をよく聞きます。実際、私の周りでも1次産業における日本人の求職者が集まらない問題が顕著になってまいりました。

こうした人材不足をカバーするためには、外国人材の確保が大変重要となっております。特に福祉や介護分野では、先行して外国人材の確保に動いてまいりましたが、今後全ての産業分野でいかに外国人材を確保していくのかが喫緊の課題だと思います。将来の外国人の必要人材をシミュレーションしながら準備していくことも必要なことなのかもしれません。

そこで、まず1点お聞きいたします。県として、今後必要とされるであろう外国人材をどのように確保していかれるのか、商工労働部長にお伺いいたします。

○商工労働部長（松岡孝和君） 県では、様々な産業で担い手不足が深刻化する中、令和3年3月に高知県外国人材確保・活躍戦略を策定し、3つの戦略の柱を定め、外国人材の確保に全力を挙げて取り組んでいるところであります。

1つ目の柱、海外から優秀な人材を確保では、ベトナムやインドといった本県とのえにしがある人材送り出し国の総領事館を訪問することや、現地にミッション団を派遣することで信頼関係を構築し、相手国からの優秀な人材の送り出しにつなげようとしているところであります。

2つ目の柱、県内における就労・相談体制の充実では、事業者向けに外国人の雇用に関するガイドブックの作成や説明会などを行い、外国人雇用に係る理解の促進に努めております。また、外国人生活相談センター、通称ココフォーレでは、企業や外国の方からの相談にきめ細かく対応しているところであります。

3つ目の柱、地域の一員としての受け入れ態勢の充実では、地域での交流会を通じた外国人への理解の促進や、高知で暮らす外国人への日

本語教育も行っているところであります。

昨年10月末時点における県内で就労する外国人の人数は、過去最高の3,783名、対前年度比で11.6%と、コロナ禍においても増加しておりますことから、外国人材のニーズがますます高まっているものと認識しております。今後も引き続きこの戦略に基づき、全庁挙げてしっかりと取り組んでまいります。

○9番（下村勝幸君） 今、部長のお話にありましたように、3,783人ということで、本当に外国人の皆様を必要としている、できれば日本人の皆様でその部分をカバーできればいいんですけど、なかなかそういう状況になっていない状況であっては、こういうふうに関外の方にちょっとお助けをいただかないといけないという状況になっているんじゃないかというふうに思います。

そういった中で、最近の円安基調や日本の相対的な魅力の低下が気になっております。外国人にとりましては、日本は昔ほど働きたい国ではなくなっているのかもしれないと思い、この質問を行う前にどうしてもそれを確認すべきと思立ち、最近グローバルサウスの代表として取り上げられているインドへ、年明けに単身で現地確認に行っていました。そこで感じたことを何点か質問させていただきます。

現在、県でもインドとの交流を積極的に進めておりますが、現地を訪問し、私は非常に正しい選択であると確信いたしました。インドは、人口も近いうちに中国を抜き、世界第1位の国になると言われております。そして何よりも、若いエネルギーであふれておりました。さらに、現地で話して分かったことなのですが、インドは非常に中東との接点が強く、将来のビジネスシーンでも重要なポジションを占めると思います。

また、インドには大手の日本企業をはじめと

して約1,400社以上が進出しており、これからの消費の拡大に期待がかかります。今回の視察時にも、インドの若者を日本の外国人実習生として迎え入れ、日本の文化や言語を学んだ後は、インドにある日本企業への就職へとつなげられる、よい仕組みをぜひつくっていただきたいという御要望をいただきました。これは、本来の外国人の実習制度が目指している、一番理想とするよい形がつかれるのではないかなと思ったところです。また、高知県では、インド人材の迎え入れが今始まったところですので、より慎重に着実な進捗を図るべきだと思っております。

そこで、御質問いたします。これまでインドネシア、ベトナム、台湾、中国など多くの外国人材の皆様を迎えてまいりましたが、それぞれの国の文化や風習の違い、また送り出し国側の制度が異なる中で、これから始まるインド人材の受入れにつきましても、その国の特性に応じて取り組んでいかれることが非常に重要になってくると考えます。

そこで、県ではインド人材の受入れにどのように取り組んでいかれるのか、商工労働部長の御所見をお伺いいたします。

○商工労働部長（松岡孝和君） インドは人口が多く人材も豊富でありますことから、県としても積極的に人材を受け入れていきたいと考えております。円滑な受入れに結びつけていくためにはキーパーソンとの信頼関係の構築が必要となりますことから、これまでインド総領事館や現地の省政府を訪問し、意見交換などを行ってきているところであります。

今後はこうした取組をさらに広げていきたいと考えております。具体的には来年度ミッション団を再度派遣し、県内企業のインドへの理解の促進と現地キーパーソンとのさらなる関係構築に努めてまいります。あわせて、県内企業のビジネス展開も促進していくため、防災・イン

フラ技術セミナーをインドで開催することともしております。

インドとの交流は始まったばかりで、まだ限られたネットワークでございますが、今後お互いに訪問を重ね、官同士の交流だけではなく、現地送り出し機関と本県の企業や監理団体といった民間での交流や、文化面での交流も重ねまして、交流の輪を広げていくことでより円滑なインド人材の受入れにつなげてまいります。

○9番（下村勝幸君） ありがとうございます。私も、とにかくやっぱり始める前に、事前の交流、お互いの国を知るという意味においても、非常に大切なことなんじゃないかなというふうに思ったところです。ですので、今回またミッション団も派遣されるということで非常に期待するところです。ぜひ前向きな方向で、いい形で進むように頑張っていただきたいなというふうに思います。

それから、冒頭に述べさせていただきましたが、現在の日本は外国人材の獲得に対して、以前ほど世界に比べて有利な国ではなくなりつつあるように感じております。しかも、日本の中でも高知県は所得面では優勢ではないと思います。今後は、田舎ならではの人の優しさや衣食住のサポート、さらには外国人の皆様のことを大切に思っていることなど、様々なアピールの仕方があろうかと思えます。

日本の中でもこの高知県をいかに選んでいただけるのが非常に重要なポイントであろうかと思いますが、そのためにはどのように取り組んでいかれるのか、商工労働部長の御所見をお伺いいたします。

○商工労働部長（松岡孝和君） 外国人材から高知県を選んでいただくためには、まずは高知のよさや本県独自の取組などについてしっかりと情報発信をしていくことが大変重要と考えております。

本県のよさは、人の温かさやおいしい食べ物、温暖な気候であり、外国の方にとっても大きな魅力になると考えております。加えて、本県独自の取組として、技能実習生などが溶接やクレーン操作といった帰国後に生かせるスキルや資格を身につけるための研修に対する支援制度を創設しております。

また、本県での賃金は都会より低いものの家賃など生活費が安く抑えられることから、手元に残るお金は都会と比較しても遜色がないというデータもございます。こうした情報をしっかりと発信していくことが重要であると考えています。

その上で、高知の人は温かく生活しやすかった、職場の人たちも優しくだったという、高知に来られた方の評価がSNSなどを通じて口コミで広がっていくことが、何より一番大切だと考えております。こうした評価が得られますよう、企業や監理団体と連携しながらしっかりと取り組んでまいります。

○9番（下村勝幸君） ありがとうございます。お話を聞いていると、やはり衣食住の問題とかそのあたりが1つポイントになってくるところもあろうかと思えます。特に、住む場所がきちんとしたところが提供されているとか、あと食事面でいろいろな文化の違いによって、それぞれの国によっていろんな形がありますので、そういった部分のサポートであったり、やはり高知県は本当にきめ細やかな対応をしてくださるなというのを外国人の皆様が心から感じられる、そして今部長からお話があったとおり、それを自国にきちんといい形で情報発信してもらおうというのが、私は本当に大切なことじゃないかなというふうに思うところです。ぜひこのこともよろしくお願ひしたいと思えます。

それから、今回のインド訪問のきっかけになった農家の方がおっしゃっていたのが、空いてい

るハウスはあるのだが、人がいないので拡大できない、人さえいればもう少し拡張しながら所得の増加も図れるのだがというようなものでした。この例のように、一個人の農家さんだけでは外国人材を受け入れることはハードルが高いということは承知しております。

今後は外国人材の活用を検討している1次産業をはじめとする多くの県内事業者の方などの御相談にも、個別に対応していくことが必要だと思いますが、商工労働部長の御所見をお伺いいたします。

○商工労働部長（松岡孝和君） 外国人材の活用を検討している方の相談先といたしましては、高知県中小企業団体中央会や監理団体、高知県外国人生活相談センターなどがございます。このような相談先がありますものの、外国人の活用を検討している方々の中には、どこに相談をすればよいのか分からないという方も少なからずおいでます。

このため、県では、相談したい内容ごとの問合せ先など、各種情報を掲載したポータルサイトも開設しております。今後外国人材の活用を検討される方が増加することが想定されますことから、各産業の関連団体、こちらの御協力もいただきながら、相談窓口などの情報を積極的に発信してまいります。

○9番（下村勝幸君） ありがとうございます。ぜひ今ポータルサイトのお話もありましたけれど、それぞれやはりなかなか今高齢化していく中で、そのポータルサイトから外国人材の獲得というところに至る部分が、なかなか難しいところがございます。ですので、各種団体のそういった個別個別に細やかな、少し対応がこの部分は要るんじゃないかなというふうに思いますので、どうかその点についても御配慮いただければと思います。

それでは、この項の最後に、やはりインドと

いえばIT大国というイメージの強い方も多いのではないのでしょうか。私も、30年以上も昔になりますが、南米で一緒に仕事をしたことがあるインドの方が物すごく優秀な方だったことを今でもはっきりと覚えております。

この視察では、そういったIT人材の調査を十分に行うことはできませんでしたが、現在県が進めようとしている、企業におけるデジタル化の推進を強力にサポートしてくれるような人材を獲得することも可能だと思われまます。ぜひそういった人材の受入れの調整にも尽力していただきたいと思いますが、商工労働部長の御所見をお伺いいたします。

○商工労働部長（松岡孝和君） 今後、本県としましては、技能実習生や特定技能の方にとどまらず、高度人材についてもインドを含む諸外国から受け入れていきたいと考えております。高度人材は、技能実習や特定技能の方とは異なりまして、現場での作業ではなく専門的な技術や知識が必要な一定水準以上の業務に限られるなど、様々な条件がございます。

このため、お話のあったインドのIT人材についても、まずは県内企業に受入れに関するニーズの有無をお伺いし、そのニーズがある場合には、当該企業が求める技術や日本語のレベル、給与面などの採用条件を詳細に聞き取ってまいります。その上で、条件に合う方がいるかどうか、インドの関係者との交流を深める中で情報収集を行い、マッチングにつなげていきたいと考えます。

○9番（下村勝幸君） ありがとうございます。ぜひ、ミッション団の派遣も計画されているということでしたので、そういったときには、そういった部分もぜひ考慮に入れながら、また声かけもしていただきながら、いい形で進んでいくことを期待しております。

それでは、次の質問に移ります。いよいよ待

ちに待ったアフターコロナの時代を迎えようとしております。世界の観光客、いわゆるインバウンドは日本への観光を心待ちにしていたと思います。また、知事の肝煎りの関西戦略もいよいよ本格始動いたします。恐らくこれからは多くのインバウンドも関東や関西などの大都市を訪れることでしょう。そして、これまでは、こうして日本の大都市を訪れた外国人の皆様をいかにこの高知へ導いてくるのかという考えが主流であったように思います。

しかし、私は、アフターコロナの時代は新たな次元のグローバル化が必要だと考えております。それはどういうことかという、それぞれの外国人の皆様が自国を旅立つときの目的地に、四国にあるこの高知県を訪れてみようという目的地イメージを持たせる戦略がより重要になってきていると感じています。

具体的に言うならば、例えば高知県にある黒潮町でカツオのタタキを自分で作ってそれを食べてみたいなどの具体的な目的を、いかに自国を出発する前に意識させることが、これからのインバウンド戦略の肝になるのではないかと思います。これが私の思う新たな次元のグローバル化です。

実は、今回のインド訪問により、私自身が体験したことによって、よりその思いが強く感じられましたので、幾つか質問いたします。まず、これからの観光は、日本の自然や体験型の観光が主流になるだろうと言われております。もちろんこれまでも海外のインフルエンサーを招いた上で情報発信をしていただいたり、多言語での情報発信を行ってもらったりしてまいりましたが、これからは、さきに述べたように、よりピンポイントで目的地を選んでいただけるような、ネット上の仕掛けや情報発信が極めて重要になってきていると感じています。

さらに言うならば、今まで様々な戦略を仕掛

けてきたと思いますが、それらの戦略がインバウンド観光客の皆様の胸に響いているのかがより重要であろうと思いますが、観光振興部長の御所見をお伺いいたします。

○観光振興部長（山脇深君） 議員お話しのとおり、旅行先として選んでいただくための、いわゆる旅前での情報発信というのが大変重要だと考えております。これまで本県の自然や体験型の観光の魅力を伝えるためのデジタル動画を制作し、令和2年度から海外に広く広告配信を行ってきたところであります。これまでの3年間で10本の動画を配信し、7,530万回の視聴をいただいたところです。また、その動画の視聴後に、高知県のインバウンド向け観光情報サイト、VISIT KOCHI JAPANに誘導する仕組みを取っているところであります。

また、現地のウェブメディアなどを通じまして、それぞれの国ごとに異なる趣味や嗜好に合わせた情報発信も行っているところであります。こうした取組で得られた分析結果も生かしながら、より効果的な発信方法を模索して、あらゆる機会を捉えて本県の魅力を発信し続けたいというふうに考えております。

○9番（下村勝幸君） ありがとうございます。自分も本当に旅前でのその動機づけ、これは本当に大事なことなんだなというふうに感じましたけれど、今部長からの答弁ありましたように、デジタル動画の7,530万回ですか、視聴があったということで、これだけ多くの方がやっぱり意識を持って見てくださっているのであれば、その中のある一定の部分が心に響いて、ぜひ高知へ行ってみたいとか、高知でこれを体験してみたいとかいう部分が、自分は本当に心の中に響いていて、これからインバウンドが多く日本に来るようになれば、直接この高知県へたくさんの方のインバウンド観光客が来ることを御期待するところでございます。

それから、もう一つの質問に行きたいと思うんですが、今回私は久しぶりの外国視察でありましたが、また初めてのインドという国を訪れてみて、私がどうしてインドの中のニューデリーという場所を視察場所に選んでみたのかを客観的に考えてみました。

もちろん、そのニューデリーにインド人の知人が住んでいるということは大きなポイントではありましたが、もしそこに知人がいなければどうしていただろうと考えたときに、首都であるニューデリーならば私が調査してみたいと思う情報が手に入るのではないかと考えたこと、さらに言うならば、それは私がニューデリーという都市の名前を知っていたからこそ、そういった選択ができたのだということに気がつきました。

これから日本を訪問するであろう多くの外国人観光客は、名前の知られた日本の有名な都市には行ってみたいと思うこともあると思いますが、当然のことながら、その町の名前すら思い浮かばなければ、恐らく日本に来たからといって、そこから足を延ばすことはないのではないかと思います。そのためには、市町村レベルでのインバウンドへの情報発信も非常に重要なウエートを占めることになると思います。

今後、世界の中の高知をいかに知らしめるのかが、今後のインバウンド戦略の鍵を握ると思いますが、いかに高知県を世界の皆様に知っていただくのか、その戦略につきまして観光振興部長の御所見をお伺いいたします。

○観光振興部長（山脇深君） 高知県を世界的に有名にするといった、これといった決定打というものを今持ち合わせているものではありませんけれども、ただ少しでも高知県の露出を高めて、そして知名度を上げていくといったことに取り組んでいかないといけないと思っております。現在取り組んでいくことを3点申し上げ

たいと思います。

まず1点目としまして、これはもう他力本願ではありますけれども、今後世界から一気に注目が集まる大阪という知名度、これはうまく活用しなければいけないというふうに考えております。海外の方が大阪観光局のホームページにアクセスをしたときに、自然・体験型観光の高知も併せて紹介されるといったようなことにも取り組んでおりまして、また大阪観光局が開発中の観光アプリにも高知県の観光情報を掲載するといったことを予定しております。

そして、2点目としまして、四国というエリアで発信をするという点についても必要ではないかと、世界的旅行ガイドブックにも掲載された四国遍路につきましては、他県にはない、これは四国の強みでありまして、世界にも通用する素材であると思っております。このため、本県でも独自に四国遍路の動画を作成いたしまして、昨年夏から世界にも配信をしているところです。

そして、3つ目として、高知県単独の情報発信という点におきましては、高知県発祥のよさこい祭り、よさこい鳴子踊りにつきましては、大阪万博の会場内での演舞を目指して今準備を進めているところであります。これは何とか実現をさせたいと思っております。

そして、今年の夏ですけれども、アメリカの番組、ヒストリーチャンネルという、ここで高知県が取り上げられました。これは海外の文化や歴史を紹介する、世界的にも非常に視聴者の多い番組ですけれども、こうした海外の旅行者が視聴する有名な番組の本県ロケを誘致するといった、海外メディアを活用するといったのも非常に有効な手段ではないかというふうに考えております。

今後も観光面のみならず、様々な視点から効果的な手法を講じていきたいというふうに考え

ております。

○9番（下村勝幸君） 御答弁ありがとうございました。実は、私も高知を世界の中でどうやって有名にすればいいかというアイデアについては持ち合わせておりません。ですが、やはり高知という名前とか、今部長のお話にあった四国とかいう名前がぴんとこない、なかなかここまでつながってくるというところが、逆に難しいんじゃないかなというふうに思いましたので、こういう質問を入れさせていただきました。ぜひ知名度が今後上がっていくように取組をお願いしたいと思います。

それでは、最後の質問に入ります。最後に、宇宙関連産業についてお伺いしたいと思います。

質問に入ります前に、一昨日のH3ロケットの打ち上げ失敗は、これまで宇宙開発を応援してきた者の一人として残念で、本当に残念でなりません。しかし、この失敗にくじけることなく、今後も頑張ってくださいとエールを送りまして、質問に入らせていただきます。

昨年の2月議会におきまして、宇宙関連産業について質問させていただきました。そこで当時濱田知事からは、宇宙開発に関する情報収集や、先行する11道県のネットワークへの参加の可能性や、宇宙開発に関心のある企業との勉強会、あるいは情報交換会の開催等による可能性を探っていきたいという、私にとりましては大変前向きな答弁をいただいております。

そこで、私も質問しっ放しではいけないと思い、宇宙産業に力を入れているお隣九州の大分県庁を訪問させていただき、関係者にいろいろなお話を伺ってまいりました。ここで少し大分県の宇宙への取組を御紹介したいと思います。

大分県は、現在の大分空港を利用し、ロケットを打ち上げるための宇宙港、いわゆるスペースポートとして活用しようとしております、と申しましても、種子島のようないわゆる垂直発

射型のロケットではなく、例えば大分県と提携しているヴァージンオービット社の場合、ボーイング747の旅客機を改造した飛行機の翼の下に人工衛星を搭載した小型ロケットを装着し、高度1万メートルの上空まで旅客機を運んだ後にそのロケットを分離し、人工衛星を宇宙にまで運ぶというものであります。また、シエラスペースのドリームチェイサーなどは、宇宙ステーションへ物資を運搬するための往還機、いわゆるスペースシャトルのようなロケットの運用を考えているようであります。

さて、ここで私が申し上げたいのは、大分県はこのロケット打ち上げというイベントを、裾野の広い宇宙開発事業だけではなく、観光産業に利用しようとしているところであります。ロケットの打ち上げ時には、打ち上げ事業者の皆様や投資家を大分県へ招いていただきたいと考えているそうです。そして、その方たちに大分県の温泉にも入っていただき県内観光もしながら、しっかりとお金を落としてもらって帰っていただくというビジネスモデルを考えておられるとのことでありました。また、大分県の場合、3,000メートル級の滑走路があったということがこのスペースポートとして手を挙げるきっかけになったと伺いました。

そこで、御質問させていただきます。本県でも私の質問の後、宇宙の活用についての勉強会を開催したとお聞きしたのですが、私がイメージしていたものと少し違っているような気がしております。

私がイメージしていた勉強会は、先ほどの大分県の事例で紹介したように、現在ある既存施設や産業との組合せで、今までは考えつかなかった発想に至るような勉強会をイメージしていたのですが、今年度開催した勉強会の内容につきまして、まずは産業振興推進部長にお伺いいた

します。

○産業振興推進部長（沖本健二君） 今年度開催いたしました勉強会ですが、高知から宇宙へをテーマに、高知工科大学と北海道の企業から、宇宙計測に関する研究内容や観測ロケットの開発を御紹介いただきました上で、本県における宇宙ビジネスの可能性などについてお話をいただきました。

○9番（下村勝幸君） ありがとうございます。

ちょっと私、後で自分が思っているイメージとの違いを申し上げたいと思うんですが、今回の質問で取り上げました水産振興部のNABRASも、人工衛星データを活用して予測した水温や潮流の情報を配信しております。この情報は、国立研究開発法人海洋研究開発機構、いわゆるJAMSTECが人工衛星で観測したデータと、漁業者や県の調査船が現地で観測したデータを合わせて精度を高めたものとなります。これにより、漁業者はスマートフォンやタブレット端末で、どこにいてもこれらの情報を確認することができ、漁場の選択や出漁の判断を、これまでの漁業者の勘や臆測に頼らず、確実なデータに基づいて行動ができるようになります。

また、昨年2月の定例会での質問時には触れませんでしたでしたが、人工衛星を活用し防災対策に役立てようという考え方もあります。これは、人工衛星からマイクロ波を照射し地球の表面の反射特性を捉える合成開口レーダー、いわゆるSARといますが、その技術を用い、レーダーで地表面を観測します。このため、天候や時間帯に左右されることなく観測が可能となります。台風であろうが、夜間であろうが、地表の状態を鮮明に捉えることができます。そのため、例えば南海トラフ地震の発災時には災害対策本部に居ながらにして、どの山でどれぐらいの規模の土砂崩れが発生しているとか、どの道路が通行不可になっているとか、現地からの情報を

待つことなく、いわゆる災害本部からのプッシュ型での支援が可能となります。

今後、SARの衛星コンステレーション、いわゆる幾つかの人工衛星を連動させて運用するものをいいますが、そうしたシステムが構築できれば、ほぼ常時の監視体制が可能となるのではないかと思います。

このように、現在の人工衛星データをいかに活用するのか、さらに言えば、もっと効率よく活用するためには、国に対してどういった整備を要望するのかなど、より積極的な提案が可能となります。そのためには、それぞれの個々の事案ごとの勉強会がより有効であろうと思います。

そこで、まず手始めに、県庁内でJAXA関係者等の識者の皆様を招くなど、その宇宙開発技術の可能性をよく理解した上で、それぞれの産業単位、もしくはテーマごとでの勉強会を行いながら、より実効性のある取組にすべきと考えます。

今年度に開催した勉強会にとどまらず、次のステージへのステップアップに向けてどうグレードを上げていかれるのか、産業振興推進部長にお伺いいたします。

○産業振興推進部長（沖本健二君） 今後、莫大な投資が見込まれておりますこの宇宙ビジネスというのは、将来に向けて大きく伸びゆく成長産業であることは間違いありません。そうした中、例えば県内企業が有する圧入技術は、例えばですが、月面に宇宙ステーションを建設する場合など、大いに可能性があるのではないかと思います。

先ほど申し上げました今回の勉強会の開催に当たりましては、SNSなどの通常の告知に加えまして、関係団体などを通じましたお声かけも行いました。結果として、参加者は1社2名であったことから、現時点では県内企業の宇宙

ビジネスへの関心及びニーズは高くないものと思われま

す。多くの県内企業は、現在喫緊の課題でありま
すデジタル化やグローバル化に鋭意取り組んで
いただいているところがございます。そのため、
当面はこの宇宙ビジネスへの関心を高める取組
というのを継続してまいりたいというふうに考
えております。

○9番（下村勝幸君） ありがとうございます。

今部長の答弁にあったように、宇宙技術とい
うと、活用部分で本当にイメージがしづらいつ
つと思います。実は私もたまたまJAXAの友達が
できた関係で彼と話をしている中で、宇宙のビ
ジネスはこういうところでこんなふうに生かせ
られるんだというのを、その彼との話の中でい
ろいろヒントをいただいたり、いろいろな勉強
をさせていただく機会がありました。ですので、
普通の生活の中で宇宙を意識していくというこ
とは、ほとんど一般的にはないと思います。し
かしながら、これまでる申し上げてきました
が、知らず知らずのうちにお世話になっている
のが、この宇宙技術じゃないのかなというふう
に思ったところです。

私も今現在、宇宙開発がどういうふうに進ん
でいくのか、本当にこれはどういうふうに関
活用すればベストなのかというところは、実は持
ち合わせていないのですが、今部長のお話にあ
つたとおりなんです、今後やはりあまり難しく
考えずに、可能性を皆との中でいろいろ話をし
ていく中で、もしかしたらこの分野はこういう
使い方ができるかもしれないとか、この分野は
こういうふうに関かせばもっと伸びていくかも
しれないとかといったところからの勉強会、私
のイメージはそのぐらいのものでしたが、ぜひ
今後いろんな方とお話しする中で、こういった
ビジネス、また新しい開発につながっていけば
いいなという期待を申し上げたいと、そのよう

に思います。

それでは、もう最後になりました。私も今期
これが最後の質問となりました。また、今年度
いっぱい退職されます県職員の皆様や執行部
の皆様、感謝とお礼を申し上げたいと思いま
す。本当にありがとうございました。

退職される皆様は、今後ますます御活躍を御
祈念いたしまして、私の質問を終わりたいと思
います。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（西内隆純君） 以上をもって、下村勝
幸君の質問は終わりました。

ここで午後2時15分まで休憩といたします。

午後2時8分休憩



午後2時15分再開

○副議長（西内隆純君） 休憩前に引き続き会議
を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般
質問を続行いたします。

横山文人君の持ち時間は50分です。

13番横山文人君。

○13番（横山文人君） 自由民主党の横山文人で
す。議長のお許しをいただきましたので、早速
質問に入ります。

まず、農業は国の基、こうした考えの下、農
業の振興について地域計画の策定と基盤整備の
推進に関し順次お伺いいたします。

令和5年の農政は、食料・農業・農村基本法
の見直しが必要な課題になると言われておりま
す。そうした中で、令和4年5月に農業経営基
盤強化促進法等が改正されました。これにより、
これまで人・農地プランの取組として行ってきた
地域の話合いが法律に基づく取組になります。
名称は地域計画と改められ、地域の農業を持続
させていくための方針と併せて、目標地図とい

う農地1筆ごとの将来の耕作者の計画を立てていくこととなります。

この地域計画は、地域の農地利用の将来像を描く人・農地プランを市町村が策定すべき地域計画として、農業経営基盤強化促進法に位置づけ、分散した農地をまとまった形に集約し、効率的な利用に結びつけるものであります。地域農業の在り方を落とし込む従来の人・農地プランを地域計画として法定化し、農地中間管理機構と連動させ、地域の農地利用を効率的、総合的に進めていくのが狙いであります。

ここで、この新たな地域計画について触れますと、農業者や地域の方々の話し合いにより策定される地域の将来の農地利用の姿を明確化した設計図であり、おおむね10年後を見据え目標地図を作成し、農地1筆ごとに将来の利用者を特定していきます。これには、担い手を含め農地所有者、地域住民なども交えて話し合うことが重要となってまいります。また、地域計画では、認定農業者などの従来への担い手だけでなく、中小規模の農業者や半農半X実践者なども含め、農業を担う者ごとに農地利用を定めるとしており、多くの農業を担う者を育成・確保していく方向性を打ち出しております。こうした幅広い主体を受け手として位置づけたことは、現場の実態に即したものであり、人と農地という農業の土台を守るため地域の徹底した話し合いが期待されます。

一方、地域計画の策定は市町村ごとの判断に委ねられ、策定が一律義務にされておられません。しかしながら、市町村のマンパワー不足や、長引くコロナ禍の中で地域の集まりや話し合いも減少しており、膨大な仕事を本当にこなせるのかといった面が危惧されるところであります。地域計画の最大の課題は、各地域で話し合いを行い、それを後押しする形で市町村などがどう策定に取り組むのか、その実効性にあると言えます。

す。この地域計画は令和5年度からの2年間で市町村が策定することとなっております。

そこで、本県としてどのように進めていくのか、農業振興部長にお聞きします。

○農業振興部長（杉村充孝君） 県では、全市町村で地域計画の策定が計画的に行われるよう、本年度中に市町村において策定に取り組む地区を選定し、その地区ごとの工程表を作成してもらうこととしております。今後は、市町村や農業委員会などの関係機関から成る協議会を来月から全ての市町村に設置し、地区ごとの工程表を基に計画的に取組を推進してまいります。

また、先行して策定に取り組んでいる地区をモデル地区に位置づけ、地域で策定に向けた機運づくりや話し合いの進め方など、他地域の参考となる事例づくりにも積極的に取り組み、県としてもしっかりと進めてまいります。

○13番（横山文人君） そうした中で、地域での計画策定の機運をいかに高めるかが重要となってまいります。策定主体である市町村では、全体のマネジメント役となり、地域での話し合いや担い手の確保、目標地図の作成など膨大な事務量が想定され、さきにも述べましたがマンパワー不足に陥ることが懸念されます。

そこで、地域計画の策定主体である市町村に対し県としてどのように支援していくのか、農業振興部長の御所見をお伺いします。

○農業振興部長（杉村充孝君） まずは、先ほど申し上げました全市町村で設置されます関係機関から成る協議会において、策定主体である市町村を支援する体制を早急に構築したいと考えております。

また、農業振興センターは、各地域で行われる話し合いの場に参画し、例えば引受手がない農地を担っていただく、規模拡大農家や新規就農者などの多様な担い手の掘り起こしの取組などを支援してまいります。

さらには、国の事業を活用した地域の話合いをコーディネートする専門家の派遣や、農地中間管理機構の農地相談員も増やし、きめ細かな支援に努めてまいります。

○13番（横山文人君） このように地域計画が進められることとなりますが、計画策定そのものが目的ではなく、さきに申し上げましたとおり、5年後、10年後の農地利用の姿を明確化することにより、これまで地域の皆さんの御努力で守り続けてきた農地を次の世代に着実に引き継いでいく、それによって本県農業の未来を切り開いていくことにほかなりません。

先行きの見えない原油価格・物価高騰への対策や農畜産物への適正価格の形成、そして食料安全保障が求められる中、地域計画が想定する幅広い担い手像をどう描き支援していくのか、大変重要な取組であります。

そこで、この地域計画を本県の農業振興へどのように生かしていくのか、農業振興部長にお聞きします。

○農業振興部長（杉村充孝君） まさに先ほどのお話のとおり、地域の将来ビジョンであります地域計画を策定することが目的ではなく、そのビジョンをどのように具現化していくのが策定後の鍵となってまいります。特に、これまで漠然としたイメージしかなかった地域の人と農地の課題が、目標地図という目に見える形で地図上に落とし込まれますので、ターゲットを絞った、より具体的な施策を打ち出すことが可能となります。この地域計画を県の施策とも連動させることで、より効果的な農業振興につなげてまいりたいと考えております。

○13番（横山文人君） ぜひとも頑張っていたきたいと思います。

また、本県農業の持続可能性のためには、こうした地域計画といったソフトの施策と同時に、農業全体を下支えする基盤整備の推進、すなわ

ちハードの施策も必要不可欠であります。本県の30アール区画以上の圃場整備率並びに担い手への集積率は、昨日の槇尾議員への答弁にありましたように、全国平均より大きく差がついている状態にあります。

このため、第4期産業振興計画の農業分野では、生産力の向上と高付加価値化による産地の強化をはじめとするこれまでの4本柱に加え、農業全体を下支えする基盤整備の推進と農地の確保を5本目の柱に位置づけ、鋭意取り組んでおられます。10年後の目標地図として描く地域計画の課題の中で、引受手がない土地条件の悪い未整備の農地の存在があります。こうした農地では、規模拡大農家や新規就農者等の担い手に農地を集積することは困難であることから、柱の5に掲げる基盤整備の推進により、優良農地を確保していくことが必要であります。

そこで、遅れている本県の基盤整備に取り組むに当たり、課題をどのように認識しているのか、農業振興部長にお聞きします。

○農業振興部長（杉村充孝君） 中山間地域が大半を占めます本県では、1戸当たりの経営規模が小さいことから事業の面積要件を満たすためには関係者が多くなり、地域での合意形成が思うように進まないことや、担い手の高齢化が進んでおり基盤整備への投資意欲が減退していることなどが課題として挙げられます。また、地元からの要請を受けてから事業化に向けた地元調整を図るといった、県の待ちの姿勢も推進する上での課題であったと認識しております。

○13番（横山文人君） そこで、これらの課題を踏まえ、どのように取り組んでいくのか、農業振興部長にお聞きします。

○農業振興部長（杉村充孝君） 県では先ほど申し上げました課題を踏まえまして、基盤整備の有効性や、地元負担を軽減できる有利な事業の周知などを積極的に地元提案するといった攻

めの姿勢で啓発活動を行い、事業化への機運の醸成を図る取組を強化しているところがございます。また、事業化に向けましては、市町村等と連携したプロジェクトチームを立ち上げるなど、推進体制を強化しております。さらには、今後策定される地域計画も活用しながら、地域ニーズに応じた新規地区の掘り起こしの取組の強化も図ってまいりたいと考えております。

こうした取組を重ねることで、地域で暮らし稼げる農業の下支えとなります優良農地の確保に向け、基盤整備をより一層推進してまいります。

○13番（横山文人君） ここで、地元を振り返ってみますと、いの町では優良農地の確保に向け、沖田地区基盤整備事業が進められております。令和4年2月から地元と町、県の3者協議が重ねられてきている当該事業ですが、現地は23ヘクタール程度と県営での事業が可能である上、地元代表者などの地権者は圃場整備に前向きであります。今後事業採択に向け、地元の合意形成や担い手の確保、また高収益作物の導入などといった課題もあります。さきに述べました農業全体を下支えし、将来にわたって産地を守っていくために、ぜひとも事業を進めてもらいたいと考えます。

そこで、いの町沖田地区における基盤整備に向けた取組の状況について農業振興部長にお聞きします。

○農業振興部長（杉村充孝君） いの町沖田地区における基盤整備に向けましては、横山県議をはじめ地元代表者や町議の御尽力によりまして、これまで関係者の勉強会から始まり、事業化への機運の醸成を図るための地元説明会を開催することができました。

本地区の農業は現在稲作主体ではありますが、約23ヘクタールの農地がまとまっていることや、地区で営農しておられる若手のショウガ農家の

方々は、基盤整備を契機に規模拡大の意向があり、効率的かつ安定的な農業への転換が可能となりますことから、県としても沖田地区の農業の発展に大いに期待をしているところであります。

今後は、来月には基盤整備の意向などを把握するためのアンケートを実施するとともに、事業化を支援する関係機関によるプロジェクトチームを立ち上げ、早期の事業化に向けまして、県としてもしっかりと取り組んでまいります。

○13番（横山文人君） ありがとうございます。地域計画と基盤整備、どちらも県の果たす役割は大変大きいものがあります。引き続きよろしくお願いたします。

次に、本県を代表する伝統産業であり、今期で惜しまれながら御勇退される地元の先輩である上田周五議員も熱心に取り組まれてきた、土佐和紙の振興についてお聞きいたします。

日本三大和紙の一つである土佐和紙は、日本一の清流仁淀川の恵みを受け、いの町、仁淀川町などを中心とする紙すき職人やコウゾなどの原材料を生産する農家、また簀桁などの用具職人など、多くの関係者の手によって高知の宝、シンボルとして皆様に愛され、今日までその伝統が受け継がれてきました。

一方、手すき紙から機械紙へ、また生活様式の変化による消費の減少、原料の産地である中山間地域の高齢化など、土佐和紙を取り巻く現状はそのブランドと相対するものがあり、産業自体が縮小の一途をたどっております。

こうした危機感の下、平成30年2月県議会一般質問において、原料の確保、紙すき職人の育成と用具の確保、土佐和紙のPRと販売促進、また文化の発信とユネスコ登録など、川上、川中、川下それぞれの現状分析と課題解決を求め、土佐和紙の未来に向けたブランドデザインを描くようお願いしたところ、県として庁内にプロ

ジェクトチームを立ち上げ、土佐和紙総合戦略を策定していただきました。私も今回の質問が2期目最後となりますが、このときの議論は、郷土の伝統を未来につなぐ議論ができた大変感慨深いものがありました。これまで土佐和紙の振興に県を挙げて取り組んでいただきましたことに心から感謝申し上げます。

しかしながら、長引くコロナ禍や少子高齢化、オンラインの普及により急速に進む生活様式の変化など、土佐和紙を取り巻く状況は依然厳しいものがあると感じております。こうした中で、県としてもこれまで取り組んでこられた土佐和紙総合戦略をさらに深化させていただき、土佐和紙の将来に向けた施策を磨き上げていただきたいと切に願うところであります。そこで、土佐和紙総合戦略について、これまでの取組と今後の展開について順次お聞きいたします。

まず、土佐和紙総合戦略のこれまでの成果について商工労働部長にお聞きします。

○商工労働部長（松岡孝和君） コロナ禍による商談機会の減少などによりまして、総合戦略の目標である売上げ7億円の達成は厳しい状況にありますものの、総合戦略を策定いたしましたことで、まず何より土佐和紙の振興という目的を一にする多くの関係者が集い協力する場ができたこと、また厳しい中であつても前向きに取り組んでいこうとする機運が醸成されたことが大きな成果であると考えております。

加えて、後継者の確保では、2年間の長期研修を修了した2名の方が新たに和紙生産に従事されています。また、紙産業技術センターの技術支援によって、木版画用の和紙や納経帳といった計5件の新商品が生まれるなどの成果も上げることができました。

○13番（横山文人君） その成果をどのように受け止めているのか、商工労働部長にお伺いします。

○商工労働部長（松岡孝和君） 一定の成果を上げることはできましたものの、総合戦略の推進会議に御参画いただいている関係団体や有識者からの評価では、前進が見られたというものと、あまり進んでいないというものがほぼ半数ずつという結果でございます。こうした評価も踏まえまして、取組の検証を行った上で、土佐和紙を後世に引き継いでいけるよう、関係者の皆様と引き続き連携して取り組んでいきたいと考えております。

○13番（横山文人君） こうした成果と反省を踏まえ、今年度土佐和紙総合戦略は終期を迎えますが、その後の取組について商工労働部長の御所見をお聞きします。

○商工労働部長（松岡孝和君） 引き続き関係者と連携し取組を進め成果につなげていくためには、今後の戦略を定めて方向を一にして取り組んでいく必要があると考えてございます。このため、来年度からの5年間を期間とする第2期戦略、こちらのほうを本年度内に策定すべく、現在作業を進めているところであります。

○13番（横山文人君） 第2期土佐和紙総合戦略を策定し、引き続き取り組まれるということであり、高く評価させていただきます。厳しい現状にあることは承知していますが、本県を代表する伝統文化、伝統産業を守るため、ぜひとも頑張ってくださいと思います。

そこで、第2期土佐和紙総合戦略はどのような方針を設けて取り組むのか、商工労働部長にお聞きします。

○商工労働部長（松岡孝和君） 第1期戦略では、原料確保や後継者の育成、販売促進や文化の発信という4つの基本方針を掲げ取り組んでまいりました。第2期戦略ではこれらを再編し、3つの基本方針、すなわち原料づくり、担い手づくり、付加価値づくりとしたいと考えております。その上で、これら3つの基本方針ごとに新

たにプロジェクトチームを設け、さらにK P Iも設定し、P D C Aサイクルを回しながら取り組んでいく方針です。

○13番（横山文人君） そうした3つの基本方針の下、第2期戦略における目標をどのように定めるのか、商工労働部長にお聞きします。

○商工労働部長（松岡孝和君） 第2期戦略におきましても、年間販売額を引き続き全体目標といたしまして、最終年度となります令和9年の目標額を、コロナ禍前の水準である6.1億円に設定していきたいと考えております。

また、これに加えまして、先ほどもお話ししましたように、第1期戦略では設定していなかった基本方針ごとのK P I、こちらを新たに設定していきたいと考えております。具体的には、原料づくりではコウゾの生産量などを、担い手づくりでは後継者育成研修の修了者数などを、付加価値づくりでは新商品開発件数などを設定していきたいと考えております。

○13番（横山文人君） そうした方針の下、土佐和紙が土佐和紙であるために必要不可欠な県産コウゾの確保をどのように進めるのか、商工労働部長にお聞きします。

○商工労働部長（松岡孝和君） 第1期戦略では、県産コウゾの生産を拡大していくために、売手である生産者と買手である紙すき職人の方などに参加いただきまして、他県の取組状況を共有するとともに、生産者の確保や作業の効率化などについての意見交換を行ってまいりました。

これらの意見交換は引き続き行ってまいりますが、第2期戦略では取組をさらに前に進めていくために、職人はどれくらいの量を必要としているのか、生産者はどれくらい供給できるのか、またそれぞれが希望する価格は幾らかといった点についてまず調査を行ってまいります。その上で、新たな生産者やコウゾ畑の確保の具体的な手法などについて、プロジェクトチームに

において検討を進めてまいります。

○13番（横山文人君） 続いて、担い手である紙すき職人の後継者育成をどのように進めていくのか、商工労働部長にお聞きします。

○商工労働部長（松岡孝和君） これまでの研修は、指導者となる職人と研修生のマンツーマンで行われていたため、指導に要する時間が本業に上乘せとなる職人にとっては負担が非常に大きなものとなっております。このため、職人の負担軽減と研修生のさらなる受入れ拡大につながりますよう、指導者数名で複数の研修生を指導する仕組みについて関係者の皆様と検討を深めてまいりたいと考えております。

○13番（横山文人君） 方針への問いの最後に、出口戦略である販売促進も含めて、付加価値づくりにどのように取り組むのか、商工労働部長にお聞きします。

○商工労働部長（松岡孝和君） 土佐和紙作りがなりわいとして成り立っていくためには、出口戦略は大変重要だと認識しております。このため、第1期戦略においても高知城歴史博物館などでの販売や首都圏での土佐和紙展の開催、台湾でのギフトショー参加への支援などの販売促進と、商品開発の支援も行ってまいりました。

第2期戦略においても、引き続きこれらの取組を進めてまいりますが、特に付加価値を高めるための取組に注力していきたいと考えております。具体的には、土佐和紙職人と雑貨などのクリエイターとのマッチングを行い、和紙を使った一般消費者向けの魅力的な商品づくりを促進し、売上げの増加を目指してまいります。

○13番（横山文人君） ぜひよろしく願いいたします。

ここで、世界的な評価であるユネスコの無形文化遺産登録への再チャレンジに対する県の御所見をお伺いしたいと思います。平成26年11月に国連教育科学文化機関ユネスコが「和紙：日

本の手漉和紙技術」の無形文化遺産登録を行ったところ、この登録において島根県の石州半紙、岐阜県の本美濃紙、埼玉県細川紙が選ばれ、土佐和紙は対象となりませんでした。なぜ土佐和紙がという声の中、その理由は国の重要無形文化財を保持、継承する技術保持団体の有無でありました。

以前も申し上げましたが、何もユネスコ登録だけが文化の継承、発展というわけではなく、関係者の御苦勞を考えるとやすやすと言えることではないと承知をしております。しかしながら、和紙産業の関係者から、土佐和紙がユネスコに登録されていないのは我々の業界では大変不思議に感じると聞くように、歴史と伝統、そして県民が深く愛着を抱く土佐和紙が対象外であることには残念な思いを隠し切れません。

そこで、ユネスコ登録の前提となる、技術保持団体の確立に向けた取組について文化スポーツ部長にお聞きします。

○文化スポーツ部長（岡村昭一君） 技術保持団体の確立のためには、まずユネスコ登録の前提であります国の重要無形文化財指定の候補となり得る和紙、土佐典具帖紙と土佐清帳紙につきまして、製作技術を定義し明文化すること、そして当該製作技術を使って現に生産している事業者を3者以上確保し団体の構成員とすること、さらにはこの団体の構成員が講師となり、技術伝承のための研修プログラムを計画的かつ継続的に実施し新たな後継者の育成を行うことという一連の取組が必要であります。

現在、土佐典具帖紙、土佐清帳紙につきましては、生産者がそれぞれお一人のみとなっておりますため、まずは製作技術の定義及びその伝承のための研修につきまして、このお二方の御参画を得て実施する必要がございます。このことにつきましては、お二方の御了承をいただいたところであり、今後は団体の構成員の確保に

向けまして、お二方を講師として、現在他の種類の土佐和紙をすいておられるベテランの紙すき職人の方々に、製作技術を習得していただきたいと考えております。そのための研修の実施などにつきまして、お二方及び土佐和紙保存会の方々との協議を行っているところであります。今後も引き続き技術保持団体の確立に向けまして、これらの方々としっかりと連携して取り組んでまいります。

○13番（横山文人君） 土佐和紙についての質問の最後に、これまでの議論を踏まえ、第2期土佐和紙総合戦略を進めるに当たり、土佐和紙の振興について知事の思いをお聞きいたします。

○知事（濱田省司君） 土佐和紙は土佐の三白の一つに称されておりまして、本県の産業発展の礎となったこと、また日本三大和紙の一つとして高い技術、知名度を備えるということなどを考えますと、県民にとって貴重な財産であるというふうに認識をいたしております。

これまで1,000年にわたって引き継がれてまいりましたこの土佐和紙を、次の1,000年後に向けて引き継いでいくということは、土佐和紙に関わる方々のみならず、全ての県民の願いであるというふうに考えます。これから策定をいたします第2期の戦略では、特に所得の向上につなげていくための付加価値づくりを、戦略全体を牽引する施策として位置づけまして、取組を強化していきたいと考えます。

また、戦略にも位置づけておりますユネスコ無形文化遺産登録は、文化の振興に寄与することはもとよりですが、土佐和紙のブランド力強化につながる、その意味での付加価値向上にもつながっていくという意義があるかと思えます。この登録の前提となりますのが、国の重要無形文化財の指定ということになりますが、この国の重文の指定に向けまして、第2期の戦略期間中に成否のめどが得られますように、粘り

強く取り組んでまいりる考えであります。

○13番（横山文人君） ありがとうございます。
土佐和紙の振興は知事が注力されます中山間振興にもつながってまいります。引き続き県を挙げての取組をよろしく願いいたします。

次に、商店街等の振興についてお聞きいたします。

先日、「再び、瀨田が参りました」が地元いの町で開かれ、瀨田知事におかれましては、中山間地域から中心市街地活性化の取組まで幅広い活動を視察され、関係者の皆さんと意見交換をしていただきました。中山間地域の振興については、さきの議会の質問において、中山間地域のしるべとなる再興ビジョンを策定するとの力強い御答弁をいただいております。中山間地域再興への知事の思いが表れたものと評価し、御期待を申し上げるところでございます。

同じく、かつては商店街として栄えた地域でも、人口減少、高齢化等による消費の縮小など衰退傾向にあります。加えて、コロナ禍などでダメージを受けた地域経済の活性化は、コロナ後の新しい県政に向けて喫緊の課題と言えます。とりわけ、先日視察いただいた、いの町中心市街地活性化計画の取組には、瀨田知事も強い期待感を持っていただけたのではないのでしょうか。若手グループが商店街をメインに、自分たちの町を活性化しようという自発的な取組であり、県と町がそれをしっかり支えるという、目指すべき姿が体现されているように感じたところがありました。

こうした中で、県も各地域で積極的に商店街等振興計画を進めており、意欲の醸成や活動の組織化、計画の実行などそれぞれの段階に応じて支援を講じております。

先日、高知県商店街振興組合連合会と高知県商店街振興議員連盟との間で勉強会が行われました。そこでは、デジタル技術を活用した商店

街の活性化策などについて御説明いただきながら、闊達な意見交換がなされたところであります。こうした地域経済活性化の取組をもってコロナ後の反転攻勢、本県経済の回復を進めていただきたいと願うところであります。

そこで、県内の商店街等振興計画の取組状況について商工労働部長にお聞きします。

○商工労働部長（松岡孝和君） 県では、平成30年度から商店街のにぎわい創出を図り、地域商業の活性化につなげることを目的とした商店街等振興計画の策定支援を行っております。今年の2月末現在で15か所で策定が完了し、さらに2か所で策定に向けた準備が進められております。

計画を策定した地域では、地域の特性に合わせて様々な工夫を凝らし、集客イベントや案内マップの設置、広報紙の作成などが進められております。中でも、お話のあったいの町では、まち歩きや特産品を生かした商品開発などが事業者などの連携により進められております。こうした取組の成果が空き店舗への出店にもつながっていると感じており、他の地域にとっても大変参考になる取組だと考えております。

○13番（横山文人君） そうした取組を進める中で、先ほど触れましたデジタルを活用した振興策も有効と考えますが、そこで、アフターコロナ時代の商店街振興に向けデジタル技術をどう活用するのか、商工労働部長にお聞きします。

○商工労働部長（松岡孝和君） 県内商店街を取り巻く環境は、人口減少や郊外型店舗の増加などに加えまして、コロナ禍やネット販売の普及などにより大きく変化しております。このような環境の変化に柔軟に対応し、商店街に再びにぎわいを取り戻していくためには、デジタル技術を活用することが有効であると考えております。

このため、まずは高知市の中心商店街を対象

にモデル事業として取組を始めることとしております。この事業では、AIカメラなどによりまして通行人数を計測することで、商店街ではイベントの企画や効果の検証が、個別店舗では顧客データの分析により、ニーズを捉えた提案や適正な在庫管理などができるようになることが期待できます。将来的には、この取組を通じて得られたノウハウなどを他の地域に横展開することで、県内商店街全体の活性化を図っていききたいと考えております。

○13番（横山文人君） 先日、集落活動センター推進フォーラムを傍聴しました。「資本は中山間にある」と題した藻谷浩介氏の基調講演など、大変充実したフォーラムだったと感じております。このフォーラムの主催は、県と高知県集落活動センター連絡協議会であります。同協議会は中山間振興の核である各センターの連携を図り、活動の横展開や情報共有をもって、それぞれの取組へのヒントや磨き上げを行っていることと存じます。

そこで、このような集落活動センターの協議会と同様に、先ほど御答弁いただきました県内各地の商店街振興に取り組む地域間においても、相互連携や情報共有の場を設けていくべきではないかと考えますが、商工労働部長の御所見をお伺いします。

○商工労働部長（松岡孝和君） 地域間の相互連携や情報共有につきましては、新たな商店街等振興計画を策定しようとする地域が先行する地域の会に参加し、進め方を学ぶといった部分的な情報共有、こちらについては行ってまいりました。

議員から御提案のあった全体での相互連携や情報共有の場を設けますことは、共通の課題を解決するためのヒントが得られ、取組の磨き上げにもつながることが期待できますことから、

早速来年度からそのような場の設定に努めてまいります。

○13番（横山文人君） ぜひともよろしく願いたします。

加えて、集落活動センターの取組については、それぞれのセンターがどのような活動をしているのかが一目で分かるホームページやガイドブックが設けられております。

ここで、従来の商店街の機能を考えてみますと、そこへ足を運べば大根から長靴までそろろろといった地域の売りたいと買いたいが集約された場所でしたが、大型ショッピングセンターの進出や少子高齢化、販売・流通の多様化や生活様式の変化により、日常の売り買いの拠点機能が低下し、現在のようなシャッター街へと衰退を余儀なくされました。

他方、歴史ある古い町並みを利用し、商店街を中心としたイベントを開催するなど、新しい誘客の仕掛けを展開し、それぞれの魅力あふれる観光振興も兼ねた新たな商店街へと生まれ変わろうとする動きも見られます。そういった地域地域の取組を、さきに述べました集落活動センターの取組と同様に県として発信していく、またPRをサポートしていくことも重要な支援の在り方ではないでしょうか。私も先日の商店街振興議連の勉強会時に申し上げましたが、帯屋町をはじめとする高知市中心商店街が活性化することにより、郡部の商店街にも相乗効果が生まれるような連携を望むものであります。

そこで、各地域の商店街振興の取組を県として積極的に発信し、誘客につなげていくべきと考えますが、商工労働部長の御所見をお聞きします。

○商工労働部長（松岡孝和君） お話にありましたように、商店街をフィールドとして、振興計画に位置づけられた様々な取組が行われ情報発信もなされておりますが、地域外までは情報が

届いていない状況が見受けられます。県としても、商店街の活性化やにぎわいづくりに取り組む皆様を応援するため、県のホームページやSNSなども活用し、その取組を広く紹介してまいりたいと考えております。

このうちイベント情報につきましては、多くの方が利用している観光情報サイト、こうち旅ネットに、賛助会員であります市町村が登録することで掲載できますことから、市町村に対して協力要請も行ってまいります。

○13番（横山文人君） 他方、中山間地域では地域に店自体がないといった現状も見受けられます。コロナ禍における新しい人の流れをキャッチし、産業振興計画の重点ポイントの一つである中山間地域の暮らしを支える地域産業をつくるためにも、積極的に中山間地域における出店への支援を講じるべきと考えますが、商工労働部長の御所見をお聞きします。

○商工労働部長（松岡孝和君） 県では、本年度、中山間地域で出店をする事業者に対して、店舗の改装費、こちらを支援する制度を創設いたしました。初年度となる本年度は、制度の周知と活用を促すとともに、商工会や市町村からの御意見や御要望をお伺いしてきたところであります。

この結果、対象経費の拡充などの要望をいただきましたことから、補助上限額の引上げや補助対象経費の拡充、また地域に活用できる空き店舗がない場合には、空き家を活用した出店も対象とするなど、来年度はさらに支援策を拡充していくこととしております。

こうして拡充した施策を担い手になるであろう移住者や地域おこし協力隊の卒業者を含め、幅広く情報を届けていくことで、中山間地域でのさらなる出店を促してまいります。

○13番（横山文人君） この項最後に、先日「再び、濱田が参りました」で視察された、いの町

中心市街地活性化の取組をはじめ、アフターコロナの地域経済の活性化に向けた商店街振興について知事の御所見をお伺いいたします。

○知事（濱田省司君） 地域におけます商店街は商業の拠点であるということと同時に、様々な人々が触れ合いまして交流をするコミュニティーの場でもあります。地域の維持・発展のために大変重要な役割を担っているものと考えます。

先日、いの町を訪問した際には、特に若い世代の方々が地元強い愛着を持たれて、自分たちの町を元気にしようと積極的に取り組まれていると、そういった姿に大変感銘を受けました。また、お店の方から伺った中で、高知市内から電車に乗ってわざわざ来られる常連さんもおられるというような話もお聞きしまして、非常に未来への可能性を感じて頼もしく思ったところでございます。

こうした次代を担う若い世代が中心となって事業者の方々、そして地域の方々が連携をして実施している取組というのが、地域の原動力となっていくと、そしてやがて地域経済の活性化にもつながっていくというものと感じているところであります。

県といたしましては、商店街の工夫を凝らした取組を応援していくということによりまして、商店街を中心としたにぎわいのある地域が県内各地に広がっていくと、そういった姿を目指してしっかりと取り組んでまいりたいと考えます。

○13番（横山文人君） どうもありがとうございました。地域地域の商店街や中心市街地の活性化は、地域の経済を回復させていくと同時に、この間頑張ってきた商工会や若手グループの反転攻勢という意味でも、これからが本番であります。引き続きの御支援をお願い申し上げます。

最後に、中山間地域での防犯とデジタルを活用した見守り体制についてお聞きいたします。

治安のよさがうたわれる日本でも、近年強盗事件などの凶悪犯罪が多発しております。東京都狛江市で発生した強盗殺人事件に絡み、全国各地で共通した手口の強盗事件に関与したと見られる広域犯行グループが逮捕され、連日の報道とその凶悪な手口に世間は驚きと恐怖に包まれております。今なお被害者が相次ぐ特殊詐欺と同様に、情報化社会の利便性を悪用した犯罪は、これからますます増えてくるのではないかと危惧されるとともに、高齢化や近所関係の希薄化がこうした事態に拍車をかけると指摘をされています。

こうした中で心配に感じるのは、独居の老人が増えている中山間地域における防犯体制であります。先日、ある中山間地域を訪れたところ、その地区の高齢化率は68%、そのうち半数以上は独居の老人だとお聞きしました。強盗や空き巣などの犯罪の手口がSNSの普及により全国どこでも組織的に行われることとなった昨今、こうした中山間地域の防犯体制の構築も急務であると強く感じるところであります。

そこで、独居老人の多い中山間地域の防犯体制の課題について警察本部長の御所見をお聞きいたします。

○警察本部長（江口寛章君） 議員御懸念のとおり、SNSを悪用して組織的に行われる強盗や特殊詐欺事件などは、全国いずれの場所でも発生するおそれがございます。

県内の中山間地域は広範囲に小規模集落が点在する地域があり、警らや巡回連絡の効率性に一定の制約がある一方、高齢者をはじめ住み慣れた方々が多いことから、平素は治安事象が少ないため防犯意識が希薄となるおそれがあり、防犯意識を高める広報啓発が課題の一つと捉えております。

また、特殊詐欺については、中山間地域を含めて高齢化や人口減少等が進む中、独り暮らし

や日中に単独となる方の被害が多くなっており、これも課題と捉えております。

○13番（横山文人君） そこで、そのような中山間地域における防犯の課題に対しどのように取り組むのか、警察本部長にお聞きいたします。

○警察本部長（江口寛章君） 課題への取組方策としては、防犯活動や捜査などについて広範囲に及びますが、一例としては自治体などの関係機関、協力いただける事業者、ボランティアの方々などと連携した継続的な見守り活動が挙げられます。

また、県警察では令和5年度当初予算案に中山間地域の集落における高齢者等への安全・安心の確保のため、県内65か所の集落活動センターなどに出張方式で活動を行う移動交番車の導入を盛り込んでおります。駐在所などの警察官による巡回連絡や警ら活動に加えて、移動交番車での活動は集落活動センターなどを拠点として、各種相談、犯罪や交通事故を防止するための防犯教室のほか、タイムリーな情報発信活動などを行うことができるものと考えております。

○13番（横山文人君） ありがとうございます。警察も限られたマンパワーの中ではありますが、これからも中山間地域の防犯体制にしっかりと努めていただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

また、このような犯罪事件ではありませんが、本県でも衝撃を持って報じられた事故がありました。それは、過疎・高齢化が進む山村での悲痛な孤独焼死であります。令和3年2月10日午前、秋葉神社の里である仁淀川町別枝地区で民家が焼けてなくなっているのを近くの住民が発見、夜間に火事が起こったと見られましたが、過疎・高齢化の進む同地区の中、付近に人家はなく、家が1つ焼け落ち、焼け跡から独り暮らしの男性の遺体が見つかるまで誰も火災に気づかなかったという大変ショッキングなものでし

た。

別枝上地域の地域長は、家が1軒燃えて誰も気づかないなどあり得ないことが現実に起きた、これぐらい過疎と高齢化で人がいなくなったらどうしようもないと沈痛な表情で取材に答えています。地元紙のその後の取材によれば、人が減っているのが不思議とは思わない、どうしようもないという諦めの声がある一方で、不便な暮らしの中でもここで暮らし続けたいという切なる願いがあり、それを支える人たちがいるとのことであります。どうすればこのような孤独焼死が防げるのか、過疎・高齢化が進む中山間地域において早急に対策を講じていかなければなりません。

そうした中で、濱田県政の下では、デジタル技術を活用し、暮らし、産業、行政の質を高め、中山間地域にあっても条件不利地としない取組が進められております。

そこで、今年度から実施している中山間地域デジタル化支援事業では、どのような事業に取り組んでいるのか、中山間振興・交通部長にお伺いします。

○中山間振興・交通部長（中村剛君） 中山間地域デジタル化支援事業は、中山間地域が抱える様々な課題を実証テーマとし、デジタル技術を活用してその解決を図ろうとするものでございます。

現在取り組んでいる6市町村では、産業に関するテーマとしましては棚田の水位の監視や水門の開閉を遠隔で行うシステムの導入、アメゴ養殖水槽の水温の遠隔管理とそのデータを集積した最適な生育環境の分析、また生活に関するテーマとしましてはドローンによる物資の輸送、電動バス等のバスロケーションシステムの導入などの事業に取り組んでいるところでございます。

○13番（横山文人君） こうした中山間地域の産

業や生活面に関連するデジタル技術の活用は、今後とも多くの実証事例に取り組み、その成果を広く横展開していく必要があります。

仁淀川町では、この事故を教訓として、再び孤独焼死という悲惨な事故が起きることのないよう、高齢者の暮らしを見守る体制を整備していくことを検討していると伺っており、これは中山間地域の暮らしを支える上で重要な取組であると考えます。

そこで、こうした取組についてもデジタル技術を活用することが有効と考えますが、中山間振興・交通部長にお聞きします。

○中山間振興・交通部長（中村剛君） 来年度は本事業、これまでの取組に加えまして、特に生活に関わる取組、これを強化していきたいと考えております。

お話のありました見守り、仁淀川町の事例を見ても、従来であれば日常生活を送る中で集落において自然に培われてきた住民同士の見守りという支え合いの関係、これが高齢化などにより弱体化しているということだと考えられます。人口減少あるいは高齢化は当面続くと考えられますことから、こうした中山間地域の暮らしの見守りについて、デジタル技術を活用すること、これは大変効果的な取組と考えております。今後そうした課題を抱える市町村から御相談等いただきましたら、しっかりお話をお聞きしまして、連携して対応してまいりたいと考えております。

○13番（横山文人君） ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

以上で通告いたしました全ての質問が終了となります。

知事はじめ執行部には大変前向きかつ丁寧、簡潔に御答弁をいただきました。農業振興や土佐和紙をはじめとする伝統文化、伝統産業の維持・発展、また商店街の活性化や中山間の安心・

安全には、市町村や官民の連携が欠かせません。その意味において、現場で汗をかき皆様をしっかり支えていくという、濱田県政の姿勢がよく表された議論だったと感じております。

知事におかれましては、これから社会経済活動の本格化と県経済の回復など、アフターコロナの反転攻勢、県勢浮揚に向け、徹底的に成果にこだわるという力強い姿勢を示されております。今後ますますの御活躍をお祈りしますとともに、さらなるオール高知の取組を加速化していただきますようお願い申し上げます。

最後に、今期で引退される先輩県議や県職員の皆様という諸先輩方のこれまでの歩みに心から敬意を表しますとともに、私もその真摯な御姿勢に倣い、微力ながら引き続き郷土発展、県勢浮揚に精進していきたいと願うものであります。どうか今後とも御健勝にて、大所高所から御指導、御鞭撻賜りますようお願い申し上げ、私の一切の質問といたします。ありがとうございました。(拍手)

○副議長（西内隆純君） 以上をもって、横山文人君の質問は終わりました。

ここで午後3時25分まで休憩といたします。

午後3時1分休憩



午後3時25分再開

○議長（明神健夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

加藤漠君の持ち時間は50分です。

15番加藤漠君。

○15番（加藤漠君） 自由民主党会派の加藤漠でございます。私の質問の前に大雨が降ってまいりましたけれども、雨にも負けずに県政の晴れ

間を見据えて頑張ってまいりたいというふうに思っております。

本日は、50分お時間をいただきました。大きく4点質問をさせていただきます。まず1点目に少子化対策について、2点目に幡多地域の公認陸上競技場について、3点目に幡多けんみん病院の待ち時間対策、そして4点目にマイナンバーカードについて質問をさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、まず少子化対策について質問をさせていただきます。

少子化対策につきましては、本議会でも多くの議員が質問をされました。それだけ危機感が高い表れだというふうに感じております。

昨年、日本で生まれた子供の数が80万人を下回ったことが厚生労働省から発表されました。速報値で、前年比5.1%減の79万9,728人、出産期に当たる世代が減少していることに加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大で結婚や妊娠をためらったり、先送りしたりする人が多かったと見られますが、2015年の約100万人から僅か7年で2割以上も減少しています。

一方で、高知県はどうかというと、先日知事からの御答弁でもありましたが、速報値で、昨年の出生数は3,897人、全国の都道府県で最も少ない出生数となりました。前年からの減少率は8.84%。岩手県の10.49%に続き、全国で2番目に高い減少率という結果です。

県としても出産や子育て、教育環境の充実など随分と力を入れて取り組んできていますが、少子化の傾向が弱まる気配が見えないという大変厳しい実態だと、私自身も大きなショックを受けているところでございます。子供を産み育てやすい高知県に向けて、官民が一体になって対応していかなければならないと思います。

昨年に行った少子化対策についての県民アンケートでは、高知県が安心して結婚・妊娠・出

産・子育てできる社会になっているかとの質問に対し、そう思う、ややそう思うと答えた方を合わせた割合が22%となりました。これは令和2年に行った調査では29.2%でしたので、前回調査から7.2%下落したことになります。

コロナ禍での調査となったこと、さらには物価高騰の影響により、生活への不安が大きかったことも考えられるほか、設問自体も主観的な評価を問う内容とはなっていますので、なぜ満足度が下がったのかという原因分析が難しい面はあるかと思えます。しかし、そうした社会情勢を考慮しても、これまで実施してきた各種の施策が当事者の皆様にしっかりと届いているのかという課題意識を強くしています。

高知県は、子供を産み育てやすい県だと実感してもらえるように、まずは若い方々を中心とした皆さんに、支援機関の情報や子育て支援サービスなどの認知度を上げ、利用しやすい仕組みづくりにしていく必要があるのではないのでしょうか。

多くの子育て世代の方々が、結婚や子育てなどの支援をもっと実感できるよう、情報発信の強化に取り組んでいただきたいと思いますが、子ども・福祉政策部長にお聞きいたします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 若い世代の結婚・子育てに対する安心感を高めていくためには、結婚や子育て支援サービスの認知度の向上は大変重要でございます。そのため、高知県少子化対策推進県民会議と連携し、今年度より若い世代に親和性の高いSNSを活用し、結婚・子育て支援の取組を動画で発信する広報プロモーションを展開しており、子育て支援ポータルサイトのアクセス件数は前年比1.5倍に拡大しております。

さらに、来年度は高知家子育て応援パスポートアプリを導入し、約500店舗に登録いただいております。うち子育て応援の店や、各市町村の

子育て支援情報をプッシュ型で発信することで、子育て支援サービスの認知度の向上や、地域全体で子育てを応援する機運を醸成してまいります。これらの取組を官民協働で展開し、若い世代が子育てしやすいと実感できる地域づくりにつなげてまいります。

○15番（加藤漠君） ぜひ力を入れて取り組んでいていただきたいと思えます。

出生率とともに、婚姻率についても高知県は全国平均を下回る状態が続いており、それに伴って婚姻数も年々減少傾向をたどっています。昨年の婚姻数は前年比で119件減少して、2,270件となりました。

仕事や生活の将来不安から結婚に踏み切れないという方も多く、雇用の安定や賃金の上昇など、国の対応が前提となるということは論をまちませんが、結婚はしたいけれど適当な相手に巡り会わないという方々の後押しをしていく出会いや結婚の支援については、県をはじめ自治体の役割が重要となってまいります。

民間の大手保険会社による全国の20代から70代の既婚者を対象としたアンケート調査では、昨年結婚した夫婦の出会いのきっかけは、職場や学校を抜いてマッチングアプリがトップになったということです。同様に、国立社会保障・人口問題研究所の直近の調査では、初婚同士で結婚した夫婦のうち、13.6%が出会いのきっかけをマッチングアプリなどのインターネットだと回答されています。私の身近でも、何組かマッチングアプリをきっかけに結婚された方を知っていることもあり、コロナ禍で出会いの在り方が大きく変わったという感じがいたしております。

県では、交流イベントの開催をはじめ、うち出会いサポートセンターを拠点にマッチングシステムを運用するなど、出会いや結婚の支援を行ってきていますが、コロナ禍でイベントの

開催が難しく、また出会いのきっかけづくりについても制約が大きかったことと思います。

アフターコロナに向け、時代の変化や利用者のニーズをしっかりと捉え、出会いの機会が大幅に拡大することを期待いたしますが、出会いや結婚に対する支援にどのように取り組んでいくのか、子ども・福祉政策部長にお聞きいたします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 出会い・結婚は少子化対策の第1ステージであり、大変重要なポイントでございます。これまで、コロナ禍において行動が制限されてきた利用者の出会いのニーズを的確に捉えながら、交流機会の拡大や活性化を目指してまいります。

そのため、異業種で交流しながらライフプランも学べる体験型のイベントを新たに開催するとともに、イベントの参加者などに対し、一定期間マッチングシステムを無料で体験できる取組を開始し、より結婚を意識したサポートを期待する方を誘導してまいります。

さらに、住民サービスに身近な業界団体を通じまして、婚活イベントの情報や支援メニューを紹介する団体サポーター制度を新たに創設し、きめ細かな情報発信を行ってまいります。また、市町村や企業とも連携し、県内全域で結婚支援の取組を展開することで、多様な出会いの機会の拡大につなげ、イベントの実施回数や参加者を今年度から倍増することを目指してまいります。

○15番（加藤漠君） 様々な取組が強化されて、成果につながっていかれますことを期待しております。

少子化対策としてもう一点欠かせないのは、子育て環境の充実でございますけれども、経済的な支援の必要性をはじめ、仕事と子育ての両立支援など取組は多岐にわたります。中でも子育て中の御家庭の方々からは、子供の遊び場に

関する御意見を伺うことがございます。特に、天候の影響を受けない屋内型の遊び場へのニーズが高いのではないかと感じております。

近年は温暖化の影響もあり、夏場は猛暑日が増加傾向にあります。暑くて外で遊べないという状況でございます。また、雨の日や寒い日などの気象条件の日についても、子供たちは屋外で遊ぶことが難しい状況でございます。

最近では、民間のショッピングセンターや大型複合書店などへ、滑り台やボールプールなどの遊具を備えた屋内公園とも言える子供の遊び場がオープンしています。大変人気があり、特に雨天時には混雑することも多いとお聞きいたしますが、時間の制限や料金の負担もあり、長時間の利用にはハードルが高くなります。休日などに屋外で遊ばず、一日中自宅で過ごすとなれば、子供や親のストレスにもつながるほか、どうしてもゲームやインターネットの時間が増えてしまうという状況にならざるを得ない面もあります。

特に、幼少期の子供については、体を動かす、友達と関わるなど遊びの中で成長していくことが欠かせないため、子供の遊び場を確保していくことは、子育て支援はもちろん、子供の健全な育成という視点からも重要な課題ではないかと考えております。

現在も県内それぞれの自治体で児童館や子育て支援センターなど、天候を気にせずに利用できる施設もあり、イベントを実施するなど工夫を凝らした運営がされているものと承知しておりますが、こうした施設に加えて、体を使って思い切り遊ぶことのできる場所があれば、子育て世代のさらなる満足度向上につながるのではないかと思います。

幼児期から小学生まで幅広い年齢の子供を対象とした全天候型の遊び場整備について、県と市町村が連携して取り組んでいけるよう検討し

ていただきたいと考えますが、子ども・福祉政策部長、いかがでしょうか。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 子育て環境の充実を進めていく上で、子供の遊び場や子育て世帯の居場所の確保は重要だと考えております。

県内の子供を対象とした天候の影響を受けない居場所、遊び場につきましては、14市町村が28か所の児童館を設置するとともに、23市町村、1広域連合が48か所の地域子育て支援センターを運営しております。

加えまして、本県では高知型地域共生社会の拠点として、あったかふれあいセンターを31市町村、56拠点、290サテライトで展開をしております。来年度は、高齢者や子供など多世代の交流や、オンライン診療など多用途の対応に向けてWi-Fiなどのネットワーク環境の整備を進めることとしており、あったかふれあいセンターを子育て世帯の居場所としても最大限に活用してまいります。

子供と保護者、地域の高齢者などが同じ建物で交流することで、子供は高齢者をいたわる気持ちは生まれ、保護者は地域との交流を通じた子育て負担の軽減、高齢者などは子供と触れ合うことで活力が生まれるなどの相乗効果を期待しております。来年度は、あったかふれあいセンターを子育て世代にも広く活用していただけるよう、広報用リーフレットを作成し、広報活動を強化してまいります。

○15番（加藤漠君） まずは、あったかふれあいセンターを中心に広報していくということでございましたけれども、この屋内の遊び場なんですけれども、全国に随分と事例がございます、北海道や東北、北陸など、雪が降る日でも子供が遊べる場所として随分設置をされております。また、静岡や名古屋圏でも多く設置をされているほか、最近では福井県、長崎県、新潟県、岐

阜県など全国で新設の計画も続いているという状況でございます。

また、福井市では、福井市役所の隣、福井は高知県と同じくお堀を挟んで県庁の前が市役所という立地ですが、ここに全天候型の遊び場を整備するという計画を発表したところでございます。また、四国内では、香川県のさぬきこどもの国や、愛媛県のえひめこどもの城といった県立の児童館が設置されておりますので、施設内に大がかりな屋内の遊び場が設置されております。また、この大型児童館は県内の児童館や児童センターの連絡調整の拠点としても役割を果たしていると、このような状況でございます。

自治体規模が大きければ、新たな施設整備も検討できるのかもしれませんが、今部長の御答弁にありましたように、あったかふれあいセンター内への併設をはじめ跡地の利用、公共施設のリニューアルなど、それぞれの地域に合った工夫ができるのではないかとというふうに考えております。すぐという話にはならないのかもしれませんが、ぜひ地域の声も聞いて、前向きな検討、こういうメニューもあるんだと、こういう事例があるんだということを周知しながら取組を検討していただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

様々な視点から少子化対策について取り上げましたけれども、このたびの出生数の減少について、政府は社会機能を維持できるかどうかの瀬戸際と呼ぶべき状況に置かれていると、強い危機感を持たれております。高知県においても同様の危機感を持って取り組むべき課題であるものと認識をしております。

これまでも、平成19年に学力、体力調査の結果が全国最下位レベルだったことや、平成24年に南海トラフ巨大地震の被害想定で日本一の津波高が想定されたことなど、高知県にとって

衝撃を受ける発表があったことは記憶に新しいところですが、私はこのたび発表された出生数についても同様の強い危機感を抱いております。

ぜひこの大きな課題に正面から向き合い、少子化対策の先進県となるよう、力を入れていただきたいと思います。このたびの出生数の速報値を受けて、どのように今後取り組んでいくのか、知事の決意をお聞きいたします。

○知事（濱田省司君） 先日発表されました出生数の速報値は47都道府県で本県が最少ということでございまして、私としても非常にショッキングで残念な結果だと思っております。実際、10年、15年程度の長いトレンドで出生率を全国の平均と本県の数字を並べてみますと、全国が着実に下がっているのに対しまして、本県は何か1.4台の水準を維持できているという点で、その意味ではある程度、少子化対策の効果は本県の場合上がってきているかなというふうに思っておった矢先でございましたので、よくこの数字の中身も分析をして、対策の強化をしていきたいというふうに考えております。

ちょうどこうした中で、国のほうも少子化対策の抜本強化を検討されているということでございまして、まずはこの国の検討に当たりまして、県といたしましても国のほうで特に経済的支援を中心とした支援、あるいは仕事と育児の両立支援のための法制整備、こういったところについてしっかりやっていただきたいということ、また地方には地方の実情に応じた少子化対策ができるような、自由度の高い財政措置を講じてほしいといったこと、こういったことについて提言をしっかりとまずしていきたいというふうに思います。

その上で、本県の場合には、本県の強みをどう生かしていくかということも考えなければいけないと思っております。その意味では、先

般来御議論いただいております独自の高知型地域共生社会のいわゆるよこ糸に当たる取組といたしまして、子育て分野におきましては高知家で培いました人と人とのつながり、こういったものを生かしたネットワークづくりというのを強化していきたいと思っております。

当面、これを生かしていこうという取組の一つには、住民生活に身近なサービス事業者の方々の業界団体などを通じまして、各店舗でこの結婚支援メニューを御紹介いただきましたり、このサポーター制度を周知いただきましたりといった取組を強化したいということではございますし、いわゆる子育て支援ということで申しますと、子育ての経験者あるいは地域のボランティアの方々など、住民の皆さんに参画をしていただいて、地域全体で子育て世帯を支える、いわゆる住民参加型の子育て支援を推進していくということにいたしておりますが、今後こうした取組を含めて、私自身が先頭に立ちまして、高知県の強みであります、地域におけます人と人とのつながりを最大限生かした形での子育て支援策、これをぜひ強化してまいりたいと思っております。

その上で、来年度以降まち・ひと・しごと創生総合戦略の改定におきまして、この具体的な対応を盛り込み、庁内挙げましてこの少子化対策にしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○15番（加藤漠君） 力強い御答弁ありがとうございました。

国においても取組の機運が醸成されてきているという状況でございますので、政策提言も含めて、今おっしゃっていただいた決意で取り組んでいただければというふうに思います。

高知県は自然が多くて、行政のサポートもある、子育ては不安なくできるということも多く、皆さんが実感できるように取り組んでいってほしいということをお願いして、次の質問に移らせていただきます。

県西部地域の公認陸上競技場についてお聞きをさせていただきます。

宿毛市総合運動公園内に設置されている陸上競技場は、ウレタン舗装された一周400メートル、8レーンのトラックを備えており、高知県西部で唯一の日本陸上競技連盟が定める公認陸上競技場として多くの方々に利用されております。陸上競技の場合、記録を正式なものとして認定するためには、公認を受けた陸上競技場で開催される競技会での記録であるということが条件となります。

こうした大会で公認された記録は、全国高等学校総合体育大会——インターハイや全国中学校体育大会——全中など、標準記録が設定されている大会への出場にも関わってくることから、公認競技場は記録を目指す競技者にとって大変重要な施設となります。

公認競技場となるには、5年に1度、トラックの距離や傾きなどが規定に合っているかどうか、備品がそろっているかどうかなど、競技場の検定を受ける必要が出てまいります。検定に先立ち、一昨年9月に宿毛市から日本陸上競技連盟に要請し、トラックの長さを測定したところ、一部のレーンで9センチの誤差が確認されたということです。認定の要件を満たすためには、400メートルトラックの誤差は4センチ以内に収まることが求められており、現状のままいけば、今年12月の検定以降、要件を満たすことができず、公認が失効する見通しだと伺っております。

宿毛市は、公認陸上競技場としての維持費の負担に加え、修繕に係る費用負担を単独で行っていくことは難しい状況とも報道されておりますが、こうした一連の状況について、県はどのように現状を把握しておられるのでしょうか、文化生活スポーツ部長にお尋ねいたします。

○文化生活スポーツ部長（岡村昭一君） 県にお

きましては、これまで宿毛市からこの施設の状況や課題、また第3種公認の更新のために必要と考えられる大規模改修工事に要する経費の見込みなどのほか、改修工事を行う場合には、その後の維持管理費を含めて、県や幡多地域の5市町村の財政面での協力が必要と考えられていることや、仮に改修工事を行ったとしても、トラックの長さの誤差を生じている原因と考えられております地盤沈下が、将来的には再び起きる懸念があるといったことなどをお聞きしております。あわせまして、活用できる国や県の助成制度などの相談を受けているところであります。

仮に公認失効となれば、公認大会については高知市などの施設で開催される大会への参加を余儀なくされる選手や、保護者の方々などの経済的、時間的な負担増など、関係者の皆様への影響は大きいものと受け止めております。

○15番（加藤漠君） 宿毛市ともいろいろと協議をしていただいているという内容の御説明をいただきました。

公認陸上競技場は、開催できる競技会の規模によって第1種から第4種に区分されています。それぞれのレーンの数や収容人数、サブトラックの有無などの要件が定められており、宿毛市の競技場は、地方大会などを開催できる設備を備えた第3種に区分されています。

現在、日本陸上競技連盟の公認競技場は県内にどの程度施設があるのか、文化生活スポーツ部長より御説明いただけますでしょうか。

○文化生活スポーツ部長（岡村昭一君） 県内の公認陸上競技場は、収容人数が1万5,000人以上であることなどの要件を満たす第1種公認陸上競技場は県立春野総合運動公園陸上競技場の1施設のみ。収容人数が5,000人以上などの要件を満たす第2種公認陸上競技場は高知市総合運動場陸上競技場の1施設のみ。収容人数の要件は

ない第3種公認陸上競技場は宿毛市総合運動公園陸上競技場のほか、県立春野総合運動公園陸上補助競技場、県立青少年センター陸上競技場の3施設であり、合わせて5施設であります。

○15番（加藤漢君） 高知県以外の四国3県がどれぐらいあるかということ調べてみますと、昨年の2月時点で1種から4種までの公認陸上競技場が、香川県は5施設、徳島県は4施設、愛媛県は7施設となっております。また、全国では482施設が公認を受けており、平均すると1つの都道府県に約10施設、最も多い自治体は東京都で27、最も少ないのは徳島県と奈良県の4ということになっております。

競技人口や県の面積など、それぞれの事情は異なるかとは思いますが、こうした状況からも、先ほどの御説明いただいた高知県に5施設ということは、妥当な設置数ではないかというふうに感じておるところでございます。

宿毛市総合運動公園では、これまで幡多地区陸上競技選手権大会をはじめ、幡多地区の中学校通信陸上競技大会や高校陸上大会、小学生陸上大会、陸上記録会など年間約10回の公認大会のほか、障害を持たれている方の陸上大会や、小学生から高校生までを対象とした陸上合同練習会など多くの大会が実施されています。また、幡多地域以外にも、県内あるいは愛媛県からも多くの選手が参加していただいている状況と伺っております。

もしこの宿毛市の競技場が公認を継続できなければ、県西部地域の児童生徒をはじめ保護者、指導者といった方々は、大会のたびに遠征を余儀なくされ、参加費や交通費などの個人負担がかさむほか、移動時間が長くなり、選手のコンディションにも影響が懸念されます。こうした競技場の機能を失ってしまうことは、県西部地域全体のスポーツ界の大きな痛手となることから、宿毛市内をはじめ幡多地域の関係者を中心

に存続を望む声が多く寄せられているところで

す。
県西部地域に公認陸上競技場があることで、スポーツ振興はもとより、地域の競技者にとって公認記録を得るための貴重な機会となっていると思いますが、その必要性について知事はどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○知事（瀧田省司君） お話がございましたように、宿毛市総合運動公園の陸上競技場が県西部唯一の公認陸上競技場といたしまして、スポーツ参加の拡大あるいは競技力向上に果たしている役割は大変大きいものというふうに認識しております。

先ほど部長からも答弁いたしましたし、議員からもお話がございましたように、宿毛市陸上競技場におけます公認大会の開催状況を見ますと、仮に公認失効となりますと、選手や保護者の方々の経済的あるいは時間的な負担は相当大きくなるというふうに考えます。他方で、宿毛市陸上競技場の改修を行いますには相当の経費を要する上に、毎年の維持管理費も多額となる、また地盤沈下の問題もあるというようなお話もお聞きしております。

一方で、昨年10月には、土佐西南大規模公園建設促進同盟会から県の土木部長に対しまして、土佐西南大規模公園陸上競技場の第3種公認の取得に向けた改修要望もいただいているというところがございます。

このような状況を踏まえまして、また本県の陸上競技人口の状況がどうか、また御紹介ございましたが、他県の設置状況なども参考にしながら、県としてまず総合的に検討いたしまして、来年度早い時期に県としての考え方をまず整理したいというふうに存じます。選択肢も、宿毛市の陸上競技場の改修でいくのか、あるいは西南公園の再整備でいくのかということがござい

ますし、また関係者も、県、宿毛市、また幡多地方の市町村というふうにかなり多岐にわたっているということがございますから、まず県としてどういう方向で対応するのがいいかというのを、来年度に入りましても早い時期には考え方を整理したいと。その上で、その考え方を持って幡多6市町村と協議をいたしまして、どの方向が最適な方向なのかということに関しましての合意形成を図っていくという手順で、この対応を定めていきたいというふうに考えております。

○15番（加藤 漢君） 期限を定めて御検討いただける、また地元の調整も図りながら、御協議をいただけるということでございましたので、大変ありがたい御答弁をいただいたなというふうに思います。

ちなみにですけれども、この宿毛市の陸上競技場ができるまでのお話を少しさせていただきますと、幡多地域に当時は5種という公認競技場があったそうでございますが、土佐清水、そして西土佐、黒潮町、大月町、それから十和村に競技場があったそうでございます。大会前に、持ち回りで各市町村の教育委員会がグラウンド整備を行って、公認審判員さんがストップウォッチで測定して、大会を開催していたというふうに伺っております。

当時は全国的にも全天候型陸上競技場や写真判定装置の導入は少なく、高知県下においてもほぼ全ての地区でこの方法で大会が開催されていたことを伺っております。その後、春野総合運動公園陸上競技場や高知市総合運動場陸上競技場に全天候型の陸上競技場や写真判定の装置が導入され、写真判定装置での計測以外は公認記録扱いをされないということになりました。

平成14年に宿毛市陸上競技場が完成し、全天候型陸上競技場及び写真判定装置が導入され、

幡多地区でも写真判定装置での計測が可能となりました。これによって、先ほど御紹介をした、当時は幡多郡内でございますが、5つの公認競技場で開催していた大会は全て宿毛での開催となった、こういう経緯の中で、宿毛市陸上競技場が完成するに当たっては、もう幡多地域にとってはまさに陸上競技場の建設が悲願であったと、特に陸上関係者の強い要望があつて完成に至ったというふうに伺ったところでございます。

平成31年7月には香南市に立地する県立青少年センターが陸上競技場を、土の舗装から全天候型トラックへ全面リニューアルし、トラック内のフィールドには天然芝が整備され、第3種公認を取得しました。県東部のスポーツの拠点として、県内の青少年の競争力の向上、さらには県外からのスポーツ合宿の誘致などにもつながっていると承知をしております。

今御答弁をいただきましたような様々な課題があるということでございますが、いずれにしても県西部地域の拠点を残すことができますように前向きな検討をお願いして、次の質問に移りたいと思います。

続いて、幡多けんみん病院の待ち時間対策についてお尋ねいたします。

幡多けんみん病院は、幡多地域における基幹的な公的医療機関として、地域医療の確保のために重要な役割を果たしており、医師、看護師をはじめとする医療現場の皆様日々御活躍をいただいております。また、一連の新型コロナウイルスへの対応について、積極的な病床確保と入院患者の受入れをしていただいたことをはじめ、発熱外来の設置やPCR検査など中核的な役割を果たしてきており、公立病院としての重要性が改めて認識されたところであります。

こうした中、利用者の方々からの病院に対する満足度は上がっていると承知をしておりますが、一方で外来の待ち時間について不満を感じ

ている患者さんが少なくないという御意見を伺うことがございます。

先日、私がお聞きした方は、高齢の母親に付き添って予約時間に病院に行ったところ、3時間以上の待ち時間があったということでございました。体調が悪い中、いつ呼ばれるのだろうかと思いつながりながら待合所で待っている時間はさぞかし御負担だっただろうと思いつながりながら、話を伺いました。また、最近では新型コロナウイルスやインフルエンザなど感染症がはやっている時期に、多くの患者さんと一緒に待つことに不安を感じるというお声もお聞きいたします。

こうした患者さんの待ち時間について、県としては現状をどのように把握しておられるのでしょうか、公営企業局長にお尋ねいたします。

○公営企業局長（笹岡浩君） 県立病院を受診される方の待ち時間の状況につきましては、毎年1回、患者満足度調査として、各県立病院が患者様にアンケートを行う形で把握しております。

幡多けんみん病院が令和3年12月に実施した同調査、2日間にわたりまして236件の回答をいただきましたけれども、これによりますと、診察までの待ち時間が1時間以内との回答が45.3%、1時間を超えて待ったとの回答がほぼ同じ47.4%となっております。このうち、2時間を超えて待ったとの回答は全体の12.7%ございまして、長時間お待ちいただいている方が少なからずおられるという結果となっております。御来院の上、長時間お待ちいただいた方には大変申し訳なく思っているところでございます。

また、調査では待ち時間をどう感じたかについても尋ねておりまして、長い、やや長いが合わせて52.6%と、半数を超える方が長いと感じている状況となっております。

○15番（加藤漠君） 御説明ありがとうございます。

アンケートを取っているというのは非常にい

い取組だなというふうに思います。そのおかげで今局長がおっしゃっていただいた実態がしっかりとつかめているというふうに評価をいたしたいと思います。

患者満足度調査、今おっしゃっていただいたわけですが、この調査を見ますと、施設や看護師、それから医師などに対する評価を尋ねた項目では、おおむね7割の方が満足、やや満足と答えているなど、病院に対しては高い評価だということが分かる結果となっております。しかし、今おっしゃっていただいたように、待ち時間については課題が多いという状況でございます。

厚生労働省が全国の一般病院を利用する患者さんを対象に行った意識調査によりますと、患者さんが医療に対して不満を抱く最も大きな要因、これは診療までの待ち時間となっております。窓口や待合スペースでの待ち時間は、利用者の満足度を引き上げるための重要な改善事項であることが分かります。

こうした待ち時間に対する課題は、けんみん病院に限ったことではなく、一般的に病院は混雑しているものというイメージをお持ちの方々も多くいらっしゃるのではないかと思います。特別な検査や診察ではなく、定期的な検診やお薬をもらうだけの場合でも待ち時間が発生することも少なくありません。

また、けんみん病院の患者さんは重症度や緊急度の高い方も多く、1人当たりにかかる診察時間もおのずと長くなることは想像に難くありません。加えて、入院患者さんや救急搬送される患者さんもいる中で外来の対応をされている診療科もあり、全ての診察が時間どおりに行えるとは限らないことと思います。そうした役割を鑑みれば一定の待ち時間はやむを得ず起きることではありますが、しかしながら待ち時間が長い状況が続けば、患者さんの不満や医療スタッ

フの方々へのストレスにもつながってしまう懸念も生じてまいります。

患者さんの満足度向上はもとより、医療提供者側の負担軽減のためにも、待ち時間対策に取り組む必要があると考えますが、いかがでしょうか、公営企業局長にお尋ねいたします。

○公営企業局長（笹岡浩君） 幡多けんみん病院は、先ほどお話がありましたように、地域の基幹病院として多くの住民の皆様にご利用いただいております。待ち時間が長くなることで患者様をはじめ付添いの方など大変御迷惑、御負担をおかけしているところでございます。

こうした中で、まず待ち時間そのものの短縮に向けた対応といたしまして、1つ目としましては、地域の方々が無駄に幡多けんみん病院に集中して受診することがないように、幡多医師会と協力しまして、例えば再診については地域の診療所等に紹介していくといったことに取り組んでいるところでございます。今後も地域の医療機関と連携を強化いたしまして、診療機能の分担を図りまして、地域で受診していただくようにしていきたいと考えております。

2つ目としまして、今後の対応になりますけれども、先ほどの調査結果をさらに分析するとともに、他の病院の取組も参考にしまして、院内で改善策を検討していくこととしております。

それから、3点目としまして、このほかの、受診後の会計の待ち時間への対応になりますが、診察料等の支払いを窓口だけではなく、今回新たに設置しました自動精算機も利用していただきまして、お支払いいただけるようにしました。これによりまして、会計の待ち時間の短縮につながるものと考えております。

次に、こうした対応を行っても、なお待ち時間は生じますことから、先ほどお話がありましたように、待ち時間による患者様などの不満や不安、例えばどれだけ待てばいいのか分からな

いとか、いつ呼ばれるか分からないので診察室の前を離れることができないとか、逆に呼出しを聞き漏らしたかもしれないといったものになりますけれども、この軽減に向けた対応も行うこととしております。

具体的には、先月院内で更新しました医療情報システムの新たな機能としまして、診療科ごとの診察の進行状況でございます——例えば、予定どおり進んでいるとか、何分遅れているとか、間に急患が入ったとか、あと個々の患者様につきましても、3人以内になりますと間もなく呼出しがあるといった、そういった内容が分かるデジタル表示板を先月院内に設置いたしました。

さらに、来院時に患者様がスマートフォンにアプリをダウンロードしていただきますと、同様な内容でその進行状況が分かるようにする予定でございます。今月末の運用開始に向けて現在準備を進めているところでございます。こうした対応によりまして、御来院の皆様待ち時間によるストレスの軽減につなげていきたいと考えております。

○15番（加藤漠君） 御答弁ありがとうございます。非常に積極的にいろいろ御検討いただいているということもよく分かりましたし、具体的な対応についても、今説明があつて非常にありがたいなというふうに感じました。

デジタル掲示板あるいは携帯で見れるようにということでございましたけれども、診療までの順番を表示することで、あとどれくらい待てばいいのか分からない状況よりも、待ち時間の見通しが立てば、患者さんにとっては大きな安心感につながるということのように感じました。また、携帯で見れるようになれば、自分の順番を確認しつつ、待っている間にほかの用事を済ませることもできるメリットも出てくるというふうに期待をしているところでございます。

今後についても、引き続き患者さんの待ち時間の負担を緩和する環境づくりと併せて、待ち時間そのものの短縮についても取組を進めていただきますようお願いを申し上げます。

それでは、最後にマイナンバーカードに関連してお尋ねをさせていただきます。

3月1日時点のマイナンバーカード申請件数が全国で約9,400万件に上ったことが総務省から発表されました。人口の約75%、国民の4分の3が申請を行ったということになります。最大で2万円相当のポイントがもらえるマイナポイント第2弾の対象となるカードの申請をめぐるのは、締切りの2月末に窓口が大幅に混雑したため、急遽オンライン申請については期限が3月1日まで延長されるなどの対応が取られました。

最終日には高知市役所の申請窓口で開庁の8時半から1時間におよそ150人が訪れ、最大で2時間ほどの待ち時間があったとの報道もあり、その反響の大きさを感じたところでもございました。

マイナンバーカードについて、政府はカードを利活用して住民サービスを向上させる取組を後押しするため、カードの交付率の高い自治体に新年度の地方交付税を上乗せ配分する方針を示しています。

県内でも、マイナンバーカードの普及が随分と進んできましたが、交付税の配分など県内自治体への影響をどのように捉えているのでしょうか、総務部長にお聞きいたします。

○総務部長（徳重覚君） 令和5年度から2年間の対応としまして、マイナンバーカード利活用特別分500億円が措置され、普通交付税として算定されることとなっております。現時点でこの特別分の具体的な算定方法は明らかになっておりませんが、マイナンバーカード交付率の高い低いにかかわらず、全ての市町村に対して純粹

に増額算定がされることとなります。さらに、マイナンバーカード交付率が全国上位3分の1の市町村に対しては、交付率に応じた割増しが行われることとなっております。

県民の皆様がメリットをしっかりと感じていただけるような、マイナンバーカードを活用した利便性の向上や行政の効率化などにつながる施策が今後進んでいくことを期待するとともに、県としても市町村の取組に対して必要な支援を実施してまいりたいと考えております。

○15番（加藤漠君） また、デジタル田園都市国家構想交付金の一部についても、申請率が全国平均以上であるとするなど、交付金の採択に当たってもマイナンバーカードの普及状況を勘案することが表明されています。

県内でも、より多くの自治体がデジタルの先進的な取組にチャレンジできることを期待いたしますが、交付金についての影響はいかがでしょうか、総務部長。

○総務部長（徳重覚君） デジタル田園都市国家構想交付金の申請には、当初のマイナンバーカードの交付率ではなく、より普及実態を示す申請率を用いることとされました。こうしたことから、全国平均を基に算出された基準となる申請率53.9%を多くの自治体が達成できる見込みとなっております。

県内では12の市町村が交付金を活用予定でございまして、いずれの団体も基準を達成し、問題なく国に実施計画を提出済みでございます。特に、マイナンバーカード申請率が高い宿毛市では、事業費の全額に交付金を活用して、様々な公共施設や公共交通がカード1枚で利用できるサービスの構築など、全国への横展開モデルとなる事業を計画しているところでございます。

○15番（加藤漠君） ぜひ積極的な取組を期待したいと思います。

マイナンバーカードは、オンライン手続やコ

ンビニでの証明書の発行など、日常生活での活用場面もだんだんと広がってきたように思います。また、国全体の取組として、健康保険証としての利用も進められており、この春からは本格的にその運用が開始される予定です。

マイナンバーカードを保険証として使うことについては、様々なメリットがあると感じています。例えば、本人が同意をすれば、医師が特定健診情報、薬剤情報を閲覧することが可能になったため、初めての医療機関にかかっても、今まで使っていたお薬の正確な情報や、過去の特定健診結果など、より多くの情報に基づいた診療を受けられることとなりました。様々な病気を抱える患者さんにとっては、飲み合わせの悪い薬や重複投与の防止など、さらなる安心感にもつながることと思います。現在、県内の医療機関などでは、医療や介護情報を一元的につなぐ取組として、高知あんしんネットや、はたまるねつと、「高知家@ライン」がシステム運用されています。

マイナンバーカードの保険証利用を契機として、さらなる医療情報の活用に取り組む意義は大きいものと思いますが、医療分野のデジタル化にどのように取り組むのか、健康政策部長にお尋ねいたします。

○健康政策部長（家保英隆君） 今般のマイナンバーカードと健康保険証の一体化の動きよりも以前に、本県では高知あんしんネット、はたまるねつとなどにより、県内全域をカバーする医療情報システムが整備されておりますが、住民の方の登録数が伸び悩んでおりました。そうした中、今年度宿毛市において、はたまるねつとの利用認証に必要な専用ICカードをマイナンバーカードに切り替える新たな取組が始まったところです。

これにより患者さんの利便性が向上することから、はたまるねつとの登録患者の増加とマイ

ナンバーカードの健康保険証としての利用拡大に期待しております。次年度は、この取組を幡多医師会と連携して幡多地域全体に広げていくこととしており、今議会に関連の予算を提出いたしております。

県内では、高知あんしんネット、はたまるねつとなど医療分野のデジタル化の基盤が整っており、マイナンバーカードと健康保険証の一体化で扱える情報量以上に、画像や検査結果も参照できておりますので、医療関係者、患者の皆さんにその活用のメリットについて周知を図り、一層の利用につなげ、医療の質の向上や効率化を進めてまいります。

○15番（加藤漠君） より実感できる取組になるように期待をしております。

以上で私の質問の一切とさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（明神健夫君） 以上をもって、加藤漠君の質問は終わりました。

ここで午後4時20分まで休憩いたします。

午後4時14分休憩



午後4時20分再開

○議長（明神健夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

桑名龍吾君の持ち時間は40分です。

19番桑名龍吾君。

○19番（桑名龍吾君） 自由民主党の桑名龍吾でございます。今定例会本会議の最後の質問者になりますし、私といたしましても4期16年間、最後の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、県土の均衡ある発展というテーマで質

問をさせていただきます。

第2次ベビーブームで一旦増加した本県の人口は、昭和60年を直近のピークとして減少を始めました。そして、高知市を除く中山間地域が大半を占めるその他の市町村は、それに先立つこと5年前、昭和55年から人口が減少をし始めました。一方、高知市はその間も人口は増加をしてきたんですけれども、平成17年をピークに高知市も人口の減少が始まったところでございます。高齢者数は、高知市を除くその他の市町村は今横ばいの状態でございますけれども、これから高知市が高齢者数も、そして高齢化率も、その率は高まってくるという状況でございます。

そういった中、人口ダムとしての見地から、高知市における人口減少や高齢化の傾向についてどのように分析をするのか、まず知事にお聞きをいたします。

○知事（濱田省司君） 御指摘がありましたように、最近の本県人口のピークは、中山間地域では昭和55年、県全体では昭和60年ということになっておりまして、それ以降減少傾向になり、現在に至っておるというところでございます。

一方、高知市のほうは、本県のいわゆる人口ダムとして、中山間地域からの人口流出を受け止めていただいたと、県外への流出を防いで高知市内で受け止めるという機能を果たしていただきましたので、その後も人口増加が続いておりましたけれども、中山間地域の人口減少がどんどん進行いたしますと、そのいわゆるダム効果も縮小するというような形に影響が出てまいりました。

そうしまして、東京一極集中の加速によります県外への転出増、少子化の進展、こういった影響も大きくなってきたということがございまして、高知市につきましては他地域よりは遅かったわけでありまして、平成17年から高知市のほうも人口減少の局面に入ったと、遅れて

人口減少に転じたということでございます。

また、高齢者数、高齢者率につきましては、他の地域同様、増加を続けてまいりました。高知市は、県内の過去の他地区からの転入によりまして壮年層に一定のボリュームがあるということはございますので、他の地域については上げ止まりというところでございますけれども、今後もなお高齢者数、高齢者比率、高知市内については増加をするという傾向が続いていくのではないかとこのように予測をしております。

○19番（桑名龍吾君） このようなデータもございます。平成17年から令和2年の15年間で、県庁所在地の中でも県人口の40%が集中する都市、これ11都市あるんですけれども、その人口推移を見てみると、ほとんどが増加をしている。そしてまた、減っていても微減なんです、高知市だけが6.4%と減少率が突出をしております。

先行して人口が減少した中山間地域の実情も踏まえて、高知市の人口減少率が、高知市と同様に県人口が集中している他の県庁所在地と比べて突出している原因についてどのように捉えているのか、知事にお聞きをいたします。

○知事（濱田省司君） ただいまお話がございました人口集中度40%を超えている県庁所在地がある県につきましては、震災の影響があると考えられます宮城県あるいは首都圏の神奈川県を除きますと、8府県がこれに当たりますけれども、この県庁所在地の平成17年から令和2年までの人口の増減を見ますと、高知市のほうはただいま御指摘ありましたように6.4%減ということでございます。

他の府県では4%増から1.7%減ということでございますので、高知市の減少率が御指摘のとおり突出をしているということはございます。また、平成17年の段階から先行して連続して人口減少をしているのはこのうち高知市のみとい

うことをございまして、ただいまお話があったように、高知市の減少が、他県の県庁所在地に比べると目立つわけでございます。ただ、一方で同期間の県庁所在地以外の市町村の人口減少率を見ましても、本県が18.4%と、これも突出して高い減少率だということがございます。

以上から考えますと、中山間地域が大部分を占めます高知市以外の地域の人口減少が、本県の場合全国に先行して進んだという事情がございますので、結果的に本県の拠点都市であります高知市も連動する形で減少が突出した数字になっているというふうに分析をいたしているところであります。

○19番（桑名龍吾君） 高知市も人口ダム機能がちょっと崩壊しつつあるところではございますが、ただ高知市と他の市町村、これは共存を図っていかなければなりません。

人口動態の面から、高知市とその他の市町村の役割や機能、どういったところを期待するのか、知事にお聞きをいたします。

○知事（濱田省司君） 本県全体が持続的な発展をしていくということを考え、人口動態の面からいいますと、拠点都市であります高知市とそれ以外の市町村が人材の交流を行いながら、共に発展をしていくということが望ましい姿だと考えております。

例えば、中山間地域の若者が教育の拠点であります高知市に進学をしましても、卒業後は地元に戻る、あるいは将来Uターンを検討する、また高知の魅力に引かれ県外から進学してきた大学生が、高知市だけではなくて中山間地域でも就業、起業すると、こういったような流れが生じてくるというのが目指すべき方向だと考えています。

こうした姿をつくり出すためには、まず人口減少が続く中山間地域におきまして移住、Uターン、少子化対策、こういったものを強力に進め

まして、早急に若い世代を増やすということが必要だと思います。これをベースに中山間地域を再興いたしまして、本県の強みであります1次産業や自然、文化、食を強化するということ、地域への若者の定着、ひいては観光や消費の拠点であります高知市を支えていくことにつながるということではないかと考えます。

一方、高知市におきましては、教育や文化の拠点という機能が期待をされておきまして、こうした魅力を磨きながら、併せて魅力ある就業機会を創造する、魅力ある仕事を提供していただくということによりまして、中山間地域の若者をしっかり県内で受け止めてもらうと、県外への流出を防いでもらうということが大事ではないかと考えます。あわせて、2段階移住という取組も行っていただいておりますように、大都市圏からの移住やUターン促進によります転入増を図り、併せて中山間地域への人の流れを生み出すという役割を高知市が担っていただくということも大事ではないかと考えております。

ただいま申し上げましたような意味におきまして、本県の中核であります高知市の発展なくして中山間地域の発展はないということだと考えますし、逆の言い方をしますと、中山間地域が振興しないということでもあります高知市の振興も難しいと、そういった言わば共存共栄、運命共同体的な関係にあるのではないかと考えております。そういう意味で、高知市と中山間地域が共に支え合いながら、県土全体の均衡ある発展につなげていくということが望まれる姿だと考えております。

○19番（桑名龍吾君） 本当に共存を図っていかなければなりません、そのためにも中山間地域も頑張っていかなければなりません。中山間地域の活性化を図るために、集落活動センターというものの活動がより強化をされなければな

りません。コロナ禍で、その活動というものが中断または停滞をしているというようなこともあります。今予算において、それを再始動するための予算も組まれて、大変期待もするところではございますが、一方で地域のリーダーとか担い手というものが、支える人たちが今確保ができなくなっているというのも大きな課題であろうと思います。特に、地域おこし協力隊の人員が18市町村で応募割れ、そして3分の1の協力隊の人たちが任期途中で退任をしているということで、その点においては先行きが大変不安であるというふうに思います。

そして、さらに報道でありましたように、これまで中山間地域を支えてきたJA高知県が、支所や出張所、そして購買店舗を統廃合するというような報道もありました。これは、今までJA高知県、JAグループが地域の文化や生活や経済というものを支えてきて、そして——インフラの一つであったものがなくなっていく、統廃合されていくということは、本当に中山間地域においては大きな影響があらうと思います。

しかし、一方では令和元年に閣議決定された第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略においては、地域課題の解決に当たる地域運営組織や、集落活動などを集約する小さな拠点の形成といった面で、JAとの連携の促進というものが記載をされたところでございます。

より一層中山間地域におけるJAの存在価値は高まっているところではあるんですけども、まずこれまでの集落活動センターなどの活動におけるJAとの連携内容について中山間振興・交通部長にお聞きをいたします。

○中山間振興・交通部長（中村剛君） JAは様々な形で集落活動センターの活動に関わっていただいております。6か所のセンターではJAの組織そのものが、センターの運営組織の構成団体となりまして運営を支えていただいております。

す。また、センターが実施する特産品栽培にJA職員さんが営農指導を行ったり、あるいはセンター主催のイベントにJAが出店するという連携も行われております。

加えて、こうした地域での取組に加えまして、JAが高知市で運営するAGRI COLLETO、こちらでは通年で集落活動センターの特設販売コーナーを設置いただいておりますし、直販所のとさのさにおきましても、数多くの集落活動センターが出店する特産品販売会、ふるさと・えいもん集マルシェと申しますが、こちらの開催に御協力いただいているところでございます。

○19番（桑名龍吾君） 仮に報道どおりJA高知県の支所や出張所の統廃合が行われた場合、中山間での地域活動に与える影響について知事の所見をお聞きいたします。

○知事（濱田省司君） これまでJAは、その知見とネットワーク、そしてマンパワーを生かして、県内の各地域、とりわけ中山間地域におきまして、農業振興だけにとどまりませず、例えば集落活動センターの運営などといった地域活動に大きく貢献をしていただいております。

一方、人口減少、高齢化が進む中で、地域活動を担います集落活動センターの存在意義、必要性はますます高まっているところではありますが、担い手不足が大きな課題となっているという、これは今議員からも御指摘があったとおりでございます。

そうした中、統廃合によりましてJAの支所などがなくなりました地域におきましては、集落センターなどの運営組織への参画機会が減少をする、あるいはマンパワー不足が生じることなどによりまして、こうした地域活動が停滞をしてしまうのではないかと、ひいては地域活性化の動きが弱まっていくのではないかと、こういった影響が懸念をされるころだと考えます。

○19番（桑名龍吾君） 統廃合が行われた地域の活性化に向け、集落活動センターなどの地域活動に、やはりJA高知県が引き続き関わっていく必要があると考えますが、知事の御所見をお聞きいたします。

○知事（濱田省司君） この点は御指摘のとおりだと考えます。中山間地域の再興のためには、JAをはじめといたします地域と関わりの深い組織が、地域活動の担い手の一員となっただく、そしてその一翼を担っていただくということが必要だと考えております。

他県の先進事例を見ますと、例えばJAのみならず郵便局などの地域内外の様々な組織と地域運営組織、本県で言えば集活センターということではありますが、これが連携をいたしまして、地域が一体となって地域の活性化に向けた活動を担っていく、そして成果を出していくという事例がございます。

JA高知県におきましては、仮に支所等が統廃合となった後も引き続きそれぞれの地域まで足を運んでいただいて、地域づくりの協議の場、あるいは実践活動に参画をしていただく、そうした形で本県の中山間地域の振興に引き続き御貢献をいただくということが望まれるというふうに考えております。

○19番（桑名龍吾君） ありがとうございます。

次は、人口減少を克服するには、少子化対策に加え、移住政策というものも欠かせないものがございます。令和5年度の予算では、担い手確保対策を強化するとして、県出身者のUターンを促進する事業を盛り込んでおりますが、その狙いについて中山間振興・交通部長にお聞きいたします。

○中山間振興・交通部長（中村剛君） 本県の中山間地域は、都市部に比べまして20年以上先行して人口減少や高齢化が進んでまいりました。このため、高齢者の数自体は既にピークアウト

の局面に差しかかっております。この傾向を捉えまして、中山間地域の人口構造を小さいながらも持続性のある形に早期に反転させることができますれば、高知市を含む県全体の人口減少の底支えにもつながるのではと考えております。

このため、喫緊の課題である担い手確保策、その柱であります移住施策におきまして、中山間地域の若年層を早急に増加させるということも視野に入れながら、地域おこし協力隊の倍増や、Uターンの強化を図ることとしたものでございます。

○19番（桑名龍吾君） 観光と移住は密接な関係にございます。観光の先に移住があり、移住のきっかけは観光にあるとも言われております。しかし、産業振興計画の観光面からも、そして移住面からも連携という文言が見当たらないのが私は懸念をしているところでございます。

観光の交流人口から関係人口へ、そしてまた定住人口へというのに結びつけるためには、観光と移住の連携というものが私は必要であると思っております。令和3年度に移住を、これまでは産業と絡めて産業振興推進部のほうが所管をしておりましたけれども、令和3年度からは移住を中山間振興の一環として中山間振興・交通部に移管をしております。

移住政策の所管を中山間振興・交通部に移管した後における、観光面との連携を希薄化させないための取組というのも行われてきたと思うんですけども、知事にそのところをお聞きいたします。

○知事（濱田省司君） 御指摘がございましたとおり、観光は移住のきっかけともなるものでありますので、両施策の連携は必要不可欠というふうに考えます。このために産業振興計画におきまして、観光をはじめとします各施策と連携し、担い手の確保を支えるという意味での移住施策の位置づけを、これは変えることなく、産

業振興推進本部の会議の中で進捗管理を実施しているところがございます。

加えまして、ただいまお話がありましたように、令和3年度から移住施策を産業振興推進部から中山間振興・交通部のほうに移管いたしました。これはやはり中山間の人材確保というところを非常に重視したわけでございますが、この体制移行後につきましても、中山間総合対策本部の会議を定期的開催いたしました中で、この会議には観光振興部を含めまして各部の副部長が集まっておりますから、お互いの取組内容の情報共有を行うといったことによりまして、移住と観光との連携が希薄になることがないよう取り組んでおりますし、私自身も必要な場合には、両部に対して直接連携を指示をいたしているところがございます。

また、日々の業務におきましても、例えば現在高知市内で開催をされております土佐のおきゃく、一種の観光イベントでございますが、これにおきましても高知商工会議所と連携をいたしまして、移住希望者と若手経営者の交流ブースを設けるといった形で、この観光と移住というところの連携に取り組んでいるところがございます。

来年度は、連続テレビ小説らんまんの放送も始まりまして、本県への来訪者も増えることが見込まれております。県を挙げたおもてなしで多くの方に高知ファンになっていただくということにより、その方々に移住に関する情報提供を行っていくということによりまして、本県への移住につなげていくということも視野にして、引き続き連携をして取り組んでいきたいというふうに考えております。

○19番（桑名龍吾君） 移住は、インフラ、仕事、人間関係というハードルがあるとされておりまして。この中の人間関係は、観光で接した地元の人との交流でハードルがクリアできるという

ふうにも考えられます。今後は、民泊も含め、地域との交流が図れる観光商品づくりというものも積極的に取り組んでいかなければならないと考えます。

観光を移住に結びつけていくための取組について観光振興部長にお聞きいたします。

○観光振興部長（山脇深君） 県外観光客の方に本県の魅力をしっかりと伝えていくためには、定番の観光地からもう一步地域に入ってきていただきまして、地元の方々との交流や、その地域ならではの体験を楽しんでいただくような、そういった取組が必要だと思っております。このため、例えば集落活動センターでの料理体験や物づくり体験といった地域とのつながりを意識した観光商品をつくり、重点的にPRをしているところであります。

また、今年度は、人熱々料理をテーマに、特に中山間地域の人や食に焦点を当てましたプロモーションを強化しているところであります。今後はさらに、観光客の方々へ地域の暮らしや文化、自然などに触れていただくような滞在型の観光を一層進めたいと考えておりまして、そうしたことが、本県のファンを増やし、移住者の増加にもつながっていくものと考えております。

○19番（桑名龍吾君） よさこい祭りや高知龍馬マラソンというのは、県外から目的を持って多くの方が高知を訪れております。その多くは、やはり高知に親近感があって、またリピーターの方も多くいらっしゃると思います。このような方々に継続的に高知に触れ、高知への関心を高めてもらう機会を提供すれば、交流人口から関係人口、定住人口への流れをつくることができると思っております。

しかしながら、県外の方が頻繁に高知に来ることがなかなかこれは困難であって、この流れを何かで埋めていかなければならない、

それはやはりこのハンデを克服するのはデジタル技術だと思っております。

移住政策におけるデジタル技術の活用について中山間振興・交通部長にお聞きをいたします。

○中山間振興・交通部長（中村剛君） 本県から離れた県外在住の方を関係人口になっていただいて、移住への流れをつくる取組としまして、デジタル技術の活用、これは大変有効だと思っております。このため令和2年度からスマートフォン向けアプリ、高知家ゆる県民倶楽部をウェブ上に立ち上げまして会員を募ってまいりました。これまで高知龍馬マラソンなど高知に親近感を持った方が集まる場などにおきまして入会キャンペーンを実施し、会員数は現在1万人を超えております。

この会員の方に向けては、高知に来られなくても継続的に高知とのつながりを深めていけるよう、高知の観光、食、暮らしや仕事、文化などの情報を発信し、関係人口の拡大、さらには高知への移住の関心を高めてもらうよう取り組んでいるところでございます。

また、来年度はデジタルマーケティングの手法を活用しまして、本県に興味を持つと思われる方にダイレクトに情報を届けることで、関係人口を本県への移住へつなげる流れをさらに大きくしていくよう取り組んでまいります。

○19番（桑名龍吾君） 次は、移住と教育ということでございますけれども、教育長にお聞きをいたします。地方移住等に伴う区域外就学制度の活用ということでございますが、この制度は、住民票の異動はなくても転校が可能で、その授業日数は住所地で出席と認められる制度です。徳島県ではデュアルスクールという名称で既に実施をしており、出産や介護で実家に帰省するときや、移住者が体験的に地元になじめるかどうかというときに、お試しで転校するというようなものなんです。今後多様な働き方、生き

方、そして子供たちの人間形成、人間関係の形成の構築にもつながると思うんです。

このような制度について、高知県の教育委員会はどのように捉えているのか、教育長にお聞きをいたします。

○教育長（長岡幹泰君） 地域移住に伴います区域外就学制度は、都市部の子供たちが地方の文化や生活を学び、体験することによって地方のよさや魅力を知る機会につながるものと考えます。また、新しい人間関係が築かれ、都市部と地方の互いの文化に触れることなどにより、それぞれに世界観を広げ、多様な価値観の発見につながるなど、教育的にも価値あるものと考えております。

そして、この活用につきましては、平成29年7月の文部科学省の通知により、市町村教育委員会に周知を図っているところでありますが、今後県外の事例などもさらに収集し、市町村教育長会などで情報提供を行いますとともに、魅力ある教育課程の編成など、市町村の取組を支援していきたいと考えております。

○19番（桑名龍吾君） ありがとうございます。

それぞれ人口問題、今回いろいろな、本会議で質問も出ましたけれども、少し今日は切り口を変えて質問をさせていただいたところでございます。

次に、農業問題に移りたいと思いますが、政府は昨年12月に、食料安全保障強化政策大綱を取りまとめました。その中で、農産物の適正な価格形成と国民理解の醸成というものが盛り込まれたところでございます。持続可能な農業の実現には、これまでは合理的な価格ということだったんですけれども、今回は適正な価格形成による安定供給が必要と、一步踏み込んだ文言でございます。令和4年の農業資材価格は過去最高であり、2年間で肥料は3割、そして飼料は4割の上昇、一方農産物の価格は僅かな上

昇でとどまっております。

昨年、産業振興土木委員会で、大阪の市場で意見交換をいたしました。このとき、市場のほうが言っていたのが、農産物の価格というのは需要と供給で決まる、だから今回生産資材が高騰しても、そこはなかなか農産物の価格には反映はされるものではないというような返事をいただいたところでございます。これでは持続可能な農業というものは到底できるわけではございません。

今回、その適正な価格形成ということで農林水産省は、フランスの、農産物の価格決定の際に生産費を考慮しなければならないとしたエガリム法の調査研究をするということの考えを示しました。

農産物の適正な価格形成に向けた農林水産省などの動きに対する受け止めについて農業振興部長にお聞きをいたします。

○**農業振興部長（杉村充孝君）** 現在審議されている食料・農業・農村基本法の検証部会においてエガリム法が紹介され、国として農産物の適正な価格形成に向けてエガリム法の調査研究を行い、日本でどのような制度設計ができるかの検討を開始したことは、資材の価格高騰に苦しむ農業者にとって大きな一歩であると考えております。

高騰する生産コストを反映した価格形成が進むよう、今後生産者、食品事業者、消費者など様々な立場による国民的議論を踏まえて、実効性のある具体的な仕組みが構築されることを期待しているところでございます。

○**19番（桑名龍吾君）** 平成20年、このときも重油が高騰して、その重油の高騰分がなかなか農産物の価格に転嫁できないときがありました。ただ、そのときJA宮崎経済連は、青果物燃料サーチャージを導入——これは、例えばピーマンの1袋、5個入っていたら、1袋につき2円

か3円サーチャージ分を転嫁するということを試みたところでございます。

私も平成20年本会議で、本県も燃油高騰分の価格転嫁はできないかと質問したんですけれども、当時の園芸連の考えは、重油のみを強調し価格転嫁を図ることは地球環境の意識が高まっている中、消費者から理解が得られない、また加温野菜に対するバッシングや不買運動が起こる危険性があると、燃油サーチャージというのは導入されませんでした。また、県としての答弁も、当時は農産物の価格は市場で決まるものであり、産地や栽培方法で再生産の価格が異なり客観的な価格決定が難しい、他県との競合もあるので、本県がサーチャージを導入することは困難という答えでございました。

しかし、最近では消費者の意識も大分変化をしてくれておりまして、ある消費者意識調査では、生産現場が資材高騰に苦しんでいるという現状を説明した上で、農産物の価格上昇は許容できるかという質問に、許容できるが77%、許容できないが23%というような回答になっているところでございます。当然、消費者の皆さん方の御理解というものがなければ成り立たないものでございますけれども、持続可能な農業をするためにも、今のような資材高騰時だけではなく、やはり平時も生産費というものを考慮した価格形成をしていかなければならないというふうに私は考えるところでございます。現在進められている食料・農業・農村基本法の改正に向けた議論でも、この点は大きなポイントになっております。

コストが大変かかる施設農業が盛んな本県として、農産物の適正な価格形成に関する政策提言も知事にはしていただきたいと思っておりますけれども、知事の思いをお聞きいたします。

○**知事（濱田省司君）** 御指摘もありましたように、農業は国民に対します食料の安定供給とい

う極めて重要な役割を担っております。資材価格の高騰などといった外的な要因にも左右されない持続可能な農業を実現するということが重要だと考えます。そのためには、生産コストを反映した価格の形成に加えまして、資材価格などの高騰の影響を受けにくい農業への構造転換が必要だというふうに考えます。

このために、適正な価格形成の実現に向けました、食料・農業・農村基本法への位置づけと実効性ある具体の仕組みの構築、あるいは構造転換に向けた支援の強化などについて、私としても国への政策提言を行ってまいりたいというふうに考えております。

ただいまお話がありましたように、基本は需給関係で決まるという点では大変難しい課題であるとは思いますが、一方でやや局面は違いますが、消費者の意識も議員から御指摘あったように変わってきている部分があると思えます。一般的な商取引でも、SDGsというのに貢献があれば多少値段が高くてもそちらを選ぶという消費者の方々、あるいは同じ農業でも有機農業のように安全・安心であれば多少高い価格ではあっても買うというような意識も出てまいっておるところだと思います。

そういった消費者の皆さんへの理解を高めていくということも含めまして、こういった具体的な仕組みができないかというところは非常に大事な視点だと思いますので、今回政策提言の中でもそういった形での提言を行ってまいりたいと思っております。

○19番（桑名龍吾君） 持続可能な農業というのは、補助金があって成り立たせるものではなくて、やはり農産物を生産して、そして取引の中で利益があって、その利益をもって再生産をするというのが、これが持続可能な農業の在り方であり、またそこを目指していかなければならないというふうに思っております。

本当に生産コストを考慮したこの価格形成という言葉は、私もJA出身者なんですけれども、本当にこれ農業史初の考え方であるわけでございます。そして、これが最初で最後のチャンスかもしれません。この言葉が法律に載るだけではなくて、本当に実現をさせていかなければならないんですが、そしたらその生産費のコストというのはどうやって打ち出すのかというのは、これはまたそれぞれの研究機関でやると思いますが、ぜひ高知でも、この施設園芸の盛んな高知で、実はこれぐらいが平均的な生産コストなんですよというものをしっかり持って、そしてその知見をもって、私は政府のほうに政策提言を行ってまいりたいなと要請をするところでございます。

次に、最後でございますが、高知競馬について質問をさせていただきます。

高知競馬、本当に苦しい時期がございました。私は平成19年に議員になったんですけれども、翌平成20年というのが過去最低の売上金で、38億円ということございました。しかし、本当にありがたいことに、昨年度、令和3年度は過去最高の949億円となったところでございます。

経営が安定してきたので、競馬組合は平成29年度から10年程度かけまして75億円を投入し、老朽化が進んでいるメインスタンドをはじめ、いろいろな改修に入っていくわけでございます。

現在のこの施設改修に関する計画のこれまでの進捗状況について農業振興部長にお聞きをいたします。

○農業振興部長（杉村充孝君） 高知競馬の施設については、実際に工事が始まりましたのは令和2年度からでございますが、改善計画の目標年度でございます令和9年度に向けまして、競馬開催や競走馬の調教などに影響が生じないように十分配慮しながら、順次改修を進めているところでございます。

現在、メインスタンドなど競馬ファンが利用するエリアを優先して改修を進めておりまして、来年度でおおむね完了する予定と聞いております。今後の計画としましては、馬場の改修については来年度に基本設計を行い、再来年度以降に工事に着手する予定と聞いておりますし、また厩舎につきましては、財源の確保に一定見通しが立ちましたことから、建て替えも視野に入れて、厩舎エリア全体の施設の配置や、改修内容の見直しを来年度行う予定であると聞いております。

○19番（桑名龍吾君） 高知競馬も魅力あるレースづくりということで、全国の競馬ファンからも注目を浴びております。馬の頭数も、平成20年度は335頭であったものが、令和3年度は644頭まで増えております。それに合わせて、馬の世話をする厩務員の皆さん方は、平成20年度が70人、そして令和3年度が122人となっております。ただ、この厩務員の皆さん方の仕事というのは、朝の2時ぐらいから始まって、やはり職場と住居が近くなければならないんですね。先般も厩務員になりたいと言ってきた女性がいたみたいですが、自宅から遠いということで、厩務員にはなれなかったというような事例もございます。これから高知競馬を持続させるためにも、まずは人材の確保と育成を図ることが必要と考えます。

厳しい環境下で働く厩務員の住居環境の充実も早急に進めるべきと考えますけれども、農業振興部長にお聞きをいたします。

○農業振興部長（杉村充孝君） 厩務員は競走馬に日常的に寄り添いながら、季節を問わず毎日早朝から調教を行うなど、競馬事業を支えていただいておりますので、競馬組合としても現在の満室の状況にある厩務員宿舎の確保は喫緊の課題であると認識しております。こうしたことから、競馬組合では新たな宿舎を建てるため、

まずは建設場所などの具体的な検討を進めているとお聞きしております。県としましては厩務員の居住環境が早期に充実されますよう今後とも進捗状況を注視してまいります。

○19番（桑名龍吾君） ありがとうございます。

高知競馬は本当に厳しい中、乗り切っていただきましたけれども、これは何がこれを乗り切れたのかといえば、あの苦しいときに、馬主さんもそうです、調教師、そして騎手、厩務員の皆さん方が高知に残ってくれたから、これが残っているんですね。ですから、人を大切にする高知競馬ということをもっと人に知ってもらえれば、ますます競馬ファンが増えていくと思うし、そしてまた私これ最後の質問にしたのは、今デジタル化とか、いろいろ言われていますけれども、最後はやっぱり人が物事を成功させる——これから県政運営においても、高知競馬が素晴らしい例になったと思いますので、ぜひ高知競馬だけではなく、人を大切にした県政というものを行っていただきたいと思います。

そして、結びになりますけれども、人口問題、今回いろいろお話がありました。社会的増減であれば、それは増に向かっていかなければなりません、ただ私は若い人たちが都会に出ていくこと、これは否定はしてはならないと思います。大いに全国、そしてまた世界を股にかけて活躍してもらいたいし、そしてその経験とか技術とか知識を持って高知に帰ってきてもらう、これを待たなければいけないと思います。

しかし、みんなそんな人ばかりじゃなくて、高知にずっといたいという人が、でも、いたいけれども、自分の夢がかなえないから都会に行くというのは、これは何としても、政治的にも行政的にも、やはりここは食い止めていかなければならない。学ぶ場があり、遊ぶ場があり、働く場があり、暮らす場があるというものを私はつくっていかねばならないのではないかと

なというふうに思っております。

そして、高知を離れている人たちも、そしてまた高知にいる人たちも、いろんな思いを持っていると思いますけれども、そんないろんな思いを持っている人たちを優しく受け止める、母の愛を持った高知県というものを私はこれから築いていってもらいたいなということを最後にお願ひ申し上げまして、私からの一切の質問と代えさせていただきます。16年間ありがとうございました。(拍手)

○議長(明神健夫君) 以上をもって、桑名龍吾君の質問は終わりました。

以上で、議案に対する質疑並びに一般質問を終結いたします。



議案の付託

○議長(明神健夫君) これより議案の付託をいたします。

(議案付託表配付)

○議長(明神健夫君) ただいま議題となっている第1号から第76号まで、以上76件の議案を、お手元にお配りいたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表 巻末438ページに掲載〕



○議長(明神健夫君) 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明10日から21日までの12日間は委員会審査等のため本会議を休会し、3月22日に会議を開きたいと存じますが御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(明神健夫君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

3月22日の議事日程は、議案並びに請願の審議であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後5時2分散会

令和5年3月22日（水曜日） 開議第8日

出席議員

- 1番 濱口涼子君
- 2番 榎尾絢子君
- 3番 桑鶴太朗君
- 4番 上治堂司君
- 5番 土森正一君
- 6番 上田貢太郎君
- 7番 今城誠司君
- 8番 金岡佳時君
- 9番 下村勝幸君
- 10番 田中徹君
- 11番 土居央君
- 12番 野町雅樹君
- 13番 横山文人君
- 14番 西内隆純君
- 15番 加藤漠君
- 16番 西内健君
- 17番 弘田兼一君
- 18番 明神健夫君
- 19番 桑名龍吾君
- 20番 森田英二君
- 21番 三石文隆君
- 23番 西森雅和君
- 24番 黒岩正好君
- 25番 依光美代子君
- 26番 大石宗君
- 27番 武石利彦君
- 28番 田所裕介君
- 29番 石井孝君
- 30番 橋本敏男君
- 31番 上田周五君
- 32番 坂本茂雄君
- 33番 岡田芳秀君
- 34番 中根佐知君
- 35番 吉良富彦君
- 36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知事 濱田省司君
- 副知事 井上浩之君
- 総務部長 徳重覚君
- 危機管理部長 中岡誠二君
- 健康政策部長 家保英隆君
- 子ども・福祉政策部長 山地和君
- 文化・生活スポーツ部長 岡村昭一君
- 産業振興・推進部長 沖本健二君
- 中山間振興・交通部長 中村剛君
- 商工労働部長 松岡孝和君
- 観光振興部長 山脇深君
- 農業振興部長 杉村充孝君
- 林業振興・環境部長 豊永大五君
- 水産振興部長 松村晃充君
- 土木部長 荻野宏之君
- 会計管理者 池上香君
- 公営企業局長 笹岡浩君
- 教育長 長岡幹泰君
- 人事委員長 門田純一君
- 人事委員会会長 澤田博睦君
- 公安委員長 古谷純代君
- 警察本部長 江口寛章君
- 代表監査委員 五百藏誠一君
- 監査委員局長 高橋慎一君

事務局職員出席者

事務局長 山本和弘君
事務局次長 横田聡君
議事課長 吉岡正勝君
政策調査課長 田渕史剛君
議事課長補佐 杉本健治君
主 幹 春井真美君



議事日程(第8号)

令和5年3月22日午前10時開議

第1

- 第1号 令和5年度高知県一般会計予算
- 第2号 令和5年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
- 第3号 令和5年度高知県給与等集中管理特別会計予算
- 第4号 令和5年度高知県旅費集中管理特別会計予算
- 第5号 令和5年度高知県用品等調達特別会計予算
- 第6号 令和5年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
- 第7号 令和5年度高知県県債管理特別会計予算
- 第8号 令和5年度高知県土地取得事業特別会計予算
- 第9号 令和5年度高知県国民健康保険事業特別会計予算
- 第10号 令和5年度高知県災害救助基金特別会計予算
- 第11号 令和5年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 第12号 令和5年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算

- 第13号 令和5年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算
- 第14号 令和5年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第15号 令和5年度高知県県営林事業特別会計予算
- 第16号 令和5年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第17号 令和5年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第18号 令和5年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第19号 令和5年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第20号 令和5年度高知県流域下水道事業会計予算
- 第21号 令和5年度高知県電気事業会計予算
- 第22号 令和5年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第23号 令和5年度高知県病院事業会計予算
- 第24号 令和4年度高知県一般会計補正予算
- 第25号 令和4年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
- 第26号 令和4年度高知県旅費集中管理特別会計補正予算
- 第27号 令和4年度高知県用品等調達特別会計補正予算
- 第28号 令和4年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第29号 令和4年度高知県県債管理特別会計補正予算
- 第30号 令和4年度高知県土地取得事業特別会計補正予算
- 第31号 令和4年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第32号 令和4年度高知県災害救助基金特別会計補正予算

第 33 号	令和4年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算	案	第 49 号	高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例の一部を改正する条例議案
第 34 号	令和4年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算		第 50 号	高知県旅館業法施行条例及び高知県暴力団排除条例の一部を改正する条例議案
第 35 号	令和4年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算		第 51 号	高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 36 号	令和4年度高知県県営林事業特別会計補正予算		第 52 号	高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例及び高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
第 37 号	令和4年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算		第 53 号	高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
第 38 号	令和4年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算		第 54 号	高知県スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例議案
第 39 号	令和4年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算		第 55 号	高知県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例の一部を改正する条例議案
第 40 号	令和4年度高知県流域下水道事業会計補正予算		第 56 号	高知県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例議案
第 41 号	令和4年度高知県病院事業会計補正予算		第 57 号	高知県獣医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例議案
第 42 号	高知県環境不動産の建築の促進に関する条例議案		第 58 号	高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 43 号	知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案		第 59 号	高知県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 44 号	職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例議案		第 60 号	高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例議案
第 45 号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例議案		第 61 号	高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案
第 46 号	高知県税条例の一部を改正する条例議案		第 62 号	高知県警察手数料徴収条例の一部を
第 47 号	高知県地域経済牽引事業に係る同意促進区域における県税の課税免除に関する条例等の一部を改正する条例議案			
第 48 号	高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例議			

<p>改正する条例議案</p> <p>第 63 号 高知県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路及び旅客特定車両停留施設の構造、特定公園施設の設置並びに重点整備地区の信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案</p> <p>第 64 号 高知県森林整備対策基金条例を廃止する条例議案</p> <p>第 65 号 高知県立月見山こどもの森の指定管理者の指定に関する議案</p> <p>第 66 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案</p> <p>第 67 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案</p> <p>第 68 号 県が行う土木その他の建設事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案</p> <p>第 69 号 包括外部監査契約の締結に関する議案</p> <p>第 70 号 清水高等学校校舎棟新築主体工事請負契約の締結に関する議案</p> <p>第 71 号 清水高等学校体育館・多目的教室棟新築主体工事請負契約の締結に関する議案</p> <p>第 72 号 (仮称) 高知布師田団地団地整備工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案</p> <p>第 73 号 国道441号防災・安全交付金(口屋内トンネル(Ⅰ))工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案</p> <p>第 74 号 国道493号(北川道路)道路改築(和田トンネル(Ⅱ))工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案</p> <p>第 75 号 都市計画道路はりまや町一宮線防災・</p>	<p>安全交付金工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案</p> <p>第 76 号 高知県公立大学法人がその業務に関して徴収する料金の上限の変更の認可に関する議案</p> <p>請第 3 号 土佐市宇佐メガソーラー開発に関する請願について</p> <p>追加</p> <p>議発第 1 号 生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を求める意見書議案</p> <p>議発第 2 号 アスベスト被害を抑える対策の強化を求める意見書議案</p> <p>議発第 3 号 新型コロナウイルス感染症への公費負担継続及び医療体制確保を求める意見書議案</p> <p>議発第 4 号 認知症の人も家族も安心な社会の構築を求める意見書議案</p> <p>議発第 5 号 新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取組の強化を求める意見書議案</p> <p>議発第 6 号 畜産危機打開のための緊急対策を求める意見書議案</p> <p>追加</p> <p>議発第 7 号 高齢者の生活を守るため年金制度のマクロ経済スライドの一時停止を求める意見書議案</p> <p>追加 継続審査の件</p> <p style="text-align: center;">————— ∞∞∞ —————</p> <p style="text-align: center;">午前10時開議</p> <p>○議長(明神健夫君) これより本日の会議を開きます。</p> <p style="text-align: center;">————— ∞∞∞ —————</p> <p>諸 般 の 報 告</p>
---	--

○議長（明神健夫君） 御報告いたします。

各常任委員会から審査結果の報告があり、一覧表としてお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

次に、新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員長からこれまでの調査についての中間報告書が提出され、お手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

委員会審査結果一覧表 巻末463ページ
に掲載
新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会中間報告書 巻末に掲載



委員長報告

○議長（明神健夫君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号から第76号まで及び継続審査に付されている請願、以上77件の議案並びに請願を一括議題といたします。

これより常任委員長の報告を求めます。

危機管理文化厚生委員長今城誠司君。

（危機管理文化厚生委員長今城誠司君登壇）

○危機管理文化厚生委員長（今城誠司君） 危機管理文化厚生委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第9号議案から第11号議案、第21号議案から第24号議案、第31号議案、第32号議案、第41号議案、第49号議案から第54号議案、第76号議案、以上17件については全会一致をもって、また第1号議案については賛成多数をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、危機管理部についてであります。

第1号「令和5年度高知県一般会計予算」のうち、緊急物資搬送用ドローン運航管理システム構築委託料について、執行部から、デジタル化関連予算として、災害時における孤立地域へ緊急物資を搬送するためのドローンを整備するものであり、機体の購入だけでなく、自動運航ができるようにするためのルート設定を委託するものであるとの説明がありました。

委員から、災害時の現場確認など、物資を搬送する以外の活用はできるのかとの質疑がありました。執行部からは、今年度既に災害調査用としては、県内5つの地域本部に1台ずつドローンを配置している。また、災害時以外の活用方法についても、庁内で連携して検討を進めたいとの答弁がありました。

次に、事前復興まちづくり計画基礎資料作成委託料について、執行部から、市町村が事前復興まちづくり計画を策定するに当たって、これまで整備してきている堤防等の減災効果を踏まえた、津波の浸水シミュレーションを実施し、まちづくりのための浸水区域や浸水深などを算定するものであるとの説明がありました。

委員から、整備途中の三重防護などはシミュレーションに反映されるのかとの質疑がありました。執行部からは、今年度末時点の算定と、現在計画している三重防護などが全て完成した時点の算定の2パターンを考えているとの答弁がありました。

次に、第24号「令和4年度高知県一般会計補正予算」のうち、LPガス料金高騰対策支援事業費について、執行部から、国の交付金を活用し、LPガス料金の高騰の影響を受けた生活者に対して、使用料金を減額する支援を行うものであるとの説明がありました。

委員から、LPガス利用世帯に対する支援とのことだが、都市ガス利用世帯に対する支援は

ないのかとの質疑がありました。執行部からは、都市ガス利用世帯への支援については国が補助を行っているが、LPガスは対象外となっている。高知県ではLPガス利用世帯が多いことから、県独自の補助を行うものであるとの答弁がありました。

別の委員から、使用料金が減額されていることが生活者に分かるようになっているのかとの質疑がありました。執行部からは、領収書や取引明細書に、県の補助で減額されている旨が記載されるようになっているとの答弁がありました。

次に、健康政策部についてであります。

第1号「令和5年度高知県一般会計予算」のうち、医師確保対策事業費について、執行部から、医師の働き方改革は高知労働局とも連携しながら、専門のアドバイザーが医療機関を個別に支援できる体制を整えており、引き続き制度改革への対応を推進していくとの説明がありました。

委員から、20代、30代の女性医師が増えてきているが、子育て世代となる女性医師が働きやすい環境の整備にはどのように取り組んでいくのかとの質疑がありました。執行部からは、各医療機関は専門のアドバイザーの派遣制度を利用し、様々な勤務環境改善に取り組んでいる。女性医師が自らのライフイベントを踏まえてキャリア形成ができる支援体制を推進していきたいとの答弁がありました。

次に、健康政策部の所管事項である、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に向けた国の対応方針について、執行部から、医療体制の見直しに関し、外来体制は現行の検査協力医療機関における診療から、幅広く一般的な医療機関での対応を目指し、入院体制も同様に新たな医療機関による受入れを促進する。これまで行政が担ってきた入院調整機能は、原則医

療機関の間での調整に段階的に移行し、各都道府県において、患者受入れの進め方などに関する移行計画を4月中に策定することになっているとの説明がありました。

委員から、移行に向けて、県としても明確な情報発信をしていく必要があるのではないのかとの質疑がありました。執行部からは、国の方針を受けて県としての対応を検討し、医師会など関係機関と協議を進めていく。5類感染症移行後の医療体制について、県民の方への分かりやすい情報発信に努めるとの答弁がありました。

次に、子ども・福祉政策部についてであります。

第1号「令和5年度高知県一般会計予算」のうち、自殺対策費について、執行部から、身近にいる人の自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守るゲートキーパーの養成をさらに進めるため、ウェブ研修用のコンテンツを作成し、気軽に研修を受講できる体制を構築するとの説明がありました。

委員から、ゲートキーパーを養成してきたことで、これまでにどのような効果が見られたのかとの質疑がありました。執行部からは、これまでゲートキーパーの活動状況を十分把握できていないことが課題であり、今後は研修を受講していただいた方の活動状況をアンケート等で把握していくように取り組みたいとの答弁がありました。

委員から、ゲートキーパーが生きづらさを抱えている人と地域の中でつながることができているのか、活動状況や効果を検証してほしいとの意見がありました。

次に、出会い支援事業費について、執行部から、マッチングシステムの運営委託、出会いイベントへの助成、身近な地域で希望者の結婚を支援するサポーター制度の3つの取組で、出会

いの機会の創出を進めていくとの説明がありました。

委員から、出会いの機会の創出とともに、結婚やその先の子育てに対してポジティブなイメージを持ってもらうことに力を入れていくべきではないかとの質疑がありました。執行部からは、子育ては大変であるというイメージを変えていくため、結婚や子育てをもっと身近なものに感じていただく動画の作成を進めているので、少子化対策県民会議を通じて官民協働で機運を醸成していきたいとの答弁がありました。

次に、文化生活スポーツ部についてであります。

第1号「令和5年度高知県一般会計予算」のうち、文化財管理調査事業費について、執行部から、中山間地域における伝統的な祭りや民俗芸能の活性化への支援を拡充するとともに、土佐の民俗芸能祭の開催を補助するとの説明がありました。

委員から、民俗芸能の活性化に関して、県がクラウドファンディングを実施するとのことだが、大事な事業なので、必要な財源は県が予算化するべきではないかとの質疑がありました。執行部からは、県が必要な予算を確保した上で、土佐の民俗芸能祭を開催するなどにより、県民の皆様にも県内の伝統ある民俗芸能の価値や現状について理解を深めていただき、クラウドファンディングを活用するなどした社会総がかりの支援につなげていきたいとの答弁がありました。

次に、県史編さん費について、執行部から、今年度から本格的に歴史資料の調査を開始している。来年度からは、古代・中世、現代の2部会を増設するとともに、調査記録をクラウド上で管理することで関係者間の情報共有を迅速化し、調査体制を整えていきたいとの説明がありました。

委員から、本県にとって記念すべき事業であ

るが、調査体制を整備していく上での課題はあるかとの質疑がありました。執行部からは、長期にわたる事業であることから、調査に関わっていただける人材の確保が重要であり、大学生などをターゲットに養成講座を開催し、歴史資料の記録の撮影に従事していただいているとの答弁がありました。

別の委員から、今後も人材の確保に取り組んでいくのかとの質疑がありました。執行部からは、大学生だけでなく地域の方にも調査に携わっていただきたいと考えているので、高知城歴史博物館などと連携して、歴史資料の調査に携わる人材の養成講座も開催していきたいとの答弁がありました。

次に、スポーツ施設管理運営委託料について、執行部から、県内の5つのスポーツ施設の管理運営を指定管理者に委託するものである。スポーツ科学センターでは、全国トップレベルまたは世界レベルで活躍する選手が現れるなど、センターの活用成果が顕著に見られる競技もあり、スポーツ医科学の活用が競技力の向上につながっているとの説明がありました。

委員から、スポーツ医科学の活用については、けがをした選手に対する医療面での連携など、今後どのように取り組んでいくのかとの質疑がありました。執行部からは、現状ではドクターを配置していないので直接的なサポートは難しいが、医療機関の協力を得てメディカルチェックを行い、その情報を指導者やスポーツドクターと共有し、効果的なサポートにつなげていきたいとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

文化生活スポーツ部についてであります。

高知龍馬マラソン2023警備等委託業務に係る事案について、執行部から、業務を受託した業者が他の業者に対してプロポーザルへの参加辞退を要請していたことの経緯及び高知龍馬マラ

ソン実行委員会の対応の説明がありました。

委員から、プロポーザル審査委員会当日に参加辞退の要請に関する情報を聞いておきながら、なぜ何らかの対応を取らなかったのかとの質問がありました。執行部からは、受託業者の企画提案書の中には辞退した業者の名前もあり、協力して履行するのだろうと考えていた。受託業者から報告を受けた後は、直ちに関係者からの聞き取りや弁護士への相談を行ったが、事案の解明には至らず、間近に迫った大会を無事に開催するため、民事上の契約の問題と刑法や独占禁止法に係る法的な責任の問題とを切り離し、受託業者に契約を履行してもらうこと。また、刑法や独占禁止法上の責任の問題については、県警察本部や公正取引委員会に情報提供を行い、その調査には全面的に協力すること。そして、本事案が刑法や独占禁止法上の処分の対象とされることになれば、その時点で県としても必要な対応を取り、公表することとしたものである。今後は、より丁寧に注意を払って対応していくとの答弁がありました。

さらに、委員から、警察や公正取引委員会に任せきりにするのではなく、本事案を真剣に受け止めて、二度と起こさないためにどうすべきかということを考え、事実解明を含めて県としてできることに取り組む姿勢で臨むべきではないかとの質問がありました。執行部からは、受託業者からの報告後は、可能な限り迅速に聞き取りなどの対応を行った。法的な責任の問題を明らかにすることについては、警察や公正取引委員会に委ねるべきものと考えているとの答弁がありました。

以上をもって、危機管理文化厚生委員長報告を終わります。

○議長（明神健夫君） 商工農林水産委員長横山文人君。

（商工農林水産委員長横山文人君登壇）

○商工農林水産委員長（横山文人君） 商工農林水産委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第8号議案、第12号議案から第17号議案、第24号議案、第33号議案から第37号議案、第42号議案、第55号議案から第58号議案、第64号議案から第67号議案、第72号議案、以上23件については全会一致をもって、第1号議案については賛成多数をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

次に、請願について申し上げます。

継続審査となっていた請第3号「土佐市宇佐メガソーラー開発に関する請願について」は、採決の結果、賛成少数をもって不採択にすべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、商工労働部についてであります。

第1号「令和5年度高知県一般会計予算」のうち、大学生等就職支援事業費について、執行部から、県出身者など、U・Iターン就職の可能性が潜在的にありながらもこれまで接点なかった学生に対し、高知での就職に興味、関心を持ってもらうため、デジタルマーケティングの手法を活用した情報発信に取り組んでいくとの説明がありました。

委員から、就職活動中の学生は、仕事のやりがいや給与面などだけでなく、将来の人生設計と企業の取組姿勢が合致するかというところを意識していると感じるが、県内企業はどう捉えているかとの質疑がありました。執行部からは、いわゆるZ世代が就職活動で企業を選ぶ際には、社内の風通しのよさや働きがいなどが重要視される傾向にある。県内企業にはセミナーなどを通じて、現在の若者の考え方などの説明は行っており、意識は高まってきていると感じる一方

で、ワーク・ライフ・バランスの推進など、すぐには取組が追いつかない企業もある。今後も全国的な傾向等を取り入れることで採用につながるということを伝えていきたいとの答弁がありました。

次に、デジタル化推進事業費について、執行部から、県内企業のデジタル化を促進するためには、デジタル化に取り組む企業の量的な拡大と、デジタルトランスフォーメーションを見据えたデジタル技術活用の質的な向上を図ることが必要であり、支援機関によるプッシュ型の意欲喚起やステップアップのための支援策の強化に取り組んでいくとの説明がありました。

委員から、デジタル化によってどのように変化するのか十分に伝わっていないところがあると思うが、具体的にどう浸透させていくのかとの質疑がありました。執行部からは、県内企業にデジタル化のメリットを感じていただく参考とするため、デジタル化することにより得られる効果を分かりやすくまとめた事例集を作成して活用することを考えているとの答弁がありました。

委員から、デジタル化に対応できず、取り残される事業者が出ないようにお願いしたいとの意見がありました。

次に、土佐和紙商品開発支援事業委託料について、執行部から、土佐和紙総合戦略が来年度から第2期戦略へとバージョンアップする中で、土佐和紙の付加価値を高める取組を強化したいと考えている。土佐和紙の生産者とクリエイターとをマッチングする仕組みをつくり、消費者向けの付加価値の高い、いわゆるBツーC商品の開発を促進していくとの説明がありました。

委員から、商品づくりを行うクリエイターとはどのような方を想定しているのかとの質疑がありました。執行部からは、雑貨や家具などのクリエイターを想定している。全国のク리에

ターと土佐和紙の生産者が一緒に商品開発していくイメージであるとの答弁がありました。

委員から、商品開発の目標個数はどのくらいとするのかとの質疑がありました。執行部からは、委託事業でのマッチングによるが、少なくとも5つは確保したいと考えているとの答弁がありました。

次に、経営高度化支援事業費補助金について、執行部から、資金繰りの悪化した事業者の事業再生や新事業への転換など高難度の案件に対応するため、専門的な経営知識を有する人材を経営支援エキスパートとして、要請のあった商工会、商工会議所に派遣して支援を行う。また、このことにより商工会などの組織的な支援力の強化にもつなげていくものであるとの説明がありました。

委員から、コロナの影響に加え、原油価格や物価の高騰が続いており、地域経済が活性化していくためには、デジタル化に関する知見も含めた商工会などの経営指導員の支援力の強化が重要であると考えているが、経営指導員の配置基準は適正となっているのかとの質疑がありました。執行部からは、経営指導員の配置基準は地域の事業者数などにより定めている。事業者数が減少しているような地域こそ経営指導員の力が必要ではないかと考え、平成30年に県の配置基準の見直しを行った。今後も事業者数の減少が見込まれる中で、経営指導員の業務の効率化や資質向上を図るとともに、今後の配置基準がどうあるべきかしっかりと議論していきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、農業振興部についてであります。

第1号「令和5年度高知県一般会計予算」のうち、新規就農総合対策事業費について、執行部から、ターゲットを見据えた担い手確保対策の強化として、就農コンシェルジュを1名増員し、就農相談体制の強化や就農希望者へのサ

ポートの充実を図っていくとの説明がありました。

委員から、U・Iターンによる就農の場合、住居や子育て環境、地域の協力体制などの条件が整わなければ、移住しての就農にはつながらないと思うが、実際に就農者支援に取り組む中でどう感じているかとの質疑がありました。執行部からは、そのような条件は重要だと感じている。就農コンシェルジュの体制を強化し、移住について支援しているU・Iターンコンシェルジュや市町村との連携を強化していきたいとの答弁がありました。

次に、農業協同組合等検査指導費に関連して、JA高知県における支所、出張所の統廃合について複数の委員から、住民の暮らしに直結する問題であるため、しっかりと指導をお願いしたいとの意見がありました。執行部からは、JA高知県に対して、経営改善策等も含め今後どう進めていくのか、市町村などに対し説明をしなければならないということは強く伝えている。今後もしっかりと注視しながら指導していきたいとの答弁がありました。

次に、県産米消費拡大事業委託料について、執行部から、県内で生産される米の消費を拡大するため、著名人を用いた県産米のPR及び米の多様な食べ方の提案など、県産米の消費拡大に取り組むものであるとの説明がありました。

委員から、委託について、具体的にどのような内容を考えているかとの質疑がありました。執行部からは、県産米を食べてもらう動機づけの仕組みづくりやプレゼント企画、著名人によるPRなどについて、プロポーザル方式により一番よい提案のところに委託したいと考えているとの答弁がありました。

委員から、野菜もそうだが、米の価格が適正なものにならないと、耕作が厳しくなって遊休農地が増えることとなる。農家が耕作を継続し

ていけるよう、米の価格について県のできることにしっかりと取り組んでいただきたいとの要請がありました。

次に、土佐茶振興協議会負担金について、執行部から、県や市町村、JA高知県、生産組合などの関係者が連携し、土佐茶の生産振興と販売拡大に取り組むものであるとの説明がありました。

委員から、現在の取組状況はどのようになっていくかとの質疑がありました。執行部からは、お茶を飲んで産地を支える取組として、TOSA CHA茶りティーボトルを販売しており、来年度はもう一段高い取組を検討しているとの答弁がありました。

委員から、県民に土佐茶を手にとってもらえるよう、県が先頭に立ち、市町村や企業、団体にも働きかけて土佐茶を応援していただきたいが、どのように取組を広げていくのかとの質疑がありました。執行部からは、現在、民間団体との協働により取り組んでいる土佐茶プロジェクトの中で、参加団体に土佐茶応援宣言を出していただいている。来年度も引き続き応援してもらえるようお願いしていきたいとの答弁がありました。

次に、と畜場整備推進事業費補助金について、執行部から、四万十市新食肉センター整備に係る設計などに必要な経費を補助するものであるとの説明がありました。

委員から、食肉センターの建て替えについて、建設資材価格の高騰などの影響から、規模を縮小して建てることになるのではと懸念している。県内の豚の屠畜は、四万十市新食肉センターがメインとして行うのであれば、しっかりと受け入れられる規模の施設にしてもらいたいなどのように検討しているかとの質疑がありました。執行部からは、物価などが高騰している状況下ではあるが、生産拡大を計画している養豚農家

もある。農家が安心して増頭できるよう、また将来的な処理頭数の増加にも応えられるよう、施設の規模と機能は確保しつつ、事業費は膨らまないようにしていきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、林業振興・環境部についてであります。

第1号「令和5年度高知県一般会計予算」のうち、高性能林業機械等整備事業費補助金について、執行部から、国の交付金を活用して、木材の生産に必要な高性能林業機械の導入やリースなどに対して支援するものであるとの説明がありました。

委員から、高性能林業機械の導入について、林業事業体や森林組合からの要望に対する国の割当てはどのような状況かとの質疑がありました。執行部からは、通常国の補助率は3分の1または10分の4で、それに県費を継ぎ足し10分の5の補助を行っている。来年度においては、15台の要望に対し11台の割当てを見込んでいるとの答弁がありました。

委員から、再生林を推進していくためにも、山元の収益が少しでも上がることが大事である。今後の外材との価格競争において、労働生産性を上げるためには、高性能林業機械の導入が必要であることから、国に対して満額で配分するよう働きかけをお願いしたいとの意見がありました。

次に、新たな管理型最終処分場整備事業費負担金について、執行部から、公益財団法人エコサイクル高知が実施する施設本体工事等に係る県の負担分であるとの説明がありました。

委員から、今後、建設資材価格が高騰し、事業費が膨らんだ場合、市町村への負担を求めていくのかとの質疑がありました。執行部からは、まずは国費を活用することで、市町村の負担が増えないようにし、仮に国費で対応し切れなくなった場合には、市町村としっかり話し合い、

合意を得ながら進めていきたいとの答弁がありました。

次に、水産振興部についてであります。

第1号「令和5年度高知県一般会計予算」のうち、事業戦略策定等支援業務委託料について、執行部から、漁業経営体の経営の健全化などに向けた事業戦略の策定を支援するとともに、令和4年度に開発した利益シミュレーションツールの対象漁業種類を拡大していくとの説明がありました。

委員から、利益シミュレーションツールはどのように経営改善につながっていくのかとの質疑がありました。執行部からは、操業ごとの採算性などを確認することで、操業の時期や回数の見直しなどが検討できるようになる。現在捕れている魚の状況などを踏まえて、操業の判断に活用していただきたいと考えているとの答弁がありました。

委員から、中長期的な視点も持って、ツールが活かされるよう取り組んでいただきたいとの意見がありました。

次に、漁業就業支援事業費補助金について、執行部から、新規就業者の育成・確保に向け、県内及び関西での掘り起こしを強化していくとの説明がありました。

委員から、今後どのように就業者の確保を展開していくのかとの質疑がありました。執行部からは、大阪での漁業就業支援フェアにおいて、PRを強化することや、出展事業者の面談スキルの向上、また、UIターンサポートセンターと連携したオンラインセミナーの開催などに取り組んでいくとの答弁がありました。

次に、請願についてであります。

継続審査となっている土佐市宇佐メガソーラー開発に関する請願についてであります。

執行部から参考説明として、崩壊土砂流出危険地区の情報を森林審議会へ提供できていな

かったことについては県として反省すべき点である。事業許可については、当時の議論は適正に行われており、事業者も県の指導に対応してきていることから取消しは考えていない。住民の不安をできる限り払拭できるよう、事業者には情報を提供して丁寧な説明をするように求め、県としても定期的に現場確認を行い適切に指導していくとの説明がありました。

複数の委員から、クリーンエネルギーの活用は時代に即した取組ではある。事業者が責任を持って将来的にも対応することが重要だが、事業区域に崩壊土砂流出危険地区が含まれていることや、誤伐採に対する事業者の対応なども住民の不安につながっている。住民の不安を取り除けるよう、県としての反省点を踏まえて適切な指導を行い、今後もしっかりと監理していただきたいとの要請がありました。

次に、報告事項についてであります。

林業振興・環境部についてであります。

森林環境税の延長について、執行部から、これまで森林環境税を活用していた森林整備などは、市町村での森林環境譲与税の活用を要請することとし、今後の森林環境税は、継続することで県民の中に根づいてくる森林への理解と関わりを深め、広げていくためのソフト事業を中心に活用していくとの説明がありました。

委員から、県民や観光客に森林県だという印象を持ってもらえるまちづくりもしていただきたいとの意見がありました。執行部からは、森林環境税の活用にあたっては、県民などに緑を感じてもらえる取組を進めていきたいとの答弁がありました。

以上をもって、商工農林水産委員長報告を終わります。

○議長（明神健夫君） 産業振興土木委員長土居央君。

（産業振興土木委員長土居央君登壇）

○産業振興土木委員長（土居央君） 産業振興土木委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第8号議案、第18号議案、第20号議案、第24号議案、第30号議案、第38号議案、第40号議案、第59号議案、第60号議案、第68号議案、第73号議案から第75号議案、以上13件については全会一致をもって、また第1号議案については賛成多数をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、産業振興推進部についてであります。

第1号「令和5年度高知県一般会計予算」のうち、産業振興推進総合支援事業費補助金について、執行部から、市町村等からの要望を踏まえて精査を行った結果、11件の事業に7,290万円の予算を計上しているとの説明がありました。

委員から、部局のはざまにあるような事業に対しても使えるのがこの補助金であり、活用のニーズはあるが、採択に至るまでが煩雑になっているように感じる。市町村の担当者にも、事業が前へ進むように丁寧に説明し、支援してもらいたいとどうかとの質疑がありました。執行部からは、地域アクションプランの推進を含め、各産業振興推進地域本部がしっかりとサポートしていくとの答弁がありました。

また、別の委員から、地域アクションプランは地域を元気にするすばらしい取組だが、人口減少に伴う地域人材の減少により、いいアイデアがあっても事業化を諦めるといったことが生じていないか懸念している。そうしたことに対して行っていることはあるかとの質疑がありました。執行部からは、移住促進・人材確保センターにつなぐ方法もあるなど、地域本部が助言も行っているが、担い手の確保・育成は、産業

振興計画推進の大きなテーマであり、引き続き対策を検討していきたいとの答弁がありました。

次に、起業体験推進事業委託料について、執行部から、県内の小中学生を対象とした起業体験プログラムを実施するための経費であるとの説明がありました。

委員から、起業をなし得た後、事業を継続することの難しさも併せて教えていかなければいけないのではないかと質疑がありました。執行部からは、体験プログラムでは、実際に銀行の方との融資の交渉や、商品の値段を決めて販売し、決算に至るまでの過程を体験してもらい、結果、失敗するリスクがあることも含めて理解してもらおう内容を想定しているとの答弁がありました。

次に、ヘルスケアビジネスマッチング支援事業委託料及びヘルスケア産業実証実験支援事業費補助金によるヘルスケアイノベーションプロジェクトの取組について、執行部から、ビジネスマッチングイベントの開催を通して、県内外の企業等にプロジェクトの周知を行うとともに、ベンチャー企業の発掘にも取り組んでいくとの説明がありました。

委員から、現状の課題として、実証実験への市町村の協力が容易ではないことが挙げられているが、中山間地域の課題に取り組む市町村と連携して、起業や新事業の展開が図られることが望ましい。市町村への展開を見据え、この事業をどう推進していくのかとの質疑がありました。執行部からは、市町村から具体的な課題をテーマとして提案してもらい、その課題に対する解決策を持つ企業にエントリーしてもらってマッチングを行うとの答弁がありました。

次に、中山間振興・交通部についてであります。

第1号「令和5年度高知県一般会計予算」のうち、地域の元気応援事業費による地域おこし

協力隊の確保・育成について、執行部から、令和8年度末には現在の2倍以上となる500人を確保するように目標を定めて取り組むとの説明がありました。

委員から、青年海外協力隊の隊員は、海外で地域の事業を興すなどの面で経験値が高い。青年海外協力隊の事務局から、活動を終えて帰国した方たちが就業先に困っていると聞いており、地域おこし協力隊の募集に当たり、青年海外協力隊事務局と連携を図ってはどうかとの質疑がありました。執行部からは、活動を終えた青年海外協力隊員向けに、就職先のお知らせをしているウェブサイトがある。海外での経験を生かせるようなミッションであれば、このサイトに載せられることを市町村にお知らせしているとの答弁がありました。

また、別の委員から、市町村職員との関係に悩んでいる地域おこし協力隊員が多いということが確認されており、県の関与が大切になってくると思うが、どう取り組んでいくのかとの質疑がありました。執行部からは、協力隊のサポートに関し、OB、OGなどで構成される協力隊ネットワークという組織による支援体制の強化を図っていくが、任せきりにすることなく、協力隊ネットワークが市町村を訪問する際には同行するなど、県も一緒に取り組んでいくとの答弁がありました。

さらに、別の委員から、市町村によっては地域おこし協力隊員に雑用と思われるような仕事をさせているケースもあるのではないかと。任期終了後に定着してもらうためには周囲の支援が重要である。地域を興す役割を果たしてもらうため、県としても、周りの方の意識を高めるように指導していただきたいとの要請がありました。

次に、鳥獣被害対策事業費による取組について、執行部から、令和5年度からは、被害が深

刻な集落が増えてきている猿の対策を強化する。被害額が大きい鹿とイノシシについては、引き続き捕獲に力を入れて取り組んでいくとの説明がありました。

委員から、県としては、猿、鹿、イノシシのいずれの被害が多いと捉えているのかとの質疑がありました。執行部からは、鳥獣による被害額全体の6割から7割が鹿とイノシシによるものである。それぞれ年間2万頭程度を捕獲し、被害総額はかつてより減少しているが、捕獲の圧力を少なくすると爆発的に増えるので、生息密度調査に基づき、鹿は年間2万5,000頭、イノシシは年間2万頭の捕獲を目標として取り組む。猿による被害額は1割程度だが、人家侵入など生活環境への被害が大きく、猿対策の強化を求める声が多いとの答弁がありました。

次に、公共交通マイナンバーカード活用実証事業委託料について、執行部から、中土佐町が実施している65歳以上の方のバス運賃を無料とする事業において、マイナンバーカードを活用し、利用者の利便性向上と役場や交通事業者の負担やコストの軽減を図るものであるとの説明がありました。

委員から、現在の公共交通の状況を考えると、中土佐町のように福祉的な観点も踏まえた利用促進策も必要であり、その際にマイナンバーカードはいいツールになるとの意見がありました。

一方、別の委員からは、公共交通の利用料金を無料とする考え方には賛同できるが、そのこととマイナンバーカードを早く普及させることとは別建てで考えながら、利便性の高い公共交通の施策を検討してほしいとの要請がありました。

次に、観光振興部についてであります。

第1号「令和5年度高知県一般会計予算」のうち、観光振興推進総合支援事業費補助金及び地域観光振興交付金について、執行部から、外

貨を稼ぐ滞在型の観光地域づくりを推進するため、市町村等の観光拠点の整備、周遊促進の取組を支援するものであるとの説明がありました。

委員から、現状の課題認識として、1人当たりの観光消費額が2万5,000円程度と伸び悩んでいるということだが、具体的にはどれくらい滞在しており、それをどのように延ばすのかとの質疑がありました。執行部からは、直近の県外観光客動態調査の結果、県内旅行の平均日数は2.1日で、実質1泊2日程度の状況である。より長く県内観光を楽しんでもらい、1人当たりの観光消費額を上げるため、周遊を促進する取組と併せ、滞在期間中の周遊の拠点となる宿泊施設の魅力を高める取組も強化するとの答弁がありました。

次に、外国人観光客動向調査委託料について、執行部から、今後のインバウンド施策に活用するため、本県を訪れた外国人観光客の動向調査を行うものであるとの説明がありました。

委員から、来年度の新規事業とされているが、これまではどのような手法で外国人観光客の動向を調べてきたのかとの質疑がありました。執行部からは、近年、コロナ禍で実際に来てもらうことができなかった状況の中、デジタルプロモーションで本県の情報を発信し、どの国の方がどういったことに興味があるか把握を進めてきた。来年度は実際に来ていただいた方に対面調査を行い、本県を来訪したきっかけや経路などを把握して今後の基礎資料としたいとの答弁がありました。

また、委員から、本県に来た方に高知の魅力を発信してもらうような仕掛けが重要ではないかと思うのかとの質疑がありました。執行部からは、高知県観光を楽しんだ体験の発信は、リアルな情報としてそれぞれの国の方に届くので、そうしたことを促す取組を考えていきたいとの答弁がありました。

次に、土木部についてであります。

第1号「令和5年度高知県一般会計予算」のうち、道路交通安全施設等整備事業費について、執行部から、道路管理者や警察等による通学路の合同点検により抽出された対策必要箇所における交通安全対策を、計画的かつ集中的に実施するものであるとの説明がありました。

委員から、対策必要箇所への対応の進捗状況について質疑がありました。執行部からは、県が道路管理者である通学路において、127か所の対応が必要であるが、歩道の整備など、事業費が大きなもの対象となっていることから時間がかかっており、令和4年度以降に68か所残ることとなるとの答弁がありました。

さらに、委員から、127か所全ての対応が完了するまでには何年かかるのかとの質疑がありました。執行部からは、歩道整備に長期間を要することから、全て完了する具体の年次はまだ見込めていないとの答弁がありました。

次に、都市公園事業費について、執行部から、国の交付金を活用し、公園施設の整備等を行うものである。公募設置管理制度を活用した五台山公園の整備については、2者の応募があり、3月20日に選定委員会を開催して候補事業者を選定するとの説明がありました。

委員から、民間事業者による五台山公園の施設の設置、運営について、公共の公園にふさわしいものでありつつ、民間ならではの自由度も損なわれないようにすべきだと思うが、そのすり合わせはどう考えているかとの質疑がありました。執行部からは、候補事業者を選定した後についても、当該事業者が進める設計が提案に沿ったものであり、また県の求める方向性と違ったものにならないよう協議をしながら、令和6年度の工事着手に向けてすり合わせを行っていききたいとの答弁がありました。

以上をもって、産業振興土木委員長報告を終

わります。

○議長（明神健夫君） 総務委員長大石宗君。

（総務委員長大石宗君登壇）

○総務委員長（大石宗君） 総務委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第2号議案から第7号議案、第19号議案、第24号議案から第29号議案、第39号議案、第43号議案から第47号議案、第50号議案、第61号議案から第63号議案、第69号議案から第71号議案、以上26件については全会一致をもって、第1号議案、第48号議案、以上2件については賛成多数をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、総務部についてであります。

第1号「令和5年度高知県一般会計予算」のうち、地域活性化支援事業費補助金について、執行部から、補助金の財源にクラウドファンディングによるふるさと納税の寄附金を活用して、NPOなどの民間団体が行う地域活性化の取組を支援するものであるとの説明がありました。

委員から、補助対象事業が魅力的でなければ寄附金は集まらない。そうすると、補助対象事業の計画認定が非常に重要であると考えるが、認定における体制はどうかとの質疑がありました。執行部からは、計画認定においては、県職員だけでなく、NPO法人の立ち上げ支援などに取り組む団体からも審査員を選定し、公平性や公益性を確保していくとの答弁がありました。

さらに、委員から、補助対象事業を認定するに当たり、どういった観点を重視するのかとの質疑がありました。執行部からは、地域で様々な活動を行う団体が、その地域に関わろうとする姿勢などをしっかり審査した上で認定してい

きたいとの答弁がありました。

別の委員から、クラウドファンディングによるふるさと納税の寄附金が集まるということは、言い換えれば高知県の魅力的な取組を情報発信できることであり、大変意味のあることである。については、サイトを運営している専門家の意見も聴取するなど、高知県の取組が全国に響くようなやり方や、資金調達の在り方などの研究を求めるとの意見がありました。

次に、県庁ワークスタイル変革プロジェクトの推進について、執行部から、効率的な業務を遂行するために、場所や紙にとらわれない働き方の推進や、抜本的な業務の再構築により、職員の現場主義に基づく働き方改革の実現を図るものであるとの説明がありました。

委員から、新たな取組において生じる課題をどう捉え、対応していくのかとの質疑がありました。執行部からは、モデルとなる職場では、フリーアドレスなどを採用することとしているが、職員一人一人の業務管理の難しさや、同じチーム内での職員間のコミュニケーションが取りづらくなるという弊害も出てくると想定しており、課題と捉えている。そのため、コミュニケーションを取る時間を設ける取組や、業務に集中して取り組む席の設置など、課題に対応するとともに、新しい仕事の仕方のメリットを生かしていきたい。また、デジタル化により人間関係を軽んじることのないよう意識して取り組んでいくとの答弁がありました。

次に、市町村業務改善支援事業委託料について、執行部から、自治体の2040年問題に向けて、ICT活用によるスマート自治体への転換を図ろうとする市町村を支援しようとするものであるとの説明がありました。

委員から、デジタル技術等を活用して業務の効率化を推進することにより、職員を減らすことが目的化される懸念があると思うがどうか

との質疑がありました。執行部からは、この事業の実施に当たっては、職員を減らすことを前提にするのではなく、より住民サービスの向上につながる仕事に職員を相対的に振り向けていくという考えの下、業務の効率化をしっかりと重視して取り組んでいくとの答弁がありました。

さらに、委員から、市町村への支援の際には、自治体における人と人との関わりの重要性をしっかりと伝えながら、支援を実施してほしいとの意見がありました。

次に、各種選挙における投票率についてであります。

委員から、高知県は全国の中でも若者の投票率が低いことが課題である。投票に行かない理由として、投票所の投票環境が挙げられる。ずっと同じ立会人に会うことや、近い距離で監視されることが嫌で投票に行かない若者が多いと聞く。投票率を上げるためには、どこに原因があるのか、具体的に若者に聞き取ることが大事だと思うがどうかとの質疑がありました。執行部からは、アンケートを取るなど、投票率が上がらない要因をしっかりと分析して改善に向けて取り組んでいく。また、投票環境に関しては、市町村とも協議をして改善できることはないか検討していきたいとの答弁がありました。

別の委員から、投票率を上げるためには、政治に関心を持ってもらうことが非常に大事だと思うが、例えばアニメとコラボするなど、新たな手法での啓発等も検討するべきではないかとの意見がありました。

次に、教育委員会についてであります。

教員不足への対応についてであります。

委員から、教育行政として教員の確保は最低限できていないといけない問題だが、現時点で新年度の着任が難しいような実態はあるのかとの質疑がありました。執行部からは、今年度は年度当初に配置できていないものはなかったが、

来年度については現時点では小学校、中学校で30人程度の教員が予定よりも足りていない。これから臨時講師の掘り起こしの声かけを行い、教員を配置したいとの答弁がありました。

さらに、委員から、教員の不足は大きな問題だが、解決するためにどのようなことを考えているのかとの質疑がありました。執行部からは、高校生や大学生に高知県で教員になることの魅力を伝えて、教員を目指す学生を増やす必要があるとの答弁がありました。

別の委員から、教員不足の解消に向けて幅広く人材を集めるとしても、現場では先生の一声で子供の人生が変わってしまうこともある大事な仕事であり、誰にでもできるわけではないので、採用に当たっては、しっかりと人選してほしいとの意見がありました。

別の委員から、教員はストレスも多いと思うので、教員のメンタルヘルス対策にはしっかり取り組む必要があると思うが、どのような仕組みを考えているのかとの質疑がありました。執行部から、先生が元気に学校に出てきて、子供たちと日々懸命に勉強してもらえよう、教育委員会内部に設置しているプロジェクトチームにおいて、メンタルヘルスをテーマに対応策を考えていくことを計画しているところであるとの答弁がありました。

次に、県立高校等における備蓄物資についてであります。

委員から、行政監査において、複数の所属で保存期間が過ぎた物資を保管していることが判明した。行政監査の指摘を受け止め、どう対応したのかとの質疑がありました。執行部からは、備蓄物資については、賞味期限が来る前に有効活用するよう行政監査において指摘を受けたことから、各県立学校に対し備蓄物資の適切な管理と有効活用について周知徹底を依頼する文書を発出し、あわせて備蓄物資の管理簿を本課が

定期的に確認するとの答弁がありました。

さらに、委員から、学校の多くが地域の避難場所に指定されていることから、地域住民と一緒に有効活用できるような取組を検討してはどうかとの質疑がありました。執行部からは、学校によっては地域住民と一緒に防炎訓練の際に活用している事例もあり、引き続き備蓄物資の有効活用を図っていくとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

総務部についてであります。

高知県水道広域化推進プランの改定について、執行部から、令和3年11月に策定した高知県水道広域化推進プランについて、広域化に係る今後の方向性と、当面の取組内容やスケジュールを新たに盛り込み改定を行うとの報告がありました。

委員から、共同発注になると大手の事業者しか参入できなくなる懸念があるが、これまで培ってきた地元の事業者との連携の維持という観点ではどう考えているのかとの質問がありました。執行部からは、地元の企業は、緊急の対応が取れることなどがメリットである。民業圧迫にならないことも重要な視点であることから、しっかりと考えながら検討を進めるとの答弁がありました。

さらに、委員から、県が主体となり広域連携を進めるに当たり、経営も含めてどこまで広域化するのかということについて、必ず議論になると思われるが、現状でどう考えているのかとの質問がありました。執行部からは、現状は議論が進んでいない。本県の場合は地域ごとに事業の規模が異なるため、経営を統一するとなると、中山間地域などの小規模団体において水道料金を上げなければならないといった可能性も出てくる。しかしながら、広域化を進めていく中で、今後経営の広域化が必要だとの議論が出

てくる可能性はあると思うとの答弁がありました。

さらに、委員から、中山間地域での生活を守るために、経営も含めてどこかで受け止める体制が必要なら議論は必要であり、県の将来の大きな構想も含めて議論をしていけるようなプランに仕上げたいと希望するとの意見がありました。

教育委員会についてであります。

部活動の地域連携、地域移行に係る検討状況について、執行部から、昨年12月27日に国から学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインが示されたことを受け、本県では本年度設置している部活動地域移行検討会議の名称を変更し、仮称部活動の地域連携・地域移行検討会議として引き続き開催し、推進計画の策定などを行う予定である。市町村においては部活動改革の協議会等を設置、開催し、地域連携、地域移行の取組による部活動改革を推進するようお願いしていく。今後も国の動向を注視するとともに、県内の学校部活動の地域連携や地域移行への取組状況なども踏まえ、県としての方向性を示していくとの報告がありました。

委員から、来年度から地域移行されたクラブチームが中学校体育連盟の大会に参加できるよう規程の改正が行われたが、現時点での運用では、県内在住であれば居住地は問わないとしていることから、大会に参加することを目的に、生徒が市町村の枠を超えて強豪クラブに所属することが可能であるという認識でよいか、またその場合、競技力優先となるのではないかと、思うがどうかとの質問がありました。執行部からは、制度本来の趣旨を踏まえると、競技力に特化した地域クラブ活動等への移行よりも、近隣の地域クラブ活動等への移行がより望ましいと考えている。この制度においては、中学校体育

連盟の大会参加規程が、今後さらに地域の実情に応じたものになっていくと思われるので、その動向を注視していくとの答弁がありました。

さらに、委員から、制度の周知について、クラブチームをはじめとする関係者に情報が届きにくい現状がある。教育現場が大きく変化する話であり、クラブチーム側の熟度も非常に重要となってくると思われることから、周知の仕方など注意願いたいとの要請がありました。

以上をもって、総務委員長報告を終わります。



討 論

○議長（明神健夫君） お諮りいたします。

この際、委員長に対する質疑を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（明神健夫君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

第1号議案及び第48号議案に関し、討論の通告がありますので、発言を許します。

37番塚地佐智さん。

（37番塚地佐智君登壇）

○37番（塚地佐智君） 私は、日本共産党を代表いたしまして、議題となっています議案第1号「令和5年度高知県一般会計予算」及び第48号議案に反対の立場から討論を行います。

今日の物価高騰は、気候危機の進行、ロシアによるウクライナ侵略、また過度に輸入に依存した日本経済に金融緩和路線による円安の影響が重なったものです。そうした意味で、この物価高騰は、食料安全保障の確立、エネルギー政策の転換、気候危機打開など社会の在り方のシステムチェンジの必要性を改めて浮き彫りにいたしました。

また、この10年、日本は非正規雇用の拡大、賃金が上がらず成長できない国、2度の消費税増税、医療・介護の負担増など国民負担率は上がり続け、その結果、危機的な少子化は予測を大きく前倒しで進んでいます。2022年の県内出生数は全国最少の3,897人、前年比で8.8%もの大幅な減少となり、社会自体の存続危機とも言える重大な事態となっています。こうした状況を前にし、物価高騰など直面する県民の苦しみ、声に応える対策を、県民が希望が持てる社会へのシステムチェンジと一体で推し進めることが強く求められています。

今議会では、補正予算としてLPガス高騰への独自支援、飼料コスト削減支援、また当初予算としては再造林の促進、中山間の介護人材確保への補助、有機農業等持続的農業への支援など大事な施策も盛り込まれており、一定の評価をするものですが、危機的な県民の暮らし、高知県の現状を打開するものとは言えません。

以下、令和5年度当初予算案への主な反対理由を述べます。

1点目は、産業振興施策の問題です。産業振興の視点として内発的発展を位置づける必要があるとの我が党の吉良富彦議員の代表質問に対して、知事は地産地消では限界があり、活力のある県外市場から外貨を獲得することが成長を図るためには重要と御答弁されました。いわゆる外貨を稼ぐこと自体は進める必要があります。県内事業者の魅力ある商品開発の御努力や伴走する県職員の積極的な役割は、県勢浮揚にとって非常に重要だと認識をしています。

しかし、何より必要なのは、外商、観光の基盤である第1次産業や地域の暮らしの衰退を土台から底上げする施策です。具体的には、エネルギー関係費の県外流出が大きく、転換する必要があります。私たちの推計では、電気・ガス・重油代など約1,300億円が県外に流出しており、

県内1次産業の総生産876億円——2019年度——を大きく上回る規模です。今日の光熱費高騰で、県外流出はさらに膨らんでいます。この流出防止の推進は、地域経済を底上げし、気候危機打開という将来世代への責任も果たすものです。この点で、県予算はエネルギーの県外依存を転換する観点が極めて弱いものとなっています。

気候危機の原因の約3割を占める食と農の分野においても、学校給食への利用など有機農業の本格的推進、海外に依存する化学肥料や農薬からの脱却を強く求めます。

また、介護、福祉、保育、看護などケア分野の処遇改善も内発的発展を促す重要な柱です。県内総生産で、ケア分野では3,000億円余り、12.8%を占める最大の分野です。ケア分野に女性が多いという側面を踏まえれば、その処遇改善は男女賃金格差の是正、ジェンダー平等にも資するものです。一義的には国の施策の抜本的転換が必要ですが、今回中山間の介護人材確保への補助が盛り込まれているように、県としても手当ては可能です。

また、全国的にも保育士の配置、処遇改善に自治体が予算支出をしています。こうした施策がケア分野の重要性に比して十分とは到底言えません。産業振興の面からも、ケア分野の処遇改善は、安定した雇用と地域に住み続けられる前提条件を生み出し、県民の内発的な活力を引き出します。

地域循環型経済は、域内の調達率を高めるほど高い効果が生まれ、県外に資本を流出させない効果にとどまらず、資本が地域で幾重にも循環することで、結果として県民所得を増大させます。内発的発展を県施策の中核に位置づけ、目標を持ち、域内調達率を引き上げることで、県民所得を向上させ人口減を食い止める、希望ある地域循環型経済システムへのチェンジを政策提言するものです。

2点目は、デジタル化におけるマイナンバーカードへの偏重です。デジタル化がこれからの社会発展に重要であることには異論はありません。特に、中山間地域への医療提供体制確保などは重要な取組です。しかし、マイナンバーの強引な活用は県民の利益に反するものです。使途が法的に制限をされているマイナンバー自体と異なり、マイナンバーカードの使途は法改正の必要なく拡大でき、マイナポータルを通じて膨大な個人情報をもつづけ、集積し、民間を含めた活用がなされようとしています。プロファイリングによる格付や監視社会へ結びつく極めて危険な動きです。

その国の動きに追随あるいはより先行する形で、公共交通や医療情報共有にマイナンバーカードを使用する県予算が計上されています。さきに指摘したマイナンバーカードの本質的危険に加え、任意取得のカードを行政がデジタル化施策に組み込むことは、全住民に提供されるべき行政サービスの利便性を享受できない県民を生み出し、行政の公平性の観点から重大な問題があります。

また、第48号議案に関わり、任意のカードを県職員の身分証として使用することは、事実上の強制となり、法に照らして問題です。国の施策に無批判に従うマイナンバーカード偏重のデジタル化は許容できません。

3点目は、教育行政についてです。35人学級の前進などこの間の努力は評価しますが、教員の長時間過密労働の中で、教員不足が続く悪循環が続いています。教員を目指す方が教員になりたいと思える高知県にするため、臨時教員の現場経験を重視するなど採用審査の抜本的改革や、学力テストの点数に追われるような現場、教育実習生の問題に見られた教員の同僚性尊重、チーム学校とは真逆の現場の抜本的な改善、指導主事という教壇に立たない教員の全国に比しての異常な多さの是正など、抜本対策が必要

です。教員が追い詰められるような現場の状況は、その結果として不登校や非行の増加など、子供へのしわ寄せが現れています。教員不足の解消、教育費負担の軽減を進め、子供一人一人が尊重される教育行政への転換を強く求めるものです。

全国一の少子化が進んでいるのに、県の子ども医療費助成は全国最低レベルのままです。社会課題が全国よりも先行して現れており、その解決策を提示することは日本社会全体の変革につながり得るものです。また、岸田政権が軍事費倍増に邁進する中で、今後県土への軍事化押しつけの問題が生じることが懸念をされています。

県民が安心して住み続けられる高知県政を実現し、県民の暮らしと命、平和を守る役割を果たしていただくことを強く求め、議案第1号及び第48号への反対討論といたします。どうぞ同僚各位の御賛同をよろしくお願いいたします。(拍手)



採 決

○議長（明神健夫君） 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、第1号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（明神健夫君） 起立多数であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第2号議案から第47号議案まで及び第49号議案から第76号議案まで、以上74件の議案

を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明神健夫君) 全員起立であります。よって、以上74件の議案は、いずれも委員長報告のとおり可決されました。

次に、第48号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明神健夫君) 起立多数であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

これより請願の採決に入ります。

請第3号「土佐市宇佐メガソーラー開発に関する請願について」の請願を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明神健夫君) 起立多数であります。よって、本請願は委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。



新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員長報告

○議長(明神健夫君) この際、新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会に付託中の調査事件について委員長の中間報告を求めます。

新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員長桑名龍吾君。

(新型コロナウイルス感染症対策調査特別

委員長桑名龍吾君登壇)

○新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員長(桑名龍吾君) 新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会が付託を受けた新型コロナウイルス感染症対策の調査について、中間報告を行いました令和2年5月以降における活動経過を御報告いたします。

当委員会は、新型コロナウイルスの感染拡大期や、各種の対応の見直しが行われる際など、中間報告以降も、時宜を捉え、計12回の委員会を開催し、感染対策と保健・医療提供体制、経済影響対策などについて調査を行い、県民、事業者等の声を踏まえた意見、要望を執行部に伝えてまいりました。

今回、この間の調査活動の概要について、お手元の第2回活動報告書のとおり取りまとめました。

それでは、活動経過の概要について申し上げます。

令和2年6月に開催した第9回委員会では、国の補正予算におけるコロナ対策関連経費や、県が検討している感染防止対策、経済影響対策等について調査を行いました。

執行部からの説明を受け、委員からは、妊婦が感染した場合、胎児への影響など不安も大きいため、メンタル面を含めた特段の配慮が必要であること、飲食事業者等の支援策では、多店舗展開している事業者にも配慮した制度設計を検討すること、観光振興の面では、本県ならば3密を回避した自然・体験型観光が存分に楽しめることを前面に打ち出して、誘客に取り組むことなどの意見、要望を伝えました。

次に、令和2年9月に開催した第10回委員会についてであります。

同年4月に当委員会が知事に提出しておりましたコロナ対策に関する要請書に係る、執行部の対応状況等について調査を行いました。

当委員会が要請していた事項は、執行部において、具体的な取組により107項目に整理され、総括的に見ると、対応済みまたは対応中のものが81項目、令和2年度9月補正予算による対応を検討中のものが3項目、国へ要望を行ったものが23項目という状況でありました。

このほか、執行部から、直近の感染状況と、検査や医療提供の体制、経済活動等の状況、また社会福祉施設で発生したクラスターへの対応の経過と、今後の類似事案発生に備えた対策などについて説明を受けました。

委員からは、オンラインや電話による診療体制について検討すること、社会福祉施設と協力医療機関や嘱託医の間でさらなる連携強化を図る必要があること、小売店や飲食店などに対する補助制度について、実際の活用例を示すなど補助要件を分かりやすく伝えること、学校では感染者等に関する人権教育に取り組んでいるが、保護者に正しく理解してもらおうという観点も重要であることなどの意見、要望を伝えました。

次に、令和3年1月19日に開催した第11回委員会についてであります。

県内では、前月から感染が急拡大し、飲食店に営業時間短縮の協力要請が行われ、医療崩壊に至るかどうかの瀬戸際とも言われる、大変厳しい状況でした。このため、高知医療センターの島田病院長を参考人として招致し、この流行第3波における医療現場の状況等について調査を行いました。

島田病院長からは、軽症の入院患者は宿泊療養施設に移ってもらうとともに、一部の病棟を閉鎖してスタッフをコロナ対応に充てるなどの措置により、何とか医療崩壊は回避できたものの、非常に厳しい状況だった。高知県全体でコロナに対して最善の対策を取ることに関して、議論願いたい。コロナ対応以外の医療も維持していくために、県内の医療資源をどのよ

うに分配するか。やはり県がリードして議論しなければならないと思うといった意見でありました。

また、執行部からは、自宅療養者への対応や、事業者支援の検討状況、地方創生臨時交付金の活用状況などについて説明を受けました。

委員からは、売上げが減少した中小事業者に対する国の一時金支給制度について、緊急事態宣言が発令されなかった本県も支給対象になるよう国に要請すること、またそうした支援を本県独自の制度として措置する場合は、迅速な対応を第一としつつ、事業効果の高い支援の在り方をしっかり検討して制度設計すること、県内において厳しい状況にある産業分野と、その雇用の受皿となり得る成長分野を分析し、事業者情報提供していく取組を検討することなどの意見、要望を伝えました。

次に、令和3年1月27日に開催した第12回委員会では、コロナ対策に関する県条例を制定する必要性について、執行部の見解を聴取しました。

さらに、翌週に開催した第13回委員会において、県条例の制定に関し、委員間で協議を行った結果、条例の必要性について認識は一致したものの、盛り込む内容について意見の相違があったことから、当委員会においては、条例制定に向けた検討は行わないこととしました。

なお、この条例につきましては、御承知のとおり、その後議員提案により、高知県新型コロナウイルス感染症に関する条例として、令和3年7月に制定されたところです。

次に、令和3年2月に開催した第14回委員会では、令和3年度当初予算案等におけるコロナ対策の概要について調査しました。

執行部からの説明を受け、委員からは、感染症に対応できる医師や看護師の人材養成について、高知大学医学部なども含めた協力体制を整

備すること、県内での雇用維持と人材の流動化に向け、例えば介護の現場ではセンサーの導入などによりスタッフの負荷は軽減され、働きやすくなっているといったPRが必要であること、ワクチン接種体制の構築に向けて市町村が迅速に準備できるよう、丁寧に情報提供を行うことなどの意見、要望を伝えました。

次に、令和3年8月に開催した第15回委員会についてであります。

同月中旬以降、感染力の強いデルタ株の影響などにより、新規感染者は連日過去最多を更新し、宿泊療養施設の収容能力が逼迫して、無症状の方などは自宅療養とする方針に切り替えられました。また、高知市、南国市、香南市を対象として、不要不急の外出自粛、飲食店の営業時間短縮の協力要請などが行われました。こういった状況を受け、医療機関や宿泊療養施設の病床確保の取組、自宅療養とする方の判断基準と療養中の支援体制、ワクチン接種推進の取組などについて調査を行いました。

執行部からの説明を受け、委員からは、自宅療養に関し、夜間、休日に容体が急変した際の、相談及び救急対応の体制を至急整備し、対処法を詳細かつ分かりやすい資料で提供するなどの方策を講じること、また家庭内感染を防ぐための注意事項の周知と、保健所による目配りが必要であること、県民に対し、ワクチンの有効性と、ほとんどの方がワクチンの大きな副反応はなかったという今回の分析結果を含め、正しい情報を周知すること、事業者支援の給付金の支給対象に当たらない事業者も大きな打撃を受けており、なお実態調査などを行い、事業者に寄り添った支援に努めること、国民、県民に危機意識の緩みが生じており、知事の会見等においては、具体的な数値や根拠も示して、危険性が身近に迫っていることを分かりやすく伝えるなど、県民一人一人の心に響き、行動が変わるよ

うにメッセージ力を高めてもらいたいといった意見、要望を伝えました。

次に、令和4年1月に開催した第16回委員会についてであります。

年明け以降、感染力が非常に強いオミクロン株による第6波が本県にも及び、飲食店や宿泊施設ではキャンセル等が相次ぎ、取引先や関連事業者の売上げも減少するなど、県経済への影響が広がりつつありました。また、県外においては34都道府県でまん延防止等重点措置が適用されている状況であり、執行部から、当該措置の適用についての見解、医療提供体制の状況、事業経営における影響の把握の状況などについて聴取しました。

委員からは、感染が急拡大して多くの感染者が確認され、県の対応方針が適宜発信されるべき局面であるにもかかわらず、直近1週間知事の会見は行われておらず、県の考えが伝わっていないため、県民に不安が広がっていることから、至急に知事から県民に向けたメッセージを出すよう求めました。

このほか、自宅療養の支援体制などについて、マスクやSNSなども活用して県民に丁寧に伝えること、またマンパワー不足で自宅療養者の支援の質が低下することのないよう体制を整備すること、営業時間短縮要請に関しては、事業者においても意向が分かれているが、双方の実態に即して、それぞれがしっかり経営を継続できる手だてを講じること、感染した方やその家族などが誹謗中傷を受ける事案、あるいは解雇につながるケースもあり、こういったことを改めてしっかりと認識して対応することなどの意見、要望を伝えました。

次に、令和4年4月に開催した第17回委員会は、副委員長の辞任及び互選を議題として開催したもので、新たに土森副委員長を選任いたしました。

次に、令和4年9月に開催した第18回委員会についてであります。

同年7月から県内で感染が再拡大し、8月下旬のピーク時には、1日の新規感染者が2,000人を超えるとといった状況でした。抗原検査キットの配布、BA.5対策強化宣言の発出、オンラインによる確定診断などの措置が取られましたが、医療機関、社会福祉施設のほか、学校、職場などで多くのクラスターが発生し、救急搬送困難事案や、受診希望者が発熱外来で診てもらえない事案などが発生しました。また、感染者の全数届出の見直しや、オミクロン株対応ワクチンの接種も近く開始されるという状況の中、この流行第7波で顕在化した課題と、必要となる体制整備の状況などについて調査を行いました。

執行部からの説明を受け、委員からは、発熱外来にかかれなかった事例や高齢者施設でのクラスターの発生など、第7波での課題をしっかりと検証しながら次に備えることが必要であること、またそれらの総括を県民に明らかにした上で新たにお問い合わせの内容を示すようにすること、医療や介護施設等の関係者は非常に大きな負担を強いられており、支援策を現場に周知する努力は徹底すること、陽性者フォローアップセンターへの登録と相談等の体制をしっかりと整備するとともに、漏れのないよう周知を図ること、自宅で使用した検査キットの適切な処分方法に関し自治体が指導できるように対応すること、規模の小さな飲食業者は特に厳しい経営が続いており影響の把握と対応に努めることなどの意見、要望を伝えました。

その後、令和5年2月に開催した第19回委員会及び3月に開催した第20回委員会では、委員間で活動報告の協議を行ったところです。

以上が、中間報告を行いました令和2年5月以降、現在に至るまでの当委員会の活動経過であります。

新型コロナウイルス感染症は、特段の事情がない限り、令和5年5月8日からは、感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づけることが決定されました。この5類感染症への移行により、医療費の自己負担分に対する公費支援や、診療を受けることができる医療機関の体制、社会活動に関する制限措置など、各種の政策、措置についても見直されることとなっております。

従来の感染症対策が大きく転換するに当たりまして、令和5年4月中には患者受入れの進め方などに関する移行計画を策定することとなっております。県民や保健・医療の現場に混乱を生じさせず、円滑な移行を実現するため、当委員会では調査活動を議員任期満了まで、引き続き行ってまいります。

以上をもって、新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会の報告といたします。



議案の上程、採決（議発第1号—議発第6号 意見書議案）

○議長（明神健夫君） 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第1号から議発第6号 巻末444～〕
456ページに掲載

○議長（明神健夫君） お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第1号「生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を求める意見書議案」から議発第6号「畜産危機打開のための緊急対策を求める意見書議案」まで、以上6件をこの際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(明神健夫君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

これらの議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(明神健夫君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第1号「生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を求める意見書議案」から議発第6号「畜産危機打開のための緊急対策を求める意見書議案」まで、以上6件を一括採決いたします。

以上6件の議案を、いずれも原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明神健夫君) 全員起立であります。よって、以上6件の議案は、いずれも原案のとおり可決されました。



議案の上程、討論、採決(議発第7号 意見書議案)

○議長(明神健夫君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第7号 巻末458ページに掲載〕

○議長(明神健夫君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第7号「高齢者の生活を守るため年金制度のマクロ経済ス

ライドの一時停止を求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(明神健夫君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(明神健夫君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、順次発言を許します。

3番桑鶴太郎君。

(3番桑鶴太郎君登壇)

○3番(桑鶴太郎君) 自由民主党を代表しまして、ただいま議案となりました議発第7号「高齢者の生活を守るため年金制度のマクロ経済スライドの一時停止を求める意見書議案」について、反対の立場から討論させていただきます。

年金制度のマクロ経済スライド導入の経緯は、平成16年に改正する前の制度では、将来の保険料の見通しを示した上で、給付水準と当面の保険料負担を見直し、それを法律で決めておりました。しかしながら、少子高齢化が急速に進む中で、財政再計算を行うたびに最終的な保険料水準の見通しは上がり続け、将来の保険料負担がどこまで上昇するのかという懸念もありました。

そこで、平成16年の制度改正で、将来の現役世代の保険料負担が重くなり過ぎないように、保険料水準の上限を定めるとともに、上限に到達するまでの毎年度の保険料水準を法律で決め

ました。また、国が負担する割合を引き上げ、積立金も活用していくことにより、公的年金財政の収入を決めることとしました。この収入の範囲内で給付を行うため、社会全体の公的年金制度を支える力——現役世代の人数——の変化と平均余命の延びに伴う給付費の増加というマクロで見た給付と負担の変動に応じて、給付水準を自動的に調整する仕組みが導入され、この仕組みをマクロ経済スライドと呼ばれております。

このマクロ経済スライドによる調整を計画的に実施することにより、将来世代の年金の給付水準が確保されております。現在、ロシアによるウクライナへの侵略に端を発した資源価格高騰の影響等による世界的な物価高騰は、今年1月分の消費者物価指数が前年比で4.3%の上昇となるなど、国民生活に大きな影響を及ぼしております。

エネルギー、食料品が中心の物価上昇対策については、これまで予備費の活用や総合経済対策、補正予算による対応など累次にわたって重層的な対策が講じられてきました。こうした対策は、ガソリン価格の上昇抑制や、本年2月から電気・ガス料金の激変緩和措置が消費者物価の上昇を1%程度抑制するなど、負担軽減に確実な成果を上げております。

さらに、政府が月内にまとめる追加の物価高対策は、総合経済対策、補正予算の執行のさらなる加速とともに、低所得者の方々、とりわけ低所得者の子育て世帯へのきめ細やかな対応を含め、効果的な追加策が議論されている状況であります。これらのきめ細やかな支援によって消費者物価の急激な上昇に対応することで、公的年金制度本体に変更を加えることなく、将来にわたる安定的な運用を目指すことが望ましいと考えます。

以上より、議発第7号「高齢者の生活を守る

ため年金制度のマクロ経済スライドの一時停止を求める意見書議案」に対する反対討論とさせていただきます。同僚各議員の皆様にも何とぞ御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（明神健夫君） 34番中根佐知さん。

（34番中根佐知君登壇）

○34番（中根佐知君） 私は、ただいま議題となりました議発第7号「高齢者の生活を守るため年金制度のマクロ経済スライドの一時停止を求める意見書議案」に賛成の立場で討論を行います。

2023年度の年金額は、前年度比で68歳以上は1.9%、67歳以下は2.2%と額面上は増額となりました。しかし、マクロ経済スライドが適用された結果、物価変動率2.5%に対して実質的には最大0.6%目減りすることとなっています。

マクロ経済スライドは2004年に導入された制度で、年金が増額される際に適用され少子高齢化に応じて給付の伸びを抑える仕組みであり、年金増額の場合には必ず実質的に目減りすることになるという、高齢者からすれば理不尽な制度です。しかも、2018年度改定からマクロ経済スライドが適用されなかった分について、翌年以降に持ち越すキャリアオーバーの仕組みも導入されるようになりました。今回は、このキャリアオーバーも適用されることになり、物価上昇率を下回る実質減となったものです。

現在、足元では前年同月比で4%程度、第2次オイルショック以来41年ぶりという高い水準の物価高騰が続いています。物価高騰は、一部に現在の4%程度でピークアウトするのではないかという希望的観測はあるものの、日銀が金融緩和策の維持を決定したことは、インフレを助長し、物価高の継続につながるものです。また、今後も4月からの電気料金値上げ、政府小麦売渡価格もウクライナ危機直後の小麦価格の

上昇分が反映される見込みであるなど、希望的観測のとおりには物価高騰がピークアウトに向かうのか、先行きは必ずしも見通せません。また、一度引き上げられた食料品などの価格が引き下がる方向に転じるかはさらに不透明で、高止まりの生活支出がかさむ状況が続くことが予想されます。

特に、物価高騰の中でも、電気代、ガス代などの伸び率が高いことも特徴でありまして、前年比で20%以上の上昇という大変に厳しい状況です。高齢者世帯は、当然のことですが在宅時間が長く、光熱費の上昇影響を相対的に強く受けることは避けられません。また、食料品の値上げも高い水準です。1月の消費者物価指数の上昇は、総合指数で前年同月比4.3%の上昇ですが、食料品の項目を見れば、この総合指数よりも高い5.9%から9.8%の上昇率となっています。光熱費や食料という日常の暮らしにおいて支出が避けられない品目が上昇している以上、高齢者世帯の物価上昇による負担は、全体平均よりもむしろ重いものになっているものと考えられます。

そもそも、今回の年金実質減は、満額でも月約6万6,000円である国民年金のみの受給者、あるいはその満額を受け取れない低年金者にとっては、より一層厳しいものとなり、憲法に定める健康で文化的な最低限度の生活を保障できない状態に追い込むものになっています。

切実な声を幾つか御紹介します。毎日のようにガス、水道、電気に気を遣いながら、食料、飲物の量を見ながら生活をしています。食料品や日用品の値上がりが続いて、スーパーの商品棚の値段の金額が目に入りため息が出ています。物価高が日々の生活を大変にしています、特に食料品が高く苦しい、これまでも安い年金では衣服などの新しいものも買えずに来たのに。夫が亡くなって独り暮らしになり年金も自分の分

だけになりました、貯金もなく年金だけに頼って生きています、介護を受けたり入院や施設に入所することになるとお金が足りなくてとても不安です、食費も削り楽しいことも減らしていかなければなりません。年金だけでは生活ができず体が動く間とはアルバイトをしてきましたが、だんだん限界に近づいています、これだけものが高くなると先への不安ばかりで生きる希望が持てません、などなどたくさん声があちらこちらから届いています。これら多くの声を直視し、必死に生きる国民の生活を支える制度にすべきです。

また、マクロ経済スライドは高齢者だけに影響する問題ではありません。数十年かけて徐々に実質的な年金額を減らしていくという制度である以上、影響が積み重なる現役世代にとって、将来受け取る年金が大きく目減りしてしまうという問題点があります。これは年金制度自体への信頼を損なうもので、現役世代の将来不安も高めるものとなります。しかも、マクロ経済スライドは、2004年の導入以来、デフレと賃金低迷という長期的な日本経済の不況下で年金額が伸び悩み、今回を含めて4回しか適用されておりません。20年で僅か4回の適用という事態そのものが、制度の設計からも想定されておらず、政府が言う年金制度を維持するというマクロ経済スライドの役割についても疑問符がつくものです。

3月15日には大手企業の春闘回答があり、満額回答とはなったものの、目下の物価上昇率約4%から見れば、その水準には届かないものとなりました。本来なら、年金の支え手である現役労働者の賃上げと非正規雇用の正社員化で保険料収入と加入者を増やし、年金財政を安定させることこそ、最も根本的な年金制度維持の対策です。最低賃金の引上げ、あるいは保育、介護、看護などケア労働の賃上げなど、政府が主

体的に実行可能な賃金底上げ策を実行し、社会全体のさらなる賃上げを促すべきです。

41年ぶりという急激な物価高騰の局面にあって、高齢者の暮らしを守るために、目減りをする年金額ではなく、物価上昇に見合う年金額とすることこそが必要との本意見書案の趣旨は、多くの同僚議員に御賛同いただけると考えるものです。

同僚各議員の御賛同を心から呼びかけ、高齢者の生活を守るため年金制度のマクロ経済スライドの一時停止を求める意見書議案への賛成討論といたします。どうぞよろしく願いいたします。(拍手)

○議長(明神健夫君) 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議発第7号「高齢者の生活を守るため年金制度のマクロ経済スライドの一時停止を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明神健夫君) 起立少数であります。よって、本議案は否決されました。



継続審査の件

○議長(明神健夫君) 御報告いたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元にお配りいたしてあります申出書写しのとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

〔継続審査調査の申出書 巻末461ページ
に掲載〕

お諮りいたします。ただいま御報告いたしました閉会中の継続審査の件を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(明神健夫君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申出のとおり、これらの事件を閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(明神健夫君) 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。



○議長(明神健夫君) 以上をもちまして、今期定例会提出の案件全部を議了いたしました。



閉会の挨拶

○議長(明神健夫君) 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今議会は、県勢浮揚に必要な施策を着実に実行しつつ、今後の財政運営の持続可能性を見据えた令和5年度当初予算をはじめ、県政上の重要な案件を審議する大変重要な議会であり、また私ども議員にとりましては任期最後となる議会でもございました。

議員各位におかれましては、長期間にわたり終始熱心に御審議をいただき、おかげをもちまして全議案を滞りなく議了し、予定どおりの日程をもって無事閉会の運びとなりました。議員各位の御協力に対しまして、心から感謝を申し上げます。

この4年間を顧みますと、任期初年度は元号が平成から令和に改められ、国民の祝意の中、天皇陛下が即位をされた年でありました。また、12月には県政のかじ取り役が尾崎前知事から濱田知事へとバトンを渡され、新たなリーダーの下、県民所得や県内総生産額の向上など、本県経済のさらなる飛躍が期待をされました。

しかしながら、翌令和2年は新型コロナウイルス感染症により県民の健康は脅かされ、度重なる外出自粛や飲食店への営業時間短縮要請などにより県経済は大きなダメージを受けました。こうした中、県議会としても、新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会を設置して調査を進め、執行部に対して政策提言を行い、また議員提案による条例を制定するなど、県民生活を守り、県経済を上昇に転じるため取り組んでまいりました。

幸い、新型コロナウイルス感染症は感染者数が減少し、現在は落ち着きを見せており、本格的にアフターコロナに向けて動き出す時期が来ております。折しも、牧野富太郎博士の人生をモデルとした連続テレビ小説らんまんの放送が来月から始まります。この機を捉え、県勢浮揚に向けた道筋をより確かなものにするよう取り組んでいかなければなりません。

さて、いよいよ次期選挙を迎えるわけですが、出馬される議員各位におかれましては、県政への熱い思いで御奮闘され、重ねて県民の厚い信頼と推挙を受けられまして、再びこの議場で御活躍されることを念願する次第でございます。また、今期をもちまして後進に道を譲られる各位におかれましては、在任中、県勢発展のために御尽力されましたその御功績に対し深甚の敬意を表しますとともに、ますますの御自愛の上、今後とも県勢発展のために違った立場から御指導、御協力を賜りますよう切にお願い申し上げます。

また、知事をはじめ執行部、報道関係の方々には、この4年間、終始変わらぬ御厚情をもって一方ならぬお世話になりました。心から感謝を申し上げますとともに、今後とも健康には十分留意をされまして、県勢発展のため一層の御活躍をお願い申し上げます。そして、県民の皆様方の御多幸、御発展を心から御祈念いたしまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

これより、県知事の御挨拶があります。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 令和5年2月議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今議会には、令和5年度一般会計当初予算や高知県環境不動産の建築の促進に関する条例議案などを提出させていただきました。議員各位には熱心な御審議を賜り、誠にありがとうございました。また、ただいまは、それぞれの議案につきまして御決定を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今議会では、来年度予算についての私の思いや新時代の潮流であるデジタル化、グリーン化、グローバル化の取組、関西圏との経済連携、中山間対策、教育政策などにつきまして、多くの御意見や御提言をいただきました。御審議の過程でいただきました貴重な御意見や御提言を十分肝に銘じ、1期目の最終年に当たり、私自身もこれまで以上に気を引き締めて、全力で県政の運営に努めてまいります。

3年以上続いたコロナ禍への対応は、本年5月に大きな転換点を迎え、社会経済活動の正常化に向けた動きが一段と加速をすることが見込まれます。このような社会経済情勢の大きな変化の波に柔軟に対応しながら、来る令和5年度においても、新たな取組に果敢に挑戦してまいりたいと考えます。

とりわけ、4月から放送されます連続テレビ

小説らんまんを千載一遇のチャンスと捉えて、コロナ禍で打撃を受けた本県観光の再生はもとより、本県の魅力を全国にPRすることで、県産品の外商拡大などの幅広い波及効果も生み出してまいりたいと考えております。

また、2025年の大阪・関西万博に向けた動きが本格化する中、アンテナショップの開設をはじめといたします関西圏との経済連携の取組を強力に推進してまいります。加えて、新時代の成長の原動力となるデジタル化、グリーン化、グローバル化といった未来への扉を開く施策をより一層進化させてまいります。そして、中山間地域の再興に向けて、活力を取り戻す道しるべとなります中山間地域再興ビジョンを策定し、本県の魅力や潜在力を生かしながら、県勢浮揚への道筋をより確かなものとしてまいります。

穏やかな風の中に春の気配を色濃く感じられるようになりました。議員各位には、4年の任期を終えられますことを心から御慰労申し上げますとともに、この間の御指導と御鞭撻に深く感謝を申し上げます。あわせて、統一地方選挙に臨まれます議員各位の御健闘を心からお祈り申し上げます。

また、今期をもちまして後進に道を譲られます米田稔議員、黒岩正好議員、森田英二議員、上田周五議員、桑名龍吾議員、吉良富彦議員の6人の皆様には、県政に対する多大な御貢献に、私といたしましても心から感謝申し上げます。

皆様方が議員として在籍をされた間は、まさに時代の転換期であり、我が国と本県を取り巻く情勢に大きな変化がありました。そうした中であっても、皆様方の高い識見と卓越した手腕で県民の皆様のご信頼を集められますとともに、そのお力を県政の場で大いに発揮されましたことに、心から敬意を表します。

本議場においてになります議員各位におかれましては、今後とも御自愛の上、ますます御活

躍されますことをお祈りいたしますとともに、私ども執行部に対しまして、引き続き多方面からの御指導、御鞭撻を賜りますよう心よりお願いを申し上げます。

以上をもちまして、私からの閉会の御挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。



○議長（明神健夫君） これをもちまして、令和5年2月高知県議会定例会を閉会いたします。

午後0時閉会